

立命館八十五年史資料集

第三集

一九八八年一月

立命館史編纂委員会

立命館創始百二十年
學園創立九十周年
記念出版
學園史料集

立命館八十五年史資料集
第三集

一九八八年一月

立命館史編纂委員會

凡 例

一、『立命館八十五年史資料集・第三集』は「学園課題・施策に関する資料―その一」として、戦後から一九七五年九月までの立命館理事会・(学内)理事会・大学・大学協議会・全学協議会・臨時調査委員会・企画委員会・長期計画委員会等の学園課題・施策に関する主要なものを収録をした。

二、引続き、学園課題・施策に関する資料―その二(一九七五年十月―一九八二年三月)を『第四集』として、同じく―その三(一九八二年四月―一九八四年十二月)に、大学声明・訴えに関する資料を加えて『第五集』を発刊する予定である。

三、資料番号は第二集に続く通し番号とした。

四、資料の収録にあたっては、なるべく原資料の体裁を保つよう努めたが、次の点を配慮した。

- 1 表題について、編者が注記したもの、および資料の年月日、機関名を付記した部分は「 」で示した。
- 2 原資料が横書のものであっても、すべて縦組みとし、その旨を☆印で示した。なお資料中の年月日等の数字については、そのまま漢字に直した。
- 3 漢字は常用漢字表・人名漢字表に改められるものはそれにより、また略字、俗字等は正字に改めた。用語、仮名づかい、送りかな、句読点等は原文のままとした。
- 4 資料の収録にさいし、編者が抜粋・省略したものおよび注記を付したものはすべて「 」で示した。すなわち〔抜粋〕〔省略〕〔注・・・〕等である。なお()で示しているのは

は原文のものである。

5 原文において明らかに語記、誤字とみとめられるものは編者が訂正した。また疑義ある場合(ママ)を付し、誤用と思われるものは「 」で補い、脱字等は□で示した。

五、出典は必要に応じて、その資料の末尾に「 」で掲げた。

立命館八十五年史資料集・第三集

学園課題・施策に関する資料―その一

目次

六二六	学園改革基本方針	〔一九四五(昭二〇)・一一・六理 事 会〕	1
六二七	昭和三十一年度学費値上げに関する諒解事項	〔一九五六(昭三二)・一・一四 全 学 協 議 会〕	1
六二八	新校舎建設に関する調査委員会報告書	一九五六(昭三二)・三・八〔新校舎建設に関する調査委員会〕	2
六二九	学園振興に関する調査委員会報告書	〔一九五七(昭三二)・一一・二二 学園振興に関する臨時調査委員会〕	6
六三〇	全学協議会確認事項〔昭和三十一年度〕〔十二月原則〕	〔一九五七(昭三二)・一二・一四 全 学 協 議 会〕	12
六三一	学園振興に関する臨時調査委員会〔改組後〕 答申書	〔一九六〇(昭三五)・三 学園振興に関する臨時調査委員会〕	13
	〔一〕学園振興に関する臨時調査委員会経過報告		13
	〔二〕答申書		17
	〔1〕大学院の課程・専攻の増設等に関する基本方針、大学院の研究科・課程・専攻等新設増設に関する手続要項		17
	〔2〕二部対策		19
	〔3〕法人の名称並びに機構等に関する事項		24
	〔4〕大学授業のあり方についての方針と施策		29
	〔5〕定年制について		33
	〔6〕高校中学対策		35

(7) 給与体系〔について〕……………39

(8) 立命館大学教員任用規定、立命館大学教員選考基準……………42

(9) 財政に関する報告書……………43

(10) 理工学部 of 整備拡充について……………49

六三二 (新五ヶ年計画について)……………(一九六〇(昭三五)・一一・一六)理事會……………54

六三三 全学協議会確認事項〔昭和三五年度―新十二月原則〕……………(一九六一(昭三六)・一・一六)全学協議會……………57

六三四 新学部〔経営学部〕設置問題についてのまとめ……………(一九六一(昭三六)・七・四)全学協議會……………58

六三五 二部対策要綱……………(一九六二(昭三七)・三・三二)大学協議會……………61

六三六 学園振興基本要綱……………(一九六三(昭三八)・六・一五)大学協議會……………63

六三七 部落問題の正しい認識のために……………(一九六三(昭三八)・八・一〇)教学部長、学生部長……………68

六三八 大学院充実にについての基本的考え方……………(一九六三(昭三八)・一〇・一六)大学院委員會……………69

六三九 新学部〔産業社会学部、経営管理学部〕の構想にかんする答申……………(一九六三(昭三八)・一一・一六)企画委員會……………70

六四〇 全学協議会における確認事項〔昭和三八年度〕……………(一九六四(昭三九)・一・一八)全学協議會……………72

六四一 寮問題についての確認事項……………(一九六四(昭三九)・二・一四)学園振興懇談會……………75

六四二 学部〔経済・経営学部〕移転に関するまとめ……………(一九六四(昭三九)・六・二〇)学園振興懇談會……………76

六四三 新学部〔産業社会学部〕増設問題についてのまとめ……………(一九六四(昭三九)・七・一八)大学協議會……………80

六四四 助手制度の改善策について……………(一九六五(昭四〇)・一・三〇)学内理事……………81

六四五 本学の研究体制に関する答申……………(一九六五(昭四〇)・三・三一)企画委員會……………86

六四六 本学における諸機関のあり方とその改善整備についての答申……………(一九六六(昭四一)・一・一八)企画委員會……………99

六四七 立命館高等学校・中学校のあり方についての答申……………(一九六六(昭四一)・三・一七)企画委員會……………108

六四八 企画委員会の答申〔高中校のあり方について〕に対する見解(案)(一九六六(昭四一)・二二・三)立命館高等学校 中学校……………119

六四九 告示―同和教育推進のために……………(一九六七(昭四二)・七・七 各学部長、二部協委員長)……………123

六五〇 「同和教育の総括と今後の方向」について……………(一九六七(昭四二)・七・二六 教学担当常務理事)……………124

六五一 立命館大学における大学自治(案)(総長選挙規程改正案討議資料)一九六七(昭四二)・一一・二四 (理事 会)……………131

六五二 「立命館大学教学白書」〔抜粹〕……………一九六八(昭四三)・三・ 国庫負担にかんする委員会、大学 白書作成委員会……………135

六五三 最近の学生運動についての大学の基本的な姿勢……………(一九六八(昭四三)・五・二五 大学 協議 会)……………139

六五四 大学自治に関する討議資料……………一九六八(昭四三)・九・二一 大学 協議 会……………140

六五五 教学内容点検の基本的視角……………(一九六八(昭四三)・九・二五 (学内)理事会―教学小委員会)……………145

六五六 大学改革のための討議資料―その一〔大学、立命館民主体制 改革の方向〕……………一九六九(昭四四)・四・三〇 立命館大学(学内)理事会……………151

六五七 大学院研究科の改善の方向……………(一九六九(昭四四)・六・二八 大学 協議 会)……………162

六五八 「寮問題の解決のために」―その経過と問題点(討議資料)(抜粹)一九六九(昭四四)・六・ 立命館大学(学内)理事会……………164

六五九 一拠点をめざして―産業社会学部移転の提起……………(一九六九(昭四四)・七・二六) (学内)理 事 会……………166

六六〇 職員の位置付けと課長の身分制廃止について(討議資料)……………(一九六九(昭四四)・八・二 (学内)理 事 会)……………167

六六一 大学改革のための討議資料―その二〔教学の歴史的総括、教学 各論〕……………一九六九(昭四四)・八・六 立命館大学(学内)理事会……………172

六六二 大学改革のための討議資料―その三(未定稿)(研究・教育と組 織運営、意思決定と執行組織、その他)……………一九六九(昭四四)・一〇・一八 立命館大学(学内)理事会……………191

六六三 本学における一連の事態について―経過と問題点……………(一九六九(昭四四)・一〇・五 立 命 館 大 学)……………205

六六四	教員の任用・昇任基準の再検討について	一九六九(昭四四)・一二・一三	第四四九回大学協議会	217
六六五	〔学部長選挙規程の制定にあたって〕	一九六九(昭四四)・一二・一三	(学内)理事会	218
六六六	大学改革のための討議資料―その四(未定稿)(学生処分制度)	一九七〇(昭四五)・三・一三	立命館大学(学内)理事会	222
六六七	立命館大学の改革についての答申〔一)拠点、教学、学生規模、管理運営、財政〕	一九七〇(昭四五)・九・一九	長期計画委員会	229
六六八	立命館大学の現状と課題について	一九七〇(昭四五)・一〇・二四	(学内)理事会	246
六六九	ふたたび学園の現状と課題について	一九七〇(昭四五)・一二・七	立命館大学(学内)理事会	250
六七〇	一九七〇年度全学協議会確認事項―七〇年学費問題のまとめ	一九七二(昭四六)・一・一八	全学協議会	255
六七一	立命館大学教学の現状と課題	一九七二(昭四六)・三・二七	大学協議会	258
六七二	入試制度の基本と当面の対策	一九七二(昭四六)・四・二四	大学協議会	270
六七三	一拠点建設財政計画を立案するに当って	一九七二(昭四六)・一二・一	(学内)理事会	279
六七四	大学院の将来計画にかかわる基本的視点	一九七二(昭四七)・七・八	大学協議会	281
六七五	衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画について	一九七三(昭四八)・六・一三	立命館(学内)理事会	283
六七六	立命館大学の現状と課題	一九七三(昭四八)・一〇・二〇	立命館(学内)理事会	293
六七七	ふたたび立命館大学の現状と課題(その一)―中間的まとめ	一九七三(昭四八)・一二・五	立命館(学内)理事会	301
六七八	ふたたび立命館大学の現状と課題(その二)―中間的まとめ	一九七三(昭四八)・一二・二〇	立命館(学内)理事会	305
六七九	衣笠一拠点実現へむけての討議のために	一九七四(昭四九)・一・一一	立命館(学内)理事会	315
六八〇	一九七三年度全学協議会確認事項	一九七四(昭四九)・一・一八	全学協議会	320
六八一	衣笠一拠点実現のための当面する課題―理工新館問題の提起に	一九七四(昭四九)・七・一	立命館(学内)理事会	327

六八二	民主教育、同和教育の充実発展について	一九七四(昭四九)・八・四	学園振興懇談会	330
六八三	「衣笠一拠点」実現へむけての討議資料―一九七三年度長期 計画委員会第二次答申	一九七四(昭四九)・八・三二	立命館(学内)理事会	331

第一 教学本論分科会

第二 「二部分科会」「一拠点実現」と二部教学の諸課題について

第三 「研究体制分科会」研究体制の整備・充実の方向について

第四 「事務体制分科会」事務体制の整備について

第五 施設分科会

第六 財政分科会(本学財政のあゆみと今後の長期計画(建設勘定を中心として))

△付▽理工新館問題に関する答申

六八四	「大学教育と部落問題」〔討議資料〕〔抜粋〕	一九七五(昭五〇)・五・二	立命館大学	361
-----	-----------------------	---------------	-------	-----

六八五	衣笠一拠点実現のための討議資料	一九七五(昭五〇)・七・一六	立命館(学内)理事会	364
-----	-----------------	----------------	------------	-----

立命館史編纂委員会名簿

立命館 学園課題・施策に関する資料―その一

(一九四五年九月～一九七五年九月)

六二六 学園改革基本方針

(一九四五(昭二〇)・一一・六 理事会)

- 一、経営本位ヲ脱却シ教育本位ヲラシムルコト
- 二、校規ノ肅正ヲ為スコト
- 三、教授陣ノ充実強化ヲ計ルコト
- 四、立命館教育ノ特色ヲ發揮スルコト
- 五、学園ノ自尊、自治ノ強化ヲ計ルコト

(注・詳細については資料三三六、三三七参照)

六二七 昭和三十一年度学費値上げに関する諒解事項

(一九五六(昭三一)・一・一四 全学協議会)

昭和三十一年一月十四日の第二回全学協議会第三次会議に於いて、昭和三十一年度学費値上げに関し、討議の結果、左の事項を諒解事項とする。

昭和三十一年度一月十四日午前三時

- | | |
|-----------------|----------|
| 立命館大学総長 | 末川 博 印 |
| 学校法人立命館理事長 | 北川 敏 夫 印 |
| 立命館教職員組合連合執行委員長 | 菊池 立 身 印 |
| 立命館大学学友会中央委員長 | 石井 康 治 印 |

記

一、学園全体に關係ある重要事項及び学生々活に直接影響ある事項については、学校当局は学生に対してなんら予告することなく、休暇直前又は休暇中に一方的にこれを決定しない。この場合、学校当局は決定しようとする事項を少なくとも休暇前一ヶ月に学生側に明示すること。但し、明らかに緊急やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

二、学園發展に大きく關係する学園拡張、拡充のすべては、学園復興委員会規約(昭和二十七年二月八日制定)にもとずき、学園復興委員会に於いて審議されること。

但し、この復興委員会はその必要に応じて、既存の各専門機関にその審議を委任し、又は新たに小委員会を組織し、これに審議を委任することができる。

三、今回の学費値上げの主要理由として提出された、拡充計画は、すべて速やかに遂行されること。

尚この計画の具体化はすべて前項に依るものとする。

附記

この文書は四通作成し、前記の各署名者が、それぞれ一通これを保管する。

以上

六二八 新校舎建設に関する調査委員会報告書

一九五六(昭三二)・三・八(新校舎建設に関する調査委員会)

一、調査委員会の性格

昨年九月、「新校舎建設に関する調査委員会」が設けられ、十月から今日に至るまでの五ヶ月間、二十数回にわたって討議を重ねて来たが、今その結果を報告するに当り、本委員会成立の経過ならびにその性格について一言する必要がある。

五十余年の歴史を誇る立命館学園も、その飛躍的發展は戦後十年のことである。この間人的物的充実に著しいものがあつたが、その發展が急激であつただけに、なお不十分を免れず、殊に広小路学舎における校地校舎の狭隘性は、これを打開することが緊急切実の問題となつた。ここにおいて、理事会は諸般の状態を考え、適當なる場所に校地を卜し、やがてはここに全学を牽引して移転集中し、一大学園を形成すべきであるとし、今こそその理想実現への第一歩を踏み出すべき時であると考えるに至つた。かくして、昨年三月二億円に上る土地購入予算が理事会および評議員会において決定され、直ちに西院方面における数万坪の土地買収計画に着手すること、なつた。しかしこの計画は京都市の都市計画のために中止のやむなきに至つた。

こゝに於て学園拡充に関する全学的討議の機運が高まり、昨年八月、理事、評議員、教学関係者、教職員組合代表者などによつて学園拡充に関する懇談会がもたれ、その結果として、九月に至り理事会並びに大学協議会の決定に基づき、学園拡充の問題を慎重に調査研究する機関として調査委員会が設けられるに至つた。

委員会は各学部代表四名(法、経、文、理工学部各一名)と理事代表三名(高中校長を含めて二名、のちに三名)の計七名から構成された。委員会は昨年十月六日に第一回の会議を開き、その席上、委員会は理事会の従来の諸決定に拘束されることなく、全く白紙の立場で、教学と経営の両面から、内

外諸般の実状を十分に調査研究し、学園将来の発展のため、最も堅実かつ妥当な構想をつくり上げることを申合せた。学園の運命を左右するともいえる一般の拡充計画は、学園関係者すべての全面的協力を必要することであり、あらゆる創意の結集すべき調査委員会の設置は極めて妥当な処置であった。かかる重大使命を負って、調査委員会は五ヶ月間に二十数回の会議を開き、学園内外の資料を蒐集整理し、その間、教学、施設、給与財政の三小委員会を設け、あるいは学部代表者会議を開き、さらに各部課代表者・教職員組合・学生代表などと懇談会を開いて各方面の意見を採り入れ、内外諸般の事情を十分に検討した結果、ようやく次のような構想に到達するに至った。

二、理事会案に対する所見

(1) 昨年三月、理事会および評議員会が決定したところの、二億円を投じて六万坪程の校地を買収し、やがては全学をこゝに移転集中し、一大綜合学園を形成しようとする構想は、一つの構想として検討に値することははいうまでもなく、広大な緑の校地に各学部が整然と並び、各種の体育施設が完備している未来図は美しい限りである。しかしながら、構想は現実性具体性をもつたものでなければならぬ。この意味において、われわれは次の諸点を特に指摘し再考の要あるものと考えた。

(1) 買収後いつまでに移転が実現しうるかという点についての明確な計画がない。従って土地は買収しても、いつ移転ができるか判らず、取りあえず土地だけ買収して置けば将来永い期間には実行できるというだけでは具体性が乏しい。

(2) 今後年々相当数の教職員の補充による教学の充実が必要であり、そのためにはさらに教職員の待遇改善が前提条件となる。この人件費の増大を考慮する時、理事会案の実施には財政的に不安があり、この点についての再検討の要がある。

(3) 昨年三月学園で、新校舎建設計画を決定した後においても、既に教職員の待遇改善のために相当多額の人件費の増加が行われた外、この計画着手の遅

延に伴ない従来懸案になっていた文学部を主とする校舎を広小路学舎に建設しなければならなくなったこと、其他各種の施設費合計一億八千万円に上る事業を拡充計画と切離して施行しなければならない事情に立ち至ったことのために、三十一年度から学費の一部引上りが決定されているが、現在においては最早この計画決定の当初に予定していたような財政状況ではなくなつたため、建設計画は当然に再検討を要することになった。

(4) 仮りに財政的事情は許すとしても、大学の本拠を移転することは一歩を誤れば、将来大学の運命を左右する重大問題である。なお又本学として今後も従来の如く大学入学者の増加を期待し得るや否や問題であり、特に二部学生の漸減傾向に鑑みても、かゝる際に大計画を実施することは慎重な考慮を要する。

二、委員会の構想

本委員会は独自の立場で、最も堅実かつ妥当なる構想として次の如く考へる。それを(1)教学の充実について、(2)施設の拡充について、(3)給与財政の見透しについて、の三項目に分つて説明する。

(一) 教学の充実について

教学の充実については種々検討すべき問題があるが、第一の問題は教員の充実であり、特に語学教員の充実が緊急の問題と考える。

① 語学教育の充実

本学の教学上の欠陥の一つは語学教育の弱さにある。

これは次の如く充実改善さるべきものと考えた。

① 各大学の現状と比較検討し、クラス人員は将来漸を追うて七十名程度にまで縮小することが望ましい。

② 第一外国語、第二外国語ともに八単位、計十六単位を必修とする必要がある。

③ ①、②と④を実現するため、語学教員を相当数補充する必要がある。

④ クラス編成の整備と語学教員の充実にともない語学専用教室をつくり、

効果的に利用することが望ましい。

② 一般教育、教職並びに専門科目教育の充実

重要科目のうちに専任教員なく外来講師に依頼しつつ、あるものがある現状は早急に改められるべきであり、また教員不足のためよりする授業時間の過重を解決すべきである。

③ 学部学科の新增設

経済学部の博士課程の新增設

文学部の学科増設、修士課程、博士課程の新增設

理工学部の修士課程、博士課程の新增設

商学部の新設

これらの学部・学科・専攻の新設または増設は、施設および財政の点から慎重に考慮するとともに、その緩急を誤らないことが必要である。

②および③の充実のため、専任教員は二十名程度増員する必要がある。

④ 事務職員の補充

以上の教学面の充実にとりまう事務量の増大などのために少くとも十数名の事務職員の補充が望ましい。

(二) 施設の拡充について

① 教室の不足

教学面の充実、殊に外国語教育の大規模な充実その他、外書講読、演習の必修化、大学院の新增設、研究室の増設などを考慮するとき、相当数の教室が必要である。これを広小路の校地内またはその周辺に増設することも不可能ではないが、これには相当の時間を要するとともに膨大な経費を必要とする。このため広小路学舎から教室の一部を他の場所に別置することが必要である。

② 教養課程の別置

何を別置するかにつき①総合大学として、如何なる学部といえども別置分散することは不可、②新しい校地を求めめることは、学園を四分割し、経営、財政、教学のあらゆる面から不適当、③さらに新しい校地は場所により入学率に影響大、④正課体育の運動場が必要である。

以上の諸点からして、教養課程（二回生）の別置を可として、その場所は差し当り等持院校地を適当とする。

③ 文学部を主とする新校舎の新築

多年の懸案である文学部校舎は、研心館北隣に建設し、その設計にないし二の大教室を予定し、法・経・文・商四学部の共用とし、現文学部校舎は四学部の小教室として共用する。

④ 体育施設について

衣笠野球場を正課体育の運動場とする。

その結果、野球場を含めて、すべての運動施設は多少遠隔でも地価の安い土地数万坪を購入し、こゝに総合的運動施設を年次計画として逐次完成する。

この土地は運動施設としての観点だけでなく、将来全学が移転し得る場合をも考慮して、交通、地形その他のあらゆる点から検討さるべきである。

(三) 給与・財政について

① 給与について

給与の改善は教学の充実に重大な関係を有する。他大学との比較は極めて困難であるが、改善すべき諸点は次の如くである。

① 給与体系の確立

② 定期昇給制（公務員程度）

③ 定員制、定年制

④ 諸給

⑤ 年金制、退職金制

これらの点については理事会に於て充分考慮されたい。

② 財政について

(イ) 収入の大部分は学費収入であり、それは学生数と学費金額によって決まる。現状では四学部で学生の現在数以上の増加が困難であるから、金額を不変とすれば、収入増加は学部学科の新增設に依存することが多い。

(ロ)支出の最大項目としての人件費は、教職員の増加と待遇の改善のため漸増を免れない。その他の経費も増増するから、できるだけ各部門に亘り経営合理化を図る必要がある。

(ハ)施設の面では文学部校舎その他で一億八千万円、さらに等持院教養校舎の建設新運動場の買収ならびに整備のための費用など総計約四億円を必要とする。これらの資金については、当委員会において、今後学園財政の収支計画を十分に検討するものとする。

四、結語

当委員会の到達した結論を簡条的に要約すれば次の如くである。

なお、北大路学舎に関する諸問題は、学園拡充の一環として重要性をもつものであるが、本委員会としては今後の検討に俟つこと、したい。

①立命館学園は近年急激なる発展を辿つて来て、今や何らかの根本的發展策を講ずべき緊急の必要に迫られている。

②その構想は遠大であることが望ましいが、常に現実に立脚し将来の見透しを誤つてはならない。

③学園の拡充は教学経営の両面から検討すべきであるが、その目標は常に教學の充実におかれなければならない。

④教学充実の緊急問題は先ず優秀な学生を多く集め、これに充実した教育を施すことである。このため校地校舎その他研究上必要な施設を整備し、それと共に、優秀な教員組織をつくらなければならない。

⑤学部学科の新増設は慎重に検討を要し、教員の充実には待遇改善が前提条件である。

⑥校舎狭隘の問題は差し当り教養校舎を等持院校地に建設し、衣笠野球場を正課体育の運動場に転用する。

⑦運動場は多少遠くとも広大な地域を買収するものとし、その選定に当つては、将来全学が移転し得る場合をも考慮して、交通、地形その他あらゆる点から検討さるべきである。

⑧拡充計画の構想および計画実施は、可能な限り衆議を尽し、全学的協力体制を確立し堅持すべきである。

六二九 学園振興に関する調査委員会報告書 ☆

(一九五七(昭三〇)・一一・二二) 学園振興に関する臨時調査委員会)

一、私学一般および本学が当面する問題

(一) 今日私学が果たしつつある教育の重要さは多言を要しないところであるが、国家の文教政策は私学に対して甚だしく冷淡であるばかりでなく、これを改善しようとする何らの意図も見うけることが出来ない。

一例をあげれば国立大学にあっては全予算に対する授業料収入は約五%であつて、学生一人当りの国庫負担は約一五万円と称されているのに反し、私立大学に対する国庫補助は昭和三十二年に於いて総額一億四千万円に過ぎず、その中本学がうけた補助金は四百六十万円程度で本学予算の一%にも足りない。即ち私学は予算額の殆ど総てを授業料収入に依存しなければならぬのが実状である。このことは必然的に学生数を増加し授業料を引上げるといったこのましくない傾向を助長せしめる。学生数の増加は教育の実効を稀薄にし、学力の低下を来し、授業料の増額は教育の機会均等を失わしめる結果となる。これらは今日私学の矛盾として一般化されるに至っている。

以上の事情は大学院制度等とも関連して私学相互の競争を激化せしめる直接間接の要因となつており、これらを総称して今日私学の危機又は教育の危機とされていることは周知の通りである。

(二) 我が学園もこれらの一般的危機と称されるものらち外に立っているわけではない。

我が学園が戦後激しい変革の中にあつて末川総長を迎えて、学園の新たな方向を決定し、爾来総長を中心としてよく困難を克服し飛躍的な発展を遂げ、民主的な学園としての誇りと自信を、そして私学としての一応の地位を確立し得たことは異存のないことであらう。

しかし、ひるがえつて学園の実状をつぶさに検討するならば必ずしも右

の確信や評価が実質を伴つているとは言ひ難い。戦後の飛躍的發展のかけに諸欠陥が充分には克服されるに至らず、学園の発展に対する安易な信頼が停滞を生ぜしめる結果となつたとも言ひ得る。現在学園の経営当局、教職員、学生の各方面を通じて学園の発展と興隆に対する積極的意欲に不足するところがあるのは否み難い事実であり、又学園の教学体制、勉学条件、教職員の給与条件、財政状態等についても改善を要する諸欠陥があることを認めざるを得ない。これらの諸欠陥の生ずる根本要因は、さきに指摘した私学の一般的危機の直接的影響にあることは多言を要しないところである。故に我々は何よりも先ず、私学の一般的危機を招来している政府の文教政策の根本的修正を要望しなければならない。しかし、それと共に現在の諸条件の下において能うかぎり叙上の諸欠陥を克服するための最大の努力をも傾注しなければならないこと、これまた論をまたないところであらう。

以上の如き考慮を前提として、学園の發展の理想を背景としつつ、さし当つて、五年程度の間で解決すべき緊要の問題に対処すべき根本方針を討議定立したいと思う。以下各項に分つてこれが討議の基礎となるべき素材を提供する。

二、教学の充実

(一) 教育内容の充実改善

本年度本学々生の就職状況を見ると、求人件数に対して採用決定数は少数であり、不採用の原因の大部分は学力試験に合格しなかつたことにある。この一事から見ても本学学生のなかには他の国公立及び私立の各主要大学の学生に比して学力に遜色のあるものがすくなくないことが推論される。かかる事態を招来している要因は多々あると考えられる。学習に関する諸制度、教室、図書、実験実習等の諸施設、等々に関する客観的諸要因のほか、教員の指導的意欲の不充分さ、学生の学習努力の不足等の主観的諸要因も指摘できるであらう。本学の将来にとっての急務は何はさておき学

生の学力を高めることである。そのためには学力向上を阻害している前記の客観的及び主観的諸要因を速かに克服することが緊要である。そしてこれについては、大学協議会、各学部教授会、大学院及び各研究科委員会、一般教育委員会、外国語科連絡協議会、教職課程委員会、教務連絡協議会等の諸機関ならびに教職員全員の協力を得て、とくに、次の諸事項の実現に努力することとしたい。

(1) 外国語教育

本学教育上の欠陥の一つは、語学教育の面にあること、さきの「調査委員会報告書」(昭和三十三年三月八日付)にもあったとおりである。

右の報告書では語学教育上充実改善さるべき点として(イ)クラス人員の減少(ロ)語学教員の補充(ハ)外国語必修単位の増加(ニ)語学専用教室の設置等の諸事項が要望された。右のうちクラス人員の減少、教員の補充等はその後或る程度まで実現されたが、その他の点と併せて今後なお一層改善と充実に努めたい。

(2) 演習及び外書講読

演習及び外書講読は、教員と学生との接触を深め、学生の学力を実質的に高めるために、一層これを強化し、充実することが必要である。各学部の実情に応じて教授体制の改善、クラス人員の減少によりこれが強化充実を期待したい。

なお、現在外国語、演習及び外書講読の授業に適当な小教室に不足しているから、さらに検討研究の上、漸次これが充実に努めたい。

(3) 実験実習

実験実習は、特に理工学の学習にあつては、学問の理解と技術の修得に欠くことの出来ないものであり、又教員と学生の接触に多いに役立っている。而るに、現状では、学生数に比し、実験実習の施設設備が不足しているから、なるべく速やかにこれを拡充することに努めたい。

(4) 専門科目、一般教育科目、教職科目

これら各科目の教育についても、各機関の積極的な協力を得て充実整備に努めたい。

(5) 学習意欲の促進

本学学生の学習意欲は近年次第に向上して来たが現状はなお未だ十分であり、一層これを促進することに努めたい。そしてそのために、とくに左の諸事項の実現に努力したい。

(イ)学園における学問研究の雰囲気を一層高揚すること。

(ロ)学習意欲の高揚を阻害する事由を排除すること。

(ハ)学習に関する諸制度を学習意欲の高揚に適するように改正すること。

(ニ)アッセンブリ・アワー等の制度を設けて学生の自主的研究活動を助長すること。

(二) 教員組織の充実

教員組織についても、量的には昭和三十年調査委員会の査定した水準はおおむね充実し、定員制の確立を検討すべき段階になったが、なお優秀な教授陣を確立するために、研究室、図書、実験設備等研究諸施設の整備、給与体系の確立及び給与の可及的な改善、教員任用方法の改善、特に任用基準の明確化、停年制の確立等の諸点に留意努力したい。

教員の充実に当つては、単に大学としての体裁をととのえるための形式的補充でなく、研究機関として又、教育機関として、進展する社会の要請に応じ得るように学部、学科専攻の内容を實質的に充実することが肝要であり、その方針で努力することとしたい。

三、給 与

本学教職員の給与については、従来年々改善を加えてきたが、他の諸大学の例もあるので近く合理的な給与体系を整備するため、目下教職員組合との協議に基いて給与体系に関する調査委員会を設け検討することになり、近く成案を得られるものと考えられる。

尚、これに伴い年金退職金等の改正についても併せて検討が行われる予定である。

四、施設

各学舎に於て今後行うべき事業は多々あるが、当面緊急の問題たる教学の充実、勉学条件の改善をはかるため、差し向き次の通り施設の拡張整備に努めたい。

(一) 広小路学舎

可及的に近接地の買取を行うこと。

特に語学、外書講読、演習等のために必要な小教室を建設すること。

三十一―三年度実施予定分の残りを実施すること。

グラウンドを適當の地に設置すること。

(二) 等持院学舎

可及的に近接地の買取を行うこと。

実験実習室、研究室を建設すること。

外国語の教員組織充実に関する資料

第一案 外国語の1クラス受講者数を現在より少なくした場合の必要教員数

但し、専任教員数は現状の21人のままとし、不足数はすべて兼任によることを立前として計算した。

1組の受講生数	必要教員数		b 現兼任者数	(a - b)	摘要
	専任	a 兼任			
85人	21人	24人	52人	0	
80人	21人	30人	52人	0	
70人	21人	44人	52人	0	
60人	21人	62人	52人	10	
50人	21人	89人	52人	37	

第二案 1クラスの受講者数を1回生は60人、2回生は80人とした場合の必要教員数は別紙計算の通り、専任を一応現状の21人が週1人平均18時間をもつものとする48人の兼任で足りることになり、現在の教員組織のままでその目的を達することができる。

外書講読及び演習の受講率及並に一クラス平均受講生数調

二 部 別	学 部	外 書 講 読				演 習			
		$\frac{a}{b}$	人 員	$\frac{a}{c}$	百分比	$\frac{a}{b}$	人 員	$\frac{a}{c}$	百分比
一	法 学 部	$\frac{717}{7}$	102人	$\frac{717}{1,096}$	65%	$\frac{1,000}{17}$	59人	$\frac{1,000}{1,096}$	91%
	経済学部	$\frac{1,805}{20}$	90人	$\frac{1,805}{1,950}$	93%	$\frac{1,052}{12}$	88人	$\frac{1,052}{1,950}$	54%
	文 学 部	$\frac{153}{5}$	31人	$\frac{153}{762}$	20%	$\frac{881}{22}$	40人	$\frac{881}{762}$	117%
	理工学部	$\frac{1,378}{9}$	153人	$\frac{1,378}{1,598}$	86%	$\frac{443}{3}$	148人	$\frac{443}{1,598}$	28%
	計	$\frac{4,053}{41}$	99人	$\frac{4,053}{5,406}$	75%	$\frac{3,376}{54}$	63人	$\frac{3,376}{5,406}$	62%
二	法 学 部	$\frac{226}{5}$	45人	$\frac{226}{604}$	37%	$\frac{552}{13}$	43人	$\frac{552}{604}$	91%
	経済学部	$\frac{464}{7}$	66人	$\frac{464}{517}$	90%	$\frac{198}{6}$	33人	$\frac{198}{517}$	38%
	文 学 部	$\frac{53}{4}$	13人	$\frac{53}{246}$	22%	$\frac{254}{15}$	17人	$\frac{254}{246}$	103%
	理工学部	$\frac{409}{9}$	46人	$\frac{409}{470}$	87%	$\frac{73}{3}$	24人	$\frac{73}{470}$	16%
	計	$\frac{1,152}{25}$	46人	$\frac{1,152}{1,837}$	63%	$\frac{1,077}{37}$	29人	$\frac{1,077}{1,837}$	59%

註 a. 延受講者数 b. 延クラス数 c. 3回生以上の学生数

外国語1クラス平均受講生数調査表

二 部 別	回生別 平均値	1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生		合 計	
		$\frac{b}{a}$	平均受 講生数	$\frac{b}{a}$	平均受 講生数	$\frac{b}{a}$	平均受 講生数	$\frac{b}{a}$	平均受 講生数	$\frac{b}{a}$	平均受 講生数
一	法 学 部	$\frac{1,332}{21}$	63人	$\frac{1,295}{23}$	56人	$\frac{988}{14}$	71人	$\frac{448}{10}$	45人	$\frac{4,063}{68}$	60人
	経済学部	$\frac{2,061}{31}$	67人	$\frac{1,597}{21}$	76人	$\frac{913}{20}$	46人	$\frac{774}{15}$	52人	$\frac{5,345}{87}$	61人
	文 学 部	/		/		/		/		$\frac{3,391}{31}$	109人
	理工学部	/		/		/		/		$\frac{6,853}{80}$	86人
	小 計	/		/		/		/		$\frac{19,652}{266}$	74人
二	法 学 部	$\frac{1,189}{12}$	98人	$\frac{640}{12}$	53人	$\frac{421}{8}$	53人	$\frac{253}{7}$	36人	$\frac{2,503}{39}$	64人
	経済学部	$\frac{1,236}{12}$	103人	$\frac{438}{9}$	49人	$\frac{388}{6}$	65人	$\frac{243}{6}$	41人	$\frac{2,305}{33}$	70人
	文 学 部	/		/		/		/		$\frac{1,156}{17}$	68人
	理工学部	/		/		/		/		$\frac{2,374}{26}$	91人
	小 計	/		/		/		/		$\frac{8,338}{115}$	73人

註 (b) ……延クラス数 (a) ……延受講生数：平均受講生数は小数点以下四捨五入

その一 学部教員充実状況調査表 (専任の部)

昭32.10.20 庶務課

学科目	調査事項 学部別	a ³¹ 年1月の現員数	b委員会が認め た要求人員数	c仮定定員(a+b)	d ³² 年10月の現員数	e 増 減		註
						c : d	a : d	
外国語	法学部	3			6			外国語 b 欄8名は1クラスの学生数を90名と仮定した。 法学部()内数字は下記基準により計算した仮定定員である。 文学部32.10現員37名のうちに西洋史専攻増設による増
	経済学部	7			8			
	文学部	1			1			
	理工学部	2			6			
小 計		13	8	21	21	0	+8	
一般門・ 教科 職目	法学部	24	0	(18)24	27	(+9)+3	+3	
	経済学部	24	3	27	27	0	+3	
	文学部	30	4	34	37	(0)+3	+7	
	理工学部	43	14	57	41	-16	-2	
小 計		121	21	142	132	-10	-11	
体育科目		5	0	5	7	+2	+2	
合 計		139	29	168	160	-8	+21	

備考Ⅰ 上表bの欄の数字算出の基礎は調査委員会の決定に基いたもので、担当学科別、身分別専任、外来の区分による持時間の基準を下記の通り定めなお外国語の教員数については一クラスの受講生数を限定して割出されたものである。
基準となった事項

- (1) 担当学科目別持時間 (3) 専任、外来の区分別持時間 (但しこの基準は旧大学設置基準によったもの)
- | | | | |
|--------|------|----------------------|---|
| 外国語 | 18時間 | 開講総延時間数の | 専任は $\frac{2}{3}$ 時間
外来は $\frac{1}{3}$ 〆 |
| 一般教育科目 | 16 〆 | | |
| 専門科目 | 14 〆 | (4) 外国語のクラスの学生数による基準 | |
| 実験実習 | 21 〆 | 専任 | 外来 |
- (2) 身分別持時間
- | | | | | |
|--------|------|---------|-----|---------|
| 教授 | 16時間 | 100人の場合 | 5人 | 5.3人が不足 |
| 助教授、講師 | 14 〆 | 90人 〆 | 8人 | 10.0 〆 |
| 外来講師 | 6 〆 | 80人 〆 | 11人 | 14.0 〆 |
| | | 70人 〆 | 16人 | 21.0 〆 |

Ⅱ 大学院担当の名義上の教員は本表に計上した。従って大学院関係の名義教授(文学部藤田元春 中井宗太郎 青木正児教授及び理工学部吉岡藤作教授)は本表から除外した。

結論 上表よりの結論は上記基準に基いて調査委員会が決定した仮定定員は上表e増減欄のc:dの関係が示す如く、理工学部を除いては完全に充足されたことになり、またa:dの関係が示す如く計画当時より現在までに文学部西洋史増設による増員3名を含めて19名の教員が補充されたことになる。

その二 学部教員充実状況調査表 (外来の部)

昭32.10.20 庶務課

学部別	調査事項 学部別	a31年1月 の現員数	b委員会が認め た要求人員数	c仮定定 員(a+b)	d32年10月 の現員数	e 増 減		註
						c : d	a : d	
外国語	法学部	9			11		+2	外国語 $\text{専任換算} (25 \times 6 \frac{\text{人時間}}{18}) = 8.3 \text{人}$ の増となる 外国語、一般、専門、教職関係の 外来は計54名の増となっている。 一般、専門、教職の外来講師を専 任に換算すると11.6人の増となる (29人×6時間)÷15=11.6人
	経済学部	4			23		+19	
	文学部	2			8		+6	
	理工学部	12			10		-2	
小計		27			52		-25	
一専 般門 教科 職目	法学部	15			25		+10	
	経済学部	13			25		+12	
	文学部	55			57		+2	
	理工学部	49			54		+5	
小計		132			161		+29	
体育科目		11			1		-10	
合計		170			214		+44	

上表より得られる結論は表その一の専任教員において19名の増員と併せてその二の示す如く外来講師で延44名、専任換算(除体育閑解)で約20名の計39名が31年1月現在よりも充実されていることになる。

「関係資料」〔左記省略〕

- ・東京の諸大学における拡充計画
- ・関西諸大学に於ける拡充計画
- ・関東四大学教学事項調査表

「五ヶ年計画」〔注・資料集・第六集に収録〕

- 第一表 昭和三三〜三七年度經常收支計算表
- 第二表 昭和三三〜三七年度臨時收支計算表
- 第三表 昭和三三〜三七年度教職員増減見込表
- 第四表 昭和三三〜三七年度学生数予定表
- 第五表 昭和三〇〜三二年度収入支出比較表
- 第六表 昭和三二年度私立大学学費一覧表

〔注・理事会は右報告書を全面採択し、一九五七(昭三二)・一一・二五
「学園振興に関する理事会案」として決定〕

六三〇 全学協議会確認事項〔昭和三十三年度—十二月原則〕

〔一九五七（昭三三）・一一・一四 全学協議会〕

学費引上げに関連して、学園拡充問題が学生側から提議され、昭和三十三年十月二十五日、十一月二十五日（学校側から学園振興に関する理事会案提出）、十二月五日（学校側から昭和三十三年—三十七年經常収支計算表提出）、十一月十一日、十二月十三日、十四日に亘つて全学協議会が行なわれた。

右一連の全学協議会の中で、学校側が確認した事項は大略左の通りである。

一、学園の危機と呼ばれるものは、学園の現状の例えば、つぎの諸点に認められる。

1. 就職の不振に端的に示される学生の学力の不足。
2. 学生の勉強意欲の不足。
3. 理事者、教職員の学園の現状に対する認識の不充分、従つてこれを改善するための意欲の不足。

二、右の現状を導いた原因として次の諸点が考えられる。

1. 戦後制約された条件の中で行なわれた私学拡張の波の中で、本学園も急速な発展を遂げたが、それが必ずしも十分な計画性のもとに行なわれなかつたし、内部充実に欠ける点があつた。例えば学生数、施設、学生と教職員との結び付き等。

2. 学内諸機関の民主的運営の不足。

例えば学費引上げが、前回全学協議会約束の通り一ヶ月前に提示されなかつたこと、学費引上げ並びに理事会案が、各学部教授会で充分審議されないままで提出されたこと等。

3. 各学部、学科、専攻における全学的視野の不足、並びに全学的視野に立つて教学と経営との有機的運営の不足。

三、右の諸欠陥を改善するために次の諸措置をとる必要がある。

1. 全学的観点に立つ学園運営体制の確立、すなわち学部長、理事制度の再検討を含む経営と教学の統一的機構の整備。
 2. 学内諸機関の民主的運営の一層の強化、円滑化。
 3. 外国語教育、演習、外書講読、並びに実験実習の充実強化、現存の学部、学科の充実を基礎として、教学—勉強条件の充実、改善を計ること。
- そのために、各学部対策委員会、全学対策委員会（調査委員会を強化し、継続的なものにする）が考えられる）を設けて全学的観点から検討する。

以上、学校側は、教学努力と経営努力により、体制を強化し、学生も含む全学的協力をもつて学園のもつ諸欠陥を克服することを確言しそのための必要な学費引上げを理事会の責任において行なうことを明言して、終つた。

六三 学園振興に関する臨時調査委員会(改組後)答申書 ☆

(一九六〇(昭三五)・三 学園振興に関する臨時調査委員会)

目 次

一、学園振興に関する臨時調査委員会経過報告……………	13
1. 改組前の調査委員会について……………	13
2. 改組後の調査委員会について……………	14
3. 附表 イ、調査事項及担当委員表……………	16
二、答申書……………	17
(イ) 大学院の課程・専攻の増設等に関する基本方針……………	17
(ロ) 大学院の研究科・課程・専攻等新設増設に関する手続要項……………	18
2. 二部対策……………	19
3. 法人の名称並びに機構等に関する事項……………	24
4. 大学授業のあり方についての方針と施策……………	29
5. 定年制について……………	33
6. 高校対策……………	35
7. 給与体系について……………	39
8. (イ) 立命館大学教員任用規定……………	42
(ロ) 立命館大学教員選考基準……………	42
9. 財政に関する報告……………	43
10. 理工学部を整備拡充について……………	49
三、資料……………	53
四、附録……………	53

〔一〕 学園振興に関する臨時調査委員会経過報告

一、改組前の調査委員会について

昭和三十三年十月二十五日の理事会に於て、学園が現在一つの曲り角に当
面しているという見地から、来年度に予想される赤字対策を含めて、学園経
営の根本方針を立てるために、理事会の諮問機関としての調査委員会をつく
ることが提案されたが、たまたま、同日夜の全学協議会に於ても、学生側か
ら学園の教学及び経営に関する五ヶ年計画をたてて示してほしいとの要望が
あったので、次回の全学協議会でこれを提示することを約した。そこでこの
五ヶ年計画の立案をも含めて、右の学園経営の根本方針を検討立案するため
に、十一月一日の理事懇談会、八日の理事会の議を経て「学園振興に関する
臨時調査委員会」が組織され、専務理事、常務理事、学部長校長理事並びに
主として学内評議員等十七名の委員が委嘱された。

調査委員会は十一月一日から十二月四日までに六回の委員会、三回の事
務関係打合会を開いたが、十一月十九日には、当面五ヶ年間に現在の広小路
学舎及び等持院学舎を中心として、教学の充実、給与の改善、教職員の補充
施設の充実を内容とする「調査委員会報告書」(付録参照)をとりまとめ、
十一月二十二日の理事会に報告した。理事会はこれを検討の結果、全面的に
採択し、これを理事会案として十一月二十五日の全学協議会に提出した。

前項の教学充実をめざす理事会案の方針に沿い、調査委員会では、別にこ
の方針の財政的裏付けとなるべき財政五ヶ年計画(付録参照)が立てられた。
この五ヶ年計画は、(1)昭和三十三年以降五ヶ年間の学生数の予定、(2)給与
改善と教職員の補充計画、(3)教学充実の為の施設拡充計画を骨子とし、これ
らの計画を実施するについては、明年度以降の経常収支の赤字を補てんする
ために、やむを得ず学費の引上げを行おうとするものである。

右五ヶ年計画は大学協議会、各学部教授会の了承を得、十二月三日理事会
の承認を得て十二月五日の全学協議会に提出された。

五日の全学協議会に続いて、会議は十一日、十三日にも開催され、前記の

「学園振興に関する理事会案」並びに「財政五ヶ年計画」が全面的に検討協議された。同時に各学部でも教授会、五者会談等も開かれ、教学の充実に關する具体的諸問題が検討されたが、それらの結果はすべて十三日の全学協議会に反映され、全学的立場から協議が行われた。

以上の諸会議で討議された諸問題と問題解決の方向を要約すれば、

(1) 学園の現状には幾多の不十分な点が見受けられる。或る者はこれを学園の危機、あるいは曲り角等の言葉で表明しているが、例えば次のような諸点に現われている。

(イ) 学生の学力が不足して居り、就職試験の成績が不振であること。補導の面でも不十分な点が見受けられる。

(ロ) 学生、教職員の間には教育に対する熱意の不足しているような状態が見受けられる。

(2) 右の原因について検討の結果、次の諸点が認められた。

(イ) 学園は過去数年間に急速な発展を遂げたが、この発展は必ずしも充分な計画にもとずいたものではなく、一般的に私学発展の状況に伴って行われた為、例えば学生数が志願者数や施設に対して過大となり、教職員と学生との結びつきの不十分、学生の学力不足などの結果を招いた。

(ロ) 教学と経営とが必ずしも有機的に結びついて居らず、教学、経営の両面に於て、全学的観点からの考慮が必ずしも十分に行われていかなかった。

(ハ) 民主的機構は一応整備されていたが、各機関が十分にその機能を果たしていない面があり、運営の点において必ずしも民主的に充分とは言えなかった。

(3) 以上の諸点に対する改善策として次の点が認められた。

(イ) 学園の機構を再検討し、これが整備強化につとめること。

(ロ) 学内諸機関の民主的運営に更に努力すること。

(ハ) 教学の充実、学生の補導に一層の努力を払う。特に語学、演習、外書講読に重点をおいて教学の充実につとめ、又五者会談、各学部対策委

員会等に於て学生の希望を反映せしめると共に具体的問題を取り上げその解決促進につとめる。同時に全学対策委員会(調査委員会を強化し、継続的なものにする)が考えられる。)を設けて全学的観点から検討する。

十二月十三日全学協議会の終りに学校側は、教学と経営の両面に亘り体制を強化し、全学的協力のもとに学園将来の発展に努力する方針であることを確言し、必要な学費の引上げは理事会の責任に於て行うことを明らかにして会議を終結した。

上記の通り調査委員会は一応の役割を果したのであるが、全学協議会で明確にされた学園の教学並びに経営に関する重要な諸問題については、引続き調査検討を要するものと認められ、昭和三十三年二月七日の大学協議会並びに昭和三十三年二月十四日の理事会の決定により、調査委員会を改組して理事会の諮問機関であると同時に、大学協議会の調査機関として、その委員も専務理事、常務理事、四学部長、高中校長の外は、教職員のうちから選出することとして、ここに再出発することとなった。

二、改組後の調査委員会について

本調査委員会は理事会並びに大学協議会の要請により昭和三十三年三月に設立せられ、その委員として四学部長及び各学部より一人づつ選出された四名、計八名、高中校長及び同教員より選出せられた一名、計二名、専務理事及び常務理事、計二名、学生部長一名、事務職員より選出せられた五名、総計十八名が別表に示す如く任命せられた。第一回の会合(総会)は三十三年三月六日に開かれ、総長の挨拶の後本会の委員長(木村常務理事)及び副委員長(西村法学部長)を決定し、会の運営方法について相談した。

翌三月七日第二回の総会を開き、調査すべき問題について各委員の意見が述べられた。三月十七日第三回の総会を開き、これらの調査すべき諸問題を教学、制度並びに財政に関する事項を分類整理し、教学・制度並に財政の三小委員会を設け、これらに属する委員を委嘱した後各小委員会に調査審議す

べき事項を依頼した。(別表第一参照)

三月二十六日(第四回総会)、三月二十九日(第五回)、四月三日(第六回)、四月十日(第七回)に総会を開き小委員会で調査すべき諸問題につき各委員の意見を求めた。小委員会は、これらの意見を参考にしてそれぞれの問題につき調査研究を始め、得たる案を総会に報告し、討議を経て到着した結論をもって答申案を作成することにした。

その頃は三十三年九月頃に委員会の任務を終えたい希望であったが、難問題が多かつたため予定の通りに運ばなかつた。

教学小委員会は七月に六回、八月に六回、制度小委員会も亦七月に六回、八月に七回、総会は八月六日、十九、二十六、二十九日、三十日の五回開いて漸く、

(1) 大学院の課程・専攻の増設等に関する基本方針

(2) 二部対策

(3) 法人の名称並に機構に関する事項

の三答申案を得た。これらは九月八日の理事会、九月十日の大学協議会に答申された。

次に(4)大学授業のあり方、(5)理工学部の問題、(6)高校の問題、(7)定年制の問題について小委員会で得られた案は順次九月二日(第十五回)、十月十五日(第十六回)、十月二十二日(第十七回)、十二月二十七日(第十八回)、三十四年一月十四日(第十九回)、一月二十一日(第二十回)、一月三十一日(第二十一回)、二月五日(第二十二回)、二月十四日(第二十三回)、三月七日(第二十四回)、三月十八日(第二十五回)、四月六日(第二十六回)開催の総会の議に附せられた。理工学部の問題を除く上述の三問題、即ち

(4) 大学授業のあり方

(5) 定年制

(6) 高校の問題

は小委員会作成の原案にある程度の修正を加えて総会の承認を得、(4)は一月九日の理事会、一月十日の大学協議会、(5)は二月四日の大学協議会、二月十

三日の理事会に、(6)は二月二十一日の大学協議会、二月二十七日の理事会に答申された。

理工学部の問題(5)については小委員会の得た案は一月十四日(第十九回)、三月七日(第二十四回)、三月十八日(第二十五回)、四月六日(第二十六回)の総会で論議せられたがその認めるところとならず、小委員会に差し戻して再審議を求めた。このようにして修正せられた第二案は八月十日(第三十七回)、八月三十一日(第三十八回)、九月八日(第三十九回)の総会で検討されたが、又々その承認を得るに至らず、更に理工学部で十分に審議を重ねた上改案を作製し、そのため設けられた特別の小委員会の議を経て総会に提出して審議を願うことにした。この案は二月十五日の最終の総会(第四十五回)において漸く認められた。

この期間に制度小委員会では一回の会合を開いて公務員及び関東、関西の諸大学の給与を調査しこれらの資料を参考として本学の給与体系案を作製してこれを五月十六日(第二十七回)、五月二十三日(第二十八回)、五月三十一日(第二十九回)、六月六日(第三十回)、六月十二日(第三十一回)、六月十八日(第三十二回)、六月二十五日(第三十三回)、七月四日(第三十四回)、七月十四日(第三十五回)、及び八月二十五日(第三十六回)に開いた十回の総会で討議を重ね、その一部が修正せられて漸く八月二十五日の総会で調査委員会としての、

(7) 本学給与体系案

を得、これを九月十一日の理事会、九月十二日の大学協議会に答申した。

大学教員任用基準は九月八日の第三十九回総会で意見を交換し、次で四学部長の会合を開いて、その方針を定め、これを制度小委員会に附議して原案を作製した。この案は十一月二十八日(第四十回)、十二月二十一日(第四十一回)、一月十六日(第四十二回)の総会で検討され、小修正を加えて可決せられ、二月十二日の理事会、一月十六日の大学協議会に答申された。

財政に関する問題は、六回に亘る財政小委員会で審議を経て、その原案が作製せられ、これを十二月二十一日(第四十一回)、一月十六日(第四十二回)、一月二十七日(第四十三回)、二月五日(第四十四回)の総会で検討

して、多少の修正を加えて可決し、二月十五日の理事会に報告した。

理工学部の問題は前述の如く、二月十五日（第四十五回）の総会で前述の小委員会の議を経た案が認められ、三月十八日の理事会四月十六日の大学協議会に答申された。

以上述べた如く本調査委員会は昭和三十三年三月六日より同三十五年二月十五日に至る期間に総会を開くこと四五回、小委員会を開くこと約一〇〇回（教小委員会四〇回、制度小委員会五〇回以上、財政小委員会六回以上）に及び、これによって、教学関係五件、制度関係四件、並に財政関係一件計十件の答申書を作成して理事会及び大学協議会に提出した。

調査委員会はこれらの問題の外、最初は定員制、その外一二の問題につき調査検討する予定であったが、これらは本調査委員会で審議するよりもむしろ大学協議会におかれて教授会と協議の上、解決せらるることが望ましいと考えた。よって、本調査委員会は、ここにその任務を終了した。

本調査委員会は多数の調査資料（百枚以上）を用意するため、総務室、人事課、庶務課、学務課、学生部並に各学部、高校校の事務室より多大の援助を受けた外、印刷費及び会議費等について多額の支出を得た。会の運営は委員の熱心な討議とこれらの援助によって円滑に行うことができた。茲に関係各位に対して厚く感謝の意を表する。

最後に、委員として尽力された最初の十八名の外、部長の交替によって新に任命された六名、並に特に種々の原案作製の労をとられた各位に対して厚く御礼を申述べらる。

本調査委員会は以上の答申書が本学の当面する諸問題の解決の一助となり、本学の発展に寄与することが少なくないものと信ずる。▲理事会並に大学協議会におかれては、これらにつき、更に審議を重ねられ、得られた結果を実施せられん事を希望する。▼

昭和三十五年三月

委員長

〔三、付表〕

教学に関する事項

- (1) 大学院の課程・専攻の増設等に関する基本方針
- (2) 二部対策
- (3) 大学授業のあり方及びこれと関連する事項
- (4) 理工学部の拡充整備
- (5) 商学部の設置
- (6) 高校校の問題
- (7) その他、各学部の今後のあり方、教学の今迄の反省、学部学科の再編成、教学特色を出す事、一般教養の分離等の問題

教学小委員氏名

常務理事	木村正路	高校校長	松尾一徳
法学部長	西村信雄	学務課長	長宗我部蓬城
法・教授	薦田久規	専務理事	山田実
経・教授	高橋良三	経済学部長	阿部矢二
文・教授	山元一郎	理工事務長	吉岡紀元
理工学部長	田中正三郎		
学生部長	牧祥三		

制度に関する事項

- (1) 法人の名称並びに機構等に関する事項

一、学校法人名の改称

二、理事会

三、教授会の組織及び権限

四、大学審議会の組織及び権限

五、教務事務機構の改革

- (2) 人事給与等の制度に関する事項

一、人事政策

二、給与体系

三、定年制、定員制

四、教員任用基準、手続

(3) その他

制度小委員氏名

法学部長	西村 信雄	学生課長	西村 幸雄
経・教授	高橋 良三	専務理事	山田 実
文学部長	安藤 孝行	理工教授	羽村 二喜男
高中副校長	上田 勝彦	総務室長	橘 清
人事課長	柳田 暹映		

財政に関する事項

- (1) 各部門毎の収支の検討
- (2) 学生予定数の確保
- (3) 学費負担の検討
- (4) 五ヶ年計画を含む長期計画
- (5) 経費節減、物資調達方法の改善
- (6) 積立金制度、国庫補助金増額対策等に関する事項
- (7) その他

財政小委員氏名

専務理事	山田 実	理工教授	羽村 二喜男
経済学部長	阿部 矢二	理工事務長	吉岡 紀元
高中校長	松尾 一徳	総務室長	橘 清

〔二〕〔答 申 書〕

〔1〕大学院の課程・専攻の増設等に関する基本方針、大学院の研究科・課程・専攻等新設増設に関する手続要項

大学院の課程・専攻の増設等に関する基本方針

一、方針

戦後わが国の私学は飛躍的に発展したと言われる。しかし、その発展たるや、いずれかと言えば、校地の拡張、校舎の新築、学部、学科の増設、学生数の増加、等に重点を置くところの、いわゆる外延的拡張である。教授陣も一般に戦前に比して充実したことは事実であるが、この点でも、形式的名目的充実を競うことが一般的傾向であった。

かくの如きはもちろんひとり私学のみには特有な現象ではないが、国公立に比べると私学において一層顕著な現象であることは疑いえない。

私学におけるこのような形式的な外延的拡張競争の原因の一半を成したものは新制大学院の制度である。ただし、大学院特に博士課程をもたない大学は、これをもつ大学に比して劣位にあり社会的に評価されるものと信ぜられており、かくて、各大学、とくに、各私学は優秀大学たる評価をちとるため競うて大学院特に博士課程の設置に腐心し、そのため、上記の如き形式的な目的充実に努めることになったからである。

経営の基礎を授業料収入におく私学にあつては、その拡張・充実は専ら授業料収入の増加によらざるを得ない。したがって上述のような拡張は私学における数次に亘る授業料の値上や、学生数の増加の一因となっている。

本学における事情も上述のごとき私学一般の傾向に対して著しい例外をなすものではなかった。このことを反省するとき、今後における大学院の課程、専攻の増設等に関する基本方針を確立するについては、次の諸点に留意を要するものと考えられる。

二、施策

(1) 大学院の充実と学部とのバランスを失わないようにすること。

大学院を充実することは、大学の使命を達成するために、且又、大学の名声を維持するために、必要であることは言うまでもない。しかし、それにもまして必要なことは学部を実質的に充実することである。学部を充実するために、学部の教員組織を充実し、研究及び教育に必要な研究室・教室・図書・実験設備等の如き物質的施設を充実するだけでなく、学生数を教育上適当な人数に制限することにより、教育内容を実質的に向上せしめることが必要である。大学院の拡張及至充実が、上述の意味における学部の充実を助長し、いやしくもこれを妨げることなきよう留意しなければならぬ。

(2) 大学院各研究科の設置・専攻の増設については、性急且つ無計画的な拡張方針をさげ、大学全体の財政上及び教学上の充実を基礎とする計画的漸進主義をとること。

従来本学における大学院各研究科の課程・専攻の増設のすべてが、性急且無計画的であったというわけではないが、いずれかと言えば、課程・専攻の増設の問題はその都度個別的にのみ取り上げられ、大学院全体のバランス及至は大学全体のバランスの上に立つて慎重に計画されたものではなかった。今後は、大学院の課程・専攻の増設の問題もこれを個別的に取り上げることなく、大学全体の発展計画の一環として総合的に且計画的に考慮することが必要である。理事会及び大学審議会は相互的協力により、大学院における課程・専攻及び学部における学科・専攻の増設・整理の問題を含む大学全体の発展計画を確立することが必要である。

(3) 各研究科委員会及び各学部教授会は、前記の如き大学全体の発展計画の基本方針に沿い、大学院における課程・専攻の増設又は整理の具体的計画を立案すべきであり、その計画の実現については、別項の手続によるべきである。

大学院の研究科・課程・専攻等新設増設に関する手続要項

(一) 大学院の研究科・課程・専攻等を新設又は増設する場合には、理事会及び

大学審議会において決定する基本方針に従い、関係学部の教授会においてその名称、目的、科目、履修方法、教員組織及び諸設備等につき検討の上設置計画書並びにこれに伴う予算書（人件費、物件費―臨時的、経常的を含めた）を製して申請書提出期限の三箇月前に学部長より大学審議会に申出ること。

(二) 大学審議会は学部より提出の案につき、財政上の諸点については財務当局にその検討を委嘱し、その報告を得た後、これを勘案して新設又は増設の可否を審議すること。

(三) 大学審議会は新設又は増設の可否を議決するに先立ち、大学院委員会の意見をきくこと。

(四) 大学審議会は、新設又は増設の計画等を可決したときは、委員会を設けてその実現を計るものとする。

(五) この要項は学部の学科・専攻等を新設又は増設する場合に準用する。

〔2〕二部対策

I 方針

(一) 現状分析

A 大学とくに私学における二部（夜間部）は、昼間勤務しながら夜間に大学教育を受けようと志す青年に大学の門戸を開くことによつて社会に貢献するところが多大である。且つ又、私学経営の面でもそれぞれの学園財政に寄与するところが少くなかった。ところが、近年各大学を通じて二部固有の志望者は、その数いちじるしく減少の度を加え、教学・経営の両面にわたつて種々の困難な問題を生ずるに至つた。本学における二部も亦、今や同様の問題に当面している。（註1）

(1) 二部の志望者が減少したために、入学試験における合格最低点をいぢるしく低下させて、志望者の大部分の入学を許可せざるを得なくなつた。このことは必然に学力の劣つた学生をも収容することとなり、大学の社会的評価を低下させる一因となつている。

(2) 右のごとく二部への入学が一部に比していちじるしく容易になつて来たので、本来は一部志望の学生で学力不足のため一部の入学試験に合格する自信のない者が相当多数二部に入学するという、いわゆる「二部廻り」の現象が目立つようになって来た。このため、二部学生数のうち昼間に定職をもつ勤労学生の比率が相対的に減少し、勤労者教育を行うという二部本来の存在意義が稀薄になつて来た。そればかりでなく、昼間に定職をもたない学生の中には、昼間に盛り場をうろつく不真面目な生活を送る者もあつて、これ又大学の社会的評価を低下させる一因となつている。又二部に在籍しながら一部の授業に割り込み聴講をする者があり、その結果として立ちん坊授業を助長するなど昼間の授業を混乱させている傾向がある。

(3) 私学に在つては経営上の必要から、二部においても最小限度一定の学生数を維持しなければならない。しかるに、上述のごとく、二部固

有の志望者が減少し「二部廻り」の志望者を加えてもなお、最小限度の必要をみたすことができなくなつて来たので、一部の志望者で一部入学試験に合格しなかつた者のなから希望者に対し二部に入学を許可するという、いわゆる、「二部廻し」の方法を採用しなければならなくなつた。この結果、前述の「二部廻り」について述べたのと同様の弊害を生じているばかりでなく、なお、次のような憂うべき現象を生じている。それは何かと言つと、「二部廻し」によつて入学を許可される学生は、本来一部を志望した者であり、二部に入学することは本意でないので、入学許可者のうち実際に入学する者の比率は極めてわるく、そのため、一定数の二部廻し入学者を確保するには、二倍乃至三倍の入学許可者を必要とする。このことは、一部合格者に比べて学力の劣つている二部廻し合格者の合格最低点を不必要に更に一層低下させることとなり、結局、これまた大学の社会的評価を低下させる一因となつている。

B 前述の如く、二部志望者が近年いちじるしく減少してきたことは、各大学を通じて見られる共通的現象であるが、その原因としては次の諸事由が考えられる。

1. 二部固有の志望者の源泉である定時制高校の卒業生（特に教員）の志望者が、近年、いちじるしく減少したこと。
2. 旧制の専門学校及び旧制中学校等の卒業生（特に教員）の志望者が皆無に近くなつたこと。
3. 二部の卒業生の就職は一部に比して比較的困難であること。
4. 現在就職している者が、二部を卒業した場合、その勤務先において昇格、昇給等に関して必ずしも有利な取扱いを受けられなくなつたこと。

5. 使用者がその被用者の夜学就学を好まなくなつたこと。

C ところで、本学二部における学部・学科・専攻の種類及び学科目、履修方法等を見ると、一部のそれを殆どそのまま敷衍したものであつて、勤労者教育を本来の使命とし、且つ、一部に比してかなり短い授業時間

一内に授業しなければならぬ二部の特殊性については十分な考慮が払われていない。

(二) 対策の基本方針

上述の現状分析に立脚して考えると、二部の問題は、本学においても、この際、教学・経営の両面から慎重に考究して、適切な対策を立てることが緊要であると思料される。その対策の基本方針としては、二部本来の使命及び特殊性に適応し、急速に進展する社会の要請に応え、且つ、二部志望者の減少の傾向に対処し得るように、その教学内容を實質的に改善充実し、その学科・専攻・科目等に根本的な検討を加えると共に、種々の弊害を生じている「二部廻し」のごとき弥縫策はこれを廃止し、大学の社会的評価を高めようという具体策を考究すべきである。

II 施策

(一) 学部・学科・専攻の構成を二部本来の使命及び特殊性に適応し、且つ社会の要請に応ずるよう改編すること。

上述のように、本学の二部における学部・学科・専攻の構成は一部のそれを殆どそのまま数写したものであって、二部の特殊性については、十分な考慮が払われていない。

この結果、本学の二部は、形式的には一部と同様の構成と水準を有するように見えるけれども、授業時間、授業のあり方、学生の数及び質等の現状からみると、いたずらに間口のみ広く奥行きのない外延的拡張に終わっているうらみがある。この点から考えると、二部在って学部・学科・専攻の構成を内包的充実の方向へ整備することが必要である。

(1) 第一案

現在の各学部の二部を整理統合して二部の特殊性に適応した新学部を改編すること。前述したように、今日、二部を卒業したというだけでは、就職及昇格、昇給等について必ずしも有利でなくなつた実情である。

このことを考えると、二部の特殊性に適応する学部の内容は、勤労学生のために社会人としての実力を涵養することを主眼とするものでなければ

ならない。しかるに、現在、本学における学部・学科の構成は、旧制帝国大学のそれを踏襲したにすぎず、社会の要請に必ずしも適合してない。このことは、勤労者教育を使命とする二部の場合一層顕著であると言える。

ひるがえつて、本学の二部学生の従事する職業の種類をみると、法・経・文・理工の四学部を通じて大差がない。この事情と夜間における短い授業時間の範囲内で昼間勤労して疲労した身体を以て、授業を受けなければならぬという二部学生の特殊な条件とを併せ考えるならば、二部の学部編成は、一部のそれは別個の構想の下に、現在の各学部の二部を整理統合して一又は二の新学部を改編することが適当であると考えられる。

新学部の内容に関しては、その調査、企画に当る機関を設置して、慎重に検討を加えることが望ましい。ただこの際とくに次の点に注意したい。それは近時の社会的要請が、例えば、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画、商業美術、レイアウト等の領域や、ヒューマン・リレーション、マネージメント等の分野における教育を急速に必要としつつあるにも拘らず、旧制帝国大学の学部編成では、これらの領域分野における教育に殆ど考慮が払われていないこと、これである。二部の学部を改編するに当つては、この欠陥を補填することが時宜に適している。

(2) 第二案

第一案の新学部を改編することは最も望ましいことであるけれども、急速にこれを実現することは困難であるから、さしあたりの過渡的施策として次の二方策を採ることが適当と考えられる。

(イ) 現在の各学部の二部はこれを存置し、その学科・専攻の編成を、二部の特殊性に適応し且つ社会の要請に応ずる様改編すること。

この際、とくに、次の点に注意したい。近年における本学二部の志望状況をみると、学部・専攻の中には、第二、第三志望や二部廻し等を集めてもなお定員数を充し得ないものも少なくない。そのため学力の劣つた学生の数を一層増加せしめる結果となつている。このことは教

学の充実という観点から見ても寒心に堪えないことであり、従つて、とくに、これらの学科・専攻に在つてはその存続・改編について慎重に検討を加える必要がある。

(四) 学科目、履修方法等を二部の特殊性に適應するよう改正すること。

本学の各学部の学科目及び履修方法は一部二部を通じて殆ど同一である。二部の授業時間は一部のそれに比してはるかに少いのであるから、この事だけから考えても、一部同様の学科目、履修方法を採用することは当を得ないと言わねばならぬ。

又、二部が勤労者教育を本来の使命とする観点から考えても、学科目ないし履修方法について特殊の考慮が払われるべきである。すなわち、学科目の種類を重点的に整理し、必修制を強化し、或いは選択科目の種類を厳選し、或いはまた、第二外国語を自由選択制にすることなどこれである。

(二) 「二部廻し」を廃止することを基本方針とし、これを実現するために必要な条件を作り出すこと。「二部廻し」が教学上の観点からみて甚だ好ましくからざる結果を生じていること上述のとおりであるから、成可く速やかにこれを廃止することが必要である。しかしながら、一部及び二部を通じて現在の入学者数を維持することが学校経営上必要である。

「二部廻し」を廃止する場合にはそれだけの入学者数を一部の入学者数の増加によつて補わなければならない。学園の施設の現状では、現在以上に一部の入学者数を増すことは困難であるが、必要な施設を充足できれば、それはあながち不可能ではないと考えられる。必要な施設が充足するまでの過渡的施策としては「二部廻し」を廃止し、その代りに、一部の志望者に対し、第二志望として二部志望を認めるなどの措置を講ずべきである。「二部廻し」を廃止することは、現在の如き不自然な二部の学生構成を是正し、二部を本来の姿にもどし、二部本来の使命たる勤労者教育を徹底するための一条件である。

(註1・第1表) 年度別2部志望者数、合格者数及び手続完了者数

—学部・学科・専攻別—

種別 年度別 学部	志 願 者 数							合 格 者 数							手 続 完 了 者 数							
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	
法 学 部	697	617	532	487	273	323	316	456	320	438	364	△ 93 236	△192 256	△111 285				382	315	△ 36 209	△ 94 220	△ 38 239
経 済 学 部	経 済 学 科		644		574	377	424	364														
	経 営 学 科		125		184	104	99	102														
	計	772	769	726	758	481	523	466	604	607	△319 607	531	△198 415	△226 414	△192 369			841	445	△ 78 337	△135 342	△ 95 319
文 学 部	哲 学			16	22	7	10	6				×7△5 3	×3 7	×2△12 5								×2△6 4
	心 理 学			15	28	16	13	4				×4△21 11	×3 9	×1△12 3								×1△2 3
	日 本 文 学			66	72	50	49	29				△ 9 31	23	△ 18 15								△ 10 15
	中 国 文 学		105	16	29	9	11	10				×1△15 6	× 2 6	×4△3 6								×4△3 4
	英 米 文 学			12	27	10	14	9				△ 9 9	12	△ 12 8								△ 6 7
	日 本 史 学			45	62	46	36	21				△ 9 32	26	△ 11 19								△ 8 16
	東 洋 史 学		51	20	24	11	9	6				×6△9 8	× 3 4	△ 21 5								△ 11 3
	西 洋 史 学												× 1 6	△ 14 1								△ 6 1
	地 理 学		15	22	31	21	15	20				△ 7 16	× 1 13	△ 19 13								△ 9 9
	計	246	208	212	295	170	157	105	202	259	△ 44 180	△158 159	×18△87 116	×13△99 106	×7△122 75			179	194	△ 37 116	△ 53 101	△61×7 62
理 工 学 部	数 学 物 理 学 科	14	21	21	17	17	12	25				16	10	△ 7 24								△ 2 21
	化 学 科	65	62	48	61	39	64	93				△ 21 31	52	△ 26 62								△ 13 59
	電 気 工 学 科	145	129	104	112	64	72	92				△ 14 54	54	△ 17 68								△ 8 65
	機 械 工 学 科	101	101	95	99	55	59	86				△ 13 45	35	△ 51 51								△ 26 49
	土 木 工 学 科	80	68	76	99	60	51	48				△ 20 41	28	△ 26 25								△ 11 19
	計	405	381	344	388	235	258	344	341	362	△ 51 319	△ 86 317	△ 68 187	△133 179	△127 230			298	340	△ 42 169	△ 84 157	△ 60 213
合 計	2,120	1,975	1,814	1,928	1,159	1,261	1,231	1,603	1,548	△414 1,544	△244 1,371	× 18 954	× 7 968	△552 959			1,700	1,294	△193 831	△366 820	△254 840	

註 △は一部より二部へまわって合格せし者の数、但し外数

×は他学科よりまわって合格せし者、但し外数

(註2・第2表) 昭和33年度第2・第3志望及び2部廻し別2部入学者数調

—学部・学科・専攻別—

	志望者			合格者			入学者												
	一次	二次	計	一次	二次	計	一 次				二 次				計				
							第一志望	第二志望	第三志望	計	第一志望	第二志望	第三志望	計	第一志望	第二志望	第三志望	計	
法 部	162	154	316	152	133	285	141	0	0	141	136 (38)	0	0	136 (38)	277 (38)	0	0	0	277 (38)
経 済 学 部	224	242	466	197	172	369	185	0	0	185	229 (95)	0	0	229 (95)	414 (95)	0	0	0	414 (95)
学 部	哲 学	1	5	6	1	4	5	4 (3)	1	0	5 (3)	5 (2)	1 (1)	1	7 (3)	9 (5)	2 (1)	1	12 (6)
	心 理 学	1	3	4	1	2	3	2 (1)	1	0	3 (1)	2 (1)	1	0	3 (1)	4 (1)	2 (1)	0	6 (2)
	日 本 文 学	23	6	29	13	2	15	17 (4)	0	0	17 (4)	8 (6)	0	0	8 (6)	25 (10)	0	0	25 (10)
	中 国 文 学	2	8	10	1	5	6	1	0	2	3	5 (2)	1 (1)	2	8 (3)	6 (2)	1 (1)	4	11 (3)
	英 米 文 学	7	2	9	6	2	8	8 (3)	0	0	8 (3)	5 (3)	0	0	5 (3)	13 (6)	0	0	13 (6)
	日 本 史	11	10	21	11	8	19	17 (7)	0	0	17 (7)	7 (1)	0	0	7 (1)	24 (8)	0	0	24 (8)
	東 洋 史	3	3	6	3	2	5	4 (2)	0	0	4 (2)	6 (5)	1 (1)	3 (3)	10 (9)	10 (7)	1 (1)	3 (3)	14 (11)
	西 洋 史	1	0	1	1	0	1	2 (1)	0	0	2 (1)	3 (3)	0	2 (2)	5 (5)	5 (4)	0	2 (2)	7 (6)
	地 理	8	12	20	6	7	13	9 (4)	0	0	9 (4)	9 (5)	0	0	9 (5)	18 (9)	0	0	18 (9)
	計	57	49	106	43	32	75	64 (25)	2	2	68 (25)	50 (27)	4 (4)	8 (5)	62 (36)	114 (52)	6 (4)	10 (5)	130 (61)
学 部	数 学 物 理 学	14	11	25	14	10	24	12	0	0	12	11 (2)	0	0	11 (2)	23 (2)	0	0	23 (2)
	化 学	52	41	93	34	28	62	33	0	0	33	39 (13)	0	0	39 (13)	72 (13)	0	0	72 (13)
	電 気 工 学	47	45	92	35	33	68	34	0	0	34	39 (8)	0	0	39 (8)	73 (8)	0	0	73 (8)
	機 械 工 学	49	37	86	29	22	51	28	0	0	28	47 (26)	0	0	47 (26)	75 (26)	0	0	75 (26)
	土 木 工 学	22	26	48	12	13	25	11	0	0	11	19 (11)	0	0	19 (11)	30 (11)	0	0	30 (11)
	計	184	160	344	124	106	230	118	0	0	118	155 (60)	0	0	155 (60)	273 (60)	0	0	273 (60)
合 計	627	605	1,232	516	443	959	508 (25)	2	2	512 (25)	570 (220)	4 (4)	8 (5)	582 (229)	1,078 (245)	6 (4)	10 (5)	1,094 (254)	

備考・① 合格者については第一志望で合格した者のみ掲げた。

② 入学者の欄で () で掲げているのは二部廻しで入学した者で内数。

〔3〕法人の名称並びに機構等に関する事項

I 方針

一、学校法人立命館の経営の責任は理事会にある。現在の理事会はこの経営責任を果すためにどのように機能しているか。

本法人の理事会は十七名の理事に構成されている（現在は一名欠員）。現在、その構成の内容は総長、理事長、専務理事（一名）、常務理事（一名）、学部長（四名）、高校長（一名）及び校友会員又は清和会員たる理事（七名）となっている。理事会の正式の会議によって決せられていることは勿論である。

しかし、理事会の機能の現実的状态をみると、次の諸点が指摘される。

(1) 理事会の日常的機能の運営に当たっているものは、いわゆる学内理事会である。この学内理事会なるものは寄附行為にもその他いづれの規則にも規定されていないものであって、単なる慣行上の打合せのための会議体にならず、その性格は不明確である。学内理事会のメンバーは、専務理事、学部長理事、高校長理事を原則とし、総長、理事長も必要に応じて参加している。

学内理事会は事実上専務理事を中心とし、経営上の諸問題や、日常的な業務について必要に応じて協議検討し、理事会に付議する議案の原案の作成にも関与する。その他教職員組合との業務協議会、人事委員会、団体交渉等においては学校側を代表して交渉の衝に当り、又、全学協議会においても学生代表との話し合いの衝に当たっている。

学内理事会は右の如き役割を演じているが、これは実際上の必要から生じた機構である。ただ現在の学内理事会が、寄附行為、理事会の決議等に基づきをおかない単なる慣行上の機関であること、従って又その権限や構成員の範囲が必ずしも明確でないことは欠陥である。

(2) 学内理事会の構成は、右の如くであって、構成員のうち多数を占めているのは、学部長理事である。学部長が当然に理事を兼任する現行制度は、

学部の意向を理事会に反映し、教学と経営の調和を計り果すという利点をもっている反面において、学部長の任期が一年であるため、経営上の知識経験に乏しく理事としての職責を十分に果し得ない欠点を持つている。このことは、学内理事会、従って又理事会の機能の発揮を阻害している。

現在の理事会機構には、右の如き欠陥がある。これを補強するためには、教学担当の常務理事制度を強化すると共に、従来の学内理事会を制度化し、理事会の機能を十分に発揮し得る方策を講ずることが必要である。

二、本学の教学に関する重要事項を審議する機関として、各学部にて教授会があるほかに大学協議会が置かれている。教授会が主として各学部の教学に関する事項を審議する機関であるのに対して、大学協議会は諸般の教学事項を全学的視野に立ち、全学的関連において審議することを任務とする機関である。然るに従来の実績をみると、全学的視野に立つ審議機関たる機能は必ずしも十分に発揮したとは言えない。又、教学と経営とは密接な関係があり、教学の機関と経営の機関とは互に密接な連繫を保つことが望ましいのであるが、従来の理事会及び大学協議会の機構並びに運営の実情はこの点について、必ずしも満足ではなかった。これらの諸欠陥を是正補強するために、大学協議会の組織、権限、教授会の組織、権限、教務連絡会議、法人及び大学の事務機構等に関して、次の如き改革を加えることが必要である。

II 施策

一、学校法人名の改称

1 「学校法人立命館」を「学校法人立命館大学」と改称する。

2 改称の理由

学校法人立命館の業務は、事実上立命館大学が中心となっているので、その実態に適合せしめるため、法人名も「学校法人立命館大学」と改称することが適当である。

なお、この改称と同時に法人と大学、立命館高等学校、立命館中学校の業務を一体化し、重複する部面を簡素化し、業務運営の能率化を計ることが得策である。立命館高等学校、立命館中学校の名称は改めない。

二、理事会

1 理事の定数

十八名とする。

2 学内理事会

理事会の機能の能率化と日常業務の運営の円滑化をはかるために学内理事会を制度化する。総長、専務理事、学部長理事、高等学校長理事、及び教学担当理事（二名）をもって組織する。理事長は必要に応じて参加するものとする。毎週定期的に会議を開き、専務理事がこれを主宰する。

3 教学担当理事

本学園の専任教職員、又は専任教職員たりし者の中より二名を、大学審議会において選考し、各学部教授会及び中学校、高等学校教員会議の承認を得たうえ、理事長の推薦により教学担当理事（常務理事）とする。そのうち一名は学務部長となる。

備考

(イ) 右の教学担当理事以外の理事は、現行通りとする。

(ロ) 学部長の任期は、四月一日に始まり、三月三十一日に了わるようにすることが望ましい。

(ハ) 教学担当理事の授業担当時間は、四時間を越えないものとする。

三、教授会の組織及び権限

教授会の組織及び権限は、学則第十一条及び第十二条に規定されているが、これを一層合理化し且つ明確化するために、左の如く改めることが適当である。

第十一条 本大学の各学部には教授会を置く。

教授会は、その学部へ属する教授、助教授、及び講師を以て組織する。但し教員の人事を審議する教授会は、教授のみを以て組織する。

教授会は、必要に応じて、その他の職員を出席させることができる。

教授会は、学部長が必要と認めるとき、又は構成員の三分の一以上の要求があつたとき、学部長がこれを召集してその議長となる。学部長に支障がある

ときは、その指定により他の教授がこれを代行する。学長は、必要と認めるとき、教授会の召集を要請し、又は教授会に出席して発言することができる。

第十二条 教授会は、次の事項を審議する。

一、学部運営の基本方針に関する事項

二、学部の機構、組織並びに制度に関する事項

1 学部運営に必要な機構、諸組織の設置、改廃に関すること。

2 大学院の研究科、課程、専攻並びに学部の学科、専攻の新設、増設、廃止、変更に関すること。

3 研究施設、設備等の整備に関すること。

4 学則並びに学部諸規定の制定、改廃に関すること。

5 学外研究員制度の運用に関すること。

6 大学院特別研究生制度の運用に関すること。

三、教員の人事に関する事項

1 教授、助教授、講師及び助手の任免その他の進退に関すること。

2 非常勤講師の嘱託及び解嘱に関すること。

四、教学、教務等に関する事項

1 学科課程、授業及び学力考査に関すること。

2 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関すること。

3 学生の補導に関すること。

4 学生の定数に関すること。

5 学費に関すること。

五、法令又は学校法人及び大学の諸規定において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

六、その他教学に関する重要な事項

四、大学審議会の組織・権限

大学協議会については、全学的視野に立つて教学の重要事項を審議する機関たる性格、権限を明確にし、理事会との関連を合理化し、且つ、その機能

を能率化するため、その名称を大学審議会と改め審議事項を明確化し、且つ整理する。

以上の方針のもとに学則第十三条を左の如く改正し、現行の大学協議会運営要項を廃して、左の如き大学審議会規定を設ける。

(1) 学則第十三条の改正

第十三条 本大学における教学の重要な事項を審議するための機関として、大学審議会を置く。

大学審議会は、左の審議員を以って組織する。

1 総長

2 各学部長

3 別に定める規定により選出された各学部二人の審議員
教学担当理事は、大学審議会に出席するものとする。但し、表決権は持たない。

大学審議会は、総長がこれを召集してその議長となる。

大学審議会は、左の事項について審議する。

(一) 教学の基本方針に関する事項

(二) 大学の機構、組織ならびに制度に関する事項

1 教学運営に必要な機構、諸組織の設置、改廃に関すること。

2 大学院の研究科、課程、専攻、並びに大学の学部、学科、専攻の新設

増設、廃止、変更に関すること。

3 大学附属機関の設立、改組、廃止に関すること。

4 研究施設、設備等の整備に関すること。

5 学則の制定改廃に関すること。

6 教学関係諸規定の制定、改廃に関すること。

7 学外研究員制度の運用及び改廃に関すること。

8 大学院特別研究制度の運用及び改廃に関すること。

(三) 教員の人事に関する事項

1 大学教員の任用基準及び手続に関すること。

2 教授、助教授、講師及び助手の定数に関すること。

3 教授、助教授、講師及び助手の任免その他の進退に関すること。

4 非常勤講師の嘱託及び解嘱に関すること。

5 教員系列内の職制に関すること。

6 教員の勤労条件に関すること。

(四) 教学、教務等に関する事項

1 学年暦及び休日、休講に関すること。

2 各学部に通ずる教務事項で重要なこと。

3 入学試験の実施についての基本的なこと。

4 学生の定数に関すること。

5 学費に関すること。

(五) 大学と立命館高等学校、立命館中学校との関係連絡に関する事項

(六) その他、教学に関する重要な事項

大学審議会は、前項に定める事項のほか、大学審議会運営規定に基き、他の機関の審議事項について報告を受け、承認を与える。

大学審議会規定は、別にこれを定める。

(備考) 大学教員の給与については、給与審議会(仮称)を設けて審

議するものとする。

それまでは、現在通りとする。

(2) 大学審議会規定

(総則)

第一条 学則第十三条の大学審議会の運営及び審議員の選任は、本規定の定めるところによる。

第二条 大学審議会は、学則第十三条第五項に定める事項について審議するほか、左の事項についてはそれぞれ他の機関の審議の結果について報告を受け、承認を与える。

(一) 教学及び教務に関する事項

1 各学部教授会の重要な決定事項。

2 一般教育科目の開講方法に関すること。(教務事務協議会)

3 教職科目の開講方法並びに教育実習に関すること。(教職委員会)

4 体育科目の開講方法に関すること。(体育委員会)

5 学生の入学資格に関すること。

6 学費未納者の扱いに関すること。

7 学籍に関すること。

8 再入学復学及び転学に関すること。

9 転学部、転部、転学科、転専攻の条件に関すること。

10 履修方法に関すること。

11 期末試験、再試験に関すること。

12 入学試験の実施計画に関する事項。(入学試験委員会)

13 その他大学審議会の決定の方針により、具体的に実施する教学、教務に関する事項。

(二) 学生補導、就職に関すること

1 補導会議専決事項以外の学生補導に関する重要なこと。(補導会議)

2 就職対策に関する重要なこと。(就職委員会)

(三) その他各種委員会からの報告事項(教務事務協議会、一般教育委員会、教職課程委員会、体育委員会、外国語科連絡協議会等)

(四) 研究室の管理に関する事項(研究室管理委員会)

(五) 校舎の学外貸与(学務部)

第三条 議長は、三日前までに会議の日時、場所並びに議案を審議員に通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない。

第四条 審議会は、審議員八名以上の出席によって成立する。

学則第十三条第五項の事項を議決するについては、出席者の三分の二以上の同意を得ることを要する。

すべての意思表示は採決を必要とする。その方法は、無記名投票とする。

但し、同事項のうち、第四号1、2、3については、無記名投票を省略することができる。

緊急の場合は、持廻りで審議することができる。但し、この場合は、次回の審議会で、承認を得ることを要する。

第五条 審議員が、会議に欠席しようとするときは、会議前日までにその事由

を議長に届け出なければならない。

第六条 審議員の代理出席は認めない。但し、学部長事故あるときは、大学主事が出席し、意見を述べることができる。

第七条 理事長並びに専務理事は、審議会に出席して本法人運営に関する事項について発言することができる。

議長が必要と認める場合には、審議員でない教職員の出席を求めることができる。

第八条 議長事故あるときは、法学部長、経済学部長、文学部長、理工学部長が輪番に議長の職を行う。

第九条 学則第十三条第二項3による審議員の任期は二年とし、毎年各学部一名づつを選任する。辞任、死亡等により、補欠選任された者の任期はその残任期間とする。

第十条 前条の審議員選出の方法は、各学部教授会において、教授中より三名の審議員候補者を選出し、四学部十二名の候補者の互選により、各学部一名づつの審議員を選出する。得票数が同数の場合は抽選をもって当選者を定める。

(議案)

第十一条 大学審議会の審議事項は、会議開催五日前までにその案を具し、議長に提出しなければならない。但し、緊急を要するものはこの限りでない。

第十二条 大学審議会審議事項で、議長において予め調査企画及び立案の必要ありと認めるものについては、若干名の調査員を選定して調査立案に当らせることができる。

第十三条 審議会に関する事務は、学務部(仮称)で処理する。

(会議録)

第十四条 会議録に記載すべき事項の概目は、次の通りである。

一 日時場所

二 出席者氏名

三 議事の結果及び諸報告

四 その他議長が必要と認めた事項

第十五条 会議録は、次回の会議において承認を得ることを要する。承認を得た会議録の原本には、議長の名指する二名の審議員が署名するものとする。

(決定事項の処理)

第十六条 会議決定事項は、速かに理事会及び関係部課に文書をもって通知しなければならない。

第十七条 会議決定事項のうち、理事会の議決を要するものについては、議長は理事長に対し速かに審議を要請するものとする。

第十八条 この規定の改廃は、総長及び各学部審議員二名以上出席する会議において、その三分の二以上の同意を得なければならない。

附 則

この規定は、昭和 年 月 日から施行する。

この規定の施行の際における第九条による審議員の選出方法は、各学部教授会において四名づつの候補者を選出し、四学部十六名の候補者の互選により、各学部二名の審議員を選出する。選出された二名の審議員のうち得票数の上位者の任期を二年とし、次位者の任期を一年とする。

五、教務事務協議会

学則の改正による大学審議会の制度改革に関連して、従来の教務連絡会議を充実するとともに制度化して、教務関係事務の能率化を計ろうとするものである。

従来大学協議会の審議事項は、教学並びに教務関係事項の多岐に亘り大学の重要事項の審議機関としての本来の使命を時として果し難い憾みがあったので、審議事項を整理して教務事務関係事項については、本協議会において審議し、その結果を大学審議会に報告し、承認を受けることとした。

1 構 成 員

教務担当理事（学務部長たる教学担当理事が議長となる）、各学部主事、事務長、学務部所属の課長、その他必要に応じて関係部課より、その都度出席を求める。

2 協議事項

(イ) 大学審議会規定第二条による教務事務協議会において審議すべきものと定めた事項

(ロ) 大学審議会より審議を委嘱された事項

(ハ) その他各学部に共通する教務事務事項

六、本部事務機構の改革

従来大学の教学関係事務を担当する大学事務局と、主として法人関係その他の事務を担当する総務室及び若干の課を置き、業務処理を行ってきたが、大学の事務と法人の事務とは重複する面が多いので、学校法人名を「立命館大学」と改めると同時に、大学と法人の業務を本部事務機構において一元化し、経営業務を担当する総務部と教学業務を担当する学務部の二部制とし、運営の簡素化と能率化を計ることとした。

教学担当理事二名のうち一名が部長となる学務部は、大学審議会の事務局となるほか、専ら学園の教学並びに教務関係業務一般を担当し、教務課（仮称）、学事課（仮称）が、これに所属する。

総務部長は、当分の間専務理事の兼務とし、財政及び人事、厚生、営繕、管理等の学園経営に関する業務を処理するものとし、総務課（仮称）、人事課、経理課、厚生課、校友課がこれに所属する。

〔4〕大学授業のあり方についての方針と施策

I 基本方針

(一) 今更改めて言うまでもなく、大学存立の目的は、(1)いわゆる「学問の蘊奥を極める」ことを目的とした学術的研究活動 (2)専門職業に必要な知識技術を修得せしめるための専門教育 (3)指導的市民・人間的教養に富む有能な社会人を要請するための一般的教育(課外活動を含む)の三部門の均衡を保つた実践によつてのみよく現成されうることができる。

新制大学が旧制のそれと比べて、特異な姿を示している点は、(a)従前比較の閑却されていた第三部門における教育を不可欠のものとして、大学教育体系の中に意識的計画的に採り入れたこと。(b)かつては旧制高等学校にその練成を委ねられていた外国語教育を、大学の教育課程の中で行わねばならなくなったこと。(これは、新制高校の目的が完成教育にとされた結果、外国語教育にかけられる比重が旧制高校に比して著しく減少した事実による)

(c)体育を必須の教科としたこと、等である。したがって大学教育のカリキュラムの編成や履修方法の決定にあたっては、当該学部における専門科目の他に、以上述べた三部門の教科についても十分な考慮が払われねばならないわけである。なお、更に附言するならば、(i)教員資格を取得せしめるための教職課程の編成と配置、(ii)その他職業上公認の資格(各級公務員資格・弁護士・会計士・税理士・電気技術者等の公認資格等々)試験の受験に便宜をあたえうるような学科目の選定などのことも、大学本来の教育目的の実現を損ねよう適切に配慮されなければならない。これは一般学生が大学に対して期待しているところである。

(二) 私学の一般的傾向であるが、本学も戦後新制度への切替と同時に、志望学生数が急激に増加し、既存の施設に比べて明らかに過当に失すると思われる人員を収容せざるを得なくなった。このことは、大学設置基準の要請というよりも、むしろ教育実施の現実的要求から、教育施設並びに教授陣容の拡充強化を必要とした。ところで一切の経費をあげて授業料収入に依存せざるを得ない私学にあつては、拡充強化に要する支出の膨張は学生数の増加によつ

て賄う以外に道はない。そして学生数の増大は更に施設・陣容の拡充を呼ぶことになる。教育施設と学生数の不断の膨張から来る悪循環はどこかで断ち切らなければならない。(1)入学志望者数の増加傾向が頭打ちを示したこと。

他方、(2)本学の施設に拡張の余地が限界に達したこと、したがって、(3)収容学生数の限定、恒常化を計らざるを得なくなったこと、(4)しかも経済界の消極的安定化は学費の増徴を困難にしたこと、などの諸事情が絡みあつて、学園経営の合理性が問われるに至つた。今日こそ、まさにその秋である、といわねばならない。

(三) 悪循環は右に見たような、単に数量上の問題としてあるに止まらない。更に重大なそれは、学生や教育上の質の問題として顕われているのである。すなわち、多数の学生を収容すべしとする経営上の要請は勢い学力の劣弱者までもその入学を許容せざるを得ないことになり、しかもこれに対して十分な教学上の措置が講ぜられなかつた。このことは、(i)学習意欲の薄弱な者を多数交えることから来る一般的教育効果の低下となつて現れ、その結果は、(ii)卒業期における就職率の悪化、就業先の質的低下を生ずるにいたつた。しかもこのことは、(iii)低成績の者まで入学させることからくる学園に対する低評価と相俟つて、世間の学園に対する評価を一入貶値せしめているのである。

このような事情は優良な学生の志望を挫き、勢い劣弱が劣弱を呼ぶといった悪循環に陥らざるを得なくしている点に注目しなければならない。

(四) 以上述べたところからして、学部における授業のあり方に関する限り、次のような一般的方法を打出すことができるであらう。

- 1 現在よりもある程度の学年制及び必修制を強化する。
- 2 大学基準の規定による授業日数を実施するために、授業日数の増加、授業時間の増加延長などについて考える必要がある。
- 3 休講は可及的にこれを避けるように工夫すること。また補講についても、時期方法に工夫が行われたい。
- 4 専門科目、一般教育科目、語学、演習、外書講読、実験実習等、それぞれのクラス編成に当つてそのオペイマム・サイズを決定すべきである。
- 5 演習及び外書講読は必修制を採る。特に演習における学生の自主的研究

と討議の促進につとめる。

6 現代的・社会的要請にしたがつた講義科目の設置を配慮する。したがって、各学部教員の交流についても検討すべきである。

7 教員の学識充実と研究並びに教育意欲向上のために、研究教育以外の業務からの解放ないし、軽減を計るべきである。

8 教員が研究指導や一般補導を行い、且つ学生相互の人間関係を緊密に形成するために学生集団の基礎単位として学級制、並びに学級担任制について検討する。

II 施策

右に述べたような一般的方針にしたがつて、これを個々のフィールドにおいて具体化しなければならない。専門、一般、語学の各部門とも、現在の設備施設や教授陣容の枠内で可能な限り改善の努力を払って来ているが、更に一段と新たな条件の設定の上に新しい教学体制が構想されなければならない秋が来ているのである。

ここでは、まず、(一)授業のあり方一般について二三の方策を提示し、さらに、(二)外国語並びに、(三)一般教育の授業に関して、若干の施策を述べ、最後に、(四)校制の問題について、当委員会の見解を附加することとする。

(一) 授業のあり方一般について

この問題は今日まで放置されていたわけではない。すでに数次に亘る計画が樹立されて、所与の諸条件の中で逐年改善の努力が払われて来ているのであるが、勉強条件の改善と教育効果の向上のためになお一層の工夫を試みる余地のあることを認め、上述の様な一般方針を打ち出したのである。ここでは一般方針でつくし得なかつた点について若干の具体的方策を挙げておく。

一、オプティマム・サイズにしたがうクラス編成をすること、すなわち、語学・数学・外書等には小教室、演習・実習等には特殊教室を、一般・専門については、受講者数の過剰な講義は、同一教員による分割講義もしくは複数教員による平行講義が行われることが望ましい。而してこれを実現するためには、若干の大教室を含む小教室ビルを可及的接近地に建設し、全

学部による合理的計画的な使用の方途を講ぜられたい。これは分校制の長所を実質的側面において実現しうるみちでもある。

二、演習や外書講読における学習条件を整え、その効果の向上をはかるために、講師・助手・大学院学生を参加させ、チューター・システムを採るなどの工夫によって、教授の負担軽減、講師、助手等の学識向上も期待出来るであろう。

なお、図書館の整備充実は新制大学の授業のあり方として、喫緊の必要事であることを言い添えておきたい。

三、教員の研究並びに教育意欲向上のための条件をつくり出す一助として、各種会合の合理的運営による短時間化、役職員等の可及的分散による負担の公平化、学外研究員制度の改善その他教員の研究の助成を配慮すること。

四、教員と学生とのヒューマン・リレーションをより緊密ならしめるためには、学生面会時間の設置、学術研究会の教員による指導など、これにはアッセンブリーアワーの効果的利用が考えられる。

(二) 外国語授業について

本学学生の語学成績が専門科目のそれに比べて低位にあることは否みがたい事実である。これは就職試験等に当って、優秀な学生でありながら、語学力の不足のために採用にまで至らなかつた事例が二三に止まらないことよつて如実に示されている。第一次、第二次調査委員会においても、この欠陥を補正する必要があることを認め、教授陣容の充実、クラス規模の縮減、時間割編成の適正等、種々の点に亘つて、改善の方途が講ぜられて来た。しかしながら現在の施設、設備からの限界もあつて、なお十分とは言えない状態である。

語学力の向上は学生の学習能力を高めるためにも、就職率を増大するためにも、引いては学園の声誉を掲げるためにも、必要喫緊の課題であるといわねばならない。わが学園における学生の語学力が特に弱いとされる原因としては、(イ)入学の当初において語学成績の上に着しい落差のあること、(ロ)語学教育の技術的必要から専門科目に比して小クラスの編成方針をとりながら、これに適當する規模の小教室が著しく不足していること、しかも、(ハ)そのク

ラスの規模も教授上の要請からはるかに遠く、多数の人員を收容せざるを得ない現状であること、さらに、(二)語学力の比較的弱い学生を多数收容しながらも必要単位数が他大学に比してその最低水準にあることなどの諸点が考えられる。

これらの諸欠陥は可及的早急に是正されねばならないものであるが、ここに更に考慮すべき問題は、語学授業が学生生活に対してもつ役割の重要性についてである。ただし学生数の膨張による単位クラスの龐大化と新制度に基づく選択制の拡大とは、教師と学生、並びに学生相互の間に見られるヒューマン・リレーションが極めて稀薄にならざるをえなくなっている。これは法・経両学部においては特に顕著に見られる現象である。このことは単に学習や補導の上でのみならず、ひろく優れた社会人を育成する上にも、大きな障害となつているといわねばならない。こうした欠陥は、上級回生に於ける演習や外書講読とともに、適正規模の固定クラスを持つ一、二回生の外国語授業の充実によつて十分補うるのであらうと考えられる。

右に述べたような見地から次に掲げる諸点が配慮されねばならない。但し学園諸般の現況を考慮しながら、実行可能なものから漸進的にその実現を期すべきである。

- 一、必修単位数を可及的に増加すること（第一外国語一〇または一二単位、第二外国語六及至八単位、但し現行はそれぞれ八、四単位である）。
- 二、学力差による組分け授業、並びに回生別に教授内容にグレードをつけること、なども考えられる。
- 三、三回生以上に設置の専門科目を受講する資格としての語学単位の取得条件を強化すること。
- 四、単位不足者のためには夏期講習等による履修制度を設けることも考慮したい。
- 五、学習効果のためには一クラスの定員を可及的に縮減したい。出来得ればこれを六〇人単位にまでもつていくべきである。
- 六、右（一―五）のような施策を実現するためには、教授陣容の強化を必要とするとはいうまでもないが、更に先決すべき問題は語学授業に相応し

い小教室の設備である。ただし、たとえ、少人数のクラスを編成してみても、大教室に雑然と着席している状態では教師も徒らに疲労するばかりだし、学生の注意力も散漫に流れて十分の教育効果を挙げえないことは経験上明かであるからである。

七、二部の語学授業についてはこれを別個に考えなくてはならない。
附・小教室ビルの建設について

語学授業の改善に当って、何よりもまず手をつけなくてはならないのは、適当な小教室の増設であることは上に述べたところで明かであらう。単位増加も、組分け授業も、少人数クラスの編成も教授人員と教場の問題が先決しなければとうてい実現しえないものである。教授は外来の講師に援助を仰ぐことによつて一時的には解決できるであらうが（事実教員は右から左に得られるものではない）教育の場がなくては、いかなる良策も画餅にすぎないものとなるであらう。

しかも、小教室の必要は語学授業に止まるものではない。専門課程におけるゼミナールや外国書講読などに当っては、まさに語学同様に小特殊教室を必要とするのである。したがって、全学的に授業効果を高め学力の増進をはかる第一歩として、懸案の小教室ビルの建設を早急に推進したいものである。なお、小教室ビルは単に多数の小教室をもつのみならず、中央に大教室を設けるならば、これを一般教育科目の授業に当てることによつて、低回生教育に一貫した計画性をもたせることができるであらう。

(三) 一般教育について

一般教育の課程は新制大学にとつて、最も特徴ある制度であり、このコースの活用如何が新制大学の評価を決定するものであるといつてもあえて言い過ぎでもあるまい。

ところが、旧制大学から新制大学への切換えに当って、新制度の理念の未消化、教授陣容の不備など諸条件の整わぬままに極めて機械的に移行がなされたため、一般教育部門にあつては、特に種々の欠陥を暴露することになったのである。すなわち、(イ)一般教育科目の授業の一部は高校で既に学んだ学科内容との重複を避けがたく、これが新入学生の学習意

欲に悪影響を及ぼしているという声をきく。しかも、(ロ)その授業期間が概ね二ヶ年に亘っているのに対して、専門科目の授業が主として在学期間の後半概ね二ヶ年(しかも就職運動などのため実質的には更に短縮されているのが現状である。)に行われるため後者が前者に圧迫され、その重要性ならびに配当科目数などの点からみて、著しく比重を失っていると考えられる。

思うに、一般教育は本来、専門教育のためのプレバレイトリ・コース(準備教育)ではないのであるが、上に述べたように、新制大学教育のために必要な諸条件が欠如する現状にかんがみて、現実の要請にマッチした実際的制の実施を目論みたのである。すなわち、

一、法・経学部では、社会科学系列における学科目、文学部では人文系列、理工学部では自然科学系列をそれぞれ中心として、若干の基礎教育科目を設定し、これを一回生における必修科目とする。

二、その他の科目については、高校教育の繰返しや、いわゆる概論や特論にならぬよう、高度な教養を与える目的で授業内容を工夫する。(これが具体化については一般教育科目協議会で検討されたい。)

三、授業の担任者はなるべく、学識豊かで視野の広い練達の教授が当り、少くとも専任講師にはこれを担当させないよう考慮されたい。

定年退職後(名譽)教授を非常勤講師として一般教育課程の一部を担当せしめるなどについても、大学として考慮せられたい。

(四) 分校設置問題

上掲(二)の四に述べた結論に関連して、若干の解説的見解を附け加えておこう。

分校設置問題は、一般教育制度に関連して発生した、いわゆる「縦割り」、「横割り」両制度と密接につながる問題である。これは両制度の利害得失を十分に考え検討を重ねた上で決定しなければならないことは勿論であるが、本来、新制大学の精神から言えば、当然縦割りであるべきであって、横割制はたまたま旧制高校や予科を新制度に吸収するための苦肉の策に出たもの他にならない。しかも上に掲げたわれわれの施策を実現するに当たっても、その分離を必要とする理由を認め難い。教学上からはむしろ現在の縦割制の方に

利点があるように思われる。

かりに、一般教育部門と四学部共通の授業を行うため、これを等持院の地に分離するとして、その長短を考えてみよう。

一応の利点として、(イ)四学部共通の授業が行い得る、(ロ)広小路学舎の混雑を緩和する、(ハ)将来新学部設置のための余裕を生ずる、(ニ)正課体育の授業を充分行い得る、などが挙げられる。反面欠点をあげてみると、(a)専門教育と一般教育の教員組織の分離が形式上だけに止まらず、実質的にも行われなくてはならない。(b)分校教育課程で必要単位を充足することができなかった者については結局本校でも授業しなくてはならなくなるおそれが多分にある。

(c)専門部門との関係が次第に薄らぎ、専門課程所属の教員の援助をうけることが困難になり、予定したような教育が行われ難くなるおそれがある。(d)利点の(イ)のようなことは、教育効果の上からいっても、また学生の抵抗といった点からみても実施に至るを得ない。(e)上級生がいらないということは、大学生のあり方を身をもって知る機会がない、等々が考えられる。

この問題に関しては、今後の検討にゆずりたい。

〔5〕〔定年制について〕

学園振興に関する臨時調査委員会の「職員定年制」に関する答申（昭和三十四年二月十三日理事会提出）

学園振興に関する臨時調査委員会は、定年制の問題に関し、すでに大学協議会の議を経て昭和三十二年十一月二十二日の理事会において、「教職員組合と協議するための原案として」決定の「大学教員停年規則案」を中心として検討した結果前記の規則案に対する修正意見書という形で答申することが適当であるとの結論に達し、左の通り答申する。

記

「大学教員停年規則案」を左の諸項目を考慮した上で一部改正して速かに実施すべきものと思考される。

1. 大学教員停年規則第一条「大学教員の停年は、教授については満六十五才」の次に「教授以外の教員については満六十才とする。」を加える。
 2. 附則中に「この規則の第三条、第四条は施行の日より五年を経過した後」に効力を失う。」を加え、失効後には六十五才を越えるものの在職は認められないこととする。
 3. 附則第六条を「教授以外の大学教員については、この規則施行の日より二年間従前の例による。」に改め、その後は六十才を越えるものの在職を認めない。
 4. 定年退職後の処遇については、別途に考慮する必要がある。
 5. 教諭、事務職員その他の定年については、これを引上げるとする要因が見当たらないので、この際は大学教授だけに止めておくべきである。
- 註・文中「定」と「停」の二種の文字を使用しているが、辞典によれば斯かる場合「定」の文字を使用することが好ましいこととなるので、規則案中のものは最終決定手続のときに訂正するものとし、他はすべて「定」の文字を用いることとした。

参 考

大学教員停年規則

<p>改正の行われる以前の規定</p>	<p>大学協議会・理事会で決定され、教職員組合と協議中の改正規定</p>
<p>教職員停年制施行細則</p> <p>第一条 教職員が満六十才に達したときは、館則第二十五条及び就業規則第三十八条により退職することを原則とするが、左記各項のみに該当するときは一定期間之を延ばすことができる。</p> <p>二 担当学科又は職務の性質上直ちに他の人を以て替えがたいとき。</p> <p>三 その他、業務上特別の事情のあるとき。</p> <p>第二条 延期々間及び同期間中の教職員の身分は、左の基準による。</p> <p>一 大学教授は、教員組織の都合、当該者の健康状態及び就業状況によつてそのままの身分を続けるものと、講師に身分替えするものに分つ。但し、そのままの身分を続ける者においても満七十才に達したときは、退職するものとする。</p> <p>三 大学教授以外のものは、教員にあつては講師に、職員にあつては臨時職員に身分替をすることを原則とする。</p>	<p>大学教員停年規則</p> <p>第一条 大学教員の停年は、教授については満六十五才とする。</p> <p>第二条 大学教員が停年に達したときは、その学年末に退職するものとする。</p> <p>第三条 停年により退職する教授であつて、当該学部教授会において余人を以て替え難いと認めたる者は、当該教授会の決議に基き、大学協議会の承認を経て、改めて教授に任用することができる。</p> <p>第四条 前条の任用期間は、第一次は三年、第二次は二年とし、満七十才に達する年の学年末を越えないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 本規則の実施に当つて、既に満六十才を越えている教授を改めて教授に任用する場合は、前条に準ずるものとする。</p> <p>六十五才を越えている者を、学外から専任教授として新に任用することはできない。</p>

	<p>第六条 教授以外の大学教員については、当分の間従前の例による。</p> <p>第七条 教職員停年制施行細則は、これを廃止する。</p> <p>第八条 この規則は、昭和 年 月 日から施行する。</p>
--	---

学校法人立命館々則（関係部分）

<p>学校法人立命館々則（現行）</p> <p>第二十五条 職員は満六十才を以つて停年退職とする。但し、業務の都合により引き続き一定期間在職させることができる。</p>	<p>学校法人立命館々則</p> <p>第二十五条 職員は満六十才を以つて停年退職とする。但し、大学教員についての時例は別に定めるところによる。また、大学教員以外の職員については、直ちに余人を以つて替え難い特別の事情があるときに限り一定期間教員にあつては講師に、教員以外の職員にあつては臨時職員に身分替えをして引き続き在職させることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この館則は、昭和 年 月 日から施行する。</p>
--	---

学校法人立命館職員就業規則（関係部分）

<p>学校法人立命館職員就業規則（現行）</p> <p>第三十八条 満六十才に達した職員は、停年退職者とする。但し、業務の都合により引き続き一定期間在職させることができる。</p>	<p>学校法人立命館職員就業規則</p> <p>第三十八条 （館則改正案第二十五条と同一につき省略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和 年 月 日から施行する。</p>
--	--

〔6〕 高校 中学 対策

I 現状分析

戦前、本学園には四つの中学校と一つの商業学校及び一つの工業学校が設置され、その生徒数は広小路学舎のそれに匹敵するものがあつた。それらはいわゆる「たこの足」の役割を演じ、財政的にも教学的にも学園発展の基本的要素となつていたが、戦後、学制改革と経済情勢の変化に伴い、合併統合を余儀なくされ、現在、高校（全日制、定時制）、中学の二校に縮小せられるに至つた。

この間、「たこの頭」であつた大学は著しい成長を示し、量質共にめざましい発展を上げてきた。しかるに、高校中学はこれに歩調を合せて伸長しえず、むしろ萎縮の方向をたどり、教学上、経営上困難な問題をかかえ学園における存在意義に疑問をもたれる実情となつた。

一、教学上の問題

1. 大学入試状況の推移

最近、高校中学の教学不振が大学入試に関連して問題化してきたが、これを特に高校全日制の本大学への合格状況について見れば、次のような推移をたどつてゐる。

戦後の数年間は、大学も積極的に入学を勧誘しなければならぬ実情で合格率も高かつたが、新制高校になつてからは、大学の志願者が全国的に激増し、それに伴つて合格率も低下し、推薦制度最後の昭和三十年には、合格者は卒業生の五九・六%となつた。試験制度に切りかえられた三十一年は六一%、三十二年は六二%であつたが、三十三年は五八%となり、その上前年まで合格者の六〇%以上が一部合格者であつたのが一挙に三〇%台に落ちてしまつた。奨学生試験にも毎年合格者を出してしたが、この一兩年は皆無となつた。これをもつて單純に高校中学の教育成果を云々することは早計であるとしても、大局的に見て伝統的地盤の上のみ立ち惰性的に流れてゐた高校中学の教育が、全国的な幅と高

さをもつて漸次向上してきた大学の教育水準に次第に立ちおかれてきたことは事実であり、他の多くの綜合学園の高校卒業生が殆んどその大学に入学できる実情と比較すれば重大な問題であるといわなければならない。

2. 主要な原因

このような事態を惹起するに至つた原因の主なものとは次の諸点に要約して説明することが出来る。

(一) 優秀な生徒が得がなくなつたこと。

中学は、新制となつた初期において、公立中学が整備していなかつたため、質のよい生徒を多数集めることが出来た。この生徒を全部高校に押し上げておれば、高校の社会的評価も向上し、その後の入学者にも優秀者を集めることが出来たのであるが、中学高校の一貫性が欠けており学園の教学的施策もその点には無関心であつたので、これを高校へ進学させることが出来ず、漸く一貫性を樹立するに至つた近年では、既に公立中学高校の整備が進み、初期程度に優秀な生徒は集まらない実情となつてきた。

高校は、公立中学からの志願者も多く、かなり優秀なものも受験するのであるが、施設、学科編成、進学状況等高校としての魅力や特色に乏しいため、合格者のうち上位の大部分が、学区制によつて次第に整備水準化されてきた低学費の公立高校へ抜けてしまふ傾向にあり、一般私立高校の中では上位の水準を維持しているが、公立高校には及ばない状況となつてゐる。

(二) 教育環境及び施設が不備で教育効果を減殺してゐたこと。

現校舎はもともと三、〇〇〇坪の敷地に建てられたものである上、周辺に民家が密集し、しかも電車通りに面したコの字形校舎であるため騒音その他外部からの非教育的な因子による大きな被害をうけている。またわずか一、八〇〇坪にすぎぬ校庭を運動場として使用せざるを得なかつたことは校舎の荒廃と学習雰囲気破壊をもたらした。その上戦後の教育が必要とする施設を殆んど整備し得ず今日に至つたことは、とも

に教育に少なからぬ支障を来し努力の効果を著しく減殺している。現在、市内の公私高中を通じ環境施設とともに最下位の部類に属することは注目しに備する。

(三) 現職教育が不十分で教員の指導力を強化し得なかつたこと。

新教育制度が実施せられ、教育課程も制定せられた当初の時期においては、各自の研修と共に協同研修の気運も生れ、その成果には見るべきものがあつたが、昭和二十七年以後合併統合配置転換が相次いで行われ教員の担当する学校種別、教科種別は幾度となく変更させられ教員に深刻な不安動揺、不統一、萎縮をもたらし、計画的な現職教育を実施する機会を失い、その指導力を低下せしめる結果を招来した。

(四) 教学上の施策に全学的な関心が欠けていたこと。

いかななことには高校中学の教学問題の施策に全学的な視野が欠けていたことは、良かれ悪かれ事実である。このことは、人事行政、教育方針、教学制度その他に全学的立場からする確固たる基盤を欠く結果となり、高校中学の孤立化、弱体化を促進し、その向上発展にマイナスの作用を及ぼしてきた。

(五) 指導の限界を越える教育実習生を受入れていたこと。

毎年二回、第一学期第二学期の教育効果を最も發揮しなければならぬ時期に、教育実習が実施せられ、付属校であるという理由で、初期にはその全員を、その後もなお教育の指導力を遙かに越える学生数を受け入れざるを得なかつた場合も多く、生徒の教育に大きな障害を与えたこととは明白である。

(六) 大学の進学制度に矛盾を内包している。

大部分が本大学を受験する本校生徒に、学外受験者に適用する科目のみの試験を課してきたことは、高校教育の正常な運営に多大の弊害を及ぼしてきた。

本年度卒業生の惨めな合格状況は、例年より生徒の素質が悪かつたという特殊事情にもよるが、一年生の時から、本大学の受験科目が二科目のみであるという生徒の認識と高校教育本来のあり方とに深い矛盾を生

じ、特に三年生時代の学習指導に困難が現われ、適切な指導に欠けるところが出来た点を指摘しなければならぬ。このような傾向は三科目制が変更されるかもしくは学内進学制度の変更がない限り、今後も続くであろう。

二、経営上の問題

1. 高校中学の財政状況

財政小委員会中間報告によれば、昭和二十七年年度二四〇万円程度であつた赤字が漸増の傾向を示し、昭和三十一年度に二二〇万程度に減少したこともあるが、昭和三十二年年度末累計二、九〇〇万円を越えるものとなり、容易に解消の見込みがたない状況であつた。

2. 主要な原因

(一) 収入増加の割合が少なかつたこと。

現在の学費は、一般私立校よりはかなり高いが、全国の主要な綜合学園の高校中学と比較するとかなり低い。これは高校中学の施策が消極的惰性的に流れ積極的な方策を打ち出すことが出来なかつたため思い切つた値上げを断行しえなかつたことによるものである。

また戦後数回にわたる学費値上げも、主として高校全日制、中学を対象としており、定時制については僅少であり、現在後者の学費は前者の約半額で、総体的には大きな値上げとなっていない。

この外、注目すべき原因としては、生徒数の減少と普通教室の特別教室への転用がある。

神山合併昭和二十六年五月末現在で北大路の生徒数は昼夜併せて二、六八七名、現在は二、〇〇二名と、六八五名の減少となつている。これは、定時制生徒数の激減と教学上の要請により、一クラス当りの生徒数を五〇名程度に縮小させたことにも一因があるが、新教育を推進するための必要上から、特別教室を別置できないため、普通教室を理科室、音楽室、美術工作室等に転用し、収容能力を低下させたことによるといえる。特別教室は現在なお不足しているのであるが、これ以

上どうすることも出来ないのが実情である。

(二) 人件費が増大してきたこと。

神山学舎合併により教職員の殆ど全部を受入れたことは人件費の増大に拍車をかけることになった。その後、学外転出、配置転換等により教員数は一応合併前に復したが、学外転出者は殆ど低い年令層のものであったために、平均年令は著しく上昇し、中年以上の教員は低給であるに拘らず、毎年の増給総額は多額に上っている。

新採用の余地がなかったことは、また他の私立校のように相当数の講師を入れる余地をも少くし、大部分が専任教員であるため必然的に人件費が増大する結果にもなっている。

なお、本校建築構造上の不備と事務機構の特殊性により、教員以外の職員数が若干多くなっているが、現状においては止むを得ない事情といえよう。

II 施 策

一、基本方針

戦後再出発した学園において、高校中学の「たこの足」としての役割は一応終ったといつてよい。

今や新しい役割を学園の中に作り出すため、高校中学の沈滞した風を一掃し、清新な校風を樹立するよう学園全体の立場で考えなければならぬ時期に到達しているといえる。それのためには高校中学が綜合学園の一環として基礎的段階の教育を十分行いうるような建設的な施策が全学園の中で打ち出されなければならない。そしてその施策の推進により学園の民主的学風の中で中学から大学までの一貫性をもった教育を行い、大学教育に適應する十分な学力を養成しなければならない。

以上のような理念を実現達成するには、まず第一に全学的視野に立つて教学上の重要事項を審議するための機構として、北大路教学審議会を設置する必要がある。

この審議会において、先ず教学刷新の目標を確立し、それを達成するための具体的方策を検討し、これによって教員の指導に適切な方向を与え、学校協力して清新な校風を打ちたてる施策を作り出すべきである。

しかしながら審議会が設立されるまで当面する教学上の重要課題については、現機構の中で早急に適正な処置を講じなければならない。

教学の刷新も財政的裏付を必要とするから、学園全体の立場から、高中財政の現実をながめ、現状に即した適格な財政処理方式を考案し、合理化をはからねばならない。

二、対 策

高校中学の学園内に於ける孤立化とそれに伴う弱体化は、かえって学園に大きな負担を与える結果を招いて来た。この経過を顧みると、今後の高校中学における施策はどこまでも広く学園全体の立場から検討して行くべきであり、高校中学の学園における存在意義を明確にするとともに、その自主性を育成する方向に進まなければならない。

次に、これを教学の面とそれに関連する経営の面とにしばってその施策の基本を指示することとする。

1. 大学との関連を明確にし、これに立脚した教育方針を推進して行くこと。

立命館学園としての同じ学風の中においての一貫した人間教育を行うことを基本方針とし、その方針の上に基礎的な学力を十分養うとともに、大学との教学上の交流を密にし、この関連を通じて学校の特色をだすように努力せねばならない。そのためには次の諸点に留意することが必要である。

(一) 全学的視野に立つた教育方針並に生徒指導方針の樹立。

(二) 大学との教員の交流。

(三) 教員の研修に対する大学よりの便益供与（例えば大学教員との合同研究等）。

2. 教学の充実発展を図るため、研修の具体策をたて、教員の合理的配置

を行い、生徒指導の実を挙げるよう協力すること。

(一) 教員の指導力を強化するため具体的な研修計画をたててこれを実施する。

(二) 学校種別、教科、業務等について教員を適材適所に配置する。

(三) 生徒の自覚と学習意欲の向上を図るための適切な措置を研究し、これを早急に実施する。

3. 学内進学制度を合理化すること。

高校より大学への学内進学にあたり、生徒が常に意欲を上昇させつつ安定した勉強態度を持続しうるために恒久的合理的な制度を早期に確立しなければならぬ。

例えば、立命高校から進学する者だけは、特別な入試を行い、高校在学中の総合的成績をも十分勘案しうるような進学制度を設けることも考えられる。

4. 教育施設を改善整備すること。

(一) 運動場問題を早急に解決すること。

(二) 校舎を整備する。

従来北大路教学機構不備の大きな原因となっていた学校管理、事務処理のための位置的な欠陥を解決するために、校庭の南に本館（事務室、校長室、職員室、応接室、会議室等）となるべき建物を建設すること。

ちなみにこの新築に伴って電車通から教室への騒音の遮断、校庭の緑化整備を果すとともに今まで必要を痛感されていた社会科教室、同資料室、教員研究室、視聴覚教室、生徒補導室、相談室、生徒会室を充足することができる。

5. 北大路財政の健全化をはかること。

(一) 収入の増加をはかること。

教学態勢の強化、教育施設の改善充実に応じて漸次学費の増徴を図ること。

(二) 経常費収入と人件費との適正な均衡をはかること。

そのためには適正な生徒定数と教員定数を設定し、これにもとづく人事管理の具体策を早急に確立する必要がある。

(三) 定時制対策

定時制は生徒数漸減の動態に応じて、漸次縮小し、状況によっては廃止されても已むをえない。

6. 以上のような対策を推進するため理事会の諮問機関として北大路教学審議会を設置すること。

(一) 組織

教学理事一名、大学審議会代表一名、

一校 長一名、副校長主事三名、教員会議より選出された各校代表四名、事務長一名の計十一名を審議員とし、審議会には必要に応じて関係者の出席を求めうるものとする。

(二) 会議

会議は議長がこれを招集する。議長は教学理事が当る。教学理事事故あるときは、校長がこれに代る。

定例会議は毎月一回とし、北大路学舎において開催することを原則とする。

臨時に必要な場合には臨時会議を開催することができる。

(三) 事務管掌——審議会に関する事務は北大路事務室において行う。

(四) 審議事項

(1) 北大路の教学の基本方針に関する事項。

(2) 高校、中学の機構、組織ならびに制度に関する事項。

教学運営に必要な機構、諸組織の設置改廃、施設設備の整備、学則の制定改廃、教学関係諸規定の制定改廃、現職教育制度ならびにその運用等。

(3) 教員の人事に関する事項。

高校・中学校教員、助手の任用基準及び手続、教諭、講師、助手の定数、教諭、講師、助手の任免進退、教員の勤務条件等。

(4) 教学、教務に関する事項。

- (5) 生徒の定数、学費、学内進学についての基本的なこと。
大学との関係連絡に関する事項。
(6) その他教学に関する重要事項。

(五) 職員会議との関係

教学審議会は、職員会議の自主性を尊重しこれと密接な連繫をもつて運営することを原則とする。

前項の趣旨にそくして職員会議の審議事項及び権限を規定し、教学審議会との関連を明確にしておく必要がある。

〔7〕給与体系〔について〕

調査委員会

一、給与体系作成についての考え方

本学には従来給与体系がなかったので教職員の給与中には種々の不均衡や不合理があり、ベース・アップや画一的な定期昇給を行うたびにこれらが累加する傾向にある。しかるに他の私学に於ては、今日まで一応給与体系を整備した。

本学に於ける給与体系の作成については、数年来の全学的要望であり、調査委員会にその答申をもとめられた。従って調査委員会としては、一応合理的な給与体系を作成し、将来のより理想的な体系整備への手がかりとするこゝとした。新たに本学の給与体系を作成するに当っては、歴史的な本学の給与を出来るだけ尊重し、且つ体系として合理的に整備して行くために本学教職員の給与の現状を詳細に検討すると共に公務員を始め各私立大学の給与体系等を調査し、新給与体系の方向を見出すために努力した。

他学の体系の中には多くの参考とすべき要素も認められたが、基本的には本学の新しい給与の体系は、積上げ方式によることが妥当であるとの結論に達したので、全教職員を通じ一八才一八、四〇〇円より、五九才一一九、一〇〇円に至る年令給に経験給を積重ねて本俸を算出することとした。なお、本案作成に当っては特に次の諸点に留意した。

- A. 全専任教職員にわたって給与の適正化をはかること。
- B. 各職種に共通した年令給をおき、その上に職種、格付、及び経験年数による金額を積上げて各人の本俸を決定すること。
- C. 職種、格付により、本俸の最高最低の枠を設けること。
- D. 給与の種類を整理して単純化をはかること。
- E. 諸手当、年功加俸等については、全面的に再検討をはかること。

二、給与の構成

給料（本俸）、年功加俸、扶養手当（家族手当）、特別手当（地域手当）、

職務手当、その他の手当とから成る従来の給与を改め、(イ)本俸、(ロ)年功加俸、(ハ)家族俸及び、(ニ)その他の手当の四つの要素で構成することにした。

1. 本俸

年令給と経験給とを合算したものを本俸として支給する。

(イ) 年令給

別表(一)の1による金額を全専任教職員一率に年令給として支給。

(ロ) 経験給

各職種毎に算出された別表(一)の2による金額を経験給として支給。

経験年数の算出及び換算については、一応別表(二)の1が考えられるが、なお実施に当たっては、出来るだけ単純化し、解釈によって種々の疑義が生じないようにすべきであつて、そのためには本人が従事していた業務を、同種のもの、異種のもの、及びその中間のものとして三本立てにすることが望ましい。

2. 年功加俸

本学に五年以上勤務しているものに対して従来から支給されているが、その金額が現在の金額では僅少に過ぎるのでこの際五年刻みにして金額を上げた。

勤続五年以上	一、〇〇〇円
〃 一〇年以上	一、五〇〇円
〃 一五年以上	二、〇〇〇円
〃 二〇年以上	二、五〇〇円
〃 二五年以上	三、〇〇〇円

3. 家族俸

現行の、配偶者及び満一八才未満の子のうち一人について六〇〇円であるのを八〇〇円に、その他の扶養家族四〇〇円を五〇〇円に引上げる。

なお、十八才以上の子で在学中のもの(大学院及び各種学校を除く)は家族俸を支給することが望ましい。

4. その他の手当

(1) 特別手当(地域給)は、本俸その他に繰入れたので廃止する。

(2) 現行の役職手当、超過勤務手当については実施の方法その他について、適正に改訂することが望ましい。

特に課長、事務長等には従来役職手当が支給されていないが、手当は支給すべきであり、同時に部課長の超過勤務時間を制限すべきである。

(3) 教員の超過時間手当については、別個に検討されることが望ましい。

三、給与体系実施に際しての要望事項

1. 給与体系の実施にあつては、各人の新給与は現給与を下廻らぬことを要件とする。

2. 新給与が現給与をいちじるしく上廻る場合は是正については、最高額を別途に考慮しなければならない。

3. 新体系実施の前提として教職員の任用、昇格の基準が規定化されねばならない。

4. 新体系の公平な適用と苦情処理等にあたる機関として、新に給与委員会(仮称)を設けることが望ましい。

5. 現行の退職金規定も新体系実施と共に別表(三)の如く改訂すべきである。

6. 職員の格付、AからEまでの名称及び各定数については新体系実施までに決定されねばならない。

7. 新体系に於ては、現在の三十一名職員の制度は廃止する。

8. 職務の性質上、新体系により難い者の給与については別に考慮すべきである。

9. 校長を教諭と区別して取扱う必要がある場合は理事会で検討されたい。

- 別表(一) 給与基準表(左記)
 - 別表(二)の1 経験年数換算表
 - 別表(二)の2 学校別経験年数換算一覧表
 - 別表(三) 各大学退職金支給比較表
- 〔省略〕

別表(一)

給 与 基 準 表

1 年令給 2 経験給

年令	金額	差	年数	作業員	守衛	看護婦・技術職員・事務職員					教室助手	教 諭	大学助手	専任講師	助 教 授	教 授
						A	B	C	D	E						
18	8,400		0			500										
19	8,500	100	1			900										
20	8,600		2			1,300										
21	8,800	200	3			1,800										
22	9,100	300	4			2,300	3,700			3,700	3,700	4,500				
23	9,400		5			2,800	4,200			4,200	4,200	5,100				
24	9,800	400	6			3,300	4,700			4,700	4,100	5,700				
25	10,200		7	1,500		3,800	5,200			5,200	5,200	6,300				
26	10,600		8	1,600		4,300	5,800	8,500		5,800	6,000	6,900	9,000	12,000		
27	11,000		9	1,700		4,100	6,400	9,000		6,400	6,800	7,500	9,500	12,600		
28	11,400		10	1,900		5,100	7,000	9,500		7,000	7,600	8,000	10,000	13,200		
29	11,800		11	2,100		5,400	8,200	10,100		7,600	8,400	8,500	10,600	13,800		
30	12,200		12	0	2,300	5,700	8,700	10,100	13,500	8,200	9,200	9,000	11,200	14,400		
31	12,600		13	200	2,500	5,700	9,100	11,300	14,100	8,700	9,900	9,300	11,800	15,000		
32	13,000		14	400	2,700	5,700	9,400	11,900	14,100	9,100	10,600	9,500	12,400	15,600	17,000	
33	13,400		15	600	2,900	5,700	9,600	12,400	15,400	9,400	11,300	9,600	13,100	16,300	18,000	
34	13,800		16	800	3,100	5,700	9,800	12,800	16,100	9,600	12,000	9,700	13,800	17,000	19,000	
35	14,200		17	1,000	3,300	5,700	10,000	13,200	16,800	9,800	12,700	9,800	14,500	17,700	20,000	
36	14,500	300	18	1,100	3,500	5,700	10,200	13,700	17,500	10,000	13,400	10,000	15,200	18,400	21,000	
37	14,800		19	1,200	3,700	5,700	10,400	14,200	18,200	10,300	14,100	10,300	15,900	19,100	22,000	
38	15,100		20	1,300	3,900	5,700	10,500	14,700	18,900	10,600	14,800	10,600	16,600	19,800	23,000	
39	15,400		21	1,400	4,000	5,700	10,600	15,200	19,600	10,900	15,500	10,900	17,300	20,500	24,600	
40	15,700		22	1,500	4,100	5,700	10,700	15,700	20,300	24,300	11,200	16,200	11,200	17,900	21,200	25,900
41	16,000		23	1,600	4,200	5,700	10,800	16,200	21,000	25,000	11,500	16,900	11,500	18,500	21,900	27,200
42	16,300		24	1,700	4,300	5,700	10,900	16,700	21,700	25,100	11,800	17,600	11,800	19,100	22,600	28,500
43	16,600		25	1,800	4,400	5,700	10,900	17,200	22,500	26,500	12,100	18,300	12,100	19,700	23,200	29,800
44	16,900		26	1,900	4,500	5,700	10,900	17,700	23,300	27,400	12,400	19,000	12,400	20,300	23,800	31,100
45	17,200		27	2,000	4,600	5,700	10,900	17,900	23,900	28,300	12,700	19,700	12,700	20,900	24,400	32,400
46	17,400	200	28	2,000	4,700	5,700	10,900	17,900	24,500	29,200	12,700	20,400	12,700	20,900	24,900	33,700
47	17,600		29	2,000	4,800	5,700	10,900	17,900	25,100	30,100	12,700	21,100	12,700	20,900	25,400	35,000
48	17,800		30	2,000	4,900	5,700	10,900	17,900	25,700	31,000	12,700	21,800	12,700	20,900	25,900	36,200
49	18,000		31	2,000	5,000	5,700	10,900	17,900	26,300	31,900	12,700	22,500	12,700	20,900	26,400	37,400
50	18,200		32	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	26,900	32,800	12,700	23,200	12,700	20,900	26,900	38,600
51	18,300	100	33	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	27,400	33,800	12,700	24,000	12,700	20,900	27,400	39,800
52	18,400		34	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	27,800	34,800	12,700	24,800	12,700	20,900	27,800	41,000
53	18,500		35	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	28,200	35,800	12,700	25,600	12,700	20,900	28,200	42,000
54	18,600		36	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	28,600	36,800	12,700	26,400	12,700	20,900	28,600	43,000
55	18,700		37	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	29,000	37,800	12,700	27,200	12,700	20,900	29,000	44,000
56	18,800		38	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	29,400	38,800	12,700	28,000	12,700	20,900	29,400	45,000
57	18,900		39	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	29,800	39,800	12,700	28,800	12,700	20,900	29,800	46,000
58	19,000		40	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	30,200	40,800	12,700	29,700	12,700	20,900	30,200	47,000
	19,100		41	2,000	5,100	5,700	10,900	17,900	30,600	41,800	12,700	30,600	12,700	20,900	30,600	47,900

(註) 電話交換手及高中理科助手は(A)によるものとする。

〔8〕立命館大学教員任用規定、立命館大学教員選考基準

立命館大学教員任用規定

昭和三四年二月二日

学園振興に関する臨時調査委員会

第一条 新たに教員を任用しようとする場合、学部教授会は、学部長の提議により三名以上の委員からなる選考委員会を組織する。委員会の組織及び運営に関する規定は各学部内規で別にこれを定める。

第二条 選考委員会は、別に定める選考基準にもとずいてひろく学界に候補者をもとめたいえ、その適否を審査し、教授会にその結果を報告する。

第三条 教授会が前条の手続を経て委員会から適当と認められるものの報告を受けたときは、投票によってその適否を決議し、学部長より学長にこれを具申する。

前項の決議には教授の四分の三以上が出席し、その三分の二以上の賛成を必要とする。

第四条 学長は前条第一項の具申を受けたときは、大学協議会にこれを附議し、その承認を得た上で、理事会に推薦する。

第五条 教員の身分を昇任変更しようとする場合の手続は、第一条及至第四条に準ずる。

第六条 一般教育、外国語、保健体育並びに教職課程に属する教員の選考については、この規定によるが、別に規定のあるときは、その定めるところによる。

附 則

この規定の教授会は、学則第十一条第一項但し書に定める教授会とする。

立命館大学教員選考基準

本学教員の任用基準は、原則として大学設置基準第四章「教員の資格」によ

る。但し、その年令、健康状態並びに専門学科の性質等を考慮して次の条件をそなえたものより選ぶものとする。

一、教授

イ、五年以上大学助教授の経歴を有するもの、又は大学卒業後十二年以上を経たもので、研究上、教授上著しい業績をあげたもの。

ロ、前号の該当者と同年以上の学識経験を有すると認められるもの。

二、助教授

イ、三年以上大学講師の経歴を有するもの、又は大学卒業後七年以上を経たもので、研究上相当な業績をあげたもの。

ロ、前号の該当者と同年以上の学識経験を有すると認められるもの。

三、専任講師

イ、二年以上大学助手の経歴を有し、且つ研究上相当な業績をあげたもの。

ロ、前号の該当者と同年以上の学識経験を有すると認められるもの。

四、助手

修士の学位を有するもの、又はそれと同年以上の学力ありと認められたもの。

五、非常勤講師

非常勤講師は、専任の教授、助教授又は専任講師の基準に準ずる。

六、教授に大学院の課程を担当させる場合は、次の条件を基準とする。

1. 大学院博士課程担当者

イ、七年以上大学教授の経歴を有し、且つ研究上並びに指導上、これにふさわしい業績をあげたもの。

ロ、前号の該当者と同年以上の学識経験を有すると認められるもの。

2. 大学院修士課程担当者

イ、三年以上大学教授の経歴を有し、且つ研究上並びに教授上著しい業績をあげたもの。

ロ、前号の該当者と同年以上の学識経験を有すると認められるもの。

備考一 教員に準ずるものとしての教室助手の任用基準は、大学卒業又はそれ

と同年以上の学力を有するものとする。

〔9〕財政に関する報告書

昭和三十五年二月五日

学園振興に関する臨時調査委員会

一、昭和三十年度に設けられた「新校舎建設に関する調査委員会」報告書においては、次の諸点が強調された。

(1) 教学（語学教育・一般教育・教職並びに専門科目教育）の充実をはかること。

商学部の新設、その他学科、課程の増設は、施設および財政の点から慎重に考慮すべきこと。

(2) 教学充実のために、教職員の充実、給与の改善、施設の拡充をはかるべきこと。

(3) 財政面では通増する諸経費を賄ってゆく為に、各部門に亘り経営合理化をはかると共に、他面新学部を増設し、財政の基盤を強化すること。

施設の面では文学部を中心とする校舎を新設し、さらに等持院教養校舎の建設、新運動場の買収を考慮すること。

爾来学園の諸施策は概ね右の方向にむかって進められ、語学教育その他の充実、教職員の増員、給与の改善、施設の拡充が行われ、また地理学専攻博士課程、西洋史学専攻、英文学専攻修士課程及び東洋文学思想専攻博士課程が増設された。しかし新学部の増設は実現されなかつたのみならず、在来学部の新設も、昭和三十年以来毎年少なからず減少した。この間教学の充実と財政安定との均衡を失つたことが近年財政の窮迫化を招来した根本原因である。

二、学園財政の現状

財政の現状は別表昭和三十三年度各部門別収支計算（第一表、第二表、第三表、第四表）が明示しているように、決して前途の楽観を許さない状態である。

この収支を各部門別に見ると、文学部、理工学部及び高校の赤字が、学園全体の財政負担に大きな影響をもたらしている。勿論総合学園においては赤字部門と黒字部門とが相補って行くことは当然のことではあるが、赤字部門においても、できるだけ収入不足額を最小限度に止めるよう努力すべきであり、そのために改めて昭和三十三年度の決算の結果をも検討の上次に述べる諸対策を講ずべきであるとの結論に達した。

三、今後の財政方針

(1) 本調査委員会より今迄になされた報告書のうち、次の事項は五ヶ年計画の予定計画と共に今後の財政の中心題目として織り込み、できるだけその実現に努めるべきである。

(4) 教学の充実、特に語学、外書、演習等の一クラス人員の減少、単位数増加と必修化、図書館の拡充

(ロ) 給与体系の確立

(ハ) 施設の拡充

小教室の建築（備考参照）

近接地の買収（特に医大校地）

理工学部実験室の建築

上の諸事項を実施するためには、経常費の増大は不可避となるのみならず臨時費として巨額の建設資金を必要とする。よって、次に述べるように一方においては経営の合理化をはかると共に、積極的に財政的基礎の確立をはかるべきである。

(2) 経営の合理化

大学経営は決して企業ではないが、一切の経費をあげて学費収入に依存する私立学園であるから、その存続と発展を期する経営はいかなる企業にもましてきびしく合理的でなければならぬ。学費増収に限界がある状況の下にあっては、共通経費の合理化、開講科目の検討、事務機構の再編、等々各方面に亘って経費の合理的節減に努めるべきであるが、特に次の諸点について、検討されることが望まれる。

(4) 文学部

文学部においては学問的並びに教育的内容を低下せしめることなく、むしろ重点的な向上をはかると共に、財政的負担の増加をさけるために、学生数の現状と社会の要請を考慮して現在、一部、二部共、四学科九専攻に分れているのを適当に整理統合をはかることを検討の上その実施を図るべきである。

(5) 理工学部

理工学部においても現在、一部、二部共、五学科に分れているのを文学部と同様に整理統合をはかるべきである。

なお、理工学部においては、法・経・文学部に比し、施設関係の経費に多額のものが必要とするに拘らず、学費の点では、実験実習料（これは経常費に当てられる）を除いて、その他の学費は法・経・文学部と同額となっているので、このため収支のバランスを失っている。従って最小限必要な経費を学費として調達することを考慮すべきである。

(6) 高校

高校においては、昭和二十七年から昭和三十二年まで殆んど毎年赤字を続け、その累計は約三千万円に達した。三十三年度に至ってはじめて一般会計からの繰入れを必要としなくなったのは、多年の経営努力が漸く効果を現わしたものであるが、なお今後樂觀を許さないものがある。現行施設と学級編成及び教員組織を相互にマッチさせて適正な経営規模を維持すると共に大学の現況とにらみ合せて、昼夜間教員の交流をはかるなど経費の節減に努めること。定時制は生徒数漸減の傾向に鑑みむしろ完成教育を目標に商業又は工業コースに転換することを考慮すべきであるが、施設、教員組織の上からこれが困難であると判断される場合は漸次廃止の方向をとること。

(7) 二部対策の推進

二部対策については根本対策と当面の対策との二段に分けて既に本調査委員会の報告がなされたが二部対策は各学部の実状に応じて成し得ることから着々実現をはかるよう積極的に対策推進に努めるべきであると

(3) 財政基盤強化の積極的対策

(4) 学生数の確保

いうことを、ここに改めて強調したい。

財政収支の安定をはかるためには、全学部で必要な学生数を確保することが最も重要である。前述の通り本学では昭和三十年以来毎年学生数が著減した。さきに昭和三十三年―三十七年度財政五ヶ年計画で、教学の計画的充実ははかるためにも又財政の安定をはかる為にも最小限必要な学生数を予定してこれを確保して行く方針が定められたが、今日ではこの予定数に比し相当の減少となっている。かくては財政困難を来すのみならず、教学充実の基礎を危うくするものである。今後は教学の低下を来さない範囲で学園財政の安全を確保し得る程度の学生数を得るよう万全の対策を講ずべきである。見込みによる入学許可が不安定の主要原因であるから、学生収容数に弾力性の乏しい理工学部等にあつては、この際かねて懸案となつている補欠入学制を採用することも考慮すべきである。

(5) 新学部の増設

各部門別収支計算に見られる通り本学では二つの黒字の部門が三つの赤字部門を補つて辛うじて全体の財政を支えて来た。ここに経営の面における本質的な弱さがある。今後益々教学の充実、給与の改善、施設の拡充を行い、もつて学園の充実発展をはからねばならないとすれば、尚一層の経常的、臨時的経費の増大は不可避である。この必要に應ずる為には、前記の経営合理化を推進してゆくことがもとより必要であるが、そこには自ら限度があり、これのみによつては、到底増大する経費を賄い得るものではない。よつて社会の要請に即応し最も実現の容易と考えられる新学部を増設することが学園の安定経営のために必要であると考えられる。その具体化については、然るべき機関で充分検討した上、進学生人口の消長とにらみ合わせて可及的早期において実現をはかられた

い。

四、新運動場の買収

学園全体として見た場合、本学の校舎が広小路と等持院とに分散され、然も広小路学舎の校地が最も狭隘を告げている状況に鑑み、将来学園の総合的發展を考慮に入れた上、正課並びに課外体育のためにも成るべく早く相当広大なグラウンド用地を確保するよう理事会で善処されることを要望する。

〔備考〕「小教室の建築」について

施設の拡充は教学の充実のための必須条件であつて、あらゆる面において配慮されねばならないわけであるが、とりわけ刻下焦眉の問題となつてゐるのは、主として語学授業にあてるべき専用小教室ビルの建設の件である。これについては、ビルを何処に建てるか、どの程度の規模のものとするかの決定が要請されているが、そのためには、(a)現在狭隘な広小路キヤムパスを中心として配置運営されている学園全体のあり方に再検討を加へ、学園の将来を見透した構図を描くことが先決問題である。なお、(b)これに伴う財政的裏付についても十二分の検討が前提とされなければならないこととは言うまでもないことである。更に、上述二点の検討に当つては、(c)新学部設置および、(d)運動場付設の二点についても、併せて配慮されなくてはならない。

第一案 梨木神社裏に小教室ビルを建て、学部増設段階に入つて、旧文
学部学舎の改築もしくは医大校地（買収）に新学舎を建築する。

——これは当面の財政負担は最少であるが、校地問題の根本的解決は不可能であり、発展の限界が狭いので、更に数量上の検討が要請される。

第二案 衣笠キヤムパスを利用する場合。この場合は更に二―四の場合
が考えられる。

(一) 一学部を移転する。これはどの学部が移転するかが問題に
なる。経費の比較的僅少という点からみれば、(A)文学部の移
転を可とするが、この場合は校地問題の解決はつかないし、

総合大学の総合性をそこなうおそれもある。そこで、(B)将来
経営学部の増設という含みをもたせて、経済学部の移転とい
うことも考えられるが、これにもまた同様の難点があり、し
かも財政的負担は著しく増大する。

(二) 教養コースの移転。校地の狭隘からそれがやむを得ないと
すれば、問題はもはや語学専用小教室ビルの問題でなく、学
園の教学体制をどのようなものにするかにかかつてくる。形
式的にはともあれ、実質的には、教養部設置によつて、一般
教育の充実徹底の体制が目標とされなくてはならない。

(A)教養部をもつ多くの大学に倣つて二回生制とすると、学舎
建設、教職員の増員等その経費はおそろしく龐大となり教学
上の利害得失も軽々しく判断し難く、実現の可能性は乏しい
といわねばならない。(B)一回生制とすると一般教育はや、窮
屈になるが、専門課程に三ヶ年を当てることができ、これを
充実し得る可能性もないではない。いづれにしても小教室ビ
ル建設の場合と比べて、施設費、人件費等に多額の経費を必
要とすることはいうまでもないことである。なおこのB案に
関連して(C)医大校地買収まで一時的に一回生用分教室を現理
工学部学舎に近接して建築使用し、将来は理工学部の教室と
して転用する案も考えられるが、これは徒らに経費の無駄と
教学上の混乱をもたらすのではなからうか。

以上述べたような諸案があり、それぞれ一利一害があるので、果してどの案
を是とするかは、学園百年の教学基本方針と精密な財政計画と相俟つて、学園
の責任ある機関において決定されるべきである。ここではたまたま「小教室建
築」の問題として提示されているが、小教室の不足ということは、ただ問題
の導火線となつたものにすぎないので、この際、教学体制全般に亘つて再検討
すべき問題がこの背後に山積しているのである。小教室ビルの建設はこれらの
問題を解決していく手がかりとしての角度から採り上げられるべきで、当面の
間に合せとして処理されることが望ましい。

A表第一表 昭和34～37年度収支見込

34. 10. 20

I 34年度の収支状況を基礎とし

- 支出においては 1 人件費は給与体系を34年9月より予算の範囲で35年4月より完全に実施するものとし、
 2 経常部その他経費は若干の増加を見込む程度で、
 3 臨時部では一切を本年度程度の経費を計上した場合、

収支合計のみを表わすと次の通りである。

区分	年度	34年度	35年度	36年度	37年度	備 考
学費その他の収入計		519,540,000	507,800,000	525,000,000	528,470,000	
借 入 金		42,400,000	—	—	—	
(収 入 合 計)		561,940,000	507,800,000	525,000,000	528,470,000	
人 件 費		306,615,200	332,409,300	341,416,200	352,518,400	
物 件 費		110,404,800	115,535,000	120,767,600	126,416,000	貸付金380万 繰出金400万 } を含む
経常費計		417,020,000	447,944,300	462,183,800	478,934,400	
借入金返済元金		60,100,000	70,500,000	72,000,000	36,500,000	
利子		14,007,000	9,921,000	4,665,000	2,000,000	
大学研究設備費 整理費		19,994,700	22,200,000	22,200,000	22,200,000	
理科特別助成 施設拡充整備費		36,702,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	
臨時費計		130,803,700	114,621,000	110,865,000	72,700,000	
(支 出 合 計)		547,823,700	562,565,300	573,048,800	551,634,400	
収 支 過 不 足		14,116,300	△54,765,300	△48,048,800	△23,164,400	

B表 第一表 昭和32年度決算 各部門別収支計算

33.7

科 目	合 計 額	法	経	文	理 工
1 経 常 収 入	343,757,773	72,933,251	113,418,823	50,533,646	106,872,053
2 臨 時 収 入	78,360,365	17,012,751	25,609,342	11,577,135	24,161,137
収 入 合 計	422,118,138	89,946,002	139,028,165	62,110,781	131,033,190
3 経 常 支 出	353,843,684	72,632,220	93,523,379	70,398,366	117,289,719
大 学 費	227,575,736	42,404,645	49,148,499	50,886,155	85,136,437
共 通 費	126,267,948	30,227,575	44,374,880	19,512,211	62,153,282
4 臨 時 支 出	148,631,611	30,931,684	47,023,536	21,002,572	49,673,819
支 出 合 計	502,475,295	103,563,904	140,546,915	91,400,938	166,963,538
経常収入－大学費	116,182,037	30,528,606	64,270,324	△ 352,509	21,735,616
経常収入－経常支出	△ 10,085,911	301,031	19,895,444	△ 19,864,720	△ 10,417,666
臨時収入－臨時支出	△ 70,271,246	△ 13,918,933	△ 21,414,194	△ 9,425,437	△ 25,512,682
収入合計－支出合計	△ 80,357,157	△ 13,617,902	△ 1,518,750	29,290,157	△ 35,930,348
前年度繰越金	12,229,908				
借 入 金	71,000,000				
収 支 差 引 残 額	2,872,751				

説 明

1. 経常収入は、授業料、研究料、実験実習料、研究資料費収入、入学金、過年度学費収入、考查料、諸手数料、雑収入、補助金、貸付金戻入を含む。
諸手数料、雑収入、補助金は学生数に按分した。その他は実績による。
2. 臨時収入は、維持費収入、学園拡充費収入、過年度維持費収入、財産収入、補助金（研究設備理科設備を含む）財産収入は学生数に按分、その他は実績による。
3. 経常支出のうち、共通費は、人科研究所費、理工研究所費、図書館費、教学諸費、管理費、貸付金、繰出金を含む、所属の明らかなもののほかは学生数に按分した。
4. 臨時支出は、借入元利金の償還と拡充整備費等を含む。
等持院学舎の支出は理工へ、広小路学舎の分は、研究室は使用教員数に、その他は法経文の学生数に按分した。

B表 第三表 昭和32年度高中校特別会計決算学校別収支計算

33.7

科目	合計額	高校(全)	高校(定)	中学	備考
収入	40,260,332	26,105,739	5,364,522	8,790,071	
支出	47,077,390	28,108,926	8,345,547	10,622,917	
人件費	38,228,028	23,294,105	6,214,269	8,719,654	
需用費	4,496,493	2,296,045	1,286,031	914,417	
諸費	2,648,424	1,569,398	468,561	610,465	
施設整備費その他	1,704,445	949,378	376,686	378,381	
収支比較	△ 6,817,058	△ 2,003,187	△ 2,981,025	△ 1,832,846	

C表第一表 昭和33年度決算各部門別収支計算

科目	区分	総計	法	経	文	理工
1. 経常収入		365,763,888	80,280,690	115,651,278	54,604,570	115,227,350
2. 臨時収入		77,836,080	17,269,300	23,580,000	11,779,450	25,207,330
収入合計		443,599,968	97,549,990	139,231,278	66,384,020	140,434,680
3. 経常支出		353,721,355	70,878,375	88,385,053	72,550,522	121,907,405
大学費		233,989,012	41,554,063	48,063,685	53,363,823	91,007,441
共通費		119,732,343	29,324,312	40,321,368	19,186,699	30,899,964
4. 臨時支出		208,587,704	46,429,776	64,734,787	30,610,079	66,813,062
支出合計		562,309,059	117,308,151	153,119,840	103,160,601	188,720,467
経常収入－大学費		131,774,876	38,726,627	67,587,593	1,240,747	24,219,909
経常収入－経常支出		12,042,533	9,402,315	27,266,225	△ 17,945,952	△ 6,680,055
臨時収入－臨時支出		△ 130,751,624	△ 29,160,476	△ 41,154,787	△ 18,830,629	△ 41,605,732
収入合計－支出合計		△ 118,709,091	△ 19,758,161	△ 13,888,562	△ 36,776,581	△ 48,285,787
前年度繰越金		2,880,051				
借入金		54,000,000				
翌年度収入繰上充当金		80,000,000				
収支差引残額		18,170,960				

説明

- 1 経常収入は授業料（研究料は授業料にかえたので、本年度より該当なし）、実験実習料、研究資料費収入、入学金、過年度学費収入（授業料、実験実習料）、考査料、諸手数料、雑収入補助金、貸付金戻入を含む。諸手数料、雑収入、補助金（文部省関係を除く）は学生数に按分し、その他は実績による。
- 2 臨時収入は維持収入、学園拡充費収入、過年度維持費収入、財産収入、補助金（研究設備・理科設備）を含む。財産収入は学生数に按分し、その他は実績による。
- 3 経常支出のうち共通費は人文科学研究費、理工学研究費、図書館費、大学諸費、管理費、貸付金、繰越金を含む。尚所属の明らかなものの外は学生数によって按分した。
- 4 臨時支出は借入元利金の償還と拡充整備費等を含む。等持院学舎の支出は理工へ、広小路学舎の分は法、経、文の学生数に按分した。

C表第三表 昭和33年度高中校特別会計決算学校別収支計算

33.7

科目	区分	総額	高校全日制	高校定時制	中学	備考
収入		47,321,179	33,430,100	5,669,000	8,222,079	
支出		47,043,839	29,103,462	8,184,734	9,755,643	
人件費		39,966,517	24,973,990	6,476,694	8,515,833	
需要費		4,617,298	2,582,012	1,303,545	731,741	
諸費		2,453,220	1,543,282	403,053	506,885	
その他		6,804	4,178	1,442	1,184	
収支比較		277,340	4,326,638	△ 2,515,734	△ 1,533,564	

昭和27年度—33年度高中校収支一覧

科目	年度	27	28	29	30	31	32	33
収支		31,740,699.23	37,215,555	38,258,269	35,930,604	40,797,649	40,260,332	47,321,179
支出		34,184,519	41,764,395	44,054,412	43,433,972	43,045,473	47,077,390	47,043,839
人件費		29,378,309	33,576,230	34,575,901	32,948,077	34,905,953	38,228,028	39,966,517
物件費		4,806,210	5,288,161	7,453,289	6,733,153	7,489,745	7,144,917	7,077,322
拡充整備費		-	2,900,004	2,025,222	3,752,742	649,775	1,704,445	-
収支差引過△不足		△ 2,443,819.77	△ 4,548,839.84	△ 5,796,143	△ 7,503,368	△ 2,247,824	△ 6,817,058	277,340
累計		-	△ 6,992,659	△12,788,802	△20,292,170	△22,539,994	△29,357,052	△29,079,712

- 説明 1 収入は授業料、校費収入、入学金、設備充実費収入、過年度学費収入、考査料は実績により、諸手数料、財産収入、雑収入、補助金は生徒数により按分した。
- 2 支出は教員給は所属別に、その他については生徒数により按分した。但し電気使用料は高校定時制(夜)8、高校全日制及び中学(昼)を2の割合とし、高校全日制と中学の配分は生徒数比率によった。

〔左記表は省略〕

- A表第二表(大学学部) 昭和三三年度、昭和三三年度、学生数予定表
- A表第三表(大学院) 昭和三三年度、昭和三三年度、学生数予定表
- (高等学校・中学校) 昭和三三年度、昭和三三年度、学生数予定表
- A表第四表 給与体系を実施するに要する見込金額、〔その他〕
- B表第二表 昭和三三年度決算 一部二部別収支計算
- B表第四表 昭和三三・三三年度学部学科専攻別学生数
- C表第二表 昭和三三年度決算一部二部別収支計算
- C表第四表 昭和三三年度、三三年度学部学科専攻別学生数

〔10〕理工学部 of 整備拡充について

(三五・二・一五) 学園振興に関する臨時調査委員会

一、現状分析

理工学部は、理学および工学の両領域の密接な連繋に留意し、研究組織や各学科の授業科目編成の点においても、両者の間に有機的統一性を保たせるよう配慮し、確乎たる基礎理論の上に立った应用能力を持ち、創造性豊かな技術者を養成することを主な狙いとして、昭和二十四年、旧立命館専門学校の工学科および理学科を整理統合して、現在の五学科を持つ新制大学として設立されたものである。しかし設立当初は大学としての教員組織、研究および学習の施設設備は不十分であった。その後十年当局者は人的物的両方面に互つて鋭意整備拡充し、努力を重ねてきたのであるが、現在なお不満足な状態にある。

しかるに近來科学技術の躍進と産業經濟の發展に伴ない、技術系卒業生に対する需要はいよいよ増大しつつある。大学教育の目的が就職のみにあるのではないことは当然であるが、卒業生の就職状況が教育成果測定の目安となり、ひいては大学の社会的評価にも大きく影響することも実状である。本学部への求人申込数は年々大幅に増加しているが、いわゆる一流会社へ就職する者はなほ少ない現状である。その主な原因の一つは要するに学力不十分の者が多いためである。この現状を一日も早く打開することは本学部今後の發展にとつてきわめて重要な問題である。

卒業生の中に学力不十分なものが多いことの原因の主なものとしては、左のようなものが考えられる。

(一) 学生数ならびに入学志願者に関するもの

大学へ昇格当時は志願者も少なく、旧専門学校出身者が多数編入されていた。始めて四回生のできた昭和二十六年の学生数は一、二二三名(第一部のみ、以下同じ)であったが、その後学園財政上の要請もあつて、急激に膨張し、昭和三十年には三、〇二五名に達した。このときは施設などの

拡充計画も十分確立せられないままに学生数が増加したため、上級回生が増したとき教育実施上はなほだ困難を來した。その後学生数は若干減少しほぼ定数を保つようになり(昭和三十四年二、八八八名)、他方施設も若干増加したので、やや緩和されたがまだ不十分な状態である。

次に入学志願者について見ると、推薦制度を廃止したとき若干減少した後は、逐年増加の傾向を示し、今年度は一部については入学許可者に対する比率は第一次で約三・〇倍、第二次で約二・八倍であった。しかし高等学校の成績が上位の者はあまり多くない。この志願者の状況は今後も急速に改善されることは望まれないであろう。

現在の入学志願者の実状と、施設、設備に見合う学生数としては、現在の学生数はまだ多すぎると思われるが、諸般の事情(学園財政、社会の要請、需要など)を考慮すれば、ほぼ現在の数の学生を收容し、教育成果を挙げよう、教育や施設設備を拡充整備することを考えるべきであろう。

(二) 教育施設および教員組織に関するもの

(1) 教室 教室の大部分のある一号館は木造であつて、廊下の両側に教室があり、廊下に面してガラス窓がある。かつてほとんど小教室であつたものを必要に応じて二教室を合せて一教室に改造して使用している。このため教室環境が良好でなく、人の通行による騒音に妨げられ易く、落ちついた授業が行いにくい状況である。その上、一部に学生部、学生会、一般教育および数学の教員室、掲示場などがあり、授業時間中も人の出入が多く授業の妨げとなっている。

(2) 実験実習室 実験実習は理工学部を特性づけるものである。これの整備には多額の経費を要するので、收容学生数を規制する主な理由となる。一般的な実験実習のクラスは五〇名程度を適當とする。したがつて施設設備もこれに合せて整備すべきであるが、本学部の施設はほとんど専門学校時代のものを引継いだものであるため、室の広狭、配置などの上に不便が多い。その上、卒業研究実験に当てる施設設備が当初かけていたので、この面では未だに整備が遅れている。現在、実験室面積の不足が著しいのは電気、機械、土木の三学科である。

(3) 研究室その他 現在専門学科の教授には大体研究室(居室)があるが、その他の教員については不十分であり、特に数学、一般教育、語学の教員に至っては多数が一室に同居している有様である。このことは多少の利点もあるが、研究ならびに教育意欲を阻害し、ひいては、教育成果の向上を妨げている一因となっていることも考えられる。また研究実験の施設、設備の不十分さはいうまでもなく、教員専用の実験室はほとんどない状態である。これらが教員組織充実に不利な条件ともなっている。

(4) 教員組織について 本学部の専門学科の教員数は大学へ昇格当時からほとんど増加していない。したがって学生数の増加と共に教員の負担は相当過重となっている。教員充実の困難性は工科系教員の場合に大きい。その主な原因は会社方面と競合することや本来教員志望者が少ないためであるが、本学の場合は京都にあるという利点はあるが、一方、研究の施設設備の不備、待遇上の問題、学生数の多いことなどにも原因があると考えられる。

(三) 教育実施上の問題点

前に述べたように、本学部においては、学力中位の多数の学生を対象として教育を実施しているのであるが、学部内の雰囲気は大学にふさわしいものにまで成長していない面もあって、学生が入学後次第に勉学意欲を喪失していく傾向も見られる。これは最も重要な問題であるが、一回生の授業は一般教育および外国語が主であるので、これらの授業のあり方は大いに影響があると考えられる。

また、一、二回生には専門学科の基礎的な科目が各科とも三〇単位以上開講せられているが、これの修得が不十分なま、三回生以上の科目を受講することが理解を困難にし、卒業の際の学力不足の一因となるものと考えられる。

二、施策

基本方針

近年の科学技術の飛躍的發展は、単に生産技術面にとどまらず、広く管理、

経営の面にまで及んでおり、産業はその面目を一新しつつある。したがって理工学部はその研究活動を一層推進するとともに、教育内容の刷新と教育方法の改善を図り、もって社会の進運に適合し、その要請に応じ得るよう財政面をも考慮しながら、合理的な整備拡充をはかるべきである。さしあたりは新学科増設は考慮しないにしても、電気工学科、機械工学科においては課程を分化することを考慮しながら諸般の施策を進めるべきである。

学生数の問題は諸施策の基礎である。数年来の一回生一部七五〇名という数は、教育施設、志願者、財政上の要請などを考慮した最大数といってよいが、なお社会の需要、教育成果の発揚などの点からも検討し、適正な数を定めるべきである。

(一) 教科内容の刷新

広く基礎的な知識を順序を追って確実に修得した上で純専門的なまた応用的な科目の履修に進むという方針の下に、在来の開講科目について検討を加え、その内容を刷新し、整理し得るものは整理すると共に、近来進歩の著しい分野の科目を新たに開講すべきである。各学科別には大体次のような方向が考えられる。(別表1参照)

(1) 数学物理学科 従来は教員養成を主とした観があったが、近年は会社、研究所方面の需要も次第に増加してきた。また「放射線取扱主任者」の制度もでき、その方面の需要も増加しつつある。したがって応用数学、応用物理学ならびに原子核、放射線関係の科目を増強する。

(2) 化学科 有機工業化学及び化学機械関係の科目を増強する。なお純正化学課程は教員志望者の現象もあり、近來履修者が著減しているのを将来廃止することも考慮すべきである。

(3) 電気工学科 電子工学の發展は目ざましく、国立大学でも私立大学でも電子工学科を新設するものが増加する有様であるが、本学部においては学科増設は現在では困難な点が多いので、さしあたり電子工学関係の科目をさらに増強し、近い将来課程を分けるよう諸施策を進めることが望まれる。

(4) 機械工学科 志願者最も多く、就職状況も良好な学科であるが、機械

工学の内容は多岐であり二、三の課程に分化することは困難な点も多いので、さしあたり精密機械計測、オートメーション関係の科目を増強することとする。

- (5) 土木工学科 特に実験関係を増強する必要がある。
 (6) なお、各学科に共通して工業的な管理、経営に関する科目を増設し、履修し得る道を開くことを考慮すべきである。

(二) 教育方法の改善

根本的には学問をする雰囲気醸成することを目標とし、勉学意欲を増進する方策を検討実施すべきである。

一般教育および外国語の授業については、一般的には、「大学授業のあり方」についての方針と施策」にゆずるが、理工学部の特長性として、一般教育のうち数学、物理学、化学の三科目は実質的に基礎教育科目として取扱われ、必修となつている。この外に専門科目中に数学、物理学に属する科目が基礎的科目として開講され、これらを合せて基礎教育が行われているのであるが、その単位数、時間数ならびに内容についてはさらに検討し、充実する必要があると考えられる。

右の科目および専門の基礎的科目については、その授業方法はなるべく小クラスとし演習を取入れて徹底を期する。また学習にはまず授業に出席することが大切であるから、外国語、実験など以外の科目においても出席しなければならぬようにしむける方策をとることも必要であろう。

次に、理工学部の専門科目には履修の順序を考えるべきものが多い。それ故、科目の学年配当が定められている。いわゆる学年制ではないが、その色彩を帯びさせることが学習上有効であると考え、本年度から二回生終了時までには修得すべき最低単位数中に専門科目のそれを加え、またある科目(主として実験)を履修するには特定の科目を履修していることを条件とすることを実施しているが、これらについてもさらに検討を加え、有効適切なものとすることが望まれる。

なお、図書館の利用を促進するため購入図書を選択についてさらに工夫するとともに閲覧席の増加など施設の改善を図ることが望まれる。

(三) 施設ならびに設備の充実

前に述べた通り、現在の施設は学生数に比して不十分である。しかしこれらを充実するには多額の経費を要するから、将来の見通しの上に、前後緩急を勘案し、逐次実施すべきことはいうまでもないが、まず実験室(別表2参照)、教員研究室の充実から手をつけるべきである。一案としてはいわゆる五ヶ年計画に示された実験室の新築分を電気工学科に充て、現在電気工学科が使用している実験室を転用して、機械、土木、化学の三科の実験室の整備充実をはかることが考えられる。さらに現在一号館にある数学、一般教育関係教員の研究室、学生部などを収容する建物を新築し、それらが使用している小教室四個を復元することも考慮すべきである。

なお、教室環境整備のため一号館の改造について早急に具体案を検討し実施すべきである。

実験実習設備については、昭和二十九年以後数年に亘る経常予算の大幅な増額により次第に改善されつつあったが、昭和二十八年年度から研究設備助成補助金を、昭和三十二年年度から理科特別助成補助金を受けるようになり、老朽設備の更新、新設備の増強も着々進行しつつありそれらを収容する実験室の不足を痛感する状態である。したがって、右の補助金制度を利用すれば、当分は現在の支出を大幅に増加しなくても必要最低程度の充実は達成せられるものと考えられる。

(四) 教員組織の充実

教員組織の充実が大学教学上の基本であることはいうまでもないが、過去の実状を見ると、全般的には不十分のまま現在に至っている。特に工学関係の教員の充実に幾多の障害があるとはいえず、これを克服するためさらに有効適切な方策を考究実施すべきである。

教員の負担過重の一因は実験実習にある。これの解決策の一つとしては助手を増員し実験実施の方法を改変することも考えられる。また、年々の開講科目をできるだけ整理して、教員の負担を軽くすることも考えられる。

(五) 学園財政との関連

理工学部の整備拡充には相当の財源を要する。これについては理工学部

の収支を、全学的視野から十分調査検討した上で、適切な方策を決定し、実施すべきであるが、それらとの関連において理工学部での学費については考慮すべき時期に来ているものと考ええる。

別表1 理工学部各科学科目改編暫定計画（※昭和三四年度実施）

- (a) 数物科
- (1) 単位数変更 ※統計学(二)単位を四単位に、高等代数学(三)→四、物理学(二)→四
- (2) 増設科目 ※物理学基礎実験(二)→一
量子力学特論(二)、エレクトロニクス(二)、放射線生物学(二)
- (3) 廃止科目 ※放射線管理技術(二)
※物理学通論Ⅱ(二)、※近代物理学
- (b) 化学科
- (1) 単位数変更 ※物理学実験(二)→一、油脂(四)→二
- (2) 増設科目 ※合成樹脂(四)、※染料及び染色(二)、醱酵化学(二)、高分子化学(二)、理論有機化学(二)、器械分析化学(二)、品質管理(二)
- (c) 電気科
- (1) 単位数変更 電気工学実験Ⅰ(二)→三、※同Ⅱ(二)→三、※同Ⅲ(二)→三
※高周波工学(四)→五、※応用電子工学(二)→四
- (2) 増設科目 電波法規(二)
- (d) 機械科
- (2) 増設科目 ※輸送機械(四)、※数学演習(二)、※物理学実験(二)
(自動制御関係科目、精密測定関係科目)

(e) 土木科

(2) 増設科目 (土質実験)

・注() 印を付けたものは未確定

別表2 理工学部各科実験実習室関係面積

科 目	昭和三四年一二月 学生数(一部)	昭和三四年度	昭和三五年度始
物理科	二五八人	一三六、一坪	一五〇、〇坪
化学科	五八七人	五四四、四	五五二、六
電気科	六三九人	二九八、五	三三二、五
機械科	六三九人	四三〇、八	四五六、九
土木科	六〇一人	一一二、八	一五二、七
計	二、七二四人	一、六三三、六	一、七四三、七

資料〔省略〕

1. 関東、関西私立大学々々部、学科及び研究科専攻一覽表その1、2、3、4、5、6、7
 2. イ、昭和三十三年入学志願者総数
ロ、昭和三十三年府県別志願者数——一・二次別 一・二部別 対三十二年度——
 - ハ、昭和三十三年度地方別志願者百分比—— 同 ——
 - ニ、昭和三十三年度入学志願者総数及合格者総数——学部・学科・専攻、一・二部別 対三十二年度
 - ホ、昭和三十三年度第二・第三志望及二部廻し入学者数調——学部・学科・専攻別
 - ヘ、年度別二部志願者数及び入学手続完了者数——学部・学科・専攻別
ト、昭和三十一年度二部入学生職業別調査表1・2・3（有無調査）
 3. イ、関西四私大における役員（理事・監事）並びに評議員会の構成及びその業務等の内容その1、2
ロ、関西四私大における 大学協議会、理事会、給与、任免等について
ハ、主要四私大の寄附行為関係部分
イ、大学設置基準から見た本学の現状 その1、2、3、4
ロ、大学設置基準要項抜粋
 4. ハ、昭和三十二年年度年間講予定総時限と年間休講総時限比較表
ニ、専任教員応嘱状況調査表
ホ、昭和三十二年度専任教員の他大学応嘱時間一覽表 その1、2
ヘ、卒業に必要な最低の修得単位数調査表その1、2
ト、関東四大学教学事項調査表
チ、関西三大学教学事項調査表
リ、本学教員持時間調査表
ヌ、外国語、演習、外書講読受講状況調査表その1、2、3
-
- ル、他大学、学科、専攻別、専門科目の卒業に要する取得単位数並びに開講（準備）状況調査表 その1、2
 - オ、外国語、必修単位数増加による必要教員数
必要教室数
 - ウ、
 - エ、
 5. 必要教室数
 6. 給与体系資料
 7. 給与体系資料
 8. 教員雇用規定及手続、資料
 9. 省令上の必要校舎面積と現状との比較表 外1、2、3、4、5
 10. 改組前の調査委員会報告書
- 附 録（注・資料六二九に収録）
1. 改組前の調査委員会報告書
 2. 関係資料
 3. 五ヶ年計画

六三三 「新五カ年計画について」 ☆

〔一九六〇（昭三五）・一一・一六 理事会〕

一、学費値上げを討議する基本的立場

前回の学費値上げに関する全学協は昭和三十二年十二月のことであった。この時「立命館の危機」が叫ばれ、学園振興に関するいわゆる「十二月原則」が確認された。それは主として (1) 教学中心の内包的充実をはかるために、全学的観点に立つ学園運営体制を確立し、経営と教学の有機的綜合を可能にする統一の機構を整備すること。(2) 学内諸機関の實質的民主的運営を確立すること。(3) 全学的観点に立つて、各学部において対策委員会を設けること。(4) 外国語・演習・外書講読・実験・実習の充実強化をはかることなどであった。その際、学校当局からは五カ年間に実施すべき施設充実の計画案が示され、さらに学園振興の基本方針と施策を調査研究する機関として「学園振興に関する臨時調査委員会」が設けられ、各学部においても「対策委員会」が設けられた。

「調査委員会」は各分科会に分れ、膨大な資料に基いて調査研究し、本年六月頃までにはそれぞれ報告書を提出し、学校当局はそれを実施に移すよう努力して来たし、いままも努力しつつある。また当時示された施設の充実を図って来た。すなわち、学則を改正して教学の全学的最高機関としての大学協議会の機構を整備し権限を拡大した。また教授会の機構ならびに権限を明確にした。さらに教員の任用規定ならびに任用基準を整備した。教学と経営の一体を図るための教学理事制については、まず教学部長制をとり、漸進的にその効果をあげることになった。各学部においては学則の改正または運用によって学習上の欠陥除去に努めて来た。

なお、施設面については、当初の実施予定では総額一億八千六百万円であったが、実績は二億四千四百万円に上り、さらに予定外実施として二億九千九百万円が投下され、その合計は四億六千四百万円に上り、施設は急速に充実しつつある。教員の充実面では、三十一年の一四一名から一八二名に増加し、

四十一名の教員を補充した。

かくして、学園は次第に整備充実して来たといえ、これで「十二月原則」の精神が十分に生かされ、教学条件が完全に満たされたわけではない。また「調査委員会」の施策で未実施の部分が相当にあり、殊に理工学部実験室及び二部対策については今後その急速な実施と施策が望まれる。さらに給与体系を漸く実施した直後に人事院勧告が出され、教員の確保ならびに補充のためにさらに給与の改善に迫られるだけでなく、体系の完全実施のために相当の支出増を見込まねばならない。また教学条件を一層充実するためには新しい施設を計画しなければならぬ。

これらの今後数年間に実施すべきであると考えられる学園振興に関する諸施策は、大体次の如き諸項目であるが、それらの具体化・緩急・軽重は慎重な全学的討議を必要とする。殊に給与の改善は多額の経常費を必要とし、しかも緊急に実施する必要に迫られている。

しかし、学園振興に要する支出増は、国庫補助の運動が進められているとはいえ、その殆ど大部分を学費増に俟たねばならない。それは学生に大きな負担を加えるものであることを十分に考慮し、極めて慎重な討議が行われねばならないことはいままでもない。

かくして、教学の充実と学費との関係をどのように考え、どのように調和していくか、いま学園は極めて重大な問題に直面しており、「立命館の危機」は依然として存続していると考えねばならない。危機は個人または少数者の力によって解決し得るものではなく、教職員・学生の全学的総力の結集を必要とする。民主的学園を誇る立命館に於ては、さらに民主的で、しかも集中的な運営が必要である。しかし、このような全学的に結集された力をもって教学の充実に向るならば如何なる危機も打開されない筈はなく、そこにこそ他の追随を許さない民主的な明るい立命館学園を見出し得るであろう。

二、教学充実のため実施すべき諸項目

以上のような教学充実と学費とに関する基本的考え方に基づいて、まず教学充実のために必要な諸項目として次のように決定された。

(一) 大学教育のあり方

1. 外国語教育の充実について
 - a 履修単位増加——二単位程度の増加は早晚実施の方向で、超勤手当増と教員増を考える。
 - b クラス人員——一応現在の六十名程度。
 - c グレードをつけた語学教育——利害得失が論議され、差当り随意科目として高級語学クラスを設ける。
2. 演習について
 - a 必修制——まだ必修制をとっていない学部は外書講読と関連させて考慮する。
 - b 演習専用教室——八乃至十専用教室を設ける。(語学小教室が出来たので可能)
 - c クラス人員——一応現状。
3. 外書講読について
 - a 履修単位増加——演習との関連で考慮する。
 - b クラス人員——一応現状。
4. 一般教育科目、専門科目の分割講義について

大体多くとも五百名を限度とし、教室の配分を考慮して立ちんば講義をなくし得る。
5. 大学院の充実について

経済学部、理工学部の博士課程については、学部教授陣を充実する中で、自から設置できるよう努力する。
6. 理工学部教室・実験室の増改築について

大学基準に比して不足する千九百坪を増設する計画の下に、今年中に、七百坪の実験室を建設し、続いて、木造本館千二百坪を鉄筋コンクリート建として面目を一新する。さらに年度計画として実験室を増築する。
7. 理工学研究所の運用について

研究所の室を拡大し、施設を整え、各種の研究活動を行い得るよう

にする。

8. 経済学部実習室について

タイプと計算機の実習を充分に行い得るよう補三教室を改造する。それと同時に商品見本室を考慮する。

9. 教職員の補充について

毎年少くとも四名程度の増員。

10. 二部問題

a 開講科目について整理すると同時に特殊講義の増加。

b 教室内外の照明、各事務室の執務時間延長による勉学に適する条件を整える。

c 指導教員制(一部についても考慮)をとる。

d 二部廻わし漸減の方針をとる。

e 根本的対策 新学部設置にしても学則改正にしても、さらに考慮する必要がある。

(二) 学部、学科の編成

1. 経済学部について——経営学科を充実すると同時に経済学科との有機的関連と独自性を明確にする。

2. 理工学部について——社会の要請に応じて、経営工学科、電子工学科などは無視できない。

(三) 教員の研究条件

1. 研究図書費の増額

2. 海外留学人員の増加——三カ月留学一名増

3. 研究室の増加——特に理工学部において

(四) 教職員の給与

教職員の給与は単なる給与問題ではなく、教学条件の維持充実のためには教職員の維持と増加が必要であり、そのためには最低でも世間並の給与は是非とも必要である。人事院勧告は本学の給与改善を必至の問題としている。

(五) 図書館

1. 広小路

a 書庫の拡大——就職課、管理課の部屋を充てる。

b 図書費増額——明年度以降二百萬、三百萬、四百萬と漸増する。

(理工学部を含む)

2. 理工学部

a 書庫の拡大——北側に増築。

b 閲覧室——二階に移転して環境をよくする。(現在の二階教室・三階製図室は別途に考慮。)

(六) 学生会館

1. 広小路

学生会館は学生の課外活動の場として是非とも必要である。現在の大学院建物を全面的に充てるだけでなく、東側に拡大し、さらに地下室を設ける。

一階は学生部、二階は研究サークル部室、三階は千名収容のホール、地階は売店その他。やがては立命館の延長をも考慮すべきである。

2. 理工学部

食堂の拡充、続いて学生会館の拡充、現図書閲覧室を学生控室に転用。

(七) スクール・バス

広小路、等持院、北大路、上加茂間の定期バスの運行(チャーター制による)。

(八) グランド部室

(九) 隣接土地買収(広小路、等持院とも)

(十) 貸与金増額

学費増額による救済措置として。

(二) その他

以上の諸計画の実施はほとんど経費を伴うし、経常費と臨時費の区別もあ

るので、それらを今後四カ年間の期間に緩急に応じ、また経費との関連において漸次実施するものとする。多額の経費を要しないものは明年度からは実施できるが、多額の経費を要するものは借入金とにらみ合せて年度計画に従って実施する。そのうち、学生会館と理工学部の実験室および教室は出来るだけ早く実施に移すよう努力する。大体の年度計画は次の四カ年経費収支見込の中で説明できるようになっている。

三、教学充実に関する討議経過

以上の教学充実に関する結論は、学内理事会、大学協議会、各学部教授会で討議された結果であるが、その結論に至るまでの経過の概要を項目別に列挙すれば次の如くである。ほとんど異議のなかったものは省略する。

1. 語学教育について

a 語学教育の充実も結構だが、専門教育との関係を忘れてはいけない。

b グレードをつけた語学教育は、劣等感を不必要に与える弊害がある。

2. 外書講読について

a 各学部の単位計算を統一すべきである。

3. 理工学部の建設計画について

a 立地条件を考慮して計画化を図るべきである。

b 隣接地の買収についても計画に含めて考慮する必要がある。

4. 実験実習費について

その性格を明らかにし、各学科の特徴をどのように考慮するかを検討する必要がある。

5. 広小路学舎の混雑解消について

学生控室を設けること。殊に正面玄関の混雑が甚だしいので、掲示を他の場所に移動できないか。

6. 図書館

一時的措置と同時に、本格的な図書館の建設を今から計画に入れて考慮する必要がある。

7. 二部問題

- a 二部の外国語は必修一外国語で充分でないか。反対意見も強い。
- b 専門科目の取捨選択を行う必要、それによって専門的学力水準を高めるよう努める。
- c アッセンブリー・アワーを設けること、時間さえあれば反対する意見はない。

8. 給与問題

給与問題を教学充実の重要問題として考える必要がある。

給与問題が配分問題まで発展した意見もあったが、これは組合との交渉問題であるとした。

〔別紙（左記）―資料集・第六集に収録〕

- ・一般会計収支概計作成要項
- ・昭和三五―三九年度一般会計収支概計
- ・新旧学費額対照表

六三三 全学協議会確認事項（昭和三五年度―新十二月原則）

（一九六一（昭三六）・一・一六 全学協議会）

昭和三十五年十月から十二月にかけて八回にわたる全学協議会において討議を行なった結果、学校・組合・学生の三者は、次の諸事項について相互に了解したことを確認する。

- 一、私学の一般的危機がさらに深刻になりつつある現状の認識。
- 二、私学の一般的危機、したがって立命館の危機を打開するために、昭和三十二年十二月の全学協議会において確認された十二月原則の精神がその実現において学校の努力にもかかわらず、なお不十分な点があつたこと（即ち、ややもすれば経営的立場が教学的立場に優先し、学内になおセクト主義的な考え方が残存し、学園全体の長期的な適正規模の確立に立ちおくれるなど）を反省する。
- 三、教学と経営を統一した全学的立場および学内の民主主義を確立するため、理事会・大学協議会の運営を改善し、教務会議・部課長会議を活用する。
- 四、学園の運営について、長期的計画を全学的立場において恒常的に企画立案する機関として、企画委員会を新設する。
- 五、学園振興に関する諸問題について、学校・組合・学生の三者が恒常的に意思の疏通を図る場として、学園振興懇談会を新設する。
- 六、二部は勤労学生の学園としての特徴を発揮するよう努力し、そのような二部固有の性格の上に立つて発展策を考える。したがって二部廻しは漸減全廃（昭和三十七年度までに）の方針をとる。
- 七、理工学部は全学的視野のもとに教学と経営の統一の立場に立つてさらに科学技術の発展に即応する方向において拡充整備をはかる。
- 八、全学的立場および教学と経営の統一の立場からする学園発展の重要な一環として新学部の設置に努力する。
- 九、私学の一般的危機を打開する私学振興運動として、国庫負担実現のために

努力する。

昭和三十六年一月十六日

全学協議会の席上にて

学校代表

組合代表

学生代表

六三四 新学部〔経営学部〕設置問題についてのまとめ

〔一九六一（昭三六）・七・四 全学協議会〕

一、国民的教育の目標

私学の創設理由は国民的要求に応えることにあつたし、その存在理由もまた当然に、国民的要求に応える点になければならない。現在、国立・私立を問わず大学の危機が叫ばれている根本原因は、現下の文教政策のあり方にあることはいうまでもない。殊に私学にあつては、財政上の危機が加重して経営主義に追いやられ、私学存立の意義が急速に失われつつある。このような情勢においてふたたび国民的要求の立場に帰り、私学教学の理念を明確にし、私学存立の意義をもう一度現代の条件のなかで生かす努力こそが私学振興の最も重要な課題である。この課題の遂行は実は同時に文教政策に対する批判的立場であり、その実践である。

文教政策に対する批判的立場は国立・私立を問わず共通の問題でもあり、共通の立場に統一し得る面をもつが、私学はこの点において一層自由に活動し得る能力をもち有利な立場にある。しかしまた反面、権力に迎合し易い弱みがある。ここに国立に対する私学の勝れた点と劣つた点との面からする相対的独自性を自覚しなければならぬ。そのような自覚の上に立つて私学の中でも自由と民主主義を掲げる立命館においては、その自覚を一層高め、私学存立の意義の現代化に努め、私学の存在に清新の風を吹き込む先頭に立たねばならない。

いうまでもなく、国民的立場に立つた教育の目標は憲法・教育基本法に沿つた教育である。また具体的に作り上げようとする人間像は、現代の社会的現実のなかにあつて、歴史的展望をもち、いかなる場合にも希望を失わず、創造的である人間、力強く生き抜くための知力、実行力、体力をもつた人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようとする人間である。これは理想であるが、この理想をはばむ諸条件を取り除く力は、現代にあつては一人一人がばらばらでは作りえないものである。ここに

集団主義の立場が重要となる。なかんずく、科学的認識の要請は大学の中軸をなすものであり、このためには研究教育の内容、体制の整備が肝要であるが、そうした体制を整備する方法が問題になる。方法としては、国民の要求に拠ることが国民的見地である。具体的には、立命館にあつては学校側が教職員、学生の諸要求を、責任をもつて積極的に取り上げることにほかならない。この方向にそう措置を学内諸機関が進んで取り上げ、検討し、実施するよう従来の不十分さを省みつつこれを克服して、努力することに私学振興の原動力があることを、二者が確認しなければならぬ。

二、課題克服と新学部設置

しかし立命館の現状は、相対的に誇りうるものも残念ながらそれが充分に發揮されておらず、私学危機の大勢におし流され、教学・財政ともに極めて困難な事態に直面している。われわれは昨年以来の継続的討議の中で、今こそ問題を根底から掘り下げ根本的に学園の全学的長期的計画を樹立しなければならぬことを了解した。この観点から全学の教学体制を国民的要求の立場から充実し、その裏付けとしての財政の確立を図らねばならない。

教学の充実のためには、最近における急激な人件費・物件費・施設費の騰貴に対応する財政の確立が緊急の必要となり、さらに最近における経営学の発展に対応するためにも経営学部の増設が必要となつて来た。このような教学と財政の統一の立場からの全学的長期計画に基づく学園運営の重要な一環として経営学部の増設が不可欠の問題となつて来たのである。この五学部編成によつて二部問題の根本的解決への基盤にすると共にマスプロ教育の弊害克服の契機としなければならない。

経営学部増設の趣旨は以上の如くであるから、経営学部に過大の財政的依存をさせてはならずその結果経営学部を増設しても、他方既存学部の学生数を安易に増大してはならないとされているので、なお数千万円の赤字が生ずる。この赤字の克服は既存教学体制の刷新と経営努力による節減と増収に期待している。この期待の実現は簡単ではないが、その遂行には国民的要求に基づく全学的教学体制の刷新という大きな希望が含まれている。また学生数の理工

七五〇、法・経・経営各五五〇、文四五〇、二部八〇〇という数字は教学と財政との接点としての経験的な適正数字であつて、ここにも大きな積極的な教学の意味が含まれている。なお理工と文の学生数については教学条件の討議遂行と関連させて今後討議すべきものがあると考えている。

以上の如く、大学の危機とくに私学の危機、その中で立命館の危機の打開を教学体制の充実と重点をおき、同時に財政の確立を図ろうとするものであつて、新学部の増設も、そのような危機打開のための全学的長期的計画の重要な一環として位置づけられるものである。

三、研究教育の方向、内容—共同化・現代化

教育、科学の領域における専門化、分化の発展は一定の歴史的意義を果たしつつも、そのあり方は欠陥を示しつつある。教育、研究は社会的現実と、また研究の成果である科学は教育の具体的内容である教科と、さらに研究の各領域は隣接領域と、教科は他の教科と分断せられるだけにとどまらず、無関連なもの、ひいては独立したものとなり、教育研究の現実からの遊離のみならず、背離を生じ、統一的な観点が失われ、系統的な教育が行なわれずその結果は人間形成の点でも、一面的な人間を生む危険すら生れた。多面このような欠陥は学問の新分野の発展にも充分に柔軟性をもつて対応しえないといふことにもあらわれている。新学部の設置もまさにこの欠陥を是正しようとするものである。

(1) 研究・教育の共同化

研究領域の相互関連を意識的に取り上げること、新学部設置方針にうたわれているが、研究領域の分断からくる弊害を除去しようとするものであり、研究者の集団性を作り上げつつ、一人では到底達しようべくもない総合的な認識を作り上げようとするものである。教科についても、各教科の相互認識を深めることからはじまり、学科、専攻、語学、一般教育、基礎科目、専門科目のあり方、つまり科目の設定、内容について、集団的に再検討することが、研究の共同化に対応する教育研究の共同化の課題である。

(2) 教育・研究の現代化

従来の教育・研究の一つの弊害は社会的現実からの遊離であつたが、そこから、教育研究の形式化が生れた。これは一定の意義をもちつつも教育・研究から活力が失われる弊害をつくり出されたことも事実であつて、この弊害を取り除くためには、教育・研究の現代化が必要になる。現代化を計る方法には、将来に生きる学生の諸要求に答えること、また現代の問題は何かを意識することがあげられる。現代化ということは、機械的に現代の問題にのみ、研究・教育を限定することではなく、過去の文化・学問の遺産をどう編成し、どう体系づけるかという場合の視点をもちしているのである。こうした視点に立つて、さきに云つた研究・教育のあり方の再検討をつうじて、国民的教育を実現するために研究と教育の創造的發展の方向が打ち出されなければならない。外国語科連絡協議会・一般教育委員会、各学部教授会を基礎に、企画委員会、大学協議会の活潑な取り組みが要求される。

(3) 教育・研究の体制強化

新学部設置方針にうたわれている体制整備は単に新学部にとどまらない。教員の配置、比率の合理化、合わせて学生数の適正化は緊急の課題である。それとともに、時代の変動のままに浮沈するのではなく、積極的に働きかけるような体制をもとらなければならない。そのためには、学校側の(1)(2)に述べた方向に対する援助、また学内にある人文科学研究所、理工学研究所のあり方についての検討を急がなければならない。

以上の教育・研究の共同化、現代化の内的外的諸条件整備には徹底的な討論と意見の一致が確保される必要がある。そういう場はすでにあるが、必ずしも生かされていない。その場を動かすことこそ急がれるべきである。

四、二部問題

二部問題は年来提起されつつなら積極的な解決策が実施されなかつた。

これは二部に対し従来経済的依存度が高く、そのためこれを積極的に解決する学内体制が不十分であつたことに起因する。そのことは同時に一部におけ

る学部学科の諸体制の検討を遅らせ、その結果として新しい学問の発展に即応する新学部問題も公然と提起することをちゅうちよさせる原因ともなつた。従つて二部問題の解決は二部教育の原則的立場を確立して全学的討議の中で早急に解決策を講じなければならない。

第二に既に述べたところからも二部問題の解決は、今後大学の中心課題の一つとしてできるだけ速かに実現されなければならない。この点については企画委員会及学内諸機関で目下検討中であるが、これは大学の責任において推進されると同時に全学的に進められることが重要である。なお、当面二部を勤労者を中心とした大学教育の場とすること、教育内容の現代化を計ること、責任体制を確立することを原則として確認し、二部志願者の一般的減少という悪条件にもかかわらず二部の縮小ではなく積極的に充實發展させる方向を実施する。

第三に新学部の設置と関連して生ずる二部経営学科の将来に関する問題はすでに述べた原則の上に立つて慎重に配慮されなければならない。本来的には二部対策は出来るならば新学部との関連において同時に実現することが最も望ましい形態である。従つて新学部開設の際、二部対策がなお確立していない場合、二部経営学科の募集停止は、過渡的措置を明確にした上で行なわれなければならないが、この場合学科目上の措置だけでなくコースの設定を用意さるべきである。しかし、いずれの場合も新学部設置の積極的意義は二部経済学部の教育内容として生かされることは当然であり、さらに大学の教育研究の中に生かされることは云うまでもないことである。

六三五 二部対策要綱

(一九六二(昭三七)・三・三一 大学協議会)

一、二部対策確立を必要とする客観的主体的諸条件

客観的諸条件としては、ひとり立命館に限らず全国的にみられる二部志望者の大局的減少傾向が指摘されねばならぬ。特に立命館の場合、京滋地区の特殊性のために、二部本来の志望者層が極めて限定されたものであることも忘れてはならない。一般的にいって、その従業員が二部に通学することに対する雇傭者側の無理解、就職の際における二部卒業生に対する歴然たる差別かかる状況の中であえて通学と研究を続けようとする時の学生側の心理的不安や時間的制約、さらに一部の大企業にみられる社員育成のための社内教育機関増設の傾向等々を考慮し、さらに次にのべるような本学の主体的条件を検討するならば、二部の問題は最早局部的小手術では打開出来ぬほどに重大かつ緊急の課題となつていと云わざるをえない。

主体的条件としては、先づ、二部本来の志願者の減少を補う便法としての二部週しによる進学者の勉学意欲の低下が挙げられねばならぬ。このことは中途退学者の激増として現われ、それが更に二部教学の不安定化という逆作用を招いている。多くの二部学生が昼間の勤労と夜間の学生生活との断層に苦しみ、卒業後の将来に対してもかなりの精神的動揺や不安を持つているにもかかわらず、それに対する学校側の指導は、かならずしも二部の実状に合致したものではなかつた。その大きな原因は、二部教育の責任体制が、講義・事務・補導のあらゆる点において、一部との無差別という建前に安住し、実は一部に従属していたことにある。二部教育の責任体制の独立と確立の欠如こそ、特に本学における二部対策の最も主要な問題点であることを確認しなければならぬ。

一、二部学生の特異性

本来の二部の学生は、官庁、民間企業、自家手伝い、アルバイトなどに従

事する勤労者が中心となつてゐる。前にも、二部教育の主たる対象は勤労学生であると規定されていたが、いわゆる二部週しのため、この規定が看過されがちであつた。二部週し廃止を機に、名実ともに二部学生の主要な特殊性を、現に勤労しつつあるか、または勤労を必要とする者と確認する。

一、二部教育の再編成

二部学生の大部分は、昼間勤労し、夜間勉学するという困難な条件のなかにおかれてゐる。しかるに、従来の二部教育は、その対象である学生の状況に必ずしも適合したものとはいえないから、この際勤労者たる二部学生に適合した教育を確立し、同時に、教育の現代化を進めて行くことが必要である。具体的には、

- (イ) 現代的課題と現代的視点を追求し実践的知識を把握させること。
- (ロ) 学問の専門化と総合化の有機的な結合をはかること。
- (ハ) 教科目およびその履習方法の思い切つた集中化と簡素化を行なうことである。

一、教科の改編

二部教育の充実を図るためには、教科目を一般教育科目、共通専門科目、専門科目の三本建とし、それぞれの性格とそれらの有機的関連を明らかにしなければならない。

(イ) 一般教育科目

一般教育科目は学問の諸分野における、ものの見方、考え方つまり基礎的な概念・方法・視点を明らかにし、合わせて全人格的教養を身につけさせることを目標とする。

(ロ) 共通専門科目

共通専門科目は一般教育科目によつて培われた自然・社会・人文に関する基礎的な知識のうえにたち、他方専門科目によつて養われる専門的な理論および技能を生かしながら、現代的な重要な主題を設定し、それを統合的に把握しようとするものである。この科目をつうじて、専門化のおち入

りがちな分断的な認識の弊害を除去とともに、総合的な認識を与えることを企図する。

(イ) 専門科目

専門科目は、一般教育科目及び共通専門科目との緊密な関連を保ちながら、社会の各領域の理解と、実践に不可欠の専門的な理論および技能を与えることを目指す。

以上の如く、一般教育科目、共通専門科目、専門科目の企図する教育目的を実現するための方法はいろいろ考えられるが、これらの方法の研究と実施は二部の責任ある教学体制の確立にまつところが大きい。

一、勉学諸条件の改善

夜間開講という時間的制約のために二部学生は、アツセンブリー・アワー、サークル活動、自治会活動、その他のための充分な機会を一部学生ほどに恵まれてはいない。しかも、生活の現実と直結している社会人としての二部学生は、社会や学校をめぐる生々しい矛盾や対立に苦しんでいるのであるから、それを解決するための教科外活動や研究を必要とすることは、一部の学生に勝るとも劣りはしないのである。

新しい二部は、開講時間割をできるだけ工夫して教科外活動の機会を確保し、さらに二部学生が最も必要としている生活指導や厚生のための教育的助言を与える必要がある。また、その勉学条件の不利を軽減するため、学生の経済的条件や単位修得の方法等についても、一部とはことなる特別な配慮がなされるべきであろう。

一、二部教育の責任体制の確立

以上の諸要綱を実現するには、二部教育の責任体制を確立することが必要である。三学部の教科を二部学生の共通の特性という観点から有機的に統一するとともに、その統一を真に強力にして根拠あるものにするためには、形式的には三つの学部も、教学・補導・事務・事務の実質的側面においては一学部としての緊密な組織を持たねばならない。そのためには一部一学部の教授会に

準ずるような二部協議会を編成し、これに教科の編成や人事や補導や事務についての可及的に大きな責任と権限を与えねばならない。二部協議会の構成メンバーとしては、全教員が、一定の任期をもつて交替参加することが望ましい。その編成・権限・責任等については、各学部教授会や大学協議会その他の学内諸機関との関連において、今後十分に検討されるべき多くの問題があるのであるが、いずれにせよそのような責任体制の充分なる確立なしには二部教育の改革は挫折するであろう。

なお、二部協議会に属する事務組織を編成する必要がある。

一、理工学部の二部対策について

理工学部の二部対策については、本要綱の精神を尊重し、早急に検討する。

〔注・資料二二八・立命館大学学則（二部人文学科増設）、同一三一・立命館大学学則（二部基礎工学科増設）、同四三〇・二部協議会規定、同四三一・二部事務室編成要領―参照〕

六三六 学園振興基本要綱

(一九六三(昭三八)・六・一五 大学協議会)

一、学園振興五ヶ年計画実施状況の総括

本学は戦後一貫して平和と民主主義を基調とする教学方針を堅持し、他の諸大学に見られない伝統と特徴をつくりあげてきた。昭和三五年一二月策定の学園振興五ヶ年計画もまた、その伝統と特徴に基礎をおき、これをさらに発展させたものである。この計画のなかで、本学は、経営学部の新設、二部対策の実施、企画委員会、学園振興懇談会の設置、部課長会議の確立など教学上重要な課題を設定するとともに、その課題の遂行のなかで学内諸体制を強化し、その民主的運営と全学的視野の確立を追求し、併せて経営主義に傾く危険を警戒しつつ、国民の現代的要請にこたえる教育と研究を確保することを通じて、外的・経済的条件の変動による私学経営の財政的困難をも克服せんと試みたのであった。

(一) 本学は右の五ヶ年計画を着々実施し、すでにその少からぬ部分を完了した。即ち――

(1) 新制大学に対する国民的要請として研究、教育の専門化と総合化、現代化の課題にこたえて、経営学部の新設、二部対策の実施など、教学上に大きな前進を加えた。

(2) いわゆるマス・プロ教育の弊害除去の条件を確保するために、小教室校舎、実験室校舎等を新設し、課外活動の条件をととのえるためには学生会館を増築した。

(3) 教学上の課題に応じて教職員を充実し、また、研究・教育を保証すべき生活条件を確保するために、給与体系を確立して大巾な給与改定を行なった。

(二) しかしながら、右のような大きな前進をとげたにもかかわらず五ヶ年計画の策定に際して意図した多くの課題が、まだ未解決のままに残されていることを認めなければならない。

(1) 経営学部の新設、二部対策の確立が目指した研究・教育の専門化と総合化、現代化の課題は単に経営学部の新設や二部対策の実施においてだけでなく、各部門でその具体化を検討し、学部学科目の編成替え、経済・

経営両学部間における他学部受講制の設定、研究体制の若干の推進などみるべきものがあつたけれども、全学的にみれば、それぞれの教学内容についてかかる視点から具体的な施策を確立するまでには進まなかつた。

(2) 一・二回生の教育は大学教育のなかで重要な位置を占めており、その推進については部分的に、小クラス制、プロゼミ制の実施などの努力を試みたのであるが、まだこれを正しく解決するまでには至っていない。

(3) 高等学校・中学校教育の向上については十分な成果をあげることができなかつた。

(4) 教職員の大巾な増員、施設・設備の整備など教学諸条件の充実が外的な諸条件の変化、即ち、一般諸物価の急騰、予定をこえた給与改定などに伴つて人件費、物件費の異常な膨張をひきおこし、五ヶ年計画の数字をはるかに上廻り、借入金が増加して、財政上重大な困難を招来した。

(5) 以上のような支出の激増にもかかわらず、収入においては学費が据置かれたために、その不足は学生数の増加によつて補わなければならなかつた。その為小教室校舎、学生会館等を増築したにもかかわらず、施設・設備の不足を解消することができなかつた。

(三) 以上述べたように、五ヶ年計画の策定によつて解決しようとした教学上、財政上の諸課題のいくつかが未解決のままに残され、また解決を要する問題が新たに提起されてきた客観的な原因は、教学諸条件の充実を外的条件の異常な悪化のなかでやりとげなければならなかつたことにもとめられる。本学としては、かかる外的条件の推移に対して主体的にいかに対応してきかたが重要な意義を有するのであるが、学内諸体制を強化して外的条件の推移に敏速に対応し、教学・財政をめぐる悪循環に抵抗し得る政策をたてるのが十分にできず、左記の諸欠陥があつたことを認めなければならない。

(1) 五ヶ年計画は、当時の理事会体制のもとでは、財政的には計画そのも

のが学費改定の金額に制約され、教学の充実を保證すべき人件費、物件費を最小必要限度にしか計上しなかつた。そのことが、外的諸条件の急変による人件費、物件費の予想以上の膨張に対応することができず、その矛盾を鋭く露呈する結果を招いた。

* 五ヶ年計画における昭和三十八年度予算計画に対して実行予算額は、經常部において人件費一億三千万円、物件費(超緊縮予算にもかかわらず)三千万円、の増加をみた。

(2) 五ヶ年計画は右の如く教学上の要請を十分組入れなかつたばかりでなく、立地計画、資金運用計画をふくむ長期的な総合計画性を欠いていた。

(3) 教学、財政を統一的に計画、運営すべき学内の責任機関については、その一つとして教学部長制が設けられていたが、旧来の専務理事制のもとで十分機能を發揮することができなかつた。専務理事制が廃止されたのち、学内理事の集団責任体制及び三部長制の実施、事務機構の改革、部課長会議の確立など学内諸体制の強化とその民主的運営には多くの見るべきものがあつたけれども、理事会制度の改革はなお今後の課題として残されている。

二、今後の課題

本学は、五ヶ年計画の遂行のなかで、未解決のままに残つたか、または深めることのできなかつた課題とともに、新しく提起されてきた多くの緊急な課題を有している。いま、それらの主要な課題をあげれば次の如くである。

(一) 教学上の課題

(1) 国民的要請にこたえる教学の方針

旧制より新制への大学の目的、性格、制度の変化、学生の構造的な量的増大及び大学に対する国民的要請と関連して本学のあり方を明らかにし、これを本学の教学方針のなかに具体的に追求する。

(2) 研究・教育の方向

研究・教育の専門化と総合化、現代化及びその体制化の課題の具体的な検討をすすめる。

(3) 研究・教育の内容

a 研究と教育の相互関係を明らかにする。

b 専門科目と一般教育及び外国語教育、保健体育を正しく位置づけ、特に一・二回生に対する教育効果の向上をはかるためにそれらの計画的な配当を再検討する。

c 上に述べた教科課程の検討と併せて、各学部の教員組織を考慮に入れながら、プロゼミ制又はこれに代るシステムを実施することを検討し、高校教育と大学教育のギャップの排除、一・二回生の専門教育への正しい導入につとめ、兼ねていわゆるマス・プロ教育の弊害除去に資する。

d 新制大学の性格にもとづく構造的な学生の大量化については、大・中・小のクラスを運用して正しくこれに対応し、いわゆるマス・プロ教育の弊害を除去しなければならぬ。

e 課外教育及び課外活動を正課教育の成果に定着してマス・プロ教育の弊害を克服する問題と関連して正しく位置づけ、これを指導助長する具体案を検討する。

f 二部対策の実施状況を検討しながら二部教育のいつそうの向上をはかる。

g 大学院学生の研究能力を育成するために、その研究条件、研究体制を教員のそれと関連づけながら充実することを検討する。

h 高等学校、中学校教育の体制をととのえ、その充実・向上を期する。
以上述べた研究・教育の方向、その内容の検討と関連しつつ学部・学科の編成を再検討し、併せて、現代社会の学問的要請にこたえ、総合大学としての教学機能をさらに発展させるために新しい学部の増設について検討する。

(5) 学生の勉学及び生活をその困難化から擁護するための諸措置を検討する。

(二) 教職員の充実

(1) 各学部の教学内容に対応し、全学的教学の視点に立つて教職員の計画

的充実を行う。

- (2) 図書費、研究費のバランスを回復し、これを改善する。
- (3) 教職員的生活条件を確保するために労働条件及び給与の改善をはかる。施設・設備の整備・充実

教学上の課題解決を保証し、教員の研究条件、事務職員の執務条件をととのえるためには、左の諸施設を早急に整備することが要請される。

教室、実験室、研究室、事務室、図書館、自習室、体育館、体育施設、学生会館、学生寮等。

(四) 財政上の課題

教学の充実には、教職員、図書、施設、設備等の諸条件を欠くことができないし、これらの諸条件を保証するためには財政の裏付けが必要である。従つて、右の要請にこたえるために、財政上の次の諸課題を解決しなければならぬ。

- (1) 教学諸条件の充実を保証すべき長期財政計画の確立。
- (2) 学園財政に対する国庫補助の増額。
- (五) 学園体制の強化

以上に述べた教学上財政上の諸課題を解決してゆくためには、本学の学園体制をいっそう強化することが必要である。

- (1) 教学と財政を全学的統一的に計画、運営すべき責任機関としての理事会体制の強化。

- (2) 学内諸機関の民主的運営の強化。

以上にあげた教学上財政上の諸課題は、学園の構成、規模、立地諸条件の単なる現状維持では解決が困難である。学園がこれまでに築きあげた諸条件、地歩、力量を活用した次に示す基本的な方向に沿つて学園を再編・拡充し、そのなかで逐次これを計画的に実現することに努力を集中する以外にその方途を見出し得ない。

三、課題解決の方向

(一) 現在、法・経・営・文四学部は狭隘な広小路キャンパスに集中し、教室、研究室、図書館、食堂その他多くの諸施設が不十分となり、このことが教育・研究の諸条件を整備することの決定的障害になっている。今、もし、現状のキャンパス利用方式のまま前記諸課題を実施するとしても、敷地の買収など、極めて多額の資金を必要とする。従つて、広小路六千坪、等持院二万七千坪の両キャンパスを綜合する立地計画をたて、若干の学部を等持院に移して全キャンパスの合理的活用をはかり、これに施設建設長期計画にもとづいて、計画的に施設・設備を整備してゆくならば、それは教学上大きなプラスとなるばかりでなく、財政上から見てきわめて効果的である。従つて、教学・財政を通ずる長期安定化をはかるためには(二)以下に述べる現状打開の新しい方向で前記教学上の課題と財政上の課題を統一的に解決すべき長期総合計画を策定し、年次計画によつてこれを実現してゆくべきである。

※ 等持院キャンパスの利用は緊急を要する課題であるが、これはすでに昭和三十一年三月「新校舎建設に関する調査委員会」の答申で最初に提起され、次いで三十五年三月の「学園振興に関する臨時調査委員会」の答申で再び提起された問題であつて、三十七年盛夏の企画委員会以来、長期総合計画と関連して検討がつけられ、いまはじめて具体化の日程に上つたのである。

(二) 長期総合計画における本学の規模を策定するに当つては、左の諸条件にもとづいて教学上の課題と財政上の課題を統一的に解決するために、学生数を約二万とすることが適当である。

(1) 旧制大学より新制大学への推移に伴い、教育機関であるとともに研究機関である大学本来の性格には変化はないとしても、戦前の特権的エリート養成の機関から現代の国民的要請にこたえる新しい知識層養成の機関となり、学生数も構造的に飛躍的増大をみた。

(2) 教学上の諸課題を解決し、さらにこれを発展させるためには財政上の裏付けが必要であり、本学の規模は次の二点に基礎をおいて策定すべき

である。

(イ) 本学の築いてきた教学上の諸成果、即ち、現在の学部学科の構成。

(ロ) 本学の築いてきた経営上の地歩。

(三) 現代社会の国民的要請は、本学が新しい学部を増設を検討することを必要としている。

(四) 各学部の学生数を現在以上に増加することは教学上好ましくない。従つて学生数約二万は新しい学部を増設によつて実現すべきであるが、その増設については、次の基準によつてこれを検討すべきである。

(1) 現代社会の国民的要請にこたえる学部であること。

(2) 全学的教学の立場に立ち、既存全学部が協力して相互補充的に新学部の増設に当ること。

(3) 新学部の増設が既存各学部の教学内容を充実するとともに、総合大学としての教学機能をいっそう發揮すること。

(4) 新学部の増設が経営上の基盤をいっそう強化すること。

(五) 等持院キャンパスを合理的に利用する方法としては、教学上の左記の理由により教養課程を等持院に分離することは適当でない。

(1) 一般教育科目は専門科目履修の準備教育でなく、むしろ専門教育科目との有機的関連性を考えその計画的配当を行なうことが必要である。

(2) 入学者の勉学意欲にとつて、その配当科目を一般教育に限ることは再検討を要する。

(3) 大学教育において大きな役割を担う課外活動も、一・二回生のみでは健全な発展を期し難い。

(4) 授業編成上、多くの不便、不利を生ずる。

(5) 教員組織上好ましくならぬ結果を招く虞れがある。

(六) 等持院キャンパスに若干の学部を移して、これを合理的に利用することには、次の利点がある。

(1) 理工学部は老朽化した施設が多く、改築の必要に迫られているので学部の移転と併せて、総合的にこれを行なうことができる。

(2) 図書館、体育館、学生会館、食堂など理工一学部だけでは充分な施設

をととのえることが困難であるが、学部数が多ければこれを有利に行なうことができる。

(3) 課外活動も学部の移転に伴つてその基礎を拡大することができる。

(4) 等持院キャンパスの合理的利用は、衣笠球場を他に移すことを前提とするが、そのことは長期計画の一環として総合グラウンド及び体育施設を整備するという方向で解決する。

(七) 等持院キャンパスにおける施設の建設は、「機能集中の原則」にもとずいて長期建設計画としてこれを策定し、年次計画により逐次実現する。

(八) 広小路、等持院両キャンパスに学部が分離すれば、過渡的には若干の経費増を見込まねばならないが、将来、学園の力量に應じて逐次主力を等持院に移すことによつて、これを克服すべきである。

(九) 学部移転は、広小路、等持院各キャンパスに置かれる各学部相互間の教学上の諸条件及び諸施設の利用条件を考慮し、両キャンパスにおける学部は次の組合せを適当とする。

広小路 — 法学部、文学部

等持院 — 経済学部、経営学部、理工学部

新学部を増設するとき、これを広小路、等持院のいづれに設置すべきかは、新学部の内容、その時期における財政事情及び資金計画の実状と関連させて具体的に検討する。

(六) 「二、今後の課題」の「(一) 教学上の課題」にあげた諸課題はすべて大学協議会、各学部教授会及び企画委員会を中心とする教学関係諸機関で討議されるべきものである。従つて、本学としては今述べてきた学園振興の基本的方向をおしすすめるなかで、教学充実の前提となる人的財的諸条件をと、のえながら、これらの課題を大学協議会を通じて、一方では企画委員会に諮問し、その答申をうるとともに、各学部教授会をはじめ教学関係各機関に具体的問題として積極的に提起し、さき示唆した方向において討議を發展させ、その解決に努力する。教学上の諸課題は、それぞれ学問体系の諸性質、また、教員組織の実状と関連があり、その解決は必ずしもスムーズにすすめる難い。従つて、常に継続的な努力によつて民主的な

討議を發展させ、逐次これを解決してゆかなければならぬ。とくに、研究・教育の専門化と綜合化、現代化の課題、専門科目と一般教育、外国語教育等の正しい位置づけの課題、一・二回生に対するプロゼミ制又はこれに代るべきシステム実施の課題などについては、早急に検討を行なう。

(二) 本学園のように、主として学費に依存し、経営効率が低く、これを高めることが困難で、しかも外的・経済的条件の変動に抵抗力の弱い大学経営において財政を確立するためには、特に次の諸点に留意すべきである。

(1) すでに実施してきた財政公開の原則を保持し、経営の民主性を保証する。

(2) 教学上の諸条件を保証すべき長期財政計画、特に長期資金運用計画(学債、募金等の活用をふくむ)を確立して、その遂行を常時点検する。

(3) 予算を経常、建設の両勘定に区分し、教学上の視点からこれを重点的に編成し、その執行を明確にするために予算統制を実施し、常時点検する。

(4) 大学経営は経営の一形態であるから、人件費と物件費のバランスを失するときは、教学上の諸課題を圧迫することになる。従つて経常支出予算に対する人件費支出の目標を六五%におき最大限七〇%にとどめ、物件費支出を三五%乃至三〇%に維持することが必要である。学費は人件費、物件費の上のバランスと関連して、その適正な設定を検討しなければならない。

(5) 財政に対する国庫補助については、それが外的圧力を招来しないよう十分配慮しつつ、今後も各私立大学と連携して継続的に運動をすすめる、助成額のいつそうの増大をはかる。

(三) 以上述べてきた諸課題を遂行するためには、民主的で、しかも集中化された学園体制が必要である。

(1) 理事会は教学と財政を全学的に統一する立場から学園経営を計画的且積極的にすすめる責任体制として確立されるべきであるが、学部長理事制の強化と平行して常務理事制の創設をすすめる。

(2) 理事会は、従来の学内民主主義を堅持するとともに、その計画的、積

極的な学園運営と教学上の最高機関たる大学協議会、大学自治の基礎組織たる各学部教授会、各部門別に組織された委員会、部課長会議及び各部課との相互関係を改善し、全学点視점에立つ民主的討議をさらに發展させる。

(3) 高等学校、中学校の教育の充実、向上のために、高中審議会、職員会議及び綜合教育研究会等の運営を系統的且積極的に行なう。

六三七 部落問題の正しい認識のために

〔一九六三（昭三八）・八・一〇 教学部長、学生部長〕

一、二部部落問題研究会の公開質問状をめぐる七月十五日の会談と、その後における本問題についての学内諸機関の討議を通じて、われわれは六月二十八日付けの回答にもとづきつ、その内容を更に深めたが、左に掲げる方向で今後の教育実践をす、め差別問題の正しい解決に資すること、したい。

(1) 平和と民主主義を基調とするわが学園において、しかも部落問題について積極的に取り組む努力を試みてきたにもか、わらず、なお差別問題を続発しているのは、本学における民主教育の体制そのものに存する欠陥にその根本的な原因を認めなければならない。

部落問題は日本民主化の基底に横たわる問題であり、同和教育はわが国における民主教育の基本的な部門である。従つて、われわれは、まず本学における民主教育の姿勢を正すことが必要であり、学園のすべての分野から形式主義を排除し、各部門、各機関、各部署における日常の研究と教育、事務の一切をその教育的意義でみかさなければならぬ。

(2) 前項の目的を遂行するためには、学内諸機関がこれに総合的に取り組むことが必要である。従つて今後は、教学部、総務部、学生部、人文科学研究所及び教職課程委員会の代表者が日常的に協議する体制をととのえ、学内諸機関における取組みをこゝに集中し、現状を分析、把握しつ、具体的措置をとり、さらにその結果を点検し、理事会がその最終の責任を果さなければならない。

(3) 人文科学研究所主催の部落問題研究会については、その内容を発表させ、部落問題の研究が学問各分野に浸透してゆくよう研究活動を組織し、その研究成果が教育実践の上に反映するよう努力を払う。

(4) 教職課程委員会は、教職課程における教育内容及び技術の正しいあり方とその運営について改めて検討を行う。

(5) 民主教育の根底は、基本的人権を守り、一切の社会的差別を許さない意

識の育成にある。従つて学園のすべての分野で部落問題の本質を明らかにしてゆくなかで、民主教育推進のこの姿勢が全教職員のものとなるよう日常的な努力を行う。

(6) 真の民主教育の徹底は、今日の社会の諸条件のなかでは早急に実現することが困難である。従つてわれわれは、学園の具体的な諸課題の実施と関連して日常的にこの課題を提起し、一歩一歩実現してゆく努力をつづけなければならない。

昭和三十八年八月十日

一部部落問題研究会委員長 殿

二部部落問題研究会委員長 殿

立命館大学 教学部長
立命館大学 学生部長

六三八 大学院充実に對するの基本的考え方

(一九六三(昭三八)・一〇・一六 大学院委員会)

大学院問題は全学的視点から検討すべきこと、および大学院の教学方針が全学の教学方針と同一のものであることは、すでに確認済みのことである。ただ、それを具体的にどのように実現して行くかについて困難もあり、意見の相違があり、さらに検討を要する問題として残されているのである。

問題点として指摘された点についていえば、

一、大学院新増設の経過とその基本的視点

大学院の新増設については、昭和三十五年九月の臨時調査委員会報告書にもとずき、(一) 新増設は、学部充実の基礎に立つて研究科委員会、教授会で慎重に審議の上提案されるべきこと、(二) 大学院委員会、大学協議会等も審議の期間を十分もつべきことを申合せ、さらに、全学協議会において、学内の民主的な討議を確認し、それ以後、その方針に則して実施してきたが、その運用は必ずしも十分とは言えなかつた。特に、新増設と関連して、既設大学院の内容改善にも努力を向けるべきこと、民主的な討議の場と期間を保證することが、強く要請されている。(三) 教学体系の上での位置づけとしては、学則にある如く、大学の基礎の上に更に専門的に研究教授する場であること、(四) 構想としては、大学が教育と研究の場である限り、原則としては各学部、各学科の上に設けらるべきであるが、その新増設は、具体的には(一)、(二)、(三)によるべきである。

二、修士課程と博士課程の性格づけ

(一) 大学院という共通性をもつと同時に相違点をもつことを明確にすること。(二) 修士課程は広い意味の研究者養成機関で、その範囲はや、広いが、しかし入学決定に際しては目的を明確にすること。(三) 博士課程は狭い意味の研究者養成機関でその性格上、入学を厳にすると同時に指導上は

特別の配慮をすること。卒業生の研究者として残ることは従来から期待されている。

三、研究体制と指導体制

(一) 院生自体の研究体制は自治的に確立すること。学校としては援助すること。(二) 教員との共同研究は各学部の実状に即して考慮すること。すでにその具体化がいろいろな形態で行われつつある。(三) 指導教授制については、教員との接触の中で事実上成立すべきもので、制度として押しつけるべきものとは考えない。

四、研究施設、設備

(一) 図書館の運用については検討の必要がある。図書費については教員研究図書費との関連において考慮する必要がある。(二) 研究室については多少の増設、設備改善を行つたが、現状では限界。(三) (一)(二)とも従来は尽心館を墓地に延長し、教員研究室との関連において大学院の改善を考えていた。(四) 基本要綱においてはより根本的改善策を検討中である。

五、院生の経済的実態

(一) 入学決定時に、大学院の性格と本人の経済的実態について充分検討する。(二) 授業料は大学の授業料との関連において、奨学金を大学院だけに設ける計画はない。(三) 学費貸与は現在のところ比較的有利である。(四) 特別研究生制度については、従来の経験によつて欠陥が指摘されており、検討中である。

昭和三十八年十月十八日

大学院生協議会職

立命館大学教学部長

六三九 新学部〔産業社会学部、経営管理学部〕の構想に
かんする答申

〔一九六三（昭三八）・一一・六 企画委員会〕

企画委員会は、過日理事会から提示された学園振興基本要綱における新学部増設の四条件を基準としつつ、新学部の構想について検討を進めてきたが、ようやくその結論として、産業社会学部（別紙一）および経営管理学部（別紙二）と仮称する二つの成案をえた。この二つの案は、それぞれその長短があるが、そのいずれの案をとつてみても、長期計画の構想の中に組入れることが適当だと考えられるものであつて、われわれとしてはその甲・乙をつけることができなかつたので、こゝに両案を提出する。

なお、それぞれの案について、その構想の具体的理解をたすけるために、例示的に学科目編成をかかけておいた。これは、必要な範囲で例示したものであつて、その新学部を設置さるべき学科目を網羅したものでない。

昭和三十八年十一月六日

企画委員長 富山 康 吉

理事会

大学協議会 殿

（別紙一）

産業社会学部案の構想について

最近のいちじるしい経済発展にともなつて、社会における各種職業の比重は急激に変わり、専門分化もまた深まり、従来の教学体制をもつてしては、これに充分に対応することは困難になつた。

たとえば、産業社会におけるコミュニケーション関係、調査統計関係、厚生福祉関係、人間関係などの基礎的素養をもつ人材の養成は、いよいよ強い時代

の要請になりつつある。

このような人材は、政治、経済、産業、経営などにおける社会的人間関係をさまざまな角度から追求するものであるが、このために、本学においても、新たに産業社会学部をもうけ、この現代的な課題にこたえることが必要と考えられる。

このような産業社会学部においては、一方では、将来専門家として立つに足る確実な技術や知識の修得が必要であると同時に、他方では、政治や経済や産業や経営を総合的に把握する広い視野と素養を身につけることが必要である。産業社会学部は、この二つの要求をともに満たすものでなければならぬ。

このような見地に立つて、産業社会学部の科目配列は、別紙に記したようなものであるべきだと考えられる。第1類、第2類及び第7類は、現代の産業社会を、社会的に、政治経済的に、かつ個々の産業に即して、総合的に把握することを目的としたものであり、第3類から第6類までは以上の素養を基礎として、コミュニケーション、調査統計、厚生福祉、人間関係などの知識や技術を修得することを目的としたものである。

また、このような学科目体系によつて、それぞれの分野での共同研究が可能であり、研究と教育との統一的发展が可能になると考えられる。

一般教育必修科目	社会思想史	国際政治論	マス・コミュニケーションⅡ
政治学	法社会学	国際経済論	コミュニケーション史
法学	産業社会学	現代日本政治史	広報学
経済学	大衆社会学	現代日本経済史	広告学
心理学	都市社会学	行政学	市場調査論
	農村社会学	民法	時事英語
	文化社会学	数理経済学	マス・コミュニケーション
1 類	専門教育科目	政治経済問題(特)	4 類
	社会学原論	憲法論	3 類
	社会心理学	経済原論	マス・コミュニケーション論Ⅰ
			社会統計学
			数理統計学

調査論	職業指導	労働生理学	流通産業論
統計資料論	厚生職業問題(特)	精神衛生	サービス産業論
調査統計問題(特)	6 類	労働法	ビッグ・ビジネス論
5 類	経営学総論	労働問題(特)	産業問題(特)
社会政策	産業心理学	7 類	8 類 必修
社会福祉論	職務分析	現代産業史	演習
社会保障論	人間関係論	機械工業論	外書講読
職業概論	労務管理論	化学工業論	

(別紙二)

経営管理学部案の構想について

最近におけるいちじるしい産業的発展は、さまざまな新しい研究・職業分野を拓き、新しい知識を修得した学生に対する需要を高めている。そのような現われの顕著なものの一つとして、経営管理科学をあげることができるであろう。それは経済学、経営学と工学との境界領域をふくむ新しい学問分野である。すでにその趨勢を反映して、経営工学科、管理科学科を設置している大学も現われている。わが学園には、経営学部が置かれていたが、さらに経営管理学部を設置することによつて、この社会的発展に対応することが考えられてよいであらう。両学部が存在することによつて、両者は相互補完的に機能し、ともにより発展することも期待できるのである。

経営管理学部は、企業における管理・企画部門の担当者として立つにたる人材を養成することを目的としている。このような人材は、現代企業の諸分野を対象とする最新の管理科学を修得していると同時に、個々の企業ないし経営の置かれている客観的条件を分析・理解し、積極的・創造的に企画する能力ももたねばならないのであるから、経済学・経営学的基础知識をも身につけていることが必要であらう。経営管理学部の科目編成は、こうした要請に応えるものであらねばならない。

つぎの表は、右の趣旨に即して考えた一つのサンプルである。

専門教育科目	1. 経済学経営学部部門	リニヤール・プログラム	オペレーション・リサーチ特論	化学工業経営論
	数理経済学	数理統計学特論	工程管理論	交通通信経営論
	数理統計学	調査論	品質管理論	金融産業経営論
	経営学概論	統計資料論	在庫管理論	商業経営論
	経営工学概論	数値解析法	市場調査論	中小企業経営論
	現代技術論	シミュレーション論	需要予測論	ビッグ・ビジネス論
	金融論	3. 管理論 1 類	5. 管理論 3 類	コンビナート論
	線型経済学	財務管理論	労働管理論	7. 法学、その他
	国際経済学	簿記論	労働科学	民法・財産法
	経済史	会計学総論	動作時間研究	商法
	2. 経営科学基礎部門	原価計算論	人間工学	労働法
	経済数学	工業会計	賃金制度論	社会政策
	計量経済学	機械簿記論	労働生理学	産業心理学
	電気工学概論	4. 管理論 2 類	6. 経営論	産業社会学
	機械工学概論	生産管理論	現代企業論	
	工業科学概論	オペレーション・リサーチ	機械工業経営論	

六四〇 全学協議会における確認事項〔昭和三十八年度〕

〔一九六四（昭三九）・一・一八 全学協議会〕

昭和三十八年六月、教学、財政の今後の対策について学園振興懇談会に提示されて以来、九回の学園振興懇談会と十二回の全学協議会を開催してこれを討議してきたが、それらの討議を通じて学校、組合、院生、学生の四者は次の事項を確認した。

Ⅰ 私学危機の内容

大学の危機は教育内容、教育制度、体制、財政に亘る全般的危機であるが、教育の公共性と経営の私的性格という矛盾をもつ私学にあつては、教学の論理が経営の論理に圧倒されることによつて、この危機が一層鋭く露呈され、教育の機会均等そのものが、根底から侵されようとしている。大学が教育と研究の場であり、大学に対する諸攻勢が他ならぬこの教育と研究に向けてかけられてきている以上、大学の危機の一環である私学危機も、中心には教学の危機すなわち教育、研究の危機として把握されなければならない。教学の危機は次の三つの側面から把握される必要がある。

(1) 大学制度の変遷と現行大学制度

新制大学にあつては、旧制大学と異り、一般教育が必要不可欠のものとして位置づけられている。しかしながら、旧制から新制への大学制度の移行が、大学の内部的検討を経てなされたものではなかつたが故に、この移行の意味が大学人自体にとつて深く理解されるに至らず、現在においても多くの問題を残している。特に新しく設置された一般教育は、古い大学制度の中に折衷的に持ち込まれた感が強く、とかく軽視されることによつてその本来の役割を果たすことができていない。科学的総合的世界観を与える一般教育と学問を深く追求する実践的・応用的専門教育とが真に統一されるところに新制大学の存在意義があるにもか、わらず、

かえつて一般教育と専門教育の分離を生じ、それらが相互に矛盾するものとさえなつているところに大学の危機が現われている。これは研究においては研究の専門化、細分化と孤立化に照応している。

(2) 政府の文教政策に関連して

政府の所謂人づくりの政策は高校までの教育の内部に深く浸透しており、初等、中等教育においては教育における憲法、教育基本法体系の内容的空洞化がほぼ完了している。従つて人づくり政策の影響を支配的に受けた学生が大学に入つて来るのであるが、一般教育各系列各科目間に相互連関がないことによつて、高校までの教育の欠陥—科学性、総合性に欠ける—を大学教育の入口で加重し、拡大再生産していた、といわなければならない。

(3) 学園振興運動に関連して

従来、国民教育推進のための教育・研究の方向として、現代化、総合化、共同化の課題が確認されてきたが、これが理念的提起にとどまつたが故に、十分な成果をみることはできなかった。二部改革及び経営学部新設を契機にして現代化、総合化が全学的な課題として提起されながら教育と研究を革新せしめるに至らなかつたのは、古いアカデミズムがお色濃く残存しており、これを内的要因とする学部セクトが一つの大きな原因である。それらは同時に国民教育の創造と発展に対する内的障壁物となつており、大学教育における一般教育の軽視と相通するものである。現代化、総合化、共同化はこのような古いアカデミズムの残滓を克服すべきであつたにもか、わらず、これの推進のための軸が一般教育にあることが明確にされなかつた。

以上大学教育の諸問題はすべて一般教育を中心な環として交錯している。従つて教学の危機の集中的な表現は一・二回生教育なかんづく一般教育にある。

II 教学の危機克服の方向—課題

教学の危機克服のためには基本的には国民教育の立場と、現代化・総合化・共同化の方向によつて、カリキュラムの検討・再編、学部・学科・専攻の再検討から大学制度の再検討にまで及ばなければならない。

しかし単に一般的な検討ではなく、矛盾の集中的に現われているものを軸にして検討をす、め危機克服のための体系的施策を講ずる必要がある。

(1) 一般教育の検討を軸にした教学の体系的施策

Iで指摘されたように、教学の危機の集中的表現が一般教育にあることにかんがみ、一般教育を軸にして教学を体系的に検討し、一般教育の改革を軸にした教学の体系的方針を樹立する。それには、①高校までの教育の実態を把握すること、②一般教育三系列間及び系列内科目間の相互関連がなく、これがバラバラであるという現状にかんがみ、これを総合化し、各学部の性格に応じて立体的に配列し、講義内容、方法においてもその相互の関連性を明確にする。③一般教育と専門教育の分離については各学部の特殊性に応じ、これを有機的に関連させることが必要である。

(2) 小集団教育の確立

教育の改革は、教育を受ける学生が教育の現場でこれを受けとめうるような体制を確立しない限りその実を挙げることはできない。教学内容の向上を真に実現するために、具体的な教育の場における小集団方式を確立する。具体的にはプロゼミ、語学クラスを結合して小クラス制をしき、これを基本単位にして、大・中・小教室講義の合理的配分を行う。

(3) 二部教学

「二部対策要綱」の理念による二部教育の推進。

① 二部学生の実態認識、教育要求にもとづく二部教育の内容及び条件の充実改善。

② 入学、在学、卒業後の進路の方面で教育の機会均等を保障する努力。

(4) 大学院の位置づけと研究指導の強化

III 課題実現の方向

教学の危機の内容及びその環は学内各組織、特に各学部教授会、大学協議会、一般教育委員会、外国語科連絡協議会等での教学上の総括と、企画委員会等における全体的検討を経て明確にされるべきであつた。I、IIに指摘されている点も、これら諸組織における徹底的な総括、分析によつて、諸資料の総体が提示されない限り、具体的内容を豊富に含んだ普遍的なものにならないのは言をまたない。更に、重点的にして体系的な教学の施策を樹立し、具体化するためにも、このような総括と現状分析は不可欠である。

(1) 総括

各学部教授会をはじめとして、学内諸組織は、各組織における過去の教学上の総括を行う。

各学部での総括は、企画委員会にも集約し、企画委員会は全学的観点からこれを検討し、立命館教学の実態を通じて大学制度の検討を行う。特に、二部改革の実状の総括は緊急に必要である。

(2) 現状分析

① 理事会が中心になつて、現在の教育情勢の分析を行い、これとの関連において、立命館教学の現状を明確にする。

② 学生の実態の分析を行う。

IV 体制、組織

以上の教学上の課題を解決することを保証するために、次の通り民主的諸体制を強化する。

(1) 学部長二年任期制をふくむ理事会体制の検討。

(2) 企画委員会のあり方の再検討、教職員、学生の意見を反映させる体制の確立。

(3) 各学部調査委員会の強化及び五者会談への参加、企画委員会との密接

- 化。
- (4) 二部教育の責任体制の強化。
 - (5) 専門担当教員を入れて一般教育委員会を強化する。
 - (6) 教員の共同研究体制の強化。

V 具体的に来年度から実施していくこと

- (1) 法・経・営・文のプロゼミを昭和三十九年度より実施する（文学部では三十六年度から実施している。理工学部のプロゼミについても検討を行う）。その際、担当教員が共同に討議し、研究する体制を全学的につくっていく。しかも、プロゼミを一般教育の中に位置づけ、プロゼミの意義を一般教育の充実、専門への導入だけでなく、マスプロ教育の弊害を除去し、教育を受ける主体としての学生の集団化が国民教育の立場から必須であるという認識に立ち、語学クラスとの一体化をはかり、クラス制の確立を図る。

- (2) 各学部での基礎科目的な一般教育科目についての分割講義を実施する。総合的な視点を養いようとする新科目を設けるための検討を行う。
- (3) 一部にも共通専門科目を設けるための検討を行う。
- (4) サークルの顧問制を確立強化する。
- (5) 一般教育をめぐる一回生の実態調査を実施する。
- (6) 文学部の各専攻のクラス人員を一クラス五十名として厳守する。
- (7) 寮を単に厚生施設としてはとらえず、教育研究の場としてとらえる。新寮は徹底した小集団方式をとり、日常的に小集団生活をおくることによつてその実をあげていく。これは今後の寮政策の基本的方向である。

VI 新学部増設、学生数二万及び学部移転の問題についてはできるだけ速かに結論を見出すよう、更に討議を続行する。

VII 私立大学が自らの研究と教育の機能を發揮し得るためには、大学

自治の確保と財政的條件の保証とが必要であるが、財政的條件の充足を学生やその父兄に直ちに転嫁することは、政府の教育安上り政策の貫徹を安易に許し、憲法に保証された教育の機会均等を阻害し、平和と民主主義の教学内容に否定的な結果を及ぼすものである。従つて学園としても私学危機の本質を広く世論に訴え、教職員、学生の全国的な運動に支えられながら、国庫負担大巾増額運動を更に積極的に推進する。

一九六四年一月一八日

全学協議会の席上にて

学校代表	末川 博
組合代表	河合 信雄
大学院生代表	西村 左右光
学生代表	山本 健治

六四二 寮問題についての確認事項

〔一九六四（昭三九）・二・一四 学園振興懇談会〕

一、経過

立命館学園の過去の寮政策をふり返つてみれば、教学・厚生の一統的把握と体系的施策が不十分であつた。

新寮の建設を契機として、又六三年の学費値上げを契機とする学園振興に関する討議の中で寮政策についての全面的検討と施策の出発点が確立された。五者会議、学振懇、全学協等を通じて討議を行つた結果、我々は次の事項を確認する。

一、寮の位置付け

寮の現実立命館教学につながる学生生活の実態を全面的に表現しており、寮はその実態を大学教育に反映させると同時に立命館教学実践の場として重要な地位を占めている。したがつて寮を単に厚生施設としてとらえず、小集団方式による教育・研究の場として位置付け、その上に立つた施策の実践的追求が急務であることを確認した。

寮における教学上の諸政策は学生の自主的な集团的活動に依拠して行わなければならない。その目的は生活を基盤とした学生の集団化を高めることに本来の意義があり、そのための助育体制の確立が重要である。

二、総括と現状の問題点

以上の位置付けの上に立つて総括と現状の問題点の検討を行つた結果、既存寮は戦後厚生の必要から応急的に増設されて来たが、教学面においても厚生面においても現代の学生実態に即応しないものになつて来ている。加えて大学の大都市集中化と地方大学軽視の文教政策によつて、学生の大都市集中化が助長され、下宿難がより深刻化しつつあると同時に学生生活が逼迫する中で、内外の諸条件によつて教育の機会均等が破壊されつつある。したがつ

て経済的側面に於ける学生生活の安定を助けることの必要性が益々増大している。

(一) 教学の面からみれば、大学教学全体系との関連をとりあげることが弱かつた。しかも施設の条件の不備から寮の分散性、閉鎖性、孤立性等の欠陥を根本的に改めることができなかった。他方各寮ごとの施設、運営面での改善、充実を舎監会議を通じて努力して来たが、なお充分ではない。特に規律ある学生集団を基盤とした教育的文化的な自治的小集団形成に不十分さがある。

(二) 厚生援助活動の一環としての量的不足は、十倍の入寮希望者の殺到するなかで入寮必要度の高い学生層の内三分の二が寮を媒介とした大学の厚生援助活動が受けられない状況にある。他方既存寮内の生活実態は経済的不安定をそのまま反映しており、より安価な生活の維持に止まつて拡大する消費生活共同化の体制に限界がみられると同時に寮生の実態にとどく厚生援助活動の全体を有機的に関連させて指導していくことが確立していなかつた。

四、対策

以上の実態の上に立つて教学厚生両面から次の対策が必要である。

- (一) 学寮委員会（舎監・学生部・補導主事）を設置し舎監会議と連携して教学生体制のなかに位置付け学生の実態を大学教学に反映し、寮政策の基本方針を追求する。
- (二) 各ブロック、各寮毎に教員との交流を定期的に行い教育的文化的諸活動を助ける。
- (三) 学生部職員の新寮への現場配置により日常的接触による実態の追求と生活指導を行う。
- (四) 寮協議会（各寮毎、舎監・寮職員・寮委員）、寮連絡会議（舎監・学生部・寮連合）を有機的に運用し生活を基盤とした集団化を助育し、日常的な運営に協力する。
- (五) 寮生の実態に応じて厚生援助政策全体を活用し充実する。

(六) 施設、設備の充実によつて寮に依拠した生活を確立する。

(七) 旧寮については教学及厚生の位置付けをふまえて新寮の成果を反映させ、新旧寮間、旧寮相互間の落差を縮める方向を志向するが施設の老朽化した吉田寮は閉寮とする。

(八) 二部寮については、寮拡大の中で現寮における一、二部学生の交流の長所を生かしつつ当面は二部学生の実態に即して入寮を拡大する。

(九) 大学は生協を厚生援助活動の一環としてとらえ生協活動を強める援助体制の確立を図り、大学の厚生援助の拡大に対応して生協と連携することによつてより合理的条件をととのえる。新寮は生協に依拠する消費生活を確立し、食生活に止まらず多面的に消費部門を組織し防衛する。運営面においては寮における生協組織の確立と相まつて寮協議会への生協参加を保障する。

(十) 舍費は寮の拡大を基調としつつ部分社会としての私学の厚生援助活動の一環として考えられねばならない。以上の観点に立つて新寮の舍費は一人一ヶ月一、五〇〇円とする。大学は寮生の立命館教学に依拠した生活努力とあいまつて個々の生活実態に即し、厚生援助活動(学資貸与・学生生活援助基金・アルバイト斡旋・奨学金・生協・健康管理・スクールバス等)全体を有機的に運用、指導し、学生生活の安定を図る。

五、展望

以上の総括、位置付、現状、対策の上に立つて課題の実践的追求を第一義とする。そして寮の拡大、統一寮を志向し旧寮の吸収を図る。

女子寮については、女子学生のおかれている社会的現状及女子教育の立場から、女子寮の拡大、統一寮を志向するが、当面春菜寮は女子寮とする。

二部寮建設の問題は寮拡大と以上の経験のなかで検討する。

この展望を切り開いていくためには、教学厚生両面に亘る寮の内容的確立を基礎としながら寮の拡大を私学国庫補助拡大運動の中で他大学と提携し、国及地方自治体へ働きかけ、部分社会としての私学の限界を打破していく努力が学生、大学各自の運動として展開されねばならない。

六四二 学部〔経済・経営学部〕移転に関するまとめ

〔一九六四(昭三九)・六・二〇 学園振興懇談会〕

一、立地計画に関する総括

(1) 「学園振興に関する臨時調査委員会」が広小路キャンパス中心の学園のあり方の再検討と学園の将来を見透した構図の策定を要請し、等持院キャンパス活用の方角を示唆したにもか、わらず、昭和三十五年度に梨木神社北側に語学小教室ビル有心館を建設し、さらに三十六年度には旧文学部校舎跡に経営学部校舎として恒心館を建設したことは、当時の学園が内容上も体制上も臨時調査委員会の提起した問題を審議し、長期的展望に立つてこれを解決する条件を有しなかつたためである。即ち、

① 内容上は経営学部の増設と関連して、国民教育としての大学教育、その内容としての研究・教育の現代化と共同化の課題を提起したにもか、わらず、その提起が抽象的で具体性を欠いたために、既存各学部における教学内容の再検討と結びついて全学的にこれを具体化するに至らなかつた。従つて理事会の一部に存在した「南進論」(「緑の学園」構想)を最終的に克服することができなかつた。

② 体制上は、旧専務理事制における学内理事は、(1)教学と経営の分離、(2)民主的集団制の欠除のために、教学の充実・改善とそれを保証すべき土地・財政の諸条件を長期的展望に立つて総合的に検討し、これを長期計画まで練り上げるだけの体制を有せず、従つて三十五年度の「五カ年計画」は長期総合計画としての性格を有しなかつた。しかも、学内諸機関の民主的な運営によつて、学内理事の体制やその検討内容を批判的に支えるべき教職員、学生のエネルギーをひき出すことができず、教職員、学生の主体的力量も未だ不足していた。

(2) 以上の反省に立ち、今般の学部移転においては、従来の欠陥を克服して、内容、体制及び条件の三つの側面において次の方向を明確にし、その目的の達成を確実なものにする。

① 新制総合大学のあり方と関連して、国民教育としての大学教育、研究・教育の現代化と総合化、共同化の課題を、全学協議会における確認事項を軸として各学部でさらに積極的に発展させ、その内容の実現を保証すべきものとして施設・設備の条件を設立する。

② 教学の充実・改善を保証すべき条件の設定については、それを長期的展望の中に位置づけ、立地計画、財政計画と関連させつ、これを系統的年次的に実現してゆくために、教学・土地・財政を総合する長期計画として練り上げる。

③ 教学・土地・財政を総合する長期計画の策定とその実施を保証するために、学内体制―中軸としての理事会体制とそれを積極的批判的に支えるべき学内諸機関の民主的体制を確立・強化する。

二、内容

(1) 全学協議会における確認事項、特に一、二回生の教育、プロゼミ(小集団教育)及び一般教育の改善を軸とする教学全般の充実・改善を具体的に発展させる観点から学部移転をとらえ、各学部教授会、二部協議会とくに各学部調査委員会を中心に学内各機関で討議をす、める。

(2) 各学部教授会、二部協議会を中心に学内各機関は、学部移転と関連して、研究・教育・事務の現代化と総合化、共同化のさらに積極的な推進を図る。

(3) 各学部教授会、二部協議会、各学部調査委員会はすでに来年度を目標に開講科目、履修方法、研究体制、勉学体制などの再検討に着手しているが、これを全学的に集約しつ、促進し、成果あらしめる。

(4) 経・営両学部は等持院移転を機会に両学部間における研究・教育の共同化をさらに推進し、それを確保するための体制及び条件をと、のえるよう努力すると、もに、理工学部と共同して隣接領域における研究・教育の諸課題について討議をす、める。

(5) 二部協議会は、学部移転に伴つて生ずる二部教学の諸問題を克服して、二部教学体制を確保し、二部対策要綱をさらに推進するため、二部学生の実態にもとづいて教育内容及び勉学条件の改善を図る。

(6) 「分断」の問題

「分断」の問題には、内容上の「分断」と地理的な「分断」との二つの側面が認められる。この二つの「分断」現象は相互に関連し絡み合つてきた。新たに経・営・理工学部と法・文両学部間に生ずる「分断」の問題は、従来も広小路・等持院両キャンパスの間に存在したが、各学部間、一般教育・専門教育間、各科目・各分野間、教員・学生間、学生相互間にもまた、内容上の「分断」現象が認められる。これらの「分断」現象は今までも教学の充実に伴つて改善されてきたが、その改善は学内各機関において広小路・等持院の地理的「分断」をこえ、各学部の構造的「分断」をこえ研究・教育・事務の各分野でそれぞれ共同の課題を共同で討議することを通じて進められてきたのである。

学部の縦割制は、大学自治の基本的な場として学部自治を保証し、研究・教育の自由を確保する上で決定的な役割を果たしてきたが、専門教育、一般教育、外国語、保健体育等の横割形式と絡み合つて、それら各分野の教学内容を総合的に運営すべき縦割制本来の目的とその機能を發揮せず、むしろ古い意味でのアカデミズムを温存し、研究・教育の現代化と総合化、共同化に消極的影響を与え、従つてまた、一般教育・専門教育間、各科目・各分野間、教員・学生間、学生相互間の内容上の「分断」現象をある程度固定させる作用を及ぼしたことも事実である。

従つて大学協議会及び学内理事は、常に全学的視点から学内諸機関に積極的に問題を提起し、学部自治の原則に立ちつ、それぞれの分野で共同課題の討議を組織することを通じて、等持院・広小路間の地理的「分断」も含め、教学上の「分断」現象を克服することに努力を傾ける。

(7) 各分野における「分断」現象の克服、教育・研究・事務の現代化と総合化、共同化は、各学部教授会における共同討議、とくに共同研究が基礎であり、そこから各学部間、各分野間の共同討議が進展する。このこと、関連して、人文科学・理工学両研究所の運営の再検討を行う。

三、体制

- 理事会は常務理事制とそれを支える三部長制を確立した。このことは、(イ) 常務理事会の設置による学内・学外理事の意志の疏通、理事会運営の向上、(ロ) 学内理事の協議体制と学内諸機関における討議の結合、(ハ) 学部長理事の学部教学運営への積極的関与の可能性をひろげ、全体としての学内体制を強化した。
- (1) 学部移転の問題については、常務理事制の確立によつて、学内理事、大学協議会、教授会（二部協議会）の運営を改善し、それら相互間の討議内容の疏通、アンバランスの克服につとめ、各学部教学の理事会への反映をはかる。
 - (2) 各学部教授会（二部協議会）、各学部調査委員会における教学上の討議は、教学対策会議に集約しつ、これをす、めるが、学内理事、大学協議会はこれらの討議をより積極的に発展させるために、教学対策会議に討議方向を提起し、共同の課題の討議を組織するなかで、各学部にみられるアンバランスを克服し、その解決の全学的な進展を図る。
 - (3) 一般教育連絡協議会、外国語科連絡協議会、保健体育委員会、教職課程委員会等教学上の諸機関を教学対策会議と結びつけることによつて、それらに学園の当面する諸課題と討議の方向を提起するとともに、学部移転に関連して研究・教育に生ずる諸問題についてのそれぞれの討議を集約し、教学全般の再検討を成果あらしめるよう努める。
 - (4) 企画委員会には、長期的な展望に立つて教育との関連における研究体制の諸問題を諮問し、各学部教授会及び教学対策会議の討議を深めることに資する。
 - (5) 教室、実験実習室等の施設・設備については、その利用者たる学部、外連協及び学生部等の意見を聴きつ、その建設をす、める。
 - (6) 研究室の建設については研究室管理委員会に、図書館の建設については図書館委員会に諮り、教授会における討議と結びつきながら、それらの基本的機能の再検討と関連して検討をす、める。
 - (7) 学部移転の過程で過渡的に生ずる諸問題（例、教室・研究室の分離が教

員、学生の関係に及ぼす影響）については、これを克服するために具体的な体制上の措置をとる。

- (8) 学部移転に伴う事務上の諸問題については、研究・教育・事務の現代化と総合化、共同化と関連して、教学上の諸機関におけるその検討と結びつきながら検討をす、めるが、部課長会議（現在、教学事務、総務、財務関係、学生部、図書館の四部門に分れて検討中）を通じて職場の討議を組織し、その意見を反映させつ、これを行う。
 - (9) 学部移転が学生の学習及び生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、学園振興懇談会、五者会談（二部懇談会）、学生部関係諸会議等の運営を強化し、意見の交換、要望の聴取に努める。
- #### 四、条件
- (1) 等持院一拠点への展望
新制総合大学として研究・教育の現代化、総合化、共同化を推進するためには、各学部における研究・教育の総合的運営、共同作業を容易ならしめる条件を設定することが望ましく、経営上も一拠点とすることが有利である。従つて学部移転の策定については、長期的な展望のなかで一拠点を志向し、その諸条件を計画的系統的にと、のえてゆくことに努力を傾ける。
 - ① 研究・教育・事務の基本的な施設は逐次その主力を等持院に移し、最終的にはすべての学部がこれに移ることを志向する。
 - ② 長期に亘る教学・財政の総合的な展望は、それぞれの時期の諸条件の変化を認識しつ、漸次に年次計画に具体化すべきである。従つて、年次計画は等持院一拠点を志向しつ、こ、数年を一応の対象として策定し、その実施のなかで次の年次計画に移る諸条件をと、のえる。
 - ③ 衣笠球場を他に移し、等持院キャンパスを計画的系統的に利用すれば、その教学環境は全学部を収容しても現広小路に比べてすぐれているが、等持院キャンパスは総合大学の敷地として十分とはいえない、とくに正課体育のグラウンドが不足するので、その周辺土地の入手に努力する。
 - (2) 教学の充実・改善を保證すべき条件の整備

① 経済・経営両学部への移転に伴って、等持院キャンパスは三学部となるが、第一段階として、経済・経営両学部及び理工学部の一般教育・外国語使用の教室、理工学部土木工学、化学、機械工学実験実習室、教室に引続いて、研究・教育の必須条件たる研究室、図書館、体育館、学生会館、本部等を建設し、次いで他の学部の教室その他の施設の建設に移り、一拠点への体制をつよめる。

② 計画策定の基準

(イ) 等持院キャンパスの活用は、将来への展望に立つて、十分の空地を残した計画的な建物配置を行う。

(ロ) 従つて、建物用地はできるだけ立体的効率的に利用する。

(ハ) 建物は、機能集中の原則に立つて、教室・研究室・事務室・図書館・学生会館など機能別に建設し、学部別ではなく総合的に使用する方式をとり、研究・教育・事務の現代化・綜合化に資するよう施設・設備をと、のえる。

(ニ) 学部移転に際しては、過渡的な支障にもとづく冗費の支出はできるだけ避けるよう配慮する。

(ホ) 学部移転によつて余裕のできた広小路キャンパスの学舎は、新学部の教室・研究室及び一部法・文両学部及び二部の研究・教育・学生自治活動などの諸施設の整備にあてる。但し、新学部の教室、研究室については、過渡的に広小路に置くのであつて、一拠点への志向に則り、第二段階の建設計画のなかで等持院への移転を図る。

(3) 第一段階計画の建設

(イ) 新校舎の構造は、プロゼミをはじめ外国語、演習等の小集団教育の実施、過大教室授業及び基礎科目的な一般教育科目の分割をふくむ大・中・小教室授業の運用を可能ならしめる教室構成をとり、各階の構成、教室の構造、通路の配置、暖房設備など勉強環境とその条件をと、のえるよう配慮する。

(ロ) 研究室建物は、将来の展望に立つて構想し、各学部間、各学部内における研究の共同化を可能ならしめる構造をとり、研究に適した環境とそ

の条件をと、のえるよう配慮する。大学院の教室、研究室も研究室建物と関連づけてその研究条件の向上をはかる。

(ハ) 図書館及び体育館も将来の展望に立つて構想し、それぞれの教学上の機能における建築構造としての近代性と合理性を保證するよう配慮する。

(ニ) 学生会館は、大学教育における学生自治活動の役割、とくに新制私立大学における小集団教育との関連において教学上の位置づけを行い、その活動様式に資する建築構造を採用する。

(ホ) 学部移転に伴い過渡的に生ずる支障については、これを克服するため具体的な措置を講ずる。

六四三 新学部〔産業社会学部〕増設問題についてのまとめ

〔一九六四（昭三九）・七・一八 大学協議会〕

一、経営学部設置についての総括

経営学部の設置を契機として提起された研究・教育の現代化・総合化、共同化の課題が、二部対策、既存学部の一部を除いて、全学的にとりあげられず、また教学の充実を保證すべき立地計画、財政計画が、長期的な展望に立つた計画性を欠き、既存教学体制の刷新に裏づけられた経営努力も十分実を結ばなかつたのは、次の諸条件のために、全学が新制総合大学としてのあり方を主体的に受けとめることができなかつたためである。

(1) 専務理事制のもとでの学内理事体制における教学・経営の分離、民主的集団性の欠如。

(2) 既存各学部・学科・専攻相互間、一般教育・専門教育相互間、各科目・各分野相互間における「分断」現象、従つてまた、教員・学生間、学生相互間における「分断」現象。

新学部の増設に際しては、以上の反省がきびしく活かされることが必要である。

二、学生数 二万、新学部増設

(一) 学生数 二万

(1) 教学の充実・改善とそれを支えるべき財政との統一として、一学部一学年 学生数六六〇 全学二〇、〇〇〇を置く。

(2) 教学の側面における刷新・充実を欠くときは、学生数二万は無内容な拡大政策に陥る。

(3) 教学と財政との接点は、教学の現代化、総合化による既存教学体制の刷新である。

(二) 新学部増設

(1) 全学学生数二万、一学部一学年六六〇の教学上、財政上の要請を実現

するためには、新学部を増設する。

(2) 新学部増設が拡大政策に陥らないための保証は、教学内容が現代化、総合化の要請に應えるだけではなく、既存教学体制もまた現代化、総合化によつて刷新されることにある。

(3) 既存各学部は新学部増設を自らの教学体制刷新の契機として主体的にとらえることが必要である。

三、既存教学体制の刷新

(一) 既存各学部の教学刷新にとつては、全学協議会の確認事項に小集団教育と一般教育の改善こそその核心であり、それを中心に全教学体系の改善に及ぶことであつて、来年度実施を目標にカリキュラムの再検討を行う。

(二) 教学上の当面の課題は左の通りである。

(1) 学部・学科・専攻における教学内容の現代化、総合化、共同化。保守性、分散性、孤立性の克服。

(2) 一般教育と専門教育との有機的関連、回生別配当。

(3) 一般教育各系列、各科目間の有機的関連、相互の位置づけ。

(4) 専門教育各部門、各科目間の有機的関連、計画的科目配当。

(5) 専門教育及び外国語、保健体育教育との関連における小集団教育の位置づけ、連関性。

(6) 学部、学科、専攻相互間における総合化、共同化。

(7) 各種共同研究の計画的有機的組織化。

(三) 新学部の学問体系は、その学問領域の独自の要請が一般教育の改善を軸とする既存各学部の現代化、総合化の要請と調和し、その刷新、充実に役立つことが必要である。

四、立地計画、財政計画

(一) 新学部の増設、教学の充実を保證すべき教学上の諸条件の設定については、これを衣笠一拠点への展望のなかに位置づけ、新制総合大学としてのあり方を確保する。

(二) 財政計画については、長期的な展望に立ち、資金計画もふくめてこれを確立したが、その一環をなす経営努力は、既存教学体制の刷新によつて、これを裏づける。

五、体制的保证

(一) 新学部設置委員会は、大学協議会を通じて新学部の教学内容及び既存各学部教学体制の刷新について各学部教授会に提起し、その討議を促進するとともに、各学部教授会、各学部調査委員会における討議は、これを教学対策会議に集約し、また、各学部にかえし、その往復運動を通じて各学部における討議のアンバランスを克服するとともに、前進した点を明らかにして、これを各学部の特殊性に活かし、新学部設置委員会における教学内容、設置科目の検討に反映させる。

(二) 理事会は、常務理事制の確立によつて強化したが、各学部における教学体制刷新の討議が、全学的見地に立つて古いアカデミズムの残滓を克服しつつ、教学の現代化・綜合化の観点よりこれを発展させるよう積極的に努力することについて責任を負う。

六四 助手制度の改善策について

〔一九六五（昭四〇）・一・三〇 学内理事〕

I 助手制度の現状と問題点

一、本学の現在の助手は、各学部とも教室助手および大学助手の二つの職種からなっており、制度的には一応統一しているように見えるが、じつさいの運営はそれぞれ学部によってまちまちであり、したがって、助手の職務内容、勤務条件および身分関係は異なっている。今後助手の数は増加するものと予想されるが、このままでは、定員の増加および給与の改善に困難をきたし、研究、教育の上に支障をきたすおそれさえ生じている。助手制度の整備を緊急の課題としてとりあげねばならなくなっている。

二、各学部、ことに自然科学と人文・社会科学と、学部の教育・研究制度にはちがいがあるので、助手制度の運営は画一的におこなうことはできない。しかし、助手の職務内容および人事の系列について、大学として各学部共通の制度を確立し、従来の各学部の歴史的なちがいをできるだけ整理して、統一的な運営を可能にするように努力すべきである。

三、助手制度の現状について企画委員会の答申がのべているところによって現状をまとめてみよう。

本学の法、経済、経営の三学部では助手制度はほぼ共通である。教室助手と大学助手とに分れ、教室助手は大学学部卒業生から採用され、大学助手は大学院修士課程卒業生から採用される。教室助手の仕事は、図書整理、学会誌編集補助、その他共同研究室庶務が主であり、事務職員とともにこれらの事務にあたっている。事実上その仕事を指導しているのは、学部の学会委員および図書委員である。大学助手はほとんどこれらの庶務的な仕事にはたづさわらず、また講義も受けもたず、もっぱら個人的な研究をおこなっている。教室助手から大学助手への昇格はおこなわれない。大学助手は講師への昇格の候補者として採用されるので、規定された期間をへる

と、講師へ昇格している。ただし、最近は大学院博士課程の卒業者を講師に採用する傾向と関連して、大学助手の採用は稀になっている。

四、理工学部の助手の職務は、実験実習・演習の指導補助、卒研指導の補助、教員の研究への協力および研究庶務である。教室助手は学部の仕事、大学助手は大学院の仕事にたづさわる立前であるが、実際上区別はいまいになつてゐる。また教室助手は業績の審査をうけて、大学助手へ昇格しているが、大学助手から講師への昇格はおこなわれていない。

五、文学部の助手の職務は、半実験的な学科における学生の指導補助、教材の作製、卒論指導の補助、教員の研究の補助および研究庶務である。助手は共同研究室に所属し、研究室中心に教育、研究の補助にあつてゐる。教室助手から大学助手への昇格はおこなわれているが、大学助手から講師への昇格には困難がある。

六、現状の問題点は次のように要約される。

1. 助手の職務が各学部の性質に応じてちがつてゐるだけでなく、各学部で任意に助手制度の運営をおこなつており、全学的に共通の基礎がなくなつてゐること。
2. 教室助手と大学助手との職務の区別が名ばかりのものとなり、しかも制度としては区別があるために、助手の職務とそれともなう当然の権利、義務があきらかでなくなり、助手のあいだにその待遇にたいする不満がおこつてゐる学部があること。
3. 各学部の教育、研究体制に即して、教授会は助手の人事をとりあつかうべきであるが、従来の実情は、この点に万全の考慮がはられたとはいえないものがある。やむをえない事情があつたとはいえ、助手の採用、昇格が厳密におこなわれなかつたため混乱を生じてゐる。また共同研究室をつうじての学部長および教授会の助手にたいする指導および職務の管理が組織的におこなわれず、教授と助手とのあいだの個人的関係の形で指導、管理がおこなわれているケースが生じてゐる。
4. 助手にたいする給与および待遇は理事会の責任であるが、上にあげた混乱および不備の結果として、理事会は助手の勤労の実体を全面的に把

握できず、したがつて給与と定員については積極的な政策をもたず、現状維持と多少の消極的な手直しをおこなうことにとどまつてゐる。

II 助手制度の改善案

一、以上のような現在の助手制度は早急に次の諸点について改善しなければならぬ。

1. 助手の職務の内容をあきらかにすること。
 2. 助手の身分系列を確定すること。
 3. 助手の指導およびその業務の管理の方式を定めること。
 4. 以上の三点について、身分はもちろん、職務内容および指導、管理にかんしても、全学的に共通の基礎を確定すること。
- 二、企画委員会は改善方策についての答申のなかで次のように示唆してゐる。
1. 将来の教室助手および大学助手の仕事の内容および職務系列は全学部に通つたものと考えらるべきである。
 2. 将来採用すべき教室助手は職員系列に配置することが望ましい。
 3. 大学助手はがんらい教員系列にあるべきものとするが、場合によつては職員系列への転換もありうるとすることが望ましい。
- 三、この示唆を参考にして今後の助手制度を次のようにすることが適當である。

1. 以下に定める助手制度は全学共通のものとし、この共通の制度のなかで、各学部の教学体制に応じた運営の慣行をつくるようにする。
2. 現在の教室助手、大学助手はこれを一本化して助手とする。助手の身分系列は職員系統とする。
3. 新しく研究助手をおく。研究助手の身分系列は教員系統とする。研究助手には任期をもうける。
4. 職務内容は、助手については、実験・実習指導補助、教材作製、演習・卒研・卒論指導補助、研究補助、図書整理、研究室庶務、学会庶務とする。研究助手については、上記の実験・実習指導補助、教材作製、演習・

卒研・卒論指導補助、研究補助、図書整理、研究室庶務、学会庶務のほか、単独または共同の研究参加とする。もちろんすべての助手がこの全部を画一的におこなうのではなく、学部の実態に応じて、これらの項目は取捨すべきであり、かつ教員および学部事務室所属の職員とともに協力と分業の体制を学部の教学方針にそくしてつくりあげるべきである。

5. 助手、研究助手の採用の選考は教授会がこれにあたる。

6. 研究助手には任期をもうけ、その任期の後には教員に任用することができるものとする。任用は業績により、かつ学外からの教員任用候補者とともに、競争制で公平な選考をおこなうことが望ましい。教員への任用を望まない者には職員系列への転換を認める。

7. 助手が一定の年令に達したのちは、本人の希望および教授会の決定によりこれを事務職員に転換することができる。また、助手が一定の期間在職ののちは、研究助手任用の選考を、学外からの任用希望者とともに受けることができる。

四、助手の定員、勤務条件等については、助手制度の大綱が全学的に承認されたあとで、その考え方もとずいて、具体案がつくられるだろう。しかし、この案によつた場合、助手の地位と勤務条件がどうなるかを説明してみれば、次の通りである。

1. 前述のとおり、助手は系列としては職員系列にぞくするが、その任用と業務の管理は教員に準じておこなう。すなわち教授会を中心にした学部機関がこれにあたる。研究会議のような学部の慣行による機関での地位がどうなるかは、ここで説明する必要はないかもしれないが、助手は教員とともにこれに参加すべきだろう。

2. 助手の勤務条件、助手は職員系列にぞくするので、拘束時間によつて勤務し、これを超過する勤務には、超過勤務手当を支払う。ただ、助手の勤務は直接に教学に関係しており、職務のための研究を必要とする理由から、その職務内容に応じて拘束時間を、一般職員より短くすることができる。

3. 助手の定員は当面、現在各学部の教室助手、大学助手の合計から出発したい。今後、助手の増加に努力するが、その前提として、学部内の学科によるアンバランスを整理しなければならないだろう。

4. 研究助手の定員は、学部教員の定員と関連して、これを考えねばならない。当面、各学部に必ずしも研究助手をおく必要はないかもしれないが、将来の教員養成の必要性から研究助手という制度をおくことを考えるべきであろう。

五、以上が助手制度改善案の要点であるが、これにたいしては、次の二つの点から異論がありうると思われる。(1) 助手を職員系列とすること。

(2) 助手および研究助手の職務内容の可否。この予想される異論を考慮して改善案について若干の説明をつけくわえたい。

六、現在の教室助手および大学助手は教員系列にぞくしている。これを助手に一本化して職員系列とするのは、現在の助手にとつては身分の格下げと受けとられるかもしれない。しかし現在どこの学部でも教室助手が大学助手となり、大学助手が講師となるルートはどこかふさがれている。

これは、教室助手の任用の場合の手続が教員系の人事とちがつて業績審査ではないこと、助手の数が多いこと、それにたいして教員の定員がかぎられていることから避けられない現実の事態である。元来助手は教員と職員との中間的な身分であるが、現在の制度では名目だけ教員系列となっており、かえつて前途の展望がない職種となつているのである。そのため混乱を生じている現実の事態をみとめて、助手の身分を確定しなければならぬ。改革の趣旨は、助手、研究助手、教員の人事関係をはっきり区別し、身分の移動の道を規定しようとするにある。

七、助手、研究助手の職務内容がほとんど重複しているのに、一方は職員系列になり、他は教員系列となるのは不当だと受けとられるかもしれない。また、企画委員会の答申では、教室助手の仕事は研究庶務とされている。

だが、助手の職務はもっと広く考えるべきであり、教員系列と職員系列の仕事に融通性をもたすべきであろう。しかし、教育補助、研究補助の仕事は、学部の体制があれば職員の系列でもおこなうことが十分できるはずで

ある。また、研究助手と、助手とのあいだに職務内容の点であまりにはつきりした差異があるのは、学部のかなに階級性をもちこみ、ことに現在の大学の条件のもとでは、学部の共同体制をつくることを困難にするおそれがあるので好ましくないと考える。この点では教員も同じで、庶務的な仕事から教員がまったく免除されるのは好ましくない。各学部では、教員、研究助手、助手の職務内容について上記のような大筋をうけいれ、学部の教育、研究方針にしたがって、助手のあいだの職務の分担をきめ、教学の向上に有効な共同体制を考えるよう希望する。

八、助手のあいだでは将来教員に進むことを希望して、そのための研究の時間や条件にたいする要望が強い。助手が教員に進むことを希望するのは歓迎すべきであり、できるかぎりそのための道を開かねばならない。しかし、助手の本務が、庶務・教育研究の補助であることを見落としてはならない。それ以外の研究は自己の責任でおこなうべきである。研究助手は、研究者として学部で研究に従事すべき職務をもっている。

したがって他の職務と研究とが両立するような勤務体制が研究助手のために考慮されなければならない。本学では、今まで助手の研究への参加のルールが明確でなかったきらいがある。大学助手の研究、教室助手の研究補助が教員の個人的な判断にもとずいておこなわれ、学部がその実体を把握していないきらいさえもあつた。助手の研究への参加は共同研究室において学部の共同研究にたいしておこなわれることが望ましいが、たとえ全学部の共同研究というのではなく、単独の教員を中心におこなわれる研究への参加であっても、本務としての研究助手の研究参加については、その研究計画が学部あるいは学科として定められており、教授会がその実態を把握していることが必要である。

〔昭和四〇年一月三〇日 第三三三回大学協議会提出〕

助手制度に関する答申

企画委員会は、去る五月九日付で諮問のあつた助手制度について検討を進めてきましたが、ようやくその結論をえましたので、ここに答申いたします。

昭和四十年一月二十二日

企画委員長 星野芳郎
理事 会 殿
大学協議会

助手制度について

一、本学における助手制度の現状と問題点

1. 本学における助手制度は、法・経・営においてはだいたい共通しているが、文学部・理工学部にあつては、他学部と相当に事情を異にしている。各学部には、それぞれ大学助手と教室助手の制度があるが、その構成数については、教学課の作成した資料に見るとおりである。

2. 文学部における大学助手と教室助手との仕事の上での区別は、現在明確なものになっていない。その内容は主として、学生の指導、教材の作成、教員の研究の補助などで、自主的な研究の余裕は一般に少ない。そうした仕事のあいまに自己の研究をすすめるといった状態にある。大学助手は、制度の立て前からすれば、講師以上に昇格可能なはずであるが、実質的にはその仕事の関係上むずかしい。しかし、非常な努力をほらえば可能である。

3. 理工学部における大学助手（修士以上）は大学院関係の仕事に、教室助手（学士）は大学関係の仕事に主としてたずさわる立て前になつていたが、これも、実質上区別があいまになつてきている。仕事の内容は演習、学生実験の指導、教員の研究への協力などであるが、ここでも自主的な研究の余裕は少ない。しかし、教員の研究の協同者として、大半は論文に名をたづねている。したがって、ここでも、あたえられた仕事以上に努力をは

らわなければ、教室助手から大学助手にまではすすみえても、それ以上の昇進はむづかしい。

4. 法・経・営の三学部における大学助手には、文学部や理工学部のような学生や教員に対するサービシ的な業務は、ほとんどない。自主的な研究の余地は十二分にある。また、こうした大学助手が講師以上に昇格することとは、仕事の性質上、原則的に困難はない。しかし、現在のところ、そうした大学助手は採用されなくなっている傾向がある。教室助手は、主として、図書、文献などの整理、それぞれの学会誌の編集の補助などの仕事にしたがって、研究者の必要素はほとんどない。制度上は教員系列にあるが、実質的には職員系列にあるも同然である。

二、 本学における助手制度の改善すべき視点とその方策

1. 現在の助手制度は各学部によって、質的にも量的にもかなり異なっているが、それぞれの学部の歴史の事情や個々の教員の研究方式、教育方式によって、現在のさまざまな助手制度ができあがっていると考えてよい。また、それぞれの助手制度によって、各学部の教育、研究の方式が規定されてしまっていると言っている。したがって、それぞれの学部の教育、研究方針の変動があれば、それぞれの助手制度が変化することは当然で、その人員数がふえるにせよ、へるにせよ、助手制度は原則的には、固定して考えるべきものではない。

2. 法・経・営の三学部においては、かりに全学の文献を整理する文献センターのようなものができたとしても、現在の教育、研究の体制からしても、教室助手を拡大することが必要である。文学部でも教室助手は不足である。理工学部では、四回生の卒業研究をもっている教員には、それぞれ最低大学助手一人をおくことが望ましい。

3. 現在の教室助手の場合は別として、将来採用されるべき教室助手は、その仕事の内容を研究庶務に明確に限定し、職員系列に配置することが望ましい。

4. 大学助手の業務内容は、現状のように、研究庶務、実験指導、卒論指導

補助、研究補助、研究などの範囲にあるものとして、さしつかえない。ただし、教授会の判断により、期限をかぎって、業務内容の重点を研究におくことができるとし、かつ、がんらい教員系列にあるべきものとするが、場合によっては職員系列への転換もありうるということが望ましい。

5. 以上の将来の教室助手および、大学助手の仕事の内容および職務系列は、全学部に通用的なものと考えらるべきである。

6. 現在の教室助手、大学助手に関する人事については、本人の希望をまず尊重して、それぞれの業務内容、職務系列を、個々に考慮することが望ましい。

7. 大学助手は、原則的に各学部の共同研究室ないしは各学科に所属することが望ましい。共同研究室の体制は、各学部それぞれの事情におうじて考えることが望ましい。

8. 大学助手の将来については、各学部の教授会における幹部が責任をとることが望ましい。

〔注・資料四三七「助手制度に関する件」参照〕

六四五 本学の研究体制に関する答申

〔一九六五（昭四〇）・三・三一）企画委員会

企画委員会が理事会及び大学協議会からうけた諮問は次のとおりである。

(1) 研究を促進する体制および方策について（教育との関連において考えられたい）。

(2) とくに助手制度をめぐる諸問題について。

この諮問は、理論的にも実際的にもむずかしいものをふくんでいると、企画委員会はうけとつた。大学における研究とは、大学の中でどのような意義をもつものか、いや、大学とは、そもそも社会の中でどのような存在意義をもつものか。われわれは、このような根本的な問題について、まず検討をこころみざるをえなかつた。この問題について企画委員会がさしあたり到達した見解は、答申の第一章から第三章にわたつて書かれている。

その基本的な理念にもとづいて、われわれは本学での教育一般の問題点、研究一般の問題点を検討し、ついで助手制度、大学院制度、研究所制度、および研究管理・文献管理・図書管理の制度についての現状と問題点の検討をすすめた。こうして、大学の基本的理念に照らし、本学の教育・研究体制の現状をふまえつつ、われわれはそれぞれの項目について、われわれなりのあるべき方向を提起した。これらは答申の第四章から第九章にかけて書かれている。

つけくわえておきたいことは、本学における研究体制に関する答申としては、これでおお、要点的あらましをつくしているとはいえない、ということである。

企画委員会としては、次の二つの問題については検討が及ばなかつたことを明らかにしておきたい。第一は、日本の高等教育制度全体の現状と問題点―特に私学における問題、私学独特の長所・短所および社会的存在意義について。

第二は、各学部ごとに、具体的にどのような人間を送りだすべきか、社会や職場の中でどう生きることを期待すべきかという問題について。

答申の目次は次のようなものである。

総論

第一章 戦後における日本の大学の変貌の意味

第二章 戦後における大学教育のありかた

第三章 戦後における大学の研究のありかた

各論

第四章 本学における教育の問題点とありかた

第五章 本学における研究体制の問題点とありかた

第六章 本学における助手制度の問題点とありかた

第七章 本学における大学院制度の問題点とありかた

第八章 本学における研究所制度の問題点とありかた

第九章 本学における研究管理・文献管理・図書管理制度の問題点とありかた

かた

昭和四十年三月三十一日

理事会

殿

企画委員長 星野芳郎

大学協議会

.....

第一章 戦後における日本の大学の変貌の意味

大学はいうまでもなく高等教育機関であり、高等教育は中等教育とも初等教育とも違つて教育の総仕上げであるから、そこでは自分の力で考え、自分の足でまっすぐに歩け、社会を新しく切りひらいて行けるような人間が養成されるべきものである。

ほんらいならば、あらゆる人間がこのような高等教育をうける権利をもつべきものであるが、現実の社会制度は、客観的にはそのような権利を部分的にしか認めないという形につくられている。文部省の統計によれば、同一年令人口において高等教育機関在学者（大学・専門学校・その他を含む）の占める割合

は、一九四〇年において男子の場合わずかに五・四一%、女子の場合〇・六〇%にすぎなかつた。

しかし戦後は、この状況は、少なくとも数字の上ではかなり改善された。右記の数字は、一九六二年において男子の場合一六・四%、女子の場合四・八一%に上昇している。男子の場合の数字は戦前でいえば、同一年令人口において中等教育機関在学者の占める割合に近くなつてゐる。(注①)

たんに数字の上昇のみならず、大学生の出身階層がひろがつてきたことも、社会の一つの進歩をあらわすと見ることもできよう。上流階級や官公庁・大会社での中間層のみならず、中小企業や中農、さらには労働者階級からの出身者が、大学生のなかほにしたいにその割合をたかめてゐると考えられるが、これは現実の労働や生活という場を基盤として学問を形成しうる可能性が、学生層の中からあらわれつつあるという点で、高等教育のほんらいの目的からしても注目すべき新事態といふべきであらう。

しかし、戦後における大学の変貌の意味には、このような積極面があるだけではない。この積極面のいつそうの発展をはばむいくつかの要因が客観的にも主體的にもあらわれてきていることにも、われわれは注意をはらわなければならない。

まず、日本の高等教育の本格的な発展をはばむ根本的な客観的な要因は、逆説的を言いかたになるが、ことに神武景気以後の日本の独占資本の急激な巨大化、その全国的な支配網の展開、独占資本主義におけるさまざまな形での階層序列の形式にあると考えられる。独占資本主義のなかの階層序列の上部にすすめばすすむほど、地位も生活も安定し、世間の尊敬も得られ、人間的にもりつぱなことであるという風潮が、独占資本の内部からまきおこされ、中間層のかなりの部分が、この風潮にまきこまれてしまつてゐると見るべきであらう。結果として、大会社のサラリーマンになりたいという中間層の願望は、かつてなく強いものになつた。有名大学や有名高校に殺到する受験生の願ひには、大会社のサラリーマンになりたいという要素が少なからず存在すると見てもさしつかへあるまい。

大会社のサラリーマンになること自体はべつに批判されるべきことではない

が、大会社のサラリーマンの大半には(一部のエリートは別として)、自分の力で考え、自分の足でまっすぐに歩け、社会を新しく切り開いて行けるような自由も意欲も能力も要求されるものではない。巨大な機構の中の歯車のひとつママのような仕事を、上部からの指令に応じて、それぞれの階層なりに忠実に果たしうることだけが要求されるものである。ここでは高等教育のほんらいの機能は、はたされるべくもない。現実には、戦後の日本の高等教育の機能は、独占資本主義の急激な巨大化にともない、その階層序列をかためる方向にねじまげられてきていると言つてもさしつかへあるまい。

独占資本主義の支配網の拡大にともなつて、多くの国公立大学や私立大学のあいだでも、したいに序列が確立しつゝある。大学相互の序列は、独占資本を頂点としての各個別資本の序列に対応している。大学のみならず、高等学校や中学校の序列もまた確定しつゝあり、あらゆる学校の誇りや社会評価が、大会社にどれだけサラリーマンを送りこめるかという一点に集中している感さえある。中学においても高校においても、大学においても、今日ほど、教育の理想や理念が語られる機会がなくなつたことはあるまい。(注②)

立命館大学においても、この傾向は年々強くなつてゐると思われる。われわれは、このような流れに断固として棹をさすべきであらう。われわれは、戦後の大学の変化の積極性をいつそう発展させるように努力をはらうべきであらう。しかも、われわれは、この点で、他大学にくらべてよい条件をもつてゐることは注目すべきであらう。授業課の作成した綿密な統計を検討してみると、本学の学生のおそらく三分の一は小企業や零細企業、中農の子弟と思われるが、それだけに、全学的に素朴で積極的で、生活力があるというよい雰囲気を作られている。われわれは、このよい点を評価し、積極的に生かして、寄らば大樹のかげという無気力な大会社のサラリーマンを養成するのではなく、どこにあつても、たくましい生活力を持ち、顔をあげてまっすぐに歩きとおしうような人間を養成することを強く意識すべきであらう。

さて、戦後の大学の変化の積極面をはばむ要因として、見のがすことのできない問題が、主體的側面において今一つ存在している。それは学生の出身階層の大きな変化に対応しての大学側の教学の体制が必ずしもとのえられていな

いということである。たとえば、まず、戦前の大学生の大半は、多少ともインテリ風のエリートとしての家庭の出身者と思われる、したがって家庭内ですでに本にしたしむという空気が作られていたと考えられる。しかし、戦後の学生の出身階層は、そのような場所からはるかにひろがっているから、学生が家庭環境のなかに本にしたしむ空気が、どれだけ存在しているものか、考えさせる点がある。他方、大学の教員の多くは、旧制大学の出身者で、本になれていない空気については、ほとんど知らない経歴をたどつたと見るべきであろう。教員の出身階層と学生の出身階層とのこのずれは、戦後の大学の変化の積極性を制度的に充分に生かしていない一つの重要な原因となつていられると考えられる。(注

③ 立命館大学においても、他大学と同様、大学の講義に対する新入生の違和感はかなり大きく、これが、その後の勉学の意欲を失わせる一つのきつかけとなつている事実がしばしば指摘されている。したがつて、戦後の大学—ことに本学においては、一般教育の占める位置は、非常に大きい。つまり一般教育において、少なくとも自分ですすんで本を読みたいという空気をおこさなければ、専門教育の効果はあがりなく、立命館大学の強みは発揮され難いであろう。われわれは戦後の大学の変化の積極性を評価し、本学の長所を確認すると同時に、他方では、戦後の独占資本主義の本格化にともなう高等教育の意義の喪失の傾向、学生・教員の双方における主体的弱点を直視して、高等教育のほんらいの目的の貫徹に努力をはらうべきであろう。

(注)

① 同一年令人口において高等教育機関在学者の占める割合

	一九二〇	一九四〇	一九五〇	一九六〇
男子	二・三二%	五・四一%	一一・〇六%	一六・四一%
女子	〇・一二%	〇・六〇%	一・一八%	四・八一%

文部省編「わが国の高等教育」二七六頁より

② 一九五五年の実質国民総生産は八兆二三五億円、一九六二年のそれは一

六兆一二七五億円で、この間の日本経済のいちじるしい成長が示されている。この過程での日本の独占資本の膨張ぶりはおどろくべきもので、五五年当時は西欧の資本との格差はかなりあつたが、一九六三年ではたとえば電気機械工業にあつては、日本の日立・東芝より大きな売上額をもつ資本は西欧では二社のみという状態になつた。

これに対応していわゆるホワイト・カラーも激増した。戦前(一九三〇年)では二百万人と推定されていたが、一九五五年では七五四万、六〇年では九五五万、今日ではむろん一千万人をこえているであろう。このホワイト・カラーが独占資本を頂点としての全国的な系列支配網にはめこまれて行くわけで、こうした巨大なピラミッドの少しでも上方にはいあがろうという中間層の願望が、深刻な受験競争の根元というべきものであろう。したがつて、大学や高校や中学のあいだの格差や序列は、この支配網内部の序列をそのままあらわしており、進学指導の強化や五点評価法は、客観的には生徒達をその序列にいかにはめこむかという努力をあらわしているといえよう。また、このような階層序列のきびしさは、企業の側における大学の一部と二部との差別のきびしさとなつても、あらわれている。二部学生こそは何のために大学で学ぶのかという目的意識をよほど明確にしないと、序列のきびしさにただ翻弄される結果となつて、せつかくの努力も、どんな意味でもきわめて効果のうすいものとなつてしまうだろう。

③ 現在の学生に本を読む習慣がとぼしい原因は、出身階層に知的雰囲気がとぼしいということのほか、ちようど、思想の成長期にさしかかつた時期に、受験競争にかりたてられて本を読む機会をうばわれ、大学に入つてからは、レジャーをたのしむためのアルバイトに時間をさかれて、本を読む時間をうばわれているところにもあるといえよう。さらにまた、本を読まないサラリーマンの生活が、四回生から下方にむけて浸透してきているところにも、大きな原因があると考えられる。二部学生にあつては、多くが昼間は職場にあるために、すすんで読書する機会はさらに少ない。二部では小ます講義のような形や、その他さまざまなかたで、教師と学生とのコミュニケーションをより強めることが必要ではないかと思われる。そこで職場での労働を基盤

としての特有の読書指導があれば、なお可であろう。

第二章 戦後における大学教育のありかた

高等教育はいうまでもなく、それぞれ有能な職業人たる資格を学生にあたえるものであるから、そこでは高度の専門教育が必要である。いたずらに空理空論をふりまわすのではなく、職業人としての能力をもつて社会に寄与し、たくましい生活力をもちうる人間を養成しなければ、高等教育としては意味がない。

しかし高等教育はたんなる専門知識を学生にあたえることで終るものではない。専門家として有能な存在であるばかりでなく、自己の職業が社会の中でどのような意味をもち、位置を占めるかをつかみ、そのような広い視野のもとで専門家として新しい分野をきりひらき、よい社会をつくりうる人間を養成することが、ことに高等教育として重要な課題である。高等教育が総合大学の形をとっていることは、この点で大きな意義がある。(注④)

また、高等教育が既成の知識の所有者を養成するのではなく、広い視野のもとに新しい専門分野をきりひらきうる人間を養成すべきものであるならば、既成の知識よりも新しい分野をきりひらきうる方法や論理をあたえることが、より重要な課題といふべきであろう。またそのような活動の社会的意味や価値を自らつかみ、新しい価値を見いだしうる方法や論理をあたえることこそ重要な課題といふべきであろう。

学生に広い視野をあたえ、存在や価値の論理をあたえるという点において、高等教育においては、一般教育の意味がとくに重要視されなければならない。

(注⑤)

一般教育と専門教育とが、それぞれその機能をはたし、たがいに密接に結合し、浸透しあい、かつ各学部間の交流が自由に行われるという点に高等教育の独特の体制の意味があることが改めて確認されるべきであろう。このような体制のもとで、はじめて高等教育の目的は達せられるはずである。

しかし、国際的にもそうであるが、戦後の日本においても例外なく、高等教育のこのような体制が確保されるとはいいがたい。現実には、国公私立を問

わず、一般教育と専門教育とのつながりも、それぞれの機能も充分にはたされてない。これはじつは、根本的には独占資本主義が多数の人間に対して高等教育をあたえる必要を認めておらず、かえって本格的な高等教育の展開を自己にとつて不利としているために他ならないが、このような強大な壁に抵抗して高等教育の体制を守り、発展させようとすることは、客観的にも主体的にも非常な難事だといわなければならないだろう。(注⑥)

さきにも述べたように体制上の矛盾は、とくにまず一般教育に集中してあらわれている。しかも、大学の歴史においても、一般教育こそ高等教育の核心のような存在であり、ここでの矛盾や混乱をどう解決するかが、高等教育の危機を如何にしてのりきるかの最前線となつていくといつても過言ではないであろう。本学において、一昨年来とくに一般教育の矛盾の解決に対して、さまざまの努力がはらわれていることは、高等教育の本質からしても、戦後の日本独占資本主義の支配に対する抵抗の意味からしても大きな意味のあることと言ふべきであろう。

(注)

④ 大学は総合大学であるところに、その大きな意味があるという考え方は十九世紀初めの独のベルリン大学の創立によつて、歴史的に確定したと言われる。ベルリン大学の体制は、哲学者シュライエルマツヘル思想にもとずくとされているが、シュライエルマツヘルは、さまざまの種類の知識があるばかりではなく、知識体(Wissenschaft/学問)なるものがあることを説いた。学問は有機的な統一で、大学が連関を失つた諸部分に分裂することは許されないといふ、彼は主張した。

⑤ 中世のドイツの大学は神学部、法学部、医学部の三学部を擁した総合大学ではあつたが、それは領主や王の権力を強化し、権力を権威づける機能が強かつた。しかし、ベルリン大学以来の近代の大学は、これに学問自身の内的必然性から生まれてきた哲学部が加わることによつて、大学の権力からの独立という意味が強く意識されるようになり、形は同じ総合大学でも、その本質は大きく変つてきたとされている。哲学が諸学問の学問で、諸学問の基礎を明らかにし、有機的統一をはかるという意味で、またそれゆえに権力から

独立して、学問、思想の自由を確保しなければならないという意味で、哲学部こそ、新しい総合大学のかなめであると、シユライエルマツヘルは説いた。

今日の日本の大学の状況のもとで考えれば、一般教育こそ、かつての哲学部の機能をはたすべきものともいえようし、一般教育こそが高等教育を高等教育たらしめるものといえよう。

⑥ 四月一日付の各新聞紙上に報道された大学基準等研究協議会の答申は、一般教育縮小の意図を現わしている。今日の一般教育が一般教育のほんらいの機能をはたしえず、高等教育の矛盾がここに集中していることはたしかだが、この矛盾の解決が困難だからといって、その比重を小さくし、専門科目の基礎教育（せまい意味での）の比重を大きくしようというのは、結局は大学を専門教育化することにほかならない。したがってまた、学問・思想の自由の意義はうすれ、大学の自治が理念的にくずされて行く可能性が生じよう。

第三章 戦後における大学の研究のありかた

高等教育の目的が、広い視野のもとに存在の論理や価値の論理をつかみ、新しい世界をきりひらきうる人間を養成することにあるとすれば、学生は在学中にすでにある程度は自分自身の考えかたを持ち、素朴なものにせよ自分なりの研究をうちだすようではなければならないであろう。このような学生なりの研究を指導する教員は、当然自分自身つねに学問の第一線に立ち新しい分野をきりひらいていなければならないであろう。それでなければ高等教育は不可能なはずである。

他方、高等教育の実をあげるためには教育内容は広い視野をもつた体系的な学問を初歩の段階から確実に教えていかなければならないであろう。学問の第一線に立っていると同時に、このような教育も行うことが必要であるのならば、大学での研究は学問の先端をすべく攻めると同時にそれはまた教員自身の学問を体系化するのに役立つものでなければならぬであろう。大学の教員には、このような型の研究者が主力を占めるべきであろう。このような研究者にあつては、研究と教育との矛盾は原則的にありえないはずである。研究と教育とが

真に統一されてこそ高等教育の高等教育たる所以があるといふべきであろう。

しかし、注意すべきことは、大学でのすべての教員がこのような型の研究者でなければならないとはいえない、ということである。大学での教育や研究において、まず重要なものは、現実の課題の解決に直接間接に有効な体系的な教育であり、研究であり、したがって権威のある概論、通論、原論のようなものが教学の中心に座すべきであるにしても、他方その周辺には各論、さらには特殊研究が展開して、全体として各学部特有の学問の体系や教育の体系がつけられなければならないのである。逆にいえば、このような各論や特殊研究にさええられて、概論的な教育や研究が可能だといえよう。

しかし、現実にはこれらの教科の体系は、一般に必ずしも完全ではない。ことに日本では（本学においても例外ではない）特殊研究が必要以上に多すぎ、しかもこれこそが大学での研究の本道だという空気さえ一部にある。特殊研究は教学の体系において欠くべからざるものにちがいないが、大学での研究ないしは教育の主流ではなく、ほんらいならば、大学とは別の独立研究機関で自由に行われるべきものである。学部の教学体系において、もし、これらの特殊研究の比重が大ききものであれば、学部全体の体系的な研究も教育も困難であり、高等教育は高等教育としての機能をはたしえないであろう。（注⑦）

大学における特殊研究の位置を過大に評価する傾向がある一方、戦後の高等教育の水準の低下にともない、このような特殊研究の存在意義はしだいにうすくなりつつある。しかし、われわれが真に高等教育を守り、発展させようとするならば、われわれはそれらの特殊研究を適切に位置づけつつそのような否定から守らなければならないであろう。

立命館大学においては、これとは逆に真に高等教育を守るべく、教学の現代化、総合化の必要が指摘されているが、それがしばしば特殊研究の否定を意味するような誤解を生じる場合がある。現代化、総合化は、概論や各論や特殊研究が構成する学部全体の教学の体系について言われるべきことで、教学全体の現代化、総合化のためには、特殊研究も、また展開して、適切な位置を占めなければならないのである。

(注)

⑦ 学者にはさまざまなタイプがある。ごくせまい特殊のテーマを一生こつこつと地道に研究する型、学問全体の発展にとつてとくに重要なテーマを鋭敏な嗅覚で感じとり、つぎつぎとこなして行く型の学者も存在する。いずれも学問全体の発展にとつて欠くべからざる存在だが、このような研究方法は、一般に教育の現場からきりはなした方がやりやすい。この型の研究者が教育と研究との矛盾を強く意識することは当然である。十九世紀末ドイツ資本主義は、資本主義としても教育や企業に拘束されない自由な研究の必要性を認識して、カイゼル・ヴィルヘルム・ゲゼルシャフトを設立し、この傘下に多数の独立研究機関を置き、右のような型の研究者は、これらの機関に吸収した。日本ではこのような研究機関が数少ないために、もともと独立研究機関に行くはずの研究者が大学に職をもとめて入ってきているために、教育と研究との矛盾がよけいにするべく現われているといえよう。

第四章 本学における教育の問題点とありかた

高等教育の本質が以上のようなものであり、そのほんらいの機能が、戦後の客観的な政治経済条件や主体的な教員や学生の条件によつて、貫徹しがたくなつている事態は以上に述べたとおりである。これらの困難な事態は、現代の社会制度の根本的な改革や教育制度の全面的な検討をぬきにしては、基本的に解決しえない性質のものである。しかし、われわれとしては、基本的な解決の時間がやってくるまで、手をこまねいて傍観しているわけにはいくまい。人間像をゆがめる困難な条件があればあるほど、現実の困難にうちひしがれず、昂然と面を未来にむけ、社会の進歩をめざしうる人間像を生みだす高等教育のありかたが追究されなければならないであろう。

さしあたり何よりもまず重視されねばならないものは、受験勉強本位に歪曲され、一部ではほんらいの教育としての機能を喪失しているとさえみられる高校教育に接続した一般教育のありかたであろう。

一九六三年から六四年にかけての全学協議会で、学生、大学の双方から一般

教育のありかたが、中心的な問題として提起されたのは、当然といふべきであろう。まず、一般教育の内容については、具体的には、一般教育研究センターの研究成果とその慎重な検討の結果をまっぴかはないが、一般的には、一般教育は語学もふくめて、人間いかに生きるべきかということ、正面から語る要素がなければならないだろう。人間の人間としての生き方や、人間の未来に対して、その講義がどういう意味をもつかを、明らかにしなければならないだろう。新設されたプロゼミにのみそういう任務を負わせる傾向がないとはいえないが、プロゼミだけで一般教育の強化ができるものではないことは明らかである。

一般教育の制度的なありかたについては、すでに第二期企画委員会において答申されているが、さらに次のような配慮が要請されよう。(注⑧)

- (1) 一般教育が専門科目の直接的な準備や高校教育との中間過程的なものとなり、性格がいまいのまま、画一的で、しかもばらばらになりがちになつている状態が改められねばならない。
- (2) 一般教育はそれ自体高等教育として、専門教育にたいして広い視野を養うという点に重点がおかれるべきであり、そのかぎりで専門科目の基礎教育となる。

(3) 一般教育は、右のような基本的認識にもとづき、一般教育科目相互の有機的関連(総合化)を重んじながら、学生の発達段階に応じて内容を豊富化する条件をととのえ、それ自体まとまった教育課程としての役割を發揮させることが望ましい。

学生の発達段階に応じて、広い視野を養うという視点からすれば、一般教育の教科配当を一・二回生に限ることなく、積極的に三・四回生に配当することを考え、それに応じて教科内容を系統だて豊富化すべきであろう。したがつてまた、同じ名称の科目であつても、各学部によつて回生配当が異なることはありうるわけだし、また専門科目と区別された広い視野を養うという一般教育の趣旨を逸脱せぬ限りで、その内容が異なることもありうるであろう。この点では、とくに法文系における自然科学系の講義、理工系における人文科学系の講義内容などが、講義科目全体の体系とにらみあわせて検討、充実される必要があり、あわせて、その回生配当が慎重に再考慮されねばならないだろう。

現在の一般教育における過大講義は、原則的には分割により解消されること
が望ましいが、これを広く適用することは困難が多く、技術的にも問題がある。
しかし、高校教育の現状と新制大学一回生の発達段階を直視し、一回生では、
第一・第二外国語、プロゼミ、体育を同一クラス、ひきつづき二回生では英語、
外書を同一クラスとすることも考えられよう。とくに一回生の横断クラス制に
よる教科上ならびに学生生活上の改善効果を期待できよう。

なお、一般教育の効果をさらにあげる意味で、土曜講座を強化したり、各学
部に一般教養特講のような自由な教養科目を設置することも考えられる。(注
⑨)

一般教育が、一・二回生に固定化されるべきでないと同様に、専門教育もま
た、たんに大学後期の課程として切離すべきではなからう。四年間を通じて一
般教育と相補いながら、大学教育の軸となるべきものとしてとらえ、教科シス
テムの縦深をふかめつ、段階を追って専門的素養を身につけさせる事が望ま
しい。具体的には、専門科目を基礎的なもの、展開的なもの、特殊なものとい
うようにわけ、順次配当し、系統的な履修ができるよう配慮されるべきであ
らう。たとえば、法文系の場合、基礎的なものは必修的要素を加味したうえで
一・二回生におき、展開的・特殊的な科目は選択の中を広め、三・四回生にお
くことが一般的には考えられよう。

次に講義内容についてであるが、現実的な意義をもつ概論や通論の講義にあ
つては、個々の教員の独自の自由な立場にもとづいて、その内容が展開される
べきであろうが、それにしても、なんらかの標準がそこになければならぬこ
とは当然である。アメリカの大学では、そのような標準教科書が存在している。
しかし、講義内容を重視するあまり、上から画一的にそうしたものを持
ちこむことは誤りである。人により、講義により、環境条件により、標準教科
書が必要な場合もあれば、それぞれ独自のプリントの必要な場合もあり、いず
れも不要の場合もある。いづれにしても、まず、教員の自主的な立場を尊重し、
学生の要求を考慮に入れ、学部の教学体系の正しいありかたを考慮して、討論
と実践との過程で講義内容をつくりあげなければならぬ。さらにまた、講義
の標準化にこだわりすぎて、講義内容を固定化してしまうことは、高等教育の

本質から言つて必ずしも好ましいことではない。高等教育は中等教育とも初等
教育ともちがつて、教育の総仕上げであるから、そこでは自分の力で考え、自
分の足でまっすぐに歩けるような人間をつくるべきものである。講義はそれ自
身きわめて基礎的な段階から体系化して行く必要があると同時に、学問の最先
端にまで及んでいるものでなければならず、その意味では、標準化に名を借り
ての講義内容の固定化は望ましくない。

一般教育と専門教育との間には、その性格規定において明確な区別がたてら
れるべきであろう。しかし、両者は本質的には現代の高等教育として統一され
ていなければならない。すなわち、専門教育自身もまたそこから人間の生きか
たが自然ににじみ出るようなものでなければならず、専門的な学問自体がその
ような学風をもつべきであろう。そして、大学における研究もまたこのような
教育を前提にして考えられなければならないだろう。(注⑩)

(注)

⑧ 一般教育では、自然や社会の基本的な構造、その発展法則、人間の諸活
動の基本的な意味などを語ることがその本筋であろう。つまりは、存在の
論理や価値の論理を展開すべき場所であろう。しかし現在の状況のもとで
このような講義を従来どおりアカデミックに行つたら、学生はいちじるし
い違和感におそわれてしまうだろう。学生の周囲の日常の問題から説きお
こして存在や価値の根本にまでひつぱつていくような講義でなければ、一
般教育は一般教育としての機能をはたしえまい。ここにも現在の一般教育
の困難がある。二部の場合はおさざらである。

⑨ 旧制高校の時代には、どういふ本を読むべきかという伝統が生徒のなか
にあつた。

戦後はこの伝統がくずれてしまつてゐる。学生時代に読んでおくべき本
のリスト、その簡単な解説や読み方などを小さなパンフレットに編集して
入学生に配布しプロゼミでときどき指導するというのも、学生が進んで本
を読むようになるための一方法であろう。読書指導の効果をさらにあげる
ためには、学生相互のコミュニケーション、学生と教師とのコミュニケーション
の機会が多くなければならない。このためには、プロゼミから、ゼ

ミナルに至るまでの小クラス制をなんらかの形で一貫させることが必要である。小集団教育のすじさえ通つていれば、他方での大教室での講義も決して悪いものではあるまい。

⑩ 二部における専門教育は、二部学生の多くがすでに職場で労働しているという理由により高等教育の本すじは変らないとしても、一部のそれとは講義体系にも内容にも変化があるべきである。第一期企画委員会が立案した二部教育改革案はその点で当を得たものと思われる。

第五章 本学における研究体制の問題点とありかた

高等教育が、各学部ごとに概論風の科目を中心として、その周囲に各論や特殊研究が展開されるという形で体系づけられるとすれば、さしあたりまず原則的に研究者相互のなんらかの形で討論が必要であり、さまざまな意味での共同研究が必至である。

大学の研究体制としては、個人研究よりも、このような共同研究に重点をおくことが望ましい。大学においてもことあることに共同研究の重要性が指摘されている。そのこと自体当然でもあり正しくもあるが、「現代化」「総合化」と同様「共同研究」の内容も、どうかすると固定的にうけとられ、誤解される傾向がないでもない。この点は強く警戒されるべきであろう。

共同研究といつても、さまざまなタイプがあり段階がある。特定のテーマに集中せず、それぞれの研究内容をサロニックに話しあう形、研究対象は同じであっても、それに立ちむかう角度にも統一のない形、研究対象も方法も統一されてほとんど完全な意味での共同論文がつくられる形、特定のテーマを追つてある期間研究を行い結論が出れば、それでチームは解散してしまう形、あるいはほとんど恒久的定期的な討論を行いつつ、しだいに大きな体系をまとめて行く形など、さまざまなものがある。共同研究といつた場合、これらのありとあらゆる形態を念頭にしておくことが必要である。共同研究の場合、ことに全学的な文献センター及び複写センターが必要であり、それとつながる各学部の共同研究室、それをささえる個人研究室が必要であり、これら相互の

有効な関係を検討することが必要である。また共同研究は学内だけで行われな場合が多いから、遠方の研究機関や大学、学会などへの出張、あるいは長距離電話による討論のための財政措置なども必要である。(注⑪)

本学においては、原則として各学部とも研究支出はゼロであるが、個人研究をもふくめて、研究支出はやはり必要である。そのさい、各学部、学科にわたる共同研究の助成については、人文科学研究所ないしは理工学研究所の各委員会が責任を持つことが望ましい。また各学部内の共同研究や個人研究の助成についてはそれぞれの教授会が責任をもつことが望ましい。かつ、助成対象の研究成果については毎年、中間的なものであつても、各責任機関に報告することが望ましい。もつとも、共同研究や個人研究の意義が明確になり、研究施設や研究支出が裏づけられたとしても、それだけで、本学の研究が盛んとなり、本学の高等教育が強化されるわけのものではない。本学のなかに、いかにして全面的に研究意欲を生じさせ、わきたたせるかということが最後の決定的な問題である。これについての検討がなお必要である。(注⑫)

(注)

⑪ 研究支出が必要なのは明らかであるが、学会や研究会での研究者相互のコミュニケーションの機会が多くなければ、研究支出の効果はあがりがない。実際には学会出張費や長距離電話の費用の増大の方が、新たな研究支出よりも効果があるかもしれない。

⑫ 研究のための物質的条件がどんなにそろつても、それでただちに研究成果が上るものではない。教員の研究意欲がいつもわきたつていような雰囲気をおこすことの方が、じつは先決である。本学では各学部とも教員の役職がきわめて多く、その会議によつて、研究時間がうばわれ、研究意欲がそがれる場合も少なくない。さまざまな委員会を整理するとか、委員の数を減らすことが、もつと検討されてよいであろう。また、さまざまな委員会そのものが、たんなる事務的な内容におわつていたり、かけひきのようなものになつてしまう傾向も一部にあるが、委員会の内容が、このようなものであれば、それはますます研究と矛盾する。会議の内容が大学の教員にふさわしいような本質論をふまえた実質論であり、意欲的なものであ

れば、それはかえつて、研究のためによい刺激をあたえるはずとも考えられる。

第六章 本学における助手制度の問題点とありかた

共同研究の体制を問題にするにあつては、当然助手制度について検討することが必要となる。第一線の助手の協力や研究がなければ教員自身の研究も教育も成り立たず、高等教育は成り立たない。しかしそれにもかかわらず、どの大学にあつてもそうだが、本学においても例外なく、助手制度は多くの問題をかかえている。本学における助手制度は、法、経、営においてはだいたい共通しているが、文学部、理工学部にあつては他大学と相当に事情を異にしている。各学部にはそれぞれ大学助手と教室助手の制度があるが、その構成数については、教學課の作成した資料に見るとおりである。(注¹³)

文学部における大学助手と教室助手との仕事の上での区別は現在明確なものになつていない。その内容は主として学生の指導、教材の作成、教員の研究補助などで、自主的な研究の余裕は一般に少ない。そうした仕事のあい間に自己の研究をすすめるといつた状態にある。大学助手は制度の立て前からすれば、講師以上に昇格可能なはずであるが、実質的には、その仕事の関係上むずかしい。しかし、非常な努力をばらえば可能である。

理工学部における大学助手(修士以上)は大学院関係の仕事に、教室助手(学士)は大学関係の仕事に主としてたずさわる立て前になつていたが、これも実質上区別があいまいになつてきている。仕事の内容は演習、学生実験の指導、教員の研究への協力などであるが、ここでも自主的な研究の余裕は少ない。しかし、教員の研究の協同者として、大半は論文に名をつらねている。したがつて、ここでもあたえられた仕事以上に努力をばらわなければ、教室助手から大学助手まではすすみえても、それ以上の昇進はむづかしい。

法、経、営の三学部における大学助手には、文学部や理工学部でのような学生や教員に対するサービシ的な業務はほとんどない。自主的な研究の余地は十二分にある。またこうした大学助手が講師以上に昇格することは仕事の性質上、

原則的に困難はない。しかし、現在のところ、そうした大学助手は採用されなくなつてきている傾向がある。教室助手は主として、図書文献などの整理、それぞれの学会誌の編集の補助などの仕事にしたがつていて研究者的な要素はほとんどない。制度上は教員系列にあるが、実質的には職員系列にあるのも同然である。

現在の助手制度は各学部によつて質的にも量的にもかなり異なつていて、それぞれの学部の歴史的事情や個々の教員の研究方式、教育方式によつて、現在のさまざまな助手制度ができあがつていると考へてよい。またそれぞれの助手制度によつて各学部の教育、研究の方式が規定されてしまつていゝと言つていい。したがつて、それぞれの学部の教育、研究方針の変動があれば、それぞれの助手制度が変化することは当然で、その人員がふえるにせよへるにせよ助手制度は原則的には固定して考へるべきものではない。

法、経、営の三学部においては、かりに全学の文献を整理する文献センターのようなものができたとしても、現在の教育、研究の体制からしても教室助手を拡大することが必要である。文学部でも教室助手は不足である。理工学部では、四回生の卒業研究をもつていて教員にはそれぞれ最低大学助手一人おくことが望ましい。現在の教室助手の場合は別として将来採用されるべき教室助手は、その仕事の内容を研究庶務に明確に限定し、職員系列に配置することが望ましい。大学助手の業務内容は現状のように研究庶務、実験指導、卒論指導補助、研究補助、研究などの範囲にあるものとして、さしつかえない。ただし教授会の判断により期限をかぎつて業務内容の重点を研究におくことができるし、かつ、がんらい教員系列にあるべきものとするが場合によつては職員系列への転換もありうるということが望ましい。以上の将来の教室助手および大学助手の仕事の内容および職務系列は、全学共通のものと考へるべきである。

現在の教室助手、大学助手に関する人事については、本人の希望をまず尊重して、それぞれの業務内容、職務系列を個々に考へることが望ましい。(注¹⁴)

大学助手は原則的に各学部の共同研究室ないしは各学科に所属することが望ましい。

共同研究室の体制は、各学部それぞれの事情において考えることが望ましい。大学助手の将来については、各学部の教授会における幹部が責任をとることが望ましい。また一般に各学部において教室助手や大学助手は、それぞれの職場に孤立した状態におかれやすく、助手相互のコミュニケーションさえ行われたい場合が少なくない。この状態はなんらかの形で打破し、助手の視野をひろげ学問的、人間的成長をいつそう高めることが必要である。

(注)

⑬ 本学の各学部における助手の配置状況は次のとおり

	大学助手	教室助手
法学部	一	一
経済学部	○	一
経営学部	○	一
文学部	六	二
理工学部	一五	二三

(一九六五年三月二日現在)

⑭ 今後新しく採用すべき教室助手を職員系列においては、後でふれるように、教室助手の職能を研究管理、図書管理、文獻管理の系列にもとめたからにはかならない。

身分的に大学助手の低位にあるのではなく職能的に大学助手とは別だということを明らかにしたかつためである。

第七章 本学における大学院制度の問題点とありかた

共同研究の体制をくむにあたって、次に注目すべきは、大学院の制度である。大学院学生は、高等教育を終えた後、さらに勉学をつづけ、他方では部分的に研究の第一線に参加すべきものであるから、指導する教員にとつては、自己の研究と大学院学生に対する教育との統一は、いよいよ可能であり、したがって

大学院学生の研究体制へのくみこみは、一般に可能のはずと言えよう。しかし、日本の戦後の大学院制度には、国立、公立、私立を問わず、どの大学においても多くの矛盾と問題が山積しており本学においても、助手制度に劣らず難問がかさなっている。(注⑮)

大学院と研究体制との関係を検討するにあたっては、まず学生の大学院に対する期待を見なければならぬが、それは要約すれば、次のように考えられる。研究者への道を進もうとして、大学院に進学する学生の数は少なくないと思われるが、現実の大学院制度のもとでは、大学院は、結果的には就職のための一つの迂回コースともなっている。理工学部では学士ではなく修士をほしいという求人があり、それを期待して勉学をつづける者も多い。文学部においても教師に就職するまでに今少し勉強をしておこうという形がみられる。経済学部でも、事務職につくまでの勉強の期間というところがあるが、理工学部の場合と異り、法学部や経済学部においては、企業、官庁などの求人が乏しく、むしろ大学院の課程終了者は学士課程終了者よりも就職が不利であることが多い。全体としては、とくに将来研究機関に進みうるとか、本学の教員として残りうる学生は少ない。研究意欲の強い学生が他の大学の大学院を受験するという傾向も理工学部などにみられる。(注⑯)

学生の指導体制についていうと、まず修士課程にあつては、理工学部をのぞいては、形式的にも実質的にも指導教員制はとられていない。理工学部では、それぞれの指導教員に配属され、実験のオペレーションや計算、学生実験の手伝いなどをふくんだ作業に従事する一方、テーマをあたえられて修士論文をまとめる形がとられている。文学部の一部では、学生の研究会に大学院学生が出席するという慣例があり、また一部の教員の主宰する研究会に恒常的に出席して、調査などの手伝いをするという場合があるが、学生にその意志がなければほとんど自由放任の状態となる。法学部や経済学部ではだいたいに自由放任の状態である。ただし修士論文の作成の過程では、文学部、法学部、経済学部とも教員が個人的に指導する場合が生じている。博士課程では、文学部、法学部、経済学部とも、学生が特定の教員に師事するという形で、実質的に指導教員が生じている。教員の共同研究体制にくみこまれていた場合もある。

(注17)

大学院学生の就職先の不安定さは、とくに法学部や経済学部では事実である。それを考慮して大学院への入学数を少数にしぼることは、現実的にやむをえないと考えられる。また、個々の教員がある学生の将来を保證できると考えた場合、その教員の推せんによる入学もあつてよいのではないか。いずれにしても大学院学生の研究体制へのくみこみは、学生の就職と密接にからむことはさけられないと思われる。さらに、大学院は、高等教育をさらに高度に仕あげるものであるから、修士課程においても、形式はともかく、実質的には何らかの指導教員制が必要である。博士課程においては、形式的にも指導教員制がとられなければならない。(注18)

(注)

⑮ 本学における大学院学生の在籍数(昭和三九年度)は、修士課程の場合で合計二〇三名、うち法学部二名、経済学部三三名、文学部一一一名、理工学部四五名である。また、博士課程の場合は、合計八名、うち法学部二名、経済学部二名、文学部四名である。

⑯ 現状のもとであつても、すぐれた素質をもつ学生が大学院へ進みうる条件を改善すること、また、そういう大学院学生を研究体制にくりこむことは考慮されてよい。本学の教員の補充に資するものとしては特別研究生制度を活用し、また、とくに特別研究生には、学部ゼミへの出席や、ある程度の研究庶務などを義務づけることも一つの方法であろう。また、理工学部における学部学生のための実験実習に対する助手不足の現状を打開するために、若干の私立大学および外国の大学において行われているパートタイムの実験助手を大学院学生のうちから採用する制度を本学において考えてみるのも一案である。これは経済的な面で大学院学生を援助するだけでなく、学部学生と大学院学生間の結びつきを緊密にする教育的効果もあり、教員にとつても研究体制の改善に役立つ面が多いものと思われる。

⑰ 歴史的には、理工学部における大学院に対する考え方には、いくらかの変化があつた。最初大学院工学研究科として発足したときには、大学院は、学部と全く別なものとして考えられていて、特定の教授のみが研究指導を担当

することになつていた。後に理工学研究科となつて全学科に修士課程が設置されてからは、大学院と学部は一体であるとする考えかたが強くなり、各学科のほとんどすべての教授が研究指導を担当し、助教教授も大学院の講義を受け持っている。また大学院における指導教員制も学部の卒業研究の延長として自然に採用された。学部の卒業研究のゼミに大学院学生が出席することを義務づけている場合もある。大学院学生の研究テーマも教員のその一部のがある場合もあり、したがつて学会への発表も教員との連名で行われているものと思われる。また、学部のゼミに出席させることは、理工学部ではかなり行われているが、他の学部においても考えられてよい。

⑱ 指導教員制も、ときとしては一種の徒弟的關係を生み出すおそれがないわけではないし、また修士コースに入学した当初においては、専攻しようとするテーマにしたがつて誰の指導をうけたらよいかはまだ定まらない場合もある。複数の教員による指導が効果があがることもある。しかし、いろいろな点を総合して考えると、やはり何らかの意味での指導教員制が修士課程にも必要である。ただ全学に画一的な制度をつくるのではなく、各学部、各学科の事情に応じたそれを行うべきであろう。なお、指導教員制をとると怠惰な学生は課程の中途でふるい落とされてしまう結果も出てくるが、むしろそれでよいのではないか。

第八章 本学における研究所制度の問題点とありかた

大学における研究は、教育ときりはなすことはできない。しかしあらゆる研究が、教育と統一に行われなければならない理由はなく、教育と直接にはつながらぬ研究のための場所が社会に存在すべきことはいうまでもない。大学とは別の独立研究機関、あるいは大学付置の研究機関はほんらいそのような場所である。大学の教員にあつてもある期間、教育の場からはなれて研究に専心する機会はあるべきで、それはほんらい研究と教育との統一をいつそう効果的にするはずのものである。本学においても、内地留学や外地留学の制度が教員に

対してこのような機会を提供しており、また、付置研究所として、人文科学研究所、理工学研究所が存在している。しかし、後者は、国立大学における付置研究所とは、多分にその性格を異にしている。本学の研究体制を検討するにあつては、これら研究所の機能や可能性を検討することが必要である。(注⑱)

人文科学研究所は、各学部を横断する共同研究の管理にあたり、それを基盤として文部省の研究助成を仲介し、人文科学研究所紀要や外国文学研究などの刊行に当っており、人文科学関係の研究の振興のために重要な役割をはたしてきている。また土曜講座やテレビ大学などの企画や運営も行つていて、一般市民に対する啓蒙活動なども着実に進んできている。これらの成果は十分に評価されるべきである。

人文科学研究所が現状の人員、組織のまま、これまでの成果よりさらに前進して、本学の研究そのものに直接寄与することは困難である。従来専任所員は一名存在したが、実際には研究管理に追われていて研究所独自の研究体制をつくりあげることがむずかしい。現状を多少でも改善しようとするならば、むしろそれにかわつて、研究管理の専門家を配置することが必要であろう。また、この研究管理の業務を円滑にするためにも、各共同研究のグループの責任者を明確にし、その責任の範囲を明らかにすることが必要である。(注⑳)

現状のもとでも、各学部の研究体制とにらみあわせて、人文科学研究所独自の研究計画をたて、運営して行ける可能性はないわけではない。恒久的な専任所員をおくよりも、各学部から内地留学に準じた形で、一年あるいは、二年と期間をかぎつた研究員を派遣する方策のほうが得策と考えられる。研究員は研究所の研究計画にしたがつて必要とあれば共同研究を組織し、在任中に業績をまとめることができよう。このさい研究員が学部における講義を少時間もつ場合があつても差支えないであろう。(注㉑)

理工学研究所は、各学科の共同利用の実験設備や図書を所有し、理工学研究所紀要を発行して理工学部全体の研究に寄与している。理工学研究所の、これまでの共同利用の実験設備と図書は、二、三の限られた部門に重点がおかれて整備されてきた。共同利用という点からみて、理工学研究所が未だ充分に利用されているとはいえない。しかし最近では電子計算機について理工学研究

所が独自の研究計画をたてて、理工学部内の共同研究についての新しい行きかたを示しはじめている。

理工学研究所の従来の機能をさらに高めるには、各科に散在している設備のうち、必要と認められるものを一ヶ所に集中し、共同の討議の場をつくること望ましい。内地留学者を向うさせようとするような場所をつくることも必要であろう。理工学研究所の機能を高めるためには、たとえば、研究所専用の建物または部屋を若干確保し、図書、資料、実験設備の利用を便利のようにし、出来れば専任の教室助手をおいてそれらの管理を専門に行うのが望ましい。また人文科学研究所の場合と同様に、場合によつては事務職員を配置することも必要である。

(注)

⑱ 注⑦ に述べたような理由で、本来ならば、本学にも研究のみに専念する研究員を配置する付置研究機関をおきたいところである。しかし、今日の私学の財政状態では、おそらくそれは容易ではあるまい。われわれは現在の私学の状況のなかで、まずさしあたり可能な独特の研究機関のありかたを検討することが必要である。

⑳ 産業社会学部の新設による人事移動にもなつて、人文科学研究所での研究管理そのものも充分には行いにくい状態が生じてきている。人文科学研究所や理工学研究所のありかたは、今改めて深く検討すべきものと思われる。

㉑ 各学部からどのような基準で、どのようにして、一定期間、教員の研究所出向を実現させるかということは、内地留学ともからんでくるので、技術的にはむずかしい問題も生じよう。しかし内地留学とちがつて、どこまでも研究所自体の長期研究計画にかなつたテーマをもつ教員について出向を認め、その研究員が直接の責任者となつて、共同研究をおすすめるような体制がとられるという点で、内地留学とは異質の研究体制となる。研究所出向は半年ではなく、少なくとも一年あるいは二年とすると、学部の教学の体制にひびくとも考えられるが、内地留学とちがつてそのさい週四時間ぐらいの講義をもつようにすれば、学部への影響の仕方はかくなるだろう。どちらにしても研究所出向の権利と内地留学の権利とは、同等なものとして処理できる

可能性はありえよう。なお、立命館高校や中学で研究テーマをもっている教員に対しても出向の権利を認めるべきであるが、現実の授業時間を考えると、困難も生じよう。しかし、大学としては少なくとも制度としてそのような機会をもうけておくことは必要である。

第九章 本学における研究管理、文献管理、図書管理 制度の問題点とありかた

研究体制の整備にあたっては、一般に研究管理や文献管理、図書管理の体制の確立が必要であり、これがなければ共同研究などは成り立たないことはいうまでもない。研究計画そのものは研究者が立案しようが、これにしたがつて管理の体制を組織し、事務化する専門的な業務の分野があり、その事務担当者を計画的に養成し、配置されなければならない。有能な管理者は有能な研究者に劣らず貴重な存在である。しかし、本学においては、そうした考慮は必ずしも充分に払われているとはいえない。本学の研究体制を検討するにあたっては、この点についての対策もまた必要である。

各学部での研究管理、文献管理、図書管理に関する事務は、各学部によつてそれぞれ事情を異にするにしても、大学助手や教室助手が（学部によつては事務職員とともに）これにあたっている。これらの管理に関する事務は、研究や教育そのものにくらべて、次元の異つたものであるが、これにあたっている助手は教員系列におかれていて、例外のものを除いては、その最下位にあるにすぎない、とみられているのが実状である。

各学部での文献管理や図書管理と、図書館のそれとの交流は、必ずしも充分でない。各学部での管理は主として教員の研究のために行われている。図書館での管理は、図書館所属図書の管理については主として、学生の勉学のために行われ、目録の管理については教員の研究、学生の勉学いづれをも対象としている。しかし、それにもかかわらず、図書館の業務はもっぱら学生の勉学を対象としているかのようにみられ、各学部での図書管理と図書館でのそれとが別々

のものとして切りはなされる傾向がある。(注②)

各学部における文献管理は、事務担当者の不足のために、決して充分には行われていない。この解決のためには、全学的に集中し統一した文献センターを設けることが考えられる。そこで、全学のあらゆる文献の所在がわかり、その内容も検討が付き、さらに必要があれば、複写もつけとれるような便宜があるならば、研究上、教育上きわめて有効と考えられる。(注③)

専任職員のない理工学研究所ではもとより、専任職員が配置されている人文科学研究所でも、共同研究や文部省の研究助成、土曜講座、テレビ大学講座等を管理し、組織する事務を責任をもつて行いうる事務体制は必ずしも確立されていない。

企画委員会 で想定している教室助手(事務職員系列)および人文科学研究所、理工学研究所に想定される研究管理、文献センターに想定される文献管理、図書館での図書管理等に関する事務担当者のそれぞれの業務内容には、研究、教育や図書、文献等についての一般的教養と理解とを必要とし、研究管理、文献管理を組織し、処理する能力と技術などを必要とするという点で、これらの管理のあいだには共通した職能がみとめられる。人事の移動や昇進もまた、このような職能分野の範囲で行われることが考えられる。したがってこれらの管理に関する事務の性格、内容および範囲を明らかにし、体系づけ、その方向に沿って、それぞれの分野で、広い視野と能力をもつてそのような事務を処理する事務担当者を意識的に養成すべきであると思われる。

(注)

② 一般に各学部において、学生が図書館をどう利用しているか、あるいはどう利用させるべきかという問題について関心はうすいようである。図書館の職員と学部の共同研究室の職員とのあいだの人事交流をはかることは、この状態を改善するうえでも効果があると考えられる。これによつて学生の図書館利用の情報が、つねに教員の側につたえられる可能性も生じようからである。

③ 文献センターは中央図書館にもうけられることが得策と考えられる。そこには、各学部に入ってくるすべての文献や図書のカードがあり、その目次も

書きこまれていて、いつでもどの学部 of 文献でも必要とあれば調べられるような体制にしたい。文献中の一部分のみ見たいという場合には、係の職員にたのんでコピーしてもらおうようにすれば便利であろう。ちよつとした討論もできる机や椅子や黒板などをそなえておけば、各学部の教員相互の共同研究室という形にもなつて研究上の効果は上ると思われる。文献の調査や整理の強化のために、各学部ごとに教室助手を増員するよりも、このような中央文献センターをもうけ、そこに少数の管理者を配置した方が、有効であろう。

六四六 本学における諸機関のあり方とその改善整備についての答申

(一九六六(昭四一)・一・八) 企画委員会

われわれ企画委員会は、昭和四〇年六月五日付「諮問」によつて、理事会および大学協議会から、とくに「大学自治の原則と本学の民主主義的伝統を守り、さらにこれを発展・強化」し、今後引きつづき長期計画にもとづいて一層「教学の充実・発展を促進する」必要にかんがみ、学園体制と諸機関のあり方を検討するようもとめられた。

種々討議の結果、企画委員会として次のような結論に到達することができたので、ここに答申する次第である。

なお、高中のあり方については、近く別個に答申する予定である。

昭和四一年一月八日

企画委員会

理事会

殿

大学協議会

委員会の構成〔省略〕「立命館八十五年史略年表」付属資料参照

一、序論—私立大学の自治について—

今日、私学の危機ということがよくいわれるが、大学自治の観点からみると、それは一般に次の三つの側面にあらわれてくると思われる。

(1) 国家権力による統制

最近の大学管理制度の改悪問題にみられたような国家権力による統制の

強化が、単に国立大学のみでなく私立大学にも直接影響してくることはいうまでもないが、とくに私立大学においては、それが確固たる教学理念をもつていないために、国家権力―時の政府―のイデオロギーに左右されるという側面を重視しなければならぬ。戦前における私立大学の歴史をかえりみると、建学の精神を堅持した極く限られた私立大学を除いて、わが立命館を含む多くの私立大学の研究・教育は、結局、国家権力の思想的統制に服してしまつたといわざるをえない。

戦後においては、新憲法によつて学問の自由・大学の自治が確立せられ、私立大学にあつても、それぞれ自由に独自の教学の精神に則つた運営が進められるようになった。わけても、わが立命館大学は、平和と民主主義の教学理念をたかくかけ、庶民の大学としてのあり方を一貫して追求してきた。しかし、最近の政治的・社会的風潮から、ともすれば学問・思想の自由が脅やかされる危険が生じており、わが立命館大学の教学理念も、必ずしも学園全体に浸透しないうらみがある。

戦後再発した当時の清新澁刺たる教学理念を堅持し、貫徹していくところ、今後予想される国家権力や社会的圧力による思想統制に対して、立命館大学の学問の自由を守つていく根本方策たる所以を銘記すべきである。

(2) 財政的基盤の弱さからくる経営の優先

大学の財政基盤の弱さが、学問の自由と大学の自治に対する重大な圧迫になつてゐることは、何も私立大学に限つたことではない。国立大学においても、予算が少く、また大学の財政的自主制が確立されていないため、大学自治は大きく制約されているといわねばならない。しかし、私立大学においてはこの傾向は極めて著しい。

戦前の私立大学は、その財政的基礎の弱さのために、財界、学内の経営スタッフ等の経営優先主義によつて、教学は非常な圧迫をうけていた。その為、かえつて国立大学には、一定の時期まではある程度の自治が保証されていたのに対して、私立大学には自治はなかつたといつても、必ずしも過言でないような状態であつた。戦後の今日にあつても、事情は全く同様

である。いな、最近の「高度経済成長」政策の破綻は、私学の財政的基盤を破壊し、私学同志の拡張競争とあいまつて、いよいよもつて私学の教学を危殆に瀕せしめてゐるといわなければならぬ。

こうした中において、わが立命館学園では、社会の経営主義的風潮に抗して教学優先の原則を貫こうとしているが、現実の厳しい事情のもとでは、とかく経営の論理が教学の論理を圧倒する傾向を生じがちである。したがつて、われわれはあくまでも教学優先の原則を堅持するとともに、それを保証する体制を強化することが必要である。

(3) 大学内部の弱さからくる大学自治の限界または欠陥(学部セクト等)

大学内部の問題としては、戦前の大学自治の限界を反省してみなければならぬ。戦前の大学自治は、教授会中心の自治であつて、それは第一に、教授のみを大学自治の担い手と考え、助教授以下の研究者や、大学の職員は大学自治と無関係なものとされた。まして、学生を大学自治との関係で考へることなど、思いもよらないことであつた。第二に、それは防衛の自治であつた。つまり、学問の自由を脅やかされないために、教授の任免罷免を国家権力の手と与えないで教授会の手確保しておくことに最大の関心があつた。このような防衛的・消極的自治―教授会の人事権の確保―も、大学自治の最低限を確保するものとして十分に評価しなければならぬが、しかし、同時に、このようなかつての大学自治のあり方には、たとえば学部セクトや教授の特権の擁護というような欠陥がつきまといがちであつた事実を目をおおうことは許されない。

われわれは、現代における大学自治は、第一に、右の防衛的自治をその根底にもちながら、同時に大学の教学―研究・教育―を推進・振興していく積極的・創造的自治でなければならぬと考へる。社会が大学に自治を認めるのは、大学人自身が大学の教学をおし進めて行く責任を果たすからにはかならない。第二に、右のような自治の担い手として、われわれは、教授、助教授、講師、助手等の研究者を中心としながら、職員、学生をもその担い手として包括すべきだと考へる。もちろん、それらは全く同じ立場で自治に関与するのではないが、それぞれにふさわしい役割が与えられ

るべきであろう。そのことと関連して、大学自治の機関についても、教授会を中心にしながら、同時に他の諸機関の大学自治に果たす役割りについて積極的な評価を下すべきである。そうすることによって、過去の教授会中心の自治にもなう欠陥も除去しうるのである。この点に関して、わが立命館大学は、日本においても他の追隨を許さない誇るべき民主的の制度を有している。今後とも、これを維持し、発展させていかなければならない。

さて、今日における私学の危機や私立大学の自治のあり方に関して以上のごとく考えるわれわれは、本学における諸機関のあり方とその整備改善について、具体的には次のように考える。

二、総長、総長補佐（もしくは学長代理）について

(1) 総長が学長を兼任する現行制度は維持すべきである。総長の他に学長をおき、万一両者の間に意志の疎通を欠くときは、教学の根本方針が二分するおそれがあるからである。

総長と理事長の二本立の現行制度は、これを維持する。

総長の選挙方法は、目下全学的に検討が進められているので、その結果をまつ。

(2) 今日の規模の学園においては、総長＝学長を補佐する機関、すなわち総長補佐（もしくは学長代理）が必要である。

総長補佐（もしくは学長代理）の選任は、大学協議会で推薦された者を各学部教授会および高中教員会議で信任投票に付し、それらすべてによつて信任された者を、総長が任命する方法による。

総長補佐（もしくは学長代理）は、総長を補佐して高中教育を含む教学全体を統括する（大学協議会の副議長となる）。

また教学担当の常任理事となる。

任期は三年とする。

(注) 昭和三九・三・一四、第三〇九回大学協議会では「教学担当常任理事は、大学の教学上の機構として『総長補佐』（仮称）の新職制を設け、

これに任命し、大学協議会の正規の構成員とする。」ことが申合わされているが、それは実現されなかつた（第三二・三回大学協議会議事録参照）。内容的にはこれを実現し、制度上は、むしろ総長補佐（もしくは学長代理）として選ばれた者が、教学担当の常務理事になるというのが企画委員会の考えである。

三、常務理事、三部長について

(1) 責任体制強化の一環としての常務理事制は、一定の役割を果たしつつあるが、しかし、現在の機構では例えば教学担当常務理事が大学協議会その他の教学上の諸機関へ入る場合には、「教学担当常務理事である教授」として入るにあらわれているように、その教学の責任者としての地位が不明確である。それゆえ、学部長理事制の思想を適用して、前述の総長補佐（もしくは学長代理）が教学担当常務理事となるというかたちで、教学の責任者としての地位を明確にすることが必要である。

(2) この教学の責任者たる教学担当常務理事と、経営の責任者たる総務・財務担当常務理事とは、おのおのの責任と権限を明確にして機能を分担しながら、合議によつて常務理事の仕事運営する。なお総務・財務担当常務理事は、三部長、部課長会議等の意見を重んじて、その職務を行なわなければならない。

(3) 三部長制については、現在のような部長の兼任を早急にやめると同時に、常務理事と部長との間の機能分担を明確にする必要がある。

教学部長は総主事的機能をもつて、総長補佐（もしくは学長代理）を補佐すべきであり、教務会議、入試委員会、教職課程委員会、一般教育会議、外国語教育委員会、保健体育委員会の議長または委員長および調査会議の副議長となる。したがつて教授から選任されるように再検討すべきである。

また、理事会関係は教学担当常務理事の権限であつて、両者の機能分担を明確にしなければならない。

なお教学部長の任期は二年とする。

(4) 現在、慣行上の存在である部課長会議を制度化し、全職員の見解を集約する機関たらしめる。

四、理事会について

(1) 私学においては、ともすれば経営主義の下に教学が圧迫されがちであるのに対して、立命館の学部長理事制は、教学と経営とを一身に体現し、ともかくも教学中心の線を貫こうとしている点で、これは高く評価される。また、最近の学部長二年制も、責任体制強化の観点から評価されてよい。

(2) ただし、この学部長理事制は、その二重の性格から、とかく教学を中心とした教学と経営の統一にならないで、逆に経営を中心とした教学と経営の統一になるという傾向があり、また理事会強化の反面として、大学協議会での討議が不十分になるという悩みも生じている。これは理事会としても注意すべきことであるが、もつとも重要なのは、大学協議会が、その機能を十分發揮することである。

五、大学協議会について

(1) 立命館大学における大学協議会は、第一に、学部自治の基礎の上に立つて、さらに全学的立場から大学の自治を守るための機関としての役割と、第二に、全学的観点から立命館大学の教学を推進していくための機関としての役割とをもつている。そして現在の大学協議会は、とくにこの第二の面において弱体である。

(2) 大学協議会のこの二つの任務を全うするために、次のような強化をはかるべきである。

(i) 各学部より協議員二名を選出するに当つて、一名は年長の教授、他の一名は若手の教授(前または元主事クラス)をもつてあてるようにする。また人文科学研究所長、理工学研究所長、図書館長、学生部長を、構成メンバーに加える(合計二十七名になる)。ただし、学部の人事に関する

票決に際しては、これらのメンバーは投票に加わらないものとする。

(ii) 大学協議会内部から問題を提起し、討議を活発にするために、慣行的に、総長補佐(もしくは学長代理)と各学部長(二部協議会委員長を含む)とをもつて構成する打合わせ会を開く。それは、大学協議会内部での問題提起者として、いわば学部の三役のような役割を果たす。

(iii) 大学協議会の議長は総長、副議長は総長補佐(もしくは学長代理)が当たる。

(iv) 権限については、現行のものにさらに次のものを加える。

(イ) 人文科学研究所長、理工学研究所長、図書館長、学生部長、教学部長、入試副委員長、正副総主査、一般教育研究センター室長、外国語外国文学センター室長を推薦する(何れも任命または委嘱は総長が行なう)。

(注) 大学協議会が、理工学研究所長および外国語外国文学センター室長を推薦するに当たつては、それぞれ理工学部および外国語外国文学教員の意見を聴取した上でこれを行なうこと。

(ロ) 人文科学研究所、理工学研究所、保健体育委員会、教職課程委員会の教員の人事を行なう。

六、教授会について

(1) 大学自治について以上のような新しい観点に立つ場合においても、大学自治の根幹がやはり学部教授会にあることはいうまでもない。したがつて、教授会において、教学に関しての民主的で徹底的な討議が行なわれることこそ、大学自治を守り、教学を推進する根本の保障たることを忘れてはならない。

(2) その立場に立つて現在の立命館の教授会をみると、一つの重要な問題は、人事が教授会のみならず学部教授会によつて行なわれていることである。もちろん、一挙にすべての人事を全教授会で行なうよう拡大することには、逆の弊害もあつて、なお慎重な検討を要するであろう。しかし、(1)少なくとも

とも、本来学部全体で検討すべき学部教学体制の問題が、多少とも人事に
 関連があるということで、人事教授会だけで処理されるようなことのない
 ようにすべきであり、(ロ)また、教授への昇格または採用に関する人事は教
 授以上、助教授へのそれは助教授以上、講師へのそれは講師以上というよ
 うに、一段階上のものにまで人事権を拡大することも検討に値すると思え
 られる。

(3) 大学院問題についても、学部に立脚して大学院をつくり、充実させる
 という原則から、研究科委員会のみにかませず、全体の教授会において討
 議しなければならない。

七、二部協議会について

(1) 二部の改革によつて創設された二部協議会は、今日まで二部教学の推
 進に大きな役割を果たしてきた。たとえば、従来各学部で個別的に行なわれ
 ていた二部教学を、新しい二部教学の理念にもとづいて総合的・共同的・
 統一的に行なうことについて、あるいは二部学生の現状に即したきめの細
 かい教育を展開するための調査・検討などについても(昭和三九年度二部
 学生アンケートの集約と問題点、昭和四〇年度二部教学に関する中間白書
 等)、二部協議会の果たしてきた成果は、これを高く評価しなければなら
 ない。

(2) しかし、同時に、今日一つの逆の弊害が生じていることを見落してはな
 らない。それは他の諸機関における、「二部の問題はすべて二部協で」と
 いう、一種の無責任化の風潮である。二部協議会に権限を移譲したために、
 一部教授会においては二部教学が実質的に討議されなくなり、その結果、
 二部協議員のみが二部教学の全責任を負い、一般の教員は二部教学に関し
 て真剣な関心をもたなくなる傾向が生まれてきた。立命館における二部教
 学の問題は、二部協議会の請負制によつて解決するにはあまりに大きすぎ、
 一部教授会における全教員の積極的討議によつてしか解決できない問題で
 ある。

(3) このように、二部教学は一部教授会においても実質的には討議されなけ
 ればならないが、しかし、二部教学を推進していく第一次的責任は、もち
 ろ二部協議会にある。その意味における二部協議会の責任体制は、なお
 一層強化される必要がある。その場合、次のようなことが考慮されてよ
 いと考える。

(イ) 二部協議会委員長の任期を二年とし、オブザーバーとして理事会に出
 席せしめる。

(ロ) 二部学生の具体的実状を常に調査し、その上に立つて二部教学の理念
 や具体的方法を検討して、一部教授会その他に問題を提起する。

(ハ) 一部と二部と地域的に分かれていている学部のあることも考慮して、二部
 学生の日常的な指導体制を確立する。

(ニ) 各学部選出の二部協議員は三名とする。

八、各種委員会について

以上の諸機関の民主的な運営を通じて大学の自治を守り、教学を推進して
 いくためには、それらを支えるものとしての各種委員会における具体的で活
 潑な討議が必要である。ところで、従来これら多数の委員会の位置づけが必
 ずしも明確でなく、同じ問題が多くの委員会でも論議されたり、また、委員が
 複数で出ている場合には、責任が分散して、十分な運営が出来ないという欠
 陥が生じている。さらに、教員の役職負担もその限度を越えて多くなつてお
 り、かえつて諸機関の運営をさまたげているのみでなく、教育・研究活動に
 も支障をきたすような状況が生れている。そこで (イ) これらの委員会をい
 くつかのグループに区分して、その位置づけを明確にし、(ロ) 委員の数も原
 則として一名に限定して(委員会に出席できない時は、事前に意見を述べて
 おくとか、代理を出すとかを励行する)、会議の能率のかつ責任ある運営が
 できるようにすべきである。そのためにつぎのような改善策を考える。

(1) 調査・企画会議

各学部に基づきながら、全学的な教学充実のための調査・研究・企

画・立案にあたる機関として、つぎの二つの会議の機能的な運営をはかる。
 (i) 調査会議

各学部調査委員会の成果を吸収して、全学的な調査・研究・企画・立案にあたる。その成果は総長補佐（もしくは学長代理）・教学部長を通じて大学協議会に提起し、その討議に資する。従来の教学対策会議はこれを廃止する。

構成は議長として総長補佐（もしくは学長代理）、副議長として教学部長、各学部調査委員会より一名（主事であることが望ましい）、補導主事会議より一名、計十名とする。事務担当者として教学課長が出席する。

問題に応じて適宜専門委員会を設ける（構成員以外よりも委嘱しうる）。

(ii) 企画委員会

企画委員会は、各学部直接拘束されないで、広い視野から学園の将来にかかわるような長期的計画を企画・立案し、全学的な教学充実の諸方策を討議する場として有意義である。しかし、将来、主たる任務の終了した時期には、恒常的機関としてはこれを廃止し、とくに必要な場合には、適宜これを設けるようにすべきである。企画委員会での討議は、長期の政策にわたるものを主とし、調査会議の討議と重複しないようにしなければならない。

構成は現行どおりとする。

(2) 教学諸会議

総主事的役割を持った教学部長と各学部主事が参加し、主として教学に関する日常的業務の処理にあたる諸機関をまとめて教学諸会議とし、つぎのような構成を考える。

実際の運営にあたっては、教学部長の負担を考慮して、入試委員会、一般教育会議、外国語教育委員会等においては、副委員長（副議長）を中心とした運営を考えるべきである。

	委員長または議長	構成（ ）内は事務担当者として出席
教務会議	教学部長	主事・事務長・教学三課長
入試委員会	教学部長	副委員長・正副総主査・主事（学務課長・事務長）
教職課程委員会	教学部長	主事・専任教員（学務課長・事務長）
一般教育会議	教学部長	一般教育研究センター室長・センター常任委員二名・主事（学務課長・事務長）
外国語教育委員会	教学部長	外国語外国文学センター室長・センター運営委員のうちから各学部一名・主事（学務課長・事務長）
保健体育委員会(2)	教学部長	主事・専任教員（体育課長）

注(1) 現在の外国語科連絡協議会は、「外国語教育委員会」と「外国語外国文学センター」に分け、前者は時間割の作成・担当の調整・その他の外国語教育の日常的業務の処理にあたり、後者は教育研究、専門研究、啓蒙等にあたる。

注(2) 保健体育委員会は、全学的見地から本学の保健体育のあり方およびその具体的諸施策を討議し、教授会や大学協議会における教学全般の討議の中に正しく位置づけることが必要である。そうした見地から、保健体育委員は主事をもつてあて。なお、保健体育専任教員の人事は大学協議会においてこれを行なう。

(3) 補導主事諸会議

補導主事の参加の下に開かれる諸会議をまとめて補導主事諸会議とし、末尾の組織図の如くに位置づける。

補導会議、補導主事諸会議の運営は現状を進展させる方向でよいと考え

るが、将来は補導主事会議内部での主たる任務の分担を行ない、機能的に運営することなども必要であろう。

(4) 部活問題推進会議

現行の部活問題対策会議は、その努力にもかかわらず、なお、差別をなくする教育への全学的体制の推進機関として不十分なところがある。もとより部活問題は差別的事件の対策として取扱われるものではなく、日常の研究・教育の実践活動を通じて積極的に推進されるべきものである。この趣旨から名称を標記のように改め、構成を左の通りにする。

教育部長（議長）、学生部長、人文科学研究所長、教職課程委員・一般教育研究センター・高中教員の中から各一名、総務部長計七名（事務局は教学課）。

(5) 人文科学研究所委員会

人文科学研究所のあり方については、長期的な展望に立つた根本的検討が必要であるが（昨年度企画委員会答申をも参照）、当面各学部にまたがる共同研究を推進するセンターとしての役割を果たさなければならぬ。

なお、各学部選出の委員は一名に減じ、所長を中心とした集团的運営にあたるが、必要に応じて共同研究グループの責任者を加えることができるようにする。

専任教員の人事は、大学協議会においてこれを行なう。

(6) 図書館委員会

図書館委員会は、予算審議を通じての図書購入の全学的調整のみでなく、読書指導の一環として、学生的一般図書の選定にも指導性を発揮することが必要である。この点を考慮し、また図書館委員の責任を明確にするために、委員の構成を次のようにする。

図書館長、分館長、各学部（二部協議会を含む）より一名、人文科学研究所・理工学研究センター・一般教育研究センター・外国語外国文学センターより各一名。

(7) 研究室委員会

研究室委員会はこれを廃止する。ただし、それが担当していた日常業務

は、学部長・主事が行なうものとし、研究室の配分等特別に必要な場合には、適宜これを設け任務の終了とともに解散する。

(8) 各学部において、各種委員会とその委員数を再検討し、必要最小限の委員で責任をもつて仕事にあたる体制を考えることが必要である。

九、全学協議会について

(イ) 最近、教える自由とともに教えられる自由が問題とされていること、

(ロ) 教授会中心の自治のおち入りやすい欠陥を、職員や学生の批判によつて防止する必要のあること、(ハ) 国家権力や社会からの思想的または財政的圧力に抗して大学の自治を守るためには、学園の全構成員が団結してこれにあたる必要があること、これら何れの観点からみても、わが立命館大学における全学協議会（学園振興懇談会・五者会談を含む）は、日本のすべての大学にとつて模範とされてよい民主的な制度である。わけても、最近諸大学における学生運動がとかく大学当局と敵対的關係におち入り教師と学生の間意思の疎通や人間的なふれあいを喪失しつつあるとき、わが立命館においては、全学協議会において最後まで話し合いが行なわれて、教育にとつてもつとも重要な相互の信頼關係が維持されているのは、他大学にみられない特色である。現実には幾多の困難な問題のあることを知りつつも、われわれは全学協議会をもつて、わが立命館における全立命人の相互批判の場として、また学問の自由と教学の発展を促進するための一つの重要な制度として、その維持・発展を望むものである。

そのためには何よりもまず、学校側が全学協議会をわが学園の教学の創造・発展をはかる場として実質的に活用する精神を堅持することが必要であり、また学生側は、学生運動が真に全学生の運動として展開されるように努力することが必要である。

なお、現在学園振興懇談会が全学協議会に代替している嫌があるが、これは本来の運営にもどす努力がなされなければならない。

一〇、要 望

早急に実施可能なものについては、昭和四一年四月実施を目標にして、各機関の討議が行なわれるよう処理された。

諮 問

われわれは、大学自治の原則にたつて民主主義的な学園体制をきづきあげてきました。立命館の諸機関とその運営原則は、いくつかの点で、全国の大学にすぐれたものがあると信じています。しかし、学園の諸機関とその運営原則は、条件に応じて改善し、発展させらるべきものであり、げんにわれわれの学内諸機関は、過去においていくたびか改革されてきました。現在、われわれは長期計画にもとづき六学部をもち、学園規模は数年前にくらべいちじるしく拡大しました。今後引きつづき長期計画にもとづいて、移転を完了し、一拠点を完成し、教学の充実、発展を促進するためには、幾多の重要問題を解決しなければなりません。これらの課題にかんがみて、いま学内諸機関のあり方を検討し、改善すべきものは改善をはからねばなりません。また、われわれは全学的な討議にもとづいて、早急に総長選挙規定を改正しなければなりません。このことに関連して学園体制と諸機関のあり方を検討することは時宜をえていると考えます。以上の理由によつて、「本学における諸機関のあり方とその改善・整備」について諮問します。右に関し、理事会および大学協議会の考えている若干の問題点をあげて、企画委員会の審議の参考に供します。

(一)、大学管理制度変更の動向および私学の当面している諸困難にたいして、大学自治の原則と本学の民主主義的伝統を守り、さらにこれを発展・強化する立場から、本学園の体制をいま一度基本的に検討すること。

(二)、長期計画の実施と時を同じくして、責任体制を強化するため常任理事・三部長・学部長二年制がうちたてられたが、今までの実績にもとづいて他の諸機関との関連を検討すること。

(三)、学園規模の拡大とともに、全学的機関としての委員会の数は増加しており、その反面、教職員にたいする負担が過重になり、かつ、「委員会そのものが、たんなる事務的な内容におわつていたり、かけひきのようなものになつてしまふ傾向が一部にある。」(企画委員会「本学の研究体制に関する答申」)といわれる。このような批判にかんがみ、委員会の内容を充実させ、かつこれを簡素化し、機動化することを考える必要がある。この観点からの諸委員会の再検討。

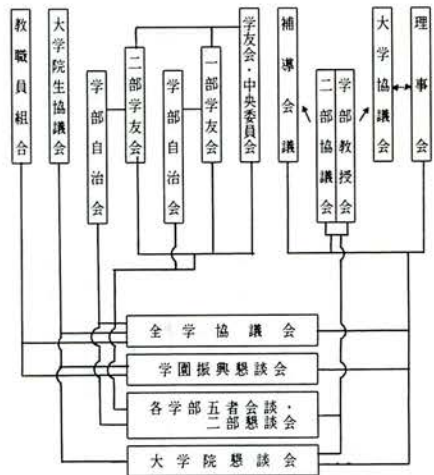
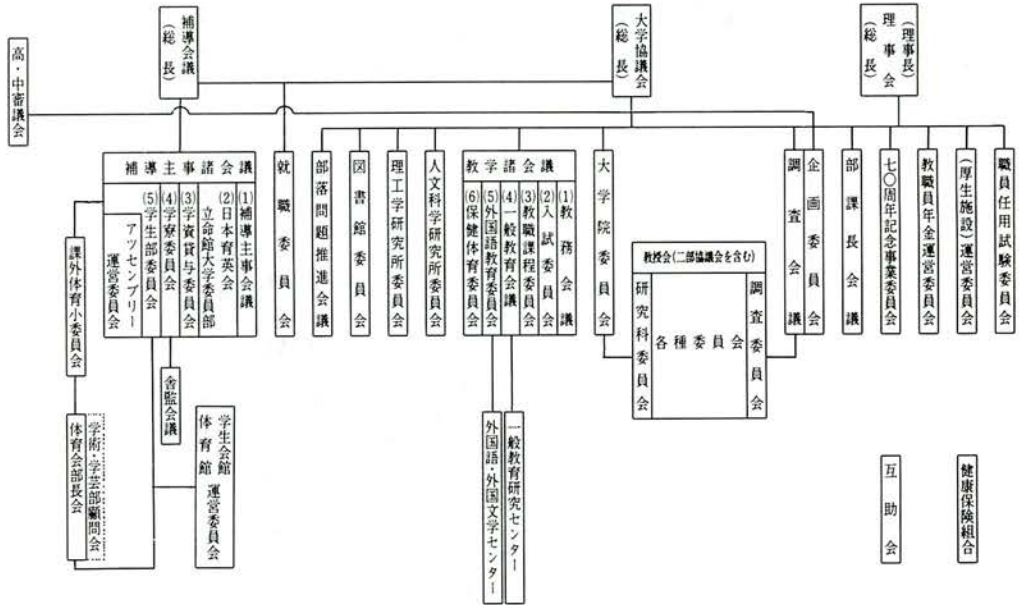
(四)、大学と高中の関係を緊密化し、一貫教育を徹底させるための観点から教育および行政機構ならびに大学との関係を再検討すること。

昭和四十年六月五日

企画委員会 殿

理 事 会
大学協議会

— 学 内 機 構 —



六四七 立命館高等学校・中学校のあり方についての答申

〔一九六六（昭四一）・三・一七〕企画委員会

われわれ企画委員会が、昭和四〇年六月五日、理事会および大学協議会から、立命館の学園体制と諸機関のあり方の再検討をもとめられた際、「大学と高中の関係を緊密化し、一貫教育を徹底させるための観点から、教育および行政機構ならびに大学との関係を再検討すること。」という一個条がとくに含まれていた。しかし、この問題は他の問題とは別個に取り扱うのが適当と判断したので、先に企画委員会が提出した一月八日付の「本学における諸機関のあり方とその改善整備についての答申」には含めなかつた。

われわれは、ひろく関係者の意見を聴取し種々の角度から検討した結果、この際、抜本的な改革を断行しないかぎり立命館高中の向上は期しがたいという結論に到達した。ここに、企画委員会の改革案を答申するが、全学園あげて真剣な討議が行なわれ、立命館における高中の正しい位置づけが発見される契機となれば幸いである。

昭和四一年三月一七日

理事會
大学協議會 殿

企画委員会

委員会の構成〔省略―「立命館八十五年史略年表」付属資料参照〕

一、いわゆる高中の危機とは何か

立命館において、いわゆる高中問題の解決の必要が叫ばれてから久しく、また最近においては例えば昨年一〇月一八日の高中審議会に高中側から高中の「危機」の問題が提起され、その克服の問題が審議されている。

われわれ企画委員会は、高中の危機の認識、その克服の基本方針に関して、高中側の考え方に同調しうる点が少なくないが、しかし必ずしも全面的に同一ではない。

企画委員会の判断では、高中の危機は次の三つにあると思う。

(1) 進学競争による教育のゆがみ

学歴社会において将来よい地位を獲得せんがために、一流大学への入学をめざして幼稚園からひたすら進学勉強へ子供をかりたてている現在のわが国の社会と学校制度のあり方は、どこかが根本的に狂っていることは間違いない。ことに人間形成において最も重要な時期をなす中等教育は、直接大学受験の重圧をうけて、本来の教育の機能を喪失しているといつても過言ではない。

立命館の高中も、この社会一般の弊害をまぬがれてはいない。むしろ、ここ数年來、立命館高校出身者の入試成績が悪いから学力を引上げるようにと厳しい要求が大学側から出され、そのためつばら進学率の向上に教育努力がそがれてきた傾向がある。この大学側の要求にはもつともな点もあるが、しかし反面それは、高等学校をただ大学進学の前備校として学力―それも実は真の学力でなく、ただ受験技術―の向上だけを性急に要求するという、中等教育に対する根本的無理解がひそんでいたことを、深く反省してみなければならない。

混乱した日本の中等教育（ことに後期中等教育）全体を本来の姿にかえすことはここでの論議のかぎりでないが、少なくとも立命館においては私立総合学園の長所を生かして、この問題を解決する道があるとわれわれは考へる。

(2) 教育効果があらならないこと

従来から立命館中学への入学者の質の程度は、他に比して決して悪くない(資料①参照)。それにもかかわらず、高等学校卒業の段階においては、学力の点においても人間教育の面においても、他に比してむしろ劣つてゐると一般に評価されているのはどういふわけか。何故立命館高中において、このように教育効果が十分にあがらないのか。高中においてその危機が叫ばれるなら、当然まずこの点をこそみずからの反省として第一にかかげられなければならないであらう。われわれが接触した限りでは、高中のすべての教員が、多かれ少なかれこの問題を自覚し、その解決の方向を模索されているのを知つて意を強くした。

高中の教育効果が十分にあがらないのは、その教育体制に欠陥があるからと考えられる(注1)。われわれは、種々の問題のなかで、ここではとくに次の四点だけを指摘しておきたい。

(イ) 統一した教育理念の欠如

高中教員の中には、大きくいつて二つの考え方の対立がある。一つは学力重視主義の考え方であり、他は人間教育重視の考え方である。教育論としてこれら二つの考え方の対立があることは当然であつて異とするにたらないが、問題は立命館高中においては、これらの考え方が公式論的な形で尖鋭に対立し、相互の間に妥協の余地がなく、感情的対立とさえなつてゐることである。かくて教員会議においては、両者の論争にとられて具体的問題についての結論をうることに困難となり、これにいやがさして一般の教員は教員会議に対する熱意を喪失し、教員会議の出席状況がきわめて悪かつた。このような状況では、教員の教育意欲が減退し、消極的・退行的となるのはむしろ当然のことである。生徒に対する指導も教員によつて個々バラバラで、全く相反する指導さえ行なわれている現状である。このような統一した教育理念の欠如は、感受性の強い高中生徒の教育にとつては、決定的なマイナスとなつてゐる。

(ロ) 教員会議の機能まひと指導部のリーダーシップの欠如

本来、教員会議における意思統一および協力体制が高中教育の日常的

な実践の基盤であるにかかわらず、右に述べたように、高中教員会議の正常な機能・運営がいちじるしくさまたげられており、これを克服することが高中の緊急の課題である。そのためには、何よりもまず高中教員一人一人の自覚と反省が必要であることはいうまでもないが、第二に教員会議の運営のルールを再検討することと、第三に指導部の体制強化とリーダーシップの回復が不可欠である。

この第三の点に関しては、従来、とかく校長、副校長(高校、中学)、各部長等の間の意思疎通も十分でなく、とくに校長の指導力の不足を指摘しなければならぬ。高等学校・中学校の校長は、何よりもまずりつぱな教育者であると同時に、人格・識見・指導力においてすぐれた素質が要求される。これまでの校長が誠心誠意問題の解決にあたつてこられたことはこれを評価しなければならないが、結果論として高中の全教員を統一させるリーダーシップに欠けていたことは否定できない事実である。大学も含めた全学園の中から校長を選ぶしか、解決の方法はないであらう。

(イ) 教員の年齢構成の高さと停滞

私立の高等学校・中学校の教員組織で最大の問題点は、公立のように自由な交流・移動が困難で、いきおい年齢構成も高くなり、また気分的にも刺激に欠け停滞的になることである。立命館高中の場合、昭和四〇年度で平均年齢四二・二才で、これは京都市内の他の私立の高中と比べてもかなり高い(資料③参照)。高等学校・中学校の生徒の指導には、経験に富んだ老練な教員とともに、生徒の気持ちを理解し熱情をもつて彼等の中にとびこんでいける若い教員が絶対に必要である。教員構成の年齢からみた改善が、緊急の課題である。

(二) 中学校・高等学校の一貫教育の欠如

立命館中学校の学則第一条には「中学校高等学校一貫の一般普通教育を施し」と規定され、学校要覧にも中学校の教育方針の特色として一貫教育をあげ、「立命館高等学校と直結する六年制中等教育の最初の段階をなす学校である。……大学進学を志す生徒を入学させ、中学高校六カ

年の一貫教育を行なっている。従つて教育課程は中学高校を総合した六年制の体系をとり……」とうたつてゐる。しかし、実際には、教育理念においても、教育課程・教育内容においても、中学校高等学校の一貫教育は行なわれてゐない。生活指導の面でも、中学校と高等学校の指導方針にはくい違いが存在する。今日、教育界において非常に注目されてきている前後期中等教育の連続性の問題では、立命館のような私立学園においてこそ最もこれを推進しやすい条件があるにもかかわらず、一貫教育をただ学内進学の面においてだけ考え、本当の意味の一貫教育の研究・実施が等閑に付されているのは怠慢のそしりをまぬがれないであらう。

(注1) 教育効果があがらない根本原因は学校側にあるが、付随的な理由として、生徒の出身階層の問題もあらう。すなわち、立命館高中の父兄の職業は、商業または中小企業関係者が多く、公務員および自由業は比較的少ない。これは家庭が必ずしも教育的ふんい気にはないことを意味する。とくに、小さいときから読書に親しむといつた習慣などは、身につけていないとみなければならぬ(資料②参照)。

(3) 志願者急減の問題

ベビー・ブームは去つた。今後中学校・高等学校へ入学する生徒の数は年々急減していく。ことに京都府においては、公立高等学校だけで高校進学者の大半を収容できるのが近い将来にやつてくる。私立は、今後、志願者が激減することは必至である(資料④⑤参照)。それにもかかわらず定員を確保しようとすれば生徒の質の低下をきたすことは避けられず、もし定員を減少すれば財政危機に見舞われるであらう。立命館高中の場合、経常収支で今後毎年一千万円ないし三千万円程度の赤字が出てくると考えなければならぬ(資料⑥⑦⑧参照)。今後、弱体な私立高中はつぶれるであらう。つぶれないまでも、ますます救いようのない学校となるであらう。立命館高中がこの試験にたえて、激甚な生存競争に生き残る道はただ

一つしかない。その社会的評価を高めること、これ以外にはない。

以上のような高中の危機を克服することは、断片的な対策や単なる弥縫策では不可能であつて根本的な改革を必要とすると、われわれは判断した。次に、企画委員会の改革案を、大学との関係と高・中内部の教育体制の問題とにわけて説明しよう。

一、大学との関係

(1) まず第一に、この際、立命館高等学校・中学校を、立命館大学付属高等学校・中学校とする。そして、立命館中学校・高等学校に入学した者は、原則として全員大学に入学させることを明確にする。

そのねらいは、第一にこのことによつて立命館高中の教育を進学競争から解放し、真の中等教育を行なうる客観条件をつくることにある。そして、立命館学園として、中・高・大学を貫いて統一した教育理念と理想の人間像のもとに、一貫した教育を行なうことにある。理想としては、立命館高中の出身者が、大学の授業において中心的な地位を占めるようでありたい。例えば、もし立命館高中において徹底的な読書教育を行なつてみずからの頭で考え発表する能力を身につけさせたとすれば、社会科学関係の学部では、これらの立命出身者がプロゼミ等で積極的な役割を果たすことが期待できるであらう。あるいはまた、理科の教育においてペーパー教育でなく、適切な実験重視教育を行なつたとすれば(本来理科教育はそうあるべきものであるが)、彼等は理工学部における実験実習において、積極的役割を果たすであらう。

第二に、立命館大学への入学を希望する者が、立命館中学高校をめざしてくるから、生徒数の減少期に対してある程度の保障となり、また入学生徒の質の向上も期待できる。ただし、これは付属高校にすることのみによつてはほとんど期待できず、同時にあとで述べる高中の教育体制の改善をもとなわなければならないことは言をまたない。

- (2) 右のように、高等学校の卒業生を原則として全員立命館大学に入学せしめるためには、その前提条件として、高等学校の卒業生が当然に本学での勉学にたえる能力をもっていることを必要とする。高中の教育において、この要件が実現されねばならないのだから、今後、高中においてはよほどの教育努力が要請されるわけである。今まですとは面目を一新し、清新はつらつとして気迫みなぎる高中にならなければならぬ。
- 右の前提条件が実現できない間は、全員入学は不可能で、何らかの選抜を行なわざるをえない。選抜の方法としては、現行の学内入試制度と推薦制度とがあるが、われわれは後者の方が望ましいと考える。ただし、後者については欠点として次のようなことが考えられる。
- (イ) 学力低下の心配。
- (ロ) 三年生の学習生活への悪影響。(二学期末で内申成績決定した場合、三学期は授業に出てこないおそれがある。また期末考査の放棄が考えられる。)
- (ハ) 決定権が高校に移ることもなう教員とくに担任の負担。(父兄の圧力による精神的負担の増大。定期考査、その他のテストの内容、採点にもなう精神的負担。入試による強制なしに勉強させる困難にうちかつ教員の負担。)
- しかし、これに対しては次のような解決の方法があると思われる。
- (イ) 操行、出欠の加味。
- (ロ) 可否判定の時期の再検討。
- (ハ) 推薦を担任個人にまかせず、委員会制にする。
- (ニ) 定期テストの方法の改善。
- (ホ) 実力テスト、進学テストの問題内容低下防止策の考慮。
- (ヘ) 一、二、三年の内申成績配分の検討。
- いずれにしても、この問題は、大学入試の圧迫から生じる高校生活の暗さ、進学勉強の無意味さをなくして、明るい高校生活をとりもどし本質的学習に力を注がせる観点と、他面において入試の解放から生じうる生徒の不勉強を防止する観点との間のバランスをはからなければならぬ。他の

付属高校の例も参照して(資料⑨参照)、今後なお一層の研究を必要としよう。

なお、昭和三九・四〇年度の学内入試成績と高校成績との関係を調査した資料によると、次のような結果が出ている。

- (イ) 高校成績と入試成績の相関関係はきわめて高い。高校五教科成績合計二〇〇点以上で不合格のものは、三九年度で八名、四〇年度で七名にすぎない。(資料⑩⑪参照)
- (ロ) 高校進学テスト成績より学内入試成績の方が高い。(資料⑫参照)
- (ハ) 高校進学テスト英語成績と学内入試英語成績の相関関係はきわめて高い。高校英語三〇点以上で合格者中英語最低点二四点以下のものは、三九年度二名、四〇年度二名にすぎない。(資料⑬参照)
- これらはいずれも、高校の内申書の信頼度がきわめて高いことを示している。
- (3) ある意味では、付属高校案は、別に新しい提案ではないともいえる。というのは、最近の学内進学状況は、八〇%程度まで大学への入学を許可しているのであつて(資料⑭参照)、実質的にはすでに付属高校化している。これを正式に認め、世間に公知せしめるとともに、学内体制上も付属にした場合の利点をフルに生かすことが必要である。
- (4) 付属高校・中学校にした場合、校長は、当然学園全体から選ぶことが可能である。もちろん、高中に適任者があれば、内部で選ばれることが望ましいが、当面の現実問題としては、前に述べたような執行部の弱さの克服には、大学から選考することの方が適当と思われる。なお、付属にした場合は、校長のみならず、一般の教員も大学との交流が容易になる。
- (5) 財政問題は、高中の独立採算制をとらず、学園全体で処理する。
- (6) 現在十分な機能を果たしていない高中審議会を、高中の教学問題に関する最高決定機関に改め(注1)、かつその構成も高中側代表九名(校長、副校長二名、主事、教務部長、生活指導部長、進路指導部長、教員会議から二名)(注2)、大学側五名(総長、教学担当常務理事、教学部長、大学協議会から二名)とし、総長が議長となるよう改正することによつて、

実質的にこれを機能させる。事務局は教學課とする（現在の高中審議会の規定は資料⑮参照）。

（注一） 実際の運営にあつては、校長および教員会議の自主的な審議決定を尊重しなければならない。

（注二） 四三年度から定時制がなくなるから、主事はいなくなり、高中側代表八名となる。

三、高中内部の教育体制の問題

付属高校・中学校にただけでは、高中の危機は解決されない。それは解決のための一つの客観的条件を設定しすぎない。高中の主體的な体質改善と体制強化が、問題解決の鍵をなすことは多言を要しないところである。そして、この問題はあくまでも高中教員の自主的な討議によつて解決の方向が見出されなければならない。以下はその際の参考になればと思つて、企画委員会の考えをいわば示唆として提起するにとどまる。

(1) 執行部の問題

すでに述べたように、全学的観点から適任者を選び、強力な執行体制をくむべきである。そして、内部の機構・体制については、今後新執行部および高中審議会において検討し、改革する必要がある（現在の高中の機構は資料⑯参照）。

(2) 二つの考え方の対立

入試本位の教育方針が間違つてゐることは論をまたないが、しかし他面、全人教育の主張も、もし柔軟かつ現実的に問題が展開されないで、公式的、非妥協的、未成熟なたちで提起されるならば、おそらくそこには反発と混乱しか生じないであろう。両者とも、もつと具体的な問題で一致しうるところから一致していくという、漸進的な態度をとらなければならぬのではないか。

(3) 教員会議、各部、校長の関係

右のようにして二つの考え方の対立を漸次克服していくと同時に、教員

会議の運営に関しては、(イ)根本的な教育理念の論争は別の研究会を組織してそちらでやり、教員会議においては、日常的な教育問題を処理する、(ロ)問題によつてはもつと多数決によつてほとんど審議事項をかたづけしていく、等の方法を考慮することによつて、教員会議の機能を軌道に載せる必要がある。また、教員会議の決定と各部（教務部、生活指導部、進路指導部等）の方針がくい違ふことのないように、両者の関係の再検討が必要であり、さらに校長と教員会議の権限関係も今後高中内部および高中審議会において研究していく必要があるように思う。

(4) 教員の年齢構成・停滞の問題

この問題についての現在の高中の案は、定年退職者をまつてその補充を行なうという考え方である。このような消極的な態度では、教育意欲の高揚は望むべくもない。まず大学との人事交流を積極的に進め、また若干の期間は定数がダブつても定期的に若い教員を大学新卒者から採用していかなければならない。

(5) 中高一貫教育の問題

高中の内部で、前後期中等教育の一貫性をどのようにして貫徹するかについて早急に研究会を組織し、その具体案の成立をまつて実施していく体制をとるべきである。将来は、高中を完全に一つの付属高等学校にまとめ、内部で中等部・高等部と称してもよいのではないか。

(6) 適正規模の問題

現在高中の案では財政問題も考慮して、中学校六〇〇名（一クラス五〇名、一学年四クラス）、高等学校九〇〇名（一クラス五〇名、一学年六クラス）を確保したい意向をもつてゐる。しかし、この案は、第一に、全体として一、五〇〇名の規模が高中としては大きすぎることに、第二に、公立において近く一クラス四五名が実施されようとしている際、クラス人員が大きすぎることに、第三に、問題がある。おそらく、中学校五四〇名（一クラス四五名、一学年四クラス）、高等学校六〇〇名（一クラス四〇名、一学年五クラス）、合計一、一四〇名あたりが、教育上は適当な規模ではないか。

(7) 教材費の増額

現在高中の予算の九割弱が人件費で占められ、わずかに一割強が物件費にすぎず、さらにこのうち直接の教材費は一五〇万円程度という貧弱さである。これでは教育効果はあがらない。もつともつと、教材費に金をまわさなければならぬ。

(8) 高中事務室のあり方

高中における事務室の位置づけを明確にし、その機能を十分に活用する方法を検討する必要がある。

(9) 総合研の改組と活用

現在総合研は活動をほとんど停止している。これに活を入れ、高中の教育研究の中心機関として徹底的にこれを運営すると同時に、逆に大学の一般教育の改善に対してもここから積極的に意見が出せるようにしなければならない。そのために、校長を会長とし、その下に幹事二名（大学側一名、高中側一名、現在は五名ずつ）をおいて執行の責任機関たらしめる。各分科会に世話人を一名おき、幹事を中心として世話人会議を開く。大学側八名の構成員は、現在どおり国語、社会、数学、理科、英語、芸術、保健体育、生活指導に関心の深い教員が選ばれることでよいが、ただなるべく一般教育センターの委員のなかから右の事項に該当する人が選ばれることが望ましい（現在の総合研の規約は資料⑰参照）

〔付 記〕

男女共学の付属高中にすることも検討してみてもよいのではないかと、少数意見もあつた。

資料 目 次

- ① 立命館中学校生徒の学力に関する資料（昭和三五—四〇年度）
- ② 立命館中学・高校の父兄の職業調査（昭和四〇年度）
- ③ 京都市内私立中学・高校生徒数・専任教員数比較（昭和四〇年度）
- ④ 志願者急減の見通しについて（京都府・市）
- ⑤ 京都市内私立中学・高校生徒募集状況（昭和四〇年度）
- ⑥ 立命館中学・高校生徒数・教員数推移
- ⑦ 昭和四〇—四三年度高中校經常勘定収支概計
- ⑧ 京都市内私立中学高校学費比較表（昭和四〇年度）
- ⑨ 大学付属高校学内進学推薦資料
- ⑩ 昭和三九年度学内入試点と高校五教科合計点の相関
- ⑪ 昭和四〇年度同 右
- ⑫ 同 進学テスト総合点と学内入試点の相関
- ⑬ 同 進学テスト英語成績と学内入試成績の相関
- ⑭ 過去五カ年の学内進学状況
- ⑮ 立命館高等学校・中学校教学審議会規定〔資料六一に収録〕
- ⑯ 立命館高等学校・中学校機構組織図
- ⑰ 立命館学園総合教育研究会要項〔資料六一二に収録〕

〔注・資料①、②、⑨—⑬ 省略〕

資料③ 京都市内私立中学・高校生徒数・専任教員数比較（昭和40年度）

	生徒数	専任教員数	生徒数/教員数	平均年齢		生徒数	専任教員数	生徒数/教員数	平均年齢
洛南高校	1,753	46	38.1	35.8	東山中・高校	2,768	60	46.1	36.7
花園高校	1,614	38	42.5	41.9	洛星中・高校	1,069	52	20.5	34.5
京都西高校	1,091	25	43.7	40.6	同志社中学校	907	35	25.9	39.5
京商高校	2,426	66	36.8	34.3	同志社高校	1,136	42	27.0	38.4
大谷中・高校	2,376	74	32.1	37.2	立命館高校	1,658	53	31.3	42.2
平安中・高校	2,646	64	41.4	40.3					

資料④ 志願者の急減の見通しについて

1. 京都府（国公立高校生徒推移表）

（文教課、私立中学・高校協会資料による）

年度	中学卒業生数	入学率	入学者数	国立	公立	私立
38	50,948	73.5	37,449	0	16,136	19,311
39	50,212	73.6	36,959	0	18,434	18,525
40	45,099	75.6	34,096	251	17,073	16,772
41	37,496	77.0	28,872	250	16,285	12,337
42	33,088	78.0	25,809	250	〃	9,274
43	30,203	79.0	23,860	250	〃	7,325
44	28,294	80.0	22,635	250	〃	6,100
45	27,715	81.0	22,449	250	〃	5,914

2. 京都市

（乙訓郡男山淀東宇治附属中からの進学志望者を含む）

年度	中学卒業生数	国公立全日制 進学希望者	公立定時制希望者	私立全日制希望者	私立定時制希望者
38年7月	28,051	20,120	982	3,424	38
39年6月	26,122	18,391	679	2,635	31
40年6月	21,333	15,196	637	2,146	33

（男8,255
女6,941）

（男 890
女1,256）

資料⑤ 京都市内私立中学・高校生徒募集状況（昭和40年度）

	中 学 校				高 校			
	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数(内自校進学)	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数(内自校進学)
一燈園	20			3 (3)	20			3 (3)
両洋		3	3	3 (3)	400	328	306	249 (2)
洛南					500	1,597	600	598
花園					500	1,673	635	500
京都西					350	799	411	387
京商					666	1,915	1,255	790
大谷	80	74	55	42	640	1,803	1,125	768 (61)
平安	80	90	61	61	750	1,499	1,044	824 (149)
東山	80	101	86	66	825	2,312	1,423	845
同志社	300	622	310	303	90	276	83	353 (289)
洛星	190	405	194	190	40	145	45	175 (139)
立命館	200	437	274	200	300	785	303	326 (224)

資料⑥ 立命館中学・高校生徒数・教員数推移

		40年度	41年度	42年度	43年度	44年度
生徒数	中学生徒数	521	547	591	591	591
	全日制〃	1,121	1,062	917	890	890
	定時制〃	290	223	103	0	0
	合計	1,932	1,832	1,611	1,481	1,481
	クラス数	41	38	33	30	30
専任教員数	国語教員数	9	9	9	9	8
	社会〃	12	12	12	11	10
	数学〃	9	9	9	9	9
	理科〃	11	11	11	11	10
	英語〃	9	10	9	9	8
	保健体育〃	5	5	5	5	5
	芸術技術〃	3	3	3	3	3
	教員数計	58	59	58	57	53

資料⑦ 昭和40～43年度高中校経常勘定収支概算（試算）

科目	年度	40(決算見込)	41(予算案)	42(試算)	43(試算)	備考
生徒納付金		99,683	102,519	95,687	90,494	
授業料		64,000	63,599	58,106	54,797	別表の通り生徒数を予定して計上。
校費収入		21,383	24,320	22,621	21,859	同上
過年度学費収入		148	43	43	43	
入学金		10,313	10,250	10,750	10,000	全日制入学取消分も含む。
入学検定料		3,432	3,900	3,760	3,388	全日制志願者漸減を見込む。
諸手数料		45	45	45	45	証明手数料及雑手数料。
雑納付金		362	362	362	362	燃料費収入他。
財産収入		394	394	394	394	預金利子収入。
雑収入		47	26	26	26	
補助金収入		147	423	423	423	結核予防助成補助金収入他。
[収入合計]		100,271	103,362	96,530	91,337	

給料及諸給		95,480	92,556	98,170	101,922	
専任給料		54,569	56,018	59,855	62,636	教員42・43年度共各1名減員。事務職員41年度1名減員。
専任諸給		35,659	32,078	33,855	34,826	うち賞与及臨手41～43年度共4.92ヶ月分とする。
兼任諸給		5,252	4,460	4,460	4,460	
給与改定引当金		0	5,320	4,328	4,511	41年度7%、42・43年度5%
[人件費小計]		95,480	97,876	102,498	106,433	
維持運営費		14,147	14,955	15,730	16,618	
需要費		5,745	6,220	6,195	6,283	殆んど増加を見込まず。
維持修繕費		972	760	760	760	
所定支払金		4,308	6,126	6,926	7,726	増加分は主として社会保険料に於ける増である。
教育研究諸費		400	400	400	400	実験実習諸費のみ。
生徒諸費		854	916	916	916	奨学金他。
校友諸費		1,100	—	—	—	40年度は、清和会名簿発行費。
生徒募集諸費		489	460	460	460	
雑費		279	73	73	73	
予備費		0	700	700	700	
[支出合計]		109,627	113,531	118,928	123,751	

[収支差引]		△ 9,356	△ 10,169	△ 22,398	△ 32,414	
--------	--	---------	----------	----------	----------	--

(参考：生徒予定数)

高校全日制	1,123	1,061	923	890	(41～43年度新入生各300名)
〃定時制	308	231	100	—	
中学	531	553	595	591	(41～43年度新入生各200名)
[合計]	1,962	1,845	1,618	1,481	

(注)

1. 本概計は、夫々の科目について備考欄に記入してある通りの一定の仮定条件を付して42年度以降を試算したものである。
2. 40年度以降、高中校特別会計方式が廃止され、一般会計に包含されたので、本概計に於ては、収支共特別会計時代に高中校分として扱っていたものを大体そのまま抜き出して試算した。しかし支出に於て、法人経費の分担分、謝恩会計繰出金及年金積立金返済費の分担分が含まれていないなど、本来高中校経費として扱うべきものがすべて含まれているとはいえず、実収支採算は更に悪いと見るべきである。

資料⑥ 京都市内私立中学高校学費比較表

(昭和40年度)

		受験料	入学金	寄付その他	授業料	校費・維持費	施設費	生徒会費	P T A 会費	その他	計
中 学	大 谷	2,000	10,000	15,000	33,600			1,800	2,400	16,200	54,000
	平 安	2,000	25,000	—	38,000	7,000	14,500	600	5,400	2,500	68,000
	東 山	2,000	15,000	15,800	36,000		6,000	1,200	2,400	8,400	54,000
	同 志 社	3,000	25,000	25,000	45,000	15,000	10,000	1,200	2,400	1,200	74,800
	洛 星	3,000	30,000	20,000	42,000	8,400	12,000	1,650	4,200	360	68,610
	同志社女	3,000	20,000	—	40,000	15,000	20,000	960	1,200	2,400	79,560
	立 命 館	2,000	15,000	生徒会入会 500	37,000	15,000	15,000	600	1,200		68,800
高 校	洛 南	3,000	10,000	10,000	31,200			2,400	600	19,800	54,000
	花 園	3,000	15,000	15,000	36,000	11,400	6,000	1,800	2,400		57,600
	京 都 西	3,000	25,000	20,700	44,400	9,600	7,200	600	1,800		63,600
	京 商	3,000	15,000	15,000	36,000			1,800	3,000	16,800	57,600
	大 谷	3,000	15,000	15,000	36,000			1,800	2,400	17,400	57,600
	平 安	3,000	25,000	—	38,000	7,000	14,500	600	5,400	2,500	68,000
	東 山	3,000	15,000	15,800	36,000		9,600	1,200	2,400	8,400	57,600
	同 志 社	4,000	30,000	42,940	58,000	15,000	20,000	2,000	4,000	3,040	102,040
	洛 星	3,000	30,000	20,000	42,000	8,400	12,000	1,380	4,200	360	68,340
	同志社女	4,000	30,000	300	48,000	15,000	20,000	1,200	1,200	2,400	87,800
	立 命 館	4,000	25,000	生徒会入会 500	37,000	15,000	15,000	1,100	1,200		69,300

資料⑭ 最近5ヶ年間の学内進学状況

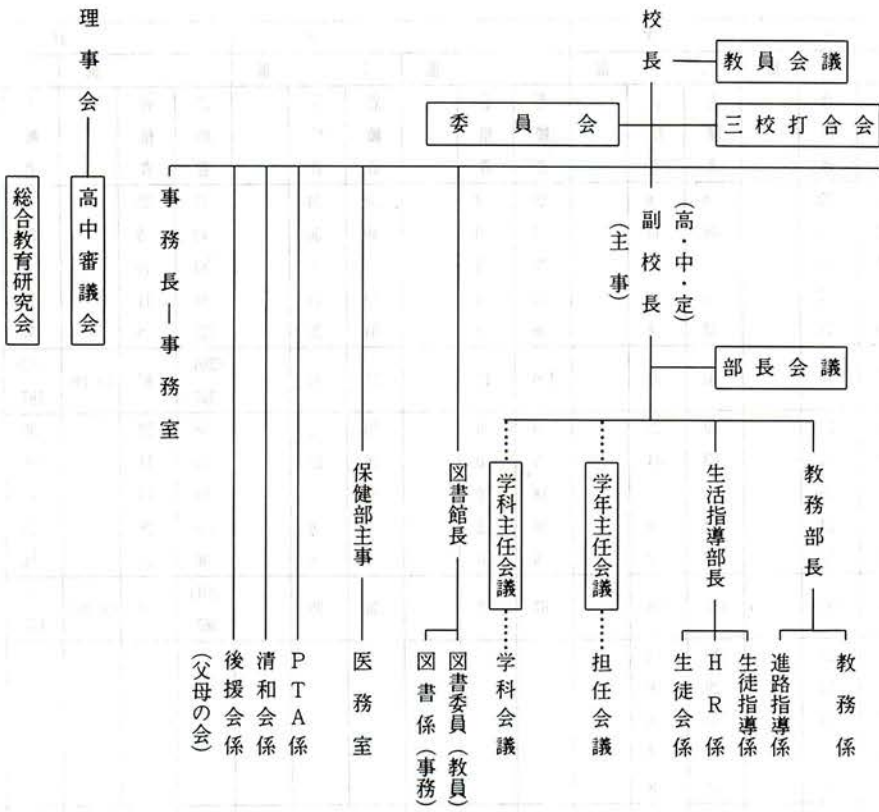
		一 次						二 次						計					
		一 部			二 部			一 部			二 部			一 部			二 部		
		志願者	合格者		志願者	合格者		志願者	合格者		志願者	合格者		志願者	合格者		志願者	合格者	
37年度	法	55	23		8	6		20	2		30	24		75	25		38	30	
	経	37	9		46	17		5	0		40	30		42	9		86	47	
	営	60	13		—	—		23	3		—	—		83	16		—	—	
	文	44	7		3	2		22	4		13	11		66	11		16	13	
	理	89	18		23	8		36	8		34	26		125	26		57	34	
度	計	285	70		80	33		106	17		117	91		(286) 391	87	30.4%	(22) 197	124	
38年度	法	49	22		29	25		9	0		10	5		58	22		39	30	
	経	50	11		63	44		9	0		26	22		59	11		89	66	
	営	80	19		—	—		18	0		—	—		98	19		—	—	
	文	90	24		22	8		26	2		7	6		116	26		29	14	
	理	31	15		7	2		5	0		7	6		36	15		14	8	
度	計	300	91		121	79		67	2		50	39		(201) 367	93	46.3%	(40) 171	118	
39年度	法	46	29		19	12													
	経	25	14		29	18													
	営	57	23		40	18													
	文	91	24		13	8													
	理	37	26		18	9													
度	計	(178) 256	116	65.2%	(39) 119	65													
40年度	法	58	52		9	8													
	経	46	35		10	6													
	営	88	50		14	10													
	産	189	46		—	—													
	文	66	18		10	6													
理	45	27		8	5														
度	計	(291) 492	228	78.3%	(35) 51	35	100%												
41年度	法	54	54		9	5													
	経	87	54		15	9													
	営	126	49		5	5													
	産	144	27		—	—													
	文	96	17		15	4													
理	59	44		7	5														
度	計	(310) 566	245	79.0%	(36) 51	28	77.7%												

(注)

1・2部合格者合計を志願者実数で除した学内進学率は次の通りである。

37年度68.8%、38年度87.6%、39年度83.4%、40年度80.7%、41年度78.9%

資料⑯ 立命館 高等学校
中学校 機構組織図 (現在)



六四八 企画委員会答申〔高校校のあり方について〕に対する 見解（案） ☆

（一九六六（昭四一）・一一・三三） 立命館高等学校

はじめに

われわれ高校中学教職員は、企画委員会が本年はじめより高校中学の問題をとりあげ、精力的に討議検討を加えられた結果、三月一七日付で「立命館高等学校・中学校のあり方についての答申」を発表し、わが高校中学が当面する諸問題を明かにし、その対策を示し、さらに立命館学園における高校中学の役割と位置づけを明確にされた努力に対して、深く感謝をするものである。

いわゆる、「高校・中学の問題」が、学園の重要問題としてとりあげられてから、すでに多くの年月を経ている。今回企画委員会が、全学園的な立場に立ちつつも、高校・中学の教育を発展育成するという好意的な観点から整理された問題点・対策については、われわれはそれを謙虚に受取り、今後の対策の重要な指針として役立てたいと思っている。

われわれは企画委員会の答申に述べられた基本的方向を認めつつも、その見解・対策と若干の相異のあることも指摘しなければならない。企画委員会の答申は昭和四〇年度末における高校・中学に対する「診断書」であるとはいえ、戦後、少くとも新制度によるわが立命館高校・中学が発足して以来、われわれが歩んできた歴史の経過の上に立った「診断書」でなかつた点に、われわれと微妙な感覚の相違のあることが否定できない。また個々の問題についても、それぞれその現象面の理解はともかくとして、そのよつて来る所のものについては見解を異にする点もある。従つてその対策に関しても、企画委員会の結論に示唆を受けつつも、それを全面的には受容れることはできなかった。

以下、企画委員会の答申の順序に従つて、われわれの見解を述べるが、これは本年四月以降、われわれが合同教員会議において討議を加えたものを二校打合せの責任においてまとめたものである。

いわゆる高中の危機とは何か

(1) 進学競争による教育のゆがみ

われわれは企画委員会の指摘が、その指摘の範囲内において正当なことを認めるが、高中の危機を立命館学園内の問題に限定し、それを進学競争による教育のゆがみと捉えていることには同調し難い。すなわちわれわれは現在の中等教育（とくに後期中等教育）のもつ矛盾を全面的にわが学園内の問題として解決しようとは考えず、再編成下の後期中等教育の荒廃化、さらにその中における私学の生存競争による教育のゆがみ、また最近の「教科書問題」にみられる教育課程・教育内容等に対する反動化、統制強化等に、より多くの影響を受けているものと考ええる。したがつて高中の危機は基本的にはわれわれの民主的な教育を守るための学園内外における広汎な活動と実践の弱さによるものであり、以下この観点を堅持しつつ諸問題について考えたい。

(2) 教育効果があらならないこと

まずここでわれわれは「教育効果」とは何かということ、(1)との関連で把握する態度をとりたい。社会の諸矛盾・文教政策の諸矛盾の中にある、わが立命館高校・中学における「教育効果」とは何ぞやということについては、今後われわれの間でさらに深められねばならぬ問題であるが、単にいわゆる学力や表面的な人間教育の成果のみを指すものでないことだけは明確にしておきたい。

企画委員会の見解に従えば、わが高中においては十分に教育効果をあげていないかの印象をうける。

われわれはその批判の一定の正しさと、「一般の評価」が無視しえないものであることは知っている。そしてその批判に率直に耳をかたむけ、今後の対策への指針とすることにはやぶさかでないが、その観点に若干のちがいのあることを指摘せざるをえない。立命館中学への入学者の質が、他に比して決して悪くはないというが、その「他」というのは義務教育である公立中学校との比較である。しかるに高校の比較の対象となつてい

は、一定の選抜試験を経た公立高校との比較であるが如くである。「一般の評価」にわれわれが直ちに与しえない所以である。

しかし、われわれは決して現状で良しとしているのではなく、より多くわれわれの足りなさを痛感しており、企画委員会の指摘する点も含めて教育効果をあげるための方法は、今後ともねばり強く追求してゆくつもりである。

(イ) 統一した教育理念の欠如

高中教員間に学力重視主義と人間教育重視主義といった公式的な対立があったということについては認め難いが、教育のあり方の根本にふれる問題をめぐって教員間に見解の相異があり、それが漸次固定化されて、時には感情的対立をもたらしたことについては否定しえない事実である。そのよって来る所は基本的にはわが国社会全体の反動化文教政策における反動的統制の強化、その中における矛盾の集中的表現としての私学の立場、さらに専務理事制にみられた立命館学園の学内体制の不充分さによるものである。かかる情勢下において、わが高中だけが教育理念を完全に統一し、一致した目標に邁進することは必ずしも容易なことではない。

だからといってわれわれは現状で満足するものではない。企画委員会の現状認識には従いえないが、われわれの討議が「本校の教育はいかにあるべきか」「本校の教育を一步前進させるためにはどうすべきか」という共通の出発点の確認を忘れ、ややもすれば具体的問題の処理に多くの労力を費したことは事実であり、表面的には企画委員会の指摘するような現象を呈したことは認めざるをえない。

その克服は簡単なものではないが、われわれは最後までその方法を模索し続けなければならない。今年に入ってからすでにいくつかの活動がその緒についているが、今後われわれが教員という共通の立場を確認しつつ、高中教育はいかにあるべきか、高中教育を一步前進させるためにはどうすべきかという観点を堅持して、細かい問題、具体的問題から諸機関（学科会議・学年会議・各部会議）、或いは小グループの会合にお

いて緻密な徹底した討議をつみ重ねて、意志の統一をはかる以外に方法はない。それと併行してわれわれの教育をとりまく客観情勢、例えば「教科書検定問題」「後期中等教育改変の問題」等についても総合研、あるいは各種の研究集会を恒常的あるいは臨時に組織をして、多くの教員が一定の共通の認識に立つことが必要である。

「統一した教育理念」は、与えられるのではなく、われわれが創造すべきものである。これに対する「速効薬」はありえない。教育に対する情熱と、それを裏付けるねばり強い努力以外には、現状を打開する方は残されていない。

(ロ) 教員会議の機能まひと指導部のリーダーシップの欠如

教員会議の機能まひについて これについては(イ)と関連・重複する点が多いが、われわれに会議の重要性に対する認識と、教師集団としてのきびしさが欠如していたことは否定できない。さらに会議の運営についても検討すべき点が残されており、今後の研究課題としておきたい。また会議への提案の仕方、決定事項の処理についても明確をかく場合があり、それが逆に会議の權威を低下させることもあった。この点は次の指導部のリーダーシップとも関連する。

指導部のリーダーシップについて われわれはリーダーシップという言葉を第一義的には、各職務分掌の位置付けを明確にし、それぞれの責任体制を確立するための条件を設定するという意味に解釈をしたい。校長にはすぐれた人格・識見・指導力が要求されるのは当然であるが、これまでの校長が「誠心誠意問題の解決にあたってこられたにもかかわらず」、所期の成果を収めえなかつたことについては、(イ)の問題と関連しつつ、われわれ教師集団の問題として改めて慎重な討議が必要である。校長の選出方法、副校長・各部長の選任の問題、会議の組織・運営方法等については、制度の問題として別個に検討の機会を持ちたい。

(ハ) 教員の年齢構成について

委員会の意見はもつともであり、その改善は「緊急の課題」である。現状の中で、その対策を樹てると同時に、教師自らが、自己の再開発に

つとめ、年令構成上マイナスと考えられる面については、教師集団として一体化の意欲をたかめ、殊に若い教員のエネルギーを充分發揮し得る体制を確立することによって解決すべきものと考える。

(二) 一貫教育の欠如

ここで考えられる一貫教育とは、中高六ヶ年の教育課程を、受験効率を主とした観点で整理することではなく、教科の継続に対する研究は勿論である。

- a. 学園の教育理念、方針のもとで、いわゆる進学競争の歪みを是正し、
- b. 同一教師集団によって、教科を通じて生徒の自主的、科学的思考を六ヶ年一貫して育てようとするものである。

このためには、なおなすべき事が多いが、中、高、定を通して校長の一人制に踏み切り、相互の人事交流の円滑化を進め、合同教員会議、合同学科会議の確立など、一貫教育実現のための従来の努力も認められてよいと思う。

(3) 志願者急減の問題

この問題は冷厳な事実であり、その影響を免れることはできない。しかし、より基本的なことは、単に急減期という現象に目を奪われず教育成果をあげて、社会的評価をたかめて行く以外に道はない。ここで言う社会的評価とは、大学予備校としての成果に対するものではなく、学園の教育理念のつとり、教育を現在の荒廃から守り、私学を公立校の補助的役割から脱却させる教育努力に対するものでなければならぬ。

大学との関係

- (1) 高中の教育目標は学園として、中、高、大を貫いて統一された教育理念と理想の人間像のもとに、高中の主体性のもとに一貫した教育を行なうことにある。このことが確認され、学園としての理解が得られるならば、大学附属校の名称に固執する要はないと思う。

- (2) 高校卒業生を原則として全員入学せしめるには、今後さらに綿密な検討

が必要であるが、“本学での勉学に耐え得る能力”については大学側のもとと明確な提示があつてよい。大学教育の実際には則した要請を大学、高校両者の間で充分討議されねばならない。断片的な知識よりも体系的な思考方法を身につけておれば、従来のような入試での成績はよくなくとも、大学教育の場では中心となり得ると考えられる。全員入学を実現する過程として、現行の学内成績、入試成績の比率を五〇―五〇から七〇―三〇とすることも考えてよいと思う。

学内入試制度を一步前進させる場合

教育内容の整理、方向づけ、能力評価の問題については、内容的には、総合研、学科会議で充分研究討議し、手続上これを高中審議会に提案、大学協議会の承認を求めらる。

また芸能科、体育科の評価の問題、さらに中学、高校の進学制度、進級基準にも適切な考慮を加える必要がある。

(3) 附属校の問題については前述

- (4) 校長選出の問題は、もちろん高中内部から適任者が得られることが望ましい。適任者を選出することが困難な際には附属校の名称いかに拘わらず学園全体から考えられねばならない。ただ、従来の慣習方法は不明確な点があり、検討改善の必要がある。また、大学との教員交流についても、個人的な交渉でなく、組織の問題として扱われるべきである。

(5) 財政問題

高中特別会計は廃止されたものの、現実として特別会計的な扱いがある。これは、学園全体の中で高中の位置づけを明確にすることによって解決して行かねばならない。

(6) 高・中審議会

委員会案は高中を大学の一学部と同一に見る発想から大学協議会に相当するものとして高中審議会を考えている。高中としてはその運営についてさらに改善の余地はあるが、基本的には現行通り教学のみでなく財政問題も審議するべきであり、従つて委員の構成、事務管掌も現行が妥当であると考えられる。また、教員会議の上部機構としての審議会は考えない。

内部の教育体制

(1) 執行部の問題

(2) 教育観の対立……前述

(3) 教員会議、各部、校長との関係について

高中の運営については、現在の慣行を尊重して、教員会議を中心にして決定して行くべきである。

(4) 教員年令構成と停滞

この問題に関しては前にも述べたが、長期の展望をもって人事を考えて行く。

(5) 中高一貫教育の問題

内部に於ける前、後期中等教育の一貫性については、適宜、随時に研究会あるいは委員会を組織して問題ととり組んで行く必要がある。中高進学の問題を改善して、入試競争にとられない清新はつらつとした教育がまず中学の段階から始められなければならない。

(6) 適正規模の問題

努力目標としては、数年内に一クラス四〇名程度の実現を期し、クラス数についても委員会案が妥当と考えられるが、今後更に志願者数の推移、生徒数と財政的な関連も考えて検討を続ける。

(7) 教材費の増額

中高予算のうち教材費としてここにあげられているものは誤りである。需要費、物件費として計上されているのは五〇〇万円（五％）である。しかし、物価上昇率から考えて、数年来、実質的には殆んど増額されておらない。教学上の観点を明確にして要求して行きたい。

(8) 高中事務室のあり方

高中の事務室は、会計部門、管理部門、教務補助的部門から構成されているが、大学と比較して事務機構の自主性、分業化が明確でなく、教員が扱っている事務との関連も個人的であって系統立てられていない。事務職員の教員会議への参加も考えられねばならないし、双方の積極的な分担、

協力体制に組織して行く必要がある。

(9) 総合研の改組と活用について

委員会の意見に大体賛同する。

校長の下の幹事二名を常任幹事として（大学、高中各一名）

分科会世話人を幹事とする。（大学、高中各五名）

幹事を中心として幹事会議を開く。

〔注・昭和四一年二月三日 第三七四回大学協議会提出〕

六四九 告示—同和教育推進のために

(一九六七(昭四二)・七・七 各学部長、二部協委員長)

教職科目「同和教育」担当者のことに関連した学内の混乱は、部落問題についての誤った認識、部落差別の意識を再生産する結果を招いたとみられるが、とくに七月三日の学園振興懇談会は、当初の意図に反して、むしろ差別意識そのものを露呈し、拡大する場となったことを否定しえない。われわれはこのことを深く遺憾とし、教育責任を痛感している。

大学は、六月二十四日付の告示で、部落差別をなくす教育を前進させるために、全学が力を合わせて一致点を見だし、見解を統一するよう訴えた。このことと関連して、「同和教育」昨年度担当者のルポ「東北の部落」について、大学は、さきに、このルポが「態度、姿勢、扱い方等に問題はあるが、差別記事とは断定しえない」旨指摘するにとどまり、その評価を十分明確にしなかった。このことこそ、今日、学内における見解の相違を拡大する主要な原因となったことを認めざるをえない。

現在、われわれは、そのルポについて検討を重ねた結果、執筆者の意図はともあれ、自己を部落と対置した立場に置いて、読者の興味に訴える形で差別の現実を再現したものであり、客観的にはひろく人々のなかに存在する部落差別の意識を再生産し、これを社会的に拡大するものと考ええる。

われわれは、ここ二カ月の学内における混乱に十分対処しえなかったことを反省し、差別の拡大を克服して同和教育を前進させるために、その「総括と今後の方向」を確立して、すみやかに全学の見解を一致させることを念願している。

学生諸君も、学生運動の対立をこえて、見解の統一をはかり同和教育を推進するため、協力されることをつよく要望する。

七月七日

法学部長	天野和夫
経済学部長	建林正喜
経営学部長	牛尾真造
産業社会学部長	鈴木稔
文学部長	林屋辰三郎
理工学部長	井上勅夫
二部協議会長	岡崎長一郎

六五〇 「同和教育の総括と今後の方向」について ☆

〔一九六七（昭四二）・七・二六 教学担当常務理事〕

教学担当常務理事 高橋 良三

「同和教育の総括と今後の方向」は、昭和四二年三月二九日第三八〇回大学協議会の決定にもとづいて作成されたもので、大学協議会では、まずそこに小委員会を組織して資料の整理、検討及び原案の作成にあたらせ、それを基礎として大学協議会及び各学部教授会の間で討議を重ね、七月二六日、第三九一回大学協議会で承認をみたものである。

本学は、さきに、昭和四一年五月当時の「同和教育」担当者の執筆になるルポルタージュリーに関連して部落解放同盟から申し入れをうけたが、われわれはそれを本学の同和教育に対する批判ないし助言としてうけとめた。しかし、当時のわれわれは、その申入れを一つの差別事象に関する問題の指摘としてはとらえることができず、学問の自由、ひいては大学の自治にかかわるのではないかと考えて、これを然るべき機関で検討するよう留保して来たのである。そして、教職科目「同和教育」を含めて、本学教学の一環としての同和教育の総括を試みることによって、そこから打ち出される新体制の中ですべてを解決しようとしたのである。

同和教育の総括と本年五月以降の学内の事態をめぐる全学的な討議の中で明らかになったことの一つは、部落差別をどうとらえるかという問題を明らかにしないかぎり、総括も軸心の抜けたものになるのであって、社会意識としての差別意識が支配的に存在している現実の社会では、このことなしには、部落問題についての誤った認識をかさね、差別意識の再生産をもたらすことになりかねないということである。他の一つは、従来の同和教育が、学内の差別事象に対する解放同盟等の批判を契機として行なわれてきた傾きがあり、大学としての主体的積極的な取り組みに欠けるところがあつたことである。

右の反省の上に立つとき、今後、大学が同和教育に主体的系統的に取り組み

ためには、とくに次の諸点に留意することが必要であると考えられる。

- (1) われわれの多くは、客観的社会的に差別する側に立たされておき、潜在的にか頭行的に差別意識も有つている。このことを自覚して、ひとりひとりが自らの差別意識と闘い、部落差別をなくしていく社会的責任を負うていることを認識すること。
- (2) このような状況の中では、われわれの言動やわれわれの取り組む事象が、差別をなくしていく立場からみて、客観的社会的に肯定的に作用するか、否定的に作用するかを考慮しなければならないこと。
- (3) 差別の社会的本質とその諸実態を内的連関において科学的に正しくとらえる努力をすること。

(4) 部落差別がこの国の民主主義の基底にかかわる差別であり、社会的諸矛盾、諸差別の中におかれていられるわれわれは、部落差別をなくすることなしには、われわれ自身の解放もまたありえないことを認識すること。

(5) 部落差別をなくしていくための大学としての仕方は、部落問題に関する研究と教育を進展させねばならないこと。

(6) 部落問題および同和教育に関する研究と教育を進展させるためには、問題の性質からみて、とりわけその責任体制と共同体制を確立し強化する必要があること、などである。

総括を行なうに当つては、期限上の制約から早急にまとめる必要を生じたので、その検討に多くの不十分さがあることを認めざるをえない。なかんづく学生自治活動の側面についての討議をまとめる余裕がなかつたので、思いきつてこれを割愛し、後日の補遺にまつこととした。したがつて、この総括は、大学の直接責任にかかわる側面のみ限定してまとめ上げたものである。

この総括をすすめた時期は、一方では同和教育の基礎たる差別認識そのものについても全学的討議が進展していた時期である。したがつて、討議の進展に応じて逐次修正を加えたために、総括の構成や内容が必ずしもととのつていないし、認識そのものにも未だ不十分な点が多い。これは今後の全学的討議を通じて更に発展させ、充実していきたい。

また、総括をふまえて、本学の同和教育に一応の方向を打ち出しているが、

これについても、今後討議を重ねることによって、十分な成果を期待しようやうなものに仕上げたいと考えている。全教職員、学生の積極的な協力をお願いするものである。

同和教育の総括と今後の方向

I 総括

1. 総括にあたっての出発点

昭和四一年五月、本学は、教職科目「同和教育」担当非常勤講師のルポ「東北の部落」に関連して、部落解放同盟から一つの申入れをうけた。本学では、この申入れを本学の教学にたいする批判ないし助言としてうけとめ、このことを契機として、大学協議会を中心に、同和教育の歴史的総括をおこない、今後これを推進するにあつての内容や体制、そのなかでの教職科目「同和教育」の位置づけ等について意見を統一し、それにもとづいて「同和教育」の担当者を決定的ことを申し合わせた。しかし、申し入れをうけた当時は、差別に関する認識の徹底を欠いたために、このことについて全学的な討議を組織することができなかった。そのために学内に意見の不統一をきたし、「同和教育」の開講を後期、担当者を未定とせざるをえず、学生運動における対立ともからんで、ますます意見の不一致を拡大し、同和教育の推進に役立つどころか、むしろ部落問題についての誤った認識、差別意識を再生産する結果をひきおこした。このことはまさに民主教育の基礎をおびやかすものであり、全人教育としての民主教育をその内容とする大学全般の教学に重大なかわりをもつものである。

同和教育は、部落を解放し、差別をなくしていくための教育である。そのことによって、差別意識の再生産をも克服することができると。差別が客観的に存在している現実のなかで生活しているわれわれの多くは、しらすらうの間に差別意識をもっている。したがって、同和教育の質的な発展をはかり、差別意識の克服、部落差別についての社会的自覚につとめるこ

とは、右にのべたような現在の事態のなかで、とくに重要な意味がある。

われわれは、いま同和教育の総括をおこなうにあつて、まず、昭和三八年六月の教育実習ガイダンス事件に関連して、同年八月一日、「部落問題の正しい認識のために」のなかで表明した基本方針にたちかえりたい。すなわち「部落問題は日本民主化の基底に横たわる問題であり、同和教育はわが国における民主教育の基本的な部門である。したがって、われわれは、まず、本学における民主教育の姿勢を正すことが必要であり、学園のすべての分野から形式主義を排除し、各部門、各機関、各部署における日常の研究と教育事務の一切をその教育的意義でみたまさなければならぬ。」こと、「民主教育の根底は、基本的人権を守り、いつさいの社会的差別を許さない意識の育成にある。したがって、学園のすべての分野で部落問題の本質を明らかにしていくなかで、民主教育推進のこの姿勢が全教職員のものとなるよう日常的な努力をおこなう。」ことを確認し、この基本方針がどのように実施されてきたかを検討する。

2. 同和教育にたいする教職員のとり組み

① 同和教育を発展さすためには、これを担い、またはこれにかかわる教職員の部落問題についての認識を高めることがまず第一に必要なことである。本学は、差別事件が発生することに、それを自らの教育責任の問題としてうけとめたが、昭和三七年一月のM事件、ことに昭和三八年六月の教育実習ガイダンス事件を契機として、本学は学内理事会、大学協議会を軸に、各学部教授会（二部協議会を含む、以下同じ）、各事務職場を基礎として、この問題に関する広汎な討議を組織した。これらの全学的な討議こそ部落問題及び同和教育にたいする教職員の認識ないし関心を高めることに最も役立つたといえる。

一、二の例をあげれば

(イ) 教育実習ガイダンス事件は、大学がそれに直接の責任を認めざるをえなかつたために、全教職員の問題意識を強く呼びおこし、全学部教授会、全事務職場におよぶ広汎な討議がおこなわれた。したがって、この事件を契機として、教職員の認識とその体制はかなり前進し、大

学諸機関が全学的に同和教育の推進にとり組む姿勢と体制が一応とのえられたとみることができよう。

(ロ) 昭和四〇年四月の立看板をめぐる一連の事件、同年五月の結婚差別事件は重なり合つて発生したために、やはり多くの教職員の問題意識につよく訴え、教育実習ガイダンス事件と関連してつちかわれた教職員の認識とその体制をさらに推進することとなった。関係機関や関係学部ではことに積極的なとり組みがみられた。

② 部落問題及び同和教育についての教職員の認識を高めるには、(イ) 人文科学研究所主催の部落問題研究学習会の開催、(ロ) 人文科学研究所における部落問題関係資料の蒐集、整備、(ハ) 学部教授会及び事務局主催の部落問題学習会の開催、(ニ) 未解放部落の実態見学、(ホ) 人文科学研究所の部落問題全国研究者集会の共催及びそれへの教職員の参加、(ヘ) 人文科学研究所管部問題研究会の結成等が実施された。

(イ) 人文科学研究所主催の部落問題研究学習会は、昭和三十七年一月のM事件を契機として、同年五月から開催された。この研究学習会は、学内外の部落問題専門家の講演を中心とする啓蒙的色彩のつよいもので、第六回まで開催され、教職員の問題意識を高めることに役立ったが、その後継続しなかった。

(ロ) 人文科学研究所は、(イ)の研究学習活動を組織する一方、同じく昭和三十七年度から、部落問題研究所の協力をえて、部落問題関係資料として、①問題一般に関する文献資料、②未開拓分野研究に必要な文献資料の両分野にわたり、その蒐集と整備をおこなった。昭和四〇年三月には、「部落問題研究図書蔵目録―I―」を刊行している。この事業は、本学における部落問題研究の今後の活動に一つの礎石をすえたものといえよう。

(ハ) 教育実習ガイダンス事件ののち、学部教授会及び事務局はそれぞれ部落問題、解放運動、同和教育の専門家ないし実践者を招いて、部落問題学習会を開催した。これらの学習会は、学内の差別事件で教職員の問題意識が高まっていた時期においては活発におこなわれ、部落問

題についての教職員の認識と理解を高めるうえで多くの効果をあげたが、一時的な啓蒙活動に終り、その後これを系統的、計画的に組織するには至らなかった。

(二) 大阪府Y市(昭和三八年一月)及び京都府Y町(昭和四〇年二月)と、都市、農村の部落の実態を見学したことは、未解放部落が部落差別によつていまなお基本的生産関係においていちじるしい差別をうけていること、また、部落の人々が地方行政との関いのなかで生活の諸条件を具体的に変革しつつあること、を眼でみ、肌で感じることできたために、教職員の問題意識に大きな影響を与えた。見学前後の準備や総括は前者から後者へと充実をみたが、それを、その後における教職員それぞれの研究・教育や業務と具体的に結びつけることができたかという点では問題が残っている。

(ホ) 人文科学研究所が部落問題全国研究者集会を前後四回にわたつて共催し、また、これに学内の研究者や一般教職員が参加したことは、学内における部落問題研究の意欲を高め、そのことによつて部落問題研究会が新しく組織され、発足する原因の一つとなった。昭和四十一年一月には、この共催をめぐる全学的な討議を通じて、①共催は、大学としての立場から同和教育を推進する対策の一環としてとらえる。②この集会を部落問題研究のための研究者の集会であり、広く研究者の参加をもとむべきである。という基本的な考え方を明らかにした。

(ヘ) 人文科学研究所管の部落問題研究会は、昭和四〇年五月に組織され、発足した。この研究会は、産業社会学部の新設と相まって、新しい研究者のグループを得、学内における問題意識の高揚のなかで発展し、現在に至るまで研究活動を継続している。しかし、現在、研究会参加者は一部の学部にとどまり、大きく拡がらない憾みがある。

③ 以上のように、本学は、学内におこつた差別事件を契機として全学的な討議を進展させ、また、これに学習会や未解放部落の実態見学、部落問題全国研究者集会の共催やそれへの参加、部落問題研究会の組織とその活動等をつなげることによつて、教職員の部落問題及び同和教育に

ついでに認識をかなり高めることができたといえよう。また、昭和三八年以降における一般教育の改善及び小集団教育の確立を軸とする教学改善の努力は、民主教育の基底にかかわる同和教育を推進する基盤をつちかってきたといえよう。

④ しかし、部落問題及び同和教育についての認識やその体制は、従来、学内に差別事件がおこり、解放同盟或は学生部落問題研究会から批判をうけることを契機として、その姿勢を正し、これを深め、推進してきたという側面を認めざるを得ない。大学諸機関は自らの内部にこのことについてつよい問題意識が欠けていたために、ともすれば次々に提起される多くの教学問題の解決、処理に追われがちで、同和教育推進の主体となるべき教職員の認識と体制を向上するために常に積極的にとり組むということとはできなかった。そのため対策や活動も、差別事件が遠のき、教職員の問題意識が退くにつれて停滞し、それらをさらに系統的継続的におしすすめることができていない傾きが認められる。このことは、大学のなかで、部落問題及び同和教育を主体的におしすすめる教学上の体制が不十分であることを考えさせるものである。

⑤ 大学諸機関の部落問題及び同和教育にたいする認識についても問題がみとめられる。部落問題の認識は、日常生起する差別事象についての正しい認識のしかたと深く結びつけられている。しかし、従来、われわれの討議の基礎は十分であつたと言えないし、また、討議の内容が全学に徹底をみたとは言いがたい。すべての差別言辭、差別行為は社会意識としての差別意識の表現であり、部落差別の存在する社会に生きるわれわれの多くは差別意識を有しているのであるから、このことを自覚なくしては差別の問題に正しく近づくことはできないし、差別の現実には深い社会的責任をもって対処することもできない。

3. 同和教育の諸方策

① M事件の発生と解放同盟の批判を契機とする大学諸機関の討議によって部落差別をなくしていく教育、同和教育は民主教育の基底にかかわるものとして、その重要性をつよく認識された。しかも、その同和教育は、

正課外の両教育分野を包括する新制大学教育の重要な一環としてとらえられなければならない。そこで、大学は、部落問題について学生に正しい認識を得させるために、正課において「部落問題」または「同和教育」等の科目の設置を考えるとともに、「土曜講座」でとりあげ、また、講演会を開催するなど、一連の教育活動をすすめることを申し合わせた。

② 昭和三八年四月、本学における同和教育の中心のな環として、教職科目に「同和教育」が設置された。したがって、教職科目「同和教育」は、単に教職課程履修者ばかりでなく、一般学生にも受講させたい科目であるという位置づけがなされた。一般教育または専門科目として「部落問題」または「同和教育」を設置することも議せられたが、それには各学部の教学体系の上で種々問題があり、むしろ部落問題研究会を組織し、その共同研究をすすめる、個々の教員がこれに関連のある専門領域の研究のなかでこれを取りあげ、その成果をそれぞれの教育のなかに具体的にあらわすことがより望ましい方向であると考えられた。教職科目「同和教育」は年とともに受講者が増加し、随意科目としては受講者の数も多く、一定の成果をあげたとみられる。しかし、この科目は、全学的な体制で実施するというたてまえをとりながら、その趣旨は十分具体化されず、その運営に責任を負う機関が必ずしも明確にされなかつたし、研究体制との関連も明らかにされず、教職課程委員会、各学部教授会、関係部課等にもその趣旨が徹底されなかつた。したがって「同和教育」は、当初に位置づけられた役割を十分果たすことができなかった。このことは、同和教育の全学的な推進にとつて、大きな弱点として認めなければならぬ。ことに、「同和教育」は実践的な目的と役割を有する科目であるから、その開講にあつては、その目的が達成されているかどうかを検討することが必要であるが、非常勤の担当者にはほとんどまかせきりに近かつた。

③ 教育実習ガイダンス事件の際の全学的な討議は、一方における一・二回生教育の重要性に関する認識とあいまって、特に新入生にたいして同和教育を手引きすることの重要性に思い至らしめた。そこで、各学部は

昭和三九年度以降新入生にたいして年度当初にそれぞれの条件に応じてその努力を試みた。すなわち、各学部とも新入生を中心とする学生を対象として部落問題に関する講演会を開催し、さらに若干の学部のいくつかのプロゼミでは、部落問題を討議の素材としてとりあげた。同和教育のためのパンフレットの発刊、配布の計画も大学のそうした努力の試みの一つである。

④ 人文科学研究所は、昭和三七年六月、「土曜講座」で「部落問題」を四回にわたり、また、昭和三九年二・三月に、読売テレビ大学講座のなかで「同和教育論」を五回にわたって特集した。これらの試みは、在学生ばかりでなく、一般市民をも対象としたものであり、とくに、テレビ大学講座「同和教育論」は広汎な一般視聴者を対象としたものであって、総合的な同和教育対策のなかで大きな意義を認めることができよう。

4. 同和教育の体制

① 教育実習ガイダンス事件を契機とする全学的な討議を通じて、部落問題の認識と同和教育を推進する体制が一応ととのつたとみられることはすでに述べた。すなわち、差別問題が発生すると、これに敏速に対応するために、直接教学に関連する問題の場合は、教学部→学内理事会（学部長会議）→大学協議会、学生自治活動または学生間に関連した問題の場合は、学生部→補導主事会議→補導会議という順序で、両系列相互に連絡を保ちながらそれぞれ各学部教授会の討議をふまえて問題の吟味と方針の審議、決定及びその実施をすすめている。その点ではかなりの前進が認められてよからう。

② 教育実習ガイダンス事件を契機とする討議に際して、従来、同和教育が全学にはかばかしく推進できなかった理由の一つは、大学諸機関のとり組みが分散的で、これを集約、点検し、系統的かつ具体的にすすめることができなかつたためであることが反省された。そこで、昭和三八年九月、教務部長、学生部長、人文科学研究所長、教職課程委員長及び総務部長をもって部落問題対策会議が組織された。対策会議は大学協議会の下部機関として、各構成員がそれぞれの機関、組織を代表し、そこで

の問題や討議をここに集中して、学内における差別問題の対策や同和教育の推進にあたるものとされてきた。対策会議は、その後、各差別問題の吟味やその対策、学習会の開催や未解放部落の実態見学の組織、学生にたいする講演会の開催、同和教育のためのパンフレット発刊の準備など一定の成果をあげてきたが、その後、差別問題等が前項にあげたように全学的な体制で審議されるために対策会議の活動の内容や範囲はおのずから限定されてきている。また、昭和三九年四月教学担当常務理事制の創設によって教務部長の位置づけは事務部長に変わったため、学内理事会及び大学協議会の部落問題対策会議にたいする連繫は弱められることとなり、対策会議がとり扱う問題の範囲や内容についても疑義を生じている。したがって、対策会議の任務やその体制については、現在、若干の整理と再編が必要になつていく。

③ 教職科目「同和教育」をとり扱う教職課程委員会についても、科目設置の当初から大学協議会がこの科目設置の趣旨を十分委員会に明らかにせず、また、この委員会の基礎をなす各学部教授会にもその趣旨が徹底していなかつたこと、この委員会の性格そのものが教職課程運営の教務処理を主としていること、のために、実践的な意義をもつ科目としての積極的なとり扱い方が十分なされなかつた。この姿勢は教育実習ガイダンス事件で徹底的に批判された。委員会もその運営内容を再検討し、翌昭和三九年度からは「教育実習」のための必修講義を特設し、その一部門として同和教育に関する時間をおくなど、改善につとめたが、その後委員会も性格上その運営内容を大きく前進させることは困難であった。

④ 以上みてきたように、従来、部落問題の認識や同和教育の諸方策、諸体制は大きく発展してきたが、それらはややもすれば差別事件の生起や解放同盟、学生部活研の批判等を契機として促進され、大学の内部からの主体的なとり組みによって常に積極的かつ系統的におこなってきたと言ひ難い。

このことは、現在の体制には大きな弱点があり、これを主体的に強化することが最も必要であることを考えさせるものである。

II 今後の方向

1. 新制大学の教育は、専門学術の教育をおこなうばかりでなく、民主的な全人教育との統一においてそれをおこなわなければならない。したがって、平和と民主主義を教学の基調におく本学では、教学体系の上で一般教育の改善と小集団教育の確立を軸とする教学全般の充実・改善、学生自治活動の民主的な発展をはかつて、その実現につとめているが、その一環として部落差別をなくす教育、同和教育を民主教育の基礎にかかわる教育として重視する。

部落差別は、身分的な差別による地域、職業の差別であり、その差別は政治・経済・文化その他社会の全般にわたるものであって、基本的人権そのものにかかわっている。しかるに、部落差別を温存するのみならず、これを拡大する社会の現実のなかで生活しているわれわれの多くは、意識するのと否にかかわらず、差別を吸収し、差別意識を有している。したがって、部落差別の歴史的社会的な内容とその諸実態、その内的な連関を明らかにするなかで、われわれのもっている意識の内容を認識し、われわれが部落差別の現実社会的責任を有していることを自覚して、差別意識の克服につとめるとともに、部落を解放し差別をなくしていく立場に立つよう教育すること、これが同和教育の目的である。そして、このような同和教育こそ、また、われわれが目指している民主教育の根底を確かなものにするであろう。

このような観点にたつて、われわれは昭和三八年八月の「部落問題の正しい認識のために」で表明した同和教育の基本的方向を再確認するとともに、従来の弱点を克服して、その内容を質的に発展させ、同和教育のいっそうの推進をはかりたい。

2. 同和教育を推進するためには、教職員の主体的条件、すなわち部落問題についての認識とその姿勢を高めることが第一に必要である。すでに見てきたように、差別事件を契機とする全学的な討議を通じてその認識は教職員の間次第に浸透し、かつ、深まってきたが、「差別」の社会的な意味

とその諸形態の認識こそ部落問題の正しい認識の基礎となるものであるということについては、きわめて欠けるところがあったと言わなければならない。

新制大学における全人教育は民主教育を内容とするものであり、同和教育は基本的人権にかかわる教育として民主教育の基底に位置づけられるのであるから、その意味において教職員の「差別」の問題にたいする正しい認識と同和教育への積極的なとりくみは、現在の教学充実と関連して、とくに要請されるものである。したがって、「差別」の問題にたいする正しい認識を高めるための教職員の学習会は系統的におこなわれることが望ましい。

第二に、研究が教育の前提となる大学においては、部落問題の研究をこれと関連する諸専門領域にひろげ、その成果がそれぞれの教育に反映することが望ましい。大学における研究と教育の実態は、それぞれの専門領域に分化しているので、隣接領域との共同的な研究や総合的なテーマを対象とした共同研究を組織することには困難な実情がある。したがって、一方では、部落問題の研究の積極的な中心をひろげること、他方では、種々の共通な、とくに教育上のテーマなど設定して、これを対象とする多様な共同研究の形態を組織すること、などが必要であると思われる。これらの研究活動を組織するためには、大学として部落問題に関する研究会の充実・強化を援助することを考慮すべきであろう。

3. 部落問題にたいする学生の認識を高めるためには、一般教育の改善、小集団教育の確立を軸とする教学改善の努力と結びつけながら、民主教育の重要な一環として、正課、課外の両教育分野を通ずる総合的な視野に立つて、個々の方策をそれぞれ位置づけ、これをおしすすめるべきである。

① 新入生にたいしては同和教育のためのパンフレットを配布し、啓蒙をおこなう。この啓蒙活動は各学部の条件に応じて他の諸形態（講義、講演会等）と結び付けることが望ましい。

② 部落問題対策会議は、年度毎に新入生にたいするパンフレット配布、講演会の開催、「土曜講座」の特集の年間計画を作成し、提案すべきで

ある。

③ 教職科目「同和教育」は本学における同和教育の中軸的な役割を担うべき科目として設置されたのであるが、その趣旨は十分具体化されず、全学に徹底もみなかった。したがって、この科目設置の趣旨を大学の基本的諸機関で再確認し、改めてこれを全学に徹底するとともに、次の諸方策を検討すべきである。

(イ) 「同和教育」の受講者はあらためて同和教育のためのパンフレットの配布をうけ、それによつて基礎的な学習をおこなう。右の学習を前提として、「同和教育」の講義は単元に分ち、政治・経済・歴史・文化など各領域にわたり、部落問題の基本に関する講義をおこなうこととする。

(ロ) 「同和教育」運営の責任機関として、教職課程委員会を位置づける。委員会は、年度毎に、大学協議会の議を経て各単元の開講テーマをさだめ、その担当者の推薦をこれに関連のある教授会に依頼する。

(ハ) 「同和教育」の内容を充実するために、部落問題及び同和教育の研究体制を強化する。ここに提案した開講方式は、その共同研究体制を推進することに役立つであろう。

④ 部落問題に深い関連を有する科目においては、教員の研究の主体的条件がととのうならば、その講義のなかでこれを取り扱うことが望ましい。また、部落問題に関する研究会の活動の成果が、それぞれの講義の関連のある局面に反映することが望ましい。

4. 現在部落問題ないし同和教育については、大学の基本的諸機関がこれにとり組む体制とその姿勢が一応ととのつてはいる。しかし、教学と行政を結び付けて日常的にこれととり組むべき部落問題対策会議及び教職課程委員会、研究・教育上の軸となるべき部落問題研究会の体制については、すでにみてきたように、問題が存在する。

① 部落問題対策会議の任務は、これを構成する部局の部落問題、同和教育に関する討議や施策の連絡、吟味、調整にあたること、この問題についての総合的な施策を学内理事会、大学協議会等に具申すること、教職

員や学生にたいする啓蒙活動を組織することなど考えられるが、同和教育の推進について日常的にはこの機関の積極的な活動に負うところが少なくないから、大学の基本的諸機関との関連においてその運営を改善することが必要である。すなわち、学内理事会及び大学協議会の対策会議にたいする連繫をつよめるために、教学担当常務理事がその主宰者となる必要がある。また、対策会議の活動を主体的にすすめるための一つの体制として、当該年度の教職科目「同和教育」の担当者をこれに加えることが望ましい。

② 大学協議会及び各学部教授会との関連で教職課程委員会の体制をつよめるために、その委員長には、教学担当常務理事があたるべきである。

③ 同和教育を推進するためには、その前提として部落問題の研究体制をつよめることが一つの柱になると考えられるが、そのためには部落問題に関する研究の中心が確立、強化される必要がある。部落問題の研究体制、したがってまた、研究内容がすすむことは、同和教育の推進、教職科目「同和教育」の運営についても、また、本学が責任を負うべき体制をつくることとなる。

5. 新制大学の理念にもとづき、同和教育を民主教育の基礎にかかわるものとしてとらえ、これを推進するには、全学的にその意義を認識して、それを主体的におしすすめる意思を統一することが必要である。今回の事態をふりかえってみると、大学としてその主体性に重大な弱点があったことを否定できない。今後の課題は全学の努力によつてこの弱点を克服することにある。それには、差別的認識の徹底、その内容の明確化を中心にして、研究・教育の体制、大学自治など主要な問題について教職員の間で討議をつづけ、一致点を拡大して、全学の意見を統一しようつとめなければならぬ。このことなくしては、同和教育の推進は主体的なものとなりえないであろう。今回の総括で見出された諸欠陥、当面の諸問題もこの点に関連している。

以上

六五一 立命館大学における大学自治(案) (総長選挙規程改正案)

討議資料V ☆

一九六七(昭四二)・一一・二四(理事會)

まえがき

この討議資料は、総長選挙規程改正の作業を進めるにあたり、その理念ないし原則とも言うべき「大学自治」の問題について、全学的な討議(検討と確認)を行なうためのものである。この問題に関する討論は、「総長選挙規程改正準備委員会」の段階において、必ずしもじゅうぶんなされてきたとはいえない。

ここで「大学自治」の問題について討議を行なう場合は、一般論をするのではなく、立命館の現状に即し、また「大学自治」に関する立命館の特徴的な考え方やおよび制度をふまえて論ぜられなければならない。

I 総論

1. 大学自治の意義

(1) 大学自治は、学問の自由ならびにその発展を保障するための制度であるが、系譜的に見れば、学者の特権として生まれたもの、教育に関する自由権として生まれたもの、および市民的権利の一種として生まれたものが混交している。いずれにしても新たな思想、新たな学問は、一方で支配的な政治勢力、経済勢力との闘い、他方で諸イデオロギーの対立の中に置かれるのだから、学問の研究、教育のためには、大学自治が高度に保障される必要がある。

(2) 大学自治の法的根拠は、憲法二三条(学問の自由の保障)およびそれに関して歴史的に生成、確立されてきた諸慣行である。大学自治の効力は、国家権力に対してのみならず、制度上の保障としては、政治的、経済的、社会的等その他の外部勢力に対して及ぶものと解される。

(3) したがって、大学自治の基本的内容は、大学における学問の研究、教育

活動が、外部勢力による支配、介入を受けることなく、大学の自主性において行なわれることである。そして、上に言う学問の研究、教育活動とは、本来(イ)学問の研究、(ロ)その成果の発表、(ハ)その成果に基づく教育を意味する。

(4) しかし、注意しなければならないことは、大学自治はそれ自体が目的ではなく、それによって学問の真の発展と豊かな成果をもたらせ、それがひいては国民生活の向上、人類の福祉に役だつという確信に基づいて、歴史的、社会的に認められてきた手段的価値であるということである。

(5) その意味において、大学自治によって保障される学問の研究、教育活動は、国民ならびに人類に貢献するものでなければならず、また戦後ことに大学の民主化、「そうげの塔」からの脱皮が要請されてきたのも、そのためである。すなわち、大学もそれじしんの社会的制度である以上、社会的責任を負い、真理を広く人々に開放することは大学に課せられた社会的責務である。

(6) かくて、現代における大学自治の理解は、単に外部勢力からの制約を免れるという消極的、形式的な把握から、学問の研究、教育活動が社会的性格をおびるといふ積極的、実質的な把握へと進まなければならない。

(7) 立命館においても、平和と民主主義の教学理念を追求しつつ、上のような大学自治の原則を堅持し、その内容をいつそう充実するよう全学的に努力を傾けてきた。本学のいわゆる「長期計画」において、特に新制大学の教育理念、すなわち一般教育を基軸とする全人教育を旨とし教学改善の方向を策定したのも、大学自治のこのような内容の具現を思考するものにはかならない。

2. 大学自治の保障

(1) 大学自治およびそれによって保障されるべき学問の研究、教育活動の自由は、過去において幾たびか政治的、経済的、社会的その他の外部勢力と衝突することがあった。ことに大学自治の危機は、思想および学問の自由が国家権力によって圧力を加えられるときに生じたのである。大学自治の要請は、既に述べたとおり、外部勢力の支配、介入を排除するものであるから(1)(2)、(3)参照)、大学は治外法権を有するのではないけれども、国家権力による干渉は厳重に抑制されなければならない。

(2) しかし、大学自治は、外部勢力からの干渉だけでなく、内部問題に起因して崩壊することが少なくない。その意味で、大学内部における民主的な体制ならびに大学の各構成部分の責任ある体制が確立されて、はじめて大学自治は保障される。

(3) 大学自治は、学問の研究、教育活動の自由を保障するための制度であつて、自治の名による独善、自由の名による放縦は許されない。政党からの支配、介入を拒否するならば、みずから政党活動を慎重にし、経済団体からの支配、介入を拒否するならば、無原則な外部からの経済援助を自制しなければならぬ。そうでなければ、やがて大学自治は守りえないものとなるであろう。

3. 大学の当面する問題

(1) 大学管理法の立案に見られるように、最近政府による上からの統制の性向が強まってきていることは、大学自治の基本にかかわる重大な問題であろう。特に大学における研究、教育と直接的な関係をもつ大学設置基準について、その改定の動きがあることは、このような政府の文教政策との関係で、注目されるのである。

(2) 経済団体の中には、さまざまな形で「民主的文化人」の名簿を作成、流布しているものがあり、また学生の就職にさいし半ば公然と思想、学生運動、支持政党等にわたる調査が行なわれている事実が目だっているが、これらは大学における民主的な研究、教育活動の圧迫となり、思想および良心の自由（憲法一九条）、集会・結社・表現の自由（憲法二一条）、学問の自由（憲法二三条）等の諸権利を侵す恐れがあるものと言わなければならない。

(3) 文教予算の貧困は、大学にたいする米軍ないし国内諸企業からの研究費の導入をもたらし、それが大学における研究活動の自主性を阻害するという問題を生じている。

(4) ことに私学においては、財政の困難が学生納付金の引き上げ、定員の二倍にもなる学生数の増大をきたし、その反面教学条件が著しく低下するという悪条件の重畳を招いて、大学自治を内部から掘りくずす要因となっている。

II 大学自治と理事会

(1) 私学において、その経営責任を負う理事会は、大学自治に関し、研究、教育活動の自由を確保するとともに、その発展のために必要な諸条件を整備する使命をもつ。

(2) しかし、私学の中には、理事会が明確な教学理念をもち、あるいは大学を企業視するような誤った意識から、経営主義的な傾向に走るものが少なくない。

さらに、理事会がその権限を拡大、強化しようとするところから、理事会と教授会との間に疎隔、衝突を生じ、そのため大学自治を内部から崩壊させている事例も少なくない。

(3) 本学においては、理事会構成員全体ならびにその制度の特徴である「学部長理事制」が、教学と財政との統一を図り、また大学自治を守る上で、一定の役割を果たしてきたものと見ることができよう。

(4) しかし、理事会に対してはなお立命館における教学上、財政上の現状と問題点を的確に把握し、大学自治の内容をいっそう充実させる方向で、明確な学園政策を提起していく積極的な姿勢が要請される。そして、教職員ならびに学生からの理事会の孤立化を防ぐためにも、さらに理事会の民主的で責任のある体制と運営について検討を加え、その改善の努力を継続していくことが必要であろう。

III 大学自治と学部教授会

(1) 大学の本来の機能は学問の研究と教育、すなわち真理の探究と伝達にある。したがって、大学自治の主体は第一次的に、研究Ⅱ教育者の組織であり、かつ大学における研究と教育に対し直接責任を負っている学部教授会であると言わなければならない。事実わが国では、学問体系を中心に形成されてきた法科大学、文科大学、理工科大学、医科大学等、各分科大学教授会の独立性が、今日言う大学自治の基礎をなしたと見ることができよう。

(2) 学部教授会の自治は、学部における研究、教育活動に関し重要な事項を自主的に決定しうる権能である（「学校教育法」五九条参照）。その主要な内容は、(イ)学部の人事、(ロ)学部における研究、教育の内容および方法、(ハ)学部における研究、教育の目的達成に必要な措置、(ニ)学部における研究、教育のための施設、設備の管理、運営である。

(3) 総合大学においては、学部相互間の意思調整を行ない、各学部が協力して大学自治の実をあげるよう努力することが要請される。その意味で、学部教授会自治の主張には、常に総合大学としての視点が伴わなければならない（第一回大学協議会「了解事項」参照）。

(4) 本学では、研究、教育に関する大学全体の基本的な方針を確立し、また各学部共通の事項を審議決定するために、大学協議会が設けられている。大学協議会は、一方で学部教授会の自治に基礎を置きつつ、他方で大学自治の結節点となり、大学の教学に関し統一的意図を形成するための最高の機関として位置づけられる。

(5) さらに立命館においては、高校校が総合学園としての一環をなしている。大学自治そのものに関して言えば、高校校と大学との間には差異が存在するが、高校校についても、その教育活動の自主性、したがってまた教員会議の自主性が、大学における場合に準じて、尊重されなければならない。

VI 大学自治と職員組織

(1) 職員組織は、研究、教育に必要な事務を行ない、教学のための具体的諸条件を整えるという職責において、大学自治の一斑をになう。特に学生に対する教育責任については、職員も教員と協同の関係に立つ。

(2) したがって、職員は、大学における研究、教育の自主性について、じゅうぶんな認識をもち、その執務の体制を確立するとともに、執務の内容を充実させるよう努力しなければならない。

(3) この課題は、上からの指揮、命令の系統を強めるといふ方向によってではなく、下からの民主的な体制を基盤とし、すなわち各職場の自発性、ならびに

「部課長会議」等を通し職場相互間の緊密な連繫を保持することによって、よく達成される。職員組織については、特にその官僚化をさけるよう、日常的に留意されるべきであろう。

V 大学自治と学生自治

1. 学生自治の位置づけ

(1) 大学自治は、歴史的に研究、教育の第一次的なない手である学部教授会の自治として確立されてきた（III-1参照）。学生は、一面において教育、補導の対象と見られるが、他面において大学における研究、教育にたいし積極的に参加し、ともに協力して大学自治の目的を実現すべき立場にある。すなわち、学生もまた大学という共同体の一員にはかならない。その意味において、学生自治は基本的に、大学自治の一構成要素をなすものと言えるであろう。

(2) 上のように、大学自治との相関性において学生自治が位置づけられることのほか、学生自治の認められる積極的な根拠として次の点があげられる。(イ) 大学教育において、学生は単に教育を受ける者として受動的な姿勢をとるのではなく、未知の世界に対する研究心、また既成の学問体系に対する批判的精神をもって、能動的に学問と取り組むことが望まれる。そのためには、学生の研究、発表の自由ならびに自主性が尊重されなければならない。(ロ) 学生の立場から、カリキュラム、講義その他広く大学のあり方について問題を提起することが、大学における研究、教育の発展にとって有効であると考えられる。

(3) 学生自治の範囲は、直接勉学に関する問題だけでなく、学生生活に関しても認められなければならない。

(4) 本学において、学生はどのような自治能力と責任をもちうる主体として、すなわち大学における研究、教育活動に積極的な関心と意欲をもち、その意味で大学の教学を推進するために一定の力量をもつ主体としてとらえられている。立命館に特徴的な制度である全学協議会、五者会談、学園振興懇談会等は、いづれもそうした趣旨に基づいて設置され、運営されてきた。

2. 学生自治の問題点

- (1) 最近国立大学においては、学寮ならびに学生会館の管理、運営をめぐる紛争が続発し、また私立大学においては、その財政事情から学生納付金の引き上げ、学生数の増大、さらに教学条件の低下等の問題を生じて（I—3—4）参照）、それらが大学当局と学生側との鋭い抗争を引き起こす要因となっている。
- (2) また、大学における研究、教育にかかわる国の政策や文部行政に対してはもとより、広く現代の政治や社会に対して、これを問題にし批判する学生の動きが、一般市民にも、また学生相互間においてさえ理解されず異質なものと受け取られ、そのため一部の学生（特に活動家）の中に孤立間と焦燥感を深めている。
- (3) さらに、大学自治と関連し、また学生自治と交錯するところの「学生運動」が、運動路線ないし政治的見解の対立から派閥間の抗争という状況を激化させ、大学があたかも学生集団の対立、抗争の場と化するような事態を現出している。
- (4) 上記のような問題状況の中で、大学側と学生側との相互不信、また大学自治と学生自治とを対抗的にとらえ、あるいは大学自治と学生自治とを分離的に考える傾きが、互換的に大学側、学生側双方で促進されている。それとともに、学生運動において、その形態が対権力闘争として、あるいは派閥間抗争として先鋭化し、いわゆる暴力問題の多発化する傾向にあることは、注意されなければならない。
- (5) 現時の社会ないし学校教育制度のひずみは、大学における学生の質的変化をもたらせている。それは、正課の講義や演習にたいする受動性であり、また課外の活動にたいする著しい消極性であり、さらに学生としての自覚やモラルの欠如に現われる。このことは、大学教育の上に重大問題であるばかりでなく、学生自治が依拠すべき大衆的基盤の存否にかかわる問題ともなっている。

3. 学生自治確立の方向

- (1) 学生自治の確立には、何よりもまず、学生全員の加入をたてまえとする学生自治組織の基盤に立ち帰り、組織内部の民主主義を確立することが急務と考えられる。
- (2) 全国的な広がりをもつ「学生運動」と、それぞれの大学において歴史的、経験的に生成されてきた「学生自治」とは、必ずしも相おおうものではない。特に学生自治に関しては、それが各大学における研究、教育の機能と無関係に存在するものではなく、また自治の主張には、自律と責任、自治活動についての的確な認識と適切な判断の伴なうことが要請される。
- (3) 学生が暴力にうつつたえることは、もはや学生自治でも学生運動でもない。かえって、これまで築きあげてきた大学自治および学生自治を危うくするものである。研究、教育の場である大学においては、運動路線ないし政治的見解の対立は、民主的な討論を通して克服していかなければならない。暴力にたいしては、大学当局も学生側ともに、これを絶対に許さないと厳しい姿勢が必要である。さらに、一たび生じた暴力問題の解決には、大学側においてはその教育責任を果たすというしかたで、また学生側においては学生じしんの問題として、その解決の原則的方向性を追求し、相互に将来暴力問題が継起しないよう努力しなければならない。その姿勢がなければ、やがて警察権を大学へ導入し、大学自治の崩壊を結果することになる。
- (4) 学生の大学にたいする不信感を除去するために、大学側と学生側との話し合いが必要とされるが、特に教員と学生との幅広い対話の場をもつことが有効と思われる。それは、単に人間的接触をするというのでなく、学生の知的欲求にこたえ、学生とともに考えようという姿勢で行なわれるべきであろう。

六五二 『立命館大学教学白書』〔抜粋〕☆

一九六八（昭四三）・三 国庫負担にかんする委員会

大学白書作成小委員会

公刊に際して

私立大学に対する大幅の国庫補助を要請する運動のなかで、この運動の正当性を裏づけるためには、どうしても私立大学の現状をはつきりさせておく必要が起つてきた。こうして、わが立命館大学の国庫負担にかんする委員会に属する組織として「白書作成小委員会」がつくられたのは、昭和四〇年九月のことである。それから二年半、いま、ようやく「白書」を公けにしうるはこびとなつた。作業のむつかしき、委員たちの繁忙など、いくつかの理由があるにしろ、このように長期間を要したこと、にもかかわらずその成果が十分なものでなかつた点についてはここに心からおわび申しあげる。

とはいいなから、こんごともこの種の調査を続行し、年度ごとの比較を可能にしたいというのが小委員会の総意である。そして、この白書を皮切りに「立命館大学基本調査」が恒常化され、できるだけ完全な報告書がつくられることを小委員会は切望している。

なお、おことわりしておきたいことがいくつかある。すなわち、執筆者が項目ごとにちがうために、用語や文章の構成が全体として統一されていないこと、内容については全員で共同討議を重ねたが、しかもなお事実の評価などにおいて執筆者の主観がのこされていること、項目の設定や内容の検討については、共同討議の時間が限られていたこともあって、いろいろ欠陥があるであろうし、資料もすべてを網羅したわけではないので見苦しい点があるであろうこと、などがそれである。各項目の担当者はいちいちその氏名を明示することを避けたが、これは文責は小委員会そのものが負うというたてまえによるものである。しかし、念のために、小委員会の構成メンバーの氏名や所属は次のページに掲げておいた。

最後に、本学においてはじめてつくられたこの白書が、不完全なものであるにしろ、できるだけ各方面で活用されることを念願して筆をおくことにする。

一九六八年三月

前芝確三

白書作成小委員会の構成

（自 昭和四〇年九月
至 昭和四三年三月）

委員長	（昭和四〇年度国庫負担 委員会副委員長）	前芝確三	（法学部）
委員	（事務局長・編集担当）	望月喜市	（経営学部）
	（編集・執筆担当）	田村悦一	（法学部）
	（執筆担当）	芦田文夫	（経済学部）
	（同）	武藤守一	（同）
	（同）	星川順一	（経営学部）
	（同）	岡田至雄	（産業社会学部）
	（同）	岩井忠熊	（文学部）
	（同）	辻村寛	（理工学部）
	（同）	加藤睦夫	（経済学部）
	（同）	永原誠	（文学部）
	（同）	加藤隆平	（理工学部）
	（同）	真田哲郎	（同）

立命館大学教学白書

目次

はじめに

- 〔1〕 大学白書作成の意義
- 〔2〕 白書作成運動の経過

第I章 私立大学の位置

- 〔1〕 国家権力と私立大学
- 〔2〕 新しい教育理念における私立大学
- 〔3〕 私立大学の実態

第II章 研究・教育の条件

A 研究体制の問題

- 〔1〕 大学における研究の意義
 - (1) 旧制大学
 - (2) 新制大学
- 〔2〕 立命館大学における研究
 - (1) 研究体制
 - (2) 解決の努力
 - (3) 問題点

B 教育の条件、教育体制上の諸問題

- 〔1〕 教育施設・設備
 - (1) 教育施設の現状
 - (2) 図書および図書施設の実情
- 〔2〕 教育組織
 - (1) マスプロ教育の実態
 - (2) 教育組織の体制とその実態

第III章 研究者の生活条件

〔1〕 まえがき

〔2〕 収入と副収入

- (1) 視 点
- (2) 総収入と副収入
- (3) 副収入をえた理由
- (4) 「収入と副収入」についての意見の自由記入

〔3〕 生活費と研究費

- (1) 問題点
- (2) 研究・教育のための個人支出
- (3) 生活費
- (4) 家計支出のうち研究費のしめる比率
- (5) 現在の借金額
- (6) 「生活費と研究費」についての意見の自由記入

〔4〕 生活時間

- (1) 視 点
- (2) 一週間の平均生活時間分析
- (3) 「生活時間」についての意見の自由記入

〔5〕 住 宅

- (1) 住宅の困窮
- (2) 「住宅」についての意見の自由記入

〔6〕 健康状態

- (1) 「健康状態」についての意見の自由記入
- (2) 「健康状態」にかんする調査結果

〔7〕 その他

- (1) 福利厚生
- (2) 休 職
- (3) 社会保障
- (4) 停年制と退職金

(5) 老令保障

第四章 学生の生活

(1) 学生生活実態調査

(2) 学生の家庭

(1) 家庭の所在地域と職業分布

(2) 年間所得階層別の分布

(3) 家庭からの仕送り金額

(3) 学生の経済生活

(1) 生活費

(2) アルバイト

(3) 奨学金

(4) 学生寮

(4) 二部の学生

(1) 二部学生の構成

(2) 勤労学生の実態

第五章 大学財政の危機

(1) はじめに

(2) 経常部における収入

(3) 経常部における支出

(4) 臨時部における建設支出

(5) 臨時部の建設資金の調達状況

第六章 国庫助成の歴史と現状

(1) はしがき

(2) 私立大学制度の改革と国庫助成

(1) 私立学校法の制定と国庫助成

(2) 私立学校振興会法の制定と国庫助成

(3) 私立学校教職員共済組合法の制定と国庫助成

(3) 私立大学に対する国庫助成の実績

(1) 私立学校振興会による融資

(2) 国の補助金

(3) 免税措置

(4) その他

(4) 国庫助成運動の現状と問題点

(1) 国庫助成運動の現状

(2) 国庫助成運動の問題点

(5) むすびー臨時私学振興方策調査会批判を含めて

(1) 臨時私学振興方策調査会批判

(2) むすび

表、図表一覧

主要資料目録

国庫助成関西協議会・日本学術会議等関係資料

はじめに

〔1〕 大学白書作成の意義

(1) 昭和三十八年以來、私立大学は、授業料値上げ紛争をきっかけとして、大きく揺れ動き続けてきた。戦後二〇年を経て、今や新制大学がひとしくその総括をなすべき時期となっているが、私大をめぐる諸問題は、その危機感を日増しに濃く示しつつ、ある。ここ数年の私立大学の問題は、その経営における財政的困難から生じたものとして顕在化しているが、私大の危機といわれるものは、単に財政的危機に止まるものではなく、実は、そのために、私立大学における研究と教育が劣悪な条件のもとに追いやられ、大学の本質自体が危殆に瀕しているところにこそ、その問題が提起されねばならないであろう。

現在、私立大学が、わが国における高等教育の大きな部分を担当し、多数の卒業生を社会に送り出すばかりでなく、学術研究の機関として極めて重要な社会的機能を果たしていることは周知の事実である。特に、近年の学生急増対策において、その施策がほとんど私大に期待されたことに見る如く、国家の教育体制を支える中心的な地位をも占めるに至っている。

しかしながら、このような私立大学の機能にもか、ならず、この私大の体制を支える国家の姿勢は全く消極的であるといわねばならない。国家の財政的保障がほとんどなされないうために、私立大学はその財政の大半を学生納入金に依拠し、国公立大学に比して一〇倍に及ぶ学費負担が課せられており、この数字は、物価の騰貴に従って一層大きくなる傾向がある。他方それにもかかわらず、私大における教育・研究は極めて低い条件にあり、国公立大学との不均衡は更に拡大されている現状である。かかる事態は、わが国の高等教育と、学術研究の水準の維持・向上の面からも憂慮されねばならない。

(2) われわれは、私立大学における人的物的諸条件を改善して教育・研究の効果を増進するために、更に、私立大学に学ぶ学生および父兄の負担を軽減して国公立大学との不均衡を是正するために、国庫による大幅な私学助成の緊急の必要性のあることを強調するものであるが、この私学助成が国家の責任であることを示すためには、以上に述べた諸点を明確にしてその実態を訴え

る必要がある。ここに白書を作成するに至った動機と意義は、この国庫助成運動の要求の基礎づくりにあることを、まず第一に指摘したいと思う。

次に、白書作成運動を通じて、教職員のわれわれは、現在の私立大学およびわが大学の実態を再認識して、自己のおかれている立場を再確認し、正しい問題意識を持つことができるであろう。この白書が、われわれを啓蒙するものでもあるところに、白書の第二の大きな意義が示されるであろう。

更に、現在の私大問題は、国公立大学をも含めた「日本の大学問題」の最も鋭い集約的な表現形態であるといつてよい。従つて日本の私大問題の中にこそ、大学問題の本質とその解決への鍵がひそんでいるのである。われわれは、この白書作成運動が、単に、わが大学、また日本の私立大学のみのものでなく、広くわが国の大学問題、国民教育の問題の解明に貢献するであろうことを深く期するものである。

〔2〕 白書作成運動の経過

(1) 昭和三十八年四月、われわれは、私立大学の研究教育に直接責任を持つものとして、「国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会」を結成し広く国民運動として国庫助成要求の運動を展開することを誓ったが、この運動のなかで、以上に述べた線に沿った白書作成運動の推進が決議されたのであった。

私大白書作成の方法としては、

(i) 関西連絡協議会が、白書の内容項目のモデルを作成し、各加盟大学においてその内容を肉づけして、統一した白書を作成する方法。

(ii) 各加盟大学が独自の白書を作成し、関西連絡協議会が、その共通項目を集約してまとめる方法。

の二通りが考えられた。理想からは(i)の方法が望ましいとされ、協議会事務局においても若干の努力はなされたが、諸大学の問題意識の間にはかなりの較差があり、取り組みの力量の差もあつて、計画は進行しにくい状態であつた。そこで、(i)と並行して、(ii)の方法により、各大学において自由に白書作成運動を展開することが勧められ、本書は、これにより作成されることとな

つたものである。

- (2) 立命館大学では、「国庫負担に関する委員会」（昭和四〇年一月発足）がこれに取り組み、同年夏から白書作成運動を展開した。まず、国庫負担委員会に、白書小委員会が附置された（同年九月）が、白書委員は、国庫負担委員会の構成員ばかりでなく、それぞれの項目の領域における専門の諸教授にも参加を要請し、国庫負担委員会からは独立した構成をとった。なお、国庫負担委員は一年ごとに改選されるが、白書委員は、その性格上白書作成まで非改選のまま留任して今日に至っている。

昭和四〇年度は主として項目設定と基本的な問題の討議に、翌四一年度は教員及び学生に対するアンケート調査の実施と整理に費し、更に四二年度において、内容の詳細な討議と集約を行なったが、国庫負担委員会にも随時問題を提起して、両者は緊密な連絡を行なってきた。また、教授会はじめ関係諸機関にも意見を求めるなど、全学的な取り組みを試みたつもりである。更に、項目設定に関しては、関西連絡協議会の白書作成委員会において報告、討議に付し、諸大学の意見を調整する機会を持ったが、これは、他大学における白書作成運動との連携の上で、効果が少なくなかったと思われる。

他大学の白書作成運動と並行してこれを展開し、できるだけ統一した内容や形式により作成することがわれわれの望みでもあり、また、関西連絡協議会の意図でもあったが、既に計画されて二年余を経ていることでもあるので、まず、協議会における白書作成運動の足がかりとする意味をこめて、本書を立命館大学独自のものとして一応まとめることにした次第である。

〔注・本文第一章―第七章および表、図表一覧、主要資料目録等（省略）〕

六五三 最近の学生運動についての大学の基本的な姿勢

〔一九六八（昭四三）・五・二五 大学協議会〕

最近の学生運動をめぐる情況は①活動者相互間の実力的対立、②一般学生にみられる派閥間対立に対する警戒と運動への一般的関心、③学生の大学教学に対する不満、④大学に対する具体的な事象を通しての国家的干渉がうかがわれる。

こうした当面の情勢に対応して、以下のような姿勢の確立が急務である。

- ① 現時点における学生問題は、教学の問題として深め、従来のあり方の再検討を行なう必要がある。
- ② 具体的事態のなかにおいても、大学として教育的視点に立って、学生大衆を基盤とした運動の確立と活動の相互尊重による民主主義的討論の推進が基本問題であり、その努力と立場の貫徹なくして暴力行為等の不詳事態は防ぎえない。
- ③ 当面の対処としては、学部及び全学での補導体制を強化しつつ、他方教職員が、大学自治・学生自治・大学における教学がいかにあるべきかの全学的一致をもとめて行くことを基本として全教職員各々が具体的な行動を伴って対応すべきである。
- ④ 大学自治の一方の担い手としての学生の諸機関における論議をひき起こしつつ、五者会談、学振懇、全学協という制度的ルートで積極的に問題を提起して行くことが必要である。

⑤ しかし、現在の事態はたんに学生運動上の対応だけでなく、学生が現在何を求めているかを踏まえつつ、大学教育のなかで社会的責任と社会的活動のあり方についての正しい認識の育成を図るための具体的措置の確立が必要であろう。

以上の諸点の検討を行ないつつ、諸大学においてみられる局面における対処策に止まることなく、事象を通じて大学自治と学生自治のかかわり方の追究が緊急に尋ねられている事態である。

六五四 大学自治に関する討議資料

一九六八(昭四三)・九二二 大学協議会

ま え が き

今日、様々に論じられている大学問題は、個々の大学の特殊な事情によるものだけではなく、客観的には、現代の大学の新しいあり方をめぐるすべての大学におわされた課題であるといえよう。このような中であつて、わが学園においても、すべての教職員・学生による、よりすぐれた教学と自治が確立されなくてはならない。

いま、総長選挙規程の改正討議が学園をあげてとりくまれていたが、教学の最高機関の任を負う本協議会としても、すべての教職員に対して積極的に大学自治に関する問題の提起を行うことが必要であると考え、七月以来小委員会を設けて、問題点の整理をこゝろみてきた。

この資料は、その一応のとりまとめであつて、それぞれの機関・職場の討議が重ねられ、内容づけられて、全学のものとなることを念願している。

大学自治に関する討議資料

一、旧制大学と新制大学

A 旧制大学の目的・性格

(1) 国家の必要とする教育と研究を目的とし、かねて国家思想の涵養を目指す大学令に基いて設置された。

(2) 当初の私学は反官僚的性格もあつたが、やがて国立大学の従属的補充的地位に墮し、さらに権力に迎合するに至つた。

(3) 教授の特権的地位、管理の専決権など、いわゆる象牙の塔的大学であつた。

(4) 学生は少数エリートの地位を社会的に保障される。

(5) これは、わが国の後進資本主義(国家主義)―独占支配―国家独占資本主義(大衆抑圧と侵略主義)の文教政策への反映であつた。

B 新制大学の目的・性格

(1) 日本国憲法の保障する基本的人権としての学問の自由と、教育基本法の平和と真理の追求を基調とした教育・研究を通じて、人類社会の福祉に貢献する。

(2) 国民のための高等教育機関として位置づけられる。

(3) 旧制師範を廃止し、各大学にも教職課程を設置した。

(4) 大学の急増、大学の巨大化、総合大学化、あらゆる階層に広く基盤をもつ学生の大衆化がみられる。国民大衆と広く結びつく点での積極面をもっている。

(5) これは敗戦による民主化の発展の、文教政策への反映である。

C 新制大学の諸問題

(1) 新制度への切り換えが円滑に行われず、教学理念が実体化されていない。

(2) 学生の大衆化、マス化に対応できず、教育の不在が問われ、学生に規格化、画一化を押しつけている。そして、学生の自主ゼミやサークル活動で補われている。

(3) 大学の新しい変化に対し、教職員とくに教員に旧制大学の特色を温存しようとする意識が残っている。(専門優位。)

(4) 教育民主化運動の進展にもかゝらず、占領政策の反動化、それに続く国家独占資本の復活強化が大学の質的変革を妨げ、矛盾を次第に拡大した。

D 新制大学の当面する課題

(1) 一般教育を軸とした教学体系の確立が必要であり、そのために専門教育と一般教育、高等職業教育と市民的教養との内容、位置づけを明らかにしなければならない。

(2) 国民の教育要求に対応した多人数教育と小集団教育との統合的視点からの検討を行わねばならない。

(3) 古いアカデミズムを克服し、新しい大学における教育・研究の内容と

体制を追求し、実現することが必要である。

- (4)新しい大学のあり方を追求する中で、学生参加を重要な課題としてとりあげなければならない。

二、大学教学の社会に対する責任

- (1)平和で豊かな生活を求めるあらゆる階層の高度の教育要求に応えること。
- (2)国民のための教育研究を実現するために、社会的要請の内容を正しく把握すること。
- (3)産業社会における科学技術革命の進展に伴う教育要求に対し、科学的社会的見地から正しく対応すること。
- (4)大学生の七七％を教育している私立大学の役割、私立大学の積極的独自の意義を明らかにすること。
- (5)私立大学に対する国庫負担の問題を理論づけ、運動を發展させること。

三、立命館大学の教学

A 課題

- (1)憲法・教育基本法の精神に基づき、平和・民主主義・基本的人権を尊重する姿勢を維持する。
- (2)国民の教育要求に応ずる教学体系の確立のため、研究・教育・事務のすべてに、現代化・共同化・総合化の視点を貫く。

B 民主体制の問題点

- (1)学内機構のパイプがつまり、責任体制と民主主義の内容が不明確になつており、内容の分散化、機構の形骸化・セクト化が生じている。
- (2)学部長理事制による学内集団指導体制と民主集中の原則の徹底が必要である。
- (3)そのために、教授会、事務組織（職場会議と部課長会議）の民主化と指導性の確立が必要である。
- (4)民主主義を形だけで評価せず、内容にまでか、わたつたものにしていく

こと。財政についていえば、「公開」が民主主義だとするだけでなく、財政計画についても民主的検討が必要である。

- (5)学園民主主義による諸機構のパイプの確保は、現場の民主的討議と運動に依拠し、大胆に問題を提起して取り組んでゆかねばならない。

四、学問の自由と大学の自治

- (1)教育・研究の自由を守る砦としての大学の自治は、ひとり大学だけの問題ではなく、国民的次元で自覚的にとらえられ、国民教育運動の中での確立が必要とされる。
- (2)そのために、新制大学における学問研究それ自体が、つねに社会的関連において検討されるべきで、真理探求における大学の不断の革新をもつてする人類社会への貢献の仕方が問われなくてはならない。

五、国家権力・社会的諸勢力と大学自治

A 文教政策・文部行政と大学自治

- (1)文部省・中教審に代表される如く、大学の自治能力を疑い中央の管理運営を強めるために大学自治の担い手を学長・人事教授会に限定し、大学構成員の分断を図り、さらに大学の機能を研究と教育に分離していこうとする考え方があつた。
- (2)大学自治を守るといふ建前のもとで、学校教育法に基づく形式的自治論や、施設管理者としての大学という特別権力関係論による大学支配の動きが、近代官僚にみられる。
- (3)国立大学・公立大学では、財政と事務組織を文部省や地方自治体がおさえ、大学の管理運営を行政的に支配しようとしている。
- (4)大学自治に対するこのような攻撃に対して、大学はその自治の担い手としての各構成部門の責任分野と協力関係を明らかにしていくことが必要である。

B 警察権力と大学自治

- (1)大学における教育・研究は真理を追求し、それに基づいて教育するこ

とであるから、本来警察権力とはなじまない。

- (2) 学生運動にともなう警官の構内立ち入りについて、しばしば大学当局が要請すれば自治は犯されないとか、大学の自治が守られたという意見があるが、それは誤りである。大学はあくまでも理性に訴えて、自らの手で自治を確立すべきである。

- (3) 警察権力の介入の問題を大学構内のことに止めず、教育・研究の及ぶ範囲においてとらえていく必要がある。

- (4) 警察介入について令状があれば止むを得ないとする意見があるが、原則的に入れてはならぬことを確認する必要がある。

C 社会諸勢力と大学自治

- (1) 大学もまた社会的存在であり、社会の必要に応ずるべきだとする意見があるが、大学の社会的役割は実利的・直接的なものでなく、学問の特質を正しくとらえた上で、大学としての姿勢を確立する必要がある。なお、就職機会における大学選別など間接介入の形態に注目する必要がある。

- (2) 産学協同・軍学協同については、個人的な研究の見地からではなく、大学の理念、姿勢に立って批判的に検討し、その対応において慎重さが必要である。

- (3) 大学は政治活動について中立であり、宗教活動については特定の場合を除き中立である。

- 学内における個人または団体の政治活動および宗教活動に対して、大学は特別の便宜供与をする関係にはない。

- (4) 学外の社会諸団体からの批判に対しては、介入と批判との区別を明確にし、批判については積極的に受けとめ、反批判をし、または協力して自らを高める確固たる姿勢をもたなければならぬ。

六、大学の自治を守るために

- (1) 大学の自治を守るためには、大学教学を内容的にとらえて、大学を構成する理事会・教職員・学生などの位置づけを明らかにしなければならない。

らない。

- (2) 大学の教育・研究を中心に各構成員が結集し、それを支える基盤として社会的拡がりをもった運動に求めていく。

この構造に示される理事者・教員・職員・学生の共通環を、大学人という概念として把握する。



求心運動と遠心運動の二つの運動が行われる。

七、教員の位置付

- (1) 歴史的には、研究者のみが最高権威として、それ以外の立場はすべて軽視するという、古いアカデミズムによって大学自治の主体を人事教授会に限定するものであったが、これを教員全体の教授会に拡大する必要がある。

- (2) しかし、国民を基盤とした大学の位置づけの中で、大学の機能の多様化、複雑化に対応できる大学自体の変革が必要となっており、その主体を単に教授会だけの自治とすることは、まわりきらない。

- (3) 大学自治の重要な担い手としての教授会と共に、総合大学においては

統合的意思の決定機関として、大学協議会の責任は大きい。

- (4) 大学協議会は、個々の教授会の力量をそこなわず、それを吸収して総合的に一層高められた力量を発揮するため、セクトに陥ち入らず全学的視野に立った討議の場として実質化されるべきである。

八、理事会の位置付

- (1) 日本の私立大学における自治の担い手は、学園の自治として理事者を含むものである。

しかし、財政や人事などを掌握する理事会は、教学と経営との接点はどうあるべきかを明らかにしなければならない。

- (2) とくに、立命館では教学と財政の接点にあつて、それを統一する立場としての学部長理事制をもっており、また理事会の中に学内理事会という慣行を確立してきたが、学部長を選出する教授会との関連などについて明らかにする必要がある。

九、職員の位置付

- (1) 国立大学などでは事務機構の人事と財政が文部省に直結しており、大学自治と結びつきにくい。

- (2) 職員も大学の教学に組み込まれることが必要であり、大学の機能を分担するものとして位置づけられて大学の自治を守る一翼にならなければならない。

- (3) しかし、現実には事務機構が教授会を中心とする教員組織の従属物であるという考え方が、教員・職員の中しにしばしば見受けられる。この従属の概念からは自治は出てこない。

- (4) 職員もまた大学自治の担い手であることを定着させるためには、より一層大学を機能的に把握し、制度化する工夫が必要である。

- (5) 職員の位置づけが、その機能的把握の中で行われず、単純に大学に勤務しているからというだけの視点に陥ち入ると、目的のない事務として官僚化の危険がある。

十、学生の位置付

- (1) 教員と学生を研究能力や知識の違いによって関係づけ、学生は単なる教えられる者として大学の自治に関係しないという考え方があつて、それは教員の研究は研究と教育の統一のもとに実現するものであつて、それは教員の研究は自由だけでなく、学生の学習する自由に基づいた自発的学習研究活動によって支えられるものである。

- (2) 学生の自発的な学習研究は、より積極的な形で、批判する自由が高められるものであつて、教育研究の創造性に深くかゝわってくるものである。このことを抜きにした教員の教育権は、十分なものとはなり得ない。

- (3) このことから、大学教学を基本において、先の職員とともに、学生もまた大学人として共通の場に立たなければならぬのであつて、そのことは学生の立場から大学のあり方について大きな責任をもつことの確認にもつながるものである。

十一、学生自治と学生運動

A 学生自治

- (1) 学生の自治は、学生の生活と権利を守り発展させる観点から出発し、さらに大学の教学の向上発展を目指すものである。

- しかし、学生の組織と運営は独自性をもって展開されるものである。
- (2) 学生自治の内部構造として、学友会と学部自治会、学友会とサークル

諸団体、学寮自治と全学生自治、自治会とその構成員（クラス及び個人）というものがあつて、それぞれの位置づけを明らかにすることが必要である。

また、その運営について、民主制と集中制、多数意見と少数意見の問題の検討を深めなくてはならない。

B 学生自治と学生運動

- (1) 学生の市民運動、キャンパス外の活動を学生運動の中でどうとらえるか。学生自治とどう関係するか、についての検討が必要である。

(2) 市民的自由の中での学生運動が、社会的に果す役割というものをとらえて、階層としての学生運動をみると、学生自治と学生運動とは密接な関係にある。

(3) しかし学生の自治組織は政治課題を第一義として統一した集団ではない。また、大学における自治が市民権としての政治的自由以上の特別の自由を有するものではなく、大学の自治に直接か、わるものでなければ、それは市民運動である。

十二、学生自治と大学のか、わり

(1) 大学自治の構造における学生自治は二つの側面をもっている。

一つはその課題において基本的には大学自治と共通し、他面、大学の内部関係で一定の独自制をもっている。したがって、学生自治は大学の存在にか、わるものであり、それに対する侵害は大学自治に対するものとしてとらえる必要がある。

(2) 学生の側には、教授会自治が大学自治の全てであるとする考え方の反映として、独立的分離的自治論があり、また現在の大学には守るべきものはないとする様な考え方があつた。

大学側としても、それらの検討を深め、今日の大学問題・大学自治の問題が双方の関係の中からとりあげられなくてはならないことを確認する必要がある。

(3) その上で、立命館大学における大学の構成員としての学生が、大学の形成・発展にどう主体的に参加していくのかを、その内容と形式にわたって検討することが必要。五者会談、学振懇、全学協などの組織上および運営上の検討がその出発点である。

(4) 学生の自治には諸分野があるが、その個々の分野に則して大学といかなる内容においてか、わるかを明らかにする必要がある。

(5) 課外活動を大学の教学体系に組入れていくために、顧問制・部長制をどう考えていくかの検討が必要。

(6) 全学連などの学生による横断的な組織・運動は、学生自治とどうか、

わるかの検討が必要。

十三、厚生補導、その他

(1) 学生の実態は、社会および大学の反映であり、大衆化した国民的大学においては、そのとらえ方が前提とならなければならぬ。

現在の学生実態が、様々の立場からの批判をあげているが、大学としての観点は、それに同調したり誤りを指摘するところに止まらず大学の教育努力を含めてとらえなければならぬ。

(2) 教学機能の中で厚生補導活動はどう位置づけられるか。教授会と全学補導機構の関係はどうかの検討が必要である。

十四、大学自治の保障

(1) 大学は教育・研究の場であり、それを保障するために、人的物的準備と運営という経営が存在するのであるから、教学のために経営が存在する基本的観点がくずれてはならない。

(2) 教育・研究はあらゆる内外の干渉から守られねばならず、そのためにこそ大学自治の保障が重要なのである。しかし、大学の自治は守るべきであると主張するだけでなく国民の教育要求に支えられて、その内容が明らかにされない十分な保障とはならない。

(3) そのためには、大学の各構成部分である理事会、教授会、職員(教員と職員は組合組織としても)、学生が、大学教学を守り発展させるために、それぞれの機能において十分な独自活動を行うとともに、連帯運動を行い、大学自体を強固なものにする必要がある。

(4) 大学自治を守る運動は、時には大学の外にまで発展し、民主的諸団体との連帯を必要とし、広く国民大衆の支援にまで発展しなければならぬ。

(5) 現在の大学の危機、教育・研究の危機の克服は、このような広汎な運動の基盤の上でのみ保障されるという確認が必要なのである。

以上

六五 教学内容点検の基本的視角

〔一九六八（昭四三）・九・二五（学内）理事会―教学小委員会〕

一、国民的要請にこたえる教育

(1) 新制大学の意義にもとづいている

- (ア) 国家の必要に応ずる大学から国民の福祉に奉仕する大学への変質。
 - (イ) 大学の大衆化―とくに女子学生の増加をふくむ学生数の構造的増大。
 - (ウ) 旧制専門学校的特殊職業教育の廃絶。
- (2) 大学の大衆化の社会的根拠
- (ア) 産業社会における知的欲求の高度化。
 - (イ) 社会に対する総合的・全体的理解の必要性。

(3) 私学の存立理由でもある

- (ア) 反動的文教政策に対し、国民の「知る自由」「教育を受ける権利」を保障する。
- (イ) 教育の公共性は、大学の設置者を国家とすべきであるとするものではない。

(4) 国民教育の理念

- (ア) 憲法・教育基本法の方法の精神、すなわち、平和と民主主義、基本的人権の尊重にある。
- (イ) 国民教育は、もとより学問の自由、相互批判の自由を前提としており、特定の立場を押しつけることではない。

(5) 国民教育のめざす人間像

「現代の社会的現実のなかにあって、歴史的展望をもち、いかなる場合にも希望を失わず、創造的である人間、力強く生き抜くための知力、実行力、体力をもった人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようとする人間」（経営学部設置問題についてのまとめ）。

(6) 研究・教育の具体的方向―現代化、総合化、共同化

(7) 国民教育をはばむ内的障壁

- (ア) 古いアカデミズムの残存。
- (例) 研究至上主義、教育内容の相互批判の排除。
- (イ) 学部セクト主義。

二、研究・教育の現代化

(1) 現代化の必要性

- (ア) 従来の研究・教育上の弊害の是正―社会的現実からの遊離、形式化、保守化、活力喪失。
- (イ) 現代社会の要請―新分野の開拓、境界領域の総合。

(2) 現代化の方法

- (ア) 現代における学生の実態・欲求をとらえること。
- (a) 学生のもつ疎外感
- (b) 学生のもつ社会的正義感
- (c) 受動的姿勢
- (イ) 現代の課題を意識すること。
- (ウ) 現代的視点に立つこと。

(3) 現代化に対する誤解とその批判

- (ア) 歴史や文化遺産を無視するのではなく、現代的再構成をはかるものがある。
- (イ) 現代社会に追隨するのではなく、常に批判的姿勢を失わない。
- (ウ) 現代的現象（トピック）を単に拾い上げるのではなく、その学問的体系をはかるものである。
- (エ) 専門分化を伴うことはある程度まで必然であるが、同時に総合化を忘れるはならない。

三、研究・教育の総合化

(1) 総合化の必要性

- (ア) 現代における専門分化の進行に対する反省。

(イ) 総合大学としての特色の發揮。

(2) 総合化の方法

- (ア) 多面的認識を通じて統一的な視点を確立すること。
 (イ) 枝葉末節的知識よりは根幹的認識(基礎的教養)を育成すること。

四、研究・教育の共同化

昭和三八年度以降の教学の点検と今後の課題

一、小集団教育

(1) 小集団教育の意義

(ア) 「教育を受ける主体としての学生の集団化が国民教育の立場から必須である。」

(イ) 「マスプロ教育の弊害除去に資する。」

(ウ) 小集団教育と小クラス講義とは、目的、方法において異なる。

(2) 実施状況

(ア) プロゼミ (a)目的—(i)高校教育の弊害除去、(ii)一般教育の総合化、(iii)専門教育への導入、(iv)教師と学生、学生相互間の交流(集団化)。

(b)名称—基礎演習(法・産)、研究入門(文)、経済学研究入門(経)、指導(営)。

(c)内容—学部により異なるが、学部内、専攻内では統一の努力が見られる。

(d)担当者—専任教員。(e)位置づけ—一般教育(広義)科目。

(イ) 二回生(英書)講読 (a)目的—(i)プロゼミの継承、(ii)専門教育の基礎訓練、(iii)語学力の充実、(b)担当者—専任教員。(c)位置づけ—専門科目。
 (d)統一テキストの採用(産)。

(ウ) 三回生外書講読 (a)必修制より選択制への変更。(b)非常勤講師の増加。

(エ) 演習—学部により異なる(必修制か選択制か、二年制か一年制か、回生配当、専任化の程度等)。

(オ) 外国語教育・保健体育教育との横断クラス制(文を除く)。

(3) 課題遂行上の問題点

(ア) プロゼミおよび横断クラス制は見るべき成果をあげており、すでに定着したが、二回生講読は未だ位置づけが明らかでなく、三回生外書はむしろ衰退している。

(イ) 小集団教育の内容のいっそうの充実と、その統一においてまだ不足する。

その原因は、プロゼミ等教科の共同研究が不十分であることに求められる。

(ウ) プロゼミ等を契機として、学生間にサブゼミ等の自主的集団学習の動きが見られることは悦ばしいが、教員にその指導・援助の余力が乏しい。

(エ) 科目数の増加による教員の実質的負担の増加は、時間的にも、資料費用上からもかなり大きい。

(オ) クラス定員六〇名は過大であり、実効をあげるに苦しむ。

(カ) 学部間にかなり不均等が見られる。

(4) 今後の課題

(ア) 小集団教育のいっそうの充実をはかるために、その位置づけを明らかにし、目的のなかで重点を定め、小集団教育相互間ならびに他の教科目との有機的連関を正しくとらえることが必要である。(とくに二回生講読)。

(イ) 教科の研究と担当者ないし学部関係者の共同によって進めることがたいせつであり、その体制と条件を保障する必要がある。

(ウ) クラス定員を五〇名に縮減する。

(エ) 三回生外書講読を重視し、必修制を復活する。(a)理由—(i)三回生の基礎クラスの実現、(ii)専門外書読解力の養成、(iii)国際的視野の獲得、(b)演習二年制との関連で採否が決定される。

(オ) 演習については、(a)必修制か選択制か、(b)一年制か、二年制か、(c)配当時期が三回生、三回生後期、四回生か、(d)レポートのウェイト、提出期限等につき、討議を深める必要がある。その場合、現代学生の実態、

学生の自主的総合化への志向などを十分に考慮すべきであろう。(なお(ア)参照)。

- (カ) 理工学部のプロゼミを、「理工学基礎演習」として設ける。
- (キ) 外国語教育の改善をはかる。
- (ク) 体育実技二年制を実現する。

二、一般教育(狭義)

(1) 新制大学における一般教育の重要性

- (ア) 「科学的・総合的世界観を与える一般教育と、学問を深く追求する実践的・応用的専門教育とが真に統一されるところに新制大学の存在意義がある。」

- (イ) 「教学の危機の集中的表現が一般教育にある」から、「教学刷新にとつては、小集団教育と一般教育の改善こそその核心」である。

(2) 一般教育の目標

- (ア) 「一般教育科目は、学問の諸分野における、ものの見方、考え方、つまり基礎的な概念・方法・視点を明らかにし、あわせて、全人格的教養を身につけさせることを目標とする」(二部対策要綱)。
- (イ) 「一般教育科目は専門科目履修の準備教育でなく、むしろ専門教育科目との有機的関連性を考え、その計画的配当を行なうことが必要である」(基本要綱)。

(3) 一般教育に対する攻撃

- (ア) 教師・学生双方における専門重視・一般教育軽視の思潮。
- (イ) 教養部による低回生教育としての固定化。

(4) 立命館大学における歴史的推移

- (ア) 教養部制を排し、学部タテ割制を堅持してきた。しかし、一般教育相互間や専門教育との分断について、あまり配慮しなかった。
- (イ) 昭和三三年度ごろから履修指導を強化し、一般教育を低回生の必修とした。

- (ウ) 一般教育担当教員の充実をはからず、むしろ専門科目を担当させるた

めに引き抜いた。

(5) 昭和四一年度以降の一般教育の改善

- (ア) 社会科学系四学部におけるカリキュラムの改善
 - (a) 目的—(i)一般教育の独自性(とくに総合化的視点)の確認、(ii)専門科目との有機的連関の発現、

- (b) 内容—(i)科目の集中化、簡素化、(ii)三・四回生への配当、(iii)基本的科目の分割講義、(iv)標準履修制度の実施(従来の履修制限の廃止、

- (イ) 一般教育を専門担当者が分担するシステムをとったが、一般教育の教科研究を推進する中核的存在を欠いていることを反省し、一般教育の定員となる専門研究者の増員をはかり、その中核の形成を企てた。(昭和四三・四年度)

- (ウ) 一般教育研究センターを設置し、一般教育の教科研究の深化をはかったがその構成員の不明確さ、中核的存在の欠如、カリキュラム編成権からの排除などの欠陥があったので、昭和四三年、一般教育センターに改組し、その責任を強化した。

(6) 課題遂行上の問題点

- (ア) 一般教育プロパーの担当者はしばらく措置、専門担当者の一般教育分担はとかく片手間となりがちであった。

- (イ) 一般教育の教科内容の検討が、三・四回生配当などカリキュラムの変更ににもかかわらず、担当者個人の創意工夫に委ねられ、共同研究体制の結成がなおざりにされてきた。同じ理由から、高校教育のくり返し等の非難がたえず存在した。

- (ウ) 総合プランなどの試みも、遂に実現しなかった。

- (エ) 学部の学問体系の特殊性が強調されて、科目や回生配当について一致をみるに至らなかった。

- (オ) センターの設置以来、学部はとかくセンターの成果を待つという姿勢に陥りがちであった。

(7) 今後の課題

- (ア) 教科内容の点検。

- (イ) 一般教育センターを中心とする共同研究の強化。
 (ウ) 専門・一般教育間の格差意識の克服。

三、専門教育

(1) 専門教育の目標

一般教育と密接な関連を保ちながら、「社会の各領域の理解と、実践に不可欠な理論および技能を与えることを旨とす。」(二部対策要綱)。

(2) 専門教育検討の立場

(ア) 「狭い専門主義の弊害を克服して、総合的視野の上に、専門的知識と技能を授けるのが現代の大学に課せられた要請である」(文・専門教科課程の改訂について)。

(イ) 「卒業生の大部分が社会の多方面に進出していく現状からみて、どの分野においても、創造的・批判的に活動しうる人材を育成しよう、専門教育の教科課程が編成される必要がある」(同右)。

(3) 改善の実施状況

(ア) 社会科学系四学部においては、昭和四一年度より、

- (a) 従来の履修制限制度に代えて、標準履修制度(要卒単位制)を採用し、
 (b) 科目の回生配当を検討して、基礎的科目を一回生に配置し、その上に展開的・応用的科目を配し、四回生には総合的科目を配当した。

(イ) 文学部も昭和四一年度(二回生から実施)に、

- (a) 専門教育の確保・徹底をめざし、(b) 概論・特講・講読・演習の系統的履修を強化し、(c) 現代化・総合化・共同化の視点から学部共通科目・学科共通科目を設けた。

(ウ) 各学部における教科目の改編や、文学部学芸員課程の新設などがある。

(4) 課題遂行上の問題点

(ア) 各学部の教学改善の目標が必ずしも統一されておらず、その時期も区々であったために、改善の方向や内容につき全学的な討議や点検が十分分かった。

(イ) 他方、社会科学系四学部間では形式的統一を急いだあまり、内容の理

解につき教員や学生の間で完全な一致が見られないことがあった。

(ウ) 教科内容の有機的連関を明らかにし、重複を排し、欠落を埋めることが最も重要な課題であったが、十分には遂行できなかった。

(エ) 「総合的な視点を養いようとする新科目」「一部にも共通専門科目を設けるための検討」(昭三八確認事項)を約したが、科目の新設は見あわせた。

(5) 今後の課題実施上の視点

(ア) 各学部の教学目標をまず明確にすべきであるが、その際、学問体系上の要請とともに、現代社会に送り出されていく学生の実態や要求を考慮しなければならぬ(2)(イ)参照)。

(イ) 大学教育は研究の成果の発表にほかならないが、研究成果を学生に直接に伝達しただけでは足りず、学生の知的発達に応じた教育上の工夫が必要である。すなわち教科研究が重要である。

(ウ) 教育の現代化は、単に現代的現象に即応した科目の新設によって満足してはならない。

(エ) 専門科目間、一般教育科目との間の有機的な連関を意識的に、また制度的に、明らかにしておくことが必要である。

(オ) 系統的履修を指導することは重要である。

(6) [付] 教職課程の問題点

(ア) 教職課程ことに教育実習は、新制大学の特色のひとつであり、教員養成大学の復活などの動きに反対して、この特色を発揮すべきである。

(イ) しかし、現実には特に本学においては、教職課程がきわめて安易な気持で受講されているのそしりがあり、次代の教育者養成という社会的責任を軽んじているとのそしりを免れない。

(ウ) 教育実習は、地方実習を謝絶する傾向があり、委託校の開拓も困難である。

(エ) 具体的対策

(a) ガイダンスにおける責任感の強調。

(b) 教育実習の資格要件をきびしくすること。

- (c) 教職に関する科目をはじめ教職科目の充実。
- (d) 追試験の廃止。
- (e) 教職課程定員の充足。

四、二部教育

(1) 二部教育の目標―昭三七・二部対策要綱

- (ア) 「二部廻し廃止を機に、名実ともに二部学生の主要な特殊性を、現に勤勞しつつあるか、または勤勞を必要とする者」と確認し、これに適合した教育を確立し、同時に、教育の現代化を進めて行く。

- (イ) 具体的には、(a)現代的課題と現代的視点を追求し実践的知識を把握させること。(b)学問の専門化と総合化の有機的な結合をはかること。(c)教科目およびその履修方法の思い切った集中化と簡素化を行うこと」。

(2) 二部カリキュラムの特徴

- (ア) 一般教育各系列四科目制と英語八単位制(第二外国語は随意)。
- (イ) 共通専門科目の新設。

- (ウ) 専門科目の総合化・集中化と他学部との共通開講制。

- (エ) 基礎的一般教育科目の小クラス形式。

- (オ) 人文学科、基礎工学科による統合。

(3) 二部教育改革実施上の問題点

- (ア) 各学部の一部における慣行や方法が批判的検討を経ずに二部にちこまれ、二部の教育遂行上混乱を生んでいる。各学部の教学システム上必須の要請かどうか、勤勞者教育という特性を加えながら、反省する必要がある。

- (イ) 二部教育の全面的改革がシステムの上では完遂されたが、これに対応する新しい教科内容をつくり上げる努力がまだ不十分である。教科の研究ことに共同研究が不足している(共通専門科目についてもあてはまる)。

- (ウ) 二部の悪条件に加えて、学部移転による地理的「分断」のため、日常的な学習指導、課外活動援助の欠ける場合が多い。

- (エ) 履修の系統的指導が不十分である。

- (オ) 二部協議会の成立を契機として、各学部が二部に対する教育上の責任をもつばら一部協に負わせてしまったきらいがある。

- (カ) 経営学部二部増設や二部志願者増加による予想外の学生数増加に十分に対応しきれない。

(4) 二部の新しい改善案の要点

- (ア) 人文学科の再編成。

- (イ) 基礎工学科の再編成。

- (ウ) 二講時制。

- (a) 理由―(i)学生の登校・下校の実情にあわせること、(ii)一講時の延長による内容の充実をはかる、(iii)学生に課外活動の余裕を与える、

- (b) 問題点―(i)学年制に近くなる、(ii)選択の中の縮小、(iii)時間割の固定化、(iv)外国語不合格者は四年卒業が困難、(v)教職課程取得が困難、(vi)追試が必要となる、

- (エ) 一般教育科目各系列一科目増設―心理学、統計学、地学、自然科学概論。

- (オ) 教科目の改廃、回生配当の変更、履修方法の統一化。

- (カ) 入試の改革。

- (キ) 責任体制の強化。

- (a) 二部協委員三人三年制

- (b) 二部協と各学部教授会との関係の整理

- (c) 二部事務室体制

(5) 産社二部問題と学部定員の再検討

- (ア) 主として理事会で考慮すべき問題である。

- (イ) 検討すべきファクター。

- (a) 産社教学の充実

- (b) 二部志願者の動向

- (c) 入試成績の学部間格差

- (d) 人文学科の再編成との関係

五、大学院教育

(1) 大学院の位置づけ

(ア) 大学院の新増設は学部充実の基礎に立つべきこと(昭三五・臨時調査委員会報告書)。

(イ) 「院の基本的な目的は、修士課程・博士課程を通じ研究者養成として位置づけ、その機能としては後継者ともなりうる能力を有する研究者養成を内容とし、これを実現するための体制及び条件を具体化するよう努力する」(昭四〇・大学院問題対策に関するメモ)。

(2) 大学院教育改善の実施状況

(ア) 昭和三八年度 心理学・西洋史・物理・機械・土木の修士課程新設。

(イ) 昭和三八年一〇月「大学院充実についての基本的考え方」決定。

(ウ) 昭和三九年度 経済の博士課程新設。

(エ) 昭和三九年一月「大学院問題対策に関するメモ」決定。

(オ) 昭和三九年度 経営の修士・博士課程、物理・化学・機械の博士課程新設。

(カ) 施設の改善、修学館への移転と法・文の研究室拡充。

(3) 実施過程の問題点

(ア) 「基本的考え方」から「対策メモ」への推移が明らかでなく、「対策メモ」に示された諸点の検討がほとんどなされていない。(i)研究科の位置づけ、(ii)カリキュラムの編成、(iii)院生の実態(入試選考、生活・将来保証)、(iv)研究指導、(v)研究科運営と学部教学、

(イ) 入学者を厳選するという点もあまり厳格でない。

(4) 今後の課題

(ア) 修士・博士課程を通じそれぞれ研究者養成を目的とするという意味を明らかにすること。

(イ) 共同指導のなかみを作りあげること。

(ウ) 入学者は各専攻二名程度とする(文理も定員を越えない)。

(エ) 入試の改善―外国語二科目試験制。

(オ) 学資貸与等の改善。

六、研究の内容及び体制

(1) 研究の新しい方向―現代化・総合化・共同化

(ア) 専門化による弊害の克服―(i)社会的現実との遊離、(ii)隣接領域との分断。

(イ) 研究者の社会的責任の自覚。

(ウ) 研究者の集団化による社会性の回復。

(2) 教科研の強化

(ア) 研究と教育との分断の克服―とくに教育の研究への反作用。

(イ) 教科研の必要性。

(3) 体制

(ア) 学科目制大学の長所―本学では教授・助教授別定員制をとらない。

(イ) 欠点―研究の学部内の制度的中心がないこと。

(ウ) 助手制度。

(エ) 人文研・理工研のあり方。

七、課外教育

(1) サブ・ゼミの活況化

(ア) サブ・ゼミとゼミとの関係。

(イ) 学会のあり方。

(2) サークルの多様化

(ア) 公認サークルと未公認サークル。

(イ) 顧問制。

(3) 体育活動

(ア) 選手体育のあり方。

(イ) レクリエーション体育。

(4) 二部のサークル活動の困難性

(5) 図書館の読書指導

六五六 大学改革のための討議資料―その一〔大学、立命館民

主体制改革の方向〕 ☆

一九六九（昭四四）・四・三〇 立命館大学（学内）理事会

は し が き

今や日本の大学は、そのあり方を根本的に問われている。立命館大学においても例外ではない。われわれは、一人ひとりが謙虚にみずからの学問的姿勢を反省しつつ、新しい大学のあり方を問うて行かなくてはならない。今や傍観は許されない。大学を構成するすべての教員、職員、学生とそれぞれの機関が、全力をあげて大学の民主的改革の難事業に取り組みなくてはならない。このわれわれの自主的な力による改革をなしとげることこそ、今政府が、一部の学生の暴力的な行為を口実として大学に対する介入をおし進めようとしているのを排して、学問の自由と大学の自治を守り発展させて行く所以であると信ずる。

（学内）理事会は、ここに大学問題の討議資料（その一）を提出したい。この資料はどこまでも資料であって、大学当局の改革案ではない。この資料を基にして学園の隅々まで大学のあり方についての討論がまき起ることを期待してやまない。その討論のなかから、われわれの具体的な改革案が形成されて行くべきものと考ええる。

なお、教学内容及び大学機構の改革についての討議資料をひきつづいて提出する予定である。

一九六九年四月三〇日

立命館大学（学内）理事会

第一章 学問と学問の自由

（一）学問と自由

学問は、人間、社会、自然についての法則的な認識であり、人間の創造的な精神的生産である。それは、究極的には社会の発展と人類の幸福に寄与すべきものである。

学問的認識は、常にそれ以前の学問的遺産を前提し、歴史と社会の発展段階に制約されつつ真理を追求する。

真理を旨としての精神の創造的活動は、特定の観念やドグマや価値観の絶対化の上には成立しない。そこに、学問的な認識活動が自由であることが要請されるゆえんもある。学問認識は全体としては社会体制による制約をまぬがれないにしても、本来、学問そのものが、学問の自由を要求するのである。

（二）学問の批判的性格

学問認識が特定の観念やドグマや価値観を「決定的で究極の真理」として予め絶対化することを拒み、自由な認識活動を通じて理論的創造の営みにあずかる以上は、学問認識は、多かれ少なかれ既成の理論を突き破るものとして、本来、批判的ないしは現状否定的な性格をもつ。その批判的性格は、一定の社会体制の中で一般化している観念やドグマや価値観をつき崩すこともある。歴史の示すとおり、学問は、しばしば、その時々々の支配階級、支配権力からの統制、干渉、弾圧を受けつつ発展してきた。ただし、学問認識は、その創造性の故に、一定の観念や価値観の上に立つ支配階級、あるいは支配権力の存立基盤を危うくするような批判的、否定的性格をもつからである。

したがって、学問認識に不可欠の「自由」は、歴史的には、学問に対する圧迫や干渉との闘いを通じて、かちとられてきたものである。おそらくは将来も「学問の自由」はかちとられていくものとして、学問の発展にとつては不可欠の要請である。

〔注〕 日本国憲法も、「学問の自由」を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、「過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」と規定している（二

三条、九七条参照)。

(三) 学問における相互批判の自由

学問の発展のためには、さらに、学問をする人びとの間に、自由な相互批判、学問的対話の共通の場が形成されることが必要である。そして学問的対話の場が形成されるためには、(イ)真理の前には人びとは平等であること、(ロ)思想・良心の自由、言論・出版その他の表現の自由が保障されることが不可欠の条件であることはいうまでもない。

(四) 学問するものの社会的責任

学問は、本来、それが自由であることを要求しているものであり、学問をする人びとにはその自由が保障されなくてはならないだけに、その社会的責任の問題も見落されてはならない。学問は、人間社会の発展と人類の幸福に寄与すべきものである。みずからの認識成果が社会と人類にいかなる意味をもつかということに、学問するものは常に真剣な関心を寄せなくてはならない。そこに学問するものの社会的責任の問題がある。そこから、学問するものの政治的・アンガージュマンの問題もでてくる。学問の、価値や政治に対する中立の問題は、そうした問題を不問にしては論じられない。それが現代の学問の特徴である。

第二章 大学の理念

(一) 大学の使命

学問の研究は、いろいろの場であるいろいろな形態でなされるが、組織的、集中的に営まれる場合は、大学である。学問するものの自由な相互批判、学問的対話の共通の場として、大学は成立する。

学問の歴史的遺産を継承し、さらに発展させるものとして、大学は、学問研究とならんで教育という使命をもつ。

(二) 大学の構成員

学問の研究と教育を使命とする大学は、教員と院生と学生及び職員とから構成される。教員は、学問の成果を批判的に継承し、さらにそれを創造的に発展させる役割をもつと共に、それを次の世代に伝達し、継承させていく責任を有

する。

学生は、学問研究の方法・成果を批判的に学習し、それを継承、発展させる基盤を培うものとして、大学の構成員である。教員が研究の自由と教授の自由をもつと同じく、学生は研究の自由と教育を受ける権利をもつ。

学生を単に「教えられるもの」としてのみ規定し、大学の構成員とみなさないのは、大学における学生の地位を正当に捉えているものとはいえない。

大学が制度として成立し、研究と教育が十全に営まれるためには、教員と学生との他に、職員もまた構成員としての地位をもたねばならない。職員は事務活動を通じて、研究と教育とに深い関わり合いをもつだけでなく、学生との日常的な接触を通じて直接的にも教育に関与している。職員がその業務の意味を主体的につかみとめることは、大学がその機能を発揮する上に不可欠の条件である。

―付記―院生の位置づけは、学部学生のと同一ではない。これは大学院の問題として、別個に考慮するので、今回は触れない。

(三) 大学の社会的責任

学問するものの社会的責任の問題が現代においては重要な意味をもっているのと関連して、大学の社会的責任の問題も問われなくてはならない。もともと、批判的性格をもつ学問の場としての大学は、社会と人類の発展のために、体制内にありつつも体制を超えるという一定の社会批判としての役割をもつべきものである。

およそ、大学は現存社会体制から絶対的には自由でありえない。ただし、大学における学問の研究と教育は、現存の社会体制と全く無関係にはありえないし、大学の構成員―教員・学生・職員―が現存社会体制の内に全体としては位置しており、さらには、大学は常に体制支配からする干渉や統制にさらされているからである。

しかし、大学は、「学問の自由と大学の自治」をかちとるなかで、体制支配から相対的に自由な場として存立しなくてはならないし、また存立しうる可能性をもつ。体制に批判的な学問こそ、大学において本来求められなければならないものである。

第三章 大学の現状

(一) 大学の変貌

戦後の民主主義は、大学の門戸を広く開放した。大学は、もはや、少数エリートのための教育の場ではなくなった。大学は、国民大衆のものとなり、国民高等教育の場となりつつある。

(イ) 大学の画一化

しかし反面では、大学が量的には増大し、マンモス化するとともに、大学の画一化の現象が生じた。大学は個性を喪失し、平均化と規格化が結果しつつある。どの私立大学でも、創設期の建学の精神が喪われたことを見ても、それは明らかである。

他面、大学の格差づけが進行しつつある。

(ロ) 大学の多様化

学問、技術の発達にともなう専門分化は、今日の大学をして極めて多様で複雑な専門分野の複合体たらしめている。今日の大学は、あたかも各種専門学校の寄合世帯であるかのような姿を呈しつつある。学部学科専攻間の有機的関連性は稀薄となり、大学の統一性は失われつつある。

(二) 現代の大学における専門主義と技術主義

学問・技術の専門分化に相応じ、かつは社会的要請という名の下に―その実は資本の論理に貫かれている―大学は、普遍的な学問の場であることを止め、専門的な知識・技能の研究と教育の場となりつつある。

〔注〕 戦後の日本では、独占資本のための「高度成長政策」（高度資本蓄積政策）がおし進められ、「技術革新」と「産業構造の高度化」に見合った量と質の技術者、労働力が必要とされるに至った（「人的能力開発政策」、「科学技術基本法案」参照）。

もとより、大学の役割は、専門的な知識・技能の研究と教育にあることは、いうまでもないことである。その充実は、常に大学の努力すべき目標である。にもかかわらず、今日の大学において、専門主義の欠陥が指摘され、技術主義が問題とされるのは、(イ)細分化された狭い専門の殻に閉じこもり、トータル

なものへの志向が見失われがちであること、また、(ロ)技術的な知性が大学において優位し、ともすれば、手段と目的の倒錯という技術主義（ここでは、本来、手段であるものが自己目的化されることをいう）が、大学において支配的となることによる。こうした専門家意識と近代的な技術主義は、今日の文教政策の下で研究と教育条件の深まる荒廃によって、さらに促進されている。このような条件の下で教育も専門的な知識・技能の詰込みと切売りにはしりがちであり、学生はそれの受動的な買手とならざるをえない。大学が就職への単なる手段としてしかみなされない風潮は、その一つの現われといつてよい。

(三) 一般教育の軽視

多元化した大学での狭い専門主義への埋没は、第一に、普遍的な人間形成（教養）を大学に定着させない。日本の戦後発足した新制度の大学では「一般教育」の理念が高く掲げられつつも、現状ではそれが軽視されがちである。

〔注〕 一般教育課程を縮小し、専門課程を拡大したがる大学の現状が注意されるべきである。

このことは、教員のみならず、学生についても見られる傾向である。「一般教育」の課程が専門主義の欠陥を克服する方向で再検討を迫られている現状は、まさしく今日の大学教育の大きな問題点である。

狭い専門主義への埋没は、第二に、大学のなかに学問の普遍的な対話の場を形成していくことを妨げている。知識・技能の単なる詰込みに満足しがちな現状の教育体系は反省されるべきである。

(四) 今日の大学におけるディスコミュニケーション

専門的な知識・技能の単なる詰込みに終り、技術主義的な知性が優位するところでは、ディスコミュニケーションが結果する。大学でのコミュニケーションは、「学びかた問う」という学問の共通の目標を媒介として成立する人間的な「交わり」である。そうした「交わり」が大学に学問的対話を形成することになる。

もちろん、マス・プロ教育からくるコミュニケーションの欠落も、今日の大学では、すでに多くの指摘があるように、克服すべき問題としてある。トータルな知性を培うべき「一般教育」が、とかくマス授業に委ねられている現状

は、大きな問題である。そのことが、一方では小集団教育の重要性を倍加している。

(五) 大学入試制度

大学でのディスコミュニケーションによる、教育からの学生の疎外とあわせて、現行入試制度による学生の疎外も見落されてはならない。現行入試制度は、限られた時間で限られた科目による選考を建前としている。そのことが詰込み教育を助長し、受験競争による人間疎外を深めている。

(六) 私学の矛盾

日本の大学教育はその大部分を私学に負っている。にもかかわらず安上り教育を強いる政府の文教政策の貧困の故に、私学は多くの矛盾をかかえている。たとえば、教学を圧迫する経営政策、学生生活を圧迫する高い授業料、教職員の労働強化等々にその矛盾が現われている。

(七) 私学における研究と教育

とくに注意したいのは、研究と教育の統一的な遂行を困難ならしめている諸条件が私学には余りにも多いことである。研究費の少ないこと、施設の十分でないこと、多数の学生を少ない教員数でうけもたざるをえないこと、担当時間数が過大であること、等々。これらの諸条件は、私学における、研究と教育との背反を結果している。その克服は、現状では一人ひとりの教員の主体的な努力に委ねられている。

もちろん、大学では、大学が国民高等教育の場として国民大衆のものとなりつつあるにはしても、研究と教育とは、本来、一体でなければならぬ。現状においてそれが困難であるからといって、直ちに両者を機能的に分離するのは、大学を枯渇させるものである。

〔注〕最近、研究機関としての大学と、教育機関としての大学とを制度的に分離しようとする動きが現われている。中教審答申「大学教育の改善について」一九六三年

(八) 私学における管理運営の矛盾

大学における管理運営は、もともと、研究と教育を十全に遂行するものとしてある。ところが大学の大規模化と機能の多様化、経営難等々の諸条件の故に、

現状では、矛盾は拡大しつつある。大規模化した大学機構を能率よくコントロールしようとして、運営面での官僚主義化、教育面での機械的な事務処理等々が進行せざるをえない。そのなかで、個々の職員は個々人の努力により、劣悪な労働条件を克服しつつその業務を遂行せざるをえない状況におかれている。

教員も、また複雑な機構のなかで「行政屋としての教師」に転落することをおそれつつ、大学の管理運営にタッチすることを余儀なくされ、ついには、そうした管理運営をいわゆる「雑用」として回避せざるをえない羽目に至る。それが現状である。

〔注〕その現状から、研究・教育と管理運営とを切離し、それぞれに副学長制をおくという構想が出てくるのは、管理運営の合理化、近代化という名の下に、一見もつともらしく見えはしても、その実は管理運営機構を研究と教育に優位させる結果をうむことにならう。そうなれば、大学の役割に矛盾するといわねばなるまい。

(九) 私学の経営

今日の私学にみられる諸矛盾は、政府の文教政策の貧困さ、さらには私学の経営基盤のせい弱さに起因する。私学における研究と教育は、いうまでもなく公的なものである。にもかかわらず私学経営は学生授業料に負うという性格から、基盤の薄弱なままに、国家財政からの極めて少ない援助で営まざるをえないのが現状である。私学経営の危機が私学教学の危機を深めている事実は否定しがたい。もとより、困難な条件の下で、研究と教育の充実、発展をいかにおし進めるかが今日の私学の最大の教学的課題ではあるが、経営危機の根本的な克服は、政府の文教政策と対決するなかで求められなくてはならない。

第四章 大学の自治

(一) 古典的な自治の観念

学問の研究・教育は、本来、自由を前提とする。しかしその自由は、学問のもつ批判的性格の故に、歴史的には支配権力から侵害されがちであった。研究と教育の自由は、歴史的には、かちとられてきたものである。それに関連して、

大学の自治も、大学自身の存立を全うする原則として、外的な諸権力・諸勢力による大学支配に対抗しつつ形成されてきた。

その場合、自治は、教授中心の自治とみなされてきた。教授の研究・教育の自由は、教授会の自治によって保障されると考えられたのである。そのようにして研究と教育に関する一切の事項を大学自身の自主的判断ででき上った。ドイツの講座制大学を範としてでき上った日本の帝国大学では、そうした自治の観念が支配的であった。

〔注〕 東京大学「大学の自治と学生の自治」一九六五年

国大協「大学の管理運営に関する意見」一九六六年

同 「学生問題に関する所見」一九六六年

(二) 体制の側からする「教授会自治論」批判

「教授会自治」を即ち大学の自治とみなす慣行は体制の側からしても批判にさらされている。つまり、①「各学部の間が厚く、自らの殻にとじこもり、相互の連絡すら十分でない」こと、②「学生が何を望み、何を問題としているかを正当に評価し判別し、運営に生かす方法も充分でない」こと、③「大学人自身が大学自治についての明確な認識を欠いている」こと、④「大学の自治」が「特定の政治主張を貫くために、理性的な話し合いを拒否し、集団暴力を手段とする一部学生の行動」によって、「内部から破壊されようとしている」こと等の問題があるとするのである。

〔注〕 中教審答申「大学教育の改善について」一九六三年

経済同友会「教育問題委員会中間報告」一九六八年

自民党文教制度調査会「大学問題に関する中間報告案」一九六九年

中教審答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」

一九六九年

いわゆる「内藤試案」、「坂田構想」一九六八年

そこから、管理運営の「合理化」近代化の構想が打ち出されるのである。指摘は、大学の現状における弱さに触れているだけに、一層、大学の主体的な解決への努力が要請される。

(三) 大学への国家統制・介入

大学の自治が今日おかれている現状にもわれわれは目をむけなくてはならない。小・中・高教育を反動的に再編成して国家統制の下におこうとしてきた政府は、大学にも国家統制を加えようとしているからである。

(4) 大学への警察権力の介入

もとより、大学の自治は国家権力や警察権力の介入とは相容れない。これまでそうした権力の介入は、常になされてきたし、今後とも一層強められるであろう。今日では、いわゆる学園紛争の過程で、公然の、あるいは隠然の日常的な干渉や、「一部学生による暴力的破壊活動から秩序を守る」ということを「口実」にした介入がなされている現状であるだけに、大学は一日も早く、創造的な自治を内から創り出すことによって、そうした権力的介入から大学を守っていかなくてはならない。

いわゆる「学園の秩序回復」のために警察が大学内に出勤することは大学の自治となら関係がないとする議論が、今日、かなり学内外に広まっているが、このような考え方は大学への権力介入を日常化するおそれがあり危険である。

〔注〕 (1) 警察権力が警備情報収集のために日常的に大学の中に入りこんで

いた事例としては、「東大ポボロ事件」がある。

(2) 出勤基準

警視庁「学園内における不法事犯に対する警備実施の暫定措置要項」

一九六八年二月二日

文部次官通達「大学内における正常な秩序の維持について」一九六

九年四月二日

(四) 文部省の大学自治への介入の意図は、最近の大学人事への介入によって一

層露骨になってきた（九州大学における学長事務取扱や、大阪大学医学部長、北海道大学教育学部長などの人事をめぐって）。

政府の意図は、大学を中央集権的に上から管理される大学に編成し直すことである。近く政府は、「学園の秩序維持に関する臨時措置法」と、「大学の管理運営の正常化に関する臨時措置法」を国会に上程する動きを見せてい

る。これは、大学を法制的に政府の統制管理の下におこうとするものであり、大学の民主的改革に逆行するものであることはいうまでもない。

財政支出を通じての間接的な大学統制も見逃せない。たとえば、研究費、施設費の支出をめぐって研究・教育に対する行政的管理を強化したり、紛争を理由に私学に対する財政援助を削減したりするやり方に、そのことは明らかである。

(四) 新しい自治の観念

以上述べてきた大学自治の現状をふまえて、われわれは次のような新しい自治の観念を提起したい。

(イ) 新しい大学の自治

「教授会自治即大学自治」の観念は、大学における研究・教育の自由を外部的干渉から守り、それを発展させていく上に、一定の有効性をもっていた。しかし、他面では、それは大学の意思決定が教授以外の研究者・職員・学生を排除して「教授」のみによって行なわれるという欠陥をもっていた。戦後の民主主義の運動は、教授会に教授以外の教員・研究者を含めしめるところまでの成果はもたらしたが、しかし、その成果は大学全体のものとはなりえていないし、教授会の自治が大学の意思決定の唯一の主体であるという自治の観念を転換させるまでには至らなかった。

しかし、今や新しい自治の観念が創り出されるべき段階にある。いつたい、大学が学問の研究と教育を使命とする以上は、大学は自由な思考に基づく相互批判の場、学問的対話の共通の場として形成されなくてはならない。大学はそうしたものとして、与えられるものではなく、常に形成されていくものである。大学の自治とは、まさしく、そうした大学が自らを不断に形成していく保障として存在するのである。

しかも、既に述べてきたあるべき大学の理念と学生・職員の地位からすれば、この大学の不断の形成には、教員・学生・職員がそれぞれの立場から主体的に参加していくことは当然である。新しい自治の観念は、外からの干渉に対して大学を守るといふ観念を含みつつ、大学を学問的対話の場として内から形成していく教学創造の自治の観念としてとらえられなくてはならない。

そして、教学創造の自治は、教授会以外の構成員を大学の自治の枠外に追いやることによっては、創出されえない。

(ロ) 教授会の民主化

学部教授会が、大学の管理運営の唯一の主体であるという意識は、克服されなくてはならない。管理運営において、学生・職員のそれぞれの立場からの主体的な一定の参加を保障することによって、教授会をいっそう民主化する必要がある。将来教授会内の身分制は廃止される方向をとるべきであるが少なくとも現段階においても、教授会は助手を含めた全教員で構成され、徹底した討議と相互批判による意思形成が図られねばならない。

(ハ) 学生参加と職員参加

学長（総長）選挙への学生・職員の参加はいくまでもないこととして、学部長選挙への参加も検討されなくてはならない。

学習の主体である学生は、自ら学習するカリキュラムについても、その編成になんらかの参加が保障されなくてはならない。

職員は事務を通じて研究・教育の意味を主体的に問いつつ、それぞれの職場での参加を実質的なものとしていかななくてはならない。職場、部課長会議の民主化と、職場会議を通じての参加が検討される必要がある。

大学の自治は、全大学人がみずからのものとして内から創造するものである。それには、教員・学生・職員のそれぞれの立場からの責任ある参加が保障されなくてはならない。その具体案は後章にゆずる。

(ニ) 学生の自治

学生の自治は、大学の自治を支える重要な位置をしめている。しかも、日本における学生自治会は、全員加盟制のたてまえをとっており、これは歴史的にかちとられてきたものである。中教審の答申等にみられるように、学生自治にたいする政府の意図は、任意加盟制の自治組織に公認・非公認の条件を付したり、全員加盟制についても厳しい公認の条件を付するなどによって学生自治活動を分断し、御用自治会化することにある。それだけに、歴史的にかちとられた全員加盟制の自治会を保持し、より強固なものに発展させることは重要な意義があるし、また必要である。

したがって、全員加盟制の自治組織では、その運営において、この積極的な意味の内実化を不断に追求し拡大しなければならぬ。そのためにはクラスという場においての討論が主要な役割をはたさなくてはならぬ。それは日常的に相互交流が行なわれ、全員が討議に積極的に参加して自由に発言することができる基層をなしているからである。

また以上のような大多数の学生の参加する民主的な自治活動が継続されるためには、現実の諸条件に適應した組織原則が自治会によって自主的に保障されている必要がある。

なお、最近の一部の学生にみられる「暴力」の問題について一言しておかなければならない。およそ学園内において、他の構成員に対して物理的暴力を加えることは許さるべきことではない。他の構成員に危害を加えることはそれ自体否定さるべきことはいまでもないが、そのことによって、身体不拘束の自由、言論・思想の自由を圧殺することになり、学園における自由な相互批判の場を崩壊させることになるからである。もちろん、施設を徒らに破壊することは運動の発展にとっては大きなマイナスであることは言うまでもないし、ひいては全員加盟制の自治会活動を破壊するものとなるのである。他の構成員に対する物理的暴力の行使や、学園の施設を徒らに破壊することは、その主観的意図はどうであれ、客観的には大学にたいする政府の干渉と警察権力の介入を招くことにもなるのである。

(ホ) 教職員組合

教職員組合は、教育労働者の生活と権利を守る組織体であり、研究・教育の発展ならびに職場民主化の推進力である。従って教職員組合は、その運動を通じて大学においては、学生の自治組織と共に、大学自治の担い手として極めて重要な役割を果たすものである。

第五章 立命館民主体制の総括

—主として学生参加の側面から—

(一) 立命館民主体制の成立

立命館大学は、一九四五年末川博氏を学長に迎えて以来、「禁衛」立命という超国家主義大学から、憲法と教育基本法に基づく「平和と民主主義」を理念とする「庶民の大学」へ脱皮し、遅れた貧弱な大学から近代的な大学の建設を念願とする教職員・学生の熱烈な学園振興運動の発展の過程において、全国の大学にその例をみない「立命館方式」といわれる先進的な民主体制が確立されてきたのである。

(二) 立命館民主体制の発展

(イ) 一九四五—一九四九年 末川総長辞任問題を契機として、一九四九年に学生を含む間接選挙方式による「総長公選制」が確立され、さらに学園の重要問題を討議し民主化と教学の発展を保障するために、理事会、教授会、教職員組合、学友会（後に院生協議会が加えられた）より成る「全学協議会」が設置された。ここに当時としては先進的な、大学の教学・管理運営における学生参加の制度が誕生したのである。爾来全学協議会およびその他の民主的な機関における大学、教職員組合、学生の三者による真摯な討議の積み重ねによって、以下にみるような立命館教学の発展が推進されてきたのであった。

(ロ) 一九五〇—一九五〇年以降、立命館における研究・教育の基本的諸条件の整備・拡充が進むなかで、一方においては立命館の経営基盤の弱さから相次ぐ学費値上げが行なわれ、他方では学生数の急増にもなつてマス・プロ教育の弊害が顕著になり、これに対する学生の抵抗が強まってきた。一九五五年以降、「緑の学園」構想（学園移転構想）をめぐって論争が起こり、私学競争に立ち遅れないように膨張政策（経営主義）をとるか、「庶民の大学」を実現するために教学内容の充実を図って漸進政策をとるかが争われ、その結果、後者をとることが確認された（一九五八年一月「十二月原則」）。この過程で学部三役、自治会代表および学友会学園振興委員をメンバーとする「五者会談」が設置され、各学部次元の教学上の諸問題について懇談、協議することになった（一九五七年）。

(ハ) 一九六〇—一九六四年 一九六〇年安保改定反対運動が学園を挙げて展開されて以後は、私学の矛盾の克服、教学内容の改善へのとりくみ——いわゆ

る「学園振興運動」が急速に昂揚していったのであった。一九六〇年の学費値上げ問題の際に、学園の長期計画を樹立して立命館教学の均衡のとれた発展を期することになり、そのための企画立案の機関として「企画委員会」が設けられ、さらに学園の教学・経営等長期計画の諸問題について企画委員会と教職員組合、学友会学園振興委員が恒常的に懇談、協議する機関として、「学園振興懇談会」が新設された（一九六一年一月「新十二月原則」）。そして本学の教学の方針を、国民的要請に応えるものと規定し、さらに教育、学問の過度の専門化の欠陥を克服し、全人格的人間形成をめざして、研究・教育の現代化、総合化、共同化を強力にすすめるべきであるとされた。この理念にしたがって、かつは経営的基盤を確立する必要から経営学部が設立された（一九六二年）。また、勤労学生に対する大学教育の場としての二部固有の性格に一層適合するように二部改革が断行されたのも、右の教学理念の現実化の一つであった（一九六三年）。

〔注〕「新学部（経営学部）設置問題のまとめ」一九六一年

「二部対策要綱」一九六二年

さらに一九六三年の学費値上げ問題の際に、立命館教学の総点検が行われ、今後の改善方策が確認され、一般教育の充実を軸とする教学改善、プロゼミ等の小集団教育の充実が確認された。そしてこの教学改善施策の基礎の上に産業社会学部が新設され、さらに経済、経営両学部の衣笠キャンパス移転が行なわれたのである（一九六五年）。

〔注〕「全学協議会における確認事項」一九六四年

「産業社会学部増設問題についてのまとめ」一九六四年

「学部移転に関するまとめ」一九六四年

（三）その評価

五者会談、学振懇、全学協という一連の、大学の教学・管理運営における生参加の民主的機構は、少なくとも一九六五年頃までは立命館教学の改善、向上のプロモーターとして積極的役割を果たしてきたと評価することができよう。たとえば、プロゼミの設置等は全学協議会における確認に従って実施されたものである。その職責上、理事会はともすれば経営主義的な立場に陥り易く、そ

れを教学優先の立場に引戻す作用は教授会を始めとする学内諸機関にあるとはいえ、それにもまして以上の立命館民主体制における教職員組合、そしてとくに学生の教学要求の結果が大きく貢献してきたことは否定しえないところである。

とはいえその機構において討議を積み重ねてもなお現代化、総合化、共同化の教学理念が日常的に教学の隅々にまで十分に具体化するまでに至らなかった。

（四）一九六五年以降の問題点

一九六五年以降は、さきに確認された立命館教学の理念の現実化、具体化を課題としていた。すなわち、各学部調査委員会を始め学内諸機関における教学改善、充実のとり組みが、一般教育の改善と小集団教育の充実を中心としたカリキュラム改訂（一九六五年）、保健体育白書（一九六七年）、外国語白書（一九六八年）、二部教学の総括（一九六八年）等として現われ、また人文科学研究所や各学部における教員の共同研究が相次いで組織された。

それにもかかわらず、それらが、効果的に実現されえなかつた嫌いがあることを認めなければならぬ。そのもつとも重要な要因として、一九六〇年以降の「高度経済成長」によるインフレの進行と政府の文教政策の反動化が私学の経営難を深刻ならしめ、本来教学を経営に優先させるための学部長理事制もその積極面を生かすことができぬ結果となり、そのために教学改善への学内の自主的創意と努力が十分に活かされなくなつたことをあげなければならぬ。

このような条件のもとでは、教学改善をめざす小集団教育、二部改革、カリキュラム改訂等も十分内容のあるものとならず形式的になつたばかりか、担当科目の多様化その他により教員の負担の増大をはじめとして、学内行政の規模の拡大、複雑化、役職・会議の増加など教職員の労働過重をもたらす客観的には教学努力を鈍らせるという矛盾に逢着せざるをえなかつた。

上述のような状況がもたらされたところからすれば、全学協をはじめとする一連の民主体制をより一層発展強化させる必要があつた。そのひとつとして一九六三年に学振懇の改組が行なわれ、当面の諸課題について協議し、現実的な改善の要請にこたえようとした。しかしこれは反面教学上の長期的、計画的な諸課題の追求、教学を裏付ける経営計画の追求といった基本的問題を全学協に

積極的に提起することなく、立命館のおかれた条件内においてなしくずし的に処理することになり、全学協の本来の任務を果たさせなくした。

この間にあって、学生の生活上および教育上の諸問題や教職員の生活、研究上の諸問題がクラスや、職場で討議され、確認事項の実行による教学改革、体制改革、生活および研究条件の改善が大衆的基盤の上に立つて学生や教職員組合から要求されだしたが、大学はそれらを正しく受け止め実現する道をみいだしえなかつた。

なお、以上のことと関連して次のことも問題であろう。小集団教育の実施の主な目的はマス・プロ教育の弊害の打破であるが、それは同時に全学生に系統的に学生相互間の民主的な討論の場を保障し、全員加盟制の自治会活動により一層の民主的な発展の基礎条件を与える意義をもっていた。小集団教育の実施は十分なものではなかつたが、多くの学生に討論の場を与え、そこを基盤にしての新たな民主的な自治会活動を可能にした。しかしこの時期において学生運動内部の意見の相違が十分に整理されていなかつたことなどもあって、大学は全学協の開催を見送り、自治会と教職員組合に結集されたエネルギーに依拠して大学改革の要求を立命館の民主体制に反映させる積極的な努力を行なうことに欠ける点があつた。

(五) 新しい体制への展望

以上のような歴史的経過のなかで、当初は学生と職員の一定の参加を踏まえた民主的討議によって全学的意思を集約しえた本学の体制も、今日ではそのあり方を根本的に検討されねばならぬ段階に至つた。いわゆる「立命館方式」は形式上は協議機関であつても、その方式は協議を通じて決定への参加を保障していた。従つて、問題は協議方式の限界にあるというよりは、むしろ、いわゆる民主的機構への安易な寄りかかりから、不断の自己点検が十分でなかつたことにある。

新しい体制の確立は、多年にわたつて学生や教職員組合によつてかちとられてきた民主体制を全面的に否定することではなく、それをさらに民主的に発展させることである。すでに大学改革の視点に立つて学生や教職員組合が問題を提起しているところに依拠しながら、民主主義の基本原則の上に、大学の構成

員である教員・学生・職員の、それぞれの立場からする積極的な参加を保障する体制をつくり、創造的に教学を推進する自治のあり方を全学的に追求していくことである。それがなければ、教学内容の改善も単なる空文に終わり、体制の改革もただの機構いじりに終わらざるをえないであろう。

—付記—

本章、「立命館民主体制の総括」は、主として学生参加の側面からのみ行なわれている。本来、民主体制の総括は政治・経済情勢や政府の文教政策および本学の教学内容などに関連させて全面的に行なわれなければならないのであり、次の討議資料においてそれを行なうことを予定している。

第六章 立命館民主体制の改革の方向

—主として学生参加の側面から—

(一) 改革の基本的視点

これまで、われわれは、大学の自治はその構成員、つまり教員・学生・職員がそれぞれの立場から主体的に参加することによつて、創造的に推進せられていくべきものとしてとらえてきた。立命館大学では、すでに一定の学生及び職員の参加を踏まえた自治機構をつくり出していたが、現在の段階では、なお一層の発展を図るべく改革が迫られている。そのうち、職員の自治組織と参加の問題全般については別の機会にゆずり、ここでは、主として学生参加の側面について改革の方向を考えたい。その場合、次の諸点が考慮されるべきであろう。

- (イ) 学生の参加の範囲、程度をより拡大する方向で再検討すること。
- (ロ) 学生自治会の団結権、交渉権をより明確にすること。
- (ハ) 全学生の意見を、大学の管理運営に反映しうるように制度の一層の民主化をはかり、それに対応する大学の責任体制を確立すること。

(二) 学生参加の範囲（『対象』）

(イ) 次の諸事項については、教員・学生・職員が協議、決定していく場が設定される必要がある。

- (a) カリキュラム編成（授業科目の開設、回生配当、時間割の編成方針）

- (b) 学生の教学・厚生面の施設の設置
- (c) 管理職（総長、学長、学部長）の選出
- (d) 学生処分

(ロ) 次の諸事項については、学生の責任ある自治に委ねられるべきである。もちろん、教職員として一定の助言を与えたり、批判を行なう権利は留保される。

- (a) 学生自治会の活動
- (b) 課外活動
- (c) 寮、学生会館の運営

(ハ) 次の事項に関しては、学生は意思形成の過程に参加する。しかし、最終決定には参加せず、責任もたない。

- (a) 教育の内容
- (b) 学費

(ニ) 教職員の人事は、教職員の自治に委ねられるべきである。

(ホ) 教員の学問研究の自由は、研究者固有の権利に属するものであるが、学生が批判の自由を有することはいうまでもない。

(三) 制度

(イ) 立命館の現在の体制に存在せず、新たに設けられてしかるべきもの。

- (a) 学部運営への学生・職員の参加……たとえば、学部長選挙への学生・職員の参加、授業科目の開設・回生配当および時間割の編成方針への参加の方式が検討されるべきである。

(b) 学生処分制度……従来の本学における処分は、教育的観点に立つことを基本にしてきたが、これは「教授会自治」・「大学自治」論から発するものであった。すでに述べたように、教員・学生・職員はそれぞれ相対的独自性を保持しつつ大学の自治、研究・教育の自由を積極的に創造していくべき対等の構成員であつて、研究・教育活動を保障していく上での自律性とその具体的なルールもまた三者が共同して確立していかねばならない。その意味で、今後の処分のあり方は、いわゆる「教育的処分」とも「管理的処分」とも異なるものでなければならぬ。

この制度への学生参加には、懲戒委員会や大学法廷の設置なども考えられるが、いずれにせよ制度化の基本には、人権の保障と公平中立な判断主体の構成、および処分に関する争いの余地のない基準の創設が全学的な合意にもとづいて定められなければならない。

この新しい制度が確立されるまでの間は、従来の制度によって処分が行なわれざるをえないが、その際、以上の精神を考慮に入れて行なわれるべきである。

(ロ) 現在の五者会談、学振懇、全学協体制の改革

クラスを学生自治活動の組織の基礎と運動の出発点として与える。民主的な機構を形式化させないためには、構成員に考え方のちがいがあろうとも、共通の場において相互に批判しあう自由が保障されなくてはならない。

(a) 学部協議会（五者会談を改組改称するもの）

教授会・自治会・学部事務室の代表を主構成メンバーとし、自治委員およびゼミ委員の参加及び必要に応じて院学生代表の参加を求めること、開催要件を明確にすること、協議確認事項の伝達を徹底すること、等により学部のいろいろな意見を反映する機能をよりよく生かしていくことができる。

ただし、構成メンバーが多数にのぼるので、別に日常的な接触の機関として幹事会（学部三役、事務長、自治会代表）を設けることも考えられる。

(b) 全学協議会

教員・学生・職員の全学的な討議の場として必要である。しかし、会議の規模が大であるだけに構成パートのそれぞれ、なかならず理事会はその開催に積極的な姿勢をもち、かつ全学的な意思形成の場としてこれを生かしていく積極的な姿勢をもつべきである。

構成パートとしては、現在のものに、さらに大学協議会代表、寮連合等の代表を加えることが望ましい。

一定数の構成パートの要求による開催義務の明記等も必要である。

(c) 全学協議会幹事会（学園振興懇談会を改組改称するもの）

学部協議会の成果をふまえ、かつ全学協議会の事務局的な機能を果たすもの。

構成としては、学内理事会、一・二部学友会、院生協議会、教職員組合の各代表が考えられよう。しかし、全学協を開催せずに、この幹事会に逃げ込むという安易さだけは、なんとしても克服しなくてはならない。

(d) 学部集会和全学集会

全学的な大問題が発生した場合には、学部協議会または全学協議会の議をへて、さらにそれを徹底させるために学部集会和全学集会が考慮されてよいだろう。しかし、こうした大規模な集会は、一つの固定した制度として置かれるよりも、必要に迫られて行なわれざるをえない性格のものであろう。

四 学生自治会の交渉権

全員加盟制の自治会が、学部学生の正式代表として教授会と交渉を行なう権利は認められて然るべきである（全学的には、学友会が理事会に対して交渉する）。従来の五者会談や全学協ではこの交渉は事実上行なわれたというに止まり、自治会（学友会）の交渉権として制度上明文によって確立していたわけではなく、またどこまでが「協議」でどこからが「交渉」かを、必ずしもはっきりしていなかった。今後は、このけじめをつけて、「交渉」についてはその対象、ルール等を厳密に定めておく必要がある。

この交渉権は、労働法上労働組合に認められている「団体交渉権」とは異なる。しかし、「交渉」に基づいて成立した合意は「決定」の意味をもつ。いわゆる「大衆団交」という名の下になされる人身拘束、あるいは人民裁判的な人身攻撃は認められない。

(五) 学生自治会のストライキ権

自治会がその要求を獲得するためにストライキを行なうことは、要求獲得の手段としてみずからの教育を受ける権利を放棄することを意味する。したがって、大学はそれをそれ自体として処分の対象にする必要はない。

ただし、ストライキは、同時に多くの学生の教育を受ける権利と、教員の教

授の権利に制限を加えるものであるから、ストライキ権を行使するためには厳密な手続が必要である。

ストライキをそれ自体として処分の対象としないことは、大学がストライキを認めて講義を止めることを意味しない。また、ストライキにともなう暴力行使（平和的説得のピケッティングを越えて、暴力や封鎖等によって、受講を希望する学生を妨害したり、講義に出る教員を妨害することなど）や大学施設の破壊が許されないことはいうまでもない。

〔注・資料付ハ1〕〔四月三一日付文部次官通達に反対する声明〕、付ハ2〕〔中央教育審議会の答申に反対する声明〕―資料集・第五集に収録〕

六五七 大学院研究科の改善の方向

〔一九六九(昭四四)・六・二八 大学協議会〕

一、大学院研究科の位置づけ

1. 大学院研究科の位置づけについては、すでに昭和三十八年(注①)および昭和四十年(注②)の大学院問題に関するメモにおいて確認されている基本線を尊重する。すなわち、大学院の各研究科は、基本的には、広くわが国の学問・研究の後継者ともなりうる能力を有する研究者を養成することを目的とする。

2. この場合、「後継者」ともなりうる能力を有する研究者とは、本学の教育・研究の後継者という狭い意味ではなく、広くわが国の学問・研究のレベルの後継者という意味である。本学教員への採用という問題は、出身校にとらわれず、広く人材を求めるとするのが正しい在り方である。

3. 大学院各研究科の修士課程と博士課程については、本学大学院の学則にも明示してある通り、修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って、専攻分野を研究し、精密・深遠な学識と研究能力とを養うものであり、博士課程は、独創的な研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うものであるとする基本的な考え方に立っている。

4. 以上の観点に立って、各研究科への入学者は、これを厳選することはいうまでもない。なお博士課程への進学については、修士課程の成績および修士論文を重視するものとする。

注(1) 「修士課程と博士課程の性格づけ」(昭和三十八年「大学院充実に ついての基本的考え方」の二)

(イ) 大学院という共通性をもつと同時に相違点をもつことを明確にすること。

(ロ) 修士課程は、広い意味の研究者養成機関で、その範囲はやや広い

が、しかし、入学決定に際しては、目的を明確にすること。

(ハ) 博士課程は狭い意味の研究者養成機関で、その性格上、入学を厳にすると同時に指導上は特別の配慮をすること。

注(2) 「大学院の性格について」(昭和四十年)「大学院問題対策に関するメモ」の一)

(イ) 院の基本的な目的は、修士課程・博士課程を通じ、研究者養成として位置づけ、その機能としては、後継ともなりうる能力を有する研究者養成を内容とし、これを実施するための体制及び条件を具体化するよう努力する。

(ロ) 入学者は厳選する。

二、研究体制と指導体制

1. 大学院における共同研究・共同指導を体制的に軌道にのせるために、下記について検討し具体化する。その際、各大学院学生(以下院生という)の論文作成および研究の個別的な指導を、複数の教員が担当することを主眼とする。

(イ) 開講科目の編成に当って、院生の関連する諸研究テーマを集約しうるような数個の研究課題を設定して、開講しうるように工夫し、各院生が自己の研究テーマについて複数教員の指導をうけ得るようにする。

(ロ) 研究課題によっては、担当教員間および、ゼミに参加する院生間の合意によって、二つ以上のゼミの合同ゼミを行なう。

(ハ) 毎年度の一定の時期に、各院生の研究テーマについて、関連する諸教員の出席のもとに院生の研究報告を行なう。

(ニ) 論文指導の責任は、院生各自について、関係する複数の教員が担当する。その際、適宜論文指導の主任、副主任を定める。

(ホ) 教員の共同研究には院生が積極的に参加することを期待する。

2. 大学院のカリキュラム

(イ) 大学院研究科におけるカリキュラムは、特定の科目あるいは特定の場合をのぞいてできうるかぎりゼミ方式で行なう。

(ロ) 開講科目は、事前に院生の研究計画をきき、また院生の研究報告会などを通じて各院生のもつテーマにかんして、その現状とその方向を研究科委員会の全教員が把握したうえで、その実体に即応しうるように編成する。

注・国立大学における大学院は、講座制を基礎に編成されている。この講座制は、各学問領域の閉鎖的な割拠性、抜きがたい身分的階層序列の形成、従弟制度的な師弟関係などの因襲の温床として排撃さるべきものであることは、言うまでもない。

講座制をとらない、科目制を基礎として編成されている大学における大学院の場合は、以上に指摘したような講座制の弊害をさげえていながらも、他面では、次のような弱点を包蔵せざるをえなかった。すなわち、大学における研究活動が個々の分散化しやすく、研究活動と指導との分離が生じ、ひいては講義中心的な傾向が生じやすい(大学院研究科の設置基準における、修士課程でのカリキュラム編成がそうなっていることが、この傾向に拍車をかけている)。

かねてから指導責任制という要求が、院生から出されていたのも、大学における研究の分散性、その状態のもとでの研究と指導との分離とを背景にして生じたものと言えよう。

三、奨学制度

1. わが国の学問を継承し発展させてゆく研究者を養成する大学院にあつては、本来なら国家がすべての院生に十分な奨学金を支給してしかるべきである。しかし、現実には政府はそのような政策をとっておらず、日本育英会の奨学金の貸与も、院生のすべてにはゆきわたっていないのが現状である。

そこで本学では、日本育英会の奨学制度をおぎなうものとして、立命館大学大学院奨学制度を設ける。

2. 立命館大学大学院奨学制度は、奨学金貸与制度と学資貸与制度の二種類とする。

(イ) 奨学金貸与制度——本制度は、本大学の院生にして学業人物ともに優秀な者に対し、奨学金を貸与して研究を奨励し、勉学の条件を改善援助することを目的とする。

(ロ) 学資貸与制度——本制度は、本大学の院生にして修学の熱意がありながら経済上の理由により学業継続困難な者に対し、学資金を貸与して学業を継続させることを目的とする。

3. 奨学金貸与制度の概略は次のとおりである。

(イ) 貸与額

修士 月額 八、〇〇〇円

博士 月額 一〇、〇〇〇円

(ロ) 貸与人数

修士 毎年一・二回生各々一七名程度(各専攻一名とする)を選考の上、これに貸与する。

博士 毎年若干名

(イ) 貸与期間 一年毎に選考

(ロ) 資格

(i) 日本育英会奨学金を受けていない者。

(ii) 正規の年限内に学業修了可能な者。

(ホ) 選考基準・選考方法

各研究科において選考推薦し(指導教員の推薦状を添付する)、大学院委員会において決定する。

(ハ) 返還方法

卒業・退学後十年以内に年賦償還することを原則とする。

但し、大学その他の教育・研究職に一定年数以上継続した者及び不具廃疾者については、返還を免除する。

細則は別に定める。

4. 学資貸与制度は、現行の立命館大学学資貸与規定により行なう。但し、予算は、院生用として学部学生の分と区別して別枠とする。選考基準は、従来の学部学生と共通のものを原則としながら、大学院学生の特事情を

加味して、大学院学資貸与選考基準を設ける。

学資貸与委員会は、院生の学資貸与者を決定したとき、大学院委員会にこれを報告するものとする。

5. 学資貸与は、日本育英会奨学金も立命館大学大学院奨学金も貸与されないものを最優先し、次に立命館大学大学院奨学金の貸与を受けている者にも貸与することがある。

日本育英会奨学金の貸与を受けている者は原則として学資貸与の対象とならないが、特別の事情のある者は特に考慮の対象にすることができる。

6. 立命館大学大学院奨学制度は、昭和四十四年四月一日より発足する。

以上

〔申合せ事項〕

一、「大学院研究科の位置づけ」にいう研究者は、文学研究科においては高度の専門知識を有する教員、理工学研究科においては現代の科学技術の急速な発展に対応しうる基礎的・開発的研究能力を身につけた高度の技術者を含むものとする。

二、本文「一、大学院研究科の位置づけ」の4については、大学院研究科の修士課程の各専攻について、三名以内とする。ただし理工学研究科については、五名以内とする。

三、大学院奨学金の貸与人数（修士課程）については各専攻一名とし、流用は認めない。

〔申合せ事項の了解事項〕

申合せ事項の二、について、次の通り了解する。

① 同一研究科内においては、一名を限度として専攻入学人数を調整できる。

② 理工学研究科については、五名以内としているが、大学院委員会の意向としては、四名以内を努力目標としてほしい。

以上

六五八 「寮問題の解決のために」——その経過と問題点

〈討議資料〉〔抜粋〕☆

はじめに

現在の最大の社会問題の一つが大学問題、いわゆる「大学紛争」であることはいままでもないし、寮問題が大学問題の一つの環あるいは集中的な環としてあることは大学紛争の過程をみればただちに認めなければならない点である。

立命館大学における一連の事態はこの点を明らかに示している。それゆえ、寮問題を単に寮問題として孤立して捉えるならば、木を見て森を見ざるの愚をおかし、井底の蛙となり、ひいては問題解決の正しい方向を見失うことになるであろう。日本の私立大学である立命館大学の寮の問題として、寮問題をつかむことがなにも必要である。このことは自明の理であるだけに、強調しておくなければならない。

寮は厚生現場であり、自主的な研究教育現場であり、自治現場である。寮が厚生現場であるとしても、そこで生活している者から見れば、それはおよそ貧弱なものである。しかしその貧弱さは現在の文教政策が教育の機会均等を実現せず、大学進学の国民的要求を私学まかせにしようとするところに根源がある。また、寮が自主的な教育研究現場であるとしても、そこで勉強しようとする者にとってはおよそそのような場所になりにくい状況である。しかし、小・中・高・大学における自主的な研究教育を統制してきたし、また統制しているのは、現在の文教政策である。さらに寮が自治現場であるとしても、そこでの自治は堅固さを誇れるものとは言いがたい。しかし小・中・高に対して行政統制を加え大学の自治を奪ってきたし、奪おうとしているのは現在の文教政策である。

寮のあるべき姿を実現しようとすればするほど、実現を阻む厚い壁、文教政策に突き当たる。寮問題を寮問題として、切り離して捉えることに対しては十分な警戒をしなければならない。とはいえ、寮のあるべき姿を阻む壁は寮から離

れて遠くにあるわけではない。これらの障壁は寮の傍に、寮のなかに立ちほだかつている。寮問題が提示している課題は、これらの障壁となる壁はなにか、これらの障壁を取り除く方策はどうか、これらのじゃまものを取り払う力をどうして作るかである。

立命館大学は戦後、寮問題の提示した課題に、歴史的にそれぞれの段階で学生・教職員が一緒に取り組み、課題解決の方向を見出してきた。この経過を明らかにしつつ、今回、提起された課題を示し、学生・教職員が、大学問題としてますます重要性をましている寮問題に取り組まれて、寮問題についての展望を切開く力になられることを願う次第である。

一九六九年六月

立命館大学（学内）理事会

目次

I 経過と要求

- (一) 本学における寮の歴史的経過
- (二) 寮連合の要求と今回の交渉経過
 - (1) 寮連合の要求
 - (2) 交渉経過
 - (3) その後の経過
- (三) 寮についての学友会の要求

II 寮および寮要求に関する大学の見解

- (一) 昭和三九年「寮問題についての確認事項」の評価
- (二) 寮要求に関する具体的な提案

- (1) 寮に対する厚生施策
- (2) 学生自治の一環としての寮自治を守り発展させるために
- (3) 旧寮の改築と新寮の建設

III 寮連合のとつた一連の行動にかかわる大学の反省と批判

- (一) 中川会館封鎖をめぐる問題
- (二) 退寮者の激増、退寮処分について
- (三) 寮内における一連の暴力行為について
- (四) 入寮選考問題
- (五) 不払い闘争ならびに滞納問題
 - (1) 水光熱費の不払い問題について
 - (2) 水道料金滞納の問題について

IV むすびにかえて

〈資料〉 昭和三九年「寮問題についての確認事項」——〔注・資料六四〕に収録

〔注・本文Ⅰ～Ⅳ 省略〕

六五九 一 拠点実現をめざして—産業社会学部移転の提起

(一九六九(昭四四)・七・二六)(学内)理事会

一、昭和三八年長期計画の再検討

昭和三八年長期計画は、無計画な学費引き上げや学生数増を招かずに、大学の発展に計画性を与えることを目ざしたものであり、その集約点として衣笠一拠点志向を打ち出した。その後、物価昂騰の中にあつて、教育の機会均等の要めである学費を据え置き、マス・プロ教育の弊を招く学生数を固定させたことはその成果といえる。さらに、小集団教育を中心とした教育内容の改革、教職員の増加を中心とした研究教育体制の整備、施設設備の改善を中心とした研究教育条件の設定など、かなり前進した面のあつたことは否定できない。これらの前進が一拠点志向を軸に展開し得たことをまず念頭に置くことが大切である。しかし、経済・経営両学部移転完了後、一拠点志向が実現へと進められず、停滞したままに留まった点は反省されなければならない。それには種々の理由があげられよう。大学改革は進められながらも、現状でやつてゆけるといふ安易さに落ち込み、大学改革を大胆に推し出すエネルギーを失ないつつあつたことが最大の理由といえる。さらに三八年度長期計画が学費引上げや学生数増加と結合して提起されたため、一拠点実現がいわゆる拡大政策となり易い危惧をはらみ、拡大政策をさけようとする意図が一拠点志向を実現にまで前進させるのを抑制したことも否定できない。

大学改革を推し進め、拡大政策を断ち切るために、昨年来、長期計画の再検討が行なわれてきたが、一拠点志向から一拠点実現へ、その第一歩として産業社会学部の早期衣笠移転を提起する。

二、一拠点から来る弊害

大学改革にはいろいろの課題が含まれる。内容・体制・条件の全面にわたつて大学の構成要素である学生、教職員の諸要求に応えつつ、これらの構成要素が大学へ積極的に参加することがその基軸であることはいうまでもない。

しかし、現状の一拠点が諸要求に応え、大学参加のための障害になつてはばかりではなく、二拠点では諸要求に応ええず、ひいては大学改革の前進も不可能な状況である。

二拠点による欠陥を要約すれば、つぎのようにならう。

- (1) キャンパスの狭あい
- (2) キャンパスの騒音
- (3) 施設の分散
- (4) 二拠点による分断現象

以上の弊害はつとに指摘されてきたところであるが、中川会館、恒心館閉鎖の現状においては急速に拡大し、いまや放置できない状態である。衣笠学舎三学部と広小路学舎三学部、二部とのアンバランス、とくに恒心館を中心にして来た産業社会学部と他学部とのアンバランス、中川会館を本拠にした本部体制の分散などに、弊害が集中してあらわれている。

三、一拠点実現へ—産業社会学部早期移転

恒心館を修復し、中川会館を再開しても、二拠点から起る弊害は繕うことにはすぎず、恒心館の復旧には最低限に見積つても二千五百万円の経費を要する。財政危機の深まるなかでこれだけの経費をかけても大学改革にはなんの寄与するところもない。産業社会学部一部と本部関係の早期移転実現以外に大学改革を積極的に進めることはできない。

移転にともなう具体策を提示すればつぎの通りである。

- (1) 移転の時期——本年十月、後期開始時。
- (2) 産業社会学部の所要施設整備——移転の時期と関連して当面つぎのものを仮設する。本格的な恒久施設は長期計画再検討の中で明らかにするが、本年十月頃には着工し明年度なるべく早い時期にそこへ移れるように準備する。

- (イ) 教室
- (ロ) 事務室
- (ハ) 会議室、教員控室、共同研究室、倉庫、個人研究室

- (一) 図書館
- (ホ) 食堂
- (ハ) 学部センター
- (三) 広小路学舎の施設設備整備
- (四) 事務体制の整備
- (五) 衣笠の校地拡張
- (六) 産業社会学部学生の通学、下宿問題
- (七) 財源——恒心館売却

四、長期計画の策定

産業社会学部の早期移転は一揆点実現の具体化の第一歩であるが、その一歩は計画的な展望をもたなければ、再度停滞状況に陥る危険がある。その危険を避けて、大学改革を積極的に進めるために、長期計画を策定しなければならない。長期計画の策定は当然三八年の長期計画の再検討を土台にしてはじめて可能になる。三八年度長期計画の総括を進めながら、その最大の欠陥として指摘される拡大をいかにして防ぐか、大学改革をいかにたたかいたるか、を早急に提示する必要がある。

六六〇 職員の位置付けと課長の身分制廃止について

〈討議資料〉 ☆

(二九六九(昭四四)・八・二(学内) 理事会)

職場の民主化のために

昨年の理事会と教職員組合の業協の中で、立命館大学の「平和と民主主義」を理念とする教学の推進と、教職員の労働条件の改善をより一層強固なものにして行くには「教授会の民主化」と「職員職場の民主化」が徹底して行なわれなければならないことが確認された。

教授会の民主化については、今年の四月から、教授会、大学協議会、理事会において討議が行なわれ、すでに(イ)人事教授会の廃止、(ロ)助手の教授会への正式参加、(ハ)専任講師制の廃止の三点が決定され、さらにひきつづいて(イ)任用・昇格の基準、(ロ)審査制の検討が始められている。

職員職場の民主化については、四月以来若干の職場において、時間内職場会議が設定され、学園の種々の問題を討議することなどが行なわれているが、まだ全体として大きな進展をみているとはいえない。そこで、理事会は、部課長会議の中の事務改革委員会に、この問題の調査研究を委嘱したが、今回委員会より一応の成案として答申をうけた。その内容は、大学における職員の位置づけの検討から始まり、部課長会議のあり方、課長制度の改革(課長の身分制を廃止して、補職とし五年の任期を設けること、課長選考委員会に職員代表を加えること等)に説き及んでいる。何分にもこの改革案は、わが国の現在の社会通念からすれば、かなり大胆な内容を含んでいる。従って、この問題は、なお時間をかけて、十分に職場の意見を汲みあげた上で理事会の実施案を作成すべきであると考え、部課長会議の案をそのまま資料として教職員に配付することに決定したので、徹底的討議をお願いする次第である。

昭和四四年八月二日

立命館大学(学内) 理事会

事務改革委員会（S四四・六・二〇）
部 課長 會議（S四四・六・二六） 繼續

職員的位置付けと課長の身分制廃止について

(1) はじめに

大学は内外から急激に、また根本的に問われているが、現象的には、大学の管理運営の問題としてとりあげられがちである。管理運営は、大学の本来の目的をめざす関係とその体制であり、根本的には、教育研究の問題に根ざした改革としてとりあげられねば、抜本的なものとなり得ない。

一方で、教育研究の内容がとりあげられると同時に、他方でそれを日常的に支えている管理運営の改革を主体的に追究し、両者が交差するところに、現在の大学問題の焦点が抽出される。

伝統的に、営造物管理論、即ち教育研究を上からの管理によって包括的に支配しようとする立場に対して、大学は、教育研究の自由を主張することによって対抗してきた。この自由は研究教育者の特権としており、職員は、大学の内にありながら、研究教育の外にあるものとして位置付けられてきた。現代の研究教育の自由は、国民の権利として自覚され、基礎付けられるところに大学の自由、あるいは自治が保障されている。管理運営も、国民の研究教育への権利を保障するものとしてあり、職員も独自の存在として積極的な役割が期待されている。

大学は、国民に直接責任を負う学問、研究をめざしており、その内容は細分化し、他方その総合化と教育の全面性が要請されている。又、大学の大衆化にもなつて、それに照応して学園の諸機能の多様化、機構の複雑化は著しいものがある。これにもなつて職員の役割も、質量ともに変化している。旧来の会計的庶務的なものから、①研究教育、②人的物的諸条件の整備、③意思決定、及びその総合調整の諸機能、それぞれに照応した職員の役割が必要となつている。本学に於ても、教員三三一名（大学二七九名）に対し、そ

れ以外の職員は二八六名（大学二七二名）であり、約同数の者が教室以外の所で日常業務にたずさわつてゐる。この研究教育に直接かかわつてゐる教員以外の職員を大学目的との関係でどのように位置付け、如何に組織し運営するかは、学園にとつて重要な問題である。特に諸大学の改革案の中で執行権限の強化にもなつて、職員の権限の強化がとりあげられているが、単に権限の問題としてみるのでなく、その果している機能から改善されねば、管理支配の強化への危険がある。

(2) 職員的位置付けの変化

古きアカデミズムの下にあつて、職員が会計的庶務的な役割に止つていた戦前の教学体系から、国民の教育を受ける権利を質量ともに高め、保障することをめざす教育研究の条件整備の主体者としての職員的位置は大きく変化した。研究教育に対する国民の権利は、大学の内部においてとらえる時、学生の権利としてとらえなおすことができる。大学は、この学生の成長、発達に内包されている法則に沿つて、教授学習及び経営管理の両者が目的をめざしてからみあつて行く構造をもつてゐる。学生の前に立つとき、この両者は国民に対する責任において等質化し、従来の如く職員が教員に従属し、その下で責任をまぬがれることのできない存在となつてゐる。

大学が、学生の実態（物的・文化的）をふまえ、それらを深め高めるところに真に国民的要請に応えた研究教育がつくり得るとすれば、学生の生活実態なり、現代を反映する問題意識は、教学（研究と教育）の前提であり、基礎的条件である。又、この基礎的条件は、年々、あるいは、日々激しく流動している社会を反映している。かように教学の基礎条件は質的（文化的・精神的）量的（物的）を二面があり、職員の行う条件整備も単に物的・技術的な管理に止まらず、学生が体現する文化的・精神的な現代の問題、ひいては国民の研究教育に対する要求を如何にとらえるかという価値観を離れては存在し得ない。

大衆化した現代の大学は、多様な機能（学問研究の細分化と総合、教育の全面性）が要請されおり、旧来の古いアカデミズムに基づく教授会自治では対応し得ないところに至つてゐる。このことは、従来の教授会決定に作動され

て受動的に働く職員としてではなく、教学の一翼を担う者として上述の二面にわたる教学の基礎条件を各職場で把握し、相互に連絡、調整を行い、総合された実態の全体像を教学の基礎に据えるという条件設定が行なわれねばならない。また、限られた物的条件の下で国民的要求に基づいた教学を成立させ保障することは、困難であり、全学的な目標の設定とその志向は、職員による条件の日常的な把握と調整、及び計画性をもった条件整備を必要としている。大学機能の多様化は、伝統的な学部事務室、図書館、総務、会計の外に財務部、教学部、学生部を生み、事務を通じての教育的業務が行なわれるようになっていく。従って職員の業務は教授会の決定に対する執行過程に止まるものでなく、政策形成過程において欠くことのできない役割をもつに至っている。

特に教育関係においては、その執行過程が教育過程でもあるという特性がある。従って職員相互、あるいは、教員、職員の間は、形式的な「決定」と「執行」という縦の権限の関係としてでなく、各分野で果されている役割から責任が生まれ、権限が裏付けされるのであり、各職場では教員と職員、あるいは職員相互が各々の専門性をもって、大学の教育研究目標をめざして集団化するとともに、自治の基盤がつくられ、そこを基盤として教員、職員各々独自に全学的な総合調整が行われ、両者の統一に大学が運営されて行かねばならない。

近來、学園振興運動の中で学部セクトへの批判、全学的視点の確立、及び教学の内容について現代化、総合化、共同化が要請されてきた。このことによつて職場の集団化が求められてきたが、職員相互の集団化、特に教員、職員相互の集団化は不十分なものに止つてゐる。

以上、職員の業務は大学の大衆化に照応して、飛躍的に拡大してきたが、これから機能的把握の中で職員が位置付けられ、組織された意識的な主体として大学の形成に参加すべき転換期に入つてゐる。このことは他面、研究教育を内から支えることになるであろう。

(3) 部課長会議について

以上の事務職員の変化に応じて、理事会（専務理事）の縦の関係の下で各

部課のアンバランスの調整のために、任意に召集される課長会議が行なわれ始めたのは昭和二〇年代後半である。三〇年を界として人事の配置、職員の採用等について課長会議が行なわれるようになった。又学園振興運動の中で、諸機関の民主化（昭和三三年）がとりあげられ（昭和三三年課長会議定例化案）、全学的視点の確立、教学と経営の統一（昭和三六年）が、学生によつて指摘され、他方、学部事務室以外の諸部課（図書、学生、教学、財務、総務等）が大学の拡大とともに教学の中で定着してきたこともあつて部課長会議の必要性が公的に確認されるようになった。（昭和三六年新二月原則—教学、経営を統一のため各部課長会議を運用する）昭和三七三年三月専務理事制の廃止にともなつて部課長会議は、①各部課の事務連絡、調整、②職制及び事務執行の改善、③職員人事配置の適正、④理事会、大学協議会から諮問された事項について協議し、事務の一体的運営を図るものとして、現在に至つてゐる。（三七・四・二六部課長会議規定案、同五・二五理事会提出継続審議）昭和三八年三部長制（任期四年制による）の発足によつて、日常的に各部課の業務を集約し、三部長を通じて、大学協、理事会へつながら政策形成過程への意見の反映が試みられるようになったが、その機能は充分果されず、会議も定例化されたが学園機構の中では、慣行的なものに止つてゐる。（昭和三八年六月学園振興基本要綱—民主化、集中化の一環として、各部課長会議及び各部課等の相互関係を改善し、全学的視点にたつ民主的討議を開展させる）

現在、教職員組合から、職場民主化、職場要求、職場政策が出され、教職員の間でも、大学の自治の中における職員組織のあり方が求められてゐる。更に昨今の大学問題の過程で学生から部課長——職員を通じての大学の官僚化への批判がある。

部課長会議の歴史は、職員の位置の変化によく照応しており、現在の問題も基本的には、その問題と軌を一にしている。職員が大学の一般的に構成員であるというに止まらず上述のように大学の具体的な教学上の機能を分担しており、学生をはさんで、教員と対等に大学自治の一翼を担つてゐることは、自治が従属の関係から形成され得ないことからしても明らかである。問題と

される官僚化は、伝統的な職員の新んだ位置付のもとにあつて、自らの大学
 教学における機能的把握が主体として不十分であり、目的が見失われ、手段
 が自己目的化されていることから起つてゐる。各種の業務は教学の究極的な
 目的を追究する手段として組織されており、大学の機能の拡大にともなつて
 より、間接的な手段の複雑化(目的——手段——目的——手段の連鎖)が進
 んでいる。

この目的と手段の連鎖が究極の目的に向けて緊張した関係が日常的に維持
 されるためには、学生・教員の実態を踏まえて、各職場内に於て職員相互の
 討議と部課長による全学的視点に立つた調整が必要である。特に教育研究に
 かわる業務は、抽象的なものを含んでおり、現実に対応し、如何なる作業を
 (手段をえらび)行なうかという時、巾をもつた自由な才量(責任)と政策の
 決定が日常的に必要となり、そこに部課長の職務がある。又、職場はかよう
 な自治機能をもつ集団として、大学の自治の基礎となつてゐる。部課長会議
 はこの職場を全学的に集約し、高めて、理事会、大学協議会の政策決定に反
 映させると同時に他方で政策を具体化し、新たな提起を職場に行う任務をも
 つている。このように部課長及び部課長会議は政策の形成と執行の二つの過
 程にある媒体である。

現状に於ては、上、下からの事務連絡が中心となりがちであり、このこと
 は、大学に於ける職員の位置付の不明確さ、職場及び部課長の力量の不足が
 ある。制度的には課長の身分制(終身制と給与)が停滞の原因ともなつてい
 る。流動する研究教育の内容及び条件の整備は、絶えず生き生きとした実態
 を踏まえ、問題意識をもつて集約され、高められ実践されねばならない。こ
 のことは、職場の集団化と部課長会議の強化によって応えられねばならない。
 この時、現行の身分制は、①職務と身分が混同され、職場と共通の基礎に立
 つことを疎外しており、②課長と同階層の者の意欲を減退させ、又人事を停
 滞させている。③また、課長自身も相互点検による全学的立場の不確立から
 各々の職場に埋没し、④他方職場内部での批判を部課長会議という形式で避
 けている傾向があり、⑤結果として、職場の分散化と業務の停滞を生むとい
 う欠陥をもつてゐる。また、部長会議及びその他の指導的職務体制の確立を

消極的なものとし、ひいては、職員の役割についても積極性を欠くものとな
 っている。当面課長の身分制を解除し、職員の本来の機能を充分追求するこ
 とのできる体制をつくることによつて、業務を通じての機能集団(教員を現
 場では含んで)を確立する必要がある。この事は、課長の身分制廃止(任期
 制をとることによつて職場の意識的意欲的な業務へのとり組みをめざす体制
 をつくり出すことである。身分制を解除し、任期をもつた課長制は、職
 場会議がその基礎であり、職場に於ては、職務の執行に対する集団的評価が
 行われ、これを職場に止めず、部課長会議に於て全学的に総合調整、再評価
 を行なうことによつて、政策(理事会)へ、政策(理事会)を職場に業務と
 して具体化することになるであらう。また、部課長会議も従来の慣行に止め
 ず、職員の全学的集約の場として制度化することを考えるべきである。

(4) 課長制度の改革について

1. ここでもう一度、課長の任務について要約すると「職場での事務処理(広
 義の)における調整がその主要な機能であるが、その調整の基本は大学の
 教学政策を職場に於て実現することであつて、同時に職場で把握される実
 態を大学の教学政策の形成に(職場・関連部課、全部課での段階に応じた)
 役立たせることである。」

この任務をより、積極的に遂行するために、前項で述べた課長の身分制
 の廃止を中心とした制度の改革を行うための問題点をあげたい。現行の課
 長職は、補職の意義が殆んどなく、身分となつてゐるのは「課長」という
 社会通念に従つて、①給与のラインが一般職員と別であること、②任期を
 もたないこと、従つて終身的であること、以上の二点にある。

尚、現行の課長任命手続の慣行となつてゐる課長会議での投票を参考に
 して理事会が決定する方法についても、改善を考えたい。

2. 制度改善の方向

①課長の職を補職として位置付ける。従つて給与体系における「課長給」
 は廃止する。そして職務に応じた手当を支給する。

②任期をもうける。その任期は、職務の専門性、経験の必要から、五年と
 する。なお、重任は妨げないことにする。

ただし、課長の若返りによる活動を期待して、満五五才に達した年度には、任期中であっても、その職を解くものとする。

③ 課長の選出方法について

(イ) 課長の職を補職として明確にしても、職員の所属は教員の学部におけるような固定的なものでなく、職場の異動を前提としているので、先ず課長を選出してから所属を決めるといことになる。従って職場(所属) 単位の選び方でなく、全体的視点で選出する方法がとられることは当然である。

(ロ) 課長となる資格については、客観的基準を用いて、本学園に二〇年以上勤務(年令で三三才以上としてもよい)した職員から選ばれるものとする。

(ハ) 課長の選出は、課長選考委員会によって行う方式をとる。

(ニ) 全職員の直接選挙によるいわゆる公選制も考えられるが、これはなお、将来の課題としたい。

(ホ) 課長選考委員会は、従来その選考に当たってきたが、理事会参加メンバーの一部と一般職員の代表とで構成する。すなわち常務理事二名、三部長三名、学部長のうち一名、および職員から選出された委員六名(計一二名)とする。

(ヘ) 職員の選考委員は、全職員の選挙によって選出されるが、その被選挙資格については、次の二通りの場合が考えられる。

(i) 本学園に五年以上一〇年未満勤務した者とする。

このようにすることによって課長に選ばれる可能性のある者がある中に含まれないので、選考委員会の性格が明確となる。

なお、この場合の選出委員は比較的经验が浅いので、学舎別に構成人員の比によって配分することがのぞましい。

(ii) (ロ)の資格をそのまま適用することとする。

課長選考委員となった職員は、そのまま課長になるという方式である。この方式は(i)に比して、課長を選考するのに、より経験と全体的視点を有する者があたるという点と公選制の課長を含める

という長所をもつが反面、課長の仲間集めと受けとられること、又課長会議に、公選課長と選考課長の分類を持ち込むことにもなりかねない。

なお六名以下の課長を選ぶ場合は、公選制によって、直接課長となることになり、選考委員会は機能しない。

(ハ) 選考委員の任期は一ケ年とする。

(ニ) 課長の所属(異動を含む)の決定は、一般職員の異動が部課長会議で協議されるように理事会でおこなわれることがよい。

(ホ) 経過措置について

(イ) この制度が成立した時点では、現に課長の職にある者はその職を解くものとする。

(ロ) 課長の任期は五年とするので、当初の選考に当たっては、その半数は三年の任期とする。この半数の決め方は高年令者から順にする。

(ハ) 現に課長であった者で、この制度による課長に選ばれなかった者の本俸は一般職員との本俸が一本化するまでの間は現行通りとする。職務手当は支給しない。(なお、本俸の一本化は高卒給をも含めたものとして考える。)

(ヘ) 課長以外の補職について

現在、職員の補職は課長以外に課長補佐がある。これは昭和四〇年三月に従来身分化した主任制度を廃止して、新たに提案されたものであるが、その実施については、限定されたもの(分室)となっている。その後も図書館のみにある係主任の廃止と関連して、課の設置場所、人員数、事務の内容に応じて必要ある場合は、補佐を置くことができることが再度提案されたが、保留となっている。

新しい課長制度が実施された場合は、この補佐制度を確立する必要がある。

[注・資料四四〇「課長制度の改正について」参照]

六六一 大学改革のための討議資料―その二(教学の歴史的 総括、教学各論) ☆

一九六九(昭四四)・八・六 立命館大学(学内) 理事会

は し が き

大学改革のための「討議資料・その一」につづいて、ここに「その二」を全学の教員、職員、学生の皆さんに提出したい。前回と同じく、この資料はどこまでも資料であって、大学当局の改革案ではない。とくに、今回の討議資料は、教学の内容に関するものであるから、大学としては、その具体的実施のためには、学内諸機関において討議決定をみない以上、実施にふみ出せないものである。また、その具体的実施となると多くの困難や問題も起こりうるであろう。学生諸君の側では、各クラスでの討議を自治会・学友会に集約してもらいたい。そのうえで、各学部五者会談や学園振興懇談会(ないしはそれらに代わる場所)での話し合いによって、大学側の意見と学生諸君の意見とをつきあわせ、合意をみたものから逐次実施することによって、本学における教学の改善を実現させていきたいと考える次第である。

一九六九年八月六日

立命館大学(学内) 理事会

第一部 立命館大学における教学の歴史的総括

第一章 序 論

一、新制大学のあり方

しばしば指摘されるように、戦前の大学は、「国家の須要に応ずる」ものとして、すなわち、天皇制国家主義の要請にこたえるものとして機能していた。私立大学もその建学の精神を失い、帝国大学の補充的な役割を果たさざるをえなかった。そしてその学問研究と教育は、いわゆる古いアカデミズムのそれであった。

戦後、学制が変わるとともに、大学は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成(教育基本法)を旨とする研究と教育を任務とするに至った。したがって、大学の使命は、まず第一に、個人の価値と尊厳を重んじ、真理と平和を希求する自主的、批判的、創造的人間の育成を旨とし、第二に、そのためには大学は、単に少数特権者のものとしてではなく、国民のものとして門戸を開放しなければならない(教育の機会均等)、国民的要請にこたえうるものでなければならない。第三に、大学の教育の方法、内容は、いたずらに画一的、固定的な狭い専門主義になつてはならず、とりわけ総合大学としてはその積極性を生かし、人文、社会、自然にわたる総合的な知見のうえに専門・技術教育が積み重ねられなければならない、したがって、一般教育が重視されなければならない。第四に、加えて大学の学問研究は、以上のような大学教育の内容を豊かにするものでなければならないことも見落とされてはならない。

こうして発足した戦後の大学は、必然的にその数的な増大と学生数の増大を結果して、国民高等教育の機関としての機能を果たしつつある。

ところで学生数の増大は、当然ながら、学生の出身階層の変化・拡大を意味した。単に上流階層の子弟だけでなく、中小企業や農民・労働者など勤労諸階層からの出身者が、大学生の中で大きな比重を占めるに至った。このこ

とは、現実の労働や生活の場を基盤として学問を形成しうる可能性が学生層のなかからもあらわれつつあることを意味する。それと関連して、大学教員の出身階層も大きく変化・拡大し、また、大学機構の大規模化とあいまって、大学で働く職員の数が増大したことも見のがせない。

二、大学への国家統制の強化

このような大学の変化は、当然に研究・教育の内容はもとより、それをささえる体制・条件における変革をも招来するはずのものであった。もちろん、その変革は、本来、大学みずからの手で主体的に推進されるべきものであったが、全体的にみれば、必ずしも十全に遂行されたとはいえない。それは、変革が主として、アメリカ軍占領下でのいわば「上から」のものであって、「下から」の運動によって十分にささえられたものではなかったということ。そのために、大学自身に古いアカデミズムの影響が払拭されずに残存したことによる。このようにして、大学みずからの手によって主体的に自己変革をなしえないうちに、大学は、さらに新たな問題に当面することとなった。それは、その後強力になった国家権力による研究・教育の再編成、国家的統制の強化という事態である。

戦後ふたたび強力となった財界と巨大企業は、特に昭和三〇年代以降、いわゆる経済の「高度成長政策」をおしすすめるなかで、技術革新と産業構造の高度化に見合った量と質の労働力と技術とを必要とするに至った（人的能力開発政策）。そのためそれは、従順でよく働く労働者を資本の要請に応じて選別、差別するとともに、復活しつつある軍国主義に適合した「人づくり」政策の一環として、「道徳教育の強化と科学技術教育の振興」を軸として、小・中・高等学校教育を再編し、さらにこれを大学にまで及ぼそうとしている。他方で、産学共同、軍学協同の方向も強力に推進されるに至ったのである。

三、日本の私学の矛盾

このような状況のなかにあつて、大学教育に対する国民の要求の高まりと学生数の増大に実質的に応じてきたのは、いうまでもなく私立大学である。（たとえば、一九六七年度における全国の学生総数に占める私立大学の学生

数の比率は七三%である）。しかし、戦後の私立大学は、政府の貧困な文教政策、激しいインフレーション、およびそれからくる薄弱な財政基盤の条件のもとで、不可避免的に、授業料値上げと学生数の増加を招かざるをえないというのが実状であった。こうして、私立大学の教学、財政は、慢性的な危機の状況に置かれることとなった。いうまでもなく、財政の危機は、単に財政の危機だけにとどまるものではない。それは、教職員、学生の研究・教育条件、労働・生活条件の悪化としてしわよせされ、研究・教育の危機をもたらすに至った。

四、大学の当面する課題

このようにして、今日、日本の大学、とりわけ私立大学は、一方では、古いアカデミズムを克服して新しい研究と教育の確立に取り組みなくてはならない課題をもつ。つまり大学は、単なる研究至上主義に安住するのではなく、国民的要請にこたえつつ、専門分化から生ずる弊を排し、現代的課題にせまりうる研究・教育を推進しなくてはならない。そのためには、大学は、自治を發展させ、真に学問の自由を確保しなくてはならない。

本学においては、すでに早い時期から、教職員、学生の自治活動にささえられつつ、軍国主義的な「禁衛隊立命」からの脱皮を成し遂げ、平和と民主主義の教学と体制の確立に努力してきた。もちろん、われわれは、今日、これをさらにいっそう高い次元に高めるべき段階に至っていることはいうまでもない。

なお、この場合、いわゆる大学紛争のなかで、一般的には大学改革の焦点がともすれば、大学の管理運営機構のあり方や、学生参加問題にのみしぼられている傾向があるが、大学の存在意義は、本来、そこにおいて行なわれる研究と教育の内容にあり、大学の管理運営機構の具体的なあり方も、研究と教育のあり方と内容によって定められるべきものである。大学改革の最も基本的な問題は、まさに研究・教育の改革でなければならない。

第二章 立命館大学における教学の歴史的展開

本学における教学を歴史的に跡づけるためには全面的な検討が必要であるが、ここでの叙述の重点は、一九六〇年以降、とくにいわゆる「昭和三十八年全学協議会確認事項」とそれ以降の時期（一九六五年以降）に置いた。これからの教学改革のための基本的視点とその方向を確立するという当面の目的からみれば、この時期が最も重視されなければならないと考えたからである。

一、一九四五—一九四九年

(イ) この時期は、学外においては、敗戦とアメリカ軍の占領下という条件のもとで、急速な民主化がすすめられるとともに、全国的な労働運動の発展を背景に、大学においては、学生、教職員による超国家主義的教授の追放と学園民主化闘争がはげしく進められた時期であった（四七年六月日教組結成、四八年九月全学連結成など）が、その後、いわゆる「冷い戦争」の激化とともに、アメリカの占領政策の転換がおこり、反動的諸政策が徐々にうち出されてきた時期でもあった。（四九年四月団体等規正令など）。

(ロ) このような状況のなかで、本学においては、四五年一月、末川博氏を学長に迎え、戦時中のいわゆる「禁衛隊立命」という超国家主義的の大学から、「平和と民主主義」を理念とし、「自由にして清新なる学風」と「民主的な学園運営」をもつ「庶民の大学」へと脱皮するために、教職員と学生が民主化のたたかいを展開した。そして、この民主化運動は、四八年、末川総長の辞任に対する全学的な復帰運動に継承された。そのなかで、教授会の権限が明確になり、学生を含む間接選挙方式の「総長公選制」が創設され、「全学協議会」が設置されるなど、戦後の立命館にとって歴史的意義をもつ改革が行なわれた。他方で新制大学としての研究・教育体制の基礎がつけられた。

二、一九五〇—一九五九年

(イ) この時期は、五〇年六月に朝鮮戦争が勃発するのと前後して、前の時期にすでに現われていた反動化の諸傾向が急激かつ露骨となり（レッド・パージ）、それは、五一年九月の対日講和条約と日米安保条約の調印以後い

っそう強化され、労働運動をはじめとする民主運動への弾圧と、軍国主義の復活のための体制が着々と整備される時期である（五二年七月破防法制定、五四年三月M.S.A協定調印、同年七月自衛隊発足、五八年一〇月警職法など）。同時に、とくに五三年の池田・ロバートソン会談以来、教育に対する国家統制も露骨におしすすめられた（五二年二月東大ポロロ事件、五四年二月教育二法、五六年二月教育委員の任命制、五七年中教審教員養成制度答申、五八年勤務評定、五九年八月道徳教育など）。

(ロ) 全国の主要な私立大学は、戦後の混乱期をきりぬけ、大学の基礎固めを終える一方、五五年ごろをさかいに朝鮮特需をテコに息を吹きかえした日本財界の教育要求に対応する形で、私学拡張競争にすすんだ。本学においても、事情は同じであった。これに対する学生・教職員の反対運動が、この時期の後半の一九五五年一月以降、いわゆる「緑の学園構想」（学園移転計画）をめぐる論争として全学的に展開されるに至った。

ここでの争点は、「討議資料・その一」でも述べたように、私学競争にまきこまれて、全学的討議を経ないまま経営主義的拡張政策をとるか、「平和と民主主義」を理念とする庶民の大学を真に実現するために、民主的討議をふまえて教学内容の充実をはかりつつ漸進政策をとるか、という点にあった。教職員と学生の要求によって拡張政策は否定され、五七年授業料値上げ反対闘争のなかで、いわゆる「十二月原則」が、全学協議会において確認された。

(イ) この「原則」は、まず、学園の危機が学生の学力不足、勉学意欲の不足、理事・教職員の現状に対する認識不足等に現われているとし、その原因は、無計画な私学拡張、内部充実の欠如・軽視、学内諸機関の民主的運営の不足、全学的視野の不足（学部セクシヨナリズム）にあると指摘し、さらに、その改善措置として、全学的視点に立った学園運営体制の確立、学内諸機関の民主的運営の強化・円滑化、教学諸条件の充実・改善等をうたっている。これをうけて、理事会、大学協議会の諮問機関として、「臨時調査委員会」をつくって問題点の整理を行ない、その報告はその後の教学改善に大きな影響を与えた。

(イ) この時期は、六〇年の安保条約の改定によって、アメリカとの「協力」

関係をいっそう深めるとともに、いわゆる高度成長政策と経済の自由化が強力におしすすめられた時期でもある。そのなかで急速に成長した巨大企業は、技術革新と産業構造の高度化に見合った科学技術教育の振興と道徳教育の充実を内容とする「人づくり」のために、小・中・高等学校、さらには産学協同をともなう大学に至るまでの全面的な教育の再編成と国家統制を強力におしすすめるに至った(六〇年五月の中教審に対する大学教育の改善についての諮問、六三年のそれに対する中教審の最終答申、六二年の第二次大管法、六三年一月の経済審議会の人的能力開発政策、同年八月の経団連・日経連の技術教育の画期的振興等の確立・推進に関する要望、など)。

(ロ) このような状況のなかにあつて、インフレーションの進行とともに全国の私立大学は、拡張政策、マスプロ教育によって、私学危機をますます深刻化せしめていった。立命館大学においても、拡張政策には一貫して抵抗をしてきたにもかかわらず、インフレーションの影響は防ぎきれず、その結果生じてきた教学の諸問題の解決とこれに取り組み体制の確立が必要となつた。

こうして、本学においては、この時期から、教学改革の運動が本格的に展開されることになる。以下その過程をやや詳しく見ていこう。

(註) 本学における研究・教育の分野でのたたかいを、われわれは、「学園振興運動」とよんでいる。この言葉がうまれたのは、前の時期後半の全学協議会のなかであつたが、それが運動として意識化されたのはこの時期のはじめであつた。

(イ) まず、六〇年の学費値上げ提案をめぐる全学協議会において、学園の長期計画の確立によって私学危機を克服する方向を示したいいわゆる「新十二月原則」がつくられた。これは、私学の一般の危機がいっそう深刻化しているという現状認識に立ちつつ、教学と経営を統一した全学的立場および学内の民主主義の確立、学園の運営について長期的計画を全学的立場にお

いて恒常的に企画立案する機関としての「企画委員会」の新設、学園振興に関する諸問題について、学校、組合、学生の三者が恒常的に意思の疎通をはかる場としての「学園振興懇談会」の新設、二部教学の改革、理工学部の実験整備、新学部の設置、などをうたったものである。

この「新十二月原則」の意義は、五七年の「十二月原則」を再度確認することによって、拡張政策を基本的に廃棄し、教学と経営との統一、全学的立場の観点に立つて教学を推進すべきことを示し、以後の教学内容自体の点検、その深化・具体化への起点となつたところにあるといえよう。

(二) 「新十二月原則」を受けて、経営学部新設に関して作成された「新学部設置問題のまとめ」(六一年七月)は、国民的教育の目標と内容をより具体的に示し、つぎのように述べている。すなわち、国民的教育の目標は、憲法・教育基本法にそつた教育であり、「現代の社会的現実のなかにあつて、歴史的展望をもち、いかなる場合にも希望を失わず、創造的人間、力強く生き抜くための知力、実行力、体力をもつた人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようとする人間」の創造を目ざす教育であるということ。そして、このような教育の実践をばむ諸条件を取り除く力は集団主義と科学的認識の養成によって形成される、としている。さらに、研究・教育の具体的方向としては、第一に、研究・教育の社会的現実からの遊離によるその形式化と活力の喪失を批判し、「将来に生きる学生の諸要求にこたえ、また、現代の問題は何かを意識すること」(研究・教育の現代化)、第二に、教育・科学の分断化に対して、これを総合化するために、研究・教育の共同化をはかるべきこと、としている。

このように「新学部設置問題のまとめ」は、「新十二月原則」をいっそう具体化し、やがて確立するところの「教学の現代化・総合化・共同化」の理念を端的に形成し、その具体的展開と実体化への起点としての意味をもつた。そして、さらに、この理念は、六二年三月に作成された「二部対策要綱」においても明確に示され、その具体化の一つとして、「一般教育科目によって培われた……基礎的知識のうえにたち、他方専門科目によって養われる専門的な理論および技能を生かしながら、現代的な重要

な主題を設定し、それを総合的に把握しよう」という目的をもつ「共通専門科目」が設置された。

(6) 以上のような取り組みは、「昭和三十八年全学協議会確認事項」へと発展していったので、ここでその内容と問題点を明らかにすることにした。

確認事項の主要な特徴は、今日の大学の危機を「教育内容、教育制度、体制、財政に亘る全般的危機」であるとしながらも、「中心的には教学の危機、すなわち、教育・研究の危機として把握されなければならない」としているところにある。このような危機の認識のうえに立って、確認事項は、危機克服のための視点を、基本的には国民教育の立場と現代化・総合化・共同化の方向の二つに求め、さらにそのうえで、「カリキュラムの検討、再編、学部・学科・専攻の再検討から大学制度の再検討にまで及ばなければならない」としている。そこから、具体的に問題にされたのは、とりわけ一般教育と小集団教育と二部教学であり、それをささえる体制問題であった。

この確認事項の学園振興運動における歴史的意義は画期的なものであった。そのなかで具体的施策としての小集団教育、特にプロゼミを設置したことは、それ以後における教学刷新の運動を定着させ、発展させていく重要な契機となり、また、総合化というスローガンの内容が一步進んで展開され、一般教育と専門教育の分断、一般教育の三系列間および同一系列内の科目間の分断が指摘され、克服の具体的課題とされたこと、並びに高校までの教育実態の把握、学生の実態把握（とくに二部学生）が強調されたことも大きな意味をもっていた。

しかしながら、この確認事項は、今日から見れば、当時の学内諸運動の力量を反映して、さまざまな弱点をもっていた。

(1) 大学の危機を中心には教学の危機としたことは、前述のように重要な意味をもっていたが、他面、政府の安上り教育政策とインフレーション政策による大学の財政的危機の側面を、結果としては過小評価したことになり、長期計画実施過程で理念を実現する物質的条件の整備の不十分さがあらわれるに至った。このことは、確認事項における反動文教

政策の把握が全面的でなかったことを示すものである。

(2) 下からの教学要求の結集と運動は、教学内容の改善をささえる基本的な力である。しかし、理事会をはじめとする学内諸パートにおいてこの認識が弱く、なお、インフレーション政策の影響についても過小評価があった。そのために教学要求に関する諸要求を正しく整理・吸収しえないうまま、長期計画の実施が進行していく傾向が生まれた。

(3) 教学推進のためには、教授会における分散性、孤立性とセクショナリズム、古いアカデミズムに立つ研究至上主義の克服を課題として設定していることは正しいが、そこでの問題提起は主として姿勢論の次元にとどまり今日、教授会の民主化といわれる問題にまで及んではおらず、また大学における職員の積極的な位置づけの必要性の自覚も弱かった。

それにもかかわらず、この「全学協議会確認事項」は一定の大きな成果を生み出したことは確認されなければならない。それは、当時の段階での本学のもつ民主的機構を通じての全学的結集の所産だったのである。

四、一九六五年以降の問題

(イ) この時期は、一九七〇年の安保再改定期が近づき、日米安保体制の維持とよりいっそうの強化をはかる道と、それに反対して安保体制の打破をめざす運動とが真正面から対抗するなかで、大学問題が最も重要な政治問題の一つとしてクローズ・アップされる時期である。この時期には、戦後歴代の政府が一貫して追求してきた安上り教育政策による大学の研究・教育・勉学条件の悪化と、大学の側における真に国民的要請にこたえる研究と教育の創造の立遅れが、大学に蓄積された諸矛盾を一挙に爆発させるに至った。また、中教審の「期待される人間像」（一九六五年）を頂点に、建国記念日制定（一九六七年）、教育課程全面改定（一九六七年）、明治一〇〇年祭（一九六八年）など教育・文化に対する反動的イデオロギー攻勢は、大学に対する国家統制の総仕上げとして、現在、中教審答申と「大学立法」（大学の運営に関する臨時措置法）の制定にまで至っている。

このような状況は、大学が自主的な立場に立って科学的認識を基礎にし

た総合的世思観の確立をはかりとうとするならば、研究・教育をとりまく政治的・思想的・社会的状況についてこれまで以上に積極的自覚的に把握をしなければならぬことを示している。

- (ロ) 本学が、これまで述べてきたように、全学的討議の推進のなかから、「研究・教育の現代化・総合化・共同化」によって、憲法と教育基本法の方法の精神に基づいた国民的要請にこたえる教学を創造する」という基本方向を確立したことは、確かに画期的なものがあつた。第一に、高校教育までのひずみを是正し、大学における自主的学習の基礎をつくる一回生のプロゼミが、なお改善の余地を残しながらも一応定着しつつあることがあげられる。そして、第二に、このプロゼミによって教職員は今日の学生の実態にこれまでに直接ふれる機会をもち、そのことを一つのささえとして、教職員間の教学改革の運動は一定の着実な前進を見せた。このことを示すのが、一九六五年のカリキュラム改訂、一九六五年の一般教育研究センターの設立と六八年のその改組、一九六七―八の各学部調査委員会報告書、一九六八年の保健体育白書、外国語教育白書および「二部教学の総括」などである。第三に、このようなプロゼミを中心とした改革と呼応して、学生の間には、教学に対する積極的要求が高まり、さらに、二部学友会の「学園政策」(一九六七年)や一部学友会の昨年来の一連の要求のように、学生の教学要求が政策にまでまとめられ高められていく傾向が出てきたことである。第四に、教学理念の具体化をめぐる教職員の努力と模索は、新たなみずみずしさの問題意識さえ生み出している。すなわち、①教育内容の現代化・総合化からさらに進んで、既成の学問体系の根本的再検討と現代の国民的要請にこたえる新たな体系の創造へと向かう志向、②反動的文教政策と対置された「平和と民主主義」の立場と「現代化・総合化・共同化」の自覚的結合の追求、③教員の教育活動への積極的関心、④職員の大学教育における役割の追求、などがそれである。

(ハ) 以上のような前進があつたが、他面においてさまざまな停滞面があらわれてきたことも否定しえない。一九六八年秋は、そのような立命館教学の前進面と停滞面とが全学的な討議のなかで集中的に明らかにされ、新たな

前進に向けての胎動がはつきりとしてきた時期であつた。討議は、教授会や職場やクラス、とくに理事会と教職員組合との業務協議会、総長選挙規程をめぐる学園振興懇談会などのなかで集中的に展開された。ここでの討議は、一二月の新聞社事件に始まる学園の混乱によって最終的な見解の一致を見るまでにいたらず、中断しているが、これらの論議のなかで問題になった点とくに教学停滞面の分析を整理すると次のとおりである。

- (1) 私学への大福庫助成を拒否する政府の政策、同じくそのインフレーション政策により、一九六三年度から始まった長期計画は当初計画を大幅に上回つた。教職員の増員、研究費、その他の研究・教育・労働の諸条件、学生の勉学条件の改善を予定を上回つて行なつたが、教学改善要求をみたすものにはなりえなかつた。さらに経済・経営両学部の衣笠移転の結果としての現在の二拠点の現状が、教学の体制・条件の両面にわたつて新たなさまざまな矛盾を生み出しているが、そういったなかでとりわけ条件の立運は、研究・教育の後退さえ生じかねないところまできていると考えられる。
- (2) 教授会、部課長会議、大学協議会、理事会等の連関が不十分であつたため、現場の教職員の積極的な意欲と努力が大学の運営に反映されることが少なかつた。
- (3) 古いアカデミズム、研究至上主義の残滓が依然として払拭されきつていない。
- (4) 教員の間での研究・教育の総合化・共同化は一定の前進を示したが、それは主としてプロゼミ、二回生講義などを中心とした教育に直接関係する場面において、しかも同一学部内においてのみであつて、研究の領域における共同体制はきわめて不十分である。
- (5) 一九六三―六四年以降の改革においては、二部教学の改善についてはかなりの成果をみたが、全般としては、プロゼミを中心とする小集団教育の充実に力点をおかざるをえず、それ以外の諸科目においては十分な改善の成果をみるまでには至らなかつた。
- (6) 「現代化・総合化・共同化」という方向自体は、権力の側からもそれ

なりに提起され、推進されており、しかも他面、平和と民主主義を否定する風潮が顕著に見られる現状を考えると、憲法、教育基本法の「平和と民主主義」の立場と「現代化・総合化・共同化」とを自覚的に結合していく必要性があらためて指摘されなければならないが、現実にはその点の自覚が必ずしも十分でないうらみがある。

(二) 立命館大学の停滞の原因については、さしあたり以上の諸点が指摘されるが、これは、そのまま今後の進むべき方向を示唆していることになる。

第一に、本学は、今後の教学のよりいっそうの発展をはかるためには、教職員、学生の研究・教育・勉学・労働の諸条件を思い切つて大幅に改善しなければならない。

第二に、教職員、学生の研究と教育への要求を堀りおこし、組織していく方向で、学内諸機構のよりいっそうの徹底した民主化を推進しなければならない(教授会の民主化、職員の職場会議の確立、全員加盟制の学生自治組織の充実発展と、教学改善のための全学的意思のよりいっそうの結集)。

第三に、今日の学生実態への理解をさらにいっそう深め、それを基礎にして、「現代化・総合化・共同化」をこれまでの学部内から学部間へ、教育から研究へとおしひろげ、そのために教員の共同研究の体制を進展させ、そこに学生の要求をもつと自覚的にくみ入れていく必要がある。

第四に、「現代化・総合化・共同化」と「平和と民主主義」の理念をもつと自覚的に結合し、それを内容として、どのような学生をつくらうとするのか、学部ごとの教育目標をよりいっそう明確にしなければならない。

第五に、具体的には、小集団教育の一回生から四回生までの系列の確立をはかり、あわせて大教室における教授方法の改善につとめなければならない。

以上のような改革の方向を追求する場合に、われわれがあらためて問題にしなければならない最も重要な点は、研究と教育の新たな位置づけということである。研究・教育は自己目的であつてはならず、真に国民的要請にこたえうるものでなければならない。とくに教育において、今日、学生は、それが上から一方的に与えられるのではなく、学生自身の自主的、創造

的活動への徹底した信頼のうえに立つて行なわれなければならないものであることを主張しているが、この立場は正しいとしなければならない。

以上のような研究と教育に対する考え方が、単なる考え方としてとどまるのではなく、教職員、学生それぞれの立場から、小集団教育の場や大講義の教室のなかで、さらに課外活動のなかで、具体的に実践に移されるとき、大学における研究と教育は、新たな発展をみることであろう。

第二部 教学 各論

第一章 序 論

われわれは、第一部において、戦後本学における教学の歴史的展開を跡づけたわけであるが、そこで立命館大学における教学理念は、「平和と民主主義」を目標とし、そこに至る具体的方法として、「現代化・総合化・共同化」を提示してきたことをみた。

いわゆる古いアカデミズムにおいては、学問研究は、しばしば、社会的現実・実践から遊離し、教育実践から切り離され、これを軽視する傾向(研究至上主義)を強く有していた。しかし、われわれは、大学における学問研究は、現代に生きる民衆の現代的課題を明らかにし、国民の学問研究に対する真の要求にこたえうるものでなければならないと考える。つまり、われわれの研究は常に「現代化」されていかなければならない。もつとも、この場合、具体的に何が「現代的課題」であり、国民の学問研究に対する真の要求が何であるかは、国民からの学問研究に対する批判、大学を構成するすべての人びとの間の日常的な相互批判、そして日常的な教育実践とひろく社会的実践による検証を通して明らかにされるものであろう。

次に、いわゆる古いアカデミズムの学問研究は、その社会的現実・実践からの遊離という性格に対応して、学問研究を専門ごとに細分化し、セクト化(専門主義)、社会・自然・人間を総合的・科学的に認識することをしなかつた。しかし、われわれは、学問研究が、現代における国民的要請に真にこたえうるためには、それは、細分化、セクト化、分断化された学問研究を総合し、社会

・自然・人間を総合的・科学的に認識するものでなければならぬと考える。すなわち、大学における学問研究は総合化されなければならない。そしてこのことは、総合大学においてこそ十分になされるものであり、学問研究が異なつた研究領域の研究者間の共同作業として推進されることを不可避的に要請することになる。

このようにして、学問研究が、「現代化・総合化・共同化」されなければならないのと同様に、教育もまた「現代化・総合化・共同化」されなければならない。なぜならば、現代社会における大学教育は、教育を自己の目的に従属せしめようとする現代の支配階級と支配権力に抵抗し、社会・自然・人間を総合的・科学的に認識させ、現代における民衆の歴史的地位を明らかにし、国民が自己を「全面的に発達した人間」として形成していくための方向と、そのための科学的根拠（科学的・総合的世界観）を与えようとするものでなければならぬ。ところで教育が上述のようなものであるためには、それは単に孤立・断片的な技術や知識の切り売りであつてはならず、社会・自然・人間を、一面的にでなく全面的に、固定的にでなく発展的に、断片的でなく相互連関的に把握せざるもの、換言すればさまざまな諸科学の間の連関をさし示し、これらを総合する志向性を有するものでなければならぬ。そのために、教育は、それにたずさわるすべての人びとの間の共同作業として遂行される必要がある。

第二章 一般教育

一、一般教育の目的

現在の大学がかかえている主要な問題点の一つは、研究・教育の場における統一性の喪失と、そこから生じてくるディスコミュニケーションにある。その回復は大学教育に課せられた課題であるが、とりわけ一般教育のあり方を中心として、根本的に再検討されねばならない。

われわれは、すでに長い間の経験と反省のうえに立って、問題点を整理し改革の方策を講じてきた。すなわち、専門教育が「深く学術を追求し、実践的・応用的能力を展開させる」ものであるとすれば、一般教育は、「分化の

欠陥を補い、専門外における基本的概念や方法を明らかにし、科学的・総合的世界観を与え、究極的には、人間いかに生きるべきかを語りかける」ものであり、「専門の基礎課程とせず、また専門の準備教育としてあつかわず、専門教育と補いあいながら広い視野を養うためのまとまった教育課程」として考えてきた。しかし、「科学的・総合的世界観を与える」ことや、「人間いかに生きるべきかを語りかける」ことは、一般教育のみの目標ではなく、大学教育全体の目標でなければならぬ。したがって、一般教育にとくに課せられた課題は、「科学的・総合的世界観を与える」ために、「分化の欠陥を補い、専門外分野における基本的概念や方法を明らかにする」ことにあると考えるべきではないだろうか。つまり、自然科学を学ぶ者にとつては、社会科学や人文科学が一般教育であり、社会科学を学ぶ者にとつては、人文科学や自然科学が一般教育である。自己の専攻する系列以外に、自分の専攻する系列と違つたものの見方考え方の存することを学ぶことが、かたよつた人間でなく全人的形成を目ざす新制大学にあつては正しい教育とされたのである。もちろん、法学を専攻する者が経済学の知識を必要とするように、同じ系列内の隣接諸科学を学ぶことの必要はすでに旧制大学にあつても認識されていたが、新制大学では、他の系列の学問にまで視野を拡大させたことが大きな特徴である。

ところが、従来は、浅く広い知識を得させるのが一般教育の目的であるかのようなまちががた一般教育観が普及していた。また、実際そこで行なわれる講義の内容にも問題が多く、学生の側でも、一般教育は高校教育の繰り返りとしてしか受けとられないような現実があつたことは否定できない。

二、従来の改善の努力

このような傾向を是正し、一般教育の正しい目標を達成するために、本学では、すべての教員が一般教育を担当することにし、また、「一般教育研究センター」を設けて、種々一般教育改善のための調査研究を続けてきたのである。それらのなかから、次の三点について問題を指摘しておきたい。

(1) 単一科目の再検討

学生が一般教育に興味を感じないのは、その講義の内容が高校の繰り返

しであったり、程度が低過ぎたり、あるいはまた逆に高度に過ぎたり、いずれにしても問題があるからに違いない。そこで、それぞれの科目の内容を再検討することが、結局は一般教育改善のオーソドックスな道である。センターを中心にして、ここ数年來この再検討が進められているが、その成果は必ずしも十分ではない。

(ロ) 総合コースプラン

学生の一般教育に対する興味をかきたて、また一般教育の総合化をはかる一つの方法として、総合コースを採用して一応の成果をあげている大学がある。立命館大学でも、センターは数年前からこのコースの検討を行ない、実験プランの作成をみている。

しかし、総合コースには、①単なる有用性のみをねらう総合となりがちであり、断片的知識の寄せ集めに墮する危険性がある。②これを本当に成功させるためには、すぐれた企画・推進者のもとに、数年ががりの共同研究を積み重ねたテーマで行なう必要があるが、現在の本学の現状では、これは労働条件からみても非常に困難であるという批判もある。これらの点について、なお検討を加える必要がある。

(イ) いわゆる「相互くさび型」実施

一般教育科目を一・二回生で履修し、専門科目は三回生以上、ないしは二回生から一般教育科目とならんで専門科目を履修させる方法が、わが国ほとんどの大学でとられている方法であるが、この配列は一般教育を専門教育の準備ないし基礎科目であるかのような印象を学生に与え、また実際一般教育科目の内容が入門ないし概論にとどまりがちな傾向を生んだ。他面では折角それぞれの学問を目ざして入学してきた学生に失望と落胆を与えがちであった。そこで立命館大学では、一部の社会科学系四学部において、数年前から専門科目を二ないし三科目一回生に降ろすと同時に、若干の一般教育科目を三・四回生にあげて、いわゆる相互くさび型方式を実現した。こうして、一般教育をそれ自体として体系的配列を可能ならしめ、また講義内容も上級回生配当の科目では相当高度のものにすることを可能にした。しかし、上級回生に配当する科目、ならびにその講義内容の検討

が不十分であったため、この改革の意義が所期の目的を果たしているとは必ずしもいえない。

三、今後の課題

以上のような改善の努力を今後いつそう強力におしすすめてゆかなければならないが、なかでも単一科目の再検討が中心的課題であると思われる。たとえば、哲学などのように大学で新しく学ぶ科目と、歴史などのように高等学校で相当の知識を修得してきた科目とでは、その内容・程度は異なるべきであろう。いずれにしても、いかなる内容のものを講義すべきかについて担当者の間の共同研究によつて検討しなければならぬ。

なお、これらに加えて、他の系列のものの見方考え方の理解を一般教育の目的とする立場から、次のような新しい提案も行なわれており、検討して見る必要がある。すなわち、一般教育として学生が受講する科目数に関して、必ずしも選択の幅の広いことのみを求めべきではなく、設置された科目を現在よりいつそう深く、追求するような方策が考えられねばならない。極端な場合は、一科目を三年間積み重ねることも考えられるが、それは余りに極端である。少なくとも系列内の二科目を一・二回生時に履修させ、うち一科目を二・三回生時にさらに重ねて履修させる。そして、理想をいえば、最初の科目は現行どおりの大教室講義とするとしても、その上に積み重ねる場合は小集団形態のもので、学生自身が異なった系列の学問へ積極的に参加することが考えられる。

四、一般教育担当者の所属

以上のように一般教育を考えるならば、本来一般教育と専門教育という区別はあるべきでなく、自己の専攻する系列と異なる系列の学問が一般教育で、それを専攻する者にとつては専門教育にほかならない。したがつてまた、本来なら、専門科目担当者以外に一般教育科目のみを担当する一般教育担当教員が存在は不自然である。本学でも、一般教育科目担当者の所属については、本人の専攻する科目を考えるとともに学部における一般教育の推進をあわせ考慮して決定する必要がある。もちろん、一般教育の教育行政責任を負う一般教育委員会を設け、また、年度によつて主として一般教育を担当する

教員を決める等のことは必要であろう。) 過渡的には、所属は現在のままで、実際の担当を以上のようにするところから前進していけばよいであろう。

第三章 専門教育

大学における専門教育の意義は、各対象領域における専門的な知識・技能をきわめつつ、それが一般教育とともに大学教育のめざす人間像の形成にあずかることにある。

これまで、専門教育についても現代化・総合化・共同化を実現するためのいくつもの改善が行なわれてきたが、しかし教員相互間の認識と取り組みの不足から、専門の研究・教育の分断化(学問と現実の分離、学問と教科との分離、教科間の関連の欠如)などを克服しえず、各学部教育および各専門分野における現代的課題についての追求が不十分となるとともに、研究・教育にかんする共同体制も進展せず、その結果講義内容についても、学生の自発性を尊重した内容にはなりえていない欠陥が残った。

一、学部教育目標の明確化

専門教育の成果は、あくまでも専門分野を軸とした統一的な人間・社会・自然把握にあるのであって、かかる総合的なものの見方や諸知識・諸技能が一般に専門的職業知識の基礎となりうるというにすぎず、専門的職業知識自体が目標とされるものではない。以上の点をふまえて、学部教育のめざす人間像について明確にする必要がある。

二、現代化・総合化・共同化

専門教育において現代化・総合化・共同化を進める場合、つぎのような点に留意する必要がある。

- (イ) 各教科目について、重点的に課題を設定し、年間計画を立てて教材の整理を行なうべきである。
- (ロ) 各教科目において重要だと考えられる課題を提起し、他教科との関連を明らかにしなければならない。
- (ハ) これらの課題を遂行するためには、教科についての共同研究を進め、ま

た教科の構造を明らかにする必要がある、さらに科学の発展との関連を意識しなければならない。

三、基礎・展開・応用

専門分野を現代的課題に即して深く掘り下げるため、専門科目の回生配当が再検討され、また標準履修単位数が採用されたが(一九六六年)、そこでは低回生で基礎知識を把握するための科目、その上に展開的・応用的科目を配置し、系統的な専門教育の展開が期待されていたのである。しかし、その効果は十分でないので、以下いくつかの問題点および改革の方向をあげておこう。

- (イ) 低回生においては、基礎概念の把握をさらに強めなければならない。そのためには、基礎的な科目を低回生に配当すること、その講義内容・講義方法の工夫が必要であり、学部全体による共同の教科研究がすすめられなければならない。

(注) 基礎的な科目とは、学問が体系として、国民的・現代的要請にこたえているということを前提としたうえで、理論体系上基礎的な部分をとり扱っている科目である。したがって、基礎的な科目が既存の科目と一致するとは限らず、学部によつては、基礎的な科目として新しい分野を創造する必要がある場合も考えられる。

- (ロ) 修得した諸知識を総合的に集大成し、みずからのテーマを自主的に追求する主要な場である演習(理工学部においては卒業研究)については、その期間・受講者数などの点で問題が多い。演習の内容の検討とともに、できるだけ早い機会にその二年制に踏みきるべきであろう。また、上述した基礎的な科目の充実および演習二年制の実施との関係で、展開的諸科目の科目数・科目分割のあり方などの検討が望ましい。

(ハ) 総合化された学科目体系が十分な効果をあげるためには、履修の系統性がともなわなければならないが、現状では系統性に欠ける点が多くみられる。少なくとも、各科目間の関連性を十分理解させ、系統的な選択を容易にするために、各科目ごとに、その関連科目名を表示するような措置をとることも考えられる。

四、学生の自主的研究の必要性

専門分野を軸として、全体を総合的に理解するためには、専門教育を通じて応用能力と創造的思考が養われねばならない。しかし、この点では、なお十分な成果をあげておらず、受動的・消極的な学習態度がまだ相当に残っておりまた、理論的な遺産を深く検討することなく、その評価だけを暗記するという暗記的・試験対策的な学習態度も認められる。この観点から講義内容・方法・制度にわたる徹底的検討が必要であり（法学部が一九六八年度から実施している討論方式の実験クラスもこの努力の一つである）、なかんずく学生の自主的自発的勉学姿勢の強化が要望される。そのためにも大学は、学生から提案されているサブゼミ・アワーの設置について積極的に検討する必要がある。

第四章 小集団教育

一、小集団教育の意義

小集団教育というのは、単なる小教室授業を意味するのではなく、学生の自主的勉学、討議などを通じて「集団主義」を確立し、これを軸として、創造的・積極的な人間を形成しようとするところにある。この基本的目的を達成するために、小集団教育は、対象とする個々の学年によって若干ニュアンスは異なるが、全体としてつぎの諸点を追求する。

- (イ) 小集団による学生の自発的研究により、能動的な学習態度を身につけさせる。
 - (ロ) 内容的に密度の高い知識を身につけさせる。
 - (ハ) 討議を中心とした授業システムにより、思考力・表現力・発表力を養う。
 - (ニ) 学問を通じて教員と学生、学生同士の交流をはかり、人間形成に資する。
- こうした小集団教育が、とりわけ一回生のばあい、高校教育までのひずみの是正という大きな役割をもつことは従来指摘されてきた点であるが、それにとどまらず、上級回生におけるその積極的意義をも明確に認識し、全回生を通じての小集団教育とその一貫性の確立をはからねばならないと考えられ

る。

二、問題点と改革の方向

- (イ) 一回生プロ・ゼミ——一回生プロ・ゼミは、語学、保健体育授業と横断クラス制をとりつつ、大体において定着したと考えられるが、なお学部間にアンバランスがあり、学部内においてもときに担当者間に不統一がみられる。プロ・ゼミにおいて当該学部の学問の基礎となるものの見方、方法論をいかにして把握させるか、またそのような基礎的方法論とはどのようなものか、といった点についての担当者間のつとんだ共同研究が強く要請される。また、クラス定員の過剰のために、十分な成果をあげえないという面も大きいので、教育効果をあげるためには、定員減も考慮しなければならぬ。
- (ロ) 二回生講読——二回生講読は外書講読あるいは専門書講読であるため、語学的な授業におわたり、反面、討議に重点をおけば、専門書を読む力がつかなくなったりというジレンマに陥りがちである。改革の方向としては、二回生演習（予備ゼミ）が検討されてよい。
- (ハ) 三回生講読——外書読解力の訓練は、大学教育において重要なものである。この観点から三回生講読は、二回生講読・演習との関連において、その拡充を検討すべきである。
- (ニ) 演習——社会科学系学部において、演習が一年間必修あるいは選択制であるのは、それぞれの学部の特徴・伝統からくることで機械的画一化は避けねばならないが、しかし、演習はいわば小集団教育の総仕上げに位置するのであって、その意味において、より充実化をはからねばならない。たとえば、選択制を必修制に改めたり、ゼミ二年制を実現していくなどの方法が考えられる。演習を通じて、相当高度な水準にまで専門知識を究明しえたとき、学生ははじめてなにかを得たという確信をもつことができるであらう。

第五章 外国語教育

一、外国語教育の意義と問題点

大学における外国語教育は高度の言語教育である。人間の思考と行動は、言語の発明により、飛躍的にその範囲を拡大した。われわれは、言語を単なる情報伝達の道具として考えず、その言語を使用する人あるいは民族の、全人格あるいは文化全体から生まれた創造物と考え、そのような言語を学ぶことによって異質文化の本質に触れ、みずからの新しい思考と行動の創造に資そうとするものである。同時に、外国語を学ぶことは、われわれの国語に対する感覚を常に新鮮にするであろう。

こうして、外国語の学習は、単なる文法と単語暗記力に依存し、またそれに終始する学習ではない。それは、常に、学生・教員双方から、全学識、経験をふまえて他の民族文化への理解であり、きわめて総合的な教育なのである。したがって、外国語教育はそれ自体独立した技術教育ではなく、大学教育全体と深くかわるもので、とりわけ一般教育の目ざすものと一致する。本学における外国語教育も、このような位置づけのもとに推進されてきたのである。

ところで、このような考え方は一応全学的に理解されてきているが、他方、外国語教育の具体的あり方に対して各種の批判が出されていることも確かである。すなわち、一般教育として外国語を位置づけることは正しいとしても、それが結果的には、読み、書き、聞き、話すという言語使用能力の増進を弱くするものではないかという批判、あるいは、教材として選ばれるものの内容と、その教授法にかかわっての批判、さらには、小集団教育としてのあり方に対する批判などがそれである。それらに対しては、外国語科連絡協議会の「外国語教育白書」を手がかりとして、早急に全学的検討を深めることが望ましい。

二、改革の方向

(イ) 英語教育の場合

学生の実情を、授業および試験を通じて考えると、六年間の英語教育を

受け、大学教育を受ける能力あることを入試によって確認されている学生ではあるが、一、に記したような言語のもつ本質的な意味については決して十分な理解ができていないとはいえない。すなわち、文法や単語の知識が相互に有機的なつながりを持たず、さらに致命的な欠陥は、語学上の知識が、内容との関連で応用できない点、さらに、他の領域での知識や、みずからの思考と行動とを結びつけて言語に向かうことが充分訓練されていない点である。

そこでまず、六年間の学習によって得た知識を「英語」という狭い枠の中から解放し、総合的な理解と思考に結びついたものに高める必要がある。その場合、そこでは高度の内容をもった理解力と表現力を養い、同時に生の英語を聞きとる力を訓練することによって活字と文法のみ依存する偏見を破らなければならない。そのためには、効果的な教育法の研究と、それを保障する条件の整備が不可欠のものである。さらに、教材の選択・作成、必修単位数及び上級英語についても積極的な検討が必要である。

(ロ) 第二外国語教育の場合

第二外国語は単なる知的アクセサリーであってはならない。また、それを受ける学生の側にも、六年間の英語教育と、それ以上に長い知的背景をもって、新しい外国語に向かう知的関心は十分に盛んなものがある。しかも初歩的訓練の不可欠な第二外国語の場合、外国語教育本来の意義と目標を考え、学生の期待と努力にこたえるためにも、現状のごとき一年間四単位の学習のみを必修としている制度をあらため増単位を必要があらう。

(ハ) 随意外国語教育の場合

二カ国語以外にも関心を持つ学生を対象とするものであるから、自発的な学習の手がかりを与えるために一年間四単位の授業でも、あるいは許されるかもしれない。しかし、それにしても要卒単位の枠外に置くことは、学期末にきわめて少数に減少する現在の受講生の状態から考えて適当ではない。少なくとも三回生配当とし、第一・二外国語修得を受講条件として選択科目にし、要卒単位数に数えるということも考えられる。

(ニ) 二部英語教育の場合

ここでは二部学生が勤労学生として持っている諸条件と、一部の学生よりも基礎語学力の修得の程度がきわめて不均衡である点に特に留意し、かつ二部対策要綱の基本線にそった改革がなされねばならない。しかし、それは決して質的な低下とされてはならない。このことを学生、教員ともに十分認識したうえで、前述の(イ)項の方策を基本的に適用することを提案したい。独・仏など随意外国語の扱い方も、二部カリキュラムの特性を考慮しつつ、前述の(イ)項の線を適用し、学生の意欲にこたえる必要がある。

第六章 保健体育教育

一、大学における保健体育教育の意義

大学における保健体育の役割は、学問研究と結びつきつつ心身ともに健康な人間の育成、すなわち全人教育に寄与すべきものでなくてはならない。こうした考え方から、本学では、保健体育を広義の一般教育として位置づけ、とりわけ低回生における小集団クラスをそのまま体育のクラスとすることによって、低回生教育を積極的に推進する教学上の意義をもたせている。

(イ) 保健体育理論(講義)

保健体育科目は、保健体育理論と保健体育実技よりなるが、両者は別個、独立のものでなく、有機的関連をもつものでなければならない。

保健体育理論の中心テーマは、実技実践との関連性を求めつつ、保健体育について基本的認識を明確にすること、および体力や健康の問題に自然科学的および社会科学の視点から接近するところにある。

(ロ) 保健体育実技

保健体育実技は、身体活動すなわち運動実践を通して行なわれる教育である。この場合、学習材料として各種スポーツが実践されるが、しかしスポーツ即体育実技ではない。体育実技は、スポーツのもつ教育的要素を積極的に取り入れつつ、一定の教育計画のもとで行なわれねばならない。

現在本学では、一部理工学部および文学部を除き、同一クラスメンバーによる横断クラスに編成し、団体スポーツ三種目ローテーション方式で実

施している。団体スポーツの利点は、集団内における個人の位置ならびに集団の力を体得しうる点にある。こうした体育実技学習の場における学生の活躍はプロ・ゼミその他教室内の学習と異なった人的構成をとることがしばしばある。このことは、学生の集団化が、教育の場において多様な構成をとり、それらが相互に補いあつて学生の人間形成のうえで好ましい影響を与える可能性を示すものである。このように、学生の主体的・集団活動により個人および集団の創造性が育まれることを考えるとき、体育実技を一般教育・小集団教育の一環として位置づけることに、十分な理由があることが理解できよう。

それと同時に、われわれは、体育実技のもつ固有の特性、すなわち、①各種の運動に対する理解や技術の体得、②青年の基本的欲求の一つと考えられる運動欲求の充足、③個人の体力や健康の維持などをないがしろにするものではない。

二、保健体育の現状と問題点

新制大学発足とともに始まった大学の保健体育は、その当初から必修制とされており、制度面・形式面からは重視されてきたが、今日においても、内容的にはそれにふさわしい実態がともなわず、本学のみならず多くの大学において種々の問題をかかえているのが実情である。

(イ) 保健体育の軽視

新制大学では保健体育を必修制にしなが、実質において、大学の取り組みは非常に弱かった。保健体育教室員自身の主体的取り組みも長い間なされず、学部教学との断絶もみられた。ようやく一九六四年一月、全学協議会の確認事項の一つの契機として、教学改善の方向が教学内容に向けられるに至り、保健体育は一般教育改善・小集団教育確立を軸とした教学改革のなかに意識的に取りあげられるようになったのである。

(ロ) 保健体育教室の現状

学生は青年期の基本的欲求として強い運動欲求をもっている。とりわけ二部学生は、昼間の職場生活において、精神的にも肉体的にも圧迫感を強く受け、それからの解放を求めて運動への強い欲求をもっている。それに

もかわらず、学生は正課体育実技に必ずしも強い関心を示していない。そこに大きな問題がある。一部二部を問わず、体育実技のあり方をより改善していくためには、学生部との共同研究によって、正課体育実技、課外体育クラブ活動、レクリエーション・スポーツの総括を早急に行なう必要がある。そして、学生が保健体育に何を求めているかを正しくうけとめることがまず第一の課題であろう。これにこたえるには、教室体制の整備をはかり、教育実践を中心とした共同研究体制をつくることが緊急に要請される。

一九六五年、本学における保健体育の諸改善が行なわれたが、六八年一月、保健体育委員会より教学対策会議へ答申した「保健体育白書」は、これら諸改善の一環として行なわれたものであり、この白書づくりを通して、保健体育の共同研究体制の整備・推進の必要性が確認された。その後、保健体育教室は、教学内容の充実のために、共同化に努力し、①教育実践についての姿勢の確認、②共同研究を通しての統一講義案の作成、③教員間の講義の聞き合いと討議等を進めつつあり、いまだ実施されていないが、実技指導の研究会開催の必要性も論じられている。

(イ) 研究・教育条件の問題点

先に述べた一九六五年の保健体育改善以来、とりわけ「保健体育白書」答申後条件の改善は急速に進められつつある。すなわち、①懸案であった専任教員の二名増、②衣笠体育館の新設、③保健体育講義担当者数の拡大、④保健体育講義の各学部二分割、⑤体育実技二カ年制実施等である。

しかし、依然として、専任率の低さ、広小路学舎における体育実技施設の不備、体育実技予算の不足、研究条件（研究費・研究室・担当時間数）の不十分さ、といった問題が残されている。

第七章 二部教育

一、本学の二部教育の理念

一九六二年に策定され翌年実施された「二部改革」に際して、「二部対策

要綱」（六二年三月）が全学的承認を得て決定されたが、この「要綱」は、二部教育の理念と方向を簡潔に示している。すなわち、第一に、「二部週し廃止を機に名実ともに二部学生の主要な特殊性を、現に勤労しつつあるか、または勤労を必要とする者と確認」し、二部教育を勤労者を主たる対象とする大学教育と規定している。第二に、「勤労者たる二部学生に適合した教育を確立し、同時に教育の現代化を進めていくことが必要である」とし、その具体化のために、①現代的課題と現代的視点を追求し、実践的知識を把握させること、②学問の専門化と総合化の有機的結合をはかること、③教科目およびその履修方法の思いきった集中化と簡素化を行なうこと、を指摘している。第三に、従来、二部教育の責任体制が一部のそれに従属していたのを改めて二部協議会や二部事務室の新設により、二部教学を独自の権限と責任をもって遂行する必要があるとしている。

以上の基本的な考え方そのものは現在においても有効適切であろうが、「二部教学の総括」（六八年一月）にも見られるとおり、現状は多くの問題点をはらんでいる。

二、現状と問題点

(イ) 勤労学生を対象とする大学教育

現在、勤労者が高等教育をうける機会は、過度の受験競争、きびしい勤務・経済条件、社会一般の二部制に対する無理解などにより、さまざまな制約をうけているが、本学の二部教育の目標に照らしても、また教育の機会均等の原則から考えても、可能なかぎり広く勤労学生に門戸が開放されていることが望ましい。この趣旨から、二部改革当時には「二部週し」が、また一九六八年度以降の入学者には転部制度がそれぞれ廃止されるなどの措置が講じられてきたが、なお現在でも、現行人試制度および社会的条件の矛盾から、本来の対象であるべき勤労学生が大幅に排除されているという状態がみられる。

つぎに、勤労学生に適合する教育に関してであるが、もし適合が学生の勉学・生活条件の厳しさや基礎学力の不足を考慮するあまり、手こころを加えるというものであつてはならない。一面では勉学諸条件の改善をはか

りつつ他面勤労学生の独自の利点、とくに、その社会体験に根ざす問題把握と学問的究明への情熱などを積極的に生かしながら、教育密度の向上をはからなければならぬ。事実、二部では従来から、小クラス授業、学年始めのアンケート、学生との懇談会や呼出面接を通じ、学生の実態の把握に努め、これが二部教育の充実に役立ってきた。だが、それも主として科目の設置や抽象的位置づけや、補導・事務体制の改善にとどまり、授業の方法や内容の面では個々の教員の努力にゆだねられているのが現状である。

(ロ) カリキュラム上の問題点

一九六三年度の「改革」にあたり、二部の専門科目は、学生の勉学条件を考慮して、重点的・集約的に科目の整理・統合を行ない、学習を効果的ならしめるよう考慮されたのであるが、この整理・統合は、改革とほぼ同時期に本学教学の方向としてうちだされた現代化・総合化・共同化と並行してすすめられるときにこそ、時代に即応する新しい意識を備えることのできるものであった。

二部では、全く独自の試みとして、全学部共通専門科目を設けた。それは、現代的な重要な主題を設定し、それを総合的に把握し、専門教育の陥りがちな分断化の弊害を除くことを意図したものである。そして、毎年担当者・関連研究者の会議を通じ、経験の交流や打合せが行なわれ、共通主題の設定など一定の成果をおさめている。しかしながら、時間的余裕の乏しい本学の事情や二部協議会による組織化の不十分さのために、講義の内容や方法についての十分な共同研究にまでは及んでいない。また具体的内容の面で、共通専門科目と一般教育科目、固有専門科目との関連は必ずしも明確になっていないといえない。固有専門科目の性格の強い科目もあって、学生側の理解度に、学部と科目に応じて高低があり、各学部の設置科目履修状況とにらみ合わせて、系統的履修の方向が考えられねばならぬ。

現代化と総合化は共通専門科目の主眼ではあるが、これのみによって果たされるものではない。一般教育科目や固有専門科目の編成、科目相互間の関連、それぞれの内容の検討を通じて肉づけされるものである。こ

の具体化のためには、とくに一部とは全く別の学科を設置した学部では、研究・教育上の批判的検討と新しい思考が常に必要とされる。たとえば人文学科についていえば、専門科目が人文学科固有専門科目として配置される場合、他の専攻分野の科目との間にとかく有機的連携を欠いているため、学生側自身による総合化を困難にしている。他面、現代においては学問的また社会的要請として、旧来専攻の枠をこえて何らかの核を中心とした総合的認識が非常に重要なものとなっていることも事実である。このような状況にあつて、人文学科と基礎工学科では一九六九年度カリキュラム改訂を行ない、系統的履修を通じて総合化に方向を与えようと試みた。この試みを成果あらしめるためにも共同化の体制が組まれることが望ましい。

(ハ) 責任体制の問題

改革以来、二部教育の責任の中心は二部協議会におかれ、その権限は各学部教授会に準ずるものとされてきた。だが、学部を基盤として選出された協議員が二年ごとの任期で交替していくため、教学の継承性と組織力の面で十分に機能を果たしているとはいえない。また、教育行政的仕事の繁忙、衣笠との地理的分断などの悪条件も、二部教学を責任をもって推進することのさまたげとなっている。

三、改革の方策

(イ) 勤労者確保のための入学者選抜方法

現行入試制度の改革について別項でべられているが、二部では、入試出願の際、内申書に受験者の就職(予定)先、生活条件を詳しく記入することを求め、勤労者もしくは勤労を必要とする客観的に判定される者に対して一定措置が講ぜられることが望ましい。

(ロ) 勉学条件の改善

一九六八年度の「総括」に指摘されるように問題は多岐にわたる(聴講制度、課外研究活動、学資貸与、就職斡旋、図書館利用等々)。なかでも勤労学生の勤務条件や通学条件に早急の改善が期待できない現状では、二講時制が検討されるべき重要な問題である。現在、学生の約半数が第一時限に遅刻し、第三時限目も交通機関等の関係で九時半頃に下校するものが

多い。予・復習、課外活動にも十分な時間がもてない。二講時制の採用により、この点は是正されよう。問題は単位を四カ年で修得できるかどうかであるが、卒業に必要な単位についてはそれは可能とみられる。受講科目の選択幅の縮小、教職科目の履修上の困難は予想されるが、系統履修制の方向づけや夏期休暇利用などを考慮しつつ、全面的検討が望まれる。

(ハ) 二部教育の方法

(1) 共同研究

勤労学生に適合する大学教育を充実させるには、勤労学生の利点を生かしつつ教育密度を高める方法ならびに全課程を通じ、現代化・総合化を具体化した教科内容が考案されなくてはならないが、その方法や内容の向上には、すでに指摘したように現在なされている個人的努力を組織的に活用する道としての「共同化」が有効であろう。また共通専門科目や若干の新設科目のように既存の学問体系の枠をこえた比較的新しい学問領域で現代的主題を講義対象とする場合、また固有専門科目のように一部に比べ科目の整理・統合がすすみ、そのため他科目との内的連関を考慮したところの新しい内容づけが要請される場合、ともに各自の専門研究の深化を基礎にした共同研究が必要となってくる。そして共同研究の参加範囲も課程別、系統別、小クラス別と多様な形態をとることになる。

(2) 系統別履修

現在、二部学生には、時間割いっぱいを受講をする傾向が強く、各自のもっている条件を無視して単位を取りいそぐ者が多い。その結果三年間で一〇〇単位以上（二部要卒単位は一二四単位）の単位修得者が約七五％にも達し、実質三年制の弊害を生みだしている。このことは、十分な学習をともなわないままの受講・受験、ひいては全体としての学力の低下の要因ともなる。

上述の点を考慮して、系統的履修方法が、課程間、科目相互間の位置づけや回生別配当制や年間履修単位制限を考慮しつつ、検討されねばならない。たとえば共通専門科目は、現在一回生以上と三回生以上各五

科目配当されているが、その設置趣旨からみて、一回生以上のものを二回生以上とし、さらに必要ならば科目に応じてそれに関連ある一般教育・固有専門科目を受講前に履修するよう指導してはどうか、また一般教育科目は、少なくとも二年にわたる履修にする必要がある。

(二) 責任体制

二部協議会が、二部教学の責任の中心として行動力と組織力を強めていくためには、協議員の任期・人数を三年三人制などその任期中二部問題に専念しうるような体制の検討が必要であろう。それと同時に、二部教学の責任体制を実質的に保障するのは、協議員を選出する各学部教授会の姿勢にかかっており、また全学的に二部教学を積極的に推進しなければならぬのである。したがって、各学部教授会は、二部協議員が十分に活動できる条件を学部として保障するとともに、全教員の一人ひとりが二部教学に対する十分な認識をもって、二部教育になんらかの形で主体的に参加するような体制を確立すべきである。

第八章 教職課程

一、教職課程の目的

本学における教員養成は、戦前における国家統制を排し、型にはまった教員養成を是正し、広い教養と深い専門知識・技術をもったさまざまなタイプの人材を教育界に送り込むという民主主義的教員養成の原則に基づいている。したがって、そこで目ざされる教員像は、真に憲法と教育基本法の精神を体得し、豊富な専門的知識と真理を正しく伝達する情熱をもつ人格であり、立命館教学全体の指向する方向と一体をなすものである。

二、カリキュラム上の問題点

現在、本学の教職課程カリキュラムは、専門科目との関係上、現行免許法に指定されている最低必修科目以外は、ほとんど開講していない。わずかに同和教育、教育社会学、教育行政学をあげうるのみである。このことは、教員養成大学における教職専門科目の設置状況に比すれば、当然手薄であり不

十分であるが、しかし、このような弱点は、専門科目によって十分に補いうるものがあり、その意味では大学の教学充実が、ひいては教職課程そのものを充実させる基底となるといえるであろう。

本学においては、教職課程設置以来条件の許す範囲内でその改善をはかってきた。深い専門的知識の取得を尊重する意味から、各学部で取得しうる免許教科を一科目に制限し、また一九六九年度から「教育原理」、「教育心理学」を各学部ごとに開設したのはその一例である。今後の改善の方向としては、教職課程教員の増員をはかり、小集団教育（教職ゼミナール）を可能にする条件を生み出すことも検討されなければならない。これらの改革にあたっては、各学部における教員養成の意義が十分検討され、認識されることが基本的に重要である。

三、教育実習の問題

教職課程の問題のなかで、もっとも解決の困難なものは、教育実習であろう。教育実習は、中学校・高等学校の協力をえてはじめて遂行できる事柄であり、大学のみで立案し実施できるものではない。免許法は、単位数と実習校種別（小・中・高）をあげているのみで、実習校に関する規定はなにもない。したがって、大学の附属学校以外の学校は、実習を引き受けねばならぬ責任も義務も制度的にはないが、これまでのところ、中・高校の理解と協力によって、一応実習希望者全員の实習を完遂することができた。しかし、現在、このような協力を期待できない事情を生じつつある。

その第一は、中学校の生徒数減による学級減から実習生受け入れ可能数が減少しているのに対し、逆に大学生が増加し、したがって実習生数も増大してきていること、第二は、実習教科にアンバランスがあり、実習校の状況と大きくくいちがっていることである。本学の場合は、社会科学による実習生が実に三分の二を占めており、同様な傾向は、他大学においても認められる。このような状況は、実習校における社会科教員数を大きく上回り、とうていその全実習生を消化しえない。

このような状況を克服するため、本学においては、郷里の母校などで実習する、いわゆる地方実習を認めてきた。實際上、地方実習生は、全実習生の

半数以上（一〇〇〇名中六〇〇名）を占め、そのことによって、かろうじて指定校配分が可能になってきたのである。しかし、地方実習が、その本質からみて決して好ましいものではないのみならず、文部省は今まで二度にわたる教育委員会や中・高校に対し、地方実習の認め難い旨を傳達している。そのことを受けて、すでに二、三の県教委からは、制限を加えるという通告をうけている。これらの状況から、近い将来、地方実習も困難になるものと思される。

二部の教育実習のばあい、実習生の配分について、ことに困難な状況にある。二部学生は、殆ど地方実習が不可能であり、また実習を依頼する定時制高校の生徒減により、受け入れ可能数が漸減してきている。さらに立命館高校における定時制の廃止は、配分操作を一層困難にした。二部における実習は、現在においてその限界に達していることを率直に認めざるをえず、これ以上の実習生の増加は、実習の実施を事実上不可能にするであろう。

四、教育実習を中心とした改革の方向

教育実習の以上のごとき状況は、民主的開放的な教員免許取得制度を堅持し、これを発展させるといふ本学の課題からして非常に重要な意味をもっている。その抜本的な解決は、教育実習の完全な実施を制度的に保障させることを文部当局に要求し、それを実現させることであるが、同時に教育実習の内容的検討も必要であろう。

教員養成において、教育実習のもつ意義は大きい。したがって教育養成大学においては数カ月に及ぶ実習を行なっているが、一般大学ではわずか二週間を終了させている。このような短期日において、実習の成果をあげうるためには、それにふさわしい実習方法を考慮する必要がある。

そのひとつに、集団方式があげられよう。各実習生がひとりごりの指導教諭につき、その教諭の持ち時間の多くを使って教壇実習を行なうというのではなく、数人の実習生が指導教諭のもとで共同で教材研究・教案作成にあたり、交替で教壇実習を行ない、それをめぐり集団討議を重ねる方式である。討議・研究される課題は、教育現場のなかからとらえられてくる。さらに実習終了後も、大学において、小集団教育のなかで研究が継続されることが望まし

い。

五、教職課程に関しては、その開講科目の一つの「同和教育」について特に言及しておかなければならない。一九六二年一月いわゆる正木事件と呼ばれる差別事件がおき、部落解放同盟京都府連合会より批判を受けた。大学は反省の結果、「部落問題研究および同和教育を立命館学園の平和教育、民主教育の重要な一環として受けとめ」、教職科目の中に「同和教育」を設置することを決定し、六三年度より開講した。ところが、六三年六月にまた、「教育実習ガイダンス」において差別事件が発生し、本学の一・二部部落問題研究会からの指摘によって、大学は、このような相次ぐ差別事件の根本的原因は「本学における民主教育の体制そのものに存する欠陥」にあることを反省し、「部落問題は日本民主化の基底に横たわる問題であり、同和教育はわが国における民主教育の基本的な部門」であることを認識し、「学園すべての分野から形式主義を排し、各部門、各機関、各部署における日常の研究と教育、事務の一切をその教育的意義でみたます」ことを決意した（一九六三年八月一〇日「部落問題の正しい認識のために」参照）。しかし、率直にいつて、その後これらの覚悟や決意が十分に実践に移されたとはいいがたく、「同和教育」も非常勤講師にまかせきりになっていた。

六六年五月、部落解放同盟京都都市協議会から、この非常勤講師の一つのルポルタージュが差別的な記事であるとの指摘があり、この問題をめぐって特に翌六七年五月から七月にかけて全学的に深刻な討議が行なわれ、六七年七月二六日大学協議会において「同和教育の総括と今後の方向」が討議決定された。ここで大学は、「同和教育は、部落を解放し、差別をなくしていくための教育である。そのことによって、差別意識の再生産をも克服することができる。差別が客観的に存在している現実のなかで生活しているわれわれの多くは、しらすしらすの間に差別意識をもっている。したがって、同和教育の質的な発展をはかり、差別意識の克服、部落差別についての社会的自覚につとめることは、右に述べたような現在の事態のなかで、とくに重要な意味がある。」として、本学の部落問題に対する取り組みと「同和教育」について次のような改革を行なった。

- (イ) 小冊子「大学教育と部落問題」を発行し、毎年新入生に配布して、学生の部落問題認識の前進をはかること（これは既に前から計画されていたのであるが、六七年一〇月に第一回目の配布が行なわれた）。
- (ロ) 人文科学研究所に「部落問題研究室」を設置し、共同研究体制を強化すること（六八年九月に発足）。

(ハ) 「同和教育」を専任教員で担当すること（右の研究室のメンバーを中心として、共同研究を進め、「同和教育」二単位を二つの単元に分けて二名で担当）。

この六七年以降の新しい体制による「同和教育」については、今日何よりもその共同研究体制の実質的強化を通じて、本学の民主教育の深化徹底をはかりつつ「同和教育」の充実に努力をする必要性が痛感されている。

第九章 試験制度

大学において試験が占める役割は現実にはきわめて大きなものがあり、試験制度のいかんは大学教育の成果を大きく左右するものである。ところが現在の大学の試験制度は必ずしも今日の大学教育の実態によく適合しているとはいえないであろう。したがって本学の教学改革に当たっては試験制度の改革がはからねばならない。次に入学試験と単位認定試験の二つに分けて、本学の現行制度の成果と欠陥を検討し、採るべき改革の方策を吟味してみよう。

一、入学試験

入学試験の方法の妥当性は、①厳正公平、②学生の全体的力量の重視、③高等学校の教育への影響等の観点から判断されるべきであろう。本学の入学試験の方法は公正な選抜の点では完全であるが、その他の点では十分とはいえない。

一日に英語、国語、選択一科目の三科目（理工学部では英語、数学、物理、化学の四科目）についてペーパー・テストを行ない、その成績の順位のみで合否が決定され、そこでは高校の学業成績や人物考査は考慮されていない。そして多数の志願者の中から選び出すために、相当な努力が払われてきてい

るにもかかわらず、なお試験問題は高校教育の実際に必ずしもマッチしない高度の、ないしは技巧をこらした問題が出されたり、また志願者が非常に多いために採点しやすい客観テストに重点がおかれ、思考や表現の能力を見きわめうる問題を出題しにくい状況にある。

このような少数科目の試験成績のみで合否を決定するという入学試験の方法では、受験技術の練磨、巧拙が大きな影響力をもち、必ずしも大学教育を受けるに適した学生を選抜しえていないおそれがある。そして高校生が少数の入試科目の勉強に精力を集中しそれ以外の科目を軽視する傾向を醸成し、正規の高校教育をゆがめる結果をもたらした。

このような入試制度の改革のために、①受験生の基礎的・総合的学力を正しく評価するように試験問題を改善し、試験科目をふやすことが考えられ、さらに、②入試成績のほかに高校の学業成績や人物考査をも勘案して合否を判定するシステムに変えることが必要である。将来、学校格差に対する適当な配慮が可能になるならば、高校の学業成績を中心にして判定することも考えうる。

二、単位認定試験

大学が真理の探究を目的とする研究・教育の場であるかぎり、必ずしも現行のような試験制度を必要としないという考え方もある。大学教育の成果は学生が研究の推進に積極的に貢献しうる実力を身につけることによって確認され、また社会における資格試験や実践によってチェックされるのにゆだねればよいというわけである。しかし、現在の大学ではこのような考えは採られないで、学校において試験を行ない、学生が一定水準の学力をそなえていることを保証するたてまえになっている。すなわち、それぞれの科目について所定の時間を履修し、試験に合格したとき、その科目に定められた単位が与えられるという単位制によって、学修がなされるのである。したがって、学科目試験は学生が講義をいかに摂取し、当該学問分野における思考力、応用力を伸ばしえたかどうかを知り、学生自身が今後の勉学に資するものであり、また教員が採点を通じて講義内容、講義方法が妥当であったかどうかを知る機会でもある。

学科目試験の意義をこのように理解するとき、①試験問題は単に講義内容の暗記テストのようなものではなく、理解の程度、応用力を試すものでなければその役割を十分に果たすことはできないであろう。試験の合否によって単位の取得が決まるために、学生にとっては試験そのものが自己目的化され、実力とは無関係に受験の要領を追う傾向があることは不可避であるが、この弊風を是正するためにも以上のような試験問題についての配慮は必要である。②一般にわが国においては入学試験の困難さに比して卒業は比較的容易であるという傾向がある。教育効果をあげるためには厳正な単位認定基準を検討する必要がある。なお、現行の点数による試験成績の評価方法についても検討の余地がある。③なお、技術的な問題として、現在多くの科目の試験が後期に集中し、学生の受験勉強の負担を加重している。もう少し前期試験の科目をふやすとか、後期試験の期間をふやすことを検討する必要がある。④小集団教育などにおいては、レポート提出、日常の勉学状況などにより成績判定を行なう方法が考慮される必要がある。

六六二 大学改革のための討議資料—その三（未定稿）

〔研究・教育と組織運営、意思決定と執行組織、その他〕

一九六九（昭四四）・一〇・一八 立命館大学（学内） 理事会

第一部 大学における研究・教育と組織運営の基本的なあり方

第一章 大学の研究・教育と組織運営の関係

大学は、学問の研究を組織的・集中的に営む場であり、また、学問の歴史的遺産を継承し発展させて社会に寄与するため、教育活動を行なっていく場である。研究と教育の二つの機能こそは、大学がみずからの社会的責任を果たしていく上で欠くことのできない機能であり、大学の真価は、そこで行なわれている研究と教育の方向と内容・成果にかかっているといっても過言ではない。

ところで、近年、とりわけ各大学における学園紛争の激化にともなう、大学における組織運営の問題がクローズ・アップされてきた。これが問題とされるにいたったのは、大学の大量化と学問研究の専門的細分化にともなう大学の人的・物的構成の拡大という一般的背景に加えて、大学を構成する教員、職員、学生の参加による新しい大学の運営機構の編成が模索されなければならないことが、また、他方では、学外、とりわけ政府による大学統制が強化されたことなどにもとづいている。このような事情のもとで、一般に大学改革にさいしては、当面、組織運営面での改革が、研究・教育体制の分野の改革に先行して論議されるという状況がみられる。

だが、いうまでもなく、大学運営の組織は、大学の本来の機能である研究と教育を方向づけ、充実に、維持していくために編成されるものであり、研究と教育という基本的目標を離れて存在するものではない。この目標を達成するための手段という位置を占めるものである。

したがって、右の点の当然の帰結として、組織運営の主体は、なによりもま

ず研究と教育に直接たずさわる大学構成員みずからでなくてはならない。

最近、独占企業が、大学の財政基盤の脆弱性を足がかりに「産学協同」の形で間接的に運営面に介入したり、政府が大学立法を通じてより直接的に運営に統制を加えたりするという事態がおこっている。このような状況を考えるとき、大学構成員みずからが大学の運営の主体としての地位を確立すること、換言すれば大学の自治をあくまで擁護することこそ、まさに研究・教育の正しい方向への発展と充実のための、ひいては、大学が社会的責務を全うしていくための不可欠の前提であることが確認されねばならないであろう。

第二章 大学における諸機能の遂行

— 東京大学改革討議資料の検討 —

さて、われわれは、大学の運営の組織は大学本来の使命である研究・教育の充実発展のための制度的保証であること、および、研究・教育の主体が組織運営の主体となるべきことを基本的な観点として設定した上で、つぎに、研究・教育と組織運営の三つの機能がどのような相互関連のもとに遂行されるべきかについての基本的考え方を検討していきたい。

検討にあたり、ひとつの素材として、東京大学の大学改革準備調査会組織問題専門委員会が本年二月以降発表した一連の討議資料（以下、東大資料と略す。注①）をとり上げることとする。最近政府筋で出されている考え方（注②）はおおむねこの東大パンフレットの基本的考え方を踏襲しており、かつ東大パンフレットが最も体系的かつ詳細であるからである。

〔注①〕 一九六九年二月一〇日、二四日、四月二日発表の「管理組織改革の問題点」その1、その2、その3、七月三日発表の「研究教育組織改革の問題点」

〔注②〕 昭和四四年六月二三日発表、学術審議会学術研究体制特別委員会、大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方、昭和四四年八月発表、新構想大学懇談会「新構想大学に関する大綱」

1. 研究・教育とアドミニストレーションの分化について

東大資料では、従来教員が負担してきた組織運営上の業務をできるだけ軽減し、後者を全学的行政当局にゆだねることで、研究・教育の充実と組織運営の能率向上をはかろうとする考え方が基調をなしている。

その主張するところを要約すると以下の通りである。

学問研究の自由の擁護という観点からみて大学における「意思決定と執行」(Administration)を行政官にゆだねることは不適當であり、研究・教育の主体たる教員団(Faculty)がAdministrationに参加して、その中心的役割を演ずるべきである。しかし、現状には次の問題点がある。

いままでFacultyとAdministrationとは各部署や学部を基盤にあまりにも密着しすぎ、教官は研究・教育に加えて組織運営の三つの機能を三位一体的に遂行してきた。この不分離の関係からいくつかの重要な弊害も生じている。すなわち、一面ではAdministrationが教官にとって余計な雑務とみられ、片手間の仕事として敬遠されると共に、多面ではAdministrationの面で重要な役職が相応の評価・待遇を受けず、またその任にあたる者の研究・教育活動にとって阻害要因となり、「学者の早老」という深刻な事態を招いてきた。こうして全体として、組織運営面での非能率、無責任体制、保守的態度、さらに研究・教育機能の低下を惹起している。

この現状を改めていくため、改革の方向としては組織運営と研究・教育とを分化することが望ましい。すなわち、一方ではFacultyはAdministration(この場合、大学行政当局の意)の選任を行ない、またAdministrationの独走を防ぐため重要な意思決定に参加する機会を確保するが、他方でAdministrationにかなりの大幅な権限を委譲して、Administrationが責任をもつてその権限を行使するという制度と慣行をつくらねばならない。また、執行面で、従来教官に託されていた業務の一部は、事務機構の整備拡充をはかりつつ、これにゆだねるべきである。

以上にまとめたように、東大資料によればFaculty構成員全体が一樣にAdministrationに参加し、一樣にその責任を負うというシステムではなくて、Faculty構成員を①執行部選出と重要事項決定に参加する部分と、②選出されてかなり大幅な権限を責任をもって行使する部分とに分け、後者ならびに事務

機構にアドミニストレーションの中核を据えることによって、研究・教育機能と組織運営機能を集中的・効果的に向上させていこうとする改革方向が提示されている。

この方向は、機能分化による能率の上昇を考えている点で、少くとも形態の上では注目に値するであろう。

しかしながら、きわめて重要な問題点をもはらんでいると思われる。

第一に、先述した通り、研究・教育と組織運営は、大学全体にとってはかなりでなく、教員各々にとって目標と手段の関係で位置づけられる。各教員は、みずから組織運営業務に参加することを通して、学生像を論議し、学生の実態を総合的に把握して教育の方法や内容を考え、また自己の研究の充実のために必要な諸条件を整備していかなければならない。そのような全学的取り組みの体制を欠いているときには、大学運営は教育的観点や研究上の観点が稀薄なものとなりかねない。また、組織運営の体系をになう上層部が、民主的基盤を欠如したまま独断専行するおそれなしともしない。

第二に、東大資料で機能分化の必要が説かれる際、その理由として、研究・教育と組織運営業務が未分離のままFaculty構成員の肩にかかってくる場合に、両者がたがい他を圧迫して結局両機能とも低下をきたすという点が挙げられている。このような理由づけから分化の必要が説かれることにも問題がある。

まず、ここでは両機能が排他的に対立する関係でとらえられている。たしかに、本学の場合をみても、両者は意識的にも客観的にも対立しあうものとして把握される側面もあることは否定できない。この側面では、明らかに組織運営の業務は研究・教育の水準低下をひきおこすというきわめて深刻な状況を生み出している。しかし、この対立的側面は、両機能の適度のバランスを失したあまりにも過重な業務負担が存在することによって生ずるのであって、両者の本来の相補的關係においては、それは非本質的なものである。したがって、東大資料のように両機能が未分離のまま各構成員の肩にかかってくること自体に弊害面を見、対立的側面の解消の道を分化の方向に求めていくのは、不適切であろう。むしろ、事務体制をも含めて大学の人的・物的・組織的諸条件が十分に

整っていない現状を徹底的に改善していくことこそ大切であると思われる。

教学諸条件の改善によつて、この過重な負担を軽減しつつ、教員各人が担当する業務が、——内容的には各人の資質に応じて多様であろうが——研究・教育という目標を達成するのを阻害するのではなくて促進していく手段としての本来の役割を果しうる限度のものにとどめられることが理想である。

2. 研究組織と教育組織について

大学における教育と研究もまた基本的には相互補強的関係にある。すなわち、教育が、専門的知識の伝達、学生の学問的意欲の喚起と認識の深化に寄与していくためには、教員の研究成果と学問的方法が基礎になければならず、他方、研究は、教育課程における学生との接触により啓発され、拡充される面をもっている。したがつて原則として教員各自は両機能を並行して統一的に果していくことが望ましい。

ところで、多くの大学では、本学をもふくめて、これまで学部（学科・専攻）が基礎単位となつて研究組織と教育組織が構成されてきたが、このようなあり方が東大では再検討されている。

(イ) 研究組織としての学部

東大資料では、従来の学部と研究所を大幅に編成替して、同一の専攻分野に属する教官の研究組織としての新しい学部にあつたことが考えられている。このような改革は、教養学部と専門学部の区別、専任研究者を備えた附置研究所の存在、したがつてまた同一専攻の研究者の各部署への分散、学部間のセクシヨナリズムによる相互交流の稀薄化など東大に固有な背景にもとづいてとみられる。その点、事情を異にしている本学では、いわゆるタテ割りの学部が大体同一研究分野の教員を同一学部内に包摂し、研究組織としての形成を、従来の東大の場合に比べてより多く備えていると考えられる。しかし、外国語担当教員や一般教育担当の教員は学部を越えて分散しており、その独自の研究組織をいかに編成するかという問題が残る。また境界領域に属する研究分野で学部をこえた共同研究が必要な場合あるいは学部の教育内容と直接的に関連しないが研究の深化にとって重要な特殊研究で、しかも学部・学科・専攻の枠内で果したい研究が必要な場合、これらの研究を体制的にどう保証していくか

の問題が提起されるであろう。これらと関連して附置研究所、外国語科連絡協議会、一般教育センター、各学部学会のあり方が検討されるべきである。

(ロ) 教育組織としての学部

東大資料では、新学部は主要には研究組織として位置づけられ、教育組織は、教育管理・運営機構の点でも、学生の所属編成の点でも、学部とは別個に設けて、教員は学部から教育組織にもむいて教育行政と講義をおこなうというシステムが考えられている。すなわち、第一に、教育行政面では、学生の所属区分（総合カレッジないし「ゆるい縦割り案」における各科）ごとに、責任者と補佐機構と運営委員会を置くことにし、これにカリキュラムの編成等をゆだねる方式が考えられている。一般の教員は、これらの運営機関の選出に参加するとともに、カリキュラム編成をこの機関と協議することになってはいるが、重要事項の決定はこれらの機関に託されることとなり、大局的には、一般教員は、教育行政面から離れて、講義と研究に専念するように考慮されている。

しかしながら、この案は、前述の組織運営と研究・教育との分化にともなう問題点をはらんでいるばかりでなく、教員各々が自覚的に組織運営業務を媒介にして教育と研究を結び合わせ、両者の相補的發展をはかつていくということを困難にする危険性をもっている。

第二に、学生の所属の点で、東大資料は、総合カレッジ案と「ゆるい縦割り案」の二案を示しているが、いずれの場合にも、学生が学部所属する従来のシステムは改められ、学生は教官組織としての学部とは必ずしも対応しないところのより大規模な専門分野に配置されることになる。そして大学一般課程では履修科目も大幅に自由選択にゆだねられる。この案は、学生の自主的学習を促進させる上では有効であるが、逆にまた専門分野についての系統的履修が不十分になるおそれがある。また、学部、学科、研究室単位での教員と学生の恒常的接触が少くなり、学生に対する教育研究上の指導が組織的にはゆきわたらないという欠陥を生みかねない。

以上の二点を考えるとき、学部が、同時に学生の所属区分となり、学部教員全体が教育行政と学生指導にあたるという現在の本学の学部制を変更する積極的理由は認められないのである。

第三章 改革の基本視点

すでに第一章で述べたように、大学の本来の目標である研究・教育を充実し発展させていくためには、大学における組織運営、研究・教育にたずさわる者すべてが参加することが望ましい。かりにもし、組織運営が学外の政治的・経済的諸勢力の強い影響のもとで行なわれることになれば、研究・教育の内在的要請にもとづく自由な発展は歪められ、真に創造的な学問は期待しがたいであろう。また、運営が学内の一部の少数の専門的行政家にゆだねられることになれば、総合的展望を欠如した独断専行の弊を惹き起こしかねないし、さらに、全員が運営に積極的に参加することでおのおのが体得しうるのであろう知見や経験を共有することができないという不利益をもまねく。教員が研究・教育行政の負担を回避する機構を追求する方向では、大学の研究・教育は実は発展せず、分散的に個人の殻に閉じこもった研究・教育が招来されるのであって、長期的には専門閉鎖と同じ研究・教育の低迷がくり返されることになるであろう。

さらに、現在の日本の大学にとって深刻な事態は、政府が大学の運営面への統制を通じて研究・教育の自由を圧迫しつつあることである。しかも、その場合、政府はまず大学の運営上の権限を学長などごく少数の機関に集中し、それを拠点に統制を強化することを企図しているようである。したがって現在、大学内部における民主主義的体制を強化することが、政治権力の介入を排除して大学の自治を守る上で、きわめて重要になっていると考えられる。この点からみても、大学運営の民主的体制、すなわち、意思決定への民主的参加と執行への集团的取りくみの体制が確立されなければならないであろう。

以上の二点を考慮して、われわれは、研究・教育と組織運営を分断することではなく、統一的に遂行することが基本であると考える。

もとより、教員が際限もなく大学行政に深入りするのが研究・教育の発展の方向だということではない。本学にみられるように、教学の人的・物的諸条件の不備が教職員に過重の行政負担を強い、そのため研究・教育の発展が阻害されるという側面があることも看過すべきではない。このような困難な状況にあって、われわれは、教学諸条件の改善とそのための財政的基盤の拡充を私学への

国庫助成運動などの展開によって図っていくとともに、また、学内にあってひとりひとり平等に研究・教育行政を担当し、一人当りの行政負担を軽減しようことも大切であろう。

ところで、各教員が研究・教育と組織運営を統一的に遂行していくうえで、現行の学部制度はこれら諸機能の遂行の基礎的な組織単位として有効性をもっていると考えられる。

前述した東大資料に示されているように、学部をもつばら教員の研究組織単位とし、これとは一応別個に教員組織を編成する場合と、本学の現行の学部制度のように、学部が学生の所属単位、学生自治組織の単位、事務職場の単位であるとともに、教員の研究・教育の組織単位ともなっている場合を比較すると、後者の方が、学生、職員、教員を「縦割り」に包摂しつつ、この三者を基盤にして研究・教育と組織運営を機構上より一層有機的に結合せしめうる外的条件をそなえているものと考えられる。このような意味から学部制度は維持されるべきである。もちろん将来の学問研究の発展が新学部の設置や旧来の学部の改廃統合を要請することもあろうが、その場合でも学部制度の右のごとき骨格には変更を加える必要はないであろう。

以下の立命館大学の機構の検討と改革についての提起は、全員が大学の研究・教育と組織運営に参加していく保障を機構的に探るといふ視点であり、これを通して能率化をはかり、過重な負担を軽減しようとするものであって、これとは別の専門主義的な能率化を追求したものではない。しかしまた、この意味での民主化は、機構改革だけで実現できるものではない。研究・教育の目標、したがって大学の理念についての一致、さらにはこうした点からの立命館大学の果たすべき役割についての共通の評価・認識がなくてはならない。機構改革の問題をこれらと切り離して追求すべきではないというのが、われわれの考えである。具体的には、すでに出されている討議資料その一、その二、との関連で以下の提案も生かされるものである。

第二部 立命館大学における意思決定と執行の組織

第一章 大学全体の意思決定と執行

1. 序論

(イ) 一般に、従来のが国の大学においては、教授会自治Ⅱ学部自治の原則が優先し、そのため大学全体の意思決定がスムーズに行なわれたい傾向があった。したがって、第一部に述べた基本的視点にたつて大学諸機関の民主的運営と、その責任性ならびに措置の迅速性を兼ねそなえる方策をたて、全学的な意思の結集をはかることが、今日わが国の大学における意思決定の改革の一つの重要な課題をなしている。

(ロ) 本学の場合、大学全体の意思決定と執行の重要な機関として、総長、理事長、理事会、評議員会、大学協議会等があげられるが、このうち大学協議会は本学における教学の最高の意思決定機関である。他の大学で教授会の専決事項とされているような事柄、たとえば人事やカリキュラムの改正（ただし学則の改正をとまなうもの）なども、大学協議会の審議を経る必要があるものとされてい、学部セクトに陥る弊害は少ないといつてよい。

また、本学の場合、理事会は各学部長等の学内理事と教職員および校友等から選出された学外理事とほぼ同数の理事をもつて構成されている。しかし日常的な実際の大学運営は、学内関係者の理事会（総長、常務理事、学部長・高中学長理事をもつて構成。学内理事会と通称。）にまかせられている。ことに教学については、大学自治を尊重するたてまえから、学外理事は学内理事会に一定する慣行になっている。したがって、学内理事会が、教学と財政の両面にわたつて実質上最も重要な権限を有する機関である。財政上の問題については、制度上は理事会の決定承認を必要とするが、右の慣行によつて実質上は学内理事会が責任を負うべきものである。教学については先に述べたように大学協議会が最高の意思決定機関であつて学内理事会はその執行機関にすぎないわけであるが、しかし後に述べる学部長理事制がとられている関係で、学内

理事会は実質上学部長会議の性格をも兼ねている形となり、教学についても企画立案にあたる。つまり学内理事会は、執行機関であると同時に教学にかんする意思決定の際にも極めて重要な役割を担っているのである。したがつて、大学協議会は教学面において、理事会（ならびに評議員会）は財政面において、それぞれ学内理事会と密接な連絡を保ちつつその活動を援助し、かつその政策の欠陥を是正する機能をも有することになっている。

立命館大学の総長は、大学協議会および学内理事会の議長として、意思決定および執行の両面にわたつて、形式上最高の責任を負わねばならぬし、また実質的にもそのリーダーシップを発揮しうる立場にある。

以下、諸機関の民主的運営と同時に能率的運営を可能ならしめ、かつそれらの責任の所在を明確にするという観点から、若干の組織改革の方向を指摘しておきたい。

2. 総長

(イ) 大学が民主化されればされるほど、つまり意思決定を行なう際に決定の内容は諸機関の民主的討議に付されて集約され、かつその意思決定機関も執行機関もすべて合議による全員一致の原則によつて行なわれれば行なわれるほど、大学協議会や学内理事会の意思統一が徹底的に行なわれる必要がある、大学協議会や学内理事会の議長としての総長のリーダーシップも、ますますその重要性を増してくる。

(ロ) 総長の補佐機関

総長（学長）のリーダーシップを強化する手段として、最近副学長制が世間で問題にされているが、しかしこれは組合対策や学生対策のために、管理部門を強化するという発想から出ており、管理部門の拡大をきたすのみか、他面では、総長（学長）と副学長（一名ないし複数）との間に意見を異にするときは混乱をひき起こす恐れもある。立命館大学の場合、総長のリーダーシップをより有効に機能させるためには、現行の教学担当常務理事か、ないしは次節で述べる三部長と学生部長の四人が補佐すれば十分であると思われる。もつとも問題ごとくその都度総長直属の臨時的な諮問機関を設けることは必要であらう。

(イ) 立命館大学の現行の二つの制度、すなわち総長が学長を兼任する制度、な

らびに総長と理事長の二本建て制度は、非常にうまく運用されているから、これは維持してよいと考えられる。

総長選挙規程については、別に論ずるのが適當であるからここでは省略する。

3. 常務理事、三部長

(イ) 立命館大学ではかつて専務理事制がとられていたが、学園の規模の拡大にともない、かつより民主的な運営機構を確立する必要から、常務理事（教学担当常務理事と総務・財務担当常務理事の二人）および三部長制（教学部長・総務部長・財務部長）がとられた。このような体制は、とくに教学面において、末川前総長の職務を補佐する機関（教学担当常務理事）が必要となったことにもよる。したがって今後は、総長は、大学協議会および学内理事会の議長として全学の意思決定と執行の中心であり、かつ対外的処理にあたることの任務を有するものとして、現行の総長、教学担当常務理事、教学部長の間の職務の再検討あるいは再配分が必要になってくる。

(ロ) 現行制度を前提として調整をはかるとすれば、教学担当常務理事は業務協議会および全学協議会、学園振興懇談会を中心に担当し、教学部長は教学対策会議、教職課程委員会その他の教務諸会議を担当するように、機能を分担させる方法が考えられる。

また機構を抜本的に改革するならば、常務理事制そのものの改廃について再検討し、それにともなつて、三部長制をも再検討する必要がある。その場合、常務理事制を廃止して三部長を理事とすることや、あるいは三部長に学生部長を加えた四部長会議に、総長補佐の機能を担わせることも考えうる。この場合には教学部次長を設ける必要がある。

(ハ) 現行制度を前提とする場合には、昭和四〇年度企画委員会の答申どおり、教学部長は総主事的機能をもって総長および教学担当常務理事を補佐し、教務諸会議の議長となるべきである。したがって、教授・助教から選任されるべきである。教員の場合、任期三年は長すぎるから、二年が適當である。

(ニ) 現在、主として各学部の教学を調整するために、各学部主事、調査委員長、一般教育センター室長、外国語科連絡協議会委員長、保健体育教室代表等をもつて構成する教学対策会議があるが、これとは別に、全学の教学政策の立案に

あたり、教学部長を補佐する機関として、全学的な調査委員会の設置が必要となつて来ている。ただし、この場合、現在の企画委員会、教学対策会議との関連を明確にしなければならない。

4. 学内理事会

(イ) 先に述べたように、学内理事会は教学を支える財政を有機的に関連させつつその統一をはかり、教学推進のための全学的な意思決定に重要な役割を果たすとともに、日常的な執行の責任を負うものであり、また理事会と学内理事会との関係についての慣行は、学問の自由を守り、教学優先を貫くために極めて有効かつ積極的な意義を有するものであつて、今後とも維持されねばならぬことはいうまでもない。

(ロ) いわゆる学部長理事制については、「私学においては、とすれば経営主義の下に教学が圧迫されがちであるのに対して、立命館の学部長理事制は、教学と経営とを一身に体现し、ともかくも教学中心の線を貫こうとしている点で、これは高く評価される。」（昭和四〇年度企画委員会答申）。

しかし、学部長理事制には次の二つの問題点があることは否定できない。

(1) 第一に、学部長になつた教員の負担の苛酷さである。立命館大学の学部長理事はおそらくわが国の社会における最も多忙な役職の一つであろう。この改善の一つの方策として、学内理事会の議題を整理して、日常的なことは常務理事会（二人の常務理事と三部長）ないしは前に提案した四部長会議（教学部長・学生部長・総務部長・財務部長）で処理する方法が考えられるが、学部教授会の意見を尊重する観点から、常務理事会ないし四部長会議で処理しうる事項には限界があり、あまり大きな期待はかけられない。任期を一年にもどすことも考えられるが、そうすると理事会の責任と継続性に問題がでてくる。後に学部の意思決定と執行のところのみならず、学部主事が学部教学の事務的側面を大幅に肩がわりするくらいしかさしあたつてあまりよい方法は考えられない。

(2) 第二に、「この学部長理事制は、その二重の性格から、とかく教学を中心とした教学と経営の統一にならないで、逆に経営を中心とした教学と経営の統一になるという傾向」を常にもちがちなものである（前述答申）。しかし、ここから、学部長理事制をやめて、学部長と別個に学部教授の中から理事を選ぶという方

式は、他大学の例をみても、理事会と学部長会議との間の権限や、教授会と理事会との対立や、何よりも経営優先主義を招きやすい等の多くの問題があり、採用すべきでない。また、学内理事会から教学問題についての決定権を奪つて大学協議会に与えるという案も、教学と経営の不統一を招来し、一見教学を大切にしているようにみえて、その実、経営優先に走る危険性の方が大きい。

結局、結論としては、立命館大学の学部長理事制は、種々の問題点をもちながらも、今日の日本の私立大学におけるあり方としては最良の方式であると考えられる。

5. 大学協議会

(イ) 大学協議会は、先に述べたように、本学における教学の最高の意思決定機関であり、教学の最も基本的な問題を討議決定すべき機関であるが、具体的には、①全学的観点から立命館大学の教学を推進していくこと、②学部間の政策の違いや利害の不一致を調整すること、との二つの機能をもっている。しかし、実際には、学内理事会ならびに教学対策会議が充実強化されるにしたがつて、大学協議会の機能についても再検討を求め意見が強くなりつゝある。

(ロ) これについて、現在の方向をむしろ肯定する考え方もある。つまり、大学協議会は、平素はあまり機能しないようにみえるが、教授会や理事会等他の諸機関の意思決定や執行に問題があるとき、これをただす機関として十分その機能を果しているとみるのである。

しかし、これでは教学の最高機関としては不十分である。そこでその機能を十分に果しうるようの方策として、構成に次のような改革を加えて、その機能、とくに全学的視点から本学の教学を推進していく機能を強化することが考えられる。すなわち、人文科学研究所長、理工学研究所長、図書館長、学部長、学生部長を正式のメンバーとして加えるという方式である。

(ハ) なお、各学部選出の協議員がとくに学部の長老教授から選ばれていたのを改め、前または元主事クラスの若手の教授・助教授を出すようにする。この点は、昭和四〇年度の企画委員会の答申によって提案されて以来、かなり改善されてきているが、もう一步前進してしかるべきである。

(ニ) さらに、現在の教学対策会議についても、全学的な教学方針を討議し決定

する場合の、大学協議会との関係を明確にしておく必要がある。

6. 事務職員と部課長会議

(イ) 従来わが国の大学においては、事務職員は大学自治の担い手としても、教学に対するかわりにおいても、正式にはその地位が認められておらなかったが、しかし、その反面、実質においては国立大学では文部省の出先機関として実権を握っており、私立大学では理事会の直属機関として、あるいは校友の勢力を背景にもつたりして、これまた実権をもち、ひどい場合には教授会ですら形式的存在にすぎぬような例さえ存在した。立命館大学においては、戦後一貫して民主的な学園を築き上げる努力のなかで、後者のような弊害はみられないが、しかし自治および教学の担い手としての位置はなお十分ではなかった。

しかし、今日の大学における学問研究は、はなはだしく細分化し、他方ではその総合化と教育の全面性が要請されるにいたっている。それに対応して、大学の諸機能の多様化、機構の複雑化には著るしいものがあり、職員の役割も質量ともに変化している。旧来の会計的・庶務的なものから、①教育研究の側面における助育、②人的物的諸条件の整備、③意思決定およびその総合調整の諸機能のそれぞれに照応した職員の役割が必要となつてきている。したがつて、職員は、旧来のように教授会の決定をうけて受動的に働くものであつてはならず、教員と職員が、あるいは職員相互が、各々その専門性をもつて、大学の研究・教育の発展をめざして集団化するところに真の大学自治がつけられるであろう。

(ロ) このような今日の大学における職員の位置づけを明確化し、同時に職場の民主化を一層すすめるために、とくに部課長会議のあり方が再検討されつゝある。

これは、各職場における民主的な討議を集約し、職員が積極的に学園の運営に参加する体制を確立するものである。そのためには職場会議を保障し、民主的討議が活発に行なわれなければならない。

第二章 学部意思決定と執行

1. 序論

(イ) 大学における学問研究の発展は、外部からの干渉に対して学問の自由を守る「大学の自治」を不可欠の前提とする。そして、これまでの通念によれば、「大学の自治」は「学部の自治」であり、「教授会の自治」であるとされた。大学が少数者のための教育機関であり、研究が教育に優先した古いアカデミズムの時代には、「教授」だけからなる教授会が学部の、さらには大学の唯一の意思決定機関であることもゆるされた。事実、教授会が国家権力の干渉に対して勇敢に抵抗した事例をわれわれは知っている。

しかし、戦後における大学の変貌とともに、教授会自治のあり方も大きく検討しなおさねばならなくなってきた。すなわち、教授会だけで大学、学部の研究・教育・管理運営について決定するという慣行を積み重ねた結果、今日の教授会自治は、ややもすれば独善的傾向、秘密主義、さらに権威主義、学部セクト主義に陥りやすく、学問研究の自由な発展にとつてさまざまな妨げとなりつつある。研究とともに教育を重視し、教員と学生との学問的対話を通じて新しい大学自治を形成しようとする今日、教員だけでなく、学生、職員もまたそれぞれの立場からこの大学自治、学部自治の形成に積極的に参加することを要請されているといえるであろう。

(ロ) 立命館大学においては、学部の意思決定にさいして、学部教授会を中心としつつも、学生の意思を尊重し、学部事務室の意見を反映させるように努力を払ってきたが、なお、前述の欠点を十分に克服しえていない。とくに教授会内部の民主的運営についてなお不十分さがあつた事を素直に認めなければならぬ。また、執行の面においても、時期・方法・内容その他において必ずしも適切であつたとはいえない。これらの欠点を克服し、学部の運営の充実、発展を計るために、ここでは、主として組織・制度の面から、改革の方向を指摘してゆきたい。(これは原則として二部協議会にもあてはまる。)

(ハ) さらにまた、二部教学についての直接の責任を負うのは二部協議会である

が、最終的には学部教授会がその責任を負うことはいうまでもない。したがって、学部の意思決定にさいしては、二部協議会、二部事務室および二部学生の意見を十分尊重し、当該学部の二部教学についても責任をもちうるよう配慮しなければならない。

2. 教授会

(イ) 教員の組織、その中でとりわけ大きな位置を占めている学部教授会は、学問研究・教育の現代化・総合化・共同化を推し進めるためのみならず、教授会内部および教員相互間の自由な相互批判をより進め、内部的統一と団結を固めるために、徹底的に民主化される必要がある。

(ロ) まず、基本的には教員一人ひとりが「学閥意識」、「派閥意識」、教授——助教——講師——助手間——の「身分階層的意識」、教員の事務職員・学生に対する「権威意識」、「学部セクト意識」などの非民主的な諸意識を、自ら批判し、排除し、克服することに努めるとともに、積極的に教授会に参加し、討議をつくすことが要求される。すなわち、現在の教授——助教——講師——助手といった身分階層的序列を廃止して、「教員」に一本化するべきである。

ただし、今日においては法制上の制約があるところから、ひとり立命館大学のみがそのようなことを実現するのは困難であるから、とりあえず「専任講師」を廃止し、教授——助教——助手の三つに簡素化すべきである。(第四四三、四四四回大学協議会において「専任講師」の廃止を決定、十月一日付をもって実施。)

(ハ) 助手は、それぞれの学部・学科・専攻に依じて、その職務内容が必ずしも一様ではなく、現在、助手制度全般についての改善の討議が進行中であるが、原則的には、大学における研究・教育の担い手として、教授・助教と異なるところはなないのであるから、正式メンバーとして教授会に参加すべきである。

(ニ) 「人事教授会」は、当然に廃止されるべきであり、これにともなつて、従来、教授のみしか資格の認められなかつた各種の委員などに、助教・助手も被選任資格があることに改められてよいであろう。ただし、これは制度上のことであつて、実際の運用にあつては、若い研究者に役職の過重な負担がかからないように配慮されるべきである。(第四四三、四四四回大学協議会にお

いて「人事教授会」の廃止を決定、十月一日付をもって実施。）

(ホ) 学問の自由を保障する立場から、教員は、いったん任用されれば、よほどの事情のない限り、定年までその身分を保障されることになっているが、このことは、その地位にあまえて、いたずらに惰眠をむさぼることまでをも認めているものではない。教員は研究・教育の発展・向上につとめるべき社会的責任を担っており、同時に大学の構成員として組織運営にも参加する義務を負っているのであるから、研究・教育・組織運営のいずれの面をとつてみても長年にわたり貢献したところがほとんどないということでは許されまい。そこで、このような事態の生じないようにするために、日常的に自己点検をきびしく行ない、教員相互間の自由な相互批判を推進してゆくなかで、自己規制の一つの方法として、一定年限（たとえば五年〜十年）ごとの「審査制度」の採用も考えられるであろう。もつとも、この制度には、①資格審査にあたる主体の構成、②審査の客観的基準、③審査結果に基づく処置、などの点において、多くの問題のあることが認められるが、積極的に検討されてよいのではなからうか。なお、今日の大学教員には、研究・教育・組織運営の三つの面における能力の発揮が要請されることから、任用・昇格の場合の審査基準についても、いたづらに研究業績の評価に偏重しないよう留意されるべきであろう。

3. 学部長

(イ) 学部長は、教授会の主宰者であると同時に、学部の運営に関する執行の責任者である。また、本大学においては、制度上、自動的に理事に就任することになっているため、その職務は多岐にわたり、かつ責任はきわめて重い。

(ロ) 学部長が一方では教授会の主宰者であるとともに、他方では学部の組織運営にかんする執行の責任者でもあるという点から、その選出方法も再検討する必要がある。学部長の選出方法は、これまで教授会における選挙によるものとされてきたが（講師以上が有権者）、このさい、大学自治の一つの担い手である学生および職員も参加する方法で改正を考えるべきであろう。

(ハ) その方法として、教員・事務職員および学生を選挙人とする直接または間接の選挙によることも考えられようが、その場合、本学においては、前述のように学部長理事制をとっていることから、学生の参加のしかたは一定の

配慮を必要とすると思われる。すなわち、まず教授会で選ばれた複数の学部長候補者について、適格か否かを判断する投票を、学生および職員が行い、その結果、適当と認められた者について、教授会で選挙によって決定するという方法が考えられよう。あるいは、教授会で選挙された者について、学生・職員による信任投票を行うという方法もあるが、不信任となった場合には、手続が煩雑となるという欠陥が指摘されるのではなからうか。

4. 学部長補佐機関

学部長の補佐機関として、これまで主事（教務主事）および補導主事の制度があり、また、学部内に各種の委員会が設けられてきたが、近年に至つて、学部長の負担が飛躍的に増大するとともに、主事および補導主事の職務の質および量においても大きな変化をきたしている。また、各種委員会のあり方、構成にも問題が生じてきている。そこで、このような状態に対処して、研究・教育・組織運営の各機能を十分に発揮させるために諸機関を整備・改編することが必要となつてきている。いうまでもなく、各機関において、それぞれ点検・総括を行つた上で、改革の具体策を提示すべきものであるが、とりあえず学部の研究と教育の機能を円滑に運営してゆくために、つぎのようなことが考えられる。

(イ) これまで学部の執行体制は、学部長、主事、補導主事による学部執行部三役によつて行なわれてきたが、主事を教務主事と研究主事として四役によつて日常的な学部の運営の執行にあたる方法である。ここで新設される「研究主事」は、研究会の開催、図書購入、学会誌の編集等、主として学部における研究に関する諸事項を統轄する任務を負うものであつて、学問研究の現代化・総合化・共同化の推進を計るものである。すなわち、学部における共同研究の計画、そのための物的条件の整備、その成果を発表する場の設定を有機的に関連させて、限られた条件のもとでの研究体制の整備、充実を旨とするものである。また、人文・理工研究所の委員を同時に兼ねるようにするならば、学部をこえた研究の総合化・共同化をさらに推し進めることに役立つであろう。また学部四役に調査委員長を加えて五役とすることも考えられるが、これは調査委員長の性格からして問題がある。

(ロ) 近年、補導主事は、学部内の補導の職務よりも、むしろ全学的な補導、すなわち補導主事会議のメンバーとしての仕事に重点がおかれざるをえない傾向にあるため、これを補佐し学部補導の中心的役割を果たすものとして、学部補導委員会を充実させ、その中から補導主事補佐をおくことも考えられるが、逆に補導主事は学部の補導に専念して、別に学生部委員を選出して全学の補導問題に当らせることも考えられる。なお、補導主事という名称そのものについても、その職務内容の実態にふさわしいものに変更するのが適当であろう。

(ハ) 調査委員長は、学部教学に関する種々の問題を調査・研究し討議して、教授会に報告し問題提起を行なう機関である学部調査委員会を運営する責任者である。同時に主事とともに教学対策会議のメンバーとなつて、他学部との連絡調整にあたる。

(ニ) 以上の教務主事その他の諸役は、学部長の補佐機関という性格から、学部長の指名によつて選任されるべきであり、その任期は一年（ただし当該学部長の任期中は留任もありうる）とすべきであろう。また、これらの諸役については、授業担当時間の削減など、負担の軽減を計る措置が講ぜられてよいであろう。

5. 学部事務室

大学自治の一つの担い手である職員によつて構成される学部事務室は、学問の研究・教育を充実・発展させてゆくための諸条件（主として物的基礎）の整備・充実の任務を遂行することを通して、間接的に研究・教育のプロセスに参加するだけでなく、履修指導その他において、日常的に学生との接触を頻繁にもつなど、直接的に教育活動の重要な一環を担うものである。このことから、学部事務室の行なう業務と関連の深い諸事項を教授会で決定するさいには、事務室の意見を十分に聞き、それを反映させることが必要である。

教授会と学部事務室との間の連絡調整ないし意思の統一を計る方法として、①両者の全構成員が参加する合同会議、②両者の代表会議の設置、および、③一方の代表者の他方の会議への参加、などが考えられる。研究・教育の現代化・総合化・共同化を進めてゆく上にきわめて重要な事項、もしくは両者の意見の対立がはなはだしくて学部運営上、重大な支障をきたす事柄などについては、

①の方式を採用することも考えられようが、恒常的には従来も行なつてきたところの②および③の方式を併用することが適切であると思われる。すなわち、事務室業務を全般的に掌握しており、かつ事務室職場の責任者である「事務長」が、前述の学部四役の会議や「教授会」に常時参加したり、また学部三役が事務室の職場会議に参加する方式であつて、これにより教授会と事務室との有機的関連が保たれ、円滑・適切な教育活動および学部運営が期待されることになると思われる。

(注) この場合、事務長の参加資格が問題となる。すなわち、四役会議は意思決定機関ではないから、たいして問題にならないであろうが、決議機関である教授会においては、事務長を正式のメンバーとするか、それともオブザーバーにとどめるかが問題となる。決議の拘束性・責任の帰属・所屬パートとの関連などから考えれば、事務長は決議に加わらず、オブザーバーとして自由に発言できる位置におく方が適当ではないかと思われる。もとより、単なる「事務局」として出席するのにとどまるものではないから、討議への積極的な参加が期待されることはいうまでもない。

第三部 立命館大学における研究と教育の体制

第一章 立命館大学における問題点

1. 研究・教育の条件・体制の問題点

(イ) 立命館大学の現状は、研究条件がきわめて不十分であるといわねばならぬ。

教員数の不足や充足難のために各教員の担当時間数や担当科目数が多くなつていくばかりでなく、組織運営の面でも複数の役割をもたざるをえない事態が現われている。このことは、たんに教員の研究時間の不足をもたらしているばかりでなく、肉体的・精神的疲労を招いており、研究ひいては教育内容を悪化させる危険性すらもっている。このことと関連して、とくに留意すべきことは、ともすれば特定の教員に重い役割が集中化する傾向があることである。多くの

困難な問題をかかえている現状においては、組織運営の業務の経験ふかい者が選任されることはやむをえない面もある。しかし、このような傾向は、当該教員の学問研究をいちじるしくおくらせ、充実した教育を不可能にするという事態を招きかねない。とくに最近のように、重要な役職がしだいに比較的若い教員層に移りつつあるとき、この問題は見過ごすべきでない。また、このことはひとり当該教員の研究・教育の問題にとどまらず、本学における研究・教育の水準にまでつながるものであり、そして組織運営の平等負担の原則にも背理しかねないことでもある。

つぎに、本学の場合、図書費その他の研究諸費や設備の不足が指摘されねばならない。これらのものは研究内容と研究体制の充実にとって不可欠のものである。さらにまた、学問研究の現状は、かつてのような研究者の個人的営為から、集団的な資料収集、共同討議、共同執筆などの共同研究へと比重を移しつつあるが、そのためには研究者自身の共同作業だけでなく、それをささえ補助する事務スタッフを必要とする。ところが、本学ではきびしい研究条件から学部内における共同研究ばかりでなく、学部をこえた共同研究をきわめて困難にしており、また事務スタッフも乏しく、研究体制を組織化し運営するうえでの大きな障害となっている。

(四) 大学における教育が所期の目的を達するためには、教育の内容・条件・体制が整備されなければならない。立命館大学においては、この三つの要件は決して十分ではない。

教育内容の充実はなによりも研究の正しい方向と高い水準を前提とする。ところがさきに述べたように、今日では研究それ自体が本学における研究条件・体制の不十分さから困難になりつつあるため、教育内容を向上させることがしだいにむずかしくなりつつある。小集団教育の系統化やカリキュラムの改訂のための努力、あるいは教科目間の内容連関についての模索、一般教育と専門科目の関連の追究等々が行なわれある程度成果をおさめつつあるとはいえ、こうした教育内容の向上のための努力が教員の人員不足のために研究条件との矛盾関係を招き、かえって教育の所期の目的を十分に果たしえない危険ささえ生みつつある。この現状はきびしく認識される必要がある。

つぎに教育条件も体制も不十分であることが指摘されねばならない。大学における教育は、学生の自主的な学問研究と教育への参加なしにありえない。学生の学問への主体的参加を可能にするためには、正課および課外活動のための条件と体制が整備されねばならない。ところが、本学においては、たとえば正規の授業のための教室の施設や図書・資料その他の設備すら決して十分だといえない。とくに広小路キャンパスにおいては建物の破壊のために、このことが顕著に現われている。さらに二部教学にあつては、いっそうはなほだしい条件・体制の不十分さが存在する。たとえば、図書館の利用時間や体育施設の利用等は勤労者としての制約もあつていちじるしく制限されていることをみてもうなずけるであろう。

こうして、現在の立命館大学がかかっている大きな課題は、研究・教育の充実・発展のための条件・体制を保障するために、各教職員がどのように努力していくかにあるといえよう。このような現状を打開するための全学的な努力はこれまでもたえずつみ重ねられてきた。この現状については、すでに「討議資料」その一、二で述べられているところである。その全学的努力によつて、部分的な改善がなされてきたことも事実である。たとえば、研究条件をよくするために、教員数の増加、担当時間数や担当科目数の削減あるいは個人研究費の増額、また教育内容・条件を改善するためにプロゼミをはじめとする小集団教育の実施、カリキュラム改訂、小集団のための教室増設等々がそれである。しかしながら、研究・教育の条件・体制の全面的改革は、一大学の努力や工夫だけで成しとげうるものではなく、政治・経済の客観情勢の変化とりわけ文教政策との対決をぬきにしては実現できないことも深く認識されるべきである。

(イ) 二拠点の問題

立命館大学がかかえているいま一つの大きな問題は、学舎が衣笠・広小路にわかれていることである。これによつて、学部をこえた総合的研究は困難となっている。たとえば人文科学研究所を中心とする共同研究や二部共通専門科目の教科内容にかんする共同研究の組織化がきわめてむずかしい状態にある。さらに研究諸施設、図書などの合理的配置と拡充を行なううえでの障害となつており、教育の面からいっても、学生の自主的総合化をさまたげる要因ともなつ

ている。ことに二部教育において、経済・経営学部の本拠が衣笠にあり、教員が広小路に出講してくるという現状は、学生の勉学条件にとってきわめて不利な状態といわなければならない。また学生の学会活動においてもその弊害はハッキリ現われている。事務の面からみても、余分な職員を必要とし、しかも連絡の不十分、不能率をきたしている面が多く、たとえば学生の就職窓口一つをとってみても、二拠点の欠陥はあきらかである。

こうした分断化の欠陥を克服し、総合大学の総合性を生かし、本学の教學理念をより充実して実現していくために、衣笠への全学舎の集中が志向され、実現されていかねばならない。そのさい、学部移転が優先して、教職員の研究・生活条件、学生の教育・生活条件が犠牲にされるといことがあつてはならない。いつ、どのように集中化していくかという計画を、今後、慎重綿密かつ積極的に練る必要があるであろう。

2. 学部縦割りシステムの問題

立命館大学では、教養部システムをとらず、学部縦割りシステムをとっており、さらにその中で、一般教育センター、外国語科連絡協議会、保健体育教室、教職課程委員会などを設置している。

学部縦割りシステムには、長所とともに、短所もないわけではない。長所としては、学部教授会の規模が比較的小規模に均等化され、会議の運営がしやすく、また学部教学について専門の側面からだけでなく、さまざまな面から検討できる利点があつた。つまり、学部教学の責任を負う機関として、不十分ながら、その機能を果たしてきたと考えられる。しかし、短所としては、とかく教授会の議事が学部の専門課程の問題に集中しやすいため、一般教育、語学教育担当教員などの関心をひきにくく、また、後者の意見が反映しにくいといったようなことで、一種の疎外的現象がおこりがちである。

上述の各委員会は、こうした欠陥を是正し、一般教育を主として担当する教員、語学担当教員、保健体育教員に教科研究と専門的研究のための独自の場を保障しようとしたものであるが、現状においては研究諸費配分とか、研究発表機関の確保といった点などにおいて、なお十分な位置を与えられていない。

こうした欠点はあげられようが、本学では、学部教学の責任機関の確立とい

う観点から、この学部縦割りシステムをなお今後とも維持したいと考える。しかし、その前提として、学部教授会が民主化されること、一般教育センターをはじめとする各委員会が十分機能を備えたものになることを必要とする。

なお、保健体育教育教員は、現在、保健体育教室に所属して、教授会には参加していない。今後は、各教授会に所属する方向で検討すべきである。

3. 図書館のあり方と問題点、改革の方向

大学における図書館が研究・教育に欠かすことのできない機能と使命を有していることは論ずるまでもないが、実際の運用面において、その機能なり使命が十分果たされているかどうかになると、多くの問題をもっているといわざるをえない。

一般に大学の図書設備は、①総合的見地から図書を収集し、主として学生の勉学に資する中央図書館あるいは大学附属図書館、②教員の専門研究のため各学部、研究所に独立して設ける図書室、の二本建てで運営されている。学部によつては、専攻共同研究室という形で、教員と学生の共用の図書が設置されている場合もあるが、基本的には、教員は各学部、研究所の図書室を、学生は中央図書館を通じて、研究・教育ならびに学習をするしくみになっているといえよう。

本学の中央図書館は、とくに研究・教育との関連性、学生の勉学助長を重視して、教員の図書推薦などをうけながら、図書収集および利用上の改善をはかってきた。また、学生は利用係を通じて自己の希望図書購入を要求することもできる制度となっている。しかし、今日、学生の自主的な研究活動に十分にはたえ、さらに教員の研究上の要請にこたえていくには、現在の図書館のあり方には多くの改善すべき点があるように思われる。以下、改革の方向をいくつかあげるとすれば、次のごとくである。

(イ) 各学部の研究体制との連絡を密にするため、現在の学部選出の図書館委員二名のうち、一名を前述の研究主事とすることも考えられる。それに一般教育、外国語、保健体育からも、必ずしも別個の委員を出さなくてもよいが、図書館委員会になんらかの形で発言しうよう工夫すべきであろう。

(ロ) 図書館がその機能を十分に果たすためには、全学の図書、資料等の所在が

明確でなければならず、またその利用が可能なるよう考えられねばならない。図書目録、索引カード等の完備が図られねばならないし、研究・教育上、速報を必要とする場合には、適切な情報活動も必要であろう。

(イ) 学生の学習が高度に進んで、学部図書館と学部図書室との連絡、運営の場合には、円滑に対処しうるよう、中央図書館と学部図書室との連絡、運営の密接さが求められる。中央図書館と学部図書室で文献、雑誌等を重複して購入する無駄をなるべく避けるためにも、この連絡は密でなければならぬ。今後の大きな方向としては、各学部、研究所図書室をあまり膨大なものとせず、中央図書館をできるだけ充実し、真に総合性を生かせる方向で考えるべきではなからうか。

(ニ) 中央図書館としては、その総合性を發揮するために、たえず取書の点検を行なわねばならない。各専門分野の欠落部分、あるいは分野間のアンバランス等について点検し、計画的に補充する努力が必要である。

(ホ) 現代の学問の発達は、図書館職員に重い負担を課すにいたっている。図書収集、分類、整理にあたって、ひろい外国語の知識、かなり高度な専門的かつ総合的知識が必要であるし、あるいは学生の読書指導の面も充実していかなければならないであろう。したがって、図書館職員をただちに完全な専門職化することにはなお問題があるにしても、職員の研修はいっそう充実していく方向で考えねばならない。

(ヘ) 長期貸出しを防いで図書の運用を円滑にし、また増加しつつある学生のプロゼミ、自主ゼミの資料複写、印刷に対処するため、中央図書館付属の印刷センターの設置が検討されるべきであろう。そしてこれは全学的な印刷センターとしても位置づけられるであろう。

(ト) 本学の図書館がかかえている大きな問題は、二拠点の問題である。蔵書あるいは体制上の複雑さからくるロスと利用上の不便とはきわめて大きく、また経済、経営学部の二部学生の場合、学部の本拠が衣笠にあるため、専門書の利用にも不便をきたしていることも考えられる。こうした問題を解決していくためには、衣笠一拠点への移行を真剣に考えるべきであろう。一九六七年に新築された衣笠の図書館は、まさにそうした改革の基礎となるべく建設されたので

ある。

第二章 研究条件の改革

前章に述べた問題点からつぎのような研究条件の改革が考えられる。

1. 教員の増員

本学の教員は、標準担当時間として週十二時間の講義を担当し（語学は十八時間）、いくつもの専門科目をこなさなければならぬ、という現状にある。

これは研究・教育の内容をおとしかねない。また本学では各教員が比較的平等に各種委員会に属しているが、その方の会議に時間をさかねばならない場合も多い。こうしたことが研究遂行を阻害していることも否めず、したがって、教員の大幅な増員がのぞましい。

2. 役職の交代制

これは文字どおり当然すぎることであるが、やはりローテーションの原則を確立して、負担の平等をはからねばならない。

3. 各種委員会の整理と能率的運営

本学には実に多くの委員会があり、その事務的繁忙が研究・教育に大きくマイナスしているといわれる。これら委員会はそれぞれ独自の目標と任務をもって設置されたものであつて、ただちに大幅縮小はできないが、整理統合の必要はあろうし、またなによりも、能率的運営について工夫されねばならない。一九六五年度の企画委員会の答申を再度検討してみる必要がある。

4. 研究主事と研究委員会

前述のように、全学的、あるいは学部の研究を推進していくために、各学部で研究主事を選出することも考えられる。研究主事は同時に人文・理工研の委員も兼ね、研究所の運営にあたる。また学部にも研究委員会を設ける。これは現在の学会委員、研究会委員から構成され、研究主事を長とし、学部における研究推進について討議し、運営するものである。学部単位の研究会にあつては、当該テーマに関係する教員が全学的に参加できるよう積極的にすすめられるべきである。

5. 留学制度の改革

内・外地留学研究者の選考にあたっては、2. と関連して、役員に従事した教員の研究のおくれを回復させるということも考慮すべきであろう。内地留学については、一年制と半年制の二本建てとし、一年の留学研究者の場合、半年は人文・理工研究所に向向し、学部研究主事、人文・理工研委員と協力して、共同研究の運営などにあたることも考えられる。

6. 研究費の問題

現在、教員については個人研究費が出されているが、用途が制限されているため、使いにくいという声もある。使途の範囲をひろげるといふことも考えられる。

7. 共同研究室

研究・教育の充実・発展をはかるためには、究極的には教員個々人の努力にまたねばならないが、しかしそれを正しく方向づけ、ゆたかにするために共同研究は不可欠のものである。とくに、各専門領域での共同研究の必要性が高まっている今日、共同研究および共同研究室のあり方について再検討も行なわなければならない。各学部の共同研究室を強化するとともに、共同化の方向も考えられるべきであろう。さらに、各学部間にまたがる共同研究の必要が今後ますます増大するから、これは人文科学研究所を強化する方向で検討されるべきである。

8. 人文・理工研究所の改革

(イ) 人文研の改革の方向

人文科学研究所は、一九四八年創立以来、立命館大学の教学発展のうえで大きな役割を果たしてきたが、現在やや活動に停滞をきたしており、改革の諸点をあげればつぎのごとくである。

- (1) 人文科学研究所委員は学部の研究主事、および外連協・保健体育教室・一般教育センターからそれぞれ選出される研究所委員によって構成されるべきである。

- (2) 人文研はとくに学部間にまたがる研究を組織する主体になる。そのためには日常的に研究体制がくめるような条件・体制を検討するべきである。

る。

- (3) (2)に関連して、研究所運営の事務室責任者である主事が久しく空席となつてはいるが、早急にうめられねばならない。

- (4) 図書・資料の蒐集という役割のうえで人文研の特徴を發揮しにくくなつてきており、全学的に、中央図書館、学部共同研究室との関連で調整しなおさねばならない。

- (5) 人文研に専任研究員をおくことは、なお問題があり、さし当つては前述した一年制内地留学者の積極的参加を求めることが考えられる。

- (6) 文部省科研費などの窓口業務が、もつと内容にわたるデータの用意にもとづいて、参考意見が提出できるようにしておくことも必要である。

- (7) 土曜講座は、市民の生活と関心とをつかむように努力しながら企画をたてる必要がある。

- (8) 市民・労働団体などへの講師派遣その他の協力のセンターとしての役割を行なうことも考えられてよい。

(ロ) 理工研の改革の方向

理工学研究所は、従来理工学部各学科の研究活動の交流と共同研究を行なう場によく方向づけられてきたが、十分な効果をはたし得なかつた。

その原因として、①理工学部各学科の研究内容が異なつてゐること、②理工学部の研究が各学科の研究単位（学部卒研究生、大学院生を含む）で推進されており、各研究室間の横のつながりが弱いこと、③理工学部および理工学研究所の研究を保障する最低額の予算が満たされないうこと、④理工学関係の研究には、研究・実験設備が必要であること、⑤理工学研究所に専属の教職員がないこと、⑥本学の理工学関係の研究が個人研究の域を出ていないこと、各人が共同研究を推進する姿勢に欠けていたこと、などがあげられる。

これらの反省のうえにたつて、理工学研究所は理工学部各学科およびその他の学部との共同研究の推進と内容の充実の場と大きく改革されねばならない。また、現在の大学における理工学関係の学問推進に横たわる大きな障害は、各学問が細分化しすぎたために、その境界領域の学問研究が

弱体化してきたことである。

主として、理工学研究所を境界領域（例えば計測、情報など）の研究の場として位置づけることも考えられる。その場合、この領域の研究を推進する人が研究所の委員となり、理工学部の教員、およびその他の学部の教員が参加しうる形態にしておかなければならないであろう。

以上

六六三 本学における一連の事態について—経過と問題点

〔一九六九（昭四四）・一〇・五 立命館大学〕

はじめに

戦後の本学の歴史は改革による発展の歴史だったともいえる。まづ戦時中の「禁衛」という超国家主義大学からの脱皮、財団・学園全体にわたる機構改革、学園民主化と大学自治、末川博学長就任にはじまる。

しかし、本学が現在のような総合大学への発展は、昭和二十三年における新制大学への改革であった。すなわち、法文学部から法・文・経済の三学部としての発足、二四年の理工学部創設である。その当時はいまだ二部の学生が多く、一部の学生が多くなりだしたのは二七年頃からである。このような体制上の大きな変革が第二の改革の歴史である。

これらの新制大学としての創設的改革への努力は末川総長を中心とした大学、教職員組合、校友会などによって三〇年代はじめまで続けられる。しかし、本学園の経営的基盤は十分でなく、戦後インフレーションのなかでは学費値上げと学生数増加とで対応せざるをえず、教学条件の充実をはかる余裕を殆んどもちえなかつた。

この苦難な過程において、本学の民主体制の確立が大学、教職員組合と校友会の運動とにより行われた。三〇年代の政府の高度経済成長政策と物価騰貴による私学の経営難とは産学協同と私学の拡張政策（マス・プロ化）などと呼ばれおこしたが、本学においては私学の経営優先傾向に抗して教学優先をかかげて教学条件改善と民主体制の一層の強化をはかった。そして三八年には学費値上げを抑制しての教学改善を行うための長期計画を策定した。

以上のような全学的な協力体制の確立に支えられて、マス・プロ教育是正の小集団教育、一般教育の改善、勤労学生を対象とする二部教学の改善などから、小教室の整備、理工学部施設の充実、恒心館および以学館の建設、図書館、体育館、総合グラウンドの建設などを行うとともに計画以上の教職員の増員による

教学の充実をはかった。

以上のような第三回目の改革により現在のようない応の発展をみたが、小集団教育を軸とした教学改革はクラスを通じての広汎な討議を活性化させ、教育内容におよぶ教学諸要求とその実現をはかるための学生の力の新たな民主的結集のための体制改革を問題とさせるに至った。学生運動の上でのその具体的なあらわれが四二年の二部学友会の学園政策、四三年の一部学友会の諸要求であり、同年秋の一、二部学友会共同の「当面する一九項目要求」とみることができよう。すなわち団体交渉権の確立を中心とした学生自治の拡大と小集団教育を軸とした教育の系統的確立および現代化とを二つの柱としたものであった。

これらの要求は秋から年末にかけての大学との幾回もの交渉の過程でクラス・ロッカーなどの設置が決定し、総長選挙への学生参加の一層の拡大、来年度授業料現状維持とその下での教学条件の改善なども結論に到達しようとしていた。かくして、新たな民主的改革が行われる転機をもたらそうとしていた。

そのようなとき、学園新聞が学友会の学園斗争を正しく報道していないから新聞社のあり方を民主化する必要があるとして九名の学生が入社申込みをした。これに対して、新聞社は中途入社は前例がないから申込者条件と新聞社の運営を検討して結論をだしたいとの態度をとった。しかし、申込者側はサークルへの自由加入の権利があり、入社を認めるという方針での検討でなければならぬと主張した。これをめぐって話し合いがつかず、翌一三、一四日の両日ゲバ棒をふるう数十人の学生により、学生が傷害をうけるという事件がおきた。

寮連合による中川会館封鎖

一月に入ると学園は大きく揺れはじめた。昨年一月以来断続的におこなわれてきていた寮問題についての寮連合と大学の学寮委員会との交渉の急展開であった。

寮連合は学寮委員会との第六回交渉を一月一三日に要求し、とくに当日寮生大会を事前に開くためということから会場を中川会館とすることも要求してきた。この交渉は約二〇〇名の寮生と学寮委員（学生部長、次長、補導主事、舎

監、学生課長）との間で翌一四日午後まで徹夜でおこなわれた。寮連合の要求は、①寮費撤廃、②水光熱費全額大学負担、③食堂人件費大学負担、④舎監制度撤廃、⑤入寮選考権全面獲得の五項目にわたるものである。

一四日夜から再開された大衆団交の席上でつぎの五項目回答が大学側からだされた（この団交には、新たに教学部長も参加した）。①水光熱費の基本料金は大学が負担する、②食堂人件費は大学が負担する、③舎監制度は廃止しこれに代るものを検討する、④学寮委員会は廃止する、⑤入寮選考は学生の自主選考とする。寮連合はこの回答を拒否し、学寮委員の寮問題についてのこれまでの認識の誤りを自己批判するよう要求し、また、教学担当常務理事の出席を強く求めた（教担理事は一四日から一五日にかけての学友会との徹夜交渉で極度に疲労し休養中であった）。

こうして寮連合は、さきの五項目にさらに、①学寮委員会の解体、②学生部職員の現場配置廃止、③寮連絡会議・寮協議会廃止の三項目を加えた八項目要求全面獲得と教担理事出席要求を理由として学寮委員をなかに入れたままで本部中川会館をバリケード封鎖した。

「全学生諸君に告ぐ」という六学部長声明がだされたのもこの一七日であった。その内容は、学寮委員の身柄を拘束したままの四昼夜にもおよび、大衆団交は大学として放置できないこと、寮連合が要求している理事会団交は五項目回答以上のものを要求するものであれば、全学生、教職員代表を含めた全学協議会で検討すべきであること、中川会館の封鎖をとくべきこと、等であった。

翌一八日には、大学側は、全学集会の決定をもって中川会館におもむき二〇日の期限つきで封鎖を解除し大学との話し合いをはじめよう申し入れようとしたが封鎖をしている学生の阻止にあい、怒号ともみ合いのなかで中川会館前で一方的に通告するにとどまった。

「一万人集會」とその余波

二〇日に「全立命一万人集會」がおこなわれた（六〇〇〇〜七〇〇〇人）。

この日、学寮委員は一週間ぶりに中川会館から外にでてきた。

当日「一万人集会」に向けておこなわれた学寮委員会の見解表明の内容は、「一万人集会」を主催してきた大学当局の方針や見解との間に微妙なちがいが感じられた。これには、中川会館の中で事態の進展をみていたものと、外で事態を経験してきたものとの間のちがいという点もあるが、封鎖をどのようにして解かせるかについての基本方針、したがって当時の事態をどうみるかについての見解のちがいがあらわれたものであった。このちがいは、学寮委員会との間にあったというよりも、学寮委員内部、理事会内部にそれぞれあったもので、いかえると全学的にあったものといえることができる。

封鎖解除をめぐる、①二〇日のような大集会を繰り返しもつことによつて全学の意のあるところをはつきりさせて解除をさせていく方向、②寮連合の要求にこたえらなで解除させていく方法、③最小限の実力行使によらなくては解除はできないとするもの、などがあつた。

そしてこうした意見のちがいが、大学の機構運営の上にもある種のひずみを生んで、大学としての方針と行動に停滞を生むようなこともあつた。二二日の学友会による実力封鎖解除の試みは、こうした学内の不一致とそれへの批判のあらわれでもあつた。

教授の辞意表明

同じ二二日、学園振興懇談会の席上学友会との間で封鎖解除の方法をめぐる意見の対立が明確になつた文学部長と経営学部長は、それぞれ学部主事、補導主事（経営学部補導主事は除く）とともに辞意を表明するに至つた。さらに理由はことなるが休養をつづけていた教学担当常務理事も辞意を表明し、理工学部長も病気でたおれた。

二三日、二四日には全学集会、教職員集会（徹夜の座りこみ）がおこなわれたが、他方ではこの両日、さらに文学部の三名の教授が辞意を表明、すでに一月一六日に辞意を表明していた学生部長を含めて一一名の教員が辞意を表明したことになり、事態はさらに困難さをまわしていった。

二七 声明

二七日には理事会と寮連合との団交に向けての大学の見解のまとめとして、「立命館大学の全学生、教職員に訴える」が出された。その内容はおよそつぎのようなものであつた。封鎖といった手段には反対しつつも封鎖にいたるまでの大学の責任をつぎの点でみとめている。一つは、学寮委員会が教学担当常務理事の交渉の場への出席可能性を十分に検討しないままでそれを約束してしまつた責任であり、もう一つは、理事会が寮連合のとの交渉形式に危惧をもつて相互の討議を回避するという基本姿勢についての責任であつた。さらに、一月一七日付の六学部長声明「学生諸君に告ぐ」で示した理事会団交が不適當であるという判断は基本的には認めつつも、学寮委員会への理事の参加を拒否したことは、かえつて全学的レベルでの討議への途をふさいだことになるとし、この硬直した態度への反省がなされている。

そのうえで、封鎖解除の自主的・平和的な方法を維持することを表明し、この方針を大学が明確にすることができなかったために、全学の意思統一と一致した行動を固めることができなかった点での反省がなされ、最後に辞意表明教授についてもふれ、いかなる理由によるにせよ辞意は学生に対する教学責任の回避であるということに立つて、すみやかな復帰を呼びかけている。

そして今後の方向として、寮連合による封鎖解除を前提として交渉に應ずること、同時に全学生、全教職員の討論への参加を組織していくこと、この異常な事態にあらわれた学園の教学と体制の欠陥を克服することの呼びかけで結んでいる。

拡大補導会議と寮連合との交渉

翌二八日、拡大補導会議と寮連合との予備折衝がまとまり、二九日一時より研究館四号教室でつぎの三つを主要議題として大衆団交が開始された。①寮連合との団交に感じなかつた理事会の問題、②六学部長声明を中心とした大学当局の対応の仕方の問題、③八項目要求。

この交渉は、二九日一時から二月一日午前六時までの四日間におよび、三〇日の午前八時から一二時までの休憩、同日午後八時から翌三一日午後三時までの中絶を挟んだだけで、あとは連続しておこなわれた。そしてこの長時間の討議の内容は、大学の意図とはちがって、ついに第三の寮生の要求項目については討議がおこなわれず、一月以降の大学の対応の仕方についての理事会・教職員の責任追及つるしあげと自己批判要求、六学部長声明の撤回といったものに終始した。

二月一日午前六時に交渉を打ち切った。大学としては、四日間の大衆団交によつて中川会館の封鎖が解除され寮生の要求を全学的な討議にのせることで、一月以降の諸問題を基本的に解決していくという位置づけでおこなわれたものであったが、四日間の大衆団交は、心身の上での大きな犠牲を払ったにもかかわらず、封鎖はそのまま続けられたし、寮生の八項目要求を全学的討議で解決の方向を見出す点でもほとんど進展はなかった。このような事実から、大衆団交という方式そのものへの疑問も大きくでてくることになった。

混迷をつづける学内

二月二日から七日までの間は校庭デモ、小ぜり合い、衝突などがくり返えされたが、他方では学生大会が各学部で開かれ、深刻な討議が行われた時期である。

大学当局は、すでに一月二三日からの後期試験を、ごく一部を除いて延期してきたが、二月一日から何としてもこれを実施するなかで当面の意見と行動の一致点をつかみながら大学の機能を守り抜こうと試みた。しかしいくつかの試験場は実力阻止にあり、とくに文学部事務室のある清心館は一日に文学部斗争委員会によつて一時封鎖された。後期試験は、こうして三たび延期された。この時期の学園の混迷は深いものがあつた。

このような、学園がもつとも混迷していた時期が、大学に新しい力を迎えられる入学試験の直前の時期でもあつた。そして後期試験が延期されたなかで、すでに六日には「社学同立命支部」の名で入学試験実力阻止の方針が出された。

(同趣旨の立看板が翌七日に校庭に立てられた。また同日には大学院生共闘会が發足し、現在の混迷は学生間の争いというよりも「立命館民主主義」という名の支配体制にあるのであるからこれを解体しなくてはならないと主張していた。)

この困難な事態を打開するために、理事会としては寮連合みづから封鎖を解かせ、学園の意思統一をはかるために、寮連合の八項目要求を全学的討議の軌道に乗せる第一歩としての「団交」に踏み切った。

八日の午後三時から翌九日の午後六時まで続けられた「団交」の内容は、しかし依然として一月以降の大学当局のとつた態度の責任追及と自己批判要求で終始、とりわけ一月二〇日の「一万人集会」にいたる方針をきめた一七日の学園振興懇談会が正規のものでなかったこと、「二七声明」が不十分であることなどの確認を迫るだけで終った。その上に、九日の午後六時ごろには、突如この「団交」の場が一方的に全学共闘会議と理事会との「団交」のための公開予備折衝の場に切りかえられた。そして席上、理事会は、一二日に全学共闘会議との「大衆団交」に応ずることを確約させられることで終った。

入学試験

さて、大学は、このような状況の中で入学試験を迎えることとなった。

大学としては、どうしても他大学にみられるような「機動隊に守られた入学試験」ではなく、教職員、学生自身によつて守られる入学試験を実現しなければならぬ、という考えであった。第一に、入学試験の実施は七万五千名を越える多数の受験生に対する重大な社会的責任であること、第二に、提起されている課題は、大学改革という、教職員、学生の長期的、全学的な努力の中でこそ正しい解決が図られなければならないこと、第三に、東京大学の場合などにみられるように、今日、政府が、入学試験に関する大学の社会的責任を口実に、大学に対する介入・統制を強めようとしている状況があること、などである。

そこで大学は、二月八・九日、中断されていた寮連合との「団交」を再開し、一二日には、強い批判もあったが全学共斗会議との「団交」にも応じ、当面解決しうる問題を正しくかつ早急に解決し、封鎖が自主的に解除され、全学的な結果の下に入学試験が実現されるよう、最後の努力を試みた。

これらの「団交」はなんらのみりもなく終わった。しかも、全共斗を中心とする一部学生は、八・九・一〇・一一日と連日のように投石などの暴力行為をおこない、一二日の大学との「団交」においては、入学試験を武力でも阻止する態度を明らかにした。その理由は、問題をなんら解決せず、加えて多数の辞任教員が出て新入生を迎える体制がない状態で、入学試験を実施することは無責任であること、入学試験の「強行」は彼等の斗争に対する「分断」・「圧殺」であること、さらには大学を「解体」するためには、「大学と社会とを結ぶ」入学試験を粉砕しなければならないこと、などであった。

大学の最後の試みも不成功に終り、広小路学舎の試験場を他の箇所に変更せざるをえない事態となった。加えて一二日には、同志社大学が学内事情を理由に、予定されていた試験場としての教室使用をこわわてくるという事態も生じた。そのため、一部は衣笠学舎試験場への繰入れと立命館中・高等学校を試験場にし、他の一部は、市内の私立高校と予備校を借用することにした。試験当日には市内の主要ターミナルに学生案内員を派遣して受験生の誘導にあたり、また、各学舎にバス六〇台を配置し、受験生を各試験場にピストン輸送することとなった。

一方、一三日には、全学生に入学試験に関する大学の基本的な考え方と方針を説明するため、入学試験に関する説明会が開催され、末川総長自ら、全立命人の力を結集して入学試験を成功させ大学改革の新しい若いエネルギーを大学に迎えようと訴えた。

このような状況の中で、入学試験実施という当面の共通の課題に向って再び統一の機運が生まれてきた。すでに二月八日、文学部自治会の学生大会は、「学園民主化」などととも、入学試験実施の決議をおこなっていた。一〇日には、体育会の緊急総会が入学試験実施の決議をおこない、大学、学友会、全共斗などに対して「入試休戦」の申入れをし、さらに一三日には、学友会の緊急代議

員大会が、「中川会館封鎖解除」などととも、入学試験実施の決議をおこなった。他方一日には、校友会の緊急総会が開かれ、入学試験実施が申し入れられた。学生の間には、「入試を守る会」などの自主的な組織が続々結成されていった。入学試験を翌日に迎えた一三日の夕刻には、入学試験の実現を訴える学友会を中心とした一〇〇〇名を超えるデモが広小路キャンパスをうめつくし、入学試験実現の気運が全学的に盛りあがるなかで、入試初日を迎えた。

心配された入学試験は、若干のトラブルはあったが、無事終了した。この成功は、ひとえに学生、教職員を中心とした全立命人の入試実現への熱意と努力とによってもたらされたものであった。試験場の校門前で雨の中を徹夜で立哨してくれた学生たち、試験場行きのパスターミナルで数千名の受験生の案内・整理係を、手弁当で申し出てきてくれた学生たち、入試を妨害しようとする一部学生を阻止した学生たち、連日泊込みで試験場を守った教職員たち……そうした多くの学生、教職員たちの献身的な努力があったからこそ、入学試験は実現しえたのである。入試実現という共通の目標のもとにはほぼ全学的な結果がなされ、入試の成功をみたことは、今後に大きな希望を与えた。

なお、受験生諸君が冷静に受験してくれたことも入学試験を成功させることに大きく貢献したことも忘れられない。

存心館封鎖と警察権力の介入

二月八日、「法学部大衆団交実行委員会」は、自治会規約上その合法性について疑義のある「学生大会」を召集し、法学部教授会との「団交」を要求してストライキを決議し、さらにそのための戦術として存心館封鎖を緊急動議によって可決し、同日午後五時、全共斗の支援の下に存心館の封鎖を強行した。

封鎖に反対しこれを阻止しようとする多くの学生との間に激しい衝突が起こり、数十名の重軽傷者が出るに至った（全共斗は、この時はじめて火炎ビンを使用した）。この封鎖は、結局、学友会に結果する多くの学生の手によって、一日午後解除されたが、存心館のほとんどの窓ガラスが破壊され、固定机、黒板に至るまで割きとられ、床、側壁などいたるところが破壊を受けていた。と

くに存心館内にあった生活協同組合の事務所に対する破壊は激しく、ほとんどの重要書類が部屋中に散乱し、電動式タイプライターなどの高価な物品も破壊されていた。

それのみでなく、この封鎖は警察権力の学内介入に口実を提供することになった。京都府警は、すでに一九日、大学当局に対して警察力の導入を強く要求していたが、大学は問題の自主的解決のための努力を続けていること、そもそも大学における問題は、全大学の理性と良識にもとづいて自主的に解決されるべきであり、警察力の導入によって事態の解決を図ることは、自ら教学的視点を放棄し、大学の自治を破壊するものであることなどの基本的考え方から、警察当局の要求を強く拒否した。しかし、京都府警は、一八日の事態において多数の重軽傷者が出たことなどを理由に、二〇日午前七時半頃、警察権力の介入に反対して座り込んでいた数百名の教職員、学生の抗議を無視し、約一八〇〇名の機動隊を学内に投入し、強制捜査令状にもとづいて中川会館と存心館の捜査を強行した。

これに対して大学は、ただちに声明を發し、大学の意思に反してなされた警察の介入に対する強い抗議の意思を表明した。そして、捜査がその範囲を越えて不当におこなわれるのを阻止する目的で十数名の教員を捜査に立ち合わせた。中川会館の封鎖は、警察によって解除された。中川会館も、存心館の場合と同様、言語に絶するような破壊を受けていた。

恒心館封鎖と一連の暴力行為

全共斗を中心とする一部学生は、二月二六日、大学の「入試強行」、京都府警の強制捜査とこれに対する大学の責任追及、理事会団交拒否に対する抗議などを理由に、再度恒心館の封鎖、占拠を強行した。

これに対して、大学は、二六日、封鎖と占拠の即時解除を要求する声明を發表した。また、恒心館内に事務室・研究室・教室をもつ産業社会学部の教授会も、三月三日、学部の研究がきわめて重大な支障を蒙っており、とくに二週間後に迫っている四回生の卒業を保障すべき重大な教学上の責任を負っている

という立場から、とりあえず恒心館内の卒業に關する必要書類を早急に学部に戻還するよう要求し、さらにこの要求に応じられない場合には、その根拠・理由を明らかにすべきことを申し入れた。しかし、これらの要求はすべて全共斗によって拒否された。

この間、暴力行為もひんびんと発生した。すなわち、三月一日には、京都大学学生が恒心館内に拉致され暴行を受ける事件、翌二日には、京都大学生活協同組合従業員三名が、恒心館内に監禁され暴行傷害を受ける事件が発生した。さらに一〇日には、恒心館五階の教員の個人研究室付近でボヤが発生し、一二日の消防署の出火現場検証が全共斗によって拒否される事件（ただし説得により翌日検証がおこなわれた）、卒業式を翌々日にひかえた一八日には、研心館内の学生課、学友会ボックス、尽心館内の二部事務室などに火炎ビンが投げ込まれ、机、椅子などの破損、電話線焼失などの被害事件、同日午後には、法学部共同研究室に居た三名の教員を連行し暴行を加える事件など、いずれも刑事事件として警察権力の介入を招き、大学の自治を内部から破壊し、大学の社会的責任が問われざるをえないような事件が発生した。

学年末試験と卒業式

昭和四三年度の学年末試験は、当初一月二四日から全学的に実施する予定であったが、以上に述べてきた今回の一連の事態と経営学部自治会によるストライキなども行われたので数度の変更を余儀なくされた。そのなかで、卒業回生の就職を考慮して、一部の科目を除きレポート方式を採用し、さらに二回生以下の学生に対する成績評価についても結局同様の措置をとることとなった。もつとも二部全学部においては、ほぼ平常通りの筆記試験がおこなわれた。

このような深刻な状況のなかで、三月二〇日、大学は、五千三百余名の学生を社会に送る卒業式を迎えた。全共斗を中心とする一部学生は、これに対しても「実力粉碎」の方針を打ち出し、一八日に広小路キャンパス内で「卒業式粉碎集会」を開いた。大学は、例年おこなわれる総長告辞を断念し、各学部毎の卒業式を挙行することとなった。

しかし、卒業式当日の二〇日午前九時頃、全共斗を中心とする約五〇名の学生は、ヘルメット・鉄パイプなどで武装し広小路キャンパス内に入り、法学部卒業式会場に予定されていた研心館に向けて投石するなどの暴力行為をおこなった。さらには、法学部教員七名を武力で拉致し存心館前で法学部教授会との「団交」を要求して約六時間にわたってつるしあげ、数百名の機動隊が正門前に待機している前で、教員に対し暴行を加えた。その結果、予定された法学部卒業式は中止のやむなきに至った。さらに、翌二一日にも、武装した数十名の学生は、文学部教職員三名を武力で拉致し、「団交」をおこない、加えて文学部事務室に乱入し、同事務室を破壊したため文学部卒業式も中止のやむなきに至った。

こうして、法・文両学部の卒業式は中止となったが、他学部の卒業式は、一応平穏に実施された。なお、中止となった法・文両学部については、卒業証書授与と総長の「はなむけ」の言葉を印刷したものを、事務室において、または郵送によって配布することとなった。

新しい大学執行部体制

新しい総長選挙規程の成立が一連の過程の中で実現しえないまま、末川総長の任期満了を迎えることとなった。

そこで、総長選挙規程の改正を行なって正式に総長選挙を実施するまでの措置として、総長事務取扱をおくことになり武藤守一経済学部長が選出された。総長事務取扱の決定に先だって各学部長も決定され、さらに教学担当常務理事、教学部長、学生部長をはじめ、学生部次長、学生課長も相ついで選出されて、四月上旬には主要な学内諸機関の体制の確立をみた。

なお大学改革という重要な課題に取り組むために、総長事務取扱の諮問機関として「大学改革調査委員会」が置かれた。

入学式から開講へ

例年入学式は四月上旬に行なわれるのであるが、本年度はやや遅れて、衣笠学舎と二部全学部については四月一四日、法・産社・文三学部は広小路において四月二一日に行なうことになった。

これに対し、全学共斗会議を中心とする学生は、問題の根本的解決をしないままに入学式や開講が行なわれることには絶対反対であると実力阻止のかまをみせ、他方、学友会の態度は、入学式・開講を確保するという方針をもちつつ、学生の意見を一そうそれに反映させていくというものであった。

四月一四日の衣笠三学部の入学式は当日予定どおり実施され、翌日から新入生のガイダンスが始まった。二回生以上の講義も一四日から直ちに実施された。しかし、法学部、産業社会学部の入学式開始直前、全学共斗会議の学生約七〇名が、入学式粉砕を叫んで、ヘルメット、鉄パイプ等で武装して広小路キャンパスにおしつけてきた。そして、入学式会場を守るために研心館入口付近に集っていた学生を襲って、新入生を含む約三〇名を負傷させた。しかし、入学式の方は終始平穏に進行し、予定どおり終了した。

五月二〇日事件

二月二六日以来、恒心館封鎖を続けていた全学共斗会議の学生は、四月に入つて大学本部（中川会館）の奪還をスローガンにいくつかの動きをみせていた。四月八日未明には、他大学の学生を含む全共斗の学生が、学友会、各自治会のボックスのある研心館に侵入し、泊り込んでいた学生に対し傷害、暴行を加え、一時占拠するという事態が起こった。

さらに五月一四日には、全電気科斗争委員会・全共斗の学生によって、理工学部四号館が一時封鎖されるという事態が起こった。衣笠学舎において封鎖が行なわれたのはこれがはじめてである。

大学の創立記念日である五月一九日が近づくにつれて、全共斗の学生は、その日を立命館大学の「解体記念日」にせよと主張し、「本部（中川会館）奪還」を

宣言し、さらに封鎖を全学に拡大せよとする動きをみせるにいたった。

五月二〇日早朝京都府警は機動隊を動員して恒心館にたいする強制捜査を行った。捜査令状によると、恒心館を封鎖している学生が、学生課、二部事務室、守衛室などに火炎ビンを投入し、生協自動車を破壊し、学生のバイクを焼却した三月一八日の事件、学生課に侵入しようとして火をつけた同月二〇日の事件、研心館を一時占拠して学生に暴行を加えた四月八日の事件等の一連の放火未遂と暴力行為を理由にその証拠物件を捜索押収することが目的とされていた。この強制捜査には、大学側教職員が監視のため立ち合い午前九時四五分頃終了した。

ところが午前八時過ぎ、機動隊によって恒心館を追い出された全共斗学生を中心とする二百数十名は、広小路キャンパスにはいつてきて、校舎の破壊を行なった。

大学は、今回の強制捜査が、京都府警から捜査直前に一方的に通告をうけたことを明らかにすると同時に、全共斗学生にたいし暴力的な破壊行為をやめて学外に退去するよう要求した。しかし全共斗の学生はこれをききいれなかった。

正午過ぎ、警察から、学内に機動隊を入れる旨の電話通告があり、そのときすでに機動隊は西門から学内に侵入しつづつあった。大学はこれに対し、事前の連絡なくして一方的判断によって機動隊を学内に入れたことについて抗議した。機動隊は、全共斗学生を追い出した後学外へ去った。その後、全共斗学生は再び広小路校庭に入り一そう激しい破壊行動を行なった。大学は再び声明を發して機動隊の一方的学内立入りに抗議するとともに、このような学内立入りを招いた全共斗学生の暴力的破壊行為をきびしく批判した。午後三時前になって、研心館の中にいた学友会学生らは武装し、一挙に校庭に打って出、これをみた全共斗の学生は学外にでた。

この間、全共斗学生の手により、わだつみ像をはじめ広小路学舎の教室、事務室の多くが破壊されたが、大学では教職員・学生がその日から直ちに復旧にとりかかり若干の教室変更しただけで翌日から講義を行なった。

五月二〇日の警察の強制捜査の理由とされたのは、それまでに生じた全共斗学生によるいくつかの暴力行為であったが、このような暴力行為は、このほか

にも前後して起こっている。たとえば、四月一日午後一時半頃、五人の学生が大学附近の公道を通行中、待ち伏せていた十数名の学生に取り囲まれ、鉄パイプ、チェーンなどによりなぐるけるの暴力をうけ、二人の学生が全治三週間の外傷をうけ、さらに一人の学生は、当時全共斗により封鎖中の恒心館に連行されて、翌二日未明まで五時間にわたり監禁の上裸体にし、頭から水をかぶせ、椅子に縛りつけ、鉄パイプでなぐり、鉄パイプでなぐり、煙草の火で火傷を負わせるなどの暴行をうけ、全治一ヶ月半の重傷を負うに至った(訴状による)。

五月二日には、午後二時前、スクールバスで正門前に着いた学生の一人に対し、全共斗学生が、バスの中に乗り込んで鉄パイプで振りつけその後、向いの府立医大構内につれ込んでさらに暴行を加えた。このためこの学生は、頭頂部三針縫合という負傷をしたので、一旦、府立病院で治療をうけた。この間知らせをうけた大学としては、直ちに被害学生を引渡すよう要請し、全共斗議長も一旦はそれを約束したのであったが、学生課員が病院へ引取りにいったところ、阻まれてそれを果すことができなかった。結局被害学生は、病院から実力で自動車へ乗せられ、さらに京大教養部構内へ連れ込まれ、その日の夜一〇時頃まで激しい暴行をうけ、全身打撲、左腎臓破裂、頭部挫滅創という重傷を負わされた(訴状による)。

大学改革調査委員会の活動

すでに述べたように、大学改革調査委員会が四月早々に発足し、連日会議を開いて、立命館大学の民主的な教学と体制を一層前進させるための改革討議資料の検討を続けている。

その活動の成果は「大学改革のための討議資料・その一」として、学内理事会の名において五月下旬、全学に配布された。

その後、九月に出された「討議資料・その二」は具体的に立命館大学の教学の歴史的総括をふまえ、一般教育、専門教育、小集団教育から、試験制度にいたる各項目についての検討を含むものである。

学内体制、学内諸機関のあり方についての検討が行われ、「討議資料・その三」の準備作業が進められている。

学友会の大学改革の動き

学友会、各自治会の動きも、新学期の前後から再び活況化してきている。三月一日に、一部学友会執行委員会が、「立命館大学の当面する問題の正しい解決のための一二項目の提案」を発表した。

これらの要求による大学側との交渉が何回もたれてはいるが、その過程で一・二部学友会は要求を「立命館大学学園民主化政策第一次改革にあたって、一・二部二万三千名の共同要求」と題する文書にまとめている。その内容は多岐にわたるが、①学生、院生、教職員の自主的民主的活動の自由、政治活動の自由を保障すること、②大学破壊暴力犯罪者集団「全共斗」一派と毅然として闘い、彼らをきびしく糾弾すること、③破壊された校舎の修復は、学生、教職員要求実現と結合させて行なうこと、④全ての学生、教職員が納得できる寮問題の解決をはかること、⑤大学の管理運営を民主化し、大学の運営に全ての学生、院生、職員の意見が反映されるようにすること、⑥学生の自主的、民主的研究活動を保障すること、の六つの大項目にまとめられ、具体的要求ないし提案は、その下で数十項目に及んでいる。

以上のような提案や要求は広範囲にわたり、かつ複雑な問題を含むからその解決は簡単ではない。しかし、すでに交渉の過程で、たとえば、小集団教育の発展充実やクラスの自主的活動の促進のための学部学生センター、セミナーハウスの建設、クラスロッカールの設置なども確認されており、作業が進みだしている。

寮問題の展開

一月から二月にかけての寮連合との交渉は、要求内容について歩みよりのないままに、中断していた。しかし、新年度を目前にひかえて、大学としては入

寮選考問題を他の問題と切り離してでも早急に解決をはかるべきであると考え、従来の回答を再検討し、次のような方針をもつに至った。

(1) 入寮選考を寮生と大学側の両者共同で行なう方式を改め、学生による自主選考とすること。

(2) 寮自治が学生自治の一環であるという性質から、寮自治の主体たる寮連合と、全学生に責任を負いその権利を保障すべき一・二部学友会とが協議すること。

(3) とりわけ選考基準については両者の合意に達する必要があること、である。

しかし寮連合は、寮自治の主体者たる寮生自身が、その自治の担い手たることを希望する仲間を自ら選択することは当然の権利であるとして、学友会の関与を拒否し、入寮選考の新しいあり方についての結論がまだ全学的にえられないにもかかわらず、三月末より四月中旬にかけて、一方的に自己の主張を實行に移し、約六〇名の新入生を寮に迎え入れるに至った。

この動きに対し、大学は四月五日、「入寮選考について（お知らせ）」を新生入生に配布して、この間の経過の概略と入寮選考についての大学の考え方を明らかにした。その中で、入寮選考基準についてはとくに、(1) 経済事情を最優先させ思想、信条による差別があつてはならぬこと、(2) 基準の全学に公開されるべきことを強調している。

一〇〇名を超える欠員を埋めるため、寮連合は、六月四日、「第二次新入生募集」要項を発表し、六月中旬にかけて一回生および二回生以上（五回生以上学士入学者を含む）、大学院生を対象にして第二次募集をすることになった。

大学はこれにたいして、六月二日、四月と基本的にほぼ同様の見解を発表してこの問題の全学的討議を訴えた。しかし寮連合は再び一方的な入寮選考を強行し、二十数名の第二次入寮者を迎え入れた。

寮内暴力

寮問題をめぐって混乱が続く中で、退寮者の激増や退寮処分の方、さらに寮内における暴力の問題が生じた。退寮者数は、四三年には約八〇名にのぼ

り、うち一月以降に四名の退寮処分ほかに四〇余名の退寮者を出すにいたった。もちろん退寮者の中には集団生活になじまず、自らの殻の中に閉じこもる傾向もみられるから、退寮してゆく者の側にも問題がないわけではない。しかし一月以来の大量の退寮は寮連合のとうっている方針と無関係とはいえない。すなわち寮内では、斗争のやり方や封鎖に反対したり、反対の行動をとったとき、「封鎖に反対するものは寮を去れ」とか「寮生ではない」などといわれ寮にとまれない状態も生じている。

このような状況の中で、五月二〇日夜G寮の集会において寮生が暴行をうけるという事件が生じた。全共斗の学生による同日昼の広小路学舎の破壊行動に反対の態度をとったというのがその理由であった。五月二五日にはD寮において、三名の寮生が寮連合執行委員会のメンバーを含む数名の寮生から暴行をうけ負傷している。

大学は事態を重視し、六月九日、全教職員・学生に訴える声明を発表し、見解を公けすると共に、寮生の深刻な反省を求め、事態の解決に全教職員・学生が努力することを呼びかけた。

舎費・水光熱費の不払い問題

一月一六日、中川会館封鎖という事態に入って、二月八日、大学と寮連合との交渉が中断した後、中旬になって寮連合は八項目要求貫徹のための実力行使であるとして、「舎費は一月から、水光熱費は三月払いから不払いとする」ことを決定し、それを実行に移した。

三月分のガス・電気代については、四月二〇日が納期となっていたが、未納の状態が続けば結果として、供給停止という事態を予想しなければならなかった。大学としてはとるべき態度について協議し、とりあえず四月二四日、次のような方針を寮連合宛文書で明らかにした。すなわち、(1)当面、三月分の電気代に限り大学として立替払をする、(2)その趣旨は懸案の寮問題を全学的討議によって早急に解決したいと考えていること、さらに寮連合の水光熱費不払いは、供給停止という事態を招かざるをえず、その結果一部の旧舎監とその家族およ

び寮職員にとつても生活上重大な影響をもたらすこと等による、(3)立替払分については大学としては寮連合に対する請求権を留保する。

このような寮問題解決の努力の一つとしての立替払いは、四月分についても行われた。しかし、このような大学の意図にもかかわらず寮内においては、先に述べたように思想・信条にかかわる退寮処分や、寮内暴力行為など寮自治を自ら破壊する行動があいついだ。

かかる状況のもとでは、五月分からの立替払いを従来通りに措置することはできないと考えるにおよび、学生部名により「水光熱費の支払いを要請する」文書(六月一八日付)を寮連合および各寮委員会に送った。その要請の内容は、(1)現在実施中の第二次単独入寮選考は、直ちに中止すること、(2)寮内における一部寮生に対する暴力行為を反省し、そのことによつて寮に帰れない寮生の即時復帰を保障すること、(3)五月二〇日の広小路キャンパスでの破壊活動に寮連合として参加したこと、更に全共斗と連名で「内乱を日常化し」大学本部中枢の革命的奪取にむけて進撃せよ」と訴えている点は容認できないものであり、深く反省すること、(4)五月分の電気ガス代をそれぞれ期日までに支払うこと、もし止むを得ず支えない場合でも、早期に支払うための支払計画書を学生部まで提出すること、なお大学が立替払い済みの三月・四月分については、いざれ請求する予定であるので、長期的な計画をたてておくこと、の四点であった。寮連合が用意した回答の内容は、当日のピラによれば「大学の態度は寮生の生活権を剝奪するものであり、斗争を圧殺するものである」ということが中心であり、これをめぐつての責任追及のための団交を一方的に要求するものであった。

これに対し、大学側は六月二三日にも、「寮における光熱費不払い問題について」という文書を公けにし、全学的討議の中で正しい解決を求めべきことを強調している。また、光熱供給が寮生生活におよぼす事態を重視する立場から、このような措置が機械的にとられることのないよう業者に要請を重ねているが、それにも限界のあることから、光熱費不払い分について、すみやかに支払うよう再び要請したものである。しかしながらこの問題について寮連合は何ら解決の姿勢をとっていない。

「なお、不払い斗争の過程で、この不払い斗争とは関係のない昨年七月ないし八月以降の水道料金の滞納と、それから生ずる送水停止が一部の寮について問題になった。これについても、大学学生部は六月一〇日付で、滞納を直ちに克服するよう寮生に呼びかけ、その結果、ほぼ本年二月ないし三月分までの分の支払いが行なわれた。しかし、今年の三月ないし四月以降については、電気・ガス料金と同様に、不払い斗争に向うことも考えられ、その点で事態は今後の根本的解決を要請している。

政府の大学への介入

このような大学の自主的な改革の動きに対して、政府は一部の学生の暴力的な行為を口実として、大学に対する介入をおしすすめようとしている。すなわち中央教育審議会の「学園における学生の地位について」と題する三月七日の中間報告、四月二日付の「大学内における正常な秩序維持のために」という文部次官通達、さらには先国会において強行採決された「大学運営に関する臨時措置法の制定」などである。

今日の大学は改革さるべき点を数多くもっていることは事実であり、だからこそ、すでに述べたような、大学改革の努力を重ねているのである。紛争の解決は、政府が権力を用いて強制すべきものではなく、あくまで、大学が、国民に支えられつつ自主的、民主的にとりくむべき課題である。

ところが政府の出している方針は、逆に、大学から自主性を奪い去って、場合によっては警察力によって事を処理しようという点で、学問の自由、大学の自治と真向から対立すると考えられる。

教育基本法でも、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と述べている。本学はこの趣旨を堅持して、全教職員、全学生が一致して政府の介入に反対し、人間社会の発展と人類の幸福とを追求する学問を守らねばならない。

以上、本年当初からの一連の事態について述べてきたが、問題が複雑で意を尽くしえない点があることをおことわりしておかなければならない。

年	月・日	事	項
昭43	10・19	拡大学振懇、明治百年祭反対決定、学費据置決定。	
	12・12	新聞社事件発生。	
	12・13	新聞社問題をめぐり衝突。	
	1・13	寮連合と学寮委員会、寮問題をめぐって徹夜交渉。	
	1・16	寮連合は大学側の回答を不満として本部中川会館を封鎖する。	
	1・17	大学側、「全学生諸君に告ぐ」の声明発表。	
	1・20	一人集會、時計台前校庭で開催。	
	1・21	二部の期末試験延期。	
	1・22	文・経営学部長辞意表明。	
	1・23	一部の期末試験延期、全立命人集會。	
	1・29	拡大補導会議と寮連合との公開交渉開始。	
	2・1	公開交渉終了。	
	2・6	入試受付メ切、志願者約七万五千名。	
	2・7	「全立命館人諸君への訴えと願い」総長声明発表。	
	2・9	立命社学同支部名による「入試実力阻止」の立看板がたつ。	
	2・12	全共斗と大学理事会大衆団交。	
	2・13	全共斗と大学理事会大衆団交。	
	2・14	入試実施についての説明会開催。	
	2・16	入学試験実施。	
	2・18	存心館封鎖、これに反対する学生との間で激突、負傷者多数。	
	2・19	存心館封鎖解除。	
	2・20	京都府警機動隊、中川会館、存心館強制捜査。	

	昭44
	2・26
	2・28
	3・1
	3・10
	3・18
	3・20
	3・21
	4・1
	4・2
	4・8
	4・11
	4・14
	4・21
	4・22
	4・22
	4・23
	4・25
	4・30
	5・2
	5・6
	5・14

全共斗、恒心館を封鎖。
 法・経済・理工学部合格発表。
 経営・産社・文学部合格発表。
 恒心館（封鎖中）内でボヤ発生。
 研心・尽心館内に火炎ビン投入。
 理工・経済卒業式実施、法学部卒業式阻止される。
 経営・産社、二部全学部卒業式実施、文卒業式阻止される。
 末川総長任期満了で退職。
 武藤経済学部長、総長事務取扱に就任。
 全共斗学生、研心館内に突入、中にいた学生と衝突。
 大学側「全教職員、学生諸君に訴える」声明発表。
 産業社会学部学生、全共斗学生により暴行を受ける。
 経済・経営・理工、二部全学部入学式実施。
 法・産社・文学部入学式実施。
 「学園における学生の地位について」の中教審答申に対し全学部教授会批判声明を発表。
 法・産社授業開始。
 4月11日の暴行事件等に関し、被害者告訴をする。
 大学側「告訴問題にあたってすべての学生、教職員に訴える」声明を発表。
 「大学改革のための討議資料―その一」を大学理事会名で学内各機関へ提示。
 中教審答申、及び文部事務次官通達に対する反対の声明を発表。
 文学部授業開始。
 衣笠学舎理工学部四号館（電気工学科）、全共斗学生により封鎖さる。夕刻解除。

	昭44
	5・16
	5・20
	5・21
	5・23
	6・4
	6・18
	7・11
	7・17
	8・3
	8・6
	9・11
	9・24
	9・30

全共斗の「中川会館奪還」をスローガンとした動きに対し、理事会は「すべての教職員、学生諸君に訴える」声明を発表。
 ・京都府警封鎖中の恒心館に対し、強制捜査を行い封鎖を解除する。
 ・全共斗学生、広小路学舎の建物の破壊行為をはじめ
 ・わだつみ像破壊さる。
 K君全共斗学生に暴行される。
 政府は、「大学の運営に関する臨時措置法案」を国会に提出。
 「大学の運営に関する臨時措置法案」に反対の声明。寮における光熱費不払いに対し、大学側は支払いを要請する旨の声明発表。
 法・産社・文学部補講。
 「大学の運営に関する臨時措置法」成立。
 「大学改革のための討議資料―その二」発表。
 二学期開講。
 前期試験実施。

〔一九六九・一〇・五〕六九・学園通信（父兄版）

六四 教員の任用・昇任基準の再検討について

一九六九（昭四四）・二・一三 第四四九回大学協議会

一、本年四月から教授会の民主化についての全面的な検討が進められ、各機関における討議に基づいて、二連の改革が具体化されて来た。

ここに提起する教員の任用・昇任基準の再検討の問題も、基本的には教員組織における身分的格差をなくして、教授会の民主的体制を制度的にも保障してより一層強めようとするものである。

もとより教授会の民主化は、教員一人ひとりが積極的に教授会に参加して討議をつくし、あるいは自由な相互批判を行なってゆくなかで、実質的に推進されてゆくものであるが、そのためにさきに人事教授会の廃止、専任講師の廃止が実施された。「教員の任用および昇任基準」の再検討もまたこれとあわせて緊急を要する事項である。

従来本学においては、教員の昇任について、教授は大学助教六年以上の経歴（または大学卒業後十二年以上）、助教授は大学講師二年以上の経歴（または大学卒業後六年以上）の条件があれば昇任を審議する対象としうる規定になっており、さらに研究上・教育上の一定の業績を条件として審査が行なわれてきた。しかし、一般的にいつて、この年限の条件をはるかに多く満たしていてもなかなか昇格しない傾向もみられた。この点に関しては、専任講師の廃止（教員間の身分格差の解消）の方向からすれば、研究・教育上の業績の条件を満たしていれば年限的条件を短縮し、できるだけすみやかに昇任をはかることが望ましいといえる。また教員を任用する場合もそれに準じて選考されていた。

今日の大学は、教員・職員および学生がそれぞれの立場に応じて大学の改革に参加し、国民的要請に応えうる研究・教育の内容を發展させてゆく必要に迫られており、それを研究・教育の体制上において、また大学の組織運営において保障する必要がある。このような要請に具体的に応えるためには、これまでの教員任用・昇任の基準を再検討して、前述のような主旨に副った基準を定めることが必要とされる。

以上の視点に立つて考えれば、これまで教員の任用・昇任に当って研究業績の評価に偏っていた点を反省して、研究業績とともに、教育を行なう能力および経験を重視する必要があると考えられる。さらに大学における研究・教育を進めるためには、その体制的保障と大学の組織運営における保障を各教員が積極的に参加して作りだしてゆくことが不可欠であって、組織の一員として共同しうる資質も考慮されなければならないであろう。

しかしこれらの問題については、なお十分な討議を深めるべき種々の問題点を残しており、したがって現時点においては、本学教員の任用・昇任規程および選考基準を次のように改定することにしたい。

二、「立命館大学教員任用・昇任規程」（案）および「立命館大学教員選考基準」（案）

立命館大学教員任用・昇任規程（案）

第一条 新たに教員を任用しようとするときは、教授会は、学部長の提議により三名以上の教員からなる選考委員会を組織するとともに、ひろく候補者をもとめるものとする。

第二条 委員会の組織および運営に関する規定は各学部において別にこれを定める。委員会を選考委員会は、別に定める選考基準にもとづき、候補者について適否を審査し、教授会にその結果を報告する。

第三条 教授会が選考委員会から審査の結果につき報告を受けたときは、審査のうえ、投票によってその採否を決議し、学部長より学長にこれを報告する。前項の決議には教授会を構成する教員の四分の三以上が出席し、その三分の二以上の同意をうることを要する。

第四条 学長は前条第一項の報告を受けたときは、大学協議会にこれを付議し、その承認を得た上で理事会に具申する。

第五条 教員の職名または所属を変更しようとするときは、第一条ないし第四条の規定を準用する。

付 則

一、この規程は、昭和四十四年十月一日から適用する。

昭和三十六年六月九日規程第七九号は、これを廃止する。

二、保健体育教員の任用および昇任については、第一条に準じて保健体育委員会において行ない、関係学部の教授会を経て大学協議会に提出して承認を行うものとする。

② 前項を準用する場合、「教授会」および「各学部」を「保健体育委員会」に、「学部長」を「保健体育委員会委員長」に読みかえる。

立命館大学教員選考基準（案）

本学教員の任用・昇任にあたっては、大学設置基準第四章「教員の資格」により、次の条件をそなえたものを基準として選考する。

1. 教授

(イ) 六年以上助教教授の経歴を有し、または大学卒業後十年以上を経て、研究上、教育上すぐれた業績をあげた者。

(ロ) 前号の該当者と同等以上の学識経験があると認められる者。

2. 助教授

(イ) 二年以上助手の経歴を有し、または大学卒業後四年以上を経て、相当の研究業績があり、教育にたずさわる能力と熱意があると認められる者。

(ロ) 前号の該当者と同等以上の学識経験があると認められる者。

3. 助手

修士の学位ないしそれと同等以上の学力を有し、本学における助手の職務を行なう能力と熱意があると認められる者。

4. 非常勤講師

非常勤講師は、専任の教授、助教授の基準に準ずる。

付 則

この基準は、昭和四十四年十月一日から適用する。

昭和三十六年三月三十日第二三三回大学協議会決定の「立命館大学教員選考基準」はこれを廃止する。

申 合 事 項（案）

本選考基準の運用に当たっては、研究・教育をすすめるための組織運営についての参加が十分に考慮されなくてはならない。

六六五 「学部長選挙規程の制定にあたって」 ☆

〔一九六九（昭四四）・一一・一三（学内）理事会〕

は し が き

立命館大学の民主的改革の一環として、先に提案した総長選挙規程の改正案にひきつづいて、ここに新しい学部長選挙規程（案）を提案する。

従来、学部長選挙は学部教授会によって行なわれてきたが、この新しい提案では学部の職員および学生（一部、二部の学生および院生を含む）の参加をもとめようとするものである。

全学関係者の積極的な討議をお願いする次第である。

一九六九年二月一三日

立命館大学（学内）理事会

I. 学部長選挙規程の制定にあたって

従来、いわゆる「教授会自治」の觀念から、その主宰者である学部長の選挙は学部教員（助手を除く）のみによって行なわれ、助手や職員、学生の参加は認められていなかった。

しかし、今日、大学の自治は、教授会自治のみならず、大学・学部を形成するすべての構成員の主体的な力量の結集によって支えられ、推進されねばならないことが全学的討議のなかで確認されてきている。また本学においては、これまでからの全学協議会あるいは学部五者会談（二部では二部懇談会、各学部懇談会）その他の機関によって、教学上の諸問題について十分に学生と協議する

体制をとってきた。現在われわれが学部長選挙の問題を考える場合にも、まず、このような大学自治・学部自治の新しい理念にたつて、学部の自治を担うべき構成員の位置づけを明確にし、それらを全体として代表する学部長を選挙するという意味で各構成員の参加のしかたを求めなければならぬ。

なお、この場合、二部協議会委員長選挙についても学部長選挙の問題とあわせてふれなければならない。二部協議会委員長は、各学部から選出された二部協議員の互選によって選出され、学内選出の理事の会議にオブザーバーとして出席するなど、基本的には学部長に準ずるものであり、二部協議会委員長の選挙についても、学部長の場合とあわせて規程化しておくことが妥当であろう。

1. 学部長の位置づけとその選挙の意義

学部長は、学部を構成する教員、職員および学生全体を代表するものであり、さらにその職務については、(イ) 学部の組織運営に関する執行責任者、(ロ) 教授会の主宰者、(ハ) 理事、の仕事その内容として考えられなければならない。現在の大学が激しく流動する社会的諸現象のなかにあつて、真に国民的要請に応える研究・教育を推進し、他方、国家権力をはじめとする多種多用な大学に対する圧迫に抗して、学問研究の自由を守り、教育をすすめる重大な課題のもとにおかれているとき、この大学の自治を担う広汎な教職員、学生の民主的総意を結集して学部の組織運営を行なおうとする学部長の任務は、きわめて重大であるし、またその選挙については、学部を形成する各構成員にとつて重大な意義をもつものである。

2. 学部を形成する各構成員の位置づけと学部長選挙への参加について

われわれが、学部長選挙について、このような意義をふまえるならば、その選挙にあたっては、まず、学部を構成する全教職員、一・二部の学生および大学院研究科の学生がこれに積極的に参加することが必要であると考ええる。しかしながら、具体的な参加のしかたについては、各構成員がそれぞれにおかれている立場や、責任の度合いなどを考え、また、本学の学部長がその制度において法人の理事となる点をあわせ配慮すれば、その選挙に参加する形態、方法等についても当然に一定の差異をもつものであると考える。

(一) 教職員の参加について

(1) 教員の参加

学部専任教員は、前述の大学に課せられている研究・教育を遂行するもつとも責任ある立場にある。とりわけその組織機関としての教授会を構成する一員であると同時に、学内の教学諸機関の運営にも独自の重要な役割を担っている。

学部長が、教授会の主宰者として、また、学部教学の組織運営の責任者として位置づけられるとき、学部教授会の構成員たる教員は、この学部長を中心として各自その責任を分かちあうべきものであろう。この意味において学部教員は、学部長候補者及び学部長の選出に参加し、その決定の責任を負うべきものである。

(2) 職員の参加

大学における職員、とりわけ学部に属する職員は、教学事務を通じて学部教学の実施・企画・調整にあつているが、また学生に対する学修指導や生活指導等の直接的な教育活動についても教員と協力しつつ参加している。そののみならず、研究・教育の現代化・総合化・共同化を推進している現在、職員は研究・教育を進めるうえで重要な役割を分担している。したがつて、学部長の選挙についても、これら職員の意思が十分反映されることによつて、学部の組織運営の円滑化と学部教学への職員の積極的参加が得られるものであろう。

しかし、大学における職員の位置づけ等については、なお十分な討議を深めるべきさまざまな問題が残されており、今後、教職員の討議を通じて民主的体制の確立をはかる過程で、これらの問題の正しい方向を見定めて具体化してゆく必要がある。したがつて、現時点における学部長選挙にたいする職員の具体的な参加のしかたについては、学部長候補者の選出段階における参加にとどめる。

(二) 学生の参加について

この場合、学生とは学部所属する一・二部の学生、大学院研究科の学生

を含む。

学生は、大学教育に対する国民的要求をもつものとして自主的、自発的に学問研究を進めるものであり、また、教育を受ける主体である。したがって、学生はその研究・教育と生活全般にわたって、大学・学部組織運営の影響をうけ、かつ、現在の大学をとりまく諸情勢のもとで、自らの研究・教育を守るといふ、大学自治・学部自治の主要な担い手である。

学部長は、このような大学自治・学部自治の担い手である広汎な学生と教職員に支えられ、それらの民主的総意の結果をはかり、学部の自治をすすめる、教学の発展を担う任務をもつものであれば、学生が学部長の選出過程に参加することによって、その意思が十分に反映されることが必要である。

以上のような観点から、学生が学部長選挙に参加する形態として、総長選挙規程におけるような間接選挙による参加の方法と、一定の学部長候補者に対する学生の拒否投票による意思の表明―参加など、その他いろいろな方法による参加の形態が考えられる。しかし、学部長は、総長とは異り、学部の教学についてもっとも直接的な執行責任者であり、教授会という教員集団の主事者としての性格をもつこと等をあわせ考えるならば、学生の学部長選出過程での参加は、学生の拒否投票による意思表明によるものが適当であると考えられる。

Ⅱ. 立命館大学学部長選挙規程(案)

第一条 立命館大学各学部学部長(以下、学部長という)の選挙は、この規程によって行なう。

(選挙)

第二条 学部長の選挙は、つぎの各号に定める場合に行なう。

1. 学部長の任期が満了するとき。
 2. 学部長が辞任を申し出て、教授会がこれを承認したとき。
 3. その他の事由によって、学部長が欠員になったとき。
- ② 前項第一号の場合においては任期満了の日の五〇日前までに、前項第二号

および第三号の場合においてはすみやかに、第七条に定める投票を行なう。

(選挙関係者の資格)

第三条 この規程における教員、職員とは、当該選挙の日に当該学部において専任の教員または職員として勤務する者とする。ただし、休職中の者を除く。

② この規程における学生とは、当該投票の日に当該学部(大学院研究科を含む)の学生として在籍する者とする。

(被選挙資格)

第四条 学部長となることのできる者は、当該学部に属する専任の教員とする。

(学部長の任期)

第五条 学部長の任期は二年とする。

② 学部長は再任を妨げない。ただし、三期連続して重任することはできない。

(学部長候補者の選出)

第六条 学部長候補者(以下、候補者という)は、教員、職員の直接選挙によって選出する。

② 前項によって選出する候補者の数は三人とする。

③ 第一項の選挙に関する事務を管理するため、学部長候補者選挙管理委員会を設ける。

④ 学部長候補者選挙管理委員会の委員は、つぎの各号に掲げる者をもって構成する。

1. 教授会で互選により選出された者 二人

2. 職員のうち、互選により選出された者 一人

⑤ 学部長候補者選挙管理委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選により選出する。

⑥ 第一項の選挙に関する細目は、学部長候補者選挙管理委員会の決するところによる。

(拒否投票)

第七条 前条の規定により選出された候補者について学生の拒否投票を行なう。

② 前項の拒否投票は、学生の直接無記名投票による。

③ 拒否投票の結果、拒否票が有権者総数の過半数に達した候補者は、候補者

たる資格を失う。

④ 候補者の数が二人を欠くに至ったときは、あらかじめ第六条に規定する選挙を行ない、再度、候補者を選出する。

⑤ 拒否投票の庶務は、当該学部事務室においてこれを行なう。

(拒否投票管理委員会)

第八条 前条の投票に関する事項を管理するため、拒否投票管理委員会を設ける。

② 拒否投票管理委員会の委員は、つぎの各号に掲げる者をもって構成する。

1. 学部長候補者選挙管理委員会の委員 三人

2. 学生から選出された者 三人

③ 拒否投票管理委員会に委員長および副委員長をおく。委員長および副委員長は委員の互選により選出する。

④ 委員長は、会議を招集し、その議長となり、拒否投票管理委員会の業務を統括する。

⑤ 拒否投票管理委員会は、委員総数三分の二以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

⑥ 拒否投票管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

⑦ 拒否投票管理委員会は、投票の公示、投票の日時および場所の決定、投票用紙の作成、投票および開票の管理、投票の有資格者名簿の作成、異議申立に関する事項、その他投票に必要ないっさいの事務を決定し、これを管理する。

(学部長選挙)

第九条 学部長の選挙は、第七条の規定により確定した候補者につき、教授会において行う。

② 前項の規定により選挙されたものは、やむをえない事由がなければ、学部長就任の辞退を申し出ることではない。

③ 第一項の選挙に関する細目は、教授会の定めるところによる。

(二部協議会委員長の選挙)

第十条 二部協議会委員長の選挙については、この規程を準用する。そのばあ

い「学部長」を「二部協議会委員長」、「教授会」を「二部協議会」と読みかえる。

② 第三条第一項の「教員、職員とは」以下を「教員、職員とは、当該選挙の日に次年度の二部協議員として選出されている教員、および二部事務室に勤務する職員とする。ただし休職中の者を除く。」と読みかえ、同条第二項の「当該学部(大学院研究科を含む)」を「二部」と読みかえる。

③ 第四条の「当該学部」に属する専任の教員は「次年度の二部協議会」として選出されている教員」と読みかえる。

④ 第九条の「教授会」は、「次年度の二部協議員として選出されている教員の会議」と読みかえる。

付 則

1. この規程は、昭和四五年一月二四日から施行する。

立命館大学学部長選挙規程(案)に関する了解事項

1. 第八条第二項(拒否投票)

拒否投票管理委員会の委員のうち学生から選出される者三人は、原則として当該学部(一部)学生から一人、同(二部)学生から一人、大学院当該研究科から一人とする。選出の方法は、当該学部(一部)自治会、同(二部)自治会、大学院生協議会当該研究科クラス会の定めるところによる。

(以上)

[注・右規程案は、一九七〇年一月二四日、規程第五条第一項に「ただし、第二条第二号および第三号の場合には、前任者の残任期間とする。」を、同規程付則に「2. この規程に基づく最初の選挙に際しては、第五条第一項の規程にかかわらず、法学部長、経済学部長、理工学部長は二年、経営学部長、産業社会学部長、文学部長、二部協議会委員長は一年の任期で選出するものとする。」を加えて決定。同日施行。]

六六六 大学改革のための討議資料―その四 (未定稿)

〔学生処分制度〕

一九七〇(昭四五)・三・一三 立命館大学(学内) 理事会

は し が き

昨年四月、大学改革のための討議資料(その一)において、われわれは、立命館民主体制の諸改革の一つとして、学生処分制度に関して次のように述べた。

「従来の本学における処分は、教育的観点に立つことを基本にしてきたが、これは『教授会自治―大学自治』論から発するものであった。すでに述べたように、教員・学生・職員はそれぞれ相対的独自性を保持しつつ大学の自治、研究・教育の自由を積極的に創造していくべき対等の構成員であつて、研究・教育活動を保障していく上での自律性とその具体的なルールもまた三者が共同して確立していかなばならない。その意味で、今後の処分のあり方は、いわゆる『教育的処分』とも『管理的処分』とも異なるものでなければならぬ。

この制度への学生参加には、懲戒委員会や大学法廷の設置なども考えられるが、いずれにせよ制度化の基本には、人権の保障と公平中立な判断主体の構成、および処分に関する争いの余地のない基準の創設が全学的な合意にもとづいて定められなければならない。

この新しい制度が確立されるまでの間は、従来の制度によって処分が行なわれざるをえないが、その際、以上の精神を考慮に入れて行なわれるべきである。」

(一九九)

その後、委員会を設けて右の趣旨にそつて学生処分制度を再検討してきたが、今日ようやく一応の成案をうることができたので、(学内)理事会の責任において、討議資料としてここに全学の討議に付する次第である。なお、新しい学生処分制度の具体化は、この討議資料についての教職員・学生の意見を集約した上で、さらに詳細な立法化を行なう必要があることを、念のため申し添えておく。

一九七〇年三月二三日

立命館大学(学内) 理事会

学 生 処 分 制 度

I 処分制度に関する基本原則

1. 処分の基本原則

大学は思想や利害を異にする構成員より成り、その構成員それぞれが固有の権利と義務とを有するが、共に研究・教育という共通の目的のもとに統合されるための社会である。大学の機能である研究・教育という共通の目的を達成するためには、構成員が遵守すべき規律と秩序が必要である。この規律が遵守されることにより大学の自由な研究・教育の維持と促進が保障されるのであるから、各構成員にはきびしい自治と自律が要請されねばならない。これを制度化し保障するものが、ここにいう処分制度である。従つて大学における処分は、基本的には、大学における研究・教育の自由と秩序を維持するための規律の遵守を保障し確保するための手段である。

大学における規律は、大学の研究・教育の機能を維持し、促進させるためのものであるから、それは、大学構成員の総意に基づいて定められることが必要である。従つて、その制定や改革および、その制度の運用にあたっては大学構成員のすべての主体的な参加がなければならないであろう。

学外における一個人としての、すなわち一社会人としての不法行為については、次のように考える。すなわち、右に述べたように大学は研究・教育の場であり、学問は「多かれ少なかれ既成の理論を突き破るものとして、本来、批判的ないし現状否定的なもの」(大学改革のための討議資料・その一)である。そして学問、思想、表現の自由が要求されねばならない。このような点で国家

の法律にふれたとしても、そのことを以って直ちに大学として処分の対象とすることにはならない。しかし、学問は「究極的には社会の発展と人類の幸福に寄与すべきもの」(同資料)であるし、学問する人間としてはそれ相応のきびしい節度が要求されるであろう。この意味で、いわゆる破廉恥罪に当る行為等、他人の権利を侵害する行為は、国家の法律の適用を受けるのみでなく、大学としても処分の対象とし得る。

処分について以上のように把握したならば、処分規則は学生のみを対象とせず、以上の基本原則に従って全大学構成員に適用される規則とすべきであるが、ここでは学生処分にする。したがって、以下の論述で処分という場合は学生処分のことを意味する。(教職員の処分は、教職員の給与や人事にも関連するし、現行の立命館職員就業規則とのかかわりあいもある。本討議資料と同様の観点に立って、別の機会に全学的に再検討されるべきである。)

2. 従来の処分制度

本学における学生処分は、「立命館大学学生賞罰規程」により、「大学の規則に違反した者または、学生の対面を汚す行為のあった者に対して」、「教授会の議を経て」行なってきた。

学生処分を教授会固有の権限と考えてきた従来の制度は、教授会中心主義に基づき、教えるものと教えられるものという立場からの教育処分的、管理処分的な処分観に基づいたものであった。つまり伝統的な特別権力関係の理論の影響をうけつつ、学生を管理客体と考え、教育のために行なう処分の事由および内容は教授会の自由な判断にゆだねられ、明文化する必要はないと考えられていた。したがって、「学生の対面を汚す行為」という抽象的表現が用いられ、その内容を詳細に規定することはしていないし、処分する手続については、「教授会の議を経て」とあるのみで、具体的手続についての規定も存在しなかった。しかし、実際の運用にあたっては、補導委員会、補導主事会議で、十分に事情を聴取、審議した上で教授会、補導会議で慎重な審議が重ねられ、判例も慣習法的にかなり整備されていた。だが、処分が恣意的に行なわれる可能性や学生の人権が侵される可能性も制度としてはもっていた。

3. 処分方法についての基本的考え

以上のような観点から処分を行なう場合、学生の権利保護、公正な判断が十分考慮されねばならない。そのためには、①処分規則の明確化と公正な運用、②処分に対する学生参加が考えられる。

まず処分事由および処分手続をできる限り、明確に定める必要がある。処分は学生の権利・義務に重大な関係をもつもので恣意性を排除せんがためである。とはいっても、処分事由および処分内容を制限列記的に定めることは不可能であろう。

学生参加については、①処分事由の制定手続における学生参加の必要性——大学規則の合理性の保障、②審理手続に対する学生参加が考えられる。①については、全学協議会形式で可と考えられるが、②については、手続の公正と学生の権利保障という観点から、別の詳細な規定を考えるべきである。

4. 処分にあたり考慮すべき点

以上基本点視点を述べたが、教授会中心的な教育処分観を脱却するとしても、特に大学における処分は、規律違反に対する単なる制裁ということのみに力点が置かれるべきでないことはいまでもない。処分は強制的な手段で制裁をとるものでもあるが、これによって自分のとつた行為の意味を自覚させ、反省させることになるし、また学生全体の自覚と自律を要請することにもなる。特に処分事由の規則制定や処分手続に学生を参加させることによって、大学構成員、特に学生相互の間に自律の観念を養成し、学問するものの一層のきびしさを自覚させることになるだろう。この意味で処分は従来とは異なつた意味であるが教育的効果をもつし、またこの点は重視されるべきである。

II 処分の対象とその内容

1. 処分の対象

(1) 処分の対象

(イ) 処分制度を以上のように位置づけるならば、処分の対象となる行為は、まず第一に、大学における研究・教育の機能を維持促進させるために設

けられた規律に対する重大な侵犯であり、第二に、大学における研究・教育の自由を阻害する行為であり、第三には、大学構成員として当然要求される前提を欠くと認められる行為である。

(ロ) 従って、処分の対象は、大学構成員の権利を侵害する行為、またはその義務違反など、原則として、大学施設内における行為および大学構成員に対する行為が中心となるべきである。この場合、大学施設内とは、大学構内という狭義のものでなく、学寮・合宿所等をも含む広義のものである。

(ハ) 大学施設外で、大学構成員以外のものに対して行なわれる侵害行為についても事由によっては、処分の対象となり得る。即ち、大学構成員には、その研究・教育を遂行して行く上での一定の資格が要求され、大学構成員としての前提たる資格を欠くと認められるような行為に対しては、大学は自らの責任においてもこれに対処すべきだからである。例えば、通常破廉恥罪といわれるような行為や、他人の研究成果の剽窃、名誉毀損等に該当する行為については、社会の一個人としてその責任を追求されると同時に、大学構成員としてもその責任が追求されるべきであるから、処分の対象となり得るであろう。

(2) 処分と学生自治との関係

(イ) 大学は単一な社会ではなく、それぞれ立場を異にした構成員が、相対的な独自性をもった自治組織と規律をもち、重疊的に大学自治を担っているものである。従って学生処分に関しても、最終的には大学の責任に帰されるものではあるが、それが学生の自治活動範囲内で、学生自治の内部的な自律に委ねるべきものについては、これを尊重すべきである。

(ロ) 学生自治会がその要求を獲得するために行なうストライキについては、既に「大学改革のための討議資料・その一」において、それ自体としては処分の対象とすべきでない」と述べられている。

2. 処分の事由

(1) 従来、立命館大学においては、立命館大学学生賞罰規程（昭和二十七年二月二日、規程九四号）第四条により、「懲戒は、大学の規則に違反した者

または学生の対面を汚す行為のあった者に対してこれを行なう」と概括的に一般的に定めるのみであった。しかし、学生処分は、学生の権利・義務に重大な影響を及ぼすものであるから、処分の対象となるべき行為は、これをあらかじめ具体的かつ明確な基準で定めておく必要がある。この基準を明確にすることによって、処分の恣意的な運用が阻止されるとともに、処分をうける地位にある学生の権利が保障されることになるのである。

(2) 規則制定への学生参加

既に述べたように、処分制度は、大学の自治、研究・教育の自由を保障するための制度であるから、その具体的な規則の制定についても、大学自治の担い手が主体的に参加してこれを確立していかなばならない。特に学生処分は、学生の権利や地位に重大な影響を及ぼすものであるから、処分事由を定める規則について、その合理性の保障と確保のため、学生が規則制定に参加することが要請される。

(3) 処分事由

処分の対象となる事由については、以上の原則に則り、別に詳細な規則が制定されるべきであるが、その大要を羅列すれば、およそ次の通りとなるであろう。

(イ) 研究・教育の機能の維持促進のため設けられた規律に対する重大な侵犯。

(ロ) 大学構成員の（または大学施設内における他人の）生命・身体・財産に対する侵害行為。

(ハ) 大学構成員の（または大学施設内における他人の）研究・教育の自由を侵害する行為。

(ニ) 大学施設の破壊その他、大学における研究・教育の機能を阻害する行為。

(ホ) 試験における不正行為。

(ヘ) その他大学構成員としての資格を欠くと認められる行為。

3. 処分の種類

(1) 処分内容の明確化

- (イ) 処分の種類についても、処分事由の法定の必要性と同様の原則があてはまるわけであって、処分の種類・内容の詳細が別の規則で定められていなければならないことはいくまでもない。従来、立命館大学では、前述の賞罰規程第四条により、戒告、停学（無期および有期）および退学の三種の処分を定めているが、これは原則として維持すべきであろう。
- (ロ) 処分の対象となるべき行為に対して、いかなる内容の処分を行なうかについて、一義的な基準をあらかじめ定めておくことは困難であって、行為の軽重、行為者の条件、情状などが考慮されるべきである。しかし、処分の種類およびその軽重の選択が恣意に流れ、当事者間の不平等がもたらされないよう、一応の基準に沿って運用がなされねばならない。特に退学処分は、無期停学処分とは異なり、学生の身分を剝奪し、その解除があり得ないものであるから、極めて重大な処分事由があつて情状も酌量できないという例外的な場合に限り行なわれるものでなければならぬ。
- (ハ) なお、処分に附随して行なわれる措置についても、処分と同様に取り扱われるべきものがある。例えば試験の不正行為に対して処分がなされる場合、これに伴つて受験科目無効（当該科目無効または当期の全科目無効）の措置がとられるが、これは、処分に附加されるものであつて、処分と一体のものとして取り扱われるものであるから、処分規則中に明文で定められる必要がある。
- (ニ) その他の措置
- (2) その他の措置
- (イ) 前述のごとく、戒告、停学、退学の三種が学生処分として定められるものであるが、以上のほか、学生の権利・利益的部分的かつ一時的な停止の措置がある。例えば、図書館規程施行細則（昭和三〇年一月十八日、規程一〇〇号）第七条に定める、閲覧室への入室禁止または図書利用禁止がこれである。このような措置は、第一にその迅速性が要請されること、第二に裁量の余地のない機械的な運用が可能であること等、いわゆる技術的な行政上の措置であることから、学生処分とは異なり、個々の規程に定めれば足りるものである。

(ロ) 最後に、以上の学生処分その他の措置は、大学施設の破壊、器物の損壊その他大学の財産上の侵害に対して、大学が行なう弁償の請求を妨げるものではない。また、以上の処分その他の措置は、大学構成員が社会の一人として負うべき民事・刑事上の責任とは別個のものであることも、いふまでもないところである。

Ⅲ 処分手続

1. 処分手続の適正化

処分を教授会に専属する固有の裁量権の作用と解した教育的処分観においては、処分手続そのものも、専ら教授会に委ねられていた。これに対して、前述のような処分制度の基本観念に立つならば、大学の規律違反であるかどうかの判断についても、学生が学問の自由の担い手として大学の使命遂行に関して責任を負い、権利を有するという側面から、また処分が学生の権利に直接かわる制裁であるという側面から、公正な処分手続が保障されなければならない。

処分手続が適正であるためには、適用すべき手続規則の制定に学生が参加することが前提となり、具体的処分においては、処分の対象となる学生に対してあらかじめ日時、場所を通知した上で、弁明と自己に有利な証拠提出の機会を保障する審理手続の確立と、そこで確認された証拠に基づいた決定が保障されなければならない。

本学においては、過去の処分手続について、実質的には以上の適正手続の要請に基づいて行なわれていたが、更に、手続の公正を保障するために手続規則が明確にされ、公正な運用がなされなければならない。

2. 審理手続における適正の保障

処分対象学生の手続上の権利保障の観点から、証人の召喚、自己に有利な証拠の提出、審理において認定された記録に基づく決定が保障されなければならない。審理は、当該学生のプライバシーにかかわる問題を取り扱うものであるから、原則として、非公開とすべきである。また、処分が

学生の権利・義務に関する性質上、あまり長期間不確定の状態におくことは好ましくないので、迅速に手続を進行するようこころがけられるべきである。

3. 処分手続

大学における処分制度の性格論からは、全学的な大学法廷を設置することも考えられるが、他方、大学が相対的独自の強い学部を基本的に認めつつ、その機能を遂行していること、および処分の対象によっては、必ずしも全学的に判断するよりは、学部の判断に委ねる方が便宜であるものが多いと考えられることから、処分手続については学部（二部を含む）毎の処分手続を原則とし、複数学部にあたるケース等を審理する処分手続を併設するのが妥当であると考ええる。（※注）その場合、審理は、ケースごとに審理委員会を構成して行なう。手続の概略は次のようになる。

(1) 学部別処分手続

(イ) 審理の開始 大学においては、特に検察機能を行なう者をおく必要がないので、審理を求める者が処分制度運営委員会に審理の申立をしたときに、処分手続が開始するものとし、同委員会はその場合直ちに関係学部長（二部協委員長）にその旨を通知し、通知を受けた学部長（二部協委員長）は直ちに審理委員会を構成しなければならない。

(ロ) 学部審理委員会 学部（または二部）における処分対象行為の存否に関する事実認定、違反行為ありと認定した場合の処分の要否の決定および処分を必要とすると決定した場合の処分内容の勧告をその機能とする。

(ハ) 学部審理委員会の構成 教員三名、職員一名および学生三名をもって構成する。学生委員については、本来、学生の選衡に委ねるべきであろうが公正を期すためには一・二回生小クラスおよび三・四回生演習クラスから各一名の委員を年度毎に選挙しておき、具体的ケース毎に無作為抽出の方法で定めるのがよいと考える。

(ニ) 処分の決定 学部審理委員会の上記事実認定および勧告に基づいて、教授会（二部協議会）が処分内容の決定を行なう。処分手続においては、

審理手続が最も重要であり、従って審理委員会の判断によって処分は実質的に定まるのであるが、次の理由により、最終的決定は審理委員会の勧告にしたがって教授会（二部協議会）で行なうべきである。第一に、処分が学生の身分にかかわる内容をもつものであるから、その身分の得喪にかかわる事項は大学の責任において処理すべき性質をもつと考える。第二に、教員の地位がたてまえとしては永続的であり、従って、処分の解釈における一貫性、均衡性をより保障できると考える。第三に、処分に学生が参加しているとしても、学生の身分にかかわる事項を全面的に学生自治に委ねているとは考えられないからである。

(ホ) 処分 教授会（二部協議会）の決定に基づいて総長が行なう。

(ヘ) 上訴の必要性 審理手続の中で処分制度の公正を保障しながら処分が決定されたならば、当該学生の身分をいわずに長期間にわたって、不確定の状態におくことはかえって権利保護にそぐわないので、上訴の必要性を大学の中で認める理由はないとも思われるが、全学的視点から処分の均衡性等について再考慮する途を開いておく意味から、(3)に述べる全学審理委員会への上訴を定めておく。

(2) 大学院審理委員会

(イ) 審理の開始 学部別処分手続に準じて行なう。

(ロ) 大学院審理委員会 学部審理委員会の機能に準ずる。

(ハ) 構成 各大学院研究科委員会の教員から各一名、職員一名、各研究科の大学院学生から各一名をもって構成する。

(ニ) 処分の決定 各大学院研究科委員会が行なう。学部別処分手続を準用する。

(ホ) 処分 学部別処分手続を準用する。

(ヘ) 上訴の必要性 学部の手続を準用する。

(3) 全学的処分手続

(イ) 全学的処分手続 複数学部（二部を含む）にあたるケース。学部審理委員会が全学的視点にたった審理を必要とするものとして移送したケースおよび上訴のケースをとりあつかう。原則として、学部別処分手続

に準じて処理するのが適当である。

(ロ) 審理の開始 学部別処分手続を準用する。学部審理委員会がケースの移送を必要と考えた場合にも前者に準じて行なう。

(ハ) 全学審理委員会 学部審理委員会機能を準用する。

(ニ) 全学審理委員会の構成 (1) 複数学部(二部を含む)にかかわるケースの場合には、関係学部(二部協議会)の教員から各二名、職員二名、

関係学部学生から各二名をもって構成する。(2) 移送および上訴のあった場合は、各学部(二部協議会)教員から各二名、職員二名、各学部(二部)学生から各二名および大学院学生二名をもって構成する。

(ホ) 処分の決定 全学審理委員会の事実認定および勧告に基づいて、処分対象学生の属する教授会(二部協議会)が行なう。

(ヘ) 処分 学部別処分手続を準用する。

(4) 処分制度運営委員会

(イ) 処分制度運営委員会の機能 処分制度の運営に関する事務を処理し、審理開始要求を受理し、関係学部長(二部協委員長)にその旨の通知を行なうことをその機能とする。

(ロ) 処分制度運営委員会の構成 学生部長、学生課長および職員一名並びに学生二名をもって構成する。

※(注)

一、従来、大学法廷が設置されていたのは、中世以来の大学裁判権を認められてきた西欧諸国の大学に特徴的なものであったと考えられるが、昨今のわが国の諸大学で論ぜられている大学法廷は、これとは異なった性格をもつものとして理解されている点に留意すべきである。

二、最近の各大学で大学法廷を考える場合の視点は次のごときである。

① 従来の学生処分が、まったく各教授会の裁量に委ねられ、適正手続とはほど遠い運営がなされていたために、学生の権利保証に欠けるところがあつた点を批判して、その欠点を克服し、処分の適正を図るにふさわしい機構として、大学法廷を考えている。

② 大学処分のために一ヶの大学法廷を設置することにより、処分手続が

単一、明確なものとなる。

③ 処分制度において、従来の学部毎の運営が単一の手続にのることにより処分制度に関する学部セクトを克服できる。

④ 単一の機構が処分制度を運営することにより、処分の一貫性、継続性が保障できる。

⑤ 事件について身近にいる者よりも、一步離れたところから客観的に見ることができるといふ意味で、処分における客観性が保障される。

三、大学法廷に対してわれわれは次のように考えた。

① 大学裁判権の伝統のないわが国の処分制度において、いきなり相当の専門家を必要とする大学法廷をもち込むのは現実的でない。

② 学生の権利保護と適正手続の保障は大学法廷でなければ確保できないという性質のものではなく、学部毎の処分手続によっても十分に保障できる。

③ 大学が相対的独自性をもつ学部から構成されている点をふまえるべきである。

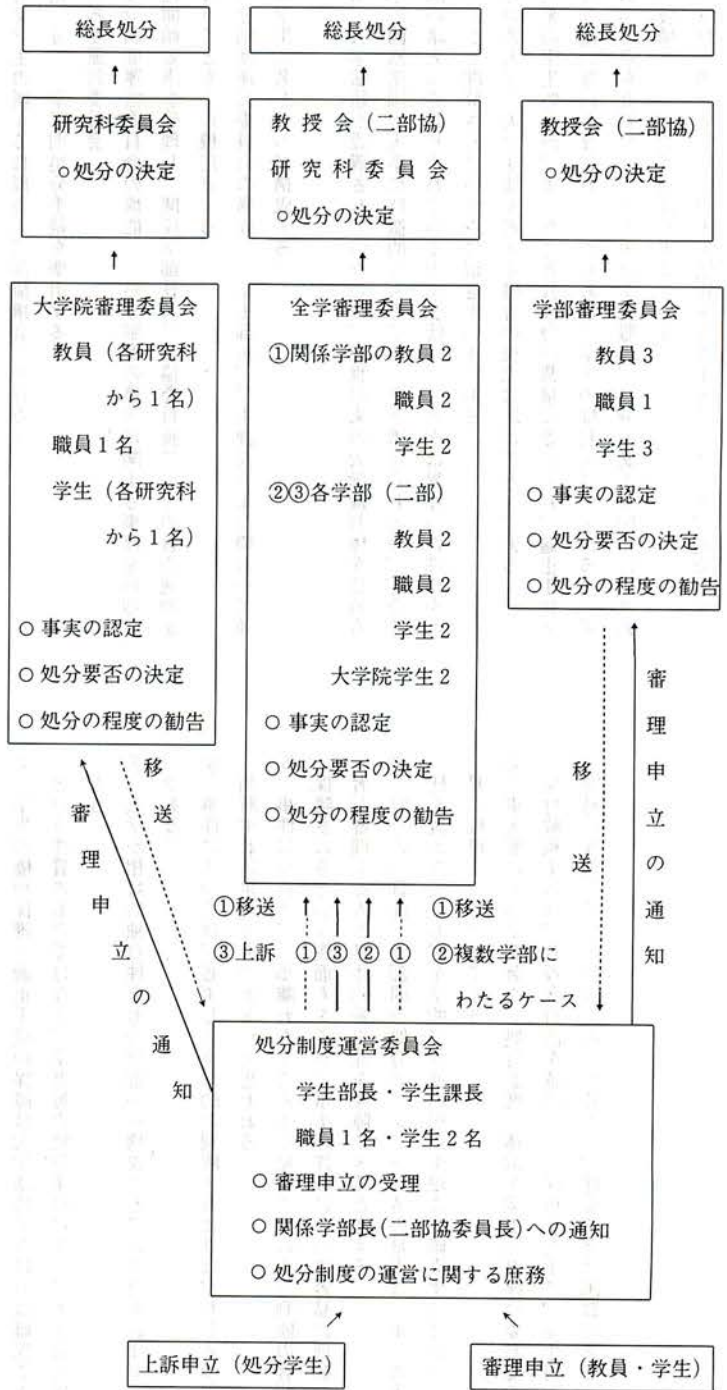
④ 事件によっては、必ずしも全学的に判断するよりは、むしろ学部毎に判断すれば足りるものが多いと思われる。

⑤ 事件について、一步離れたところから見るにより判断の客観性が保障されるという側面もあるが、事実の詳細について容易に理解しうる者が審理する方が具体的妥当性を保障できると考える。

⑥ 処分の一貫性、学部間の処分のアンバランスの是正は、単一の大学法廷を置かなくても、全学的に共通の視点を絶えず確立することにより容易に獲得することができる。

⑦ 東大案において顕著な、処分制度の運営を学生の自律に委ねるのは、反対解釈すれば、教授会自治を確固として保持した上で、学生自治に、安易に放棄している側面がみられるので、採ることは困難である。

[参考図]



(附記) 残された問題

以上に示した学生処分は、すべて、個々の学生に対するものであるが、これとは別に、学生の諸団体や自治組織が、団体として処分事由に該当するような行為を行なった場合や、その団体の構成員の行為であつてもそれが団体として責任を追求すべき場合について、当該団体に対する措置(活動停止、解散、出金停止等)が行なわれるであろう。

本来、かかる団体に対する措置は、基本的には学生の自治組織および当該団

体の自治と責任において、内部的、自律的に処理されるべきものであり、大学はそれを尊重しなければならない。しかし、その自律に委ねることが不可能であり、またその自治が期待できない場合は、最終的には、大学としてその責任を追求すべき必要があり、全学的な体制のもとでこれが行なわれねばならない。かかる場合の団体に対する措置の内容および手続については、学生処分とは異なる規則が制定されるべきであろう。

六六七 立命館大学の改革についての答申〔一拠点、教学、

学生規模、管理運営、財政〕☆

一九七〇（昭四五）・九・一九 長期計画委員会

まえがき

本「答申」は、本年四月学内理事会が諮問機関として設けた長期計画委員会（坂寄俊雄委員長）によって作成され、九月一九日付けで理事会あて提出された報告書であります。理事会は当時、学園の現状と課題を明らかにするための討議資料として、とりあえず仮刷りにより教職員に配布しましたが、今回誤植や若干の語句の訂正を経て、「答申」定版として広報に採録することになりました。

長期委員会は数十回におよぶ大小の会議を開き、これの作成に精力を傾けたものであり、本文書は、学園の展望を確定することが急務となっている現在、基礎資料として今後とも重視されなくてはなりません。「答申」が提起している諸課題に関しては、すでに各学部などの討議のなかから活発な意見が寄せられつつあり、学内理事会は「答申」ならびにこれをめぐる教職員の討議をふまえつつ、早晚学園の新たな基本的要綱ないし政策を立案し、大学協議会の決定をまつて、全学に提示することを期しています。

なお二部教育・大学院・教職課程・女子学生問題・内地留学制度・高中教育その他、「答申」が省くかまたは十分に取組むゆとりをもたなかった諸問題については、引きつづき検討を継続するための措置を理事会として検討中であり、ます。

一〇月二八日

学内理事会

立命館大学の改革についての答申

はじめに

一、本学の教学の発展経過

戦後の民主化を背景にして、末川博氏が学長に就任され、本学は憲法と教育基本法に基づく「平和と民主主義」を基本理念とし、研究を重視し、それを基礎とした教育をめざし、学問・思想の自由と大学の自治の確立に努力した。

教職員と学生の努力により「自由にして清新なる学園」と「庶民の大学」として他大学には見られない学園を築き上げてきた。

しかし、政府の文教政策と政治経済政策とは教育の民主的な確立を困難にさせた。特に、私立大学の場合は財政面からする圧迫によりマス・プロ教育へと傾斜することを余儀なくされた。

これに対して、本学では一九六〇年にいたり長期計画を全学協議会の討議を経て樹立した。一九六一年には、いわゆる「私学危機」に対処するために大学の教育の目標と内容をより明確にする努力がなされた。すなわち「現代の社会的現実のなかにあつて、歴史的展望をもち、いかなる場合にも希望を失わず、創造的人間、力強く生抜くための知力、実行力、体力をもった人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようとする人間」の創造を目ざして、研究・教育の具体的方向として「教育の現代化・総合化・共同化」を行うことを意図した。一九六三年には、以上の方針を具体化する施策として、小集団教育を軸とする教学刷新の施策が実施されることになった。

このような一連の計画的改善・改革により学生の勉強意欲が高められ、クラス討議をへて教学要求が出されるようになるとともに、教授会を中心にしての組織的な教学改革の作業が進められるようになった。しかし、それらを実現するための諸条件、すぐれて財政が「高度経済成長政策」を強行するためのインフレーション政策によって圧迫されたことから教学改革は停滞せしめられた。

そのようなところから、一九六八年には各学部および全学的規模において、教学改革の停滞を克服するための、教学から体制にいたるまでの討議が積極的に展開されたが、一部の学生の民主的ルールを無視した暴力を伴う実力行動によって改革討議は中断せしめられた。

二、中教審の大学改革の基本構想について

一九五三年、MSA協定実施をめぐる池田・ロバートソン会談において、教育についても「日本政府は教育及び広報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長することに第一の責任をもつ」ことが確認され、日本国憲法および教育基本法にもとづく平和と民主主義の教育がおびやかされることになった。さらに一九六〇年には、大学管理制度が文部大臣によって正式に取上げられ、大学の自治がおびやかされることになったが、昨年八月には遂に「大学の運営に関する臨時措置法」が無暴な強行採決で成立せしめられ、実施され、大学管理への文部省の介入が行なわれることになった。

また、戦後の大学の重要な問題の一つとして大学進学希望者の急増問題がある。一九六四年度には、教育白書によると大学進学希望者は九九八、〇〇〇人を数え、戦前の五・三倍に達したとなっている。このような学生の急増は私立大学に特にひどく、いわゆるマス・プロ教育の弊害を激化させた。これに対して日本学術会議は、一九六五年、私学の経営基礎を確立するための勧告を行ったが、私学に対する十分な国庫助成は行われず、本年五月には「私学振興財団法」が成立したが、それは私立大学の経営と大学の自治とへの介入の危険をもつものであった。

以上のように、文部省の大学自治への介入が進められてきたが、今年五月に発表された中教審の「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」では、現在の大学制度をも全面的に改変しようとしている。

すなわち、研究・教育の場である大学における教育課程から、一般教育・外国語教育・保健体育教育などを除き、「専門教育を行なうにふさわしく編成されなければならない」とし、それによって大学を三年制の速成教育機関にしようとしている。そればかりでなく、大学の管理・運営に学外者を参加させ、大学の教員の業績評価や選考にまで学外者を参与させようとしており、大学の自

治および学問・研究の自由を否定しようとする見解が出されている。また、国立大学を廃止し特別の法人による設置形態の大学にしようとしている。

このように、現行の大学は全面的にその存廃が問題にされようとしているのであり、このような時に当って、大学自体によって、学問の急速な発展と人類と民族の福祉の真の享受に役立つ研究・教育を保障する大学改革が追求されなければならないであろう。その場合に、忘れてならないことは約一六〇万人の学生（同一年令層中の在学者比率約二〇％）が存在し、年々数十万人の大学進学希望者がいるということと、大学教員も約九万人もの多数に達しているということである。このような大規模化の一事からみても、大学が国民教育の場として改革され、新しいアカデミズムを生み出すものとならなければならないことは自明であろう。

三、本学の改革の方向

大学自体による大学改革のための努力は、それぞれの大学において早くから進められてきたが、一昨年から大学紛争により、より具体化している。本学においても昨年、「大学改革のための討議資料」を全学に配布して全学的な討議に付し、その討議を経て総長公選制をより一層民主化し、学部長公選制も実施してきた。また、ゼミ二年制を実施し、小集団教育の体系化や、ゼミ、プロ・ゼミへの助成、学部学生センターの設置、産業社会学部の衣笠移転などを行ってきた。

このような一連の改善施策を大学の構成員たる教職員と学生による大学自治の下で、全面的な大学改革にまで高めなければならない。そのことによって、前述した中教審中間報告にみられるような研究・教育の分離や、高い教養とそれを基礎とした専門的知識の修得という正しい大学のあり方を破壊する動きに対処していけるし、それは対処しなければならない緊急な課題となっている。もし、今にして大学自体による大学改革を行わず、急速な学問の進展に対応する体制をととのえず、戦前のような国家や企業などの幹部養成ないし研究者養成だけにとどまり、ひろく人類と民族の福祉向上のための国民教育の場として大学を確立することに立ち遅れるならば、大学はその存続を問われることになるであろう。

本委員会は大学が課せられている以上のような諸課題を解決するために以下のような教学、体制、財政にわたり、問題点を指摘し、改革のための計画立案の基本方針を作成した。本答申の具体化は全学の諸機関を通じて教職員および学生ならびに理事・評議員によつて全面的に討議され、改革のための力量を高め、計画的に実施に移されねばならない。

なお、本学園の中・高等学校の現状および改革の諸課題については、中・高等学校での検討をへて、その計画が提起される予定である。

第一章 一拠点実現についての問題点

I 現状の問題点

本学は前述したように、戦後急速に体制を整備し、研究・教育の両面において充実し、発展してきたが、法・経済・経営・文の四学部があった広小路キャンパスは校地が狭く、交通量の増加により騒音が激しくなり、教学上から移転を考えざるをえなくされた。

そのようなところから、一九六三年に学園振興に関する長期計画を立案し、全学的討議にかけて衣笠一拠点を志向する方針を決定した。この決定は二拠点に分断されていた教学を衣笠キャンパスを中心にして統一した形での総合大学としての整備・充実を行なう方向を決定したわけで、本学の発展にとつて画期的なものであった。このような基本方針にもとづいて教学の整備・充実を計画的に行なうために「企画委員会」の新設がなされるとともに大学、教職員組合、学友会・自治会および院生協議会の代表が恒常的に意思疎通をはかつて計画の具体的実施を保障してゆくものとして「学園振興懇談会」も新設された。一九六五年にまず以学館が建設され、理工学部の教室、実験室、研究室、経済・経営両学部および一般教育・外国語の教員研究室と大学院研究科の諸施設をふくむ修学館、中央図書館、体育館など一連の建設が逐次行なわれ、また、柘野総合グラウンドなどの建設もなされた。

このようにして衣笠キャンパスに研究・教育の諸施設が建設されたが、広小路キャンパスになお法・産社・文の三学部と理工学部以外の二部およびその他

の諸施設が残り、二拠点に分断された形になった。このような状況を克服するために、昨春秋に産業社会学部の衣笠キャンパス移転を全学的討議をへて決定した。

以上のような衣笠キャンパスへの集中が行なわれてきたが、一九六〇年の学園振興の長期計画策定以降の教学改善を、大学紛争およびその克服のための大学改革の討議をふりかえり、現時点に立つて二拠点の現状を検討した場合に、次のような諸問題がある。

(一) 衣笠と広小路の両キャンパスに教職員と学生とが二分され、研究・教育ばかりでなく事務、施設にいたるまで分断され、全学的結果を困難にしているばかりでなく、重複した事態をひきおこしている。例えば、両キャンパスへの相互出講による講義および勉学指導上の不都合。教室利用ならびに図書館および学部共同研究室、人文科学研究所などの利用上の不都合。保健体育実技実施上の不都合。全学的な諸会議および教職員・学生の研究・教育その他における交流上の不便。これらの支障は、とくに二部教学において著しいものになっている。

(二) 人員配置、施設・設備の重複その他による財政上の負担増加。

II 衣笠キャンパス中心の学園実現の基本的視点

前項にみられるように、二拠点による教学上の不都合、不便、また財政上のロスなどが深刻化しており、これらの解決をはからなければならないが、それらはすぐれて本学教学の基本的理念追求との関係において発生してきた矛盾として把握される必要がある。

そのような矛盾を打開し、教学をより発展させるといふ観点に立つて一拠点を實現してゆかなければならない。すなわち、学生・教職員の教学改善の諸要求を全学的な討議にかけて政策化して計画的に具体化することが必要である。

その場合においても小集団教育を軸にした教育を充実・発展させ、総合大学としての研究・教育の機能を十分發揮しようとするということが必要である。しかもそれは正課教育に限られた範囲で考えられるのではなく、正課教育、課外教育から学生生活にわたる全範囲に及んで考えられなければならないであ

ろう。教員の場合においても単に教育を行なうという狭い観点に立つてではなく、学問・研究の本質を考えて研究・教育の諸条件を整備・充実する必要がある。

一 拠点を實現するには、施設上ばかりでなく膨大な経費を必要とし、私学の場合はそれが教学を圧迫し、経営的観点が優先してしまふ危険を常にもっている。本学においては、教育の機会均等が経済的理由により失われることのないようにするため、最大限の配慮を行なってきたが、この基本方針を堅持しなければならぬ。

以上のような基本的な視点に立つて具体化を行なう必要があり、そのためには全学的な形での特別の委員会を設置する必要がある。

なお、一拠点實現のための施設・設備の具体化をはかる場合には、既存施設・設備の増改築の検討を行なつて、衣笠キャンパスの全体的な完成を見通して、計画の実施をはからねばならない。

Ⅲ 一拠点實現の具体化についての原則的な問題

一、移転の時期と方法

移転の時期は教学的には、できる限り早期が望ましいが、早期實現のために財政が教学を圧迫することのないようにしなければならず、教学および財政両面からの検討の結果として、一九七六年を一応の完成目途として計画化すべきだと考えられる。

移転は、法・文両学部および二部、保健体育関係、人文科学研究所、学生会館、本部事務機構などを一挙に行なうことが望ましいが、後述するような財政的理由を考えた場合には計画的・段階的に移転する方法をとるべきであろう。

その場合に、とくに配慮しなければならぬことは、後述するように教職員および学生の通勤・通学問題である。

二、衣笠キャンパスにおける学舎などの配置と学舎についての考え方

衣笠キャンパスは必ずしも十分な広さであるといえないから、校地利用方法については全体的配置についての厳密な検討を必要とする。すなわち、学舎配置が一部にかたより学生が過度に集中しないようにすること、学舎と緑地および

び運動施設との組合せ、図書館、生協施設などの共通利用施設との関係などについて考えなければならないが、この場合においても二部教学との関係が欠落しないように注意しなければならない。

主要な学舎の建て方については、産業社会学部の移転の時の討議を基礎として、各学部がそれぞれの学舎を独占的に利用する建て方をせず、学部が主として利用する教室棟に当該学部の事務室（学部長室、講師控室などを含む）、学生センター、自治会室、学舎委員室などを収容できるようにする。課外活動のためのBOXなどは、全学生が共通的に利用する性質のものであるから、上記の教室棟以外の所で考えるべきである。なお、学部の教学と密接に関係するサークル活動のための部室を、学部主要教室棟に置きたいという意見があるが、基本的にはそのようなサークル活動も全学的な課外活動と考えて処置すべきであると考えるが、今後の検討にまつことにする。

なお、身体に障害をもつ学生が現在約一〇〇名程いる。これらの学生についての配慮として、階段、便所その他において、設計上その他の配慮を行なう必要がある。

教室の大きさ、教室内の施設・設備のあり方は教学上の影響が大きいので十分考慮する必要があるが、具体化の段階での検討にまかせる。

三、大学院および教員研究室のあり方

大学院の性格を基本的には研究者養成においているところからして、大学院生の研究条件を考え、教員研究室との関係において、大学院各研究科の配置を考へることが適当であろう。

教員研究室は理工学部専門教員用を除き、共同研究を推進するために全学集中の方式をとることが望ましい。各学部の共同研究室は人文科学研究所のあり方と関連させて、教員の共同研究を効果的に行なうようにすべきである。文学部の共同研究室のあり方については、文学部の教学改善と並行して検討し、全学的な共同研究を推進するにふさわしい形のものにする必要がある。

教員研究室のあり方は、教員の個人研究・共同研究を基本として考えるが、学生との接触（研究・教育上および学生生活上）の重要性を考慮して具体的に決定されなければならない。

四、移転に伴う諸施設

保健体育施設のあり方は、保健体育白書の作成過程において、保健体育のあり方に関連させて検討されてきたが、正課体育、課外体育および学生のレクリエーション・スポーツの関連的なあり方をより一層検討して施設の整備をはかる必要がある。その場合、校野総合運動場の効果的利用とあわせて、衣笠キャンパスにおける保健体育施設の設置がなされなければならない。

研究所および図書館 人文科学研究所および理工学研究soは教員の共同研究の場として利用されてきたが、両研究所の役割は、本学園の研究・教育のために、今後より一層強化されなければならない。その検討を急速に行なうて、一拠点実現過程において十分役割をはたしうような整備を行なうことが望ましい。とくに、人文科学研究所は人文系の教員研究室ないし図書館との関連において設置される必要がある。

図書館については、現在の計画を完成させ、全学生の利用に支障をきたさないようにする必要がある。

二部事務室 理工学部の一部教育と人文系の一部教育とは場所的に統一することは不可能であるが、二部事務室は統一する必要がある、人文系の一部教育が主として行なわれる教室棟とともに、理工学部に近接したところに設置することが望ましい。

本部施設と診療所 衣笠管理棟は仮設であり建替えを行なうが、本部施設は教職員・学生の全体的な利用と外部との関係などを考慮して設置場所を決定する必要がある。診療所も教職員・学生の利用上の便宜を考慮しなければならぬが、同時に健康管理も行なうように施設の充実を行なうべきである。この場合においても二部勤労学生の健康管理の重要性が配慮されなければならないであらう。

学生会館 学生の課外活動および大学における学生生活を考え、総合的な学生会館を建設することが必要であるが、大学の施設であるといふことの限界を、関係学生諸組織の意見を十分組みこんで明確にして、建設を早期に行なうことが望ましい。

学寮 学寮のあり方については、寮問題解決の討議および、その実行過程に

ついて明らかにされてきているから、その上に立って、適切な場所を選定し旧寮の統廃合を行なうて建設する必要がある。

教職員の厚生施設と生活協同組合施設 従来から教職員の厚生施設の設置の要求が強く存在しており、それを整理して移転計画の中で実現するようにする必要がある。

生協は教職員および学生にとって重要な生活上の役割をになつてきているから、生協のための基本的な施設は用意されなければならない。しかし、生協自体の経営努力による施設・設備の充実とあわせて、整備・充実を行なうようにすべきである。

その他の問題 学生の下宿の確保のための努力が必要である。とくに京都においては学生の下宿利用が高く、その不足をきたし、下宿代値上がりが激しく学生生活への圧迫が強い。このような事態は社会的に解決されなければならないのであり、下宿難について自治体当局に問題提起する必要がある。

衣笠への交通機関の現状からして通勤・通学には不便をきたす。教職員・学生のうち相当数が国鉄や京阪、京福を利用してゐるし、二部学生の場合には居住地と勤務先との関係で、より複雑な問題をもつてゐる。これらの解決のために市電・市バスの運転系統、運転時刻の改正を求めめる必要がある。東京都で行なわれているようなスクール・バスの運行を研究する必要がある。

第二章 大学および各学部の教学について

I 教学の具体的改革の基本的方向

大学における研究は研究所などにおける研究とは自ずから異なり、大学教育との関係において研究が考えられなければならない。その場合、研究が講義だけのためのものに限定されないことは、学問・研究の性質からして当然である。学生への研究・教育の指導を考えた場合に、基礎にすえて考えなければならないことは高校教育を受け、入試を通じて入学した学生であること、その学生がおかれている社会的環境と卒業後における大学卒業生の社会的位置などである。このような学生のおかれている実態を無視しては、大学教育の本来の効

果を期待しえないであろう。本学の過去における教学改革においても、この努力がなされてきたし、今回における教学改革の出発点としてもこの点を明確にしておく必要がある。

このこととの関連において、見逃してはならないことは、学生自身の自主的創造的活動への信頼である。高校までの教育や入試制度などと大学卒業生の社会的位置などからして、学生が自主的、創造的精神をもって研究・教育に対処することをむづかしくしているという一般的条件はある。しかし、そのような学生の真底には、矢張り自主的、創造的精神があり、それを呼びさますことなしには大学改革はありえないであろう。

以上のような視点を堅持しながら、同時にさいさいふれたような意味においての教員の研究を正しく教学改革に位置づけて、改革の基本的方向としなければならぬであろう。具体的には、教員の研究条件の改善が教学改革のなかで行なわれなければならないということである。とくに、ここ数年來の小集団教育が、全教育課程を通じて位置づけられるところまで高められていなかった矛盾のしわ寄せが、教員の過重負担をもたらす一つの重要な要因となってきたことを反省して、本教学改革の基本的方向として教員の研究条件の改善の必要性を正しく把握しておく必要がある。そればかりでなく、時間割編成、受講の日常的指導などを学部事務職員が分担し、教学部、学生部や図書館、研究所などの職員も大学の研究・教育に不可分の関係をもっているところから、教学改革にあたっては教学内容から体制にいたる一貫した改革を必要としている。

以上のような基本的視点に立つて、小集団教育を軸とした全教育課程の具体的な再編成が、教学改革として行なわれる必要がある。

なお、二部における教学改革については、現在、二部協議会において検討されているので、その検討結果を待つ必要があるが、一部における小集団教育のための一般教育科目中の分割講義は、既に講義方法は一部のプロ・ゼミと同様なものに改善されているし、一部におけるゼミ二年制の採用および後述する一般教育の改善などからして、小集団教育のための分割講義をプロ・ゼミに変更し、小集団教育の体系的整備をはかるように検討するとともに、具体的な全教育課程の再編が必要である。

II 小集団教育

大学教育においては多くの講義が教員の一方的講義として行なわれ、質疑や討議によつて講義の理解が確かめられず、しかも大学がマス・プロ化するなかで教員と学生との分断化が著しくなり、学生相互間の接触も薄れ、学生の自主的、創造的な勉学意欲を低下せしめるという事態を生みだした。このような、致命的ともいふべき弊害を除去し、大学本来の教育を回復するものとして、一九六三年以降、小集団教育の確立が教学の基本的なあり方として、教職員および学生の追求の課題となった。

小集団教育の推進の中心として、一部におけるプロ・ゼミのクラス、二部における一般教育の分割講義のクラスが位置づけられ、一回生の外国語教育のクラスと保健体育実技のクラスなどが一つの横断クラスとして編成され、学生相互のコミュニケーションの形成の機会に役立てられるとともに、とくにプロ・ゼミと二部の分割講義における集団的な討議方法を取り入れた授業方法により思考力・表現力・発表力を養い、自主的勉学への積極性をよびさまし、学生相互の共同研究を推進し、あわせ学生と教員との間のコミュニケーション形成の機会に役立てることが、小集団教育の目標におかれた。

なお、小集団教育の改善は小集団教育の内部にのみとまらないようにしなければならぬ。

小集団教育の体系的整備 小集団教育は一・二回生教育において最も重視されなければならないが、学生数が増加し、現在の社会情勢からして、個々人による研究意欲の向上が難しいという環境下におかれて、三・四回生においても小集団教育を実施して、一回生から四回生までの体系化をはかることが望ましい。すなわち、一・二回生においてはプロ・ゼミを中心として外国語教育や保健体育教育(実技)ならびに二回生講読と横につなぎ、それら相互間の連けいをはかるとともに、さらに一回生のプロ・ゼミから二回生講読、三・四回生ゼミとつなぎ、横と縦との小集団教育の体系化をはかって、四年間の大学教育に自主的、創造的な勉学を保障する体制をつくる。

このような体系化をはかり、それを効果的なものにするには、担当者自身と担当者同士による共同研究を必要とするし、教授会、外国語科連絡協議会、保

健体育教室などの関係責任機関による体系化保障の取り組みの積極的な努力が必要であろう。

小集団教育の具体的なあり方については学部で相違があり、各学部で検討しなければならないが、ひとまず社会科学系四学部のプロ・ゼミ、二回生講読、三回生外書およびゼミ二年制については一般的な問題の指摘を行なっておきたい。外国語教育および保健体育教育については、後述のそれぞれの個所でふれる。

なお、小集団教育の授業科目およびクラスの増加により、それらの全てを専任教員で担当することが、現状では不可能であり、非常勤講師にその一部の担当を依存せざるをえない。とくに外国語科目および保健体育科目では非常勤講師への依存度が高い。非常勤講師にどのような形で担当してもらうかについては十分な検討を行なうとともに、非常勤講師に小集団教育への協力をえられるような努力を、より一層高める必要がある。

プロ・ゼミは小集団教育の基礎ないし出発点というべき地位を占めるから、プロ・ゼミにおいては「専門教育への導入」に主たる目標をおくのではなく、広く大学における学習の心がまえと学習方法を体得させるように指導しなければならない。すなわち、自主的、創造的勉学を身につけるとともに、進んで自主的な共同研究活動に参加する積極性をもたせるようにする。それ故、プロ・ゼミの担当者には、専任教員を確保するように努力しなければならない。なお、単位認定を専門教育科目として行なうことには問題があるが、現在のところは専門科目で認定する。

二回生講読の改善 プロ・ゼミの成果の上に立って、二回生講読を行ない、ゼミおよび専門教育への基礎的な学習方法を身につけさせるようにする。そのために、基礎的、古典的なものをテキストとして使用することが望ましい。二回生講読を専門への導入とした場合には、学部教育の性格の相違による導入のあり方に違いがあるように考えられるので、一回生時のクラスをそのまま二回生講読のクラスにするかについては、なお検討を必要とするように考えられる。しかし、二回生における小集団教育のクラスは横断制をとる。

三回生外書について 外書講読の意義については種々意見があるが、現在の段階では外書講読を行なうことが、新制大学の教育にとつても一定の意義をも

っていると考えられるので、その内容の充実をはかるよう努力すべきである。その経験を通じて必修制にするかどうかを考えるべきであろう。

ゼミ二年制について 二年制は今年実施したばかりで、その経験をへて現行制度を検討すべきで、現段階ではその内容の充実と条件整備をはかるようにすべきである。

小集団教育の体系的整備をはかってきたために、専門教育担当者の小集団教育関係の担当の教科種目が増加して質的低下をきたす傾向が現われている。このような状況を改善するために、一人の小集団教育の教科担当は二―三種目以内とし、全体として担当科目の種類（専門および一般教育などを含めて）を四種類以内程度にするよう研究すべきである。また、担当時間数についても、過重にならないように配慮すべきである。

小集団教育、特にプロ・ゼミおよびゼミの教育効果をあげるために、学生の共同研究を行なう場として学生センターを中心として充実をはかる方向を考える必要がある。また、学習上に必要な文献・資料の整備を図書館を中心として行なうように配慮すべきである。

なお、文・理工学部の小集団教育は種々異なるところがあるが、基本的には以上と共通する諸課題をもっており、社会科学系四学部と並行して、検討することが必要である。

Ⅲ 一般教育、外国語教育、保健体育教育

一般教育についての考え方 「大学設置基準」では、授業科目を一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目に並列的に区分している（学部および学科によつて基礎教育科目を認めている）。しかし、実状では最近における学問の進歩に伴って、その研究分野が著しく細分化されたことが教育の面にそのまま影響して、専門教育科目の細分化を生みだし、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目などを圧迫する傾向を生んでいるが、教養科目（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目を総括して）は、高校教育および現行入試制度とも関連して、学生の視野を正しく広めて総合的な視野を養い、また自主性や創造性を涵養するために、さらに、細分化される傾向をもつ専門教育の傾

向からしても重視されなければならない。本来、教養科目と専門教育科目とは相互補完的關係にあるもので、教養科目の教育の充実なくして専門教育の充実はありえないものである。ところが前述したように、中教審の「中間報告」は教養科目の廃止を考えているが、教養科目の教育を正しくとらえてその強化の方向をとり、大学教育の本来の趣旨を正しく発展させるようにすべきだと考える。

一般教育の改革の方向 以上のような考えから、一般教育の充実をはかるために、一般教育センターに立命館高校の教員の参加を求めて、一般教育の改善策についての一般的方向を検討するとともに、各学部部の専門教育とどう相互補完的關係に置くかを検討する必要がある。そして人文・社会・自然の三系列の均等的単位認定と専門教育との並行履修についての検討を行なう必要がある。とくに、後者の検討にあたっては、授業科目の内容を明確にして回生配当を行なう必要がある。このような改革を成功させるためには、一般教育センターの活動を活発にするとともに、一般教育担当の教員の共同研究の推進をはかる必要がある。

なお総合コース制を実験的に行なっているが、この方法を各学部でとり入れてゆくかどうかは、今後の検討を必要とする。ただ、現在においていいうことは、総合コース制を行なうにはその前提として十分な共同研究が行なわれていなければならないことと、教員の負担が過重にならない措置を必要とするということである。

外国語教育の改革の方向 外国語教育の改善については、外連協において研究が進められてきた。そして外国語教育とは基本的には言語教育である、すなわち「人間の思考と行動は、言語の発明により飛躍的にその範囲を拡大した。われわれは、言語を単なる情報伝達の道具として考えず、その言語を使用する人、あるいは民族の全人格あるいは文化全体から生まれた創造物と考え、そのような言語を学ぶことによつて、異質文化の本質に触れ、みずからの新しい思考と行動の創造に資せようとするものである」。それは読み、書き、話すという言語使用能力の増進を通じて具体的になされなければならない。このような基本的理解に立つて、本学の諸条件に照しあわせて、その具体的方法を外連協を

通じて明らかにし、全教職員の外国語教育についての認識を高めるとともに、学生に外国語教育受講の意義を明確に認識させる必要がある。このことは、中教審の「中間報告」で実用主義的考えから軽視され、正課教育としては廃止の方向が示されているところからして、外国語教育の重要性をより一層具体的に明らかにすることが望ましい。

外国語教育の問題点としては、テキストの選定など教育内容の改善、第二外国語の増単位の実現が望まれる。外国語教育において不合格者が多く、落ちクラスの問題が小集団教育の推進に大きな影響をもたらしている。不合格者が出る原因にまでさかのぼり、落ちクラス制の是非を外国語教育および小集団教育の体系的整備という両観点から、外連協を中心にして検討し、具体的対策を見出す必要がある。

なお、視聴覚教育については、既に検討されてきたが、現時点におけるその意義とあり方を外連協で検討して、その結論によつて一拠点実現計画の中におりこんで具体化をはかることが望ましい。

保健体育教育(実技)の改革 保健体育教育は旧制大学で行なわれていなかったために、新制大学の授業科目として定着さす努力に一般的に欠けるころがあった。本学においてはその欠陥を是正するために保健体育白書が作成され、それにもとづいて改善を行なつてきた。保健体育実技は、大学生が年令的に心身の完成期にあること、日常生活の中で、自然的に体力づくりを行ないえないばかりでなく、破壊されるという社会的状況にあること、勤労学生の場合には労働による身体的発育が阻害されていることなどに対する教育施策として、積極的意義をもっている。そしてまた、小集団教育の本旨に照しても保健体育実技の意義は大きい。

保健体育教育は正課の講義において、保健体育についての自然科学および社会科学の両面からする正しい教育がなされなければならない。と同時に、どのような実技を行なうかの検討——とくに二部勤労学生との関連で——が必要であり、その実施にあつては正課、課外体育およびレクリエーション・スポーツの関係を考へて、正課教育実技のあり方を改善することが望ましい。

課外体育における体育関係各部のあり方は重要であり、またそれと一般学生

のレクリエーション・スポーツとの関係についても明確にして適切な指導を必要とすると考えられるので、保健体育教室と部長会・課外体育委員会とが協力して積極的に改革策の具体化を検討することが望ましい。なお、保健体育の施設の整備の問題については、第一章Ⅲの四に触れておいた。

Ⅳ 専門教育

学問の発展に伴い研究が専門化し、細分化する傾向を生み、それがそのまま大学教育に反映ないしもち込まれてきて、授業科目が細分化し、分断化させられ、専門学問分野の勉学を通じて主体的、自主的に事物を科学的に調べ分析し、判断し総合して、行動の方向を見出しうるようにする教育が阻害されている。

また、文教政策は産業発展のための自然科学（応用科学）分野重点政策、あるいは基礎的学問ないし教養科目軽視の政策がとられて、専門教育分野においては産業界や官界の要求に無意識、意識的に従属する傾向が強くなり、学問本来のもつ性質である批判性が喪失させられるばかりでなく、大学教育全体をゆがめ、人間形成を阻害し、民族、ひろくは人類の幸福の追求という学問本来の課題を見失わせようとしている。

このような状況を考えて、専門教育の改革が検討されなければならないが、学部教育目標を明確にし、学生をして専門教育偏重に走らせることなく、教養科目の教育との相互関連を追求するなかでの専門教育の改革でなければならない。

具体的には、専門教育科目内の各授業科目の内容をそれぞれ明らかにするとともに、相互関連を明確にして体系立った学習を行ないうるようにする必要がある。その場合、とくに当該専門学問分野における考え方、研究方法を理解させることに重点をおき、専門学問分野についてのバラバラな知識の修得にならぬように配慮すべきである。このような努力は学部内の専門教育の授業科目の体系化とともに、総合大学の特性を生かして他学部での改善と連繫して、より積極的な改革を追求する必要がある。このような改革を行なうにあたっては、学生のもつ学問研究への自発性、創造性を基礎にして行なうことが基本にならなければならない。

専門教育の設置授業科目の現状をみると、現代化・総合化ということが安易にとられて設置科目の増加をまねき、総合的な視野と体系的な履修を結果的には混乱させている面が見受けられるのであり、設置科目の整理あるいは開講方式の工夫は行なわれる必要がある。この場合、どのような授業科目を具体的に設置するかは、各学部の教育目標と当該専門学問分野の学問のあり方とから決定されなければならないであろう。なお、履修方法の改善については回生別系統履修方式のより一層の改善が必要であり授業科目の性質によって基礎、展開、応用ということを目安においた回生別系統履修方法などが検討されてきたが、より一層の検討を必要とするであろう。

Ⅴ 教員の研究とその体制について

中教審の「中間報告」では、大学を研究と分離して教育機関とし、教員の研究についての配慮が欠けているが、研究と教育との統一を堅持してゆくことがすぐれて必要であり、教員の研究条件の保障と研究体制の整備とがなされなければならない。とくに、小集団教育を軸とした教学改革を教育の内容にこめて行なうためには、それらの思いきった保障と整備・改善とがなされなければならない。

教員の研究の向上は、基本的には生活上であり、学問・思想の自由と大学の自治の保障である。それを基盤として教員の研究・教育意欲の振興が具体的な研究・教育諸条件の改革として行なわれる必要がある。どのような改善策が具体的に必要であるかは、個々の教員の要求を基礎として各学部で整理されなければならない。本委員会は教学改革のそれぞれの個所において若干の指摘を行なうにとどめ、教学改革の具体的討議を通じて明らかにされ、改革計画に折り込むべきだと考えた。そのために必要ならば、本委員会で継続的な検討を行なうが、別途に委員会を設置して検討することも必要であろう。

なお、本委員会の討議過程で問題となった諸点は、概ね次のようなものである。

- ・ 担当時間減による研究時間の保障
- ・ 図書の実施と資料蒐集体制の確立ならびに図書費および研究費の保障

・研究成果の発表機会の保障

・両研究所による個人研究および共同研究の促進策

・小集団教育を中心にしての必要な資料の作成、配布についての財政的、体制的保障

・留学制度

・人文科学・理工学両研究所の強化

以上のうち、留学制度と両研究所については、次のような意見がだされてい
る。留学制度については、外地留学は長期（一年）、短期（六ヶ月以内）の二
制度をおき、年間四名の組合わせを考える必要がある。

両研究所は全学における共同研究のための推進機関として位置づけ、人文科
学研究所主催の土曜講座については、理工学研究所との共催の方向を指向して
強化する。なお、市民への公開講座であることからして、宣伝その他で地方自
治体の協力を求めることも検討してみる必要がある。人文科学研究所における
共同研究を推進するため、一―二名の学部より外向の主事を置く必要がある。
また、理工学研究所のあり方を基本的に再検討して、全学の関係教員が参加す
る共同研究を行なうようにする必要がある。

第三章 学部学生規模

I 学部学生規模についての基本的な考え方

本学は七〇年の歴史をもつが、一九四八年一月、法・経・文の三学部よりな
る総合大学として認可を受け、同年三月新制大学に転換し、翌年四月専門学校
理・工両学科を理工学部昇格させて、新制総合大学としての体制をとった。
一九六二年に経済学部経営学科を経営学部発展させ、一九六五年には産業社
会学部を新設して現在の六学部をもつ総合大学となった。

このような総合大学への歩みの過程において、インフレーションによる財政
悪化に対して、学部間の学生数のアンバランスをなくす措置を行なった。また、
インフレーションの一層の進展による財政圧迫に対しても、総合大学としての
教学充実をはかる教学政策から、経営学部と産業社会学部とを設立すると

に、適正な学生規模をとりえない状況に対しては、小集団教育の採用や教職員
の増加、施設の改善などが行なわれた。全体としての学生数の増加は、小集団
教育という積極的な教学改革にもかかわらず、学生と教員、学生相互間におけ
る分断化の現象を一定程度もたらしている。しかし、教員および学生から研究
と教育との統一の回復を求める力が、大学紛争の解決への実践と、大学改革の
討議などを通じて強められている。

学部学生数を如何にするかは、いろいろな条件によって決定されねばならな
いが、基本的要因の一つとして大学を構成する教職員および学生による大学の
自治との関係があげられよう。学部の学生数が多くなりすぎ教員が多くなりす
ぎれば、研究・教育についての共同研究を困難にし、ひいては教授会での全員
による討議を不十分なものにし、教学責任を十分はたしえない事態をひきおこ
す。また、学生数が過大となれば、学生の自治活動を困難にし、大学自治への
参加を困難にする。

大学においては研究と教育との一体性が確保されなければならないが、学生
数の過大はそれを困難にする。研究と教育との一体性は単に研究に裏付けられ
た教育が行なわれることではなく、教員の研究過程が学生につたえられ、学生
の清新な問題意識が教員になげかけられ、教員の研究を刺激し、そのようにし
てえられた研究成果が教育の場を通じてどう浸透するかを検証することによつ
て現実化するものである。このように考えれば、学生数を一定数に制限するこ
とが必要であろう。また、学生と教員との人間的接触も単なる一般的なふれあ
いではなく、上述のようなものを通じて人間的接触でなければ、教室での学
生との人間関係の真の意義をもちえないであろう。

以上のような基本的視点に立つて、それぞれの大学がもっている教学諸条件
を勘案して具体的に学部学生数が決定されることになるであろうが、私学にお
いては教学面からだけでなく、財政面からの検討なしには現実性をもたない
し、教学に逆効果を及ぼすことになる。

II 本学における教学面からする学部学生規模について

本学において学生規模を具体的にどの程度のものとするべきかについては、詳

細な検討を必要とし、今直ちには決定しえない。しかし、教学面からする学生規模決定の具体的要因について検討を行ない、その方向性を提起することにす。なお、本学においては一部と二部とがあり、学生規模の決定を難しいものにしてはいる。ここでは二部を念頭におきながら一部の学生規模についての検討にとどめる。

学部学生数と回生別学生数 本学においては学年制をとっていないので、回生別学生数を学部学生数との関係において問題にする必要がある。

小集団教育のクラス人員およびクラスと回生別学生数 小集団教育を軸とした教育を基本としているから小集団教育を行なうクラスの人員が問題にされなければならぬ。その数と回生別人員数とでクラス数が決定され、担当者数が決定されるが、担当者数は後述する共同研究および教授会構成人員数の制約を受けるから、共同研究と教授会構成人員数から担当者を算出して、回生別学生数を考えなければならぬ。他方、大教室あるいは中教室講義を考えねばならないから小集団教育のクラス人員数とクラス数(担当者数)のみから回生別学生数を決定するのではなく、大・中教室における学生数を考慮しなければならぬ。

小集団教育のクラスにしる、大・中教室の学生数にしる、それらを決定するときに教学諸条件の整備如何を配慮する必要がある。

教授会構成人員との関係 教授会は学部教学の執行責任を負わねばならないから、その責任を負いような教授会の適正な規模(構成人員、運営上の問題)からも学生数を決定する必要がある。

教員の質的量的負担 学生数の増加それ自体教員の負担増をもたらす。小集団教育の実施により、担当科目の種類が多くなり、量的な負担増をまねいている。それは量的にとどまらず、担当科目の種類も多くなり、質的負担増をまねいている。このような量的質的負担増は、研究・教育の低下をまねくことになる。

以上のような学生規模の検討からして、学生規模を減少させる方向をとる必要がある。これには社会科学系四学部と文学部および理工学部とは可成りの相違があり、一律に取扱えないであろう。教学面からみて、現行の学生規模

は過大であり、減少することを可能にするための財政面からの検討を必要としている。

第四章 本学における管理・運営の機構と体制

はじめに

大学における管理・運営といった場合に二つの側面がある。一つは大学における研究・教育を遂行していくため直接に必要なとされる管理・運営と、もう一つは研究・教育を行なうに必要とされる施設・設備などの整備を行なうための管理・運営とである。私立大学においては、後者は主として学校法人にかかわる関係の問題(私立学校法第二五条第一項参照)であり、前者は大学自体にかかわる問題である。学校法人の役割は、教育基本法第一〇条との関係からしても研究・教育に必要とされる諸条件の整備を行なうもので、大学の研究・教育そのものを遂行する役割をもたない。

上記のような大学の管理・運営における二つの側面は、実際には截然と区別されえない面をもっているし、研究・教育条件の整備は、研究・教育の遂行のためになされるべきものであるが、研究・教育条件の整備それ自体を行なうにあつての経済的條件その他により制約されるところから、研究・教育の遂行を制約するという関係をもっている。この場合、研究と教育の条件整備を制約する経済的條件その他の改善をはかる方向で対処するか、研究・教育の遂行を制約する諸条件にあわせる方向をとるかで基本的な相違が生じる。研究・教育条件の整備を制約する諸条件の改善をはかる方向性がもたれない場合には、大学の研究・教育の遂行の体制そのものにも影響を与えることになる。私立大学の場合、それはしばしば学校法人による大学の自治への侵害となつて現われる。

本学においては、学問の自由、研究・教育の自由な発展を保障するものとしての大学自治の体制を確立するために、戦後一貫して努力が積み上げられ、学校法人との関係においても大学自治を尊重する関係と運営が築かれ行なわれてきた。そしてそのための体制と組織において、他大学にはみられないものが確

立しているといつてよいであろう。

しかし、高度経済成長とそれに伴うインフレーションにより、大学の財政が強く圧迫されていることと、学部および学生数が増加したことにより、研究・教育の推進をはかるため解決をはからなければならぬ問題が多いが、これらの問題の解決は、衣笠キャンパス中心の一拠点実現との関係において行なわれなければならない。そればかりでなく、大学の教育を研究と切り放し、職業に役立つ教育に変え、大学紛争問題を管理・運営の強化と警察力とで解決しようとする文教政策が進められているばかりか、私学への国庫補助を通じて私学経営のあり方が規制される危険をもつ補助金政策が行なわれている。このような状況に対処しうる民主的体制をどのようにすべきか。とりあえず大学の一拠点実現との関係において、次のような体制上の諸改善を行なうことが望ましいと考え、ここにその提案をしたい。

I 意思決定と執行の体制

大学および中学校の経営に責任をもつ学校法人立命館の意思決定および執行の体制を有機的に関連させ、国民的教育の責任をはたすために、本学においては教授会の意思決定を尊重しながら、教学の最高の意思決定を行なう大学協議会が設置されている。それには学校法人の理事の資格をもつ総長、教学担当常務理事および学部長がそれぞれ総長、総長補佐および学部長の資格において、その構成員として参加し、教学の最高の意思決定を行なう。さらに大学協議会とともに、研究・教育とそれを裏付ける経営との統一性を確保するため慣行的に生みだされた学内理事会が設置され、管理・運営についての大学における執行と学校法人における執行との統一がはかられている。

このような本学独自の体制がつくられてきたのは、戦後の本学における教職員および学生の国民的教育の課題を追求する民主的な運動によってつくりだされたものであり、本学における大学の自治確立の独自の姿である。それ故、本学をとりまく、政治的、経済的、社会的諸条件が悪化してくれば、民主的な運動の発展が困難となり、ひいては民主的体制が正しく機能しえなくなる性質のものである。そのようなことからして、大学をとりまく、政治的、経済的、社

会的諸条件の悪化に対処する教学と経営との改善強化をはかるためには、研究・教育を守り改善しようとする教職員および学生の運動、体制上では学部における五者会談、教職員組合との業務協議会、学園振興懇談会、全学協議会などとの関係を背景において、大学および学校法人の意思決定にもとづく執行の体制のあり方をより一層確立することが、体制改善の基本とならねばならないであろう。

このような基本的視点に立つて、具体的な意思決定と執行の体制との機構は、概ね次のように改善される必要がある。

学内理事会を常勤理事会と改称し、構成は現行どおりとするが、常勤理事会は総長たる理事を議長として運営し、集団指導体制をとることを明確にし、いわゆる三部長制の観念は廃棄されなければならない。常勤理事会が、学校法人与大学との体制上の要をなしているから、そこにおける具体的な執行にかかわる意思決定を明確にし、それにもとづく執行を円滑にするために、直属の「秘書室」（仮称）をおき、課長クラスの室長をおく。

学部長会議 必要に応じてその都度開催されてきたが、学部教学の立案および執行を全学的関係において円滑に行なうとともに、図書館および研究所の業務の学部の研究・教育との一体的推進をはかるために恒常化する。総長を議長とし、教学部長、学生部長、図書館長、研究所長が参加する。本会議の事務は「秘書室」において行なう。

図書館、研究所の位置づけの明確化 図書館および研究所の位置づけが大学機構の中で必ずしも妥当なものでなかったため、学部教学を推進する全学的な教学推進機関として位置づけ、それらの日常的事務遂行を円滑にするために教学担当常務理事が事務遂行の調整をはかる。

教学部の強化 教学部に必要に応じて次長制をおくことができるようにする。

II 各種委員会の改廃

総合大学における学部の増加、付置される研究所や図書館の拡大、教職員数および学生数の増加などから大学の管理・運営が複雑化して、合理的な管理・運営に種々の問題をひきおこしているところから、大学改革の重点を管理・運

営の強化にあると文部省などではとらえている。確かに、管理・運営における合理化が行なわれなければならないが、さきにもふれたように大学における管理・運営は研究・教育を遂行するためのものであり、管理・運営の合理化が「学問・思想の自由」をそこなつてはならない。管理・運営の合理化、能率化は、一般的に上部の意思決定を下部に向けて徹底させる支配体制の強化として行なわれる。このようなことは、「学問・思想の自由」を基礎とする研究・教育とは基本的にあい入れない。大学における管理の内容は、大学の構成員により決定された研究・教育の実施を助けることにあるから、大学における管理・運営は、大学の各機関、各段階における大学構成員の参加による意思決定、その執行過程における民主的点検を必要とする。また総合大学の場合においては学部相互の連絡、調整を必要とする。このようなためのものとして、大学における各種委員会ないし、各種会議体が増加せざるをえない性質をもっている。

本学において、各種委員会ないし会議体が多く存在するのも一般的には以上のような理由によるものである。しかし、各種委員会ないし会議体が多種多様化し、会議の回数を増加させて教員の研究・教育を阻害する矛盾をひきおこし、ある場合には、事務的に処理すべきものが重複審議されるという矛盾をひきおこしている。

このような矛盾を解決するには、大学のあり方にかかわらせて改善が行なわれる必要がある。当面の措置として、次のような委員会ないし会議体についての統廃合あるいはもち方の変更を行ない、それを通じて本格的な改革を行なう必要がある。

学内理事會については、前項でふれてあるのでふれない。

補導會議 学生補導についての最高方針の審議、決定を行なってきたが、一昨年来の経験に照らして、それは大学教学の最高審議機関である大学協議会で教学のあり方と関連させて統一的に審議、決定されることが望ましいので、補導會議を大学協議會に統合する。

それに伴い、学生部長を大学協議會の正式構成員とする。また、学生補導上の重要な執行上の問題については、必要に応じ学生主事會議と常勤理事會の合同會議で決定を行なう。

補導主事會議 学生運動は多様化し、大学紛争にみられたように民主的手続

をふまず、暴力によつて一部の意見の実行をはかるうとして、大学の研究・教育に重大な支障を与えるという事態をひきおこしている。そのようなことからすれば、研究・教育からする学生指導とともに学生生活のあり方にかかわる適正な指導を確立する必要がある。そのために、学生部の業務全般についての方針を審議し、決定するために補導主事を学生主事に改め、学生部の業務の執行に協力させる。補導主事會議は学生主事會議と名称を改める。

学生主事の責任と仕事が重くなるので、各学部の補導委員（学生委員と改める）による協力体制を強化する。

教学対策會議 教学対策會議は廃止する。教学に関する全学にかかわる政策立案と実施上の基本的な問題は学部長會議で取扱い、日常的な問題は教務會議で取扱うようにし、會議の簡素化をはかり関係者の負担の軽減をはかるとともに、学部教学の全学的関係における実現と実施の責任を明確にする。

教務會議 現行メンバーに一般教育センター、外連協、保健体育教室の各責任者に加え、教務事務の統一性を強化する。なお、学部主事の名称は教務主事に改称する。

保健体育委員會 学部教学の中に保健体育教育をより一層内実化するために、保健体育教育の関係教員の学部所屬制を実現し、保健体育委員會を廃止する。

保健体育教育の統一ある実施と、保健体育教育関係の教員の共同研究の促進の場として保健体育教室は存置する。

教職課程委員會 教職課程関係者が必要に応じ、教務會議に出席できるようにして、委員會は廃止する。

人文科学研究所委員會 人文科学研究所の基本的な体制整備を検討する必要があるが、現段階では、共同研究と公開講演會の推進をはかるにふさわしい委員を選出して強化をはかることにする。なお、各学部よりの委員は一名とする。

図書館委員會 授業と一体となつて、教育の向上を図るために、読書指導の体制をつくるのと同時に、圖書の選定についても学部と連けいを密にして積極的改善をはかることを検討する必要がある。図書館委員は学部図書委員あるいは圖書選定委員の協力をえることにして一名にする。

就職委員会 一般的に就職業務の強化が要望され、とくに、二部学生および女子学生の就職開拓が要求されている。各学部 of 教学目標にてらして就職についての基本的方針をたてる必要がある。その上にたつて学生主事と就職委員会との合同会議で年度毎の就職業務についての全学的な方針を確定し、就職委員を中心として各学部教員の協力をえて就職業務の改善をはかる。そのような経験をつまえて就職委員会および就職課のあり方を再検討することが望ましい。

課外体育委員会 当面、現行通りでゆくが、体育会各部の部長の活動を活性化し、部長会と連絡を密にして活動の改善をはかることが望ましい。

企画委員会 設置当時の状況が変化し、計画の実施をどうはかるかが重要な問題となつているので、一応廃止し、置くとしても常置の委員会とせず、必要に応じて置くようにすることが望ましい。

職員任用試験委員会 職員任用の方針は学内理事会で決定されてきており、職員任用を行なう都度に設置することが望ましい。

健康保険組合、互助会、住宅資金運営委員会の委員 これらの厚生関係の委員は、兼務で担当し得るように検討するようにする。

わだつみ像再建実行委員会 わだつみ像再建は、教職員の運動として行なわれるべき性質のものであるから教職員組合の活動にゆだねることが望ましいであらう。

Ⅲ 事務機構の改善

大学、高校および中学校などの経営を掌る事務と大学の研究・教育を遂行する必要があるが、本来区別があるが、本学園においては、それら両組織の事務の一体的運営を慣行的に行なつていいる。このような一体的運営に特別の支障が生じていない現状からして、その改革を特別に行なう必要は認められない。ただ、大学の規模が六学部となり、施設・設備も充実してきた現状からして、両組織の強化、整備をはかる必要があるが、大学施設が二拠点になつていいる現状からしてここで一挙に事務組織を整備することは、事務の分断ないし重複を深める危険がある。当面は必要とされる最少限度の事務組織の改革にとどめておく必要がある。そのような観点にたつて改善すべき組織上の問題

点をあげると次の通りである。なお、各部課の事務の分掌、運営の改善については、部課長会議および各部課での討議によりすすめられる必要がある。

- (イ) 総務部の校友課と、七〇周年記念事務局とは統合することが望ましい。
- (ロ) 一拠点実現のための施設の廃棄、統合、新設を大規模に行なわなければならないので、そのための事務組織として施設部(仮称)の新設を検討する必要があるが、当面、責任体制の強化と事務の体制の整備を行なう必要がある。

- (ハ) 大学が大規模化して日常的な事務処理を各関係機関の責任において行なわざるをえない現状からして、学校法人および各教育機関の構成員に対する報告、情報の伝達が重要となつてきているので当面、教学部内での業務を行なう体制をとる必要がある。

- (ニ) 学生に対する厚生施設の充実をはかるために、学生部内の厚生課の新設を検討する必要がある。

総意の結集 教育は教員を中心に行なわれるものであるが、教員のみによつて行なわれるのではなく、日常的な事務遂行過程における学生、生徒との接触を通じても行なわれるし、また、日常的な事務処理上において出てくる問題からも教育改善が提起されなければならない。そのようなことから、単に事務の能率的遂行や合理的運営という面にとどまらず、教育の日常的改善をはかるために事務を掌る各人の意見が十分にくみ上げられる必要がある。そのために各部課における教育改善についての意見をくみあげ、教授会、大学協議会、常勤理事会に伝達しうるような組織運営の改善が重要な課題として望まれる。これは、一般企業などにおける事務改善などのためのものとは異なり、教育機関特有の問題であることを、全教職員の理解として徹底させることが、当面の大学問題に対処するための、本教学改革の内容的なひとつの重大な要をなすものである。

このようなことは、事務の民主的、合理的な運営および事務体制の確立と切り離してあるものではなく、統一的行なわれなければならないであらうから、その実現方法については、各部課においてそれぞれ検討されなければならない。

IV 教職員組合と学生団体との関係で改善すべき体制

教職員組合との関係で改善すべき体制 教職員組合との関係をはかる基礎は労働協約であるから、現状にあわせて労働協約の改訂をはかる。業務協議会では日常業務に関する問題を議事として常務理事を中心として行なう。労働条件その他の重要な議事の団体交渉には学内理事全員が出席して対応することが望ましい。業協、団体交渉のもち方について教職員組合と早急に話し合いを行なう必要がある。

学生との関係において改善すべき体制 学生と大学との関係を体制上において、どのようなものに改善するかは、大学改革の一つの主要な問題をなしているからすでに討議にのぼされている線（大学改革討議資料・その一）にそって学友会との話し合いを行なうことが望まれる。

第五章 財政問題について

I 財政についての考え方と政策の基本方向

大学の研究・教育を、大学の自治をつらぬき、自主的、創造的に遂行するにあたって、基本的に重要な条件をなすものは財政問題である。本来大学の財政は、大学のもつ社会的任務を自主的に遂行、発展させるための保障をあたえるものとして考えられなければならない。

そのような大学財政は私立大学においては、学校法人の努力にまかされ、政府は私立大学が大学教育にはたす役割の重要性を正しく評価せず、国庫助成の適切な措置を殆んど行なっていない。そのために、私立大学の多くが学費引上げや、学生父兄よりの寄附あるいは学費収入増大をはかるための学生数増加などを行なうて、当面の財政難を糊塗している。このような財政のあり方は、大学財政そのものとして正常でないばかりか、教育の機会均等に重大な悪影響を及ぼし、学生をしてアルバイトという日雇労働に追いやり、勉学に支障を与えるなど、多くの弊害を生みだしている。そればかりでなく、教員を収入目当ての仕事にかりたて、研究・教育を低下させ、また企業と大学との不正常的な関係すらも生む事態をもたらしている。

本学は教育の機会均等の保持と大学の自治の堅持とを基本にすえた財政のあり方を、教学の民主的發展にかかわらせて追求してきた。そして、その姿を全学に明らかにするために、予算書などを含めて財政を公開する措置なども行なってきた。しかし、インフレーションの進行と国庫助成の大巾増加が行なわれないことなどから、一九六三年の長期計画策定にあたっては、七〇周年記念事業への寄附と学債募集を、任意的な形をとってではあるが行なわざるを得ず、また、経常費の予算に浮動的な検定料収入を充当せざるを得ないという事態におかれてきたばかりでなく、総合大学の教学体制の充実ということを基本においたものであったが、二学部を増設しての学生数増加に依存せざるをえない状況にある。

このような事態に対して、一見して無理と思われるような措置も、教職員と学生との協力をえて、人的、物的な教学改善を進めてきたが、そのような努力も矛盾の深化を抑制しえないばかりか、悪循環をもたらすような事態を発生させる危険を増大させている。

このようなところから一九六三年以降の財政状況を、本学の教学理念と内容にてらして、次のような総括を行なった。

- ① 財政は理念においても、その内容においても、教学の理念と内容と表裏一体であり、財政条件は教学条件そのものであるという財政の位置づけ。
- ② 財政の基本原則は、次のようであるべきではない。
 - (イ) 本学の財政のあり方は、私企業の財政のあり方とは、その内容、手段において異なるものとして確立がはかれねばならない。
 - (ロ) 収入および支出とも、使用目的に完全に合致させること。
 - (ハ) 現存の経済のあり方から、計画の有効性には限界があるが、総合的な計画をもつこと。
 - (ニ) 相対的低学費を維持すること。
 - (ホ) 財政遂行の体制的基礎である民主的な討議を保障するものとして、財政公開を行なうこと。
- ③ 財政危機は、研究・教育の現場での実態をふまえて、教学の危機の認識として把握するところから明らかにされなければならない。

このような基本的な総括を行なった結果、新しい財政計画の策定の方向を次のようにおく必要があると考える。

- ① 現在ひきおこされている教学上の矛盾の解決と、教学発展の課題の実現を、教職員および学生の諸要求に沿って行なうための財政計画の策定。
- ② 一拠点実現を軸とした整備・充実と、更に学生数減の可能性の追求。
- ③ 本学の教学危機を財政面において明確にするとともに、教学の整備・充実と、財政難克服の方向とを計画し、教職員および学生の危機打開への確信の土台をつくる。

④ 教学危機―財政危機に対する体制強化。

以上のような方向性をもって、財政の長期計画を策定するが、計画の具体的策定にあたっては、教学改善の重点課題を基本にすえ、年々、計画の実施状況を点検して、計画目標の達成をはかるようにしなければならない。現在の経済情勢下において、財政計画を策定し、その実施を確保していくための最も重要な問題は財源の確保であるが、現在考えられる財源は、学費、国庫補助金、寄附金・学債および財産処分である。これら財源のそれぞれがもつ性格と意味とを考へて構造的にとらえ、支出項目の性格とを関連させて収入の構造的正常化を強化し、財政的条件の確立をはかる。

II 建設勘定―施設・設備の整備・充実に関する財政計画

(一) 基本的な問題点

前述の各章で述べてきたように、一拠点の実現による研究・教育の改善が大学改革を実現させるための当面の重要な緊急課題となつているところから、一拠点実現のための施設・設備の整備・充実に関する財政計画をもたねばならない。

一拠点実現は衣笠キャンパスにおける膨大な施設の建設と設備の充実を必要とするが、後に述べるような本学の財政危機の状況下においては財産売却収入を主たる財源とせざるをえない。それは必然的に建設と売却との統一した財政計画を必要とするし、その実現を確保するよう現実性ある厳密なものではない。

しかも、建設と設備の充実とは、教学の長期にわたる見通しを基礎においた半永久的な施設・設備の整備・充実を保證するような財政計画を必要とする。

このような膨大な建設を行なうための費用の財源としては財産売却を主とし、維持拡充費の引上げと強制寄附という方向をとらないようにする。なお、財産売却を主要財源とするが、財政計画の円滑なる実施を保證するものとして無利子の学債発行に積極的に取組む必要がある。

以上のような諸点を基本とした財政計画を策定し、実現させるためには、教職員および学生の、一拠点実現のための施設・設備の整備・充実は教学条件の改善、大学改革の実現の条件であるという認識の確立にまたねばならないのであり、そのための努力を集中的に行なう必要がある。それと同時に、財政計画策定・実施体制の中に、このような努力を集中的に行なうる仕組を折り込んだ体制をつくる必要がある。

(二) 一拠点実現に伴つて当面考えるべき施設・設備としては、学舎、保健体育施設、教員研究室、人文科学研究所、本部管理棟、診療所、生協用施設および教職員用厚生施設、立命会館、学友会・教職員組合の施設、寮および学生会館その他の学生厚生施設等が必要であるが、これらの施設をどのような建物として、またどのような場所に建設するかは、大学、学友会その他の関係者による特別委員会を設置して、検討、立案する必要がある。

III 経常勘定―研究・教育のための経常的な財政計画

(一) 基本的な問題点

教職員・学生の研究・教育・勉学・労働の諸条件は、大学改革実現の主要な条件をなすから、大幅に改善を見通した経常費についての財政政策と計画をもつ必要がある。

物価騰貴その他の悪条件を過少評価する誤りを犯すことなく、単年度の経常収支が赤字となつているといふ重大な財政危機の現状に正しく立脚し、重点的支出の確保を軸とした経常費の徹底的な整理を行なう財政計画を立てる必要がある。

經常勘定においては、借入金をもって財源となしえないから、經常費の主要財源を学費および国庫補助の増大などに求めざるをえないという私学の經常費収入の財政構造を直視して經常費の財政計画を立案する必要がある。

そのようなところからして、相対的低学費の原則を堅持し、国庫補助金増額の財政政策を貫徹さす財政計画をとらなければならない。

以上のような基本的財政政策をもち財政計画を策定し、実施するためには教職員および学生の經常勘定の財政危機の正しい認識とそれに基づいた協力を必要とするから、そのための努力を集中的に行なう必要があるとともに、そのための体制をつくらねばならない。

なお、人件費に対する私学振興財団を通じての補助金支出は、經常費の各項目への予算配分を統制する事態をひきおこすことも予想される。予算配分は大学のあり方の場合によっては決定する危険があるばかりでなく、大学の自治についても重大な影響を及ぼすものであるから、そのようなことのないような運動を行なうとともに、財政のあり方を確立する必要がある。

(二) 經常費の重点支出と支出節約の重点

本学においては、従来あくまで教学の改善・充実のための財政支出に重点をおき、極力冗費の節約につとめてきたし、また教職員は、不十分な労働・研究条件のなかで、教学改善に努力してきたが、今後さらに、既述の教学の改善・充実計画の実現のために教員の研究費および学生の図書費の充実と、物価騰貴の進行のなかでの教職員の生活条件改善のための給与引上げなどを中心として、經常費の重点的支出計画をたてるべきである。

また、支出節約の重点としては、水光熱費および電話・通信費の節約、日常消耗品の節約に重点をおくことが必要であるが、とくに建物、机、椅子などの大学施設・設備・備品の損傷による支出がきわめて膨大な額に達している現状にかんがみ、設備・備品の損傷を防ぐことが強く望まれる。

(三) 經常費財源の確保

經常費財源は、大学のもつ社会的責任の自主的遂行と大学の自治に重大

なかかわりあいをもち、また教職員および学生の研究・教育・勉学・労働の諸条件に深刻な影響をもつから、その財源の確保をはからねばならない。そのために最大の重点を国庫補助の増加におく必要がある。しかし、その運動に積極的取組みを行なうにしても、激しい物価騰貴、現在みられる科学、技術の発展に対応しての研究・教育の改善などによる財政規模の拡大はさけられないから、国の私立大学助成が根本的に改善されない限り、相対的低学費政策を原則としながら財政規模の拡大に対処する学費収入の確保をはからねばならない。

第三章で述べたように、教学改善の視点に立つた学部学生規模の縮小を可能にするため、財政確保政策の検討を教学改革の遂行にあわせて行なう必要がある。

このような財政確保の政策をとるための体制をいっそう強化する必要があるとともに、教職員および学生の財政問題に対する正しい認識が必要である。それに基づいた財政改革の力量の向上なしには、財政政策をもつこともその実施もはかりえないであろう。

以上

六六八 立命館大学の現状と課題について

一九七〇（昭四五）・一〇・二四（学内）理事会

一、はじめに

現在多くの学生諸君の間で、わが大学の教学および財政の現状と将来という問題が、真剣な関心を呼びつてあります。以下は、この問題について学内理事会の思うところを明らかにし、諸君らの討論の資料に供しようとするものです。諸君が率直な意見や批判を寄せ合い、これを集約して、わが学園の今後の歩みに反映されることを希望します。

二、立命館大学の立場

わが学園の現状と将来を考察するためには、まず立命館大学が何を掲げ所にし、何を目標してきたか、学園の基本的立場を確めておく必要があります。

本学は戦後一貫して「平和と民主主義」の教学理想を標榜してきました。しかしこれは、なにか他の大学と異なる特別の目標を追求しようとしたものではありません。平和と民主主義のための教育・学問という理想は、敗戦後新しい憲法と教育基本法がつくられた時、戦争と軍国主義の惨苦を体験してきた国民が、過去の歴史の深い反省に立って、これからのわが国教育の根本理念として確認し合つたものです。わが大学が多少ともこの点で特色ある学風をもっているように人々に映るとすれば、それはただ、立命館大学がこの二十年余、そうした国民的理想にもっとも忠実であろうと努力してきた大学の一つであるからに過ぎません。

しかし憲法・教基法の理想を貫こうとする道は、戦後わが国の歴史過程のなかにあって、けつして平坦な道ではありませんでした。とりわけ昨年来のあわただしい情勢の動きには、大学臨時措置法の強行成立、中教審「高等教育」構想の打出し、私立財団法の施行など、つよい憂慮を覚えざるを得ないものがあ

ります。日本近代史上三度目の根本的な学制再編成と取り沙汰されている、国によるこの動きが、平和と民主主義の教学理想、およびその保障ともいふべき大学自治の原理の根本的な変更を意図しているものではないかと、われわれは懸念するものです。立命館大学はいま、その存立の根拠そのものを問われる事態に直面しつつあるということができるでしょう。

この事態を前にして、わが学園のすべての構成員が憲法・教基法の理想の堅持という本学の基本的立場、存立の根拠を再確認し、この一点で一致共同することこそ、学園の現状と展望を論じ合うための必須の前提であろうと考えます。これからの道がいつそう峻しさを増すにしろ、全立命人の間にもっとも基本的な一点での一致がある限り、そして平和と民主主義を求める国民の願いが滅びない限り、学園の将来は明るいと確信するものです。

三、教学の現状と課題

戦後わが大学の歴史のなかでも、この七年間は一時期を画するものでした。昭和三十八年、学費問題をめぐるはげしい全学の討議によって本学教学の在り方や課題が新たに明確にされ、「国民教育の立場」からする「現代化・総合化・共同化」と「小集団教育の確立」とを大きな柱とする教学政策（注）が、そのなかから生み出されることになりました。本学教学の現状とはこの政策方向に沿つたいわゆる「三十八年長計」の七年間の到達点を指すものです。

〔注〕「昭三九・一・二五全学協議会確認事項」参照。なおこの「確認事項」は、ほかに具体的な重点課題として、「一般教育の検討を軸にした教学の体系的施策」、「二部教学」充実改善の推進、「大学院の位置づけと研究指導の強化」の三つを設定しています。これら三つの課題は今後とも引きつづき重点的追求がなされなくてはならないことを、ここに併せて強調しておきます。

教学現状の総括として第一に指摘したいのは、本学教学の充実改善に右の政策方向が大きな役立ちを果したことです。その二つの柱は、今後にわたつて追求されるべき教学上の基本方針であろうと考えます。

国民教育の立場での現代化・総合化・共同化とは、国民の平和・民主主義の願いに真にこたえる人間をつくるには、現代の諸問題に正しく対処できる物の見方や知識・能力が必要である（現代化）、せまい専門主義や技術主義に陥らない、自然・社会・人間の全面にわたる広い統一された視野を備えなくてはならない（総合化）、学問諸分野の間、学問研究と教育の間、教職員と学生の間、教職員同志・学生同志の間などに起こりうる各種の分断を排して、共同して真理を究める教学の体制を築かなくてはならない（共同化）、などの意味をもつものです。この七年間、本学の一・二部の各学部や一般教育・外国語・保健体育などの諸パートで、こうした方向が自覚的に追求され、教学内容の一定の前進を実現する推進力となったことは、学内理事会が集約しつつある各学部・各パートの中間的教務総括にも明らかです。また、この方向への努力をひきつづきつよめることが、先にも触れた中教審構想による政府大学政策の今後の展開にたいして、正しく対処していくためのたしかな足場となることも、明らかなことと思われまます。

小集団教育の確立については、本学はこの七年間にすべての学部にあつて全回生にまたがる小集団クラス系列の整備をひとまず完了したということができます。小集団教育の構想は、当初主としていわゆるマス・プロ教育の弊害の対策として立てられたものでしたが、整備の努力を払うなかで、一般教育と専門教育の両面にわたる各学部教学の「軸」としてのいっそう積極的な意義が見出されるまでになりました。

小集団教育整備の成果の一つに、学生の勉学における自主性、学生の自主的学習意欲の、大学教学における意義の大きさの発見があります。若い世代の旺盛な真理探求の意欲や、たとえ素朴であれ鋭敏な問題意識が発揮されて授業が真に実のあるものになることは、多くの教員が小集団教室で体験してきたころです。過去の知識のたくわえが若い世代に批判的に摂取・継承されて、はじめて学問の進歩もあります。われわれは学部学生センターの設置、小集団クラス補助金制度など、自主的学習援助のための一連の措置をとってきましたが、これからも「現・総・共」および小集団教育とならべて、学生の勉学上の自主性を正しく伸ばすことを、教学基本方針の一つに数えたいと考えます。

教学現状の総括として第二にいうべきことは、平和と民主主義の大学教学の創造という大きな理想に照らすなら、本学がいま到達している右のような諸成果はむしろいまだに端的なものであり、多くの不満な点や不十分さを現状に含んでいる、ということとです。しかしこれら欠陥ないし未達成に属する諸点は多岐にわたる、目下各学部・各パートごとに具体的総括と整理が施されつつありますから、ここではむしろ全般にかかわることとして、右に提起した本学教学の在り方の要ともいふべき三つの基本方針に関して、これからなお検討を深めてよいと思われる問題を、若干追記しておくにとどめます。

「現・総・共」の方針については、これをそれぞれの学部教学目標にまでくだいて具体化するという課題が残されています。その際、とりわけ総合化ということに関して、教学の中心における総合性と専門性・系統性をどのように統一にとらえるか、大学教学としての系統性に裏打ちされた総合化の追求が、学部ごとに取組むべき問題となるでしょう。

△小集団教育の確立について▽ 学部教学の「軸」としての小集団クラス系列の整備が完了したところで、これからはいわばこれに魂を入れることが中心の課題となりますが、そのためには学部教学の「軸」ということの意味を、この際いっそう明らかにしなくてはならないでしょう。このことを明らかにしてゆくなかで、一方では小集団クラス授業の中心そのものの改善が促進されることになるでしょうし、他方では、劣らず重要なこととして、小集団クラスの「軸」と学部教学全教科との関連づけが可能となり、どの学部でも課題に上げられているカリキュラムの全般的再検討に大きく寄与することにもなるでしょう。小集団教育の充実のためには、今一つ、教員の負担過重の軽減が重要なカギとなつていますが、この問題は次項にゆずります。

△学生の勉学上の自主性を正しく伸ばすこと▽
この問題は、学生諸君がまさに自主的に取組むべきことですが、自主的学習意欲が高まっている反面、たとえば受講率・登校率の顕著な低下といった問題の存在を諸君からも軽視してはならないと思います。自主性とは無責任な自由分散ではありませんし、大学側の努力と共に諸君ら自身の共同の努力が、この種の問題の解決を早めることを期待します。学部学生センターや小クラス補助金

のいつそう有効かつ充実した在り方や共同研究室の問題についても、今後さらに討議し合つてゆきたいものです。

以上多少長くなりましたが、われわれは本学教学について、一言にいうなら、「これまでの歩みで明らかとなつた要をしっかりと押え、その着実な実体化、内実化をはかる」ことが、現状総括と課題設定の要諦であると考えています。「国民的立場」「現・総・共」はじめ、いろんな理念やことばをことばで済ませないこと、その意味を納得がゆくまで議論し合い、明確にした上で、理事者・教職員・学生がそれぞれの持ち場でそれらを実行によって肉付けてゆくこと、——そうした本当の意味で民主的な気風が漲る学園をつくり上げるために、われわれもいつそう努力したい所存です。

四、教学条件の現状と課題

ところで右のような基本方針にそつて本学の教学の将来を展望するなら、教学諸条件の飛躍的な改善が必須のこととなるのは明らかです。だが率直にいつて、本学の教学条件はすでに現状において深刻な悪化の状態に立ち至つていて、といわざるを得ません。

学生諸君が施設設備などについて、多くの正当な不満と要求をもつていて、これを、われわれはよく知つています。現状の深刻さを示す別の事例を示すなら、現在本学の専任教員は平均一人につき約八〇人の学生を預つて（国立大は平均一人につき学生八・三人）、国立大教員をはるかに上廻る講義時間を担当しながら、各種の役職業務、諸会議、学生諸君との話し合いや交流、課外諸活動への協力などにも、おそらく通例の国立大を凌ぐ熱意と精力で取組んでいます。そのなかで、とりわけて小集団教育の整備にともない、「小集団クラスで手一杯となり、特講や概論すらもてなくなつた」とか、「十分な学問研究で講義を充実するゆとりを失つている」といった問題が教員から出されるようになりまし。小集団教育の共同研究を系統的に進めたいのだが、その時間が確保できない、という訴えすらある学部から出ています。これは教学の府として、大変な事態です。そして教員のこのような状態は、そのまま、教学の実務面を分担し

ている職員の状態でもありません。

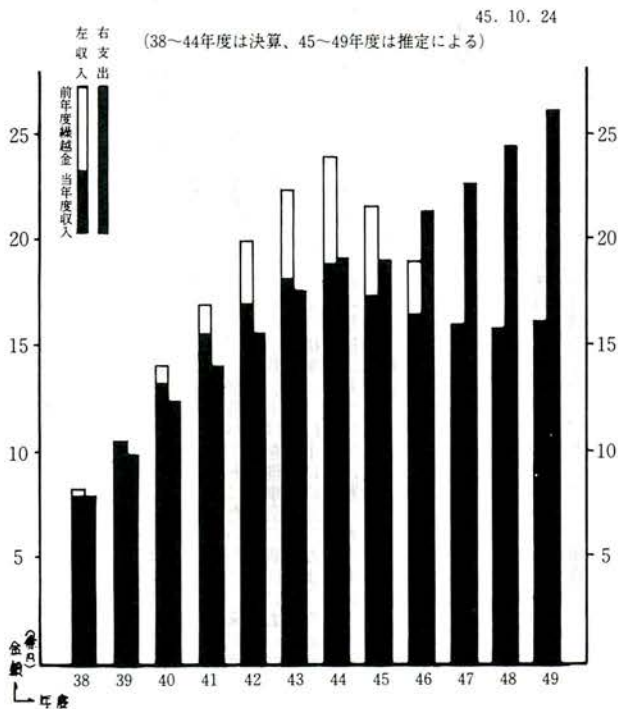
理事会は教学条件の確保と充実をその任務の一つとするものです。われわれはこうした現状の悪化を食い止めることに最大限努力しながら、学園の将来の教学が必要とするであろうより高次の教学諸条件の実現を準備することにも力を傾ける決意をもつています。当面教学条件にかかわる最重点的課題としては、(1)二拠点のもたらしめている教学上の分断や矛盾の解決、(2)教職員の負担過重の軽減、(3)教学諸条件を規定するものとしての学部規模の再検討、の三つがあると考えられますが、どの一つを取つて見ても容易ならぬ大事業であることを確認しつつも、問題解決に当ることにやぶさかではありません。

しかし、教学条件の危機的現状をもたらしめているのもっとも主要なものは、本学の財政が達着している危機的現状にはかなりません。次項でわれわれは、立命館大学の財政現状と課題について、理事者としての見解を述べたく思います。

五、財政の現状と課題

財政がいま直面している危機的状況は、基本的には現在の国の経済政策がもたらしているインフレーションのきわめて急激な進行、ならびに私学の公費助成にはきわめて緩慢な文教政策によるものですが、危機はなによりまず經常部門の収支不均衡としてあらわれています。經常部門は教職員の人件費や学園の図書費、小集団クラス補助金といった日常の諸物件費をまかなうものであり、その財源の大部分を学生の入学金・授業料・実験実習費・入学検定料に頼つてゐるものです。図表によつてここ七年間のこの部門の収支の動きを示しておきます。支出の毎年増加は、日常的教學諸条件確保充実の努力と共に、インフレの進行を示すものです（昨年度支出の増加には、一部の学生の暴力と破壊による被害も加わつています）。図表にある通り、収入も昨四十四年までは増加を辿りましたが、これは、(1)低学費その他による受験者の急増——入学検定料収入の増、(2)産業社会学部新設による四年間にわたる学生数累増——学費収入累増、の二つの要因によるものでした。この収入増は、毎年一定の金額を翌年度にくり越すことを許すほどのものでした。ところが収入増の右の二要因は現在

昭和38～49年度 経常勘定収支状況図表



では消失し、その結果として、すでに昨四十四年度から単年度（くり越し金を除いたその年度だけの収支）赤字が発生するに至っています。つまり本学は、いま過去の収入増からのくり越し金でやっと食いつないでいるといつてよいでしょう。図表は、単年度赤字が明四十六年にはくり越し金の最後の残金をも上廻り、ごく大ざっぱに見積って三億円前後の絶対的赤字をつくり出すことを予測しています。本四十五年あたりからは収入の絶対額の減少まではじまっていますが、これは全国的現象でもある受験者数漸減——入学検定料漸減の反映です。それはともかく、このような経常部門の状態の悪化が、前項で述べた教学条件の悪化の背景に在り、その直接の要因となっております。

建物など学園の基本的施設設備をまかなう建設勘定部門も、インフレの下で財政状態の悪化を免れていません。ここでは借入金による二拠点建設の残した約十九億円の負債が、今後教学が必要とする諸建設の大きな障害となっております。

本学の財政は、これまで一貫して教学に服務することをその基本とする建て前に立ってきました。学生・教職員の教学上の要求に基づいて、全学が納得する教学改善の施策が決定されたなら、その計画立った財政的保証に全力をつくし、しかしそれ以外の冗費の支出を極力引き緊める姿勢は、財政全面公開の原則と共に今後とも堅持する覚悟です。しかし、今や必要最低限の支出すら財政的におよびやされる事態が本学を訪れています。

このような財政的危機の解決が、国による公費助成の根本的改善にしか存在しないことは、誰の目にも明らかです。私学関係者を先頭としたこれまでの運動によって、政府は本年度からようやく人件費助成を開始しましたが、それとて本学にたいして四、五千万円（見込）にすぎず、来年以後漸増の見通しがあるとはいえ、既述した明年度およびそれ以後の膨大な累積赤字を克服するに足るものでは到底ありません。しかもわが学園の将来の教学が要求するであろういつそう高次の教学諸条件は、現在よりはるかに大きな支出を必要とするはずで、残念ながら現在までのところ、私学公費助成の運動は、いまだに本学が切望する真に巨額の助成をちとるまでの力量に達していません。教学への介入を排除した大幅公費助成獲得の力量を、国民のなかに粘りつよくくり上げてゆくことは、本学にとつても日本の私学全体にとつても死活の必要といわなくてはなりません。

同時にわれわれは、理事者として、すでに現前している財政の破局に目を閉じるわけにゆきません。公費助成運動のいつそう強力な展開を所期しつつも、当面破局を防止するための緊急の措置をとらなくてはならないと考えます。各種の入学時特別寄附金や、学生の水増し入学許可などを一切いさぎよしとしないうちには、緊急措置として考えうることは学費の改訂しかありません。くり返し強調しますが、「学費値上げ」は現在の私学財政の危機をどんな意味でも根本的に解決するものではありません。本学の場合、将来予想される諸

支出の大きな増加を仮に学費引上げで埋めようとするれば、おそらく算出される学費額はおそれるべきものとなるでしょう。「消費者自家負担」原理に安易によりかかったそのような学費引上げは、教育の機会均等の原則からしても許されるべきではありませんし、なによりもそれは庶民の学園としての伝統をもつわが大学にとつて、まったく自滅にひとしいことです。われわれ理事者は、これまで他の諸私学と較べて比較的に低い学費を維持してきた本学の建て前を、これからも大切にしていきたいと考えています。

われわれは先般の学園振興懇談会で、出席各パートにたいして、来年度入学者からはじまる必要最低限度の一定の学費引上げを理事会の責任において行なわざるを得ない旨提案しました。この提案は、以上に詳述したようなわが学園の教学・財政にわたる現状と課題の把握に基づいて決断されたものであり、そういうものとしての理解に立つて、十分検討していただくことを望みます。

六、結びに

理事会の財政に関する右の提案は、今後にわたつて理事者としての重大な責任をとるものなのです。われわれは微力ながら、あえてこの重責を荷いたいたいと考えます。

同時にわれわれは、本学の教学の現状と展望について、全学が活発な討議をおこし、本学の進路と教学振興の方策をめぐる見解と意志の基本的な一致が早急に打ち立てられるよう、衷心から訴えます。わが学園にはそれを可能とする、教学の発展を念願する積極的気風と、それに裏付けられた建設的な全学的教学討議の体制が存在することを確信します。

なお理事会は、討議のため必要と思われる資料を、今後ともできるだけ十分に提示してゆきたいと考えています。同時に、これまで各種の機会に作成されてきた学園教学に関する諸資料の活用を希望します。学生諸君にも配布した昨年以来の一連の「大学改革討議資料」など、この際もう一度読んでみてください。

六六九 ふたたび学園の現状と課題について

一九七〇（昭四五）・一二・七 立命館大学（学内）理事会

はじめに

学内理事会はさきにわが学園の教学上財政上の現状と課題について全学生諸君に文書を配布し、学費問題を含む理事者の見解を示すとともに、全学の討議を訴えました。その後一カ月余を経て、大学側の総括のいつそのの進行と並行してクラス内外での学生間の討議も進められてきており、学振懇や公開折衝、五者会談、専攻懇談会などもたびたび開催されています。そうした最近の経過のなかで、学内理事会は、前回の文書を補足、充実させることが必要と考えました。前回文書と併せて、討論を深める資料として活用してほしいと思います。

一、学園教学の総括

学振懇その他の場で学生諸君から教学に関して提起された主な論点は、教学の総括が教学現状の具体的実態の把握に立つておこなわれないなら、これからの展望も理念倒れに終つてしまう、ということでした。われわれもこれにはまったく異議ありません。今般大学は、この春以来種々の形で積み重ねてきた各学部・パートの総括討議を、実態把握にいつそう意を用いつつ集約し終つたので、ひとまずその要点を提示します。

本学の教学実態で基本的な問題となるところは、国の大学政策・私学政策が戦後新学制の理念から逸脱していくにつれ、わが国の大学、わけても私立大学の教学の内容や条件が「国民的大学」という理想と合致しない状態に押し止められてきたなかで、わが学園もけつしてそうした情勢の埒外にあるのではない、ということだと考えます。諸君らともはげしい討論を交しながら作成された各学部の総括報告のなかには、この七年の教学の歩みに認められる具体的成果や前進と共に個々の教科内容の問題とか教科相互間の関連づけ・系統づけの不足など教学内容にわたる諸弱点、小クラス授業の設備・条件から図書館のあり方

までを含む教学条件の上での諸要望、さらには学生のまだかなり多数に認められる積極的自主的学習意欲の欠如や基礎的学力の不足など、実態の多くの問題点が指摘されています。本学には、情勢に抵抗して教学内容の低下と教学条件のマス・プロ化をくい止め、すこしでも教学を改善しようと意識的努力を傾けた二〇余年の歴史がありますが私立大学を圧迫している全社会的情勢はそういう努力をさらに上まわる力で、本学の教学をもおびやかす、侵害しつづけているといわなくてはなりません。

以上のような実態の基本的認識に立って、われわれは次の三点が大学が今後追求すべき教学上の基本課題であると考えます。

- (1) 今後とも本学教学の内容と条件にわたる実態のいっそう十分な把握につとめ、実態をふまえて教学改善の計画的推進をはかる。
- (2) 大学教学の充実改善を阻んでいる責任が根本的には国の政策にあることを明らかにして、(1)の努力と共に、国に正しい大学政策・私学政策をおこなわせる努力をつよめる。

- (3) 右の二課題にこれまでも不十分にしろ取組んできた、本学の戦後の伝統を正しく評価し、発展的に継承することにつとめる。

このうち(3)に関しては、とりわけ前回配布文書のいわゆる三つの教学方針の柱——「国民教育の立場での現代化・総合化・共同化」、「小集団教育の確立」、および「学生の勉強上の自主性を正しく伸ばすこと」——について、これら在本学の長い教学経験が生み出した理念として積極的に評価・継承することが重要な課題となります。理念に正当な評価をあたえた上で、教学の現状や実態をたえずそれに照らして点検することこそ、「理念倒れ」を招来しないための保障であり、また現状を誤らない方向に導き変えていく保障でもあります。

右の(1)(2)(3)の基本課題は、当面六つの重点的任務を大学に課していると学内理事会は判断します。

- (1) 実態に立った小集団教育の改善をはかること。
- (イ) 授業内容および方法の工夫改善。
- (ロ) 小集団諸教科のタテ・ヨコの関連づけの強化。
- (ハ) 担当教員と学生との授業上・学習上の正しいつながりの強化。

- (二) 図書館施設その他、小集団授業の教学諸条件の改善。とりわけ教員の過重負担の緩和・軽減。

- (2) 「小集団教育万能」に陥らないで、全教科・学部カリキュラム全体の改善をはかること。

- (イ) 「現代化・総合化」の正しい追求と、カリキュラム体系への新たな具体化。

- (ロ) 学部の教育・学問の「基礎」や「系統性」を明らかにする努力の推進。
- (ハ) 「履修モデル」、「講義要綱」、「学習基本図書リスト」その他、系統的学習援助のための諸工夫の立案。

- (二) 一般教育・外国語・保健体育の改善努力を全学的・全学部的に支え、推進していく体制の強化。

- (ホ) 二部教学の改善・充実の重点的 pursuit。

- (ハ) 文・理工を中心とする大学院教学の改善。

- (3) 教科打合せ会議や共同研究その他、教員ならびに職員の共同化の促進。

- (4) 教学諸条件の重点的改善。

- (イ) 「現代化・総合化・共同化」をより実あらしめるものとしての一拠点の早期実現。

- (ロ) 教学施設・設備や学生の厚生施策における必要な改善・充実の実現。

- (ハ) 教職員の過重負担の緩和・解消に努力し、いっそう充実した教学諸活動をなすうる条件を確保すること。

- (二) 教学条件を規定するものとしての学部規模の検討。

- (5) 学生の実態や要求を日常的に把握しうる保障として、既存の学内諸機関の民主的運用と討議をいっそう十分にはかると共に、五者会談を学部協議会へと制度的に強化すること。

- (6) 大学自治擁護と公費助成大幅増額の運動の推進。

以上は前回配布文書の二、三、四と併せて、大学側の教学総括をこく概括的に示したにとどまるものです。総括の詳細は各学部ごとに文書化され、最終的には大学協議会において新たな教学要綱的文書にまとめ上げられる予定であります。それらは完成をまつて、学生諸君にも適宜公表したいと考えます。

二、学園財政の歩みと現状

立命館大学は学園の財政についても、戦後一貫して国民に真に奉仕する大学としての財政のあり方を追求する努力を傾けてきました。以下、本学の戦後における財政面からする歩みを明らかにしたいと考えます。

戦後国公私立を問わず荒廃しきつた各大学は、学園の再建に立ちあがりましたが、激しいインフレと混乱した社会状況のなかで、その活動は遅々として進みませんでした。わけてもわが学園は、戦時中の軍国主義的活動と財政的蓄積の乏しさから、存廢の危機にさらされました。昭和二〇年一月当時の学園関係者の決断によつて末川総長を迎え入れ、平和と民主主義の教学理想を追求する学園建設の第一歩をふみ出し、果敢に新制大学への移行を行なつて、法・文・経・理工の四学部をもつ総合大学として一応の体制をととのえました。しかし他方では、インフレの引きつづく進行によつて財政的窮迫ははなはだしく、戦後かなりの期間は教職員の給与の支払いすら容易でなく、労働条件も劣悪をきわめるいわばその日ぐらしの実情でした。

新制大学は、戦前の特権的官僚養成のための大学から国民大衆のための大学への大きな転換をしましたが前項でもふれたとおり、大学教育の公的性格をふまえた国による財政的保障を全く欠いていました。その結果として私立大学は、学生数の増加と学費の引き上げを継続的に行なうことによつて、辛くも経営を維持する立場に立たされたのであります。このことは私大教学の充実改善をいぢるしく阻害しました。わが学園も平和と民主主義の大学を建設するために、このような私学のおかれた矛盾とたたかいつづけなくてはなりません。

わが学園は昭和二四年、全国の私学に先がけて総長公選制（学生を含む）と全学協議会制度を発足させ、民主的学園運営の体制をひとまず確立しましたが、この体制に依拠しながら、右のような矛盾とたたかうために、どうしても長期的観点に立った教学的展望とそれをささえる財政を計画的に準備することが必要となりました。このため昭和三〇年頃から、臨時調査委員会・調査委員会などを組織し、一定程度の計画を立案して全学的討議のなかでその実現をはかる

うとしました。これらの努力は学園の全体的力量の不足から、いずれも部分的成果を生むにとどまらざるをえませんでした。昭和三五年一月学費値上げ反対闘争のなかで確認された「新十二月原則」となつて実り、同三六年には企画委員会・学園振興懇談会を設置して、学園の長期的展望を全学的にうち出す作業を開始しました。いわゆる三八年長期計画案はこの結果樹立されたものであり、全学協に提起され、その討論を経て実現に着手することになりました。

この長期計画は、財政的側面については、政府の貧困な文教政策とインフレ政策に抵抗できる自主的財政を強化すると同時に、国庫助成運動を一步前進させることに主眼をおき、可能な限り低学費を維持しながら民主的学園としてのあり方を貫こうとしたものです。

公費助成の運動については、私立大学連盟における運動の促進努力をはじめ、全関西の私立大学を結集した国庫補助促進同盟の結成、教授会を主体とした私大国庫助成関西連絡協議会の設立、日本学術会議への「私立大学問題特別委員会」設置と政府勧告の提案などを通じて、本学はかたがたに積極的な役割を果たしたといえます。これらの運動は一定の成果をあげています。しかしその額はきわめて僅少なものであり、真に公教育としての私学をささえるに足る公費助成を実現するためには、さらに規模をひろげた国民的運動が必要であると考えます。

財政民主化のもつとも重要な環である学園財政公開は、既にたてまえては全学協議会制確立と同時に全国私学に先がけてうちたてられ、以後本学は「ガラス張りの経営」を自負する大学として歩んできました。昭和三八年にはこのたてまえを内実化するため公開された財政資料が誰にとつてもわかりやすく明らかであるように、經常勘定と建設勘定の二本立てとし、かつ計画的に財政が遂行されるようそれぞれの収支を区別しました。その内容は、授業料・入学金・入学検定料などをもつて經常収入とし、維持拡充費を建設収入とするものです。長計実施の七年間の経過と困難な現状については、末尾の「長期計画の実施過程と財政の推移」に詳記します。

私立大学においては、すでにしばしば述べてきたように、公教育を私的な学生の納付する学費に依拠して運営されているので、現代の政治的経済的影響を

直接的に受けており、財政が一人歩きする可能性は常に存在しています。本学はその運営にあたって、一貫して教学優先の方向を堅持してきましたが、それが理念に終らないためには、財政の公開だけではなく、その上になつて全学の民主的機関が日常的に関心をもつた運動に支えられる必要があります。また財政担当者は、教学の理念と内容を正しく理解し、それを推進する基本的姿勢をもたなければなりません。他方、教学がおちいりやすいセクト主義や分散化を克服し、国民のための大学教育のあり方を追求し、具体的な計画と要求を一致してつくりあげることがなによりも必要であります。本学はすでに多くの運動の積上げによって、それらを実現する体制をつくりあげてきましたが、今後もさらに、これらの運動や体制を強化することによって、われわれの課題を解決することができると考えております。

三、学園財政の当面の課題

右のような学園の教学および財政の総括に立つて、学内理事會が教学諸条件の早急な改善のために現在構想している当面の財政方針の基本は、あらまし次のとおりです。

(1) 教職員の充実・過重負担の緩和・解消

小集団教育の内実化、学部カリキュラムの全般的改善、教職員の共同化や共同研究の促進、教職員・学生の授業上・学習上のつながりの強化、あるいは教員の研究活動へのより充分な時間的保障など、当面の教学諸課題に応えるためには、教職員を充実するとともに、現在の過重な教学負担（一人当り担当時間や担当種目の過多、職員の超勤など）の緩和・解消をはかることが、きわめて重要な財政課題となっております。このために、

- (イ) 現在欠員となつている教職員定員の充足に努力する。
 - (ロ) 教職員の生活確保、図書費など教学諸活動経費の充実に努める。
 - (ハ) 教職員の過重負担を一定程度具体的に当面緩和できる数の教員・職員を増員をはかる。
- の三つを政策の重点とします。教職員の新規増員数、その各学部・部課への

配分の仕方については、カリキュラムや教学活動の内容が、今後どう新たに定められるかにかかることですし、教学改善討議のいつそのの進行をまつて具体化します。

教学の改善・改革を今後をはかるためには、新たな教学計画を樹立するなかで、学部規模の縮小の課題も追求されなくてはなりません。教職員過重負担の解消も、たんに増員のみでなく、学生数縮減の角度からも検討されるべきだと考えます。

(2) 学生の勉学・生活条件の改善

(イ) 学生の自主的勉学とサークル活動の発展を保障するため、新しい学生会館の建設、学部学生センターの充実をはかります。

(ロ) 学生の生活条件の改善に資するため、新しい寮の建設により収容数の増加をはかり、さらに厚生援助資金の増額を考慮します。

(ハ) その他二部勤労学生の実態に根ざす諸要求など、学生の勉学生活改善をめざした諸要求を積極的にうけとめ、その実現に努力します。

(3) 一拠点の実現

「国民教育の立場に立つ現代化・総合化・共同化」推進の要件として、早期に一拠点を實現することは財政に課せられた最重要課題のひとつであると考えます。一拠点の實現は財政上からみても、種々の冗費をばふいて、これを教学改善にあてることを大きく可能にします。また、教職員の二拠点分断からもたらされている余分の負担をなくすことにもなります。移転に伴つておこりうる教学上や生活上の種々の問題については、充分な対策を講じることに努めます。

なお、一拠点建設の財源は、主として移転統合にともない不要となる施設の売却処分収入をもつて、これにあてるとします。

四、学費の改訂

右の三つの諸課題の實現を真に十分にまかなう財源に関しては、基本的には公費による経常費助成の大幅増額の實現に大きく期待するものですが、さしあ

たり明年度教学を維持し、さらに教学諸条件を一步でも改善するための緊急の措置として、明年度の経常勘定における必要経費、他大学の学費水準などを検討した上で次の学費改訂を提起せざるをえません。

① 一部文科系学部(以下()内は現行額)

授業料	七〇、〇〇〇円(四七、〇〇〇円)
維持拡充費	一七、〇〇〇円(二七、〇〇〇円)
入学金	五〇、〇〇〇円(二五、〇〇〇円)
謝恩基金	四〇〇円()

② 一部理工学部

授業料	九〇、〇〇〇円(五八、〇〇〇円)
維持拡充費	二七、〇〇〇円(二七、〇〇〇円)
実験実習料	八、〇〇〇円(四、〇〇〇円)
入学金	五〇、〇〇〇円(二五、〇〇〇円)
謝恩基金	四〇〇円()

③ 一部文科系学部

授業料	四〇、〇〇〇円(三〇、〇〇〇円)
維持拡充費	五、〇〇〇円(五、〇〇〇円)
入学金	二〇、〇〇〇円(一八、〇〇〇円)
謝恩基金	四〇〇円()

④ 二部理工学部

授業料	四二、〇〇〇円(三二、〇〇〇円)
維持拡充費	七、五〇〇円(七、五〇〇円)

但し、改訂額、現行額とも四回生以上は六、五〇〇円

実験実習料	六、〇〇〇円(四、〇〇〇円)
入学金	二〇、〇〇〇円(一八、〇〇〇円)
謝恩基金	四〇〇円()

⑤ 文科系大学院(博士・修士課程とも)

授業料	五〇、〇〇〇円(五〇、〇〇〇円)
-----	------------------

⑥ 理工大学院(博士・修士課程とも)

維持拡充費	一七、〇〇〇円(二七、〇〇〇円)
入学金	五〇、〇〇〇円(二五、〇〇〇円)
謝恩基金	四〇〇円()
授業料	六〇、〇〇〇円(六〇、〇〇〇円)
維持拡充費	二七、〇〇〇円(二七、〇〇〇円)
実験実習料	一、〇〇〇円(八、〇〇〇円)
入学金	五〇、〇〇〇円(二五、〇〇〇円)
謝恩基金	四〇〇円()

この改訂による学費負担増は、学部学生を例とすれば次のとおりです。

	初年度合計	アップ額(%)	四カ年合計	アップ額(%)
一部文科系	一三七、四〇〇	四八、〇〇〇	三九九、六〇〇	一一七、〇〇〇
	(八九、四〇〇)	(五三・七%)	(二八二、六〇〇)	(四一・四%)
一部理工	一七五、四〇〇	六一、〇〇〇	五五一、六〇〇	一六九、〇〇〇
	(一一四、四〇〇)	(五三・三%)	(三八二、六〇〇)	(四四・二%)
一部文科系	六五、四〇〇	一一、〇〇〇	二〇一、六〇〇	四二、〇〇〇
	(五三、四〇〇)	(二・五%)	(二五九、六〇〇)	(二六・三%)
二部理工	七五、九〇〇	一四、〇〇〇	二四二、六〇〇	五〇、〇〇〇
	(六一、九〇〇)	(二二・六%)	(一九二、六〇〇)	(二六・六%)

付1 長期計画の実施過程と財政の推移

付2 立命館財政についての一問一答

付表第1表 経常勘定の財政実態

付表第2表 建設勘定の財政実態

[注・右記 付および付表 省略—資料集・第六集に収録]

六七〇 一九七〇年度 全学協議会確認事項―七〇年学費

問題のまとめ

〔一九七一（昭四六）・一・一八 全学協議会〕

はじめに

学校法人立命館理事会は、貧困なる私学政策と急速に進行するインフレーションによつて惹き起されてきた「私学危機」の進行の下で、当面する立命館大学の財政の「危機的状况」と、それによつて生ずる教学の危機の深化にかんがみ、一九七〇年一月十七日、学園振興懇談会において、七一年度新入生よりの学費引き上げを発表した。

その後三カ月間、理事会、学友会、教職員組合、大学院生協議会の間で、二回の全学協議会、七回の学園振興懇談会、二回の全学公開交渉、五者会談をふくめて学部段階での度重なる公開交渉をおこなひ、真剣ではげしい討議をすすめてきた。

戦後一貫して憲法・教育基本法にもとづく「平和と民主主義」の理念の実現に努力してきた立命館大学において、この学費引き上げは、必然的に、立命館大学におけるこれまでの教学のあり方の総括、教育・研究・学習・厚生諸条件の実態、財政運営の徹底的総括という課題を提起した。その討論のなかで、立命館大学の民主化の現在の到達点があきらかにされるとともに、「危機の深さ」があらためて全大学人のなかにあきらかにになり、その討議を通じて、最近いっそう強化されている政府・文部省の貧困で、反動的な文教政策のもとで「平和と民主主義」の理念にもとづく教育・研究の実現のための諸課題と、それを支えている私学財政のあり方が再検討され、「私学危機」のなかでの「立命館の危機」の根本的な克服の方向と、当面の課題を明確にすることが問題となり、それをめぐつて学費引き上げのもつ意味が深く検討された。

理事会は、教学をささえる財政に直接責任をもつ立場から、財政と教学の危機を克服するものとしての学費引き上げの必要を一貫して主張してきた。それ

に対して、学友会、院生協議会はこの学費引き上げが、憲法・教育基本法に明示された「教育の機会均等」の原則を破壊し、戦後立命館がその特色としてきた「相対的低学費」を破壊するものであり、立命館大学の危機の真の克服の方向である公費助成獲得の運動の前進と財政運営の民主化の妨げとなるものとして、あくまでも学費値上げの白紙撤回を要求し、また教職員組合も同趣旨の理由にもとづき、とくに六三年以来の教学・財政の総括の弱さを指摘しつつ、学費値上げに反対の態度を表明してきた。

こうしたそれぞれの基本的立場に立つた討議のなかで、六三年（昭和三八年）に作成され、全学協議会で討議され、実施されてきたいわゆる「三八年基本要綱」にもとづいてすすめられてきた教学の現状・実態をふまえた総括、および財政の総括、今後の教学上財政上の諸課題につききびしい点検と意見の交換をおこなひ、多くの点で一致をみたが、そのうえに立つてなお、一月十六日の第二次全学協議会においても、それぞれの基本的態度は変わらなかつた。

しかし、はげしい討論のなかで再検討のための長期休会を要請した理事会は、一月十八日の再開された第二次全学協議会において、三カ月にわたる討論のなかでの確認点をふまえたうえで、立命館大学の危機の真の解決の方向は民主的で大幅な公費助成の獲得であり、そのための真剣な努力を今後おこなうことを前提に、今回の学費引き上げが教育の機会均等の破壊をいっそうすすめる点と、立命館大学の相対的低学費をおびやかす点とに再度、深刻な注意をむけたことを表明するとともに、当初の引き上げ提案から、授業料について一部七千円、二部五千円の減額を発表した。

これに対して学友会、院生協議会はさきにしめした三つの理由により、あくまでも白紙撤回を要求し、また、教職員組合も、その基本的態度を変えなかつた。そのため、結局最終的な意見の一致をみる事ができず、理事会の責任において再提案の額による学費引き上げが実施されることになった。

しかし、三カ月にわたる学費問題をめぐる全学的討議を通じて、現在の立命館大学がかかえている教学上、財政上の矛盾が明確になるとともに、理事会、教授会、学友会、院生協議会、教職員組合の間において立命館大学の当面する民主的改革の基本点に関して、多くの一致点を見ることができた。今日までの

討論のなかで確認された事項と精神は、立命館大学の教学と財政をまもり発展させる上で重要なものであり、今後直ちに実施すべきものとしてここに文書化し、あらためて確認することとした。

確認事項

一、今回の引き上げのもつ性格について、本年度第一回全学協議会（二二・一九）でつぎの点を確認した。

本学が学費引き上げを行なうことはそれ自体として、客観的に教育の機会均等のよりいっそうの破壊をもたらすものであり、相対的低学費を維持し、「庶民の大学」として存立してきた本学の性格を破壊させる危険がある。

今日、本学が直面している危機は、政府・文部省の反動的で貧困な文教政策に起因するもので、すべての大学、私学に共通するものである。したがって、学費の引き上げによつて危機の根本的解決をはかることはできないものであり、それは民主的で大幅な公費助成によらねばならないものである。

このように今日の私学危機は、中教審・私財法などによる私学統制からくる根深い問題であり、それは単に私学のみならず大学問題、教育問題としての社会的、全国的な問題として発展せざるを得ない。

また今日の私立大学の学費は、すでに公教育としての大学教育のためさえから、あまりにも高額となつていゝる事態から、全大学人が先頭にたつて民主的な公費助成の大運動を全国的にまき起す条件は熟しており、それこそが、私学の危機を根本から解決する道筋であることが明らかになつた。したがつて安易に学費引き上げを行なうことは、公費助成の運動を全学あげて進めていく上で一定の障害となる危険があることは否めない。

二、今回の学費引き上げにいたるまでの六三年に作成された「三八年基本要綱」にもとづく教学内容、および教学諸条件の整備のための「長期計画」（衣笠一提案志向、当面二提案整備）を遂行した財政運営には、それぞれの時期における一定の努力にも拘らず、現時点からみればなおつぎのような不十分さがあつたことを確認する。

1. 「長期計画」をすすめるうえで、歴史的條件があつたとはいへ、全学協議会などの民主的全学的討論をふまえる努力に欠け、立命館大学を構成するすべての学生・院生・教職員の要求にかならずしも合致していたとはいえないこと。

2. 当初試算を大幅に上廻り、立命館大学の財政規模に合致するという点で不十分さがあり、実情に合致しないと思われる点もなかつたとはいえないこと。

3. しかも建設期が大きくずれ、やり残した事業もあること。

4. 政府の反動的で貧困な文教政策に抗する財政体制の確立という点で、なお不十分さがあつたこと。

三、以上の三八年長期計画の総括にたち、今後の財政運営の民主化の基準として以下の四つの基準を確認した。

1. どれだけ広範な学生・院生・教職員の切実な要求がくみいれられているか。

2. どれだけ全学的で民主的な討論によつて計画がつくられ、しかもそれが立命館大学の实情に合致したものになつているか。

3. きめられた予算・方針が確実かつすみやかに執行されているか。

4. 政府・文部省の反動的で貧困な文教政策に抗する計画と財政のしくみになつているか。

四、以上の四点とともに、今日の私学危機の矛盾を根本的に解決するために、理事会は学生・院生・教職員の運動に依拠して、民主的で大幅な公費助成の獲得のために一貫して努力することを確認する。

なお、公費助成運動をすすめるために、各学部段階で自治会、教授会、事務室を中心とする連絡組織をつくり、全学的には理事会、大学協議会、教職員組合、院生協議会、学友会との間で連絡協議会をつくり、その事務局を設置する。

なお、私学財団法のもつ危険な性格について教職員組合からの強い指摘もあり、その学習をふくめて急速にこの運動を推進することが確認された。

五、理事会はさきの「四つの基準」をふまえ、今後の立命館大学における財政

運営の民主化としての次の四点を実施することを確認した。

1. 予算編成過程の民主化

予算の最終決定は理事会の責任であるが、理事会は予算編成にあたって全学協議会・学園振興懇談会などで学生・院生・教職員の要求をきき、それを予算に反映させるよう努力する。

2. 執行過程の民主化

樹立された計画にもとづいて正しくそれが執行されているかどうかについて、全学協議会を構成するパートから要求があった場合、担当部課はこれに応じて説明すること。併せて執行する担当部課の責任者である部課長のあり方を制度をふくめて民主化すること。

3. 財政計画の民主化で柔軟性のある運用

長期計画については、全学の意見を結集して樹立することはもちろん、毎年度の事態の進行に応じて全学の民主的討論により変更の必要性が認められた場合、計画・予算を固定したものとはせず弾力的に修正しうるものとする。

4. 財政公開の原則にもとづく全学協議会での監査

決算は監事の監査を経たうえ理事会が承認し、評議員会に報告し意見を求めることとなっているが、全学協議会においてこれを構成するパートから要請があった場合、財政公開の原則にもとづき、理事会は決算報告を行ない討議をする。また必要に応じて監査をすることができるようになること。

六、一拠点問題の民主的解決法

立命館大学における教育・研究・課外活動・大学運営、さらに学生・院生・教職員の厚生条件の改善にとつて大きな障害となつて二拠点状態を早期に克服する。その場合、学園を構成するそれぞれのパートの要求の実現を基本とし、全学的・民主的討議によつて解決をはかること。すなわち、大学財政の民主化と教学・研究・厚生条件の改善を統一的課題として、全構成員の要求と、立案への参加によつて行なうこと。

七、諸要求の実現について

学生・院生・教職員の教学・勉学条件・課外活動・生活条件に関する要求の実現にあつて、財政民主化の四つの基準をあてはめて行なうことを確認する。

学生側から当面する要求が出されたが、これについては実現または実現すべきものおよび検討のうえ結論を出すべきものとして努力することを理事会として確認する。

1. (1) 大学は研究・教育に責任をもつて、授業のやり方・内容の充実・改善をはかること。

(2) 系統的カリキュラムと二年制ゼミの完全実施。

(3) 現代の課題を正しくとらえたカリキュラムの設置。

(4) 基礎科目(基礎理論)を重視充実し、基礎的学力を養うよう努力する。

2. (1) 図書館の学部・専攻・回生コーナーの設置。

(2) 学生自習室の増大。

(3) 教科書の民主的編集と低廉化。

(4) 実験実習施設の拡充と器具の改善。

(5) L・L教室の設置。

3. (1) 低廉で住みよい新寮の建設。

(2) 衣笠キャンパスの整備。

(3) セミナーハウスの運営の民主化。

(4) サークル・ボックス、研心館四階や以学館一号などの集会所の整備。

(5) 学生全体が使えるスポーツ施設の充実と体育館の改善。

(6) 衣笠グラウンドの整備。

(7) 体育更衣室の設置と水呑場、公衆電話の増設。

(8) 診療所の診療科目増設と時間延長。

以上の確認点を大学はその責任においてすみやかに実施する。その具体的実施にあつては、引きつづき学園振興懇談会・全学協議会を開き全学の意見を聴取することを確認した。

八、大学院生協議会から大学院のあり方に関して、三八年「大学院充実についての基本的考え方」および四〇年「大学院問題対策に関するメモ」で「後継者ともなりうる研究者養成」という基本方向をうち出したあと、四四年には「大学院改善の方向について」によってその具体化がはかられたが、院生の討議がなお不十分であり幾多の問題をかかえたまま、この度の全学協議会、学園振興懇談会、大学院懇談会でも十分な総括が出されていないことが指摘された。しかも一方で中教審の中間報告にみられる大学院再編成の重大なる提案も出されており、国民的教育・研究機関であろうとする立命館大学で、大学院のあり方の具体的方針が早急に確立されることが望まれた。その上で本年度中にこの問題について責任ある大学側の方針の提示と十分な討論の場が保障が要求され、確認された。

一九七一年一月(一八)日

立命館大学総長 細野武男
 教職員組合委員長 眞田 是
 大学院生協議会委員長 田中 肇
 学友会中央常任委員会委員長 吉田 健一

〔注・右確認文書は一九七一年七月九日学園振興懇談会において正式確認。〕

六七一 立命館大学教学の現状と課題 ☆

一九七一(昭四六)・三・二七 大学協議会

はじめに

立命館大学は、戦後一貫して、平和と民主主義の教学理念に基づく新しい大学を創造する努力を重ねてきた。その結果、一方では、教学の内容において、またその条件と体制において、貴重な成果をあげてきたが、他方では、なお克服すべき弱点を残しており、また教学の改善を進めてきた過程で、新たな矛盾を生じていることも否定できない。

いま大学の在り方がきびしい批判に、さらされており、さらに政府が大学改革の政策を進めているとき、大学にたいする真の国民的要請に答える教学内容を一層充実させることが、われわれ大学人の緊急課題となっている。

この立命館大学教学の現状と課題は、以上のような認識に立ち、つぎのような姿勢をもって作成されたものである。

① 昨年来各学部およびその他の教学諸機関によってまとめられた、教学の現状と課題にかんする総括をふまえ、昭和三八年「学園振興基本要綱」(基本要綱)以来の、本学の教学を重点的に総括して、今後の教学改善の基本方向を明確にすること。

② 一連の中教審答申その他にみられる大学改革の文教政策を批判し、学問・思想および研究・教育の自由を守り、国民的要請に応える教学を一層充実させ前進させる課題について、全学的な意思の結集をはかること。

③ 教学にかんする課題について全学的な民主的討議に基づき、各責任機関が早急に具体化計画を検討して実施に移すことを強く要請すること。

以下に、教学の内容・条件および体制の現状と課題について述べるが、当面とくに留意すべき問題としては、(1)全学的な運動として、政府の文教政策にたいして本学独自の教学を充実しつつ、民主的な公費助成獲得の運動を強力に推進すること、(2)総合大学としての教学内容を前進させるために、衣笠一拠点の早期実現をはかること、(3)教職員が希望をもって本学の教学改善に取組めるよ

うな研究条件と労働条件を確保して、その過重負担を軽減すること、(4)また教
学内容の積極的な改善をはかるとともに、学生の自主的かつ進取的な勉学態度
を涵養し、それに依拠することが不可欠なことなどである。

さらに、理事会が指導性をもって、全学的に一致した諸課題の実現に向かっ
て努力することを期待するものである。

なお、入学試験制度の改革については、現在、大学協議会入試制度小委員会
で検討中であるから本文書では取扱わない。

I. 教学総括の基本的視点

A 本学における教学の基調

(1) 一九七〇年代における大学をめぐる客観情勢は、きわめて厳しいものがあ
る。とりわけ私学においてそうである。

一九六九年八月に強行採決された「大学運営に関する臨時措置法」によっ
て、文部省は大学自治への介入の道を開いた。さらに一九七〇年五月に発表
された中教審の「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告)」(基本構
想)は、現在の大学制度を全面的に改変することを提案している。

この基本構想が全体として志向するものは、わが国において歴史的に形成
され確立されてきた学問の自由と大学の自治、さらには大学の民主化の破壊
であり、大学の教学にたいして重大な危険をもたらすものといわねばならな
い。とくに大学の「多様化」と「複線化」の方向は、現存する国立・公立・
私立の各大学間の格差意識と矛盾を一層助長し、私学における学生の勉学意
欲と勉学姿勢にたいして否定的影響を与えるものとなるであろう。

(2) 本学は、戦後一貫として平和と民主主義の教学理念を掲げてきた。平和と
民主主義の学問研究と教育という理念は、敗戦後の新しい日本国憲法と教育
基本法において、戦争と軍国主義の惨害を体験した国民が、過去の歴史にた
いする深い反省に立って、戦後のわが国の教育が目標とすべき根本理念とし
て確認しあつたものである。

この平和と民主主義の学問研究と教育の理念は、いまや政府の文教政策に

よつて根本的に改変されようとしているが、本学は、この平和と民主主義の
教学理念を今後とも堅持し、一層充実した内容あるものに発展させなければ
ならない。

(3) 私学におけるいま一つの困難は財政問題である。政府は、七〇年度におい
て、わずか一二九億円の私学にたいする公費助成とひきかえに、「日本私学
振興財団法」(私財法)を成立させた。この私財法によれば、私学の財政困
難を足がかりとして、私学の経営に介入するのみならず、大学の自治・大学
の教学にも介入して、政府の文教政策を貫徹することを企図するものといわ
ざるをえない。

このような厳しい情勢のなかで、本学の教学理念を貫き実践するためには、
一方では本学の教学を改善充実させ、他方では財政上の困難を打開するため
に、政府の大学への介入を排除した大幅で民主的な公費助成を獲得するため
の、国民的な規模での運動に積極的に取り組む必要がある。

B 教学総括を行う視点

(1) 本学は、昭和三十八年「基本要綱」、昭和三十九年の「全学協議会確認事項」(確
認事項)によつて、「国民教育の立場」からする教学の「現代化・総合化・
共同化」と、「小集団教育の確立」とを大きな柱とする教学政策を確定する
とともに、総合大学としての衣笠一拠点への志向をきめ、以後七年間にわた
つてこの方針に基づく教学を進めてきた。したがつて、本学の教学の現状と
は、以上のような教学の基本方針に基づく教学改善の到達点をしめすもので
あり、教学総括はそれを念頭においた歴史的総括でなければならぬ。

またこの教学総括に当たつては、教学を維持し発展させるうえで、本学の
現実的力量が十分に配慮されねばならない。

(2) 以上の二つの点をふまえるならば、教学総括の基本的視点として、つぎの
三点を貫く必要がある。

第一に、教学の現代化・総合化・共同化を一層推進すること。
第二に、研究と教育の統一を強め、学部体制を維持しつつ、総合大学とし
ての教学内容およびその条件と体制の改善充実をはかること。

第三に、教学における学生の自主性と進取性を涵養し、集团的な研究と学習のための諸条件を整備し保障すること。

以下、ここに指摘した三つの基本的視点から本学の教学の現状を重点的に総括し、当面する教学上の諸課題を提起することとする。

II. 教学の現状と課題

A 各学部の教学目標について

(1) 教学目標の確立

① 中教審答申を基軸とする政府の大学改変が進行している現在、それについて国民的要請に応えうる各学部の教学目標を明確にすることは極めて重要である。

本学においては、すでに昭和四四年の「大学改革のための討議資料」(その二)によって、各学部の教学目標を明確にすることの必要性が提起されて以来、各学部でこの問題が意識的に取上げられ追求されてきた。もちろん各学部における専門分野のちがいが、学問の性質による教学上の相違はあるが、「専門領域にかなする基礎的な知識と技能を習得させて、広い総合的な視野から現代社会の諸課題に共同して立ち向う、自主的・批判的かつ創造的な力量を備えた人材を育成する」という点においてはほぼ共通している。

② しかし、各学部の教学目標の検討は、たんに既存学部を前提とするだけでなく、学問研究の発展に応じて、学部在り方、さらには学科・専攻の在り方にも及んで為されなければならない。また学部の教学を論ずる際、いわゆる専門主義と教養主義の考え方のちがいが、学部教学の専門性と総合性を統一する具体的な在り方を追求する努力を深める必要がある。

(2) 教学方針の確立

① 昭和三八年「基本要綱」および昭和三九年「確認事項」において、国民教育の立場からする教学の現代化・総合化・共同化と小集団教育の確立との二つの教学方針が確立された。

この二方針が、現在にいたる七年間の本学教学の改善充実において積極的な役割を果たしてきたことは、学内理事会の昭和四五年「立命館大学の現状と課題」(現状と課題)や各学部や各教学機関の教学総括において確認されているが、今後も継続して追求されるべき教学上の基本方針である。

② とくに小集団教育については、後述するようになお多くの問題が残されているとはいえ、その成果の一つとして、勉学における学生の自主性、学生の自主的・進取的勉学意欲が、大学教学において大きな意義をもつことが明らかになった。学生の旺盛な真理探求の意欲や、たとえ素朴なものであれ学生の鋭敏な問題意識が十分に発揮されてこそ、大学の教学は生き生きとした充実したものとなるものであり、過去の学問的成果が、大学において批判的に摂取され継承されてはじめて学問の進歩があるといわねばならない。

そういう意味で、学生の自主的かつ進取的な勉学意欲を正しく伸ばすことを、本学の今後の教学方針の一つとして確立することが必要であると考える。

③ 以上のような総括に立つて、つぎの三方針を確立して、今後の教学改善の基本方向としたい。

④ 国民教育の立場からする教学の現代化・総合化・共同化を、各学部の教学のなかで一層深く追求する。

⑤ 小集団教育の内容を充実し、小集団教育を軸とする学部教学の改善をはかる。

⑥ 学生の自主的かつ進取的な勉学意欲を正しく伸ばす教学を追求する。
この場合、自主性・進取性とは無責任な自由放任ではなく、小集団教育においてのみならず、学生が主体的に進んで講義に出席してその内容を受けとめ、自らの勉学の糧とすることである。

(3) 学生の勉学実態の把握

① 昭和三九年「確認事項」にも確認されているとおり、教学の理念と目標を明確にし、それを具体化する方針を確立するに当って、その方針は学生の勉学実態に照応したものでなければならぬことはいままでもない。その

意識にまで及んで学生の実態を正確に把握することは、教学実践の上で極めて重要なことである。

さらに、教職員・学生の教学上の諸要求や批判を積極的に吸収してこそ、教学目標を有効かつ適切に具体化する現実的な課題を設定しうるのであって、そうでなければ空論に終らざるをえないであろう。

② 従来、学生の実態把握の方法としては、教職員・学生にたいするアンケート（とくに二部は、数年来計画的に実施してきている）や、小集団担当者会議あるいは事務室の窓口などを通して行なわれてきた。

今後は、アンケートにとどまらず、教室その他の日常的な教育実践のなかで、また事務室の窓口を通して把握したものを、意識的かつ共同的に集約する努力が為される必要がある。

③ なお、この場合、学生の実態のみならず、教学に取組む教職員の実態をも十分に把握しなければならぬ。後述するように、教職員の負担過重が、教学改善の停滞をもたらすのである。

B 各学部教学の現状と課題

(1) 総括をする要点

① まえに、教学方針の一つとして、「小集団教育を軸とする学部教学の改善」を掲げたが、このことは過当にいわゆる小集団教育万能主義（小集団教育偏重）に偏ることではない。

現在の大学教学における小集団教育の積極的意義を認めつつ、それを学部の教学体系のなかに正しく位置づけ、これまでになかった新しい小集団教育の体系化との関連において、一般教育および専門教育を見直そうというものである。

したがってここでは、各教科目の細目にわたることを避けて、一般教育（広義の）・小集団教育・専門教育の各系列を中心に総括を行ない、改善の課題を提起することにする。

② ここでの総括は、学部教学の内容を主とするものであるが、教学内容の改善充実、それに伴う教学諸条件の整備を必要とする。したがって、主

として学生にかかわる教学諸条件についても、併せてこの章で取扱うこととする。

③ また、現時点での本学の教学は、本学独自の教学理念と教学方針によって改善充実の努力を積み重ねてきた歴史的到達点であるが、同時に、それを支えてきた教職員の負担を増大し、次章でふれるように、大学教職員としての限度をこえるような過重なものとなっている。したがって、今後の教学改善を遂行するに当っては、教職員の負担を軽減し、研究諸条件の改善を行なう抜本的な対策をたてる必要があることを指摘しておく。

(2) 小集団教育

① 昭和三十九年に一回生プロゼミを設けて以来、本学は教学における小集団教育の積極的な意義を認めて、その改善充実に努力し、昭和四五年度から全回生にわたってその形を整備した。また、一般教育と専門教育の両系列にも関連する各学部教学の軸としての積極的意義が確認されるにいたった。

② 小集団教育の目的については、昭和四四年「討議資料」（その二）、昭和四五年「改革答申」および各学部の総括においてほぼ明確になっているので、ここでは省略するが、とくに昭和四五年「現状と課題」は小集団教育を整備した一つの成果として、「学生の勉学における自主性、学生の自主的学習意欲の、大学教学における意義の大きさ」を強調している。

このことは、「討議資料」（その二）で指摘されている、①小集団による学生の自発的研究により、能動的な学習態度を身につけさせる、②内容的に密度の高い知識を身につけさせる、③討議を中心とした授業システムにより、思考力・表現力・発表力を養う、④学問を通じて教員と学生、学生同士の交流をはかり、人間形成に資する、という課題を追求してえられたものであるが、それに加えてさらにつきの諸点を指摘することができる。

① 一般教育と専門教育にわたる系統化と総合の場としての意味。

② 小集団クラスのなかで、学生一人ひとりが講義その他で学習してきたものを、自ら総合する場としての意味。

③ 共同しながら各自の個性を伸ばす場としての意味。

以上に述べたところは、社会科学系各学部、文学部、理工学部のあいだでは、その学問の性質から多少のちがいはあるが、基本的には共通した認識と内容をもって定着しつつある。

③ しかし他方では、小集団教育の現状には相当深刻なものがあり、解決を迫られている多くの課題を背負っている。

① 小集団教育の体系化に伴って、その内容的な充実をはかること（とくに、二回生講読の内容の改善、三・四回生ゼミの必修制と選択制およびゼミ二年制の検討、二部一回生の小集団教育の位置づけと内容の検討などが当面の課題である）。

② 小集団教育において、横断クラス制のもつ意味を積極的に生かすこと（例えば、小集団の同一クラスを中心とする各担当者間の共同の在り方など）。

③ 授業方法を工夫し、学問を通ずる教員と学生および学生相互間の交流を一層強めること（例えば学生の自主的な集团的学習、学生の集团的学習にたいする教員の指導など）。

④ しかし小集団教育の最大の課題は、担当教員のがわにおける共同研究体制の弱さと、学生のがわにおける集团的学習と討論の不活況さとの両因が重なりあつて現われた内容面・実施面にのこしている問題をいかに解決するかということである。

④ 小集団教育を改善する教学諸条件

① 各回生のクラス数および一クラスの学生数の減少（学部規模の適正化の問題と密接に関連しているが、当面はクラス数減の方向を考えるべきである）。

② 教員の過重負担の軽減（担当クラス数の減少など）。

③ 図書館の施設、学生自習室の改善、理工学部における実験・実習施設の改善など。

(3) 一般教育（広義の）

① 一般教育の重視

一般教育は、戦前の大学教育にたいする深刻な反省によって、戦後の新

制大学に導入され、広い視野をもつ全人格的な人間形成の場としての大学教育において、重要な一環とされたものである。現在、それは改善すべき多くの問題を持ちながらも、ある程度定着してきたといわねばならない。しかるに、中教審の「基本構想」は、一般教育のもつ重要な教育的意義を軽視し、一般教育の独自性を否定して、一般教育をなしくずしに解体しようとしている。

本学は、このような中教審の「基本構想」を批判して、全人格的な人間形成の場としての大学教学の観点を堅持し、一般教育を重視する。

しかし、各教科にわたって、改善すべき問題を多く残している以上、一般教育の積極的意義を確信をもって主張しうるためにも、一般教育の現状と課題についての総括が、一般教育センター・外国語科連絡協議会・保健体育委員会（保健体育教室）を中心にしてすすめられなければならない。同時に、一般教育の改善努力を、全学的に支え推進する体制を強化しなければならぬ。

② 一般教育（狭義の）

① 本学における一般教育改善の取組みは、昭和三九年「確認事項」における「一般教育の再検討を軸にした教学の体系的施策」の確認のうえに立って、一般教育研究センター（一般教育センターに改組）を中心に進められ、単一科目の内容の再検討、相互くさび型の実施、総合コースの研究と実施などの改革が行なわれた。

② 現在、主要には、一般教育の独自性を前提とする学部の専門教育との相互補完的な関連の在り方、設置科目と回生配当の再検討、単一科目の講義内容と方法の再検討などの課題がある。

なお、総合コースは継続するが、現在まだ総括しうる段階にはない。

③ 以上の諸課題については、多くの学部において検討した具体的な提案が為されたが、一般教育センターでの討議を十分に行ないえず、各学部の考え方の相違が克服されずに残されたまま、実施を見送らざるをえなかった。

今後、一般教育センターを中心とする積極的な討議によって早急に一

致点を見出す必要がある。

③ 外国語教育

① 外国語教育について、各学部総括は、それを総合教育の一環として一般教育（広義の）のなかに位置づけ、かつ小集団教育体系の一環としている点では共通している。しかし、学部によっては、教養面あるいは実用面を重視する傾向がみられる。

② これまで、テキスト・授業方法の一定の改善、あるいは第二外国語の増単位などの改善が為されてきたが、今後検討すべき課題として、①学生の出席率の低下など、学生の外国語勉強意欲の低調を克服する問題、②随意外国語の責任体制、③落クラスの問題、④二部学生の実態をふまえた二部外国語教育の在り方、⑤聴視覚教育の問題などがある。

③ 以上の諸課題は、外連協を中心に、その具体策を検討しなければならぬ（近く外連協から外国語教育の総括が出される予定）。

④ 保健体育教育

① 保健体育教育は、学問研究と結びつき、心身ともに充実した人間形成に資すべきものであつて、本学においては広い意味での一般教育の一環として位置づけ、かつ小集団教育の一環としている。

② この数年間に、保健体育の教育目標を明確にするともに、保健体育委員会・保健体育教室を中心にその具体化のための諸施策を追求し、保健体育担当教員の共同体制の強化、講義内容の改善、実技の六種目ローテーション方式による種目増および二年制の実施、教員数の増員、体育施設の改善などを実施してきた。

③ 現在、保健体育教室から、「保健体育教育の現状と課題」が出されているが、これは昭和四三年「保健体育白書」以来の本学保健体育教育を全面的に総括したもので、今後早急に全学的討議を組織して、教学内容から施設に及んで、本学の教学と力量にふさわしい改善を進めなければならない。

(4) 専門教育

① 専門教育にかんする全面的な再検討は、昭和三八年以来、国民教育の立

場立つ教学の現代化・総合化・共同化の方針に従つて継続して行なわれてきたが、とくに二部教学の改善に刺激され、さらに小集団教育の改善と体系化がその推進力となった。

社会科学系各学部においては、専門科目のカリキュラム、講義内容、講義方法、履修方法などについての改善が進められたが、文学部および理工学部においては、現在、改革が進行中である。

② さらに、教学改善の今後の課題として、つぎの諸点が挙げられる。

① 衣笠一提案による総合大学の機能を生かすものとして、学部間の「開かれた」カリキュラムの追求（現代化と総合化との関連、共同研究体制との関連、学生の自主的かつ進取的勉学との関連）。

② カリキュラム改革の方向としての集約化の追求（講義内容の重複をなくする整理統合、回生別の系統履修、カリキュラムの系統化など）。

③ 小集団教育にたいする大中教室講義の意義づけの明確化（講義も学生の自主的勉学意欲を発揮すべき場である）。

④ 基礎的学力養成の重視（基礎科目および基礎理論）。

⑤ 現代化・総合化・共同化の課題をさらに深く追求し、現代的課題を正しくとらえたカリキュラムの検討。

⑥ 学部教学の改善を進めるためには、つぎの諸条件を整える必要がある。

① 学生の自主的な系統履修を援助するための条件および体制の保障（履修モデル、講義要項、学習基本図書論文リストなどの作成）。

② 学部教学と図書館の設備との関連の追求。

③ 教職員の共同化の促進（教科の共同研究、担当者打合せなど）。

④ 共同の教科研究をふまえ、教学目標にそつてテキストの編集。

⑤ 過大講義をなくするための努力継続。

C 二部教学の現状と課題

(1) 二部教学のきびしい情勢

① 本学の二部教学は、教育の機会均等の原則に立って、勤労する学生の事態に応じた大学教育を行なおうとするものであり、昭和三七年「二部対策

要綱」の確定以来それに対応した教学を追求して、二部教学を改善してきた。

- ② しかし、二部問題は、①政府の文教政策による二部教学への圧迫により、
 ①職場での労働条件の悪化が二部学生の勉学・生活条件を破壊していることにより、②二部学生を軽視する社会的傾向などによって、二部教学が破壊される深刻な矛盾に直面しており、中教審の「基本構想」が進行するなかで、本学が推進しようとする二部教学の方針は、新たな課題に当面している。

- ③ こういった厳しい情勢のなかで、本学が推進してきた二部教学を守り発展させるためには、教職員のみならず、とくに二部学生をも含めた一致した教学努力がとりわけ要求される。

(2) 二部教学の現状と課題

ここでは、一部各学部と共通する問題以外の二部固有の諸課題について、重点的に総括する。

- ① 二部学生の実態からして、小集団教育の問題点は二回生講読に集中的に現れている。これはまた、二部教学全体の縮図であるといえよう。さらに二部学生の除籍者は最近増加する傾向にある（主として経済・労働条件の悪化による）。

したがって、二部学生の実態に対応した、教学の内容・授業方法およびその諸条件の思い切った改善が必要となっている。

- ② 二部独自のものとして設置されている共通専門科目は、必ずしもその教育効果を十分にあげていない現状から固有専門科目とあわせて再検討を加えるべき重要な課題である。

- ④ 共通専門科目と他系列の教科との相互連関を明確にする必要がある。
 ⑤ 学部固有専門科目を共通専門科目との関連において、再検討する必要がある。

- ⑥ ④⑤の再検討はまた、共通専門科目の回生配当・設置科目・履修方法などの再検討の必要をもたらす。

- ⑦ 共通専門科目の各科目の内容にかんする、教員の教科研究の共同体制

を確立してその条件を保障する必要がある。

- ③ 人文学科および基礎工学科については、古い専攻意識からする批判があるが、その理念と教学目標の徹底について努力してきており、今後一層基本的な考えを明確にする必要がある。

- ④ 二部産業社会学部の設置問題は、社会的要請の有無・他学部との関連および学部の適正規模の検討と結びつけて、その方針を決定しなければならぬ。

- ⑤ 勤労学生を確保するために、勤労学生の実態に即した入試方法を検討する必要がある。

- ⑥ 二部の教学諸条件の改善では、当面つぎの諸課題がある。

- ① 専任率の検討。

- ② 二講時制の検討。

- ③ 保健体育実技の施設の整備。

- ④ 衣笠一拠点に必要な二部対策の検討（Ⅲ A (3) ②）

(3) 二部教学の責任体制の強化

昭和三八年に二部協議会および二部事務室が発足して、二部教学の責任体制が確立されたが、その後、二部協議会委員長二年任期制、保健体育教員の二部協参加などが実現されたことによって、その責任体制が強化され、一定の成果があったと評価することができる。

さらに当面の課題として、①二部協議員の負担、②二部教務主任の権限と処遇、③学部教授会と二部協議会との関係（学部の二部にたいする責任体制・教務主任と学部執行機関の関係）、④二部協議会と外連協および一般教育センターとの関係などの問題を検討している。

D 教職課程の問題点

- (1) 戦後の教員養成制度は、民主的教育の目的にそって、教員養成を一般大学に開放したところに積極的な意義がある。しかるに、政府の文教政策の動きは教員の養成を教育系専門大学に限定しようとする意図がある。

このような動きにたいして、民主的な教員養成制度の維持を主張し守って

ゆくためには、教職課程の教学内容を、それを主張するのにふさわしい内容に改善する積極的な姿勢をもたなければならぬ。

- (2) すでに昭和四四年「討議資料」(その二)は、①カリキュラムの改善、②教育実習の改善、③同和教育の改善、についての提案をしているが、今後、教職課程の責任体制を強化するとともに、改善の課題を追求することが必要である。現在、教職課程委員会から、「教職課程の現状と課題」が提出されており、早急にこれに関する討議を行なわなければならない。

E 大学院研究科の課題

- (1) 大学院研究科の教学改善については、すでに昭和四四年「大学院研究科の改善の方向」(改善方向)が出され、大学院研究科の位置づけと教学目標が明確にされ、研究体制と指導体制・カリキュラムの改善・奨学制度についての提案が為された。

しかし、大学院学生との討議を十分に行なう条件がなく、各研究科の取組みも一様でなかったことよって、各研究科間に改善の進行度のちがいを生じている。

- (2) 社会科学系の各研究科では、「改善方向」にそう一定の教学改善が行なわれたが、なお共同研究・共同指導の体制・指導と研究の結合などの問題に課題をのこしている。文学研究科では、カリキュラムの改善と研究指導体制の確立が当面の課題として取組まれており、また理工学研究科では、漸次カリキュラムの改善が行なわれたが、共同研究条件の保障が当面の問題として提起されている。

Ⅲ. 教学諸条件の現状と課題

教学諸条件は、前章の教学内容の改善の課題と密接に関連している。したがって、前章の関連する各箇所において教学諸条件の問題についても触れてきたので、ここでは主として衣笠一拠点問題、学部規模の適正化の問題および教職員の研究条件などの問題を中心に取扱うことにする。

A 衣笠一拠点の早期実現

衣笠一拠点の問題は、すでに昭和三八年「基本要綱」において、衣笠一拠点への志向が打ち出されて学内の討議に付され、昭和四〇年に経済・経営両学部が衣笠に移転した。ついで昭和四四年に産業社会学部の衣笠移転が決定されるとともに(昭和四五年に移転完了)、全学部の衣笠一拠点への集中を実現することが緊急な課題となり、昭和四五年「立命館大学の改革についての答申」(改革答申)において、衣笠一拠点の早期実現の必要が提案された。また学内理事会の「立命館大学の現状と課題」においても、教学条件にかかわる最重要課題の一つとして「二拠点のもたらしている教学上の分断や矛盾の解決」が挙げられ、今回の学費値上げ問題にかんする全学協議会および学園振興懇談会においても衣笠一拠点問題が論議された。

衣笠一拠点の早期実現の問題については、昭和四五年「改革答申」において詳細に整理されているのでここでは教学上の観点から主要な問題を提起するにとどめる。

(1) 教学上からみた積極的意義

① 教学の現代化・総合化・共同化の視点に立って、前章に述べたような教学上の諸課題を具体化し、総合大学としての教学上の機能を十分に発揮させるための教学諸条件を整えるものとして、衣笠一拠点の早期実現が必要である。

- ④ 二拠点の現状がもたらしている学部間の分断など、教学上の分断や矛盾は各方面に悪影響を及ぼしており、早急に解決する必要がある。それはとくに二部教学において集中的に現われている(例えば、二部経済・経営両学部における教員・学生間の分断、二部協議会内部の分断、学生の図書利用における分断など)。

⑤ 教学の現代化・総合化・共同化を具体化し、現代的課題を追求する場合、学部をこえた取組みを必要とし、学部間の「開かれた」カリキュラムの必要性が大きくなっている。

⑥ 学生の自主的かつ進取的な勉学意欲に応え、またそれを開発刺激して、総合的な視野を備えた人間形成を十全ならしめるためには、総合大学と

しての教学機能を活用しうる条件を整えることが必要である(例えば、他学部受講、学部学生相互間の知識の交流、自発的な図書館利用など)。

③ 教職員が、学部のおくをこえた全学的な共同研究を進めることによって、教育の総合化・共同化を追求するための条件と体制を整備し、保障することが極めて重要である。

② また教学諸条件を有効かつ適正に整備するために、衣笠一拠点による本格的な整備計画を立てる必要がある。

① 広小路キャンパスの狭隘、騒音など広小路学舎の教学諸条件は悪化しているが、しかもそれを改善する条件はすでに限度に達している(例えば正課体育実技の諸施設など)。

④ 中規模大学としての本学における適正な教学諸条件の在り方を追求し具体化するためには、衣笠一拠点の見通しに立つて行なわれなければならない(学部規模の適正化など)。

⑧ 二拠点から生ずる教学諸条件の重複を克服し、施設その他を無駄なく有効に使用することによって、その他の諸条件を充実することが可能となるであろう。

② 教職員の労働条件を改善し、その適正な配置を追求しなければならぬ。

⑥ また二拠点の現状は、教職員・学生を問わず全学的な意思の結集を阻害する一因となっている。

③ 二拠点からくる財政上の支出増を解消して、教学を支えるための、有効な財政運用を可能ならしめ、相対的な低学費政策を維持する力量を蓄えなければならぬ。

(2) 衣笠一拠点を實現する基本的原則

① 学生・教職員の教学上の諸要求を十分にふまえ、全学的な民主的討議を経て計画を具体化する。

② 各学部の教学改善を積極的に進めて、総合大学としての教学上の機能を十分に發揮しうる内容を追求する。

③ 衣笠一拠点を實現するには膨大な経費を必要とするが、経営の拡張にお

(3) 衣笠一拠点の實現における課題

ちいらぬよう、本学の財政的力量に応じて計画的に実施すべきであり、また一拠点實現を学費値上げに直結させてはならない。

① 衣笠一拠点の實現は、本学の教学上画期的な事柄であり、今後の本学の教学に決定的な影響を及ぼすものである。したがって一拠点實現を計画する場合、本学は重大な諸課題を背負いこむことになるが、その前提となる問題を重点的に挙げるならばつぎのようなものがある。

④ 教職員・学生のもつ教学上の諸要求は膨大なものがある。しかも大衆化した、かつ国民的要請にこたへる教学を行なう場としての大学、とくに私立大学において、教学の諸条件は基本的にいかにあるべきかを明確にしておかなければならない。

その場合、さらに一拠点實現の課題に結びつけて、当面實現をはかるべきものと、長期的な見通しのなかで計画化すべきものとに整理する必要がある。

⑧ 昭和三八年「基本要綱」の一拠点志向においては、いわゆる「機能集中の原則」がすえられ、その原則によって以学館および修学館が建設された。しかし、昭和四五年に建てられた学而館においては、その原則が修正され、学部事務室・学部学生自治会ボックス・学部学生センター・学部学舎などを一学舎に集中する学部中心の考え方となっている。この考え方は、教員研究室その他、一拠点實現の計画を進める際に影響を及ぼすものであって、現実の諸条件のなかでは、「機能集中の原則」と学部中心の考え方との関連を検討しなおす必要に迫られている。

② 移転に伴う新たな課題として、①衣笠周辺における学生下宿の確保、④交通機関の確保(とくに二部学生の場合は最重要である)、⑤保健体育施設・本部施設・学生会館その他の諸施設の問題がある。とくに①④⑤は早急に解決策を追求しなければならないが、基本的には、昭和四五年「改革答申」の方向で対策をたてる必要がある。

③ 以上の諸課題を具体的に追求し、全学的な民主的討議を組織しつつ、衣笠一拠点の早期實現をはかり、また緊急な当面の課題(例えば、産業社会

学部教員の研究室・学生会館の建設など)の具体化を促進するために、早急に大学側の特別委員会を設けて、マスタープランの検討をはじめめる必要がある。

B 適正な学部規模の検討

(1) 学部規模の適正化の意義

私学経営における慢性的な財政困難を切り抜ける方法として、学費値上げと学生数の大幅な水増しによる経営拡張の二つの安易な道があった。

本学は、勿論これまでこのような安易な方法を取ることを排除して、教学優先の原則を貫く努力を重ねてきたが、政府のインフレ政策や無責任な文教政策などのために、昭和四六年度における学費値上げに踏み切らざるをえなかった。しかし、中規模大学としての本学教学の充実発展をはかりつつ、政府の大学改変政策に正しく対処するためには、学部の適正規模にかんする抜本策を講ずることが重要な課題となっている。

さらに本学の場合、つぎのような現実的な理由からも、学部規模の適正化が必要となっている。

- ① 小集団教育の充実のための教学諸条件を改善する必要(社会科学・人文科学系学部のクラス数の減少および一クラス学生数の適正化、理工学部における実験・実習施設と学生数の適正化など)。
 - ② 小集団教育を軸とする学部教学の充実改善にともない、教職員の過重な負担を軽減する必要(教職員一人当たり学生数の減少、大教室講義の受講数の適正化、教職員の質的負担の軽減など)。
- ### (2) 学部規模の適正化に取組む課題

- ① 学部規模の問題は、たんに学生数および教職員数の問題ではなく、小集団教育体系を軸として、現代化・総合化・共同化の学部教学の改善を進めることとの密接な関連において検討されなければならない。
- ② 学部規模の問題は、衣笠一拠点実現のために計画化される教学諸条件の前提となる条件であり、衣笠一拠点問題と関連して取組む必要がある。
- ③ 学部規模を確定する具体的要因には、学生数と教職員数とがあるが、現

行の教授会の規模を過大に膨張させることなく、学生数減の方向で検討すべきである。

- ④ なお、現行の各学部学生数(本学の予算上の定員)は、認可された定員をいちじるしく上廻っている。今後早急にその定員との関連を検討する必要がある。

C 教職員の負担軽減と研究条件の改善

(1) 教職員の負担過重の現状

- ① 教職員の負担が過重となっている現状は多言を要しないが、とくに最近、大学教員としての限度をこえる状態におちいった直接の原因は、小集団教育の体系化および現代化・総合化・共同化による教学の改善が、それに必要な教学諸条件の整備を伴うことなく先行したことにある。

- ② また教員の負担過重は、教員に必要な研究条件すらも保障しえなくしている。例えば、教員の恒常的な共同研究(共同化)の体制が作られても、それを継続する時間的余裕すら十分には確保しえない現状である。

- ③ 職員についても、学生にたいする窓口指導の強化、教学の改善充実に伴う教務事務量の増大(例えば教材の作成)などによってその負担が増大している。

(2) 教職員の負担を軽減する課題

- ① 教職員の負担軽減の方策を立てることは、当面の緊急課題の一つとして、昭和四五年「現状と課題」にも指摘されているが、この問題の解決は、衣笠一拠点および学部規模の適正化を前提として、改善の長期的な見通しを明らかにし、とくに矛盾の厳しい面については、その長期的展望との関連において当面の施策を講ずべきである。

- ② 教職員の負担軽減については、つぎの二点について方策を講ずる必要がある。

- ① 教員一人当たりの担当時間・担当科目の種類および小集団の担当クラス数の減少と教職員のある程度の増員。
- ◎ 学内の諸会議・諸機関の整理。勿論、学内の諸会議・諸機関は、大学

の教学を推進し、大学の教学条件を管理運営するためのものであるから、教職員は積極的にこれに参加すべきであるが、他方では、それが教職員の過重負担の原因となる側面をもっている。理事会にたいする昭和四五年「改革答申」においても、すでにこの問題にかんする積極的な提案がなされており、会議内容や機関の重複をできるだけ避ける方向で整理し、また構成人員についても必要最小限にとどめるように再検討して、早急に大胆な抜本策を講ずることが必要である。

(3) 教職員の研究条件を改善する課題

教職員の研究条件の改善は、前述した労働条件の改善と密接に関連しているが、さらに重要な課題として、つぎの四点を提起しておく必要がある。

- ① 共同的な教科研究および全学的な共同研究を促進するための体制の確立とその保障。
- ② 学部図書費の増額と個人研究費の増額。
- ③ 内地および外地留学制度の改善。これは小集団教育の体系化、とくにゼミ二年制の関連を十分に考慮しなければならない。
- ④ 人文科学・理工学研究所の積極的な位置づけを明確にし、とくに①との関連においてその体制を強化し、また学部共同研究室・学科専攻研究室・図書館・両研究所の機能・任務などの相互関係について明らかにしておく必要がある。そのためには、両研究所の現状と課題にかんする総括が早急になされなければならない。(理工学研究所については、「理工学研究所のあり方について」が出ている。)

Ⅳ. 教学を推進する体制の現状と課題

以上に提起した教学内容および教学諸条件の改善はこれを推進する民主的な学内体制の確立によってこそ保障される。その意味で、教学を推進する学内体制について、その現状を総括し、現状の諸条件に対応して学内体制をより一層民主化するための当面の諸課題を提起しておく必要がある。

A 本学の教学体制の特色

(1) 私立大学の場合、学校法人が大学の教学を制約するという状況がしばしばみられる。しかし本学においては、学問の研究・教育の自由を保障するものとして、大学の自治が体制的に確立され、学校法人との関係においても、大学自治を尊重する慣行が築きあげられ、教学優先の原則が確立されてきた。すなわち、大学および中学校の経営に責任をもつ学校法人立命館の意思決定および執行の体制を有機的に関連させ、国民教育の責任を果すために、本学においては、各学部教授会の意志決定を尊重しながら、大学としての教学の最高の意志決定を行なう大学協議会が設置されている。

また、大学の教学とそれを裏付ける経営との統一性を確保するために、慣行として学内理事会が設けられ、管理・運営にかんする大学における執行と、学校法人における執行との統一がはかられている。このような本学の独自の管理・運営の体制は、改善すべき若干の課題を含んではいるが、基本的には、今後もこの体制を堅持すべきである。

(2) このような本学の体制は、戦後、本学における教職員および学生の民主的運動の発展を基礎に歴史的に形成されたものである。さらに本学では、大学自治の重要な構成部分として、学生・大学院学生・教職員の自主的・民主的な組織が、大学の管理・運営に参加することを認めてきたところに(全学協議会など)、本学の民主的体制の特色がある。

しかも、大学をめぐる情勢がきびしさを加えている現状のもとで、学内の民主的体制を一層強めて、課題を遂行し実現しうる全学的な力量を蓄えなければならぬ。

(3) すでに本学では、このような観点から、とくに昭和四四年以来、立命館民主体制の改革につとめ、総長選挙規程の改定、学部長選挙規程の制定、学部教授会の民主化、職員の職場会議の確立などの具体的な施策を遂行してきたが、さらに以下の諸問題を、当面する具体的課題として提起する。

B 学生参加による全学的体制の課題

本学は、大学の自治は、その構成員、すなわち理事会・教員・職員・学生が、それぞれの立場から主体的に参加することによって、創造的に発展させられ、守られてゆくべきものとしてとらえている。

この基本的認識のうえにたつて、昭和四四年「討議資料」(その二)は、学生参加の範囲・程度をより拡大する方向で再検討し、全学生の意思を大学の管理・運営に反映しうるように、制度の一層の民主化をはかり、それに対応する大学の責任体制を確立すべきことを提起している。

その後、総長選挙規程・学部長選挙規程の決定をみ、また全学協議会・学園振興懇談会・学部五者会談・大学院懇談会などの機能が回復された。しかし学生参加による全学的な体制については、さらに整備すべき若干の当面の課題がある。

(1) 総長リコール制

総長選挙規程の決定にあつては、その「覚え書」において、総長リコール制度が今後の研究課題として確認されている。大学としては、早急にこの課題についての見解ないし試案を全学に提起して、討議を組織しなければならぬ。

なお総長と学長の分離問題も、同じく「覚え書」において研究課題とされている。

(2) 学生と大学の協議機関

① 本学において、学生の参加する最高の協議機関である全学協議会(全学協)については、その構成メンバーとして寮連合を加えることなど、若干の問題がすでに提起されているにもかかわらず、なお正式決定をみていない。全学協として早急に構成メンバーの検討を行なう必要がある。

なお学園振興懇談会(学振懇)についても、設置された当初とは、その性格において相当変化してきており、その性格を明確にする必要がある。

② 大学と大学院学生の院生協議会とのあいだの協議機関として、すでに大学院懇談会がもたれているが、これを正式の協議機関として確立する必要がある。

(3) 学部学生と学部との協議機関

① 学部段階での協議機関としては、従来、学部五者会談(二部は二部懇談会・二部学部懇談会)が設けられていた。昭和四四年「討議資料」(その一)では、これを学部協議会に改組すべきことが提起されている。早急にこの課題について検討し、正式に決定する必要がある。

② 以上のほか、学生参加による全学的な体制については、「討議資料」(その二)において提起されている諸問題について、今後の課題として取組む必要がある。

C 教学を推進する大学の責任体制

(1) 本学は、全学および学部段階での協議機関で討議された統一的意思を尊重して、教学および管理・運営を執行する責任体制の確立を追求してきた。現在、その責任体制を強化してその指導性を発揮し、教学改善を遂行してゆくために、当面二つの課題があげられる。

① 一昨年以来、大学側の体制についても各方面にわたる改善が行なわれたが、現在それらの理解に若干の混乱がみられる(例えば学部長会議について)。したがって、それらの一連の改革について整理し総括する必要がある。

② 昭和四五年「改革答申」のなかで、大学の体制について多くの具体的な提案がなされている。これらの問題について、学内理事会を中心に早急に全学的な検討を開始する必要がある。

(2) 大学の事務体制については、これまでに一定程度の職場の民主化がすすめられてきた(例えば、職場会議の確立など)。今後の課題としては、大学における職員的位置づけを明確にし、部課長制度の民主的改革を具体化することが、当面の課題となつている。

さらに「改革答申」に提案されている職員組織にかんする諸課題についても、早急に検討を加える必要がある。

〔注・本文書に引用されている、各学部および各教学機関が一九七〇年度において提示した「現状と課題」、「教学総括」は左記のものがある。〕

- ・法学部教育の全般的総括
- ・経済学部における教育研究の現状と課題（その一）
- ・経営学部専門教育の総括と当面の課題、経営学部教学総括
- ・産業社会学部教学総括（案）、産業社会学部カリキュラム改訂について、産業社会学部における教学の現状と課題（中間総括）
- ・一部文学部カリキュラム及び専攻共同研究室の改革、文学部教学総括
- ・理工学部改革のための討議のまとめ、理工学部における一般教育カリキュラム改革について、理工学研究科改善のための討議のまとめ、理工学部二部基礎工学科カリキュラム改定案
- ・二部教学の現状と課題、二部外国語教育の問題点と改善の方向
- ・一般教育における問題点と改善の方向
- ・外国語教育の現状と改善の方向（案）
- ・保健体育教育の現状と課題
- ・教学対策会議の課題

六七二 入試制度の基本と当面の対策 ☆

一九七一年（昭四六）・四・二四 大学協議会

はしがき

- (1) 先に「大学改革のための討議資料（その二）」は、第九章試験制度において、入試制度の改革につき「①受験生の基礎的・総合的学力を正しく評価しうるように試験問題を改善し、試験科目をふやすことが考えられ、さらに、②入試成績のほかに高校の学業成績や人物調査を勘案して合否を判定するシステムに変えることが必要である。将来、学校格差に対する適当な配慮が可能になるならば、高校の学業成績を中心にして判定することも考えうる」と問題を提起した。しかし、この問題をめぐっては学内にさまざまな意見があり、提案を具体的に実現するにはなお考慮すべき障碍が少なくない。また立命館大学の入試制度には提案以外にも検討を要する問題点が認められる。他方、全国的にみても、入試制度改革にかんする論議がしだいに高まってきているが、その動向のなかには大学の自治にとり危険な要素が含まれているように思われる。
- (2) このような状況において、昭和四五年六月二七日、第四六五回大学協議会は、武藤総長の提案に基づき、大学協議会に入試制度の改革を検討するための小委員会を設置することを決定した。
小委員会は問題別に三つの部会に分かれて検討を重ね、昭和四六年四月一日、答申を行なった。大学協議会は四月二四日答申を素材として討議を深め、成案を得るにいたったので、ここに発表し、教授会をはじめ関係機関の審議を求める次第である。

I 入試問題をめぐる全国の動向

(1) はじめに

大学入試がひとり大学問題としてだけでなく、現代の社会問題としてとりあげられて既に久しい。たしかに大学入試をめぐる状況は、最近の不

正入試事件をひとつと見て、はなはだ異常であるといわざるを得ない。また戦後のベビーブームに由来する大学生急増期を終了してようやく恒久的な構想を立案できるようになった客観的な条件と、大学紛争を契機とした大学制度改革への主体的な気運に乘じ、各大学において入試検討の動きが生じている。特に注目しなければならぬのは、大学への介入をともに強化してきている文部省が入試問題について干渉を試みようとしていることである。

(2) 入試改革の動向

現在、入試制度改革をめぐる全国的な動きは、次のとおりである。

- a. 大学入学者選抜方法の改善に関する会議
文部省に設けられた諮問機関である同会議は、昭和四五年一月一六日中間発表を行ない、調査書、全国的規模の共通学力検査、健康診断、大学が適当と認めるその他の資料（学力検査入論述試験等）、実技検査、小論文、面接等の結果）の総合判定を提案している。
- b. 国立大学協会第二常置委員会
国立大学の協同による第一次の共通学力検査（統一テスト）と各大学の第二次試験を提案し、その結果、当否を検討する委員会が設立されるにいたっている。

c. 大学基準協会入試制度改革研究会

国立私立をすべて包含している点で特色を有し、目下、問題点を検討中であるが、まだ成案を得るにいたらない。

その他、東京大学をはじめ各大学における改革は少なくない。また OECD の日本の教育政策にかんする調査団も入試改革について提言をなし、注目をひいた。

(3) 入試改革と大学改革

a. 現行の大学入試が高校教育以下の教育をゆがめていることは否定できない。しかし、入試制度をいかに改革しても、大学間に著しい格差が現存し、社会において学歴重視の傾向が存在するかぎり、競争選抜試験は存続するであろうし、したがって、それに基づく弊害も根本的には解消

しないであろう。

- b. 入試制度の改革は、所詮、技術上の改善にとどまり、高校以下の教育の受験による歪みを是正するには限度がある。大学間格差の解消たとえば公費助成による私学と国公立大学間の不公平の是正や、大学間の交流による格差の是正、さらに進んで各大学がそれぞれ特色を有し社会がその独自性を尊重するように認識を改めること等を実現することこそ、根本的な解決策であり、大学制度全体の改革を進めなければならない。
- c. まして一大学のみ入試改革には、きわめて大きな制約があることはいうまでもない。理想の入試制度を論ずることは易しい。しかしわれわれは本学の現実に立脚しなければならぬ。われわれは入試改革には一定の限界があることを自覚するとともに、その範囲内ではより良きものを追求して、その実現のために努力すべきことは、大学改革の場合と異ならないのである。

II 入試をめぐる立命館大学の問題点

- (1) 基本的には、本学の教育理念に適合した学生をいかに確保するか、という問題である。たとえば、入学取消者数の増加や入学後の脱落者の増大をいかに予防するか、二部勤労者教育に適合した学生を選抜する方法はなにか、等の問題も、教学充実の努力とならんで、入試制度の検討を要求している。

- (2) 従来、受験生七万を越えるマンモス入試のために大規模な全学的体制をつくりあげてきた。今後、受験生の減少が予想される折から、従来の体制に伴う弊害がないか、という問題がある。たとえば、大量処理のため試験内容が過度に簡易になっていないか、体制のなかに官僚化が見当らないか、等である。

III 学力試験以外の選抜方法

まず学力試験以外の選抜方法はいろいろ存在し、その組みあわせも考えられるが、その適否を吟味してみよう。

(1) 調査書(内申)

a. 学生の平素からの基礎的総合的能力を判定できるメリットを有するが、同時にこれを入試選抜方法に用いることにより三年間の高校生活を受験対策でおおいつくし、総合的な教育的評価を管理的評価に傾かせるおそれがある。とりわけ学力のほかに、人物評価も判定基準に加えるならば、たとえば自主的クラブ活動すら入試の手段と化するような弊害が生ずるであろう。また現行の調査書では、計量化が困難であり、一定数の選抜に利用することは容易でない。なお小学区制が破壊されている現状では、高校間に格差を認めざるを得ないが、その是正は必ずしも容易でない(クラス間に差を生じている場合も同様である)。

b. 浪人受験生にとっては不利がつきまとうことになる。もし調査書のみを判定資料とするときは、浪人中の勉学努力は無意味に帰することになる。

c. したがって調査書を選抜の主要な方法として採用することは、目下のところ適当でないと思われる。ただし、副次的な資料として活用することをいつそう考慮すべきである。

(2) 共通学力検査(統一テスト)

a. 多数の協力による試験内容の改善ならびに大学の負担軽減というメリットは認められるが、反面、統一テストを通じてこれに対処する高校教育の画一化の危険が存在するだけでなく、実施する主体のいかんによってはまさに教育の官僚支配を招くであろう。能研テストが失敗に終わったことは、良識ある高校、大学がこのような危険を憂慮したからにはほかならない。

b. 統一テストの結果、高校による進路指導を強化し、事前の選別がますます増大するであろう。

c. さらに各大学の独自の第二次試験を併用するとすれば、受験生の負担の軽減にならないし、大学の負担も軽減しない。

(3) 推薦制

a. 出身高校の推薦によって入学を許可する制度であり、大学入試がない

という点で、調査書の場合と同じメリットおよびデメリットが認められる。

b. 推薦制は一定の高校と緊密な関係を形成することになるが、本学のよる全国各地の高校から志願者の出ている現在、一定の高校を限定することが困難であり、また妥当でないと考えられる。

c. 推薦制は入試の公正という面で疑問をもたれやすく、二部の特殊な場合を除き、一般的には採用できない。

(4) 進学適性検査

a. 戦後一時期、全国的に行われたのであるが、その科学性について疑念がないわけではない。

b. 進学適性検査も訓練により改善することができ、入試にこれを採用すればやはりこれに対する受験技術の練習が盛んになされるであろう。

c. したがって、進学適性検査を入試の参考資料とするのはともかく、これのみをもって入試を判定することは妥当でないと思われる。

IV 学力試験

(1) 総説

a. 学力試験制度に対する批判は従前から決して少なくないが、既に検討したように学力試験に代わる適切な選抜方法は見当らないので、大学が要求する能力を具えた者を公正に選抜する方法として、本学の行なう学力試験はこれをにわかに廃止することができない。

b. ただし試験の内容は、単に記憶力をためすだけでなく、総合力・創造力を判定しようように、出題・採点の両面にわたって、いつそう研究を深めることが要望される。

c. また試験の内容が高校教育の通常程度・範囲にふさわしく、その基礎学力をテストするに適當かどうか、本学総合教育振興研究会等をはじめ、ひろく高校側と連絡協議できる体制をつくることが望ましい。

(2) 教科および科目の増減

a. 現在、本学では、文科系については英語、国語および選択科目(政治、

経済、日本史、世界史、地理、数学)の三科目、理科系については英語、数学、物理および化学を課している。

b. 教員ないし科目を増加することは、学力の総合的判定を可能とする長所をもち、従来、せめて一教科(たとえば、文科系での数学、理科系での国語)の増加を期待する意見があった。しかし教科・科目の増加は、受験生の負担を重くするだけでなく、受験対策的勉学を強める危険がある。なお五教科試験はとうてい一日では実施できないという技術上の困難がある。

c. 教員ないし科目の減少たとえば二科目制をとることは、受験生の負担軽減という利点がある反面、入学後の授業理解力に不安を生じ、また試験に一発勝負的性格が強くなりすぎ、受験生に与える影響は好ましくないとと思われる。

d. したがって現行三教科制は、当分の間、これを維持することが妥当である。

(3) 科目の内容

a. 社会科学系四学部の「国語」は、現代国語にかぎるものとし、古典乙Ⅰを除外することが考えられる。

b. 文科系選択科目については、現行どおりとし、「倫理社会」は科目の内容性格がまだ十分に定着していないと見られるので、これを試験科目に加ええない。ただし「数学」については数学Ⅰのほかに数学Ⅱを範囲に加えることも考えられる。

c. 文科系選択科目につき事前選択届出制はとらない。いたずらに事務的に煩雑になり、かえって間違いを生じやすいと考えられるからである。

(4) 出題形式・内容・配点

a. 当面、受験者数の減少が予想されるので、急増期に見られた客観テスト重視を改め、論述式テストの割合を増加させる傾向が全国的に見られる。本学においても論述式出題の増加が望ましい。

b. しかし、客観テストは必ずしも偶然に支配されるとはいえず、暗記力

をためずだけでもない。客観テストでも、出題において選択肢を工夫し、配点においても総合性を加味し、またたとえば満点か零点かではなく、まちがいの程度に応じて減点する方法等により、総合力や基礎学力を判定することができるであろう。このような試みをさらに前進させることが期待される。

c. いわゆる二次試験制については、技術上研究を要する余地が少なくない。ここにいう二次試験制とは、本学の入試を二回に分けて実施することとは極めて困難であるから、一回の試験を基礎的学力テストの部分と応用的学力テストの部分に分ち、前者の合格点に達した者についてのみ後者の採点を行なうことをいうのであるが、その利点は、後者について綿密な採点したがって論述式の増加をはかりうることにある。ことに前者を機械(コンピューター等)採点に委ねるならば労力の節減が大きい。しかし基礎学力の意味が明らかでなく、試験しながら採点しないことにも道義上問題がある。また後者の答案のみを選別することが技術上容易でないという欠点がある。なお後者の採点予定数を合格予定者の二・五―三倍とすれば、現在の合格発表者は約一万名であるから、受験者総数が四万名になったときを想定すればあまり労力の軽減にならない。

(5) 英語・数学の足りきり問題

a. 英語(理工学部では数学も)につき、総得点にかかわらず、一定点以上の取得を要求するいわゆる足りきり制度をとっている。そのメリットは、本学の英語(または数学)重視の現われであり、また大学教育に必要な最低知識の要求を示すことにあり、時としては合格者数の調整に役立つこともある。

b. しかし近時、合格最低点の向上により足りきりの必要性は減少し、またあまりに高い足りきり点の設定は他の教科の学力を無視することとなり、受験生に及ぼす影響も好ましくない。

c. 足りきりを大学教育に必要な最低限の能力の要求ととらえるならば、各学部に差違を設けるべきでなく、統一的基準を設定することが望ましい。

(6) 試験実施の時期

他大学の条件が変らないかぎり、現行の二月を維持するほかない。ただし二月下旬にくり下げる余地がないか、検討に値しよう。

V 本学入試体制の基調と問題点

(1) はじめに

総合的結論を先にいえば、本学の入試における全学一致体制は、現在の状況（私立大学入試の実態）に関する限り、最善のものと断言できる。これは本学教学の基本的指向とも合致するものである。長年の経験をふまえた現在の体制は、中でも特に統一事務局制の実態に関する限り、ほとんど問題はないと考えられる。したがって、もし改革がなされるとしてもそれはあくまでこの基本線にそったごく技術的、補足的な面にとどまる。

(2) 組織

a. 大学協議会・学内理事会 → 入試委員長（教担理事）・副委員長 → 入試委員会（学部主事） → 統一事務局の体制については、その命令系統、下意上達の手段について具体的な種々の難点が全くなしとはしないが、全学一致体制に立つ以上、現行制度が最も安定したものと考えられる。つまり、委員長、副委員長の人選方法、権限、職務内容は全く現行通りでよい。

b. 総主査・副総主査 → 主査会議 → 問題作成委員会の系列についても、体制上の問題点はないが、問題作成業務の具体面で改善の余地がある。周知のように主査と印刷委員との責任および権限については従来より種々問題点が指摘されていた。この問題に対しては基本的には次のように考える。すなわち、試験問題の究極的内容、他科目との内容上の調整、完全原稿完成の一切の責任は主査にあり、印刷委員の職務内容は単なる活字印刷物の完成のみであって、おのおのその本来の職務に専念すべきであると考ええる。

c. この趣旨にもとづき、印刷委員は、各科目ごとに計九名（現行六名）

を各学部より選出し、それぞれ主査の掌握下におく。その職務は、主査を補佐して、問題作成につき技術上の補助をなすことである。なお印刷委員の任期は一年とするが、現在の半舷上陸制の利点を残すために、前年度の委員より技術上の指導を受けるものとする。

b. したがって、各科目の問題作成委員会は、主査・副主査・印刷委員各一名、問題作成委員若干名の四者をもって構成される。問題作成委員は主査に協力して問題の作成にあたるが、その選定には専攻にかかわらず全学より適当な人材を選抜してあてることが望ましい。なお主査は印刷委員よりその知識と経験を十二分にひき出し、完全原稿を清書することが期待される。

e. 主査は、問題作成の基本方針の策定にはじまり、東京に出張して校にいたるまで、加えて採点についても責任を負うものであり、その責任はなほだ重い。ところが従来、その選出時期が四月以降になることもあって、その責任をつくすに十分な条件（とくに時間の保障）が満たされない場合が多かった。今後、主査がその職務を完遂できる条件の設定を各学部・各機関の協力により作り出すことが必要である。なお副主査は主査を補佐し、事故あるときは代行する任務を負うが、規模の小さい科目等については廃止することも考えられる。

f. 総主査・副総主査は、主査会議を主宰するほか、問題作成の進行に応じて随時各主査・印刷委員を招集して、問題間の調整、不適當な出題の防止、全問題の俯瞰、検討を行なう。

(3) 監督、採点体制

監督、採点体制も全学参加方式の基本線が妥当であり、受験者数と本学の人的、物的能力より見て、ほとんど現状を動かすことはできないが、将来の方向づけとして次の諸点が考えられる。

a. 受験者数の多少の漸減、本学内部の人的能力の増大にともない、全員が必ずしも同一年度に、全業務内容に参加するのではなく、たとえば、ある年度には監督のみ、次年度には採点のみに参加し、年次にまたがって公平を期することもむしろ能率向上に役立つ。機械的全学参加方式の

唯一の欠点は能率の低下にある。

b. 非常勤依存度をできるだけ減少し、本学内部の専門能力（専攻にこだわらず隠れた能力）をひき出すこと、たとえば英語の採点等においては特に本学内部の能力を十分に活用することが望ましい。

(4) 入試事務局体制

a. 現状は、学務課が主として入試実施全般にわたる企画、準備を行ない、業務が集中する期間には臨時編成として、各事務室及び他部課の専任職員（本年一五名）が加わり、さらに臨時アルバイト（約六〇名）を以て構成される体制である。限定された期間内に大量の業務を遂行するためには、八〇名以上にも及ぶ人員を臨時編成せざるを得ないが、臨時編成要員のほとんどが業務について未経験の集団である。

b. このように体制が臨時編成によらざるを得ないとすれば、その継承性は学務課において果たすほかはない。学務課は、大量の人員を業務上組織化し、事務を遂行するためには、入試事務局における各パート（例一総務、試験場、EDPS、願書処理、要項処理）に最低一名宛配置し得る人員を年間恒常的に保有することが望ましい。

c. しかしその実現は直ちに学務課における増員にかかわる問題としてとり上げるのではなく、教学部内における三課の機構改革として、教学部内における今後の検討にまきたい。

VI 地方試験

(1) 地方試験の果す役割は初期には受験者増加のねらい、大学知名度の向上等があったが、現在その目的は、ほぼ完全に達成されたと思われる。したがって、交通、通信の発達から見ても、諸般の事情（主として経済的）が許す限り、漸減の方向が望ましい。

(2) 試験場借用難の問題、地方・京都試験間の点差、本部を離れるために増加する事故の可能性とその予防処置に要する物的、精神的負担等々の問題、附随的には私立一流大学の面目等のために、地方試験は現在、必ずしも利点のみを計算できぬ情勢にある。

(3) ただし、過疎現象のような社会問題との関連もあり、受験生への親切の意味からも、さし当って熊本と福岡、高松と広島、名古屋と京都のような、比較的隣接の試験場でそれぞれの前者を廃止する段階案が考えられてよい。もちろん、名古屋の場合は本学の物的、人的能力の限界と関係がある。

VII 学内入試制度

(1) 学内入試の位置づけ

昭和四三年度学内入試小委員会は、「学内入試制度に関するまとめ」において、学内入試制度を次のように位置づけている。

「現在のわが国社会と学校制度の在り方の中において、高校教育は直接大学受験の重圧をうけて、本来の教育の機能を失っているといわれている。そうして立命館高校も、この社会一般の弊害をまぬがれ得ないが、少なくとも立命館学園においては、私立総合学園の長所を生かして、真の高校教育を行ないうる客観条件をつくり、学園として統一した教学理念と理想の人間像のもとに一貫した教育を行ない、学内進学者が当然に大学での勉学にたえ得る能力をもち、かつ大学の各分野において、積極的な役割を果たすことが期待される。この客観的条件の設定として学内入試制度は考えられるべきであろう。」

この学内入試に関する位置づけは、今日もなお基本的に了承しうるものである。

(2) 学内入試の現状と評価

学内入試制度は、上記昭和四三年度の小委員会の答申にもとづき一定の改革が行なわれ、その現状は次の如くである。

a. 昭和四三年度当時、大学側より問題にされた高校の進路指導の不充分さについては、その後、かなり改善された。すなわち、学部の伝統の差や皮相な社会的「評価」によって、父兄および生徒の志望が特定の学部偏してきた従来の傾向は、その後、大学側の学部紹介の徹底、高校側の進路指導の徹底によって、十分とはいえないまでも、かなりの程度改善されてきていることを認めうる。

b. 学内入試は、いわゆる五教科の高校成績と五教科の学内入試成績を夫々五〇〇点で評価するという方法をとっている。

c. 特定学部へ生徒の選択が偏する傾向を是正するために、各学部の合格最低点を、「全学部揃える方針のもとに先ず文科系五学部は揃えることとする」という昭和四三年度の答申は、積極的に生かされ、昭和四五、四六年度学内入試では、合格最低点は理工学部を含め全学部統一された（ただし、理工学部では数学の足切り点を設定）。

d. 昭和四三年度答申の最も主要な内容は、併願制度の廃止であったが、現在では、文科系五学部相互の併願は廃止され、文科系五学部と理工学部との間においてのみ併願が認められている。

e. 学内入試許可数は各学部定員の一〇%以内とされ、この点からも入試許可者の学部偏差は是正されている。

f. 以上の現状からすれば、学内入試は少くとも制度的には定着してきていると評価することができ、大巾な改革は当面必要とはしないであろう。若干の問題点と改革の方向

(3) もっとも、現行の学内入試制度の改革について、若干の意見が出されている。

a. 学内入試許可者が学内入試志願者数の八〇%を超える現状に堪がみ、学内入試制度を推薦制に切り替えたらどうかという意見がある。しかし、推薦制はやはり公正な選抜という点で現実的な難点があり、また、五教科の学内入試が高校教育において基礎学力をつける点で生徒への一定の励みになっているという事情もあり少くとも現状では、推薦制への切り替えは適切でないと判断した。

b. 高校成績の範囲は、学内入試科目と同じ五教科に限定されているが、高校における全人教育という趣旨からして、保健体育（九単位）、芸術（二単位）を含む七教科に拡大すべきであろう。その場合、入試成績五〇、高校成績五〇の比率はくづさず、保健体育、芸術の高校成績を加えるよう配慮するのが適当であろう。

c. 併願制度については、文科系五学部と理工学部の間についても、これ

を廃止する。昭和四五、四六年度では、すでに全学部の合格最低点が統一されており、存続させる根拠がない。理工学部の場合、数学の足切り点があるからいぜん存続の余地があると主張もあろうが、進学指導上、文科系と理工系の志望を明確に区別することが、より教育的であるというべきであろう。

Ⅷ 二部入試制度

(1) 二部入試の位置づけ

二部教学の基本的理念は、「勤労学生を中心とする大学教育」を行なうことにより、社会的経済的諸条件から「教育の機会均等」の保障をうけにくい者のために「大学教育」の門戸を開放し、「国民的要請」に対応することにある。二部入試制度のあり方が、二部教育全体を規定する重要な要因をなすことはあきらかであり、したがって従来、上記の理念に適合し、大学教育に真に耐えうる学生をどのように確保するかという点で、入試制度の改革がつけられてきた。

(2) 二部入試改革の経過

昭和三八年年度の学費問題提起以降の、主要な改革経過は次の如くである。

a. 昭和三八年度 「二部廻し」の廃止

b. 昭和四三年度 「転部制度」の廃止

c. 昭和四四年度 「出身高校長による定時制高校在学証明を求める措置」

d. 昭和四五年度 「有職証明に重点をおき、定時制高校卒業見込者・卒業者のみならず、全日制高校卒業生者に対して有職証明を求め、合格基準における特別配慮を行なう措置」

e. 昭和四六年度 「有職及び就職が内定している者に有職証明または就職内定証明を求め、合格基準における特別配慮を行なう措置」

を行なってきた。

f. しかし、勤労学生を確保する従来の施策は、一部入試と同じ入試問題で行なう現行の二部入試制度を前提にした上での、かなり技術的な面での措置にとどまっているといわざるをえない。その点では、二部教学の基本精神にかなった二部入試制度の抜本的改革が課題として提起されるのは必然である。

(3) 二部入試制度の当面する改革課題

もつとも、二部入試制度の抜本的な改革が必要であるとしても、現在の社会経済的条件、大学入試の全国的状況、技術的制約等々からして、抜本的改革の成案を早急にたてることは困難であり、また拙速主義は、二部教学そのものに重大な混乱をまねくおそれなしとしない。これを考慮して当面する改革課題として、ここでは次の点を提起する。

- a. 昭和四六年度以降実施されることになった「定時制・全日制高の差別なしに有職者及び就職が内定している者に有職証明または就職内定証明を求め、合格基準における特別配慮を行う措置」は、その本来の趣旨からしても、当然に通信教育による高校卒業者にも適用されるべきである。
- b. 上記の昭和四六年度の「措置」は積極的意味をもつたといえ、定時制・通信制卒業者にとっては、全日制的有職者、とりわけ就職内定者が配慮の対象に入ったことから、相対的に不利な条件にたたされることになった（昭和四六年度入試合格状況——無職者一、一九二、有職者または就職内定者七四八のうち實際上特別措置を受けた者……全日制出身者三二八、定時制出身者五五〇、有職者または就職内定者で不合格となった者は全日制出身者三四五、定時制出身者九六）。全日制に対して定時制・通信制の教育が社会的に差別な条件におかれていることは周知の事実であり、したがって定時制・通信制の有職者、就職内定者については、さらに特別措置が考慮されてしかるべきである。この点では、一定の人員の枠内において、定時制・通信制高校卒業見込者については推薦入学制を考慮すべきであろう。ただし、その実施にあたっては、定時制・通信制高校出身者の学内成績の追跡調査をふまえて、最終的結論を出すことが望ましい。

IX 編入学・学士入学・転学部制度

(1) 編入学試験制度

- c. 勤労学生を重点的に確保するという全体的な措置としては、入試体制をも考慮した上で、試験科目に論文（作文）を加えることも考えられる。その場合、「合格基準における特別配慮」の措置は、その具体的な適用において若干の修正が必要となるかもしれない。
- d. 以上の措置は、中教審が高校教育の多様化、選別化を強めようとしている現状に対峙する意味からも重要であると考えられる。

- a. 編入学試験制度については、現在の教育制度が短期大学、工業高等専門学校を設置しており、これらの卒業者に教育の「機会均等」を保障する意味から、原則上は存置し、毎年実施することを建前とすべきだと考えられる。
- b. しかしながら、理工学部一・二部、文学部心理学・地理学専攻においては、実験施設と定員との関係を勘案し、実施にあたっては慎重に判断することが望ましい。
- c. b以外の学部及び文学部の他の専攻においても、全学的に学部学生定員の削減が問題とされ、また本学の小集団教育体系、一般教育履修制度の特殊制にかんがみ、学部の当該学生数が定数を大巾に上廻っている場合は、編入学試験を実施しない年度もありうるであろう。しかしながら、中教審答申が大学の複線化を意図している現状にかんがみ、短大卒業者などに教育の「機会均等」を保障することはますます重要となっており、その意味から編入学試験は、原則的に毎年度実施すべきであろう。
- d. なお、本学における小集団教育体系、一般教育履修制度の特殊性及び標準履修制の重要性にかんがみ、編入学試験は原則として二回生編入学に改める（現行、三回生編入学）。ただし、同系統の他大学、短期大学ほかからの場合は、三回生に編入学を許可することがある。その場合、編入学試験の受験資格は、現行通り、短大・工業高専卒業見込以上、四年制大学に二年以上在学し六〇単位以上修得見込以上とする。

(2) 学士入学制度

a. 本学各学部卒業者には、他学部・他学科・他専攻への学士入学制度が開かれている。この制度は、卒業生の自主的、多面的な勉学、研究の道を保障する意味から積極的に評価される。

b. 現行制度では、学部定員と実数を勘案し、卒業成績、面接により各学部において、自主的に可否が判定されているが、現在のところその変更の必要は認められない。

c. 「勤労学生を中心とする大学教育」を標榜する二部にあつては、立命館教学の理念のもとにおける再教育や生涯教育が強調されているとき、学士入学制度のもつ意義は、きわめて重要になってきているように思われる。この点からして、在学生（一部を含む）や卒業生に対して、学士入学制度の所在と意義をもつと浸透させることが考えられるべきであろう。

d. 他大学の卒業者で本学への入学を希望する者については、これまでもつぱら編入学試験によるものとしてきた。本学卒業者の学士入学制度と違った取扱いをすることは、ひとしく学士である以上、一見穏当でないように思われるが、従来の制度を維持することが妥当であろう。本学出身者は本学の教学理念を体得し小集団教育を十分に経験しているのに対し、他大学卒業者には必ずしも同様のことを期待できないからである。

(3) 転学部制度（転学科・転専攻を含む）

a. 本学は、大学入学後の学生の学部志望の変更を保障する意味から、転学部制度をおいている。現行では、二回生及び三回生進級時において所定の単位数を修得し、かつ平均点七五点以上の成績の者に出願資格が与えられ、各学部において当該回生の在籍数、出願者の成績を勘案して、転学部許可者を決定している。

b. 転学部制度について、入学試験における合格最低点が学部毎に偏差がある状況のもとでは、この制度が入学試験受験生の第一志望学部へのトーンネルの制度として利用されるおそれのあることを考慮して国立大学の転学部制度のように、入学後の学業成績だけでなく、入試の合格最低点、

入試得点をも参照すべきだという意見がある。しかし、入試の学部毎の合格最低点、入試得点については、試験問題の学部毎難易度の問題があり、国立のように対比しうるような技術的前提がない（国立の場合は全学部同一問題）。また、仮に学部毎の入試合格最低点についてある程度客観的に偏差があることを認めうるとしても、転学部許可の判断基準に入れることは、学内入試において合格最低点を一致させ、全学部の学生の質を向上させつつ均衡化させようとしている本学の志向からして、必ずしも適切ではないと判断する。

c. 以上からして、転学部制度については、さしあたり現行制度をそのまま踏襲する。ただし学生の成績評価制度が四段階制に変更されることになったので、これに伴う転学部基準の改正が必要である。

六七三 一 拠点建設財政計画を立案するに当って ☆

(一九七一(昭四六)・二二・二) (学内) 理事会

一、立案の基本姿勢と原則

- (1) 衣笠一拠点の早期実現は、本学の志向している民主的、国民的大学の建設するための緊急要件であつて、その計画の誤りない策定と運用は、学園財政にとつて当面の最重要課題の一つである。

- (2) 経済情勢のいつその悪化の見通しが、一拠点の早期実現に暗影を投じていることを直視しつつも、学内理事会は、一九七五年度末を一拠点達成の努力目標として設定したい。これは、全学の力量が最大限にこの課題との取組みに結集された場合の最短期限である。

- (3) 一拠点建設財政計画は、(イ)、財政のひとり歩きにおちいることなく、民主的国民教育の理念に立つ学園教学の将来構想*に従ひ、教学の充実発展を助けるためのものでなくてはならないし、(ロ)、昨年度全学協確認にまとめられている財政の民主的運営の原則と諸取決めに厳格に立脚して立案されなくてはならない。また、(ハ)、以上の(イ)、(ロ)を守ることが、六三年長計の教訓を一拠点建設に正しく生かす保障であると考ええる。

*七〇・一二・七 「ふたたび学園の現状と課題について」の三項
目六重点、および 七一・三・二七 大協「立命館大学教学の現状と課題」の二つが、本学教学の将来構想を今後いつそう明確にするための立脚点であろう。

- (4) 計画立案の前提として、経常および建設の両勘定を明確に区分する方針は、これを引きつづき堅持する。学園の収支は、費目ごとに、おのづとその性格や用途を異にするものであり、これを両勘定の区分によらず、いわゆる「并勘定」方式によって運用するのでは、財政の計画性を確保することはできない。

- (5) 経済情勢のきびしい見通しの下で、一拠点建設の財政には、立案と運用における重点化がよく要求される。

- (6) 教学上の新しい要求や問題の発生に正しく対処できるように、計画の運用には弾力性が要求される。年度ごとの予算の編成と執行において、この意味での弾力性が配慮されるべきである。

- (7) 一拠点計画のための財源に関しては、相対的低学費の原則を守り、各種の民主的公費助成を最大限に確保することが基本である。同時に、自主的財源を民主的に強化、確保するよう努力する。

二、一拠点建設財政における経常部門

- (1) 一拠点施設の建設が経常勘定を圧迫するものであつてはならない。
- (2) 一拠点計画における経常部門の最重要課題は、以下の三項である。
- (イ) 教職員の負担緩和と教学の質的充実向上のための計画的な教職員増
(ロ) 実質資金の低下を極力防止することを中心とする教職員の教学、生活条件の保障。
- (ハ) 学生、院生の勉学、生活条件に関する諸要求の実現。
- (3) 学生・院生・教職員から現在提起されている具体的諸課題、諸要求のうち緊急に必要とされ、かつ実現可能と考え得るものについては、本年度ならびに明年度予算から、その実現に努力していく。
- (4) 経常部門における自主的財源強化の方策について、強制によらない寄附の運用によって、図書、機械器具の充実をはかるなど、新たな工夫を払う。

三、一拠点建設財政における建設部門

- (1) 一拠点施設の建設は、主として寄附、学債などとともに、不要となる旧施設の売却によってこれをまかなう。
- (2) 経済情勢の悪化は、旧施設売却の見通しを不安定ならしめているが、学内理事会は、神山グラウンド売却の早期達成に努力しつつ、同時に、広小路学舎土地、建物の売却収入を一拠点施設に充当する方策をも工夫することによって、七五年度末までに一拠点を実現すべく努力する。
- (3) 真に学生・院生・教職員の教学的要求にこたえる施設を建設するため

には、施設の内容が学生・院生・教職員の間で十分に討議、検討され、明らかにされることが重要である。全学が一致できる一拠点の教学計画の立案が急がれなくてはならない。

- (4) 一拠点の施設建設は、本学の財政力量に見合ったものでなくてはならない。従って、施設に関する教学上の要求と課題を、一拠点達成の時点ですべて満たすわけにはいかない。現状の教学施設水準の大幅な改善や、全学部にわたる学部規模縮小などの課題は、一拠点達成後の教学充実計画に預けざるを得ないと学内理事会は判断している。

四、一拠点建設の立案および推進の体制について

- (1) 一拠点建設計画は、財政のみでなく、教学および教学体制を含む総合的な計画となる。

総合的計画立案および推進のための特別の組織、機構の設立については、学内理事会でなお検討をすすめ、適当な時期に全学にはかりたい。

(2) しかしながら、一拠点の早期達成は、全学の意志の一致、力量の結集をまっぴらしてはじめて可能となる大事業である。学内理事会は、全学のそうした一致結束をつくり上げるために全力を注ぐ決意であるが、同時に、学園を構成する全パートが一拠点建設を真に民主的ならしめるために奮起されることを切望するものである。

以上

六七四 大学院の将来計画にかかわる基本的視点 ☆

(一九七二(昭四七)・七・八 大学協議会)

一、はじめに

最近の科学・技術の著しい発展と社会、経済の複雑化のなかで、「開発」や「公害」の問題などに端的にあらわれているような、研究者の「社会的責任」が問題にされ、真に国民の福祉に役立つ学問のあり方が追求されるようになっていく。

このような情勢をうけて、「平和と民主主義」を教学の理念とする本学の大学院教学のあり方について、昨年の大学院の新増設をめぐる「院懇」、「学振懇」で「新しい研究者像」をめぐる論議が行なわれ、そのような「研究者養成」のあり方が追求されたのは、時宜に合ったものといわなければならない。

設立後二〇年の経験を積んだ現行の大学院制度と学位制度については、一定の総括の時期にきており、さきごろ「中教審」答申の形をとってひとつの改革提案がだされてきている。後に述べるようにわれわれはこれに反対するものであるが、研究者養成のあり方として、現行のものが唯一、最上のものかどうか問題があると考えている。今後とも、スクーリングを中心とするものだけでなく、社会的実践と結びついた研究者養成など広い視野からの検討が必要であろう。

また、この制度は「貧困で反動的な私学政策」のもとで、その充実は大きな財政的負担になることは否めず、いろいろな矛盾を生みだしている。しかし、国民的要請にこたえ、国民的課題にこたえ、国民的大学教育とそれを支える研究を創造しようとしている本学としては、いろいろな問題や困難があるとしても、学内外の民主的な力に依拠して、その正しい解決をはかりつつ、その理念をいかした学部・大学院の増設は重要な課題である。

二、本学大学院の理念と方針

憲法・教育基本法にもとづく「平和と民主主義」を教学理念の基本とし、その理念実現のため、現代における国民的課題にこたえる教育・研究の創造と、そのための教育・研究の「現代化・総合化・共同化」の推進を目指す本学の教学理念は、そのまま大学院の理念として生かされねばならない。そこから「新しい研究者像」についていえば、「民主的研究者」(注)の育成が目指されねばならないであろう。

同一の教学理念に貫かれ、しかも学部の上につくられる大学院である以上、その新増設はもちろん、充実、整備も、学部教学充実の上に行なわれ、同時にそれが相互の教育・研究の発展に寄与しあえるものでなければならぬ。

このことは、さきごろ出された「中教審」答申の示す路線、①学部と大学院の分断 ②研究と教育の分断 ③「能力」限定開発主義などに対して、④学部と大学院の教学内容の視点と課題の統一性と内容上の深い系統性の保存 ⑤学部と大学院の全体をとうしての研究と教育の統一 ⑥修士課程における「専門性の高い職業人」の養成機関化を排して、すべての課程で研究力量の向上を目指すこと、を本学の大学院では追求することを要求している。

(注)「民主的研究者」その完全な定義をここですることはできないし、するべきでないであろう。今後いろいろな「新しい研究者」要請の問題と取組むなかでより深い理解をつくり上げるべきであろう。ここでは、暫定的に内容としてつぎの諸点をあげておこう。

- (1) 民主主義こそ、学問を発展させる土壌であり、学問こそ民主主義の内容を豊かにするものであることをしっかりと把握していること。
- (2) つねに、国民的諸課題とかわらせて、自らの研究課題を考え、その研究のなかで「社会的責任」を追求し、創造的研究と社会的実践を統一すること。
- (3) そのため、研究をすすめるにあたって、広い視野をもち、諸科学とくに隣接科学との深い総合的知識をもち、専門の枠をこえた共同研究、協力的創造を追求すること。

三、本学大学院の今後の課題Ⅰ

大学院の制度的枠組みは、その点からだけみれば、殆んど出来上っている。そこで、今後の課題の重点は、「民主的研究者」の養成という観点からの内実化をはかるため、研究・教育のあり方を深く追求し、その実現をはかる点にある。そのなかで、再度、制度的枠組みのあり方の検討をすすめて、それとの関連で残された部分の新增設は考えられるべきであろう。

設置基準の問題と専攻のもつ学問における中心的柱の役割から、当面、直ちに専攻の枠をはずすことはできないが、さきに述べた「民主的研究者」養成の内実化のためには、とくに隣接諸科学との専攻の枠を越えた緊密な共同協力の体制が必要となり、その発展線上では、少なくとも、人文系、社会科学系、理工学系のそれぞれの内部での共同化はきわめて緊密なものとなり、専攻の枠組みは形式的なものになりうるし、系の間での協力関係も緊密にならざるをえないであろう。また、他大学院との交流も重要である。

このような大学院のあり方を追求するためには二つの問題の解決がある。(i) 教育・研究内容の検討のなかでつくられる共同化の方針と、カリキュラム化と研究指導のあり方である。現在、共同化のために文学研究科では、哲学、史学、文学、地理のその系列を尊重しながら新たに地域性を考慮した、日本、東洋、西洋の三つの柱での研究室の共同化を含む共同化を、学部段階とともに検討している。

社会科学系四研究科では、法学研究科が地域的に離れているという困難性もちながら、それぞれの研究科内部での共同化のための整備・充実にすすめて、社会学研究科設立時に提起された問題点の検討をすすめている。

理工学研究科でも、共同化に一定の困難性はあるとしながらも、専攻基礎科目の共同化、他専攻科目受講についての制度的保障と受講科目の積極的指導をすすめることを入口に、いっそう共同化をすすめることを検討している。

(ii) 人文系内部の共同化をつくり上げ、社会科学系の緊密な共同化をすすめる。さらに系の間での共同化の推進にとって「一拠点」計画のもつ意味はきわ

めて重要である。もちろん「一拠点」完成後にそれらをすすめるという段階的な考え方をとるのではなく、「一拠点」計画の進行とともに共同化のための検討をすすめて、出来ることから実施し、「二拠点」実現のときには、それがそのなかにも出来上っており、他専攻受講、共同開講、大学院学生の共同研究体制などが確立されていなければならない。

四、本学大学院の今後の課題Ⅱ

中規模私学としての本学大学院では、その力量、教育責任の面からいって、本学での研究分野を明示し、その範囲内での「厳選」の方針を堅持する。もちろん、そのことは他方で、大学院学生の共同研究、自治活動の発展を可能にすることを肯定するものではない。

「民主的研究者」養成の討議のなかで、改めて大学院学生のなかにある狭い専門意識、古い専門家意識が問題となった。それらは学部教育のなかでつくられ、学会や研究者間の交流のなかでひろげられてくるものであるが、この欠陥を克服する課題はきわめて重要である。そのためには、学部での教育・研究のあり方の前進をうけつつ、大学院での教育・研究の改善をはかるとともに、大学院での経験を生かして学部教学の改善をはかることが必要である。

本学では、単独指導が学問研究の閉鎖性に結びつき、教員と大学院学生の個人的関係におわる欠点を是正し、複数指導制によって、大学院学生が研究の視野をひろげ、総合的観点から複雑な現代的課題にせまる力量を身につけることを考え、実施してきたが、複数指導制が場合によっては、研究指導の上で責任を放棄しているような形になったり、大学院生活や将来の展望についての指導援助の責任があいまいになるおそれもでてきた。そこで、複数指導制の積極面をいかすためには研究科全体で指導の責任をおう「共同指導」体制をとり、それを基礎とした上で、主ゼミ・論文指導の担当者が、その大学院学生への主たる指導責任をおう体制が必要である。その指導の全体が真に生きるためには教員の共同研究の発展が鍵になる。

六七五 衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画について ☆

一九七三(昭四八)・六・一三 立命館(学内) 理事会

衣笠一拠点案を提示するにあたって

総 長 細野 武男

四五年全学協議会で確認された衣笠一拠点実現の考えの総論ともいふべき案が学内理事会の責任でまとまりましたので、ここに全学の討議に付します。

立命館学園の民主化の柱の一つは学生・院生・教職員・理事会が組織を通じて、対等の立場で、学園共通の課題に取組み、その解決に当たるところにあります。衣笠一拠点実現は、まさにもっとも重要な課題であり、民主化運動推進の要石ともいえるものです。

学内構成パートの実態はその要求を通じて明らかにされるものである以上、一拠点実現の具体化は、まさに各パートの要求に即してはじめて生きたものとなります。要求はもちろん多岐多様にわたりますが、調整されながら一拠点のなかに組み入れられなければなりません。

学校の仕事は学問の研究・教育にあることは自明だが、一拠点もまたこの目的を遂行する手段であって、それ自身目的ではありません。この目的に立ち帰りながら、一拠点の討議が全学で進められるよう切望します。

私学危機の最中であって、危機解決の一步を踏み出す力量が一拠点実現をめぐって発揮されるものと私は期待します。

なお、この案には戦後蓄積されてきたわが学園の歴史があると同時に、今日学園で活動している人びとの豊富な経験が中味となっていることを忘れることはできません。そうした歴史的社会的蓄積を怠りだまらぬことを期して、長期計画委員会に改めて謝意を表します。

ま え が き

本学は今日、教学の内容・条件にわたっての充実をめざして、「衣笠一拠点」の実現という大きな課題をこなしています。この課題の実現のためには、全学的な民主的討議にたつて正しい計画を立てることが、何よりも重要であります。

そのため、「衣笠一拠点」実現のための長期計画全体についての諮問が、総長より長期計画委員会に対しておこなわれ、六月九日長期計画委員会の答申がなされました。

学内理事会は答申内容について慎重に検討した結果、答申の趣旨と考え方を尊重しつつ、ここに学内理事会としての長期計画案をまとめ長期計画討議のための素材として、全学各機関・各パートの討議に付することとしました。

衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画は、早急にしかも徹底した民主的討議と全学構成員の意見の一致のうえに決定されることが重要であることはいうまでもありません。各機関・各パートにおかれましては、ここに提起しました文書について集中的に討議をすすめられるよう要請する次第です。

学内理事会としましては、本年度前期のうちに、それぞれの意見を学内各機関を通じて集約し、「衣笠一拠点」実現の長期計画を立てたいと考えております。

一九七三年六月一三日

立命館(学内) 理事会

衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画について

第一 「衣笠一拠点」をめざして

I 「衣笠一拠点」実現の目的

「衣笠一拠点」の実現は――、

(1) 本学が「二拠点」にわかれている現状から、

イ、一部・二部・大学院教学・課外活動の全般にあらわれている分断と重複。

ロ、学生・院生・教職員の日常の交流の欠如からくる意志統一の困難性。

ハ、大学全体の管理・運営における困難と財政上の無駄。

などを解決し、真に総合大学としての内容・体制を確立するためと、

(2) 広小路キャンパスの老朽化と狭隘さから、当面する教学上、労働条件上の諸要求にこたえて、勉学・研究・労働条件を改善することの困難さを解決すること。

以上のことを目的に昭和四五年度全学協議会に提起され、全学的にその方向が確認されてきたものです。

II 「一拠点」問題の歴史的経過

本学の広小路学舎は、すでに昭和三〇年をはじめには、戦後急速に発展した本学の教育・研究の施設としてはやがて限界に達するであろう、と考えられていました。

そのため当時からいろいろな移転計画が考えられてきました（たとえば右京区西院移転を志向する「緑の学園」計画など）。しかし、それらはいずれも移転のための財源確保を理由として教育・研究・労働条件の改善を要求する学生・教職員の声に目をふさぐものであったことから、教学内容の充実をとまなわない「拡大計画」として取りやめられたものです。

それにもかかわらず、教育・研究・労働条件および学生生活上の改善要求に正しくこたえるうえで、広小路キャンパスの限界をのり越えるための「移転」が、いぜんとして本学の根本的な課題であったことは否めません。

昭和三四年から昭和三七年にかけて、本学は教育・研究・労働条件および学生生活上の改善の方向を追求するなかで、「国民教育の立場にたった教育・研究の現代化・総合化・共同化と小集団教育の確立」の方針を策定しました。それとともに昭和三八年にはいわゆる「ドンブリ勘定」的であった財政を、新しい政策にみあう合理的な編成および執行の形態に改革し、それらを基礎に「衣笠一拠点志向、当面二拠点整備」の「基本要綱」をまとめました。

III 昭和四五年度全学協議会と「衣笠一拠点」問題

さらに、この昭和三八年「基本要綱」推進の過程について学園振興懇談会・全学協議会で討議・総括し、昭和四五年度全学協議会では――、

(1) 国民教育の立場からする教学の現代化・総合化・共同化を各学部・各研究科・各教学パートのなかで、いっそう深く追求すること。

(2) 小集団教育の内容を充実し、系統的に確立された全回生小集団教育を軸とする学部教学の改善をはかること。

(3) 学生の自主的かつ進取的な勉学意欲を正しく伸ばす教学のあり方、施設・条件を追求すること。

を柱として「衣笠一拠点」の早期実現をはかる問題が提起されることまできました。

このようなながい歴史的経過をふみ、学生・院生・教職員による全学的討議のもとにうち出されてきた「衣笠一拠点」構想は、最近、いくつかの大学にみられる「移転計画」や「中教審路線」の具体化のひとつである「筑波新大学」構想とは、まったく無縁のものです。

第二 「衣笠一拠点」計画をすすめるにあたっての基本的観点

I 「衣笠一拠点」計画をすすめるにあたっての歴史的条件と社会的条件

「衣笠一拠点」計画を現実にする場合、本学には次のようなきびしい諸条件があります。

(1) 本学が戦後、急速に大学としての発展をすすめたとき、戦前から引きついで「遺産」はきわめて貧弱なもので、現在の本学と同じ規模の大学のなかでは最低のものであり、ほとんどゼロに等しいものであったといつてもいい過ぎではないでしょう。そのため、その後、本学が築きあげてきたものは必要最小限のものばかりで、移転にあたって直ちにそのまま財源として利用しうる資産はほとんどありません。

(2) 戦後、国民の「学ぶ権利」にこたえるために、一貫して努力してきた本学

の相対的低学費政策は、また、ゆとりのない財政運用を私たちに要求していません。

しかし、それは本来、本学の責に帰せられるべきものではなく、わが国の高等教育の発展を真に願うなら、国が私学における教育・研究の充実のためにそれにふさわしい財政支出をすることによって、それを助成すべきものがあります。それにもかかわらず、国は最近まで私学への助成を放置し、国民的運動のたかまりのなかで助成にふみきつたあとも、それはきわめて貧弱なものであり、施設関係では融資以上にはおこなわれていません。

(3) このように客観的諸条件はきわめてきびしいものでありますが、すでに述べたような大学の民主化、教学の民主的発展をめざす多年の努力のなかで、今日、全学——学生・院生・教職員・理事会——のなかに、一定の民主的な力量をつくりあげてきています。この主体的条件を最大限に生かすことによって「一拠点」実現の課題を遂行することができると考えます。

II 「衣笠一拠点」の実現をめざす財政的取組みの原則

このようなきびしい歴史的条件と社会的条件のなかで、本学の前進のために必要である「衣笠一拠点」の実現をめざす財政的取組みとしては——、

- (1) 高等教育をはじめとする教育全体の民主的発展という原則にたつた、私学に対する大幅な公費助成実現のための運動をいっそう強めるとともに、
- (2) 民主的な自主的財源の確保に努めつつ、
- (3) いっそうきびしい財政の民主的運営のための努力（昭和四五年度全学協議会確認事項）を強めなければなりません。

同時に、私たちは現在の本学のかかっている課題のすべてを単純に「一拠点」実現のなかで解決できるとか、解決すべきであるとか、あるいは、またその逆に、「一拠点」実現によってもならん問題の本質的な解決はありえないとか考えるのではなく、私学のもつ根本的矛盾の解決のための努力を継続しつつ、現在本学がもっている力量を全面的に生かすにふさわしい「一拠点」をまず実現し、そのなかで課題解決への基礎をつくり出したいと考えます。

III 「衣笠一拠点」実現の取組みにあたっての原則

以上のことを前提として「衣笠一拠点」の実現の取組みにおいては、全学協議会・学園振興懇談会における確認にもとづき——、

- (1) 学生・院生・教職員の要求をもとに、その推進をはかる。
- (2) 「衣笠一拠点」実現のための施設などの建設にあたっては、学生・院生の納付する維持拡充費を軸に、「資産運用」などによってその実現を期する。
- (3) 本学に確立されてきた民主的運営をいっそうすすめて、全学構成員の総意に従って計画をつくりあげ、合意されたものについては速やかに実行する。

という立場を堅持して、その立案・具体化・建設をすすめていきます。

第三 教学上の課題と「衣笠一拠点」

I 立命館大学教学の課題

本学は、戦後一貫して憲法・教育基本法にもとづき、国民の「学ぶ権利」にこたえて相対的低学費を堅持するとともに、平和と民主主義を理念とした大学における国民教育の創造と、「国民的課題にせまりうる研究」の創造・普及に努力することを基本的目標にしてきました。この基本的目標は、「衣笠一拠点」実現のなかでも追求され、「一拠点」実現後も引き続き追求されなければならない課題であります。

そのような教育・研究のあり方について、本学大学協議会は「立命館大学教学の現状と課題」（昭和四六年三月）において、各学部・各研究科の教学目標を「専門領域にかんする基礎的な知識と技能を習得させて、広い総合的な視野から現代社会の諸課題に共同して立ち向かう、自主的・批判的かつ創造的な力量を備えた人材を育成する」ことにおき、小集団教育、一般教育、専門教育、外国語、保健体育、教職課程、二部、大学院、図書館およびそれらを支える諸施設・設備と教職員の研究・労働条件の全般にわたって、今後の方針と課題を提起しています。

Ⅱ 「衣笠一拠点」と教学課題解決の方向

しかし、大学協議会「文書」が提起する教学の全面的な改革は、現在の貧困な文教政策のもとでは、きわめて困難な課題であり、それは本学の力量の強化と文教政策の革新によって、はじめて可能となりうるものです。そのため当面は、教育・研究の抜本的革新のための具体的な運動をすすめて、大学協議会の示す方針をもとに相対的長期目標を確定しながら、年度毎に方針を協議して、その実現を期すべきものであると考えます。

「一拠点」実現の過程では、このような観点にたつて「一拠点」実現後に系統的な小集団教育を軸とする教学全体の発展と個人研究および共同研究の大幅な前進を保障する条件を用意する必要があります。

そのためには第一に、系統的な小集団教育の内容充実とその条件の確立およびそれを軸とする教学全体の内容的刷新と制度の改革をはかりつつ、それを支える条件を逐次用意していくことを考え――、

- (1) 小集団教育を含むカリキュラムのあり方と、そのなかで追求される教育・学習内容の改善のための努力を継続的にすすめる。
 - (2) 小集団教育および学生の学習・研究活動を含む自治的・自主的活動を發展させるための「学部基本施設」（後述第七施設の項参照）の確立と充実。
 - (3) 学生・教員の勉学・研究活動の条件を整えるための時間割編成上での工夫をすすめる。
 - (4) 外国語教育のための視聴覚教育設備について、オーディオ・ルーム設置の問題を含めて検討をすすめる。
 - (5) 図書館のあり方、小集団教育のための財政的援助、教材準備の問題、その他印刷関係の整備・充実等々の問題の検討を急いで、結論のえられたものから実施に移していく。
 - (6) 教職員の研究・労働条件の改善のため、毎年継続的に定員増をはかることを含めて、その解決に努力するとともに、学部学生定員のあり方を減員の可能性を含めて検討していく。
- などの問題に取り組んでいきます。
- また第二に、研究活動の前進が真理を追求する大学の基本的課題であること

にかんがみ、研究活動を推進する気風をより積極化するとともに、研究条件の改善をはかりつつ共同研究体制の整備・充実に重点をおいた取組みをすすめていきたいと考えます（第五研究体制の項参照）。

なお、大学院は学部教学の發展のうえに「民主的研究者育成」（「大学院の将来計画にかかわる基本的視点」昭和四七年六月）を目標として、その充実がはからねばならないものであります。そのため、今後ともカリキュラムのあり方の検討をすすめるとともに、研究指導・論文指導を強めつつ教育・研究のあり方を深く追求し、新たに提起した「共同研究」（前出「基本的視点」）の条件、体制をつくりあげる必要があると考えます。

Ⅲ 教学課題を追求するにあつての重点

以上に述べた教学上の課題を追求するにあつて「教学総括メモ」（昭和四七年一〇月）で提起された次の諸点を重視する必要があると考えます。

- (1) 教育という事業のもつ性格からいって、その具体化と実践をすすめるためには、次の三つの視点が必要になります。
 - イ、教育活動が真に成果をあげるためには、教える側と学ぶ側とでその教育活動の目的と課題について、相互の理解と共通の意志を出発点とするということ。
 - ロ、また、現代に生きて学んでいる学生の教育である以上、それは現代社会の現実に深く根ざした内容を持たねばならないということ。
 - ハ、さらに、高等教育の段階として学問の歴史、特に近代以降のそれを引きつぎつつ、体系的なものであつて、しかもその發展を志向する内容であること。
- (2) 以上のような視点にたつて、教育活動の具体的内容をつくり、実践をすすめていくためには、次の三つの取組みが欠かせないものになります。
 - イ、教員の教育・研究上の経験交流と共同研究の強化およびその保障。
 - ロ、学生の自主的研究およびその土壌としての自治活動の發展の援助と保障。
 - ハ、学部、学科、専攻、教室における教員、職員、学生、院生間の徹底した討議の保障。

- (3) 二つの視点と二つの取組みを基礎としながら、全教育過程を通じて、
- イ、自発的学習の態度を定着させること。
 - ロ、基礎学力(学問的基礎概念と学問的方法)を養うこと。
 - ハ、現代的課題を正しく把握させること。

の三つの目標を追求する必要がありますし、また、そのために集团的学習と集団討議を推進する「集団づくり」の必要性が要求されています。

第四 「衣笠一拠点」実現と二部教学

I 二部教学の到達段階からみた「衣笠一拠点」実現の意義

本学は、その開学の歴史が示すように、二部教育をおこなうことから出発し、戦前・戦後七〇年の歩みを通じて勤労青年に大学教育の門をひらき、幾多のすぐれた人材を生みだしてきました。この精神と伝統は今後も堅持していかなければなりません。今日の諸情勢は必ずしも二部教学の充実・発展を保障する方向には向っていません。すなわち、「中教審路線」にたつ政府の文教政策は二部教学を放棄あるいは圧迫し、二部学生の労働・生活条件の悪化は勉学を困難にし、教職員の教育・研究・労働条件の改善の不充分さは二部教学の水準をかるうじて保たせているにすぎません。

このような事態に対して、本学では昭和三八年「二部対策要綱」が出され、国民教育、とくに勤労学生のための大学教育の方針が確立されましたが、そのめざす教学内容は、他大学の二部教学の現状からみて、きわめて高く評価すべき内容をもつていたと考えられます。

しかし、その後の経過は、なお多くの教学問題が改善されるにいたらなかったことを示しています。とくに、その重要な問題点として指摘しなければならぬのは、「二拠点」からくるさまざまなシワ寄せが二部教学におよぼされたということ。また、二部教学は、一部教学と分断してはけつして充実するものではありません。二部教学の独自性を生かしつつ、一部教学と関連させて、はじめて二部の充実・発展が可能となります。そういう意味から、現在、二部

教学がかかえている諸矛盾を可能な限り克服し、教学内容をよりいっそう高めしていくためにも、「一拠点」の実現がはからねばなりません。

II 二部教学改善の方向

「衣笠一拠点」への全学的取組みの重要な一環として二部教学の改善が検討されねばなりません。

- (1) カリキュラム全体の問題としては、小集団教育の充実と系統性の確立を軸とする全面的改善をすすめる必要があります。また、とくに文学部人文学科、理工学部基礎工学科の内容整備がはからねばなりません。

- (2) 勉学条件の改善としては、自主的学習・研究のための施設の保障、図書館の整備、厚生施設の充実がはからねばなりません。

- (3) 最近の勤労学生の生活・勉学条件の悪化は、現行授業時間数(三講時制)の維持を困難にしており、二講時制問題を全学的に検討することが必要となつてきています。

- (4) さらに、二部協議会、二部関連事務諸組織の整備・強化が恒常的にはかられる必要があります。

- (5) 産業社会学部の二部問題は、社会的要請、他学部・他学科との関連および学部の適正規模の検討と結びつけて、早急に方針を決定しなければなりません。

- (6) とくに、二部においては、「衣笠一拠点」移行を実現した場合、交通事情が相対的に悪化しますが、二部学生の交通条件整備のための諸施策を積極的に推進することがきわめて重要であると考えます。

第五 研究体制の整備・充実

I 研究体制の整備・充実の必要性

「衣笠一拠点」計画の重要な柱の一つとして、教育・研究の統一的発展を志向するため、研究活動の推進・充実はきわめて重要な課題となっています。

(1) 本学の中心課題は、社会進歩をめざす国民的要請にこたえ、教育と研究の「現代化・総合化・共同化」をすすめることにあります。その場合、教育の分野では、本学は、不十分にしろ一定の成果を蓄積してきました。しかし、学問研究の分野での「現代化・総合化・共同化」の推進は、その必要性和意欲にもかかわらず、条件・体制について相対的にたちおくれていることを認めざるをえません。しかも、民主的な学園として一定の評価をえている本学が個人研究・共同研究・総合研究を問わず清新で創造的な研究成果をあげることを、社会はますます強く期待しています。

これらの点からして第一に、小集団教育を軸とする立命館教学の発展を基礎づけるためにも、また研究上の社会的要請にこたえるためにも、「衣笠一拠点」実現を機会とする研究体制の整備・強化は、一段階飛躍させられねばならないし、また、財政的にも当面の重点のひとつとして、この問題が位置づけられる必要があります。

(2) 研究体制の整備・強化とは、国民的に要請される研究課題を遂行するため、個人研究・共同研究・総合研究を問わず、研究活動の全分野にわたり、教員と研究関係事務職員のエネルギーおよび研究図書資料、研究施設をどのように効果的に組織するか、つまり研究活動上の協業と分業の利益をどのようになに組織するかという問題です。

このような意味での研究体制の整備・強化は、第二に、困難な私学財政のもとで、本学の活潑な研究活動を維持し保障するうえからも、きわめて重要な問題になってきているといわねばなりません。

Ⅱ 研究体制の整備・強化の方向

(1) 「衣笠一拠点」計画の実現による法学部・文学部の衣笠移転が、学問研究内容の「現代化・総合化・共同化」を一段と促進するうえでも、また、それらにみあった研究体制の整備・強化のうえでも、不可欠の前提であることはいうまでもありません。

(2) その前提のうえにたつて、研究体制の整備・強化のために、次のように諸条件を設定しうるかどうかを、さらに具体的に検討します。

イ、修学館は研究室棟としてさらに増築し、社会科学系四学部共同研究室、個人研究室および同大学院、文学部教員の個人研究室を配置する。そのさい、たとえば社会科学系四学部の共同研究室は、修学館東側に累層的に配置し、学部間の図書の有効な利用体制を確立することなどが考えられる。

ロ、文学部共同研究室および同大学院と教職課程共同研究室は、修学館西側に接続する文学部棟に配置する。

ハ、人文科学研究所は、基礎文献資料センターを付設した文科系五学部および一般教育関係を中心とする総合的共同研究施設として、修学館棟の中心部か、現在位置に配置し、その機能の充実整備をはかるため、教員配置と研究事務体制強化の方策を検討する。また、文科系五学部の研究科院生の研究活動を援助する趣旨から、人文科学研究所における共同研究活動との関連を前向きに検討する。

ニ、理工学研究所は、理工学部各学科および文科系五学部配属の自然科学系教員の共同研究施設および基礎文献資料センター的役割をはたすものとして、学部基本施設に隣接した位置に配置し、その整備・充実をはかる。

ホ、外連協共同研究室・一般教育センターを、文学部棟に隣接した修学館西寄りに配置し、文学部共同研究室との連携が可能な条件をつくる。なお、体育関係教員の共同研究体制については人文科学研究所および一般教育センターとの連関を考慮しつつ、その共同研究室を体育館内に設置する。

ヘ、文科系五学部共同研究室のあり方を、研究体制の整備・強化の方向にそつて再検討するとともに、人文科学研究所、図書館との相互連携の有効な体制を確立する。

ト、理工学部各教室共同研究室と理工学研究所、図書館との相互連携の体制について検討する。

チ、研究体制の整備・強化の線にそつて図書館のはたす機能を充実するとともに、学生の小集団教育を軸とした自主的研究活動を援助するうえでの、図書館の施設および機能の拡充をはかる。

第六 「衣笠一拠点」実現をめざしての事務体制について

I 本学における職員の位置づけと「衣笠一拠点」実現の課題

(1) 大学における職員の位置づけ

大学における教育・研究を系統的にすすめる、学生の課外諸活動を含めた学生生活の全体を進展させるためには、民主的に組織された事務体制の確立が必要です。本学では、そのような観点から事務体制を組織してきましたが、「紛争」を克服する過程のなかで、とくに事務体制の民主化により、職員の積極性をひき出すとともに、教育・研究の実態に即した業務の創造をすすめるため、職場会議の確立、部課長制度の民主化、現業職員体制の整備等をおこなってまいりました。

新たな大学自治の観点にたつて教育・研究の民主的発展をめざすにあたっては、職員もまた教員・学生とともにその構成員としての地位がいつそう確立されなければなりません。職員は主として教育・研究の条件整備のための活動を通じて、教育・研究に深いかわり合いをもつとともに、教員の教育・研究活動への協力や学生との日常的な接触を通じて、直接的にも教育・研究に関与しています。職員がその業務の意味を主体的につかみとめることは、大学がその機能を発揮するうえで不可欠の条件です。

(2) 事務体制と「衣笠一拠点」実現の意義

現在の「二拠点」体制はこのような職員の諸活動の面においても、とくに分断からくる困難と重複が顕著にあらわれ、多様化する教育・研究・学生生活の発展のために必要な事務が不十分という事態が生まれています。こうした事務体制強化の観点からも、「衣笠一拠点」の実現がいそがねばなりません。

「衣笠一拠点」の実現により事務の集中化を高めるとともに、現在分散され、薄められた人員配置を課題に即して重点的に配置することにより、教学を一層進めるための体制をつくり出すことにあります。そして、そのさいには、事務の機能をより集中化する視点での検討が必要です。

II 「衣笠一拠点」実現と事務体制の課題

「衣笠一拠点」実現時における事務体制については、教育・研究の発展に應じた学部事務室のあり方、これらを総合する教学部の体制、二部事務室と関連部課との新しい関係、学生生活全般をうけとめる学生部体制、研究活動を支える総合的な事務体制、図書館・各学部共同研究室ならびに各研究所を結び図書館業務のあり方、施設・整備を維持管理する体制、本部事務としての総務・財務部門のあり方等を再検討する必要がありますが、それに先だつて当面必要な教育・研究・学生生活を支え、「衣笠一拠点」を推進するための事務体制の整備強化が緊急の課題となっています。このため、さしあたり次の部署での整備をはかります。

(1) 教学問題の全学的な事務局としての現行教学部体制を見ると、とくに教學課と学務課の事務が交錯していて実情にそぐわなくなっています。当面、この関係の事務を再整理して、より積極的に対処できる体制とします。

(2) なお、直接に教育・研究にかかわる事務を担当する学部事務室について、教務事務の一部機械化を含めて従来の事務のあり方の改善について検討をすすめる、同時にそのことは全学の事務体制強化の問題と結びつけていくべきであると考えます。

(3) 今日の学生厚生援助活動はその重要性和内容の多様性からして、現在の学生課の一業務としてだけではうけとめられなくなっています。そこで学生課と厚生課とに分離独立させて、従来の業務の内容充実を中心にして学生厚生全般についても進展させる体制をつくりあげます。また、同時に学生および教職員の健康管理問題を一步すすめるための基礎を固めるものとして、診療所での事務体制の強化をはかることとします。

(4) 二部関連部課での内容、体制強化については、現行の「二拠点」、「時差体制」のなかですることのできる共同化をはかっています。また、二部事務室の責任体制についても一定の検討をおこなっています。これらを通じて、「衣笠一拠点」実現時における二部問題の解決をすすめる基礎とします。

(5) 校舎を中心として施設・整備の維持・管理の業務は、現在、管理課と総務課（および衣笠庶務課）が分担していますが、これを有機的に結びつける体制の検討をおこないます。

第七 「衣笠一拠点」実現時における施設配置について

I 施設配置を考えるにあたっての基本的な観点

以上の検討にもとづいて、具体的に「衣笠一拠点」を推進しようとするとき、まず検討しなければならないのは、施設配置のおおよそのスケッチです。もちろんこの施設配置のスケッチをおこなう場合にも――、

- (1) 教学上要求される施設とその内容。
- (2) 学生・院生・教職員によるその利用条件。
- (3) キャンパスの利用条件。
- (4) 財政上の問題。

が総合的に考えられなければなりません。同時にこのようなスケッチをおこなうなかで、それらの問題により深い検討が加えられるようになります。そのようなものとして、長期計画委員会の中間答申（昭和四七年一月）を再検討し、施設配置について次のように考えます。

これは、引き続き全学討議のなかでよりよいものにしなうと考えています。また実際に建設にかかる場合は、その時の具体的条件にもとづいた全学討議によって充実したものにしなうとします。

II 当面の施設配置を考えるにあたっての前提

衣笠を中心とする現有校地はなお狭隘なものであり、また大学設置基準、建築基準等による法令上の諸制約、さらに当初および将来の大学の財政力量の限界など、別に十分な検討を必要とする重要な問題点が多く、それにもとづいて長期的な方針の策定が要請されます。しかし、さしあたって数年内の「衣笠一拠点」実現をめざす現在の取組みのなかでは、とくに財政力量のきびしい限界もあり、当面の施設配置について現有の校地を前提にせざるをえません。

III 「衣笠一拠点」実現のための必要施設

「衣笠一拠点」実現のための必要施設としては、(1)学部基本施設、(2)体育教育施設、(3)研究施設および図書館、(4)自主的活動諸施設、(5)本部・学生部・診

療所・生活協同組合等全学的行政ならびに厚生諸施設等があります。これら諸施設は、それ自体、またそれら相互間の関連の中で合理的配置が考えられねばなりません。これまでの討議のなかで一定の基準となるべき考え方が出されています。

すなわち、以学館・修学館の建設時は、施設の「機能集中」的考え方をとっていました。が、学而館の建設時には、それに対する批判が出され、あらためて「機能集中」の利点を生かしつつ「学部拠点」的考え方をとることが確認され、教室条件の合理的・効率的利用、学生の移動、また現に四学部施設があるという条件等から、二学部を一ブロックとする「ブロック構想」が適当と考えられてきました。これを基礎にしつつ、以下のような考え方をまとめることができます。

(1) 「学部基本施設」については、小集団教育を軸とする教学充実の視点から「教学総括メモ」で提起された「学部基本施設」として次の施設を、それぞれ

イ、学部行政施設（学部長室、会議室、事務室、講師控室等）

ロ、学生関係施設（自治会、学会ボックス、学生センター、共同学習（研究室および自主的サークル・ボックス等）

ハ、小教室、ゼミ教室、その他教室

以上の配置の仕方および内容については、今後各パートの意見をききながら具体的に検討をすすめます。なお、文学部・理工学部は、それぞれ学科・専攻にわかれ、社会科学系とちがっている。で、「学部基本施設」の趣旨を生かして具体案を別に考えます。

(2) とくに二部については、学習条件の困難さから、教室移動を最小限におさえること、キャンパス内での距離による分断の可能性が大きいので、できるだけ各学部が集中されていることが望ましく、教室その他の条件から動かしにくい理工学部、文学部に近いところで、「学部基本施設」の考え方を適用し、確保することが望ましい。

(3) 研究施設については、共同研究の発展を志向する立場から、理工学部を除いて図書館との関係を考慮しつつ、人文科学研究所、一般教育センター、外

国語科連絡協議会を含めた、新たな共同研究体制の改善にそつて施設の検討をする必要があります。その位置は、修学館およびその延長部分とそれに近接する周辺部に集中したいと考えます。

- (4) 大学院については、教員研究施設、学部基本施設と関連させる必要があります。そこから、社会科学系は修学館に、文学研究科は文学部棟、理工学研究科は理工学部棟に收容することとし、その内容としては、教室、共同研究室、院生研究室、談話室等を配置する必要があります。

Ⅳ 施設配置案

以上の観点にたつて、施設配置案は次のように考えます。

- (1) 経済学部・経営学部は、現以学館を主たる学舎とし、既存施設の有効な活用と改善をはかりつつ、なおこれに收容できない学部行政施設、小教室等の諸施設を以学館の近接地に建設します。
- (2) 文学部は学部書庫利用の問題、人文科学研究科・図書館との関連および理工学部との教室共用などを考え、場所として修学館延長部と近接する旧一号館の場所が適当であると考えます。
- (3) 二部は衣笠キャンパス全体を当然使用しますが、前述の理由から、理工学部、新しい文学部棟および研究施設、図書館にもつとも近接したところに基本施設をもつことが望ましく、その点から現学而館をそれにあてるべきであると考えます。
- (4) 理工学部は、数学物理学科棟の建てかえ、小教室施設の充実および学而館附近の整備ともかかわつて衣笠キャンパスの西部にまとめることが望ましいと考えます。
- (5) 法学部・産業社会学部は、キャンパスの有効利用ともかかわつて、二学部の基本施設をひとつの学舎に收容し、同時に現「研四」程度の大集会室を確保します。その場所はグラウンド西側の空地とし、経済・経営学部ブロックと同規模のものを新たに建設することになります。
- (6) 学生部・診療所は、全学生の利用するところですので、各学部棟、二部棟との関連で中心的な場所である必要があります。

- (7) 修学館は昭和四六年度の研究室棟建設委員会の答申の基本線にそつて、研究室、人文科学研究科、社会科学系大学院施設として、予定のような延長をしますが、その内部の利用方法、図書館との関係等については、今後検討を続けます。

- (8) 本部施設は以上の諸施設が確定したところで考えます。
- (9) 生活協同組合は厚生施策の主要な柱のひとつであり、新しく建設する諸施設との関連で、その設置場所・内容につき、今後検討を続けていきます。
- (10) その他、学生会館、寮、柵野グラウンド、教職員厚生諸施設、校友会館、駐車場問題等についても、検討課題として、別に検討します。

第八 「衣笠一拠点」実現のための財政について

I 「衣笠一拠点」実現にあつて学園財政のはたすべき任務

「衣笠一拠点」の実現はすでに述べましたように、立命館大学の総合した力量を最大限に發揮し、民主的な教育・研究を守り發展させることを目的としているものであり、財政力量ももちろん総合強化されることはいうまでもありません。しかし、そのことによつて一定期間の財政支出の大幅な増大をきたすこともまた明らかであります。したがつて財政は、さきに述べた大幅で民主的な公費助成を実現するための運動を強化しつつ、「衣笠一拠点」推進にともない一定期間増大する財政支出について可能な限り計画的かつ長期的な展望をつくり出し、「衣笠一拠点」に必要な施設・設備を速やかに用意し、学園に対する財政圧迫を防ぐよう努力することが最大の任務です。

「衣笠一拠点」実現をめざす学園の財政は、もろもろの困難に直面していますが、困難であればあるほど正しく位置づけられた計画を必要とし、そして正しい計画がある限り、たえず前進することができるとをわれわれは経験によつて確認してきました。また、自主財源としての募金・募債を、私学危機の実態を広く訴えるなかで拡大していくことも「衣笠一拠点」実現にとつて重要な課題であります。

Ⅱ 「衣笠一拠点」実現のための財源について

「衣笠一拠点」実現に必要な施設・設備建設の財源は、自己資金として現行学費中の維持拡充費を基礎として、統合整理にともなう一部土地売却にもつゝ「資産運用」と募金、募債ならびに私学振興財団からの借入金によってまかないます。また、教育・研究の日常的・経常的支出に要する財源は、主に授業料、入学金、入学検定料、公費助成（この拡大が最も重要であります）をもつてあてることがとします。

元来、長期的計画は大学構成員の民主的討議により、その目的内容を明確にし、それを支える財政の長期計画を樹立することが出発点です。そして建設財政については必要な資金を可能な限り短期的に集中し、その返済を計画的長期的におこなうことにより、財政の圧迫を軽減しつつ目的を達することであります。経常的支出については、計画に従って重点的にかつ長期的に積みあげて財政のいたづらな拡大を防ぐことによつて目的を達しうるものです。したがつて、この両者の均衡と正しい連関が重要な課題であります。

なお、別に示す建設財政の試算は長期計画委員会の討議の到達段階を基礎にして検討された大わくの試算であり、財政力量の大わくでもあります。

Ⅲ 財政面からみた第一次長期計画の総括

すでにわれわれは、第一次長期計画（昭和三八年―昭和四七年）の実践のなかで民主的教育・研究を進展させ、わが国私学教育の発展に一定の役割りを果たしてきました（教育・研究の民主化、財政の民主化、相対的低学費）。しかし、第一次長期計画は本学にとつてはじめての経験であり、多くの試行錯誤をさげえなかつたことも事実であります。このような長期計画の遂行は、政治・経済社会のきわめて不安定な状況のなかでは、たえず新たな事態に対応して計画の基本が正しく推進されるよう体制的な配慮がなされねばなりません。第一次長期計画の実施過程における、もつとも重要な問題点のひとつは計画を実施するなかで実施機関（理事会）と教職員、学生、院生、諸パートとの連携が必ずしも充分にはたされなかつたことであります。この点、「衣笠一拠点」計画の立案・実施にあつては、とくに留意すべきものと考えます。

Ⅳ 「衣笠一拠点」実現のための財政計画の大わく（試算）

すでに述べましたように、「衣笠一拠点」実現のための施設・設備の建設は、維持拡充費（年間三億三千万円）を軸として、統合整理にともなう校地売却を中心とする資産売却・募金・募債・財団借入金によつて、その財政をまかしますが、いちおう、四ないし五年を目途とする財政試算を、次のように考えます。

事業費概算は建物約三〇億円を中心とし、土地、体育・厚生施設等の手当を含んで五〇億円程度を見込み、それを保障する財源として財産売却三〇億円前後と財団借入金一〇数億円を中心として、寄付・学債を含めて五〇億円程度を見込むことがほぼ財政力量の限界と考えます。

なお、維持拡充費は昭和四七年度までの負債償還および上記借入金の償還にあてねばなりません。この概算は、教学要求・緊急度・立地条件・財産売却とのかかわりなどを勘案した年次計画の樹立にもついで遂行されねばなりません。建設計画および建設財政については、なお次のような諸問題をあわせ検討していきます。

- (1) 設置基準と土地処分・取得とのかかわり。
- (2) 財産売却収入について——売却実現の可能性と価格見通しについて。
- (3) 中学校・高等学校長期計画の策定。
- (4) 「衣笠一拠点」推進機関の経常部門の課題。
- (5) 「衣笠一拠点」実現後の建設財政の試算。
- (6) 寄付および学債募集について——飛躍的に拡大するための募金・募債運動の展開。

〔注・付〕衣笠キャンパス現状図（省略）

六七六 立命館大学の現状と課題

一九七三(昭四八)・一〇・二〇 立命館(学内) 理事会

はじめに

——本学における教学と財政のかかり

本来、大学の財政は、大学のもつ社会的任務を自主的・創造的に遂行・発展させるための保障をあたえるものとして考えられなければなりません。国民的要請にこたえる教育・研究を進展させることをめざしてきた本学は、戦後一貫して、国民に奉仕する大学としての財政のあり方を追求する努力を行なつてき、教学に服務することを財政の基本とするたてまえに立つてまいりました。すなわち本学は、教育の機会均等の保持と大学の自治の堅持とを基本にすえた財政のあり方を教学の民主的発展にかかわらせて追求してきました。そして、財政民主化のもっとも重要な環である学園財政公開は、すでに全学協議会制の確立(昭和二十四年)と同時に、全国の私学に先がけてうちたてられ、以後本学は「ガラス張りの経営」を自負する大学として歩んでまいりました。

以上のような本学財政の基本的あり方をふまえ、財政は理念においても、その内容においても、教学の理念・内容と表裏一体であり、財政条件は教学条件の重要な柱として位置づけられねばなりませんし、また、私学危機——財政危機は、教育・研究の実態の上に立つて、教学の危機としてとらえねばなりません。

一、本学における教学

——その現状と課題

本学における教学を支えるものとして財政を以上のように位置づけた場合、教学の現状と課題について明らかにし、その上に立つて、教学の改善・発展を保障するものとしての財政上の課題を明確にすることが重要であると考えます。

(1) それに当たらず、本学がすすめてきた教学——内容と体制・条件にわた

つて——の改善の歩みにふれておきたいと考えます。

(1) 本学は戦後一貫して“平和と民主主義”の理念にもとづく新しい大学を創造するために、全大学人が一体となつて努力をかかねてき、「自由に清新なる学園」「国民のための大学」として他大学にはみられない学園をきずき上げてきました。しかし、政府の文教政策と経済政策とは教育・研究の民主的な発展を困難にさせ、とくに私立大学の場合は、財政面からする圧迫により、いわゆるマスプロ教育を余儀なくされました。

このような状況に対して、本学では昭和三十五年、学費引上げ提案をめぐる全学協議会において、学園の長期計画の確立によって私学危機を克服する方向を示した「新十二月原則」をうちたて、企画委員会の新設、学園振興懇談会の新設、二部教学の改革、理工学部の実整備、新学部の設置などをうたいました。この「新十二月原則」の意義は、昭和三十二年の「十二月原則」を再度確認することによって、教学と経営との統一、全学的立場に立つて教学を推進すべきことを示し、以後の教学内容自体の点検、その深化・具体化への起点となつたところにあるといえます。

翌三十六年には、国民的教育の目標と内容をより具体的に示すに至りました。すなわち、国民的教育の目標は憲法・教育基本法にそつた教育であり、「現代の社会的現実のなかにあつて、歴史的展望をもち、いかなる場合にも希望を失わず、創造的人間、力強く生抜くための知力、実行力、体力をもつた人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようとする人間」の創造をめざす教育であるということ、そして、このような教育の実践をはばむ諸条件を取り除く力は、集団主義と科学的認識の養成によつて形成される、としたのであります。さらに、教育・研究の具体的方向としては、第一に教育・研究の社会的現実からの遊離によるその形式化と活力の喪失を批判し、「将来に生きる学生の諸要求にこたえ、また現代の問題は何かを意識すること」、第二に教育・研究の分断化に対して、これを総合化するために、教育・研究の共同化をはかるべきこと、としたのであります。

(2) 以上のような教学理念の確立と教学改善への取り組みは、昭和三十八年

「学園振興基本要綱」、昭和三十九年「全学協確認事項」へと発展していきました。すなわち「基本要綱」と「確認事項」によって、国民的教育の立場からする教学の「現代化・総合化・共同化」と「小集団教育の確立」とを大きな柱とする教学政策を確定するとともに、総合大学としての衣笠一拠点への志向をきめ、以後この方針にもとづく教学をすすめてまいりました。

(イ) その後、一連の計画的改善・改革により学生の勉強意欲が高められ、クラス討議をへて教学諸要求がだされるようになるとともに、教授会を中心にしての教学改革の作業がすすめられるようになりました。しかし、財政が「高度経済成長政策」を強行するためのインフレ政策によって圧迫されたこともあって、教学条件の改善は停滞させられました。そして、昭和四十三年には各学部および全学的規模において教学改革の停滞を克服するため、教学から体制にいたる討議が積極的に展開されましたが、一部の学生の民主的ルールを無視した暴力行動と学園破壊によって討議は中断させられたのであります。

その後全学の教職員・学生の努力によってようやくこの困難な事態をのり越えることができた本学は、「学園紛争」の正常化を口実とする大学立法その他相つぐ反動的な文教政策の攻撃のなかで大学改革と教学改革のため、積極的な取り組みをすすめて、今日に至ったのであります。

(2) 以上のような教学改善の実践の上に立って、本学がうちだした教学理念は、内容・条件・体制の面において次第に内実化されていき、とりわけ小集団教育における系統的確立と教室など諸条件の一定の整備、共通教材作成、学生の自主的・集団的学習活動の保障のための小集団クラス援助金の実現、外国語教育におけるテキスト・授業方法の一定の改善、第二外国語の増単位などの改善、一般教育における単一科目の内容の再検討、総合コースの実施、社会科学系各学部および文学部・理工学部における専門科目のカリキュラム・講義内容・講義方法などについての改善、図書館の時間延長・試験期の日曜開館による学習図書館としての役割の増大が行なわれてまいりました。

もとより、理念として追求しながらも今日まで果せなかつた多くの問題が

残されております。例えばプロゼミ、講読、三・四回生ゼミ、外国語、保健体育教育をふくむ全体的な小集団教育の充実による真に集団主義的な教育体系の確立、二年制ゼミの問題、学生の自主的・集団的学習のための施設等諸条件の整備、二部教学の改善とりわけ人文学科・基礎工学科の改善の問題、体育施設の問題、大学院の研究諸条件、指導体制、教職員の充実と教学条件の改善などの諸問題があります。これらは、現在、全学的に討議されている「衣笠を中心とする一拠点」実現の課題とかかわって早急に解決されねばならない問題であります。

(3) 私たちは、以上に述べてきた本学教学の現状に立って、今日における諸課題を考える場合、国民教育の立場からする教育の現代化・総合化・共同化と小集団教育の確立との二つの教学方針の原点にたちもどることが重要であると考えます。とくに小集団教育については、なお多くの問題が残されているとはいえ、その成果の一つとして、勉強における学生の自主性、学生の自主的勉強意欲が大学教学において大きな意義をもつことが明らかになってまいりました。学生の旺盛な真理探究の意欲や、学生の鋭敏な問題意識が十分に発揮されてこそ、大学の教学は生き生きとした充実したものになるものであります。そういう意味で、学生の自主的かつ進取的な勉強意欲を正しく伸ばすことを、本学の今後の教学方針の一つとして確立することが必要であると考えます。

以上のような総括に立って、つぎの三つの方針が今後の教学改善の基本方向とされます。

(イ) 国民教育の立場からする教学の現代化・総合化・共同化を、各学部教学のなかで一層深く追求する。

(ロ) 小集団教育の内容をより充実し、小集団教育を軸とする学部教学の改善をはかる。そのさい、重要なことは、小集団教育偏重におちいることなく、現在の大学教学における小集団教育の積極的意義を正しく認めつつも、それを学部の教学体系のなかに正しく位置づけ、新しい小集団教育の体系化との関連において、一般教育および専門教育を見直さねばならない。

(ハ) 学生の自主的かつ進取的な勉強意欲を正しく伸ばす教学を追求する。

以上の課題と教学方針を追求するなかで、私どもも立命館大学は戦後二十数年間にわたってきずき上げてきた民主的体制をより一層発展させ、真に国民的要請にこたえうる教育・研究を推進することによって、中教審路線・筑波大学構想にあらわれている、今日の反動的な文教政策・大学政策に対抗して、「国民のための大学」を創造していくことこそ、私どもに課せられたもつとも重要な課題であります。

たとえ、それはきわめて困難な道であるとはいえ、全大学人のあいだに基本的な一致点があるかぎり、私どもは明るい展望をもつことができると確信しています。

二、財政の実態について

学園の財政は教学を支えるものとしてその運営に努力してきましたが、元来ゆとりの少ない財政状態に加えて昨年来ことのほか急激に進行してきたインフレは学園の財政に大きな打撃をあたえました。とりわけ公共料金の相つぐ改訂と諸物価の高騰は、日常的経費をまかなう経常勘定に重大な影響をもたらしました。

以下、この経常勘定にそくして財政実態を明らかにしていきたいと思ひます。

(1) 経常勘定の現状

経常勘定とは、一口にいいますと教学を日常的に支え、維持発展させるための支出をまかなう、きわめて重要な収支の勘定であります。この支出の主要なもの、教職員の人件費や図書費、機械備品、研究諸費、小集団クラス援助金、光熱水費、施設設備の維持補修費などですが、その財源は、学生生徒の納付する授業料、入学金、入学検定料および公費助成金によつてまかなわれております。

この経常勘定の昭和四十八年度収支の実態と四十九年度以降の見通しについては別表(グラフ1)に示すとおりであります。それによりますと、四十八年度は前年度からの繰越金三・八億円によつて収支がほぼつぐなわれていますが、単年度収支を計算してみますと、すでに三・四億円の赤字となり

ます。

四十九年度以降も依然として、インフレは進行すると考えざるをえません。したがって、公費助成充実拡大の運動に展望をもつとしても、当面する危機的状況を解決することを期待することはできません。とりわけ現下のインフレ進行の速度は、教学改善のための新たな支出増を加えなくても毎年支出は大幅に増加し、一方、収入の伸びは小さく、前年度からの繰越金もいっきよに減少し、ほとんどなくなるものと相まって、四十九年度五億円、五十年に八億円、五十一年度十一億円の赤字が生じ、三力年の累積赤字は二十四億円にも達する見込みであります。二十四億円といえれば四十八年度の収入全体にほぼ見合う金額といえますから、この赤字の大きさがわかると思ひます。

毎年でいくこのような巨額の赤字の意味するものは、とりもなおさず経常勘定の破綻であり、教職員の人件費や教学を支える物件費の二割から三割程度が支払えなくなるという問題で、教学の改善はもとより、現状の維持も不可能にするものです。

(2) 財政のあり方とそれをとりまく社会的条件

学園財政が直面しているこのような危機状況は、基本的には戦後一貫して国のおつてきた経済政策がもたらしたインフレのたえざる進行と、私学助成の貧困さによるものであることはいうまでもありません。

戦後の学制改革にともない、わが学園は昭和二十四年、法・経・文・理工の四学部をもつ新制大学として再出発しましたが、当時は悪性インフレと社会的混乱のなかで学費引上げと学生の増がくりかえされました。このため、教職員の給与の支払いにすらこと欠き、労働条件も劣悪をきわめ、その日ぐらしの状態が続きました。

このような状況の解決と、前進をはかるため、まず教職員・学生の参加する民主的総長公選制、全学協議会などを設けて、民主的学園運営の体制を基礎づけました。この体制に依拠して戦後の混乱期をのりきり、民主的教學の推進に大きく踏み出すことができたといえます。この体制の発達は、教學の民主化とともに財政の民主化に主要な力点をおいていました。したがって、民主的な財政による教學の長期的な展望をつくりだすことがなによりも急務

であり、そのためには、民主的な討議の上に立つた財政の計画化によって、一步一步前進することが必要であると考えられました。

これにより、昭和三十年頃から教育・研究の発展をはかる長期計画の検討が始められましたが、民主体制の展開が必ずしも十分でなく、かつ全体的な力量の不足から、多くの改善を進めながらも総合的な長期計画を策定することができたのは、昭和三十八年でありました。この長期計画は、学園にとつて初めてのことであり、多くの試行錯誤もあり、また不十分さをもつていますが、大筋において学園の長期的展望をつくりだしたものであります。

すなわち、教学の上からは、衣笠一揆点を志向しつつ六学部、二部をふくむ学生数二万名の総合大学への発展を名実ともに期したのですが、財政上からは、インフレ政策と貧困な文教政策に対して自主的・民主的財政の強化をめざすものであり、計画の重要な部分である寄付・学債なども全く任意なものとし、また、できるだけ相対的な低学費を維持しながら公費助成運動の前進をはかろうとするものであります。

学園は、そのことを具体的に保障するものとして、財政の全面的公開を他の私学にさきがけて実現してきましたが、この長期計画において一層これを貫徹するため、財政の内容をわかりやすく、經常勘定と建設勘定に区分し、經常勘定の財源は授業料、実験実習料、入学金、入学検定料を引き当て、建設勘定は施設設備の維持と拡充に当てるための維持拡充費、寄付金を主要な財源として確立しました。

昭和三十八年から四十五年に至る財政は、この長期計画にもとづき推進されてきました。それによつて、きわめて不十分であった施設設備の改善と衣笠一揆点に向けて多くの前進を果すとともに、総合大学としての一定の地歩をきざることができました。また、この間七年も学費の引き上げを行わず、学生数と学費の悪循環を阻止することができました。これは客観的条件もありますが、主として長期計画の成果によるべきものが大きいといえます。

しかし、この間もインフレは一層進行しましたが公費助成の大幅増加は容易に実現せず、本学のみならず私学の危機は一般的に深化してきました。また四十三―四十四年の「学園紛争」による暴力的な学園破壊によつて大きな

損害を受けました。これらと相まって、四十五年には經常財政は急激な危機に直面しました。

(3) 昭和四十五年学費問題の経過とその後の危機の深化

すでに述べたような財政努力にもかかわらず、社会的諸条件の悪化にともなつて、昭和四十五年に至つて經常財政はきわめて危険な状況になりました。当時、四十六年度以降の經常財政の推移を見通しますと、毎年の赤字は三億円、五億円、七億円というように累増し、必要最少限度の支出を維持することも困難であることが明らかとなりました。一方、多年にわたる運動の成果として、私学助成について一定の前進をみることはできましたが、当面の危機を解消しえるような大幅助成の実現をみることはできませんでした。

学園としては、当面の經常財政の破綻を防止する措置として、学費（授業料、入学金、実験実習料）の引き上げを提案しました。

この提案をめぐつて、私学危機の根本的解決のための大幅公費助成をふくむ全学的討議が激しく行なわれました。最終的には、理事会の責任において昭和四十六年度からの引き上げを決定しました。

以後、理事会は毎年の予算編成とその執行を中心とする財政運営の過程において全学協確認事項を尊重し、学生・教職員の要求に依拠して改善の努力を続けてきました。しかし、昨年来のインフレの進行は、戦後の一時期を除いては全く類例をみない激しきでわれわれの努力を打ちくたせ、經常財政には冒頭に述べたような重大な危機が到来しました。

△建設勘定について▽

ここで、財政全体の理解を深めるため、昭和三十八年長期計画以来經常勘定とは明確に区分された建設勘定について若干ふれておきたいと思ひます。建設勘定は先にも一言ふれましたが、經常勘定における日常的継続的支出とは性格が異なり、長期的に教育・研究に必要な施設設備の新規取得や大きな改修を実施していくものであります。ここでの支出は、年度毎に見れば一時的なものであるとともに巨額のものも多く、これを經常支出と混在させると、むしろ經常支出が圧迫され、重大な危機を招くおそれがありますし、また、財政実態をき

わめてわかりにくいものになります。

この支出をまかなう基本的財源は学費中の維持拡充費収入であり、この不足を補うものが自主的民主的財源として意義の大きい寄付金であります。しかし、年度毎にかぎられたこれらの収入の範囲で事業を行なうとすれば、教学上必要な施設の完成は長年月を要し、この間のインフレによる土地建物の単価の値上りを考えると、結局は事業の達成もできず、かつ現在の必要にこたえることもできないこととなります。このため、将来の維持拡充費収入を償還財源として一定限の借入や、学債募集を行ない、事業を急ぐ必要があります。本学は、現在約十六億円の借入を行なっていますが（学債六億円、私学振興財団九億円、銀行および住宅金融公庫一億円）、この借入金は、教学上右に述べた理由によって生じたものであります。

さらに、衣笠一拠点をめざす建設勘定では、新たな建設によって不要となるものの売却収入も大きく財源として組入れる必要があります。売らずにすれば教学上別の利用に供することもできますが、これを財源に当てなければ事業資金が大きく不足する現状であります。これによって維持拡充費収入の引き上げを回避することができますが、しかし、この売却収入はペーパープランとしては大きく見込むことができません、つぎの諸点に問題を残します。すなわち、

- ① 売却の可能性や価格の見通しは、経済情勢、立地条件、建築上の制限、物件の大小からくる利用価値と大きくかわるため、財政計画としては最悪の場合も想定して売却時期および価格を設定しなければなりません。
- ② 売却するためには先に代りの施設（土地建物）をつくらねばなりませんから、このために多くのつなぎ資金を要します。したがって、毎年財政上の見通しを確かめながら、着実に代替施設を用意し、売却準備に入る必要があります。

③ 右のような順序を誤り、過大見積りをしたり、それを当てこんでいつきよに巨額のつなぎ資金の借入れを行なうて事業をすすめると、つなぎ資金の償還不能や無理な売却をとめない、大学設置基準上の不足といった危険な事態を招くこととなります。これは、ひとり建設計画の破綻のみならず、大学の危機をも招来することとなります。

現在、全学的な討議が行なわれている一拠点実現の施設設備建設は、右のような態度と方針によって、この勘定で実施するものであります。

三、「公費助成」と学費

以上みてきたような本学における危機的状況は、現在では、なにも本学だけのものではなく、慢性的にすべての私学にあらわれていることはよく知られた事実であり、その根本的原因が憲法・教育基本法・学校教育法・大学設置基準にもとづいて設置することが義務づけられている「公教育」としての大学を、在学者とその父母という国民の乏しい財布のなかから支出される財政負担によってまかなわざるをえないというところからきていることも、広く知られるようになってきています。

そこから「公費による私学助成」の必要が強くさげられるようになっていますが、それはたんに、私学の経営が財政的に苦しくなったから、国や自治体の力でなんとか助けて欲しいというような考えからでてきたものではありません。

- (1) 社会が必要としている「公教育」は、本来「公共による負担」でまかなわれるべきものであり、
- (2) 昨年度の各大学の経費を、その大学の学生数で割った、学生一人当りの教育・研究費用を概算してみると、国立七十万円、公立四十万円、多くの私立十三丁四万円、立命館八万円足らずとなつて、大学の設置者別の格差のひびさがいまさらながら痛感されます。この格差がそのまま教育・研究の質を規定するものではないといつても、その条件のちがいは余りにも大き過ぎます。このことは、すべての大学生に差別なく十分な高等教育を行なうという憲法・教育基本法の原則が、その基礎において破壊されていることを示しているといわざるをえません。

(3) その上に、大きな格差がつくられている大学のなかで、学生が教育を受けるに必要な経費をみると、もつとも条件のよい国立がもつとも低く（三・六万円）、もつとも条件の悪い私学への進学者がもつとも高い経済的負担（文科系で本学六・三万円、多くの私学が十万円を越えている）を背負わされて

いるという、逆の現象があらわれています。

(4) この矛盾を端的に表現すると、国立なみの教育・研究条件を用意しようと本学で考えれば、当然、年間七十万円の学費が必要ということになります。本学の在学者の家計状況からいって、それは不可能なことですし、しかも、そのような国立大学がなお教育・研究の改善のためにさらに多くの経費を必要としている現在、もつと高額の学費が要求されることになります。

これらのことは、国立大学の学費が「安過ぎる」といつているのではなく、国の文教政策によって、国民の「教育をうける権利」が甚しく破壊されている現状を物語っているものです。

このような大学をとりまく条件を根本的に改善し、わが国の高等教育の全面的な発展を保障する方策として、民主的で大幅な私学に対する「国庫負担」実現の課題が提起されているのです。

その上に、最近の激しいインフレの進行は、社会生活の全体に重大な困難をつくりだしていますが、教育機関のなかでは、財政上きわめて脆弱な基礎しかもたない私学にもつとも大きな負担をおわしており、それに対する当面の対策もまた「焦眉の急」であり、しかも、その解決は一私学の努力の範囲をはるかに越えるものになってきています。

このような事態を反映した私学関係者・学生・国民の運動のもりあがりにおされて、文部省・政府はそれ迄一貫して拒否してきていた「私学助成」にふみさらざるをえなくなり、昭和四十五年度から「私学振興財団」を設立し、それをつうじての私学に対する「経常費助成」を始めました。これはわが国文教政策上、画期的なものでした。

しかしそれにもかかわらず、「中教審路線」といわれる文教政策に対決するこの運動の未成熟の現段階では、その「助成」を、大学管理法とともに私学に対する国の支配・統制の手段を背後にもちつつ行なわれる少額の「助成」にとどめ、さらにそれについての法的裏付けすらもたない不十分なものにしていきます。

本学に対する現行の「助成」の現状は後に表として示してありますが、表からも明らかなように、「助成」の現状のままの進行では、とても現在の私学そ

の一つとしての本学の危機をそれによってのり越えうるといふものにはなりません。

しかし、この非民主的な要素をもち、きわめて不十分な「助成」でも、それは私たちの運動の成果を反映したものととして高く評価しつつ、この「助成」を手掛りに、それを民主的で、大幅なものにかえつつ、民主的で、大幅な私学に対する「国庫負担」の運動をもり上げて、高等教育の民主的で、抜本的な改革を実現する必要があります。その方向として、当面、

(1) 「助成」の民主化と法制化をはかる。
(2) 各私学が、現状で最低限度大学設置基準に到達しうよう財政措置を実施すること。

(3) 学生の学費負担をこれ以上拡大しないよう財政措置を講ずること。

(4) 学生生活、課外諸活動の条件を確保するため、奨学資金、寮、下宿などの充実確保、学術・学芸・体育諸活動のための施設の確保。

などの取り組みを、国や自治体の責任で行なわせることが必要です。そのための私たち大学構成員全体の取り組み強化が要求されています。本学では昭和三十九年以来、教授団を中心とする大学の取り組みが行なわれてきましたが、昭和四十六年以来は理事会、教授会、教職員組合、院生協議会、学生会がそれぞれこの運動を自主的にすすめるとともに、ヨコに運動をひろげながら、同時に学部段階、全学段階で協力して運動をもり上げるための連絡協議会をつくって活動してきました。その活動の一層の強化が必要です。

現在の「助成」制度が来四十九年度で終わり、五十年から新しい「助成」のあり方をつくりなおすという条件は、私たちの運動を明るものにしていくところから、現時点における運動の強化の重要性は一層高まっています。

本学はこれまで、このような運動がまだ十分な成果を上げていない現状から、国民の「教育をうける権利」にこたえて、「教育の機会均等」を保障する立場から、「相対的低学費」という考え方を堅持してきました。

「相対的低学費」は、狭い意味のいわゆる公表学費のみで考えるべきでなく、強制寄付や「裏口入学」や放漫な借入をはじめ、学業と学校生活に必要な費用（学校納入を必要とする）のすべてと関連させて考えるべきもので、それらの

総体を民主的に行なうよう考えるところに成立するものです。

しかし、地方で「相対的低学費」の堅持は、教育・研究を支える財政が相対的に低水準になることを覚悟しなければなりません。その結果、当然に、教職員の教育・研究条件のきびしさ、労働条件のきびしさをもたらし、少ない財源を効果的に、重点的に支出するという方策を立てねばなりません。そのためには、大学構成各パートの間で徹底した民主的討論を行なう必要があります。「相対的低学費」の堅持はその意味からいって、もう一つの積極面、本学を支え前進させる力をつくり、その前進すべき方向を明らかにするという面をもちます。そのためには、大学を構成する各パートのなみなみならぬ努力がいります。

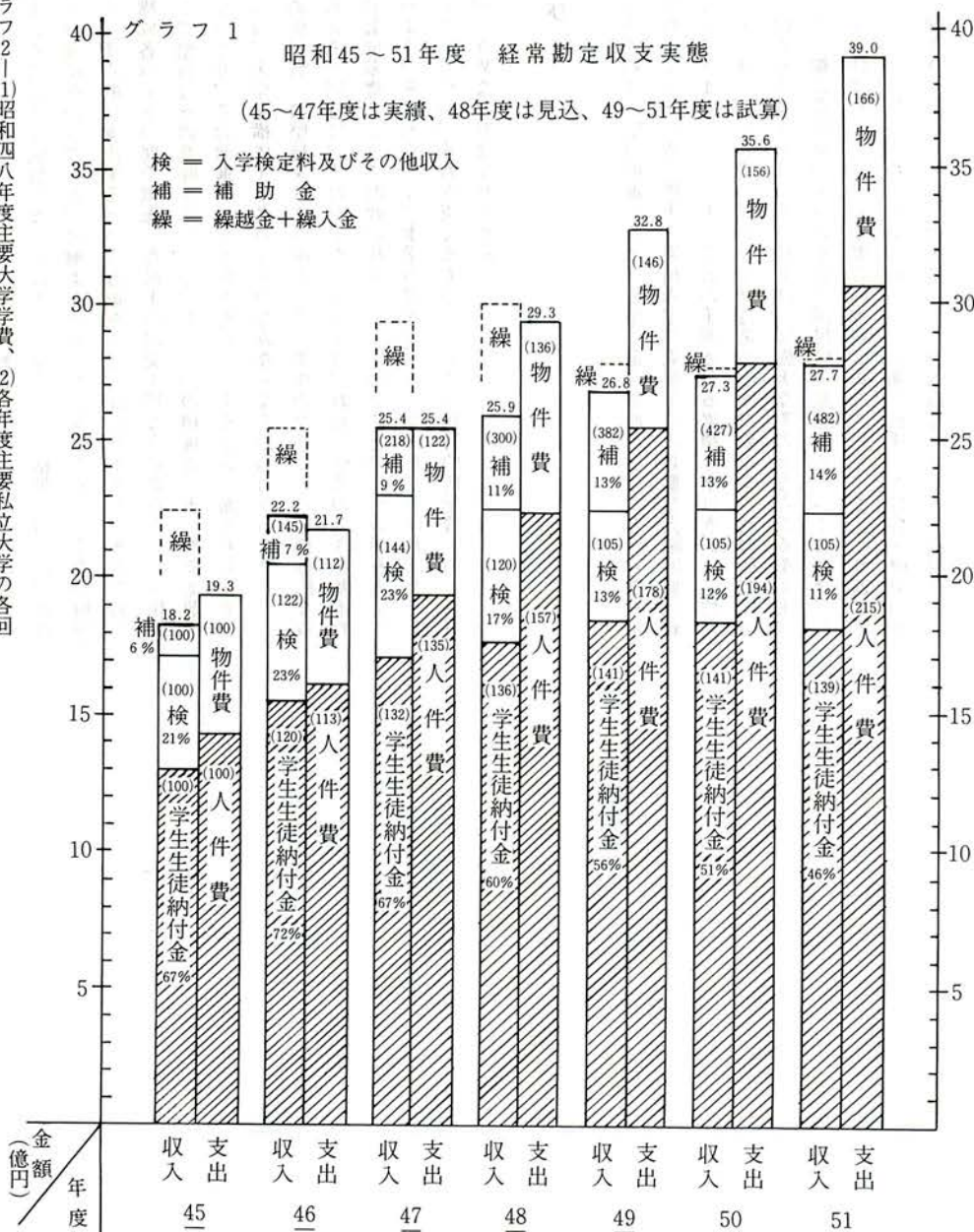
「相対的低学費」の堅持を考える場合、その条件のなかでの一層積極的な取り組みを考えると同時に、それがまだしばらくは、教育・研究の条件を基本的に支える物質的基礎としての財政の枠をつくっていることの二つの面を考える必要があります。そこから、今、本学の前進のため、なにをしなければならぬかを明らかにしつつ、それを支えるものとしての「相対的低学費」のあり方を、具体的にきめなければなりません。

むすび

公費助成の運動は一定の前進をみせ、毎年一定の増加をみることができましたが、明年度およびその後の膨大な累積赤字を克服するに必要な大幅増加は到底望むことができません。しかも、これの予測される累積赤字はきわめて控え目な試算の上に立ったもので、現在および将来の学園が要求する教育研究・労働諸条件の改善を考慮すれば、その数字は一層膨大なものとならざるをえません。民主的な大幅公費助成の実現のために国民的力量を高めていくことは、今や日本の私学全体の死活にかかわる緊急の課題であることもすでにくり返して述べてきました。しかし、それにもかかわらず、学園の到達した教育・研究の水準を維持し発展させるためには、理事者として財政破綻の進行を当面阻止する努力をさけることはできません。

そこで、やむをえざる措置として、来年度から学費の引き上げを提起します。

〔注〕グラフ2—(1)昭和四八年度主要私立大学学費、(2)各年度主要私立大学の各回
 生年間学費合計 省略



- 〔注〕
1. 収入の%は、当該年度の支出を100%として算出している。(財源としてのウエイトを示す)
 2. 各科目上部()内数字は、45年度を100とした指数である。(それぞれの伸びを示す)
 3. 収入・支出それぞれ上部記載の数字は、各年度の単年度収入・支出総額である。
 4. 49～51年度試算では、収入を最大限、支出を最小限として、ぎりぎりの収支赤字を見積っているため、実際には、この赤字を上廻る可能性が大きい。

六七七 ふたたび立命館大学の現状と課題（その一） 中間的まとめ

一九七三（昭四八）・一二・五 立命館（学内）理事会

さきに提起した「立命館大学の現状と課題」（以下「現状と課題」と呼ぶ）、および学費引上げ額提案後の学園振興懇談会、一・二部学友会との公開交渉、各学部拡大五者会談、諸機関および多数のクラスにおける討議をふまえて、ふたたび本学の現状と課題について、当面、私学危機、公費助成、相対的低学費の問題にしばって中間的なまとめと、さらに深めなければならぬ問題を全学に提起したいと思えます。なお、ひきつづきこの文書の「その二」では教学の問題、その他をとりあげます。

一、「私学危機」について

私学の危機が叫ばれるようになってから、相当な年数がたっていますし、学費問題は私学危機の集中的表現であることも昭和三八年以来、本学では確認してきたことです。その観点から、理事会（学内）も今度の問題に取り組み、「現状と課題」も提起しましたが、その点がかならずも浮彫りになっているものではないませんでした。

理事会（学内）としては、この段階で「私学危機」と学費問題について、全面的な整理をし、その解決の方向を確認しなければならないと考えます。

「私学危機」は、もともと、社会的に必要な教育という事業に国がその責任を負わず、高等教育の八〇％を担う私立大学の教育を放置してきたところに根ざしています。

これは、現代社会がますます高度で普遍的な科学と文化を必要とする社会、知的で文化的な社会にむかつて発展しており、そのなかで大学進学希望者の数の激増、出身階層の拡大という現象をうんでいます。このことは、大学が真に国民教育の重要な一環にならねばならぬことを示しています。しかし、政府は

この大勢に逆行して、依然として選ばれた少数者のための特別な教育という古い観念にたつ「受益者負担の原則」に固執して、現代の国民的要請にそむく政策をとりつづけています。

その結果、十分な教員・職員を確保し、最低限「大学設置基準」のしめす施設・設備をそろえて、教育・研究をすすめようとする、そのための膨大な経費が、学費として学生とその父母にかかって、とても、現在の国民の一般的な所得水準では入學できません。そこで、一般の国民が入學可能と思われる限度まで学費を引き下げると、教育・研究のための人的、物的条件を大幅に引き下げざるをえなくなり、水準の低い高等教育しか保障できません。そのなかでも、なんとかして高等教育のあるべき水準に近づけようと考えれば、いきおい教員・職員になみなみな努力ときびしい労働条件を、学生諸君に対しても困難な条件のなかでの学習努力を要請せざるをえなくなります。

そこから「私学危機」は、

1 国民にとつては「学ぶ権利」を保障する「機会均等」の原則にかかわる問題であり、

2 学生にとつては内容豊かで、水準の高い教育を受け「学ぶ権利」が保障されるかという問題であり、

3 教員・職員にとつては互いに協力して、そこで「学問の自由の保障」を生かして、真に研究・教育ができるかという問題であり、さらに、そのために必要な労働条件、生活条件が確保できるかという問題です。

学費問題という形をとつてあらわれてきている、本学の直面している「私学危機」は2と3の崩壊の危機に直面して、「私学危機」のもっとも基本的な1の問題にぶつかったもので、しかも、そのことによつてただちに、2や3の解決をせまられている当面の問題が解決できると言うことにもなりません。そこから、それはまさに「私学危機」の全面的露呈、集中的表現といえます。

そうして、現代、とくに昭和三五年以降は、さらに「七〇年代」と表現される四五年以降は、その危機の深まりがインフレの昂進とともに、「私学危機」の進行はいっそうそのテンポをはやめてきています。

これは、学費問題の正しい解決の道が、「私学危機」との全面的対決なしに

はありえないことを示しています。したがって、まず大学を構成するすべての人が、自分のところにあらわれている「私学危機」のあらわれを自覚し、それを克服する課題と方向に責任をもち、団結して解決のために行動しなければなりません。さらに「私学危機」によって不当な負担を強いられている父母・校友・国民とも力を合わせる必要があります、その条件は十分熟しつづつあると考えます。いまこそ、戦後きずきあげられてきた本学の民主的協議体制の力強さを再確認し、そのいっそうの民主的運営をはかる必要が痛感されます。そのなかで理事会（学内）は指導的責任を担うものであり、問題を的確につかんで、早期に全学に提起し、民主的討議を組織し、一致したものについて誠実に実践しなければならぬと考えます。

「私学危機」をつくりだしている力が大きなものであり、その認識と、その克服のための実践になお弱点が残っていると、本学の民主的運営とそれのなかでつくりあげられた力量は、「私学危機」のもとでの教育・研究、「学ぶ権利」の破壊をある程度防ぐだけの力をつくつてきています。

この段階で、その認識と実践のなかに残っている弱点を克服し、「私学危機」の浸透に単に抵抗するだけにとどまらず、本学の民主的力をさらに高めて、「私学危機」を克服するための力をつくり、「私学危機」を克服しうる基本的要求としての民主的で大幅な公費助成の実現のための運動を強めねばなりません。

この基本的運動の前進は、学内の努力で、従来から堅持してきた本学の相対的低学費をさらに堅持していく必要性と不可分の関連にあると考えます。

二、相対的低学費について

国の政策のあらわれとしての「私学危機」のもとで、国民の「学ぶ権利」が経済的にも保障されていない（教育の機会均等の破壊）という現状で、同一年令層の三〇%が大学に進学するという大学教育に対する大きな国民的要求があり、そのなかには当然、平均的所得水準のもの、またはそれ以下のものが相当に含まれることを考えれば、一大学の努力とはいえ、相対的低学費を堅持して

きた意義は大きいと考えますし、今後ともあらゆる努力をはらって、それを堅持していく決意です。

さきにも述べたように、国民の「学ぶ権利」を保障する義務は国が負っているのですし、そのための低学費を実現するためにも、私学に対する公費助成制度の抜本的改善が必要です。それがきわめて不十分であるという条件のもとで、本学が独自の努力として、できるだけ学費を低く押さえようとするのですから、それはあくまで相対的なものにならざるをえず、またその程度も状況とともに変動せざるをえません。

それにもかかわらず、本学が相対的低学費を堅持することは、
1 教育の機会均等の原則をたえず追求する姿勢を固持し、本学に進学する学生とその父母の経済的負担を軽減するために必要であり、

2 私学の単純な経営主義観点からの安易な学費引上げを制約する役割をもっており、

3 教学のあり方と、それをささえる財政について、学内の教職員・学生・院生の関心、注意、あるいは関与という視点が確立されるようになり、本学の民主的発展のエネルギーが蓄積され、

4 教育・研究にたいして財政を有効に還元しようと努力するために、必然的に教職員・学生・院生の要求にしたがつて財政を運用し、大学における財政民主化を推進する環になつており、

5 民主的な財源確保の活動の強化のなかで、公費助成運動への積極的なエネルギーも生まれ、相対的低学費堅持の努力を現実におこなっているもの主張・要求として、社会的にも大きな影響力をもちえます。

このような積極的内容をもつ相対的低学費について、理事会（学内）はそれを単に学費の金額のみ問題として考えているわけではありません。さきに、「私学危機」が教育の機会均等を破壊していると同時に、教育・研究をも破壊する全面的なものであることにもふれました。ここでもまた、相対的低学費のもつ教学的側面を取り上げる必要があると考えます。

そこでは、第一に、相対的低学費の堅持が意味する「私学危機」との対決は、当然にその教育・研究の破壊との対決を要求します。そのなかで本学の教学理

念である「平和と民主主義」を基本とする教学体系・内容を国民の立場にたつてつくりあげたいと考えています。理事会(学内)は、相対的低学費とともに、そのもとでつくりあげられる教育・研究の質を重視しています。

と同時に、第二として、相対的低学費の保障によって、現在も本学には、相対的に低い所得層の子弟も進学しうる条件をつくつてきています。そのことは本学における民主的な、国民的要請にこたえる教学を發展させる重要な基盤になっています。

これは、相対的低学費のもつ教学上の積極面と考えます。しかし、それはあくまで「積極的な役割を果しうる条件」であつて、その条件を教育・学習の場での主体的な努力によつて現実のものに変えなければなりません。

しかも、このような積極的な問題意識は、高度成長政策の推進とともに生じた、社会の急速な変化にもなつて、従来、高い所得層と考えられていたところにも広範にひろがりつつありますので、この問題をあまり短絡的に考えることはできません。

	立命館	同志社	関大	関学	京大
100万円以下	15	10.1	6.6	13.9	9.1
100~200万	61	46.2	44.3	36.1	37.1
200~300万	15	21.5	31.6	25.4	28.2
300万円以上	9	22.2	7.3	24.6	25.6

学生の家庭の所得水準比(%)

私大連盟調査を基礎に (1973年)

以上のように、本学にとつて重要な意味をもつ相対的低学費も、希望するだけでは実現するものではありません。いままで、それを堅持しえてきた諸要因を分析し、今後ともそれを引き継ぎ強化していく課題を明確にする必要があります。理事会(学内)はその検討のうえにたつて、次のように考えます。

- 1 総合大学のもつ長所を全面的に發揮すること。
- 2 財政構造の仕組みをいっそう明確にし、絶えず財政実態を明らかにして、財政民主化をさらにすすめること。
- 3 教職員・学生・院生の要求にもとづいて、客観的、公正な財政支出をおこなうと同時に、厳格な執行に努力すること。

4 最後に、相対的低学費を維持する最大の力は、理事会をはじめ全教職員・学生・院生がその意義を深く理解し、その立場にたつて大学の問題を解決するようすすめること。

このような取組みは、結局、本学がきざぎざあげ、昭和四五年度全学協議会承認事項をふまえて、いっそう強化された民主的体制を堅持し深化させることにあります。と同時に、相対的低学費の堅持は、根本的には真に「私学危機」を克服しうる「民主的で大幅な公費助成」の実現のための運動と結合しますし、また積極的に結合させ、それを推進しなければなりません。

三、「公費助成」について

前節でみてきたように、「私学危機」とその集中的あらわれである学費問題の真の解決の方向は、相対的低学費を堅持する努力を基調とする、大幅で民主的な公費による私学への助成を実現する運動以外にはありません。

さきの「現状と課題」でその基本的な考え方を表明していますが、それは、教育の機会均等を保障し、真に高度な学問を学ぶ権利を保障する制度の確立を要求するものです。しかもこのような施策はすでに、英国では私学経費の八〇%以上、米国でも三〇%以上の助成がおこなわれており、OECD(経済開発協力機構)による勧告でもわが国の私学に対する大幅な助成の必要が指摘されているなど、世界の大勢になつていっているものです。

また、それは同一年齢層の三〇%の大学進学が、今後、さらに増加する傾向がみられる今日、この「公費助成」は国民の生活に直接かわる問題にもなつていきます。

そこから、本学では、「公費助成推進のための立命館大学全学連絡協議会」の発足した昭和四五年度当時にくらべて、その後、インフレ的傾向が激化し、この運動が定着していくとともに、本学のなかでも社会的にも、公費助成を要求する運動は大きく前進し、その発展の条件はますます拡大していきます。そのような認識のうえにたつて、いっそうこの運動を發展させるといふ観点から、この問題をふたたび取り上げてみたいと考えます。

現行の助成が経常費の一〇％程度で、あまりにも少なく、急には大幅のものにはなりにくいという意識が残っており、現実には、運動の一定のたかまりのなかで、二億円から三億円の教育・研究推進上無視しえない助成が実現できている事実を過少に評価される傾向があります。

この運動が国民的運動として、社会的に大きく発展する条件をもち、素地がつくられているにもかかわらず、まだ大きく動きだしているとはいえない現状のもとで、理事会（学内）としても「私学危機」についての正しい認識と、それが世界の大勢になっていることへの確信と、現在の助成のあり方についての系統的な広報活動の不足、社会に対する訴えかけの努力の不足があり、その早急な改善の必要を痛感します。

それとともに、現在の助成制度が、従来の運動の弱さともかかわって、私学「経営」が苦しいから、法人に対する助成をという形になっていることからきていると考えます。その点については、次第に、教育運動のなかからも、学生運動でも、私学経営者の団体、とくに総長・学長のところからも、公費による私学助成は国民の教育を受ける権利を保障する形式と内容でおこなわれるべきであることが主張されるようになっていきます。ちょうど、法人助成の形式をもつ現行制度は来年までで、昭和五〇年からの助成については、来年五月ごろ「私学振興方策審議会」をつくって、文部大臣が諮問することになっていきますので、現在の公費助成の運動は、当面の文部省概算要求八〇二億円の全面実施、民主的配分を要求する運動とともに、今後七〇年代後半の助成のあり方をきめる大切な時期にさしかかっているといわねばなりません。

理事会（学内）は、やむをえないとはいえ、学費引上げの提案をせざるをえなかった立場からも、この運動の発展には大きな責任を感じているので、今後いつそう業務ともかかわってひろく父母・校友・社会に訴えてゆくとともに、全国段階・京都段階での私学の間で、この運動を急速に発展させるようはたらしめてゆく考えです。

本学には早くから教授会を中心とする公費助成の運動がおこなわれており、昭和四五年の全学協議会の討議をもとに、昭和四六年二月には全学連絡協議会と学部連絡協議会がつくられ、学友会・院生協議会・教職員組合・理事会がそ

れぞれ独自の運動をすすめてつづき、一致できる課題で統一して運動をする体制をつくりました。しかしその後、独自の運動の強化と連絡協議会事務局の体制の弱さが重なって、次第に、統一した運動の展開が困難になり、その再開・強化

年度	45	46	47	48	49
総額	130	200	300	430	802 (文部省要求)
本学	0.9	1.4	2.0	2.9 (見込)	

現行制度：私学振興財団を通じる人件費1/2助成を軸に（単位億円）

が今年にはいつて強く意識されるようになりまして。その具体的措置は一〇月にはいつてやつと実現しました。そうして、一月一日に、要求実現のために行動しながら学び、学びながら運動をひろげるとい立場から、本学でははじめての全学統一中央交渉団を結成して、各政党・全学連・日教組に私学の実情を訴え、大幅で民主的な公費助成の実現を要請しました。そのなかで、強化されたとはいえ、なお事務局体制も弱く、はじめての経験でもあつて、数々の不十分さもありましたが、一定の成果をあげ、第二・第三次の行動の基礎を確立することができました。

その取組みのなかで、行動の単位としても重要な学部との連絡の悪さ、学部連絡協議会の弱さが明らかとなり、学部連絡協議会の学部教授会・事務室側の責任者の明確化など体制強化と、公費助成運動への取組み強化がすすめられました。

このような不十分さはあつても、理事会・教授会・教職員組合・院生協議会・学友会が一致して公費助成の運動に継続的に取り組んでいる大学は、本学以外にはほとんどありません。これは現在、私学がおかれている客観的条件からみて、きわめて残念な、立ち遅れた現状といわねばなりません。

それぞれの組織は、それぞれの組織の所属している京都段階・関西段階・全国段階の組織にはたらきかけて、この運動を急速に盛り上げるとともに、それぞれの大学のなかで、学生・院生・教職員・理事が一致して運動に立ち上られるようはたらきかける必要があると考えます。

そのためには、クラス・ゼミでの教員をまじえた学習討論会、宣伝・署名活動、国や自治体や政党へのはたらきかけをいっそう強化する必要があります。理事会(学内)は、そのような活動の推進のため出来るだけ努力をしたいと考えています。

六七八 ふたたび立命館大学の現状と課題(その二) —

中間的まとめ

一九七三(昭四八)・一二・二〇 立命館(学内)理事会

はじめに

さきに「ふたたび立命館大学の現状と課題(その一)——中間的まとめ」をだしたあと、当時からすでに顕著になりつつあった経済危機——物資不足とインフレ昂進とが急激に進行し、学生・院生・教職員の現在の生活をはじめ、学園運営のあらゆる面にわたって破壊的現象があらわれてきました。

これは、従来からの政府の文教政策ならびに経済政策のもつ矛盾が、「石油危機」をきっかけに爆発的にあらわれたものであり、そのなかでの「私学危機」の急激な進行といわなければなりません。この「私学危機」の全面的な進行が誰の目にもはつきりとし、またその真の原因が明らかになってきた現在、「ふたたび立命館大学の現状と課題(その一)——中間的まとめ」で提起した「私学危機」克服の方向での取組みをいっそう強化しなければならないと、理事会(学内)は考えます。

そのことを前提として、学費問題の提示以来、「私学危機」のもたらしている、大学の生命ともいえる教学およびそれを支える財政の諸問題について、深められてきた全学の討議をうけて、新しい到達段階にたつた理事会(学内)としての考え方をここに提示して、全学の討議に資したいと考えます。

さきの「立命館大学の現状と課題」において明らかにしてきましたように、本学は戦後一貫して「平和と民主主義」の教学理念のもとに国民的教育・研究を推進してきました。この基本理念は、今日の社会状況のもとで、あらためて具体的に確認される必要があります。

とくに、中教審路線の具体化と浸透、筑波大学の新設がすすむ現在、この本学の努力はいっそう重大です。そうして、本学が現在当面している課題は、教学の充実と改善にむけての全構成員の真剣な取組みと克服の過程で生まれてき

た問題で、それ自身高度な内容をもつものであり、それだけ、一般的な努力、従来からつづけてきた努力の枠内で解決できるものではなく、いっそうすすんだ段階での積極的で能動的な取組みを必要とすると考えます。

しかし、このような取組みは、本学だけの特別な取組みにおわるべきものではなく、学問を学ぶ国民の権利の保障、福祉を実現する社会の課題として、すべての国民の課題でもあります。

このような観点にたつて、以下、昭和四十六年以降の取組みを中心に、本学の教学実態とその問題点、今後の取組みの方向について述べてみたいと考えます。

一、四五年以降の取組み

「私学危機」を克服していく本学の取組みのなかで、昭和四五年度全学協議会確認事項は重要な意味をもっています。すなわち、ここでは学園民主化のなかでなお弱かった財政民主化の問題にメスをいれるとともに学生をはじめ大学の各構成パートが要求を整理、体系化し、展望をもって全学が系統的にそれを実現する方向と基礎がきずかれた、といえます。

「確認事項」から「統一要求」へと一年毎に前進する取組みに対して、理事会（学内）、教授会、大学院委員会はあらためて教学を中心とする基本方針—大学協議会による「立命館大学教学の現状と課題」（昭和四十六年）、「大学院の将来計画にかかわる基本的視点」（昭和四十七年）、「教学総括メモ」（昭和四十七年）——を作成し、それにもとづく当面の取組みをすすめるとともに、「衣笠を中心とする一拠点の実現をめざす長期計画について」（昭和四十八年）を提起して、長期的展望にたつて、その実現をはかることを考えてきました。

そのなかで、理事会（学内）は、

- 1 国民的課題にせまる研究の創造と、そのような研究と教育とのかかわり、
- 2 教学の基本的視点としての「三つの視点と三つの取組み、三つの柱と集団づくり」の確立（「一拠点パンフ」九頁、第三Ⅲ「教学課題を追求するにあたっての重点」）、
- 3 「小集団教育の系統的充実」と「小集団教育を軸とする教学の発展」の課

題とかかわつて、小集団教育、専門教育、一般教育のそれぞれのあり方および相互に強めあうかかわり方、

4 以上の教学課題を遂行するための「学部基本施設」の構想、をまとめ、それらを全学の課題として取り組み、「一拠点実現」の過程に積極的にいかすことを考えてきました。

このような観点にたつて、昭和四十六年以降取り組んできた問題の主なものについて、ここでまとめておきたいと思います。

△1 学部教学内容の改善

1 プロゼミの教学目標の整備、二部一回生小クラスの小集団授業化、教材の再検討をすすめる、それとのかかわりで二回生講読のあり方の検討をすすめてきました。そのなかで、学生実態をふまえたテキスト選択、法学部・産業社会学部・二部基礎工学科における共通テキスト・共通教材編さんをはじめ、担当者会議や共同研究会を確立、推進してきました。

2 三・四回生ゼミのあり方についての討議を深め、内容の深めと論文指導の充実をはかる方向で問題点を整理し、課題を明らかにしました。このなかで二部経済・経営学部のゼミ必修化の措置をとりました。

3 以上の小集団教育のあり方の検討とともに、昭和四五―四七年にそれぞれはじめられた、第二外国語必修増単位をふくむカリキュラムの大幅な改定につづき、基礎学力の確立のため、さらにその内容の整備および授業方法の工夫（板書の工夫やレジメ・資料の利用など）、改善の努力を行ない、また、各科目内容の現代化を課題として追求すると同時に、現代的問題をテーマとする科目を設置してきました。

4 一般教育、外国語、保健体育、教職課程についての総括と今後の取組みについて検討をにつづけてきました。

5 以上、一・二部共通の問題のほか、とくに二部教学にかかわつて、二部小集団教育のあり方、人文学科・基礎工学科のあり方について改善と検討をすすめてきました。

△2 学部教学条件の改善

1 小集団教育を一層すすめるために、昭和四五年に小集団教育補助費を創設

し、昭和四七年にはその金額を増額しました。

2 理工学部では、年間五、〇〇〇―六、〇〇〇万円の予算をあてて低回生実験用器具の改善、卒業研究用測定装置の充実を行ない、とくに基礎工学科では、昭和四六年から四倍に増額し、大幅な充実に努力しています。

3 「一拠点」の施設構想の柱として「学部基本施設」構想を確立し、過渡的措施として、その構想にもとづくゼミ棟（仮称「第二以学館」）建設および学生共同研究室設置の可能な方策を追求してきました。

4 時間割編成についても、昭和四六年から二部の三・四回生ゼミについて変則二講時制をとり、サブ・ゼミのための時間的保障を一步前進させました。

また全学的には、昭和四七年からその民主的編成を志向し、自治会と協議しながら全学的に小集団教育を中心とする基幹時間割編成をすすめ、合理的な受講、学生生活の条件設定に努力してきました。

5 教学の前進とのかかわりで、とくに二部学生の勤労・勉学実態ともかわって、図書館の時間延長、試験期の日曜開館を行ない、図書館の学習図書館としての整備について討議をすすめてきました。また、新たな試みとして法文学文献コーナーの開設も行ないました。

6 教務事務の一部機械化とかかわって、教学推進のための事務と事務職員の位置づけ、教授会と事務室の関係および学生指導のための資料づくりについて検討し、教務事務の一部機械化の具体化をすすめています。

△3 V 大学院教学の改善

1 民主的研究者養成機関として、学部を基礎とする大学院の一層の前進をはかるため、社会学研究科修士課程設置、文学研究科西洋哲学専攻・日本文学専攻および理工学研究科電気工学専攻修士課程設置を実現し、さらに昭和四九年度からの社会学研究科博士課程設置を申請しています。

2 昭和四五年度以降、論文指導体制の強化をふくめて、各研究科カリキュラムの改正を行ない、「基本的視点」にもとづく大学院教学の充実のための取り組みを強化してきました。

3 大学院生の生活・研究諸条件の改善をめざして、立命館大学大学院奨学金の増額、図書費の増額、共同研究会補助金の新設、院生研究室の整備などの

措置を取りつつ、院生協議会が「一拠点実現」時に必要として要求している施設について、基本的確認をしてみました。

△4 V 教職員の研究・教育条件の改善

教学推進のうえで決定的な役割をになう教職員の問題について、毎年、教員六名、職員三―四名の増員を実現し、役職者をふくむ持ちコマ数の緩和をはじめ、研究図書費の増額、教学諸費の創設など研究・教育・労働条件の一定の改善に努めてきました。

二、教学上注目すべき実態

以上に述べてきたように、昭和四六年以降、本学はきびしい財政力量のなかで教学の内容および条件にわたってその改善に取り組んできましたが、今後ますます深まっていくであろう「私学危機」を克服しつつ、よりいっそうの教学改善をすすめていくためには、まずなによりも、学生・院生・教職員のそれぞれの教育・研究の実態を全面的に正しくとらえ、そのうえにたって行なわねばならないことは言うまでもありません。

そのさい、学生の実態は、教室・教育現場における日常的接触や、学部事務室・学生部などとおして、また面接・指導によって具体的にとらえることが重要であるばかりでなく、本来、学生・院生・教職員の実態はそれぞれの要求をとおして、またその要求をめぐるきびしい討議のなから明らかにするものであり、このことが実態把握の基本的視点であるといえます。

なお重要なことは、大学諸機関・各部課における基本調査資料の整備とその集中化・集約化が必要です。その点、本学の体制は不十分で改革を要すべき面が数多くあり、教務事務の一部機械化をふくめてそのための体制を早急にととのえる必要があります。

△1 V 教学上の学生実態に関してとくに注目すべきこととしては、本学教学の軸としての小集団教育が今日一定の成果を生んでおり、学生の創造的で自主的な学習態度や学習意欲の形成をうながしていることがあげられます。多くのクラスでサブ・ゼミ（自主ゼミ）への取組みがすすんでいきますし、学会学

生委員会・自治会によるゼミナル大会や連続講演会、あるいはその他の学術文化活動、さらに全国的なゼミナル運動（イン・ゼミ）などがしだいに活発になっていきます。それにともなつて、大教室講義においても積極的な問題意識をもつて学習に取り組む一定数の学生がづくりだされてきています。

しかし、こうした前進も全体としてみまますとお部分的なものにとどまっています、小クラスやゼミでの学生間の落差や大教室講義の出席状況などに端的にあらわれているような、かなりの数の学生が明確な問題意識にもとづく積極的な勉学意欲をもちきれないという重大な問題は、まだ解決をみるにいたっていません。

このことはアルバイトなど生活・勉学条件とも関係がありますが、教学上の問題としては、文教政策をはじめ経済政策のゆがみからくる高校段階までの教育のあり方とも関連して、断片的で表面的な知識の吸収にとどまり、物事の本質や内在的な法則性、さらには総合的な連関にまで迫ってゆく思考力の育成が十分でないという実態があります。具体的なまろもろの現象を体系的な理論にもとづいて総合的に把握できるような思考力の充実が大きな課題になっていると考えられます。

△2V 今日、いわゆる「中教審路線」の一つの具体化として大学院制度の再検討を要求する動きがあらわれているなかで、学部教学の基礎のうえにたつ「民主的研究者の養成」のための機関という本学大学院の理念はきわめて大きな意義をもっていると考えます。

* 今後さらに深めることを前提につきの三つの内容をまとめて、養成すべき「民主的研究者」のあり方を確認してきました（「基本的視点」より）。

(1) 民主主義こそ学問を発展させる土壌であり、学問こそ民主主義の内容を豊かにするものであることをしっかりと把握していること。

(2) つねに国民的諸課題とかかわらせて自らの研究課題を考え、その研究のなかで「社会的責任」を追求し、創造的研究と社会的実践を統一すること。

(3) そのため、研究をすすめるにあたって、広い視野をもち、諸科学とくに隣接科学との深い総合的知識をもち、専門の枠をこえた共同研究・協力的体制の創造を追求すること。

本学大学院生の共同研究は、このような理念をふまえ、民主的研究者にふさわしい学問内容を追求しつつ、ここ数年来かなり活発に行なわれるようになってきました。しかし、その活動はまだ不十分で、今後、研究科・専攻の内部はもちろん、その枠をこえた、より積極的な取組みが要請されます。そのことは今日なお院生に残っているとされる狭い「専門家意識」をなくしていくうえできわめて重要であると考えます。他方で、学部学生の学会活動・ゼミナル大会等への協力・助言・指導など、院生の学部教学への寄与がしだいに積極的に行なわれるようになってきたのは注目されます。

△3V 本学における教職員の研究・労働条件にはきわめてきびしいものがあります。そのような困難な状況のもとで、教育・研究に積極的に取り組んでき、すぐれた教育・研究上の成果が積み上げられ、また条件の改善のための努力も行なわれてきましたが、なお教職員一人当りの学生数が他大学にくらべて多く、また、教員の担当時間は国公立大学にくらべて多いばかりでなく、担当する講義科目の種類が多くそのことはとくに低回生小集団クラスの指導上の負担と大きくなって、教員の研究条件のうえで大きな障害となっているのが現状です。また、教員一人当りの図書費・個人研究費・学会出張費なども他大学にくらべて落ち込んでいる状態ですし、教職員ふくめて、大学の教育・運営にかかわる時間的負担の過重という実状も無視できないものとなっています。

三、今後の取組み

— 諸要求とかかわって —

以上の教学実態をふまえ、学生・院生の教学上の要求をうけとめつつ、本学教学のいっそうの発展を考える場合、理事会（学内）としてはさきにも明らかにした基本路線にしたがい、学園振興懇談会・学部五者会談、二部懇談会・大学院懇談会における討議を通じてより深められた課題および教職員組合とのあいだで確認されてきた教学上の条件整備の諸課題の真剣な追求と具体化こそが必要であると考えます。

もちろん、教学内容ははじめ、教学のあり方の多くの部分は、学問の民主的

発展を基礎とする教育・研究上の課題であるところから、それは教授会とその構成員である教員の自主的・自治的課題です。そこから、それらをめぐぐる具体的で詳細な内容は学部を中心に明らかにしたいと考えますし、それをめぐって討議を深められるよう期待しています。

学部は、それぞれの特徴をもつ学問の体系にしたがって組織されている教育・研究の統一された機関であり、日々それを推進する執行機関であり、学問の発展を保障するための自治の尊重が必要です。

その意味で学部はそれぞれ独立性をもっていますが、ひとつは、それが独善におちいらないために、各学部間での相互批判・相互検討をつねに行ない、他方で、それぞれの学問のあいだの総合的課題追求のために、総合大学としての各学部間の相互援助が必要です。そのために教務会議・教学対策会議・大学協議会の各機関の議を経て、全学および学部の教学方針をきめてゆきます。同時に、ごく一部を除いて教学推進の新たな課題の遂行は、すべて一定の財政措置をとともないますので、教学を支える財政の立場から、学部長理事を主体とし、総長が議長となり、教学担当常務理事が参加する理事会（学内）も積極的にその討議の過程に参加し、決定されたものについてはその執行に責任をもちます。また、事務の職場は、学部教授会をはじめ学内の教学諸機関や理事会（学内）が実情にあった正しい方針を決定できるよう、また、決定された方針の執行が万全に遂行できるよう協力・協働の任務をもちます。

このような大学諸機関の取組みにたいして、それぞれの段階において、学友会・院生協議会・教職員組合が参加する民主的協議の機関が設置されていることによつて、教学のあり方・内容の着実で民主的な前進がはかれると考えています。

このような制度および考え方のもとでも、なお現実には多くの弱点をもっていることについて、理事会（学内）はつぎのように考えています。

- 1 教育・研究のもつ本来の複雑な性格と、わが国におけるその歴史的発展過程と社会的な連関のもつ複雑さ。
- 2 教育・研究を支える科学・技術政策および文教政策の貧困からくる、きわめて弱い財政力量。

- 3 教育・研究活動における自信や慣れからくる民主的運営への積極性の弱さ。
- 4 同時に、民主的運営への積極性をもっている場合でも、実際の運用の力量がなお弱いという問題。

これらの困難や弱点を克服するための具体的な措置については、その方向性を明らかにし、それにそつた計画的実施に努力し、計画化が容易でないものについても、年度毎に財政力量を検討しつつ緊急なものから実現してゆきたいと考えています。

二部は、勤労者のための大学教育として、きびしさを増す労働・生活条件にくわえて、夜間の限られた時間内に大学教育を行なうという基本的な困難性のうえに「私学危機」の進行という条件がくわわつて、昭和三八年「二部対策要綱」以来の積極的取組みにもかかわらず、いわば私学の矛盾が集中的にあらわれているといえます。

そのこととかわつて、二部教学の発展に対する責任体制が強く問題にされてきましたが、二部協議会の問題提起を具体的に学部教学全体のなかでいかにするために、これを学部教授会が正しくうけとめる学部教授会の責任体制の強化が十分でなかつたことと、二部関連部課の間での連絡・協力の体制の弱かつたことが痛感され、その早急な克服のための取組みをすすめます。

他方で、私学の矛盾が集中的にあらわれているがゆえに、二部の教学上の問題は全学の教学上の課題を浮き彫りにし、課題の根柢を鮮明にしてゆきます。そのために、全学の教学上の課題を明らかにするうえで、二部の果たしている役割は重大ですし、二部とことわらずにふれる全学課題の解決方向には、当然、二部の問題がはいっています。そのうえで、とくに二部の特別な条件を考慮しなければならぬ問題のみを別に取り上げるといふ方法を従来からとつてきました。

以上の観点にもとづいて、昭和四六年以降の取組みをひきつぎ、いっそう本学教学の民主的発展の努力をすすめてゆきますが、以下、学生・院生・教職員の要求とかかわらせながら、その主なものについて理事会（学内）の考え方を述べておきたいと考えます。

△1V 学部教学に関して

学生会の提起している昭和四八年度統一要求のなかで、「小集団授業の改善」として、

- ① 基礎的知識、理論の修得を基礎とすること、
- ② 進級にともなう継承を考慮し、四年間の系統性あるものとする事、
- ③ 授業の運営については、学生の自主性・自発性を尊重し、あわせて教員の指導性を正しく結合すること、
- ④ 現代的・今日的課題を積極的に授業に取り入れ社会的関心と見合うよう工夫すること、

をあげています。その基本的な考え方には賛成です。しかも、このような考え方は小集団教育だけではなく、大教室講義をふくめた全教学のあり方・内容として正しいと考え「教学総括メモ」に「三つの柱」として、

- ① 自発的学習の態度を定着させること、
 - ② 基礎学力（学問的基礎概念と学問的方法）を養うこと、
 - ③ 現代的課題を正しく把握させること、
- をあげ、この「三つの柱」の実現の基本的条件でありカギともなる「集団づくり」を重視し、そのための条件の整備を必要と考えてきました。

さきの教学実態のところでもふれたように、これらの取組みによって一定の顕著な前進面が確認されるとともに、このような取組みを強化することによって前進面をいっそう高めるとともに、なお本学教学に積極的には結集できていないとみられる多くの部分を積極的な学習活動にひきいれる必要があります。

そのために早急に解決しなければならぬ課題として「集団づくり」の基礎となる小集団教育とかかわって、

- 1 プロ・ゼミのいっそうの改善、二回生講読の全面的検討、三・四回生ゼミの内容・あり方、論文指導などの工夫・改善をふくむ現行制度の内容充実。
- 2 全クラス員が積極的に参加するゼミ学習をつくりあげるための学習文献の整備、サブ・ゼミ指導の工夫・改善。

3 サブ・ゼミ、小グループの討論、学習の場の確保のため「一拠点実現」時における「学部基本施設」のなかでの固定教室制の確保、「学生共同研究室」

などの設置・整備（「一拠点パンフ」一六頁参照）を目標としつつ、当面、教室事情と時間割編成の工夫のうえで、可能なところから「学生共同研究室」とクラスがある程度専用できる教室の確保を考えます。

- 4 低回生時の小集団教育のもう一面の重要な性格と考えてきた横断クラス制のあり方について、外国語・体育実技のあり方の改善とともに、そのヨコの連絡強化のための具体的措置をとって、クラス活動の活発化と学習活動の積極化を考えます。

5 二部の場合、学習条件がきわめて悪いという現実から、学内での準備、学習の条件を追求してきましたが、広小路学舎の施設・設備の現状と現行カリキュラムの条件のままでは物理的にも困難です。しかし、「二講時制」をふくむカリキュラムの検討のもとで抜本的改善を考えることを前提に、「一拠点実現」時の固定教室確保をはじめとする施設・設備の改善に加えて、当面、一歩でも前進するための措置については、さらに検討をすすめます。

大教室講義について、最初に受講者数の問題が提起されています。これは受講登録制度とのかかわりで考えねばならない問題で、現在のようなゆるやかな登録制度では、登録者数と実際に受講しようと考えているものの数とが一致しません。登録制度の改革は相当大きな問題ですので、当面は長い経験をもとに登録者数の八〇%を収容できる教室の保障を前提として、最近数年の実情をもとに教室決定をしています。そのため年度当初受講登録までの期間、時に「立ちんば授業」がかけられないことがあります。それらについては当面、臨機の措置をとります。

受講者が五〇〇名をこえる講義については、現在の実情からみて良い授業条件とはいえないので、受講者数をそれ以下にしうる措置がとれないかと考えてきましたが、現在の本学の力量では教員の確保、教室数の確保に大きな困難があつて、相当長期にわたる課題となります。

そうであれば、それだけ「大教室授業のあり方を改善すること」の必要性が重要になります。大教室講義への出席は小集団教育への出席にくらべると全般に悪く、その半分程度になっています。しかし小集団教育の場合も出席が義務

づけられていることから「仕方なく」出席しているものが相当数あるところからみると、これは現在の教学実態全般を端的にあらわしているといわざるをえません。

そうであれば、その改善の取組みのうえで、つぎの点が緊急の課題であると考えます。

1 小集団教育についてのさきに述べた改善のための取組みとかわつて、学習についての積極的な問題意識の形成、学習・研究方法の定着に努力するとともに「教学総括メモ」でくわしくふれたように、教学上大きな意義をもち、小集団教育の前進にも重大なかかりをもつ大教室講義でも、その点の積極的な追求が必要であること。

2 講義は学生が自ら学びとるものだという側面だけを考えて、講義内容を理解させるための工夫をするという側面がおおざりになつていないかという問題を教科研学会などを通じて検討し、そのためのいっそうの工夫をすること。

3 たえず現代的問題と基礎的理論を結合して、学生の積極的関心と問題意識にもとづいた理論学習・技術習得の前進をはかるとともに、理論とそれを基礎とする正しい技術のもつ力強さに確信をもたせること。

4 大教室講義のなかで、大きな位置をしめる一般教育について、それが大学教育の入口で重要な役割をもつこととあわせて、人類がきずき上げてきた文化を総合的に継承するにふさわしい各分野の文化の精髓を集約して教授するとともに、正しい世界観の形成と学問の方法を身につけ、自らの専門的学習の成果をもつて社会の平和で民主的な発展に寄与しうる素地が形成できるように、内容・あり方の工夫に努め同時にその努力を支えうる一般教育センターの強化のための措置をとること。

5 二部共通専門科目は、現代的課題に学部をこえて迫る科目として重要な位置を占めています。共同研究体制の保障・強化による内容改善をいっそう進めることは当然として、現時点では、存続強化すべき科目、学部専門科目へもどしつづつ他学部受講として聞くにふさわしい科目（一拠点とも関連して）等々、全カリキュラムの内容と関連させての検討。

外国語教育については、外国語科連絡協議会を中心に「学習対象である外国語の実力養成を前提としつつも、たんにそれは実用性のみをめざす技術教育ではなく、その言語を使用する民族の本質的な精神構造の理解にまで迫り、さらに自国の言語・思想・文化に対する認識を深め、究極的には、総合的な高等教育全体を背景とした、いかに生きるべきかを考えるための教育」と考えていますが、その理念実現のための個々の努力はすすめられているとしても、なお課題の大きさに比してその成果は不十分なものといわざるをえません。非常勤講師への依存度の大きい（五〇%をこえる）この教科では、非常勤講師をふくめて本学教学の基本方針に繰り返したちもどつて、内容・あり方の検討を深め、そのことについて外国語科連絡協議会まかせにするのではなく、学部教授会としても責任をもたねばならないと考えます。

保健体育・体育実技についても、「複雑な現代社会を力強く生きぬき、国民の健康問題や体育・スポーツの大衆化（民主化）について科学的に把握し、より多くの国民と連帯するなかで、平和で民主的な社会を建設しうる、心身共に発達していく青年の育成」を考え、そのための討議を集中的にすすめる一定の改善をはかってきましたが、施設条件の改善のほか、外国語と同じ課題の解決を迫られています。

教職課程をふくめてこれらの問題のいっそう詳しい整理は、別の形で全学にだしたいと考えています。

二部文学部人文学科と理工学部基礎工学科については、「勤労者のための大学教育」という観点にたつて行なわれた昭和三八年の二部改革の具体化の過程でとくに指摘されてきたのは、人文・基礎工学科における教学理念と実態とのずれの問題でした。その理念の重点として両学科に共通していることは、現代の学問の発展状況に対応する総合化の視点を強く打ち出したことでしたが、現実には、総合化をはかる場合、何を軸としてそれをすすめるかについて十分な面があつたため、一定の混乱をひき起したことは否めません。そこで専門性と総合性を正しく結合する視点から、たとえば、基礎工学科では情報と材料、

人文学科では歴史・文学・文化を柱とし、とくに文化論においては思想と風土を中心において教学内容の検討とともにそれに応じたクラス編成を行なう等改善をすすめてきました。

今後の取組みとしては、総合のための基軸となる専門分野の内容・体制・条件のすべてにわたる強化を通じて、本来の理念の実体化をはかることにしたいと考えます。

また、図書館のあり方についても、図書館利用の実態が学生の自主的学習の実態をあらわしているのではないかと、学友会の指摘および学習センターとしての図書館のあり方についての要求は、理事会（学内）としても同じ考えであり、図書館としても学生の図書利用拡大のための措置はとつてきています。それにもかかわらず、その利用実態は不十分なので、教室における参考図書指導の強化と結合させつつ、「一拠点実現」時とそれまでの経過の措置を、学友会の統一要求の趣旨と内容をふくめて、現在集中的に検討しています。

△2▽ 大学院について、その教学を質量ともに充実・改善するためには、まづなによりも学部教育をかんなく小集団教育の改善向上をはからねばならず、学部教育を充実してゆくなかに民主的研究者を志望する気運をつくりだし、大学院にすぐれた研究能力をもつ学生を迎えることが正しい方向であると考えます。以上の点をふまえて、今後の大学院教学の改善のためには、つぎのような取組みが必要であると考えます。

1 研究指導体制の強化・確立 主ゼミ・論文指導において指導教員と関係教員が複数で指導する複数指導制については、その目的を明確にしつつ、これを各研究科において確立することが重要となつてきています。

2 共同研究・共同化の推進 すでにふれたように院生の共同研究は一定程度すすんでいます。さらに研究科の枠をこえた共同研究体制の確立が要請されます。そのためには、当面、全研究科のカリキュラム内容の公表ということにとどまらず、将来、それぞれ他研究科での受講が可能となるような制度的手だて、また「開かれたカリキュラム」の設置、積極的な共同研究課題

の設定などが考えられねばならないでしょう。また、研究指導の責任体制を明確にしたうえで、他研究科教員による指導ができるような施策も重要になつてきます。

3 院生と教員との共同研究の推進 さらに、学部・研究所における教員の共同研究への参加が、院生の位置づけを明確にしたうえで、関連学問分野にわたつて行なわれる必要があります。

4 研究諸条件の改善整備 統一要求にある院生研究室・その他の施設の抜本的改善整備は「衣笠一拠点」の実現のなかではじめて可能となるものが、当面の措置については、別途検討します。また、図書の充実と文学研究科・理工学研究科における図書予算の相対的アンバランスの問題は、大学全体および各学部の図書・文献資料の充実と図書予算配分の問題として考えねばならない問題です。なお、社会科学系研究科の図書および図書予算のあり方については、図書利用・管理の問題をふくめて今後検討を深め、共通の結論をだすことが必要であると考えます。

5 院生の生活条件の改善 これについては、日本育英会奨学金制度の民主化、国立大と私立大との格差の解消とともに、学内奨学金制度の拡充が課題となります。

6 博士課程未設置専攻における同課程実現条件の追求をすすめます。

△3▽ 本学の教職員のおかれているきびしい教育・研究条件を改善し、さらに教育・研究の内容を深めるためには、つぎの施策が追求されねばなりません。

1 年次の計画的な教員・職員定員増

2 教育・研究図書費、個人研究費、研究旅費の改善

3 教員担当時間の計画的縮減

4 学外研究員制度の改革

5 学部および全学的共同研究のための時間帯の確保

6 教育・研究を支える教職員の生活・労働条件改善のための諸施策

四、学生生活実態と厚生政策について

インフレの異常な昂進にともない学生生活の破壊的実情が急激にすすみ、その生活をまもる課題はいよいよその重要性を増してきています。そのなかで、生活協同組合の本店における厚生援助活動の重要な一環としての役割を考え、その活動を強める援助の体制を強化し、学生・院生・教職員の生活擁護のため、より合理的な条件をととのえる必要があります。また、本年度七月から総合的厚生政策樹立の環として発足させた厚生課の活動の強化を考えます。もともと本店に学ぶ一部学生の家庭収入状況の傾向は「ふたたび立命館大学の現状と課題（その一）——中間的まとめ」の表1にのせたとおりで、二部学生は若年勤労者として、いずれも、きびしい学生生活、勉学生活を余儀なくされています。

このような状況に対して、国の政策は奨学制度においても、経済的に困難なものへの経済援助ではなく、「育英」という観点（差別・選別）に依然として、その運用のうえでも私学は不利な扱いをうけています。また学徒援護会の寮は廃止されてきています。

それに対して、学生生活をまもる立場からの厚生課を中心とする厚生業務について、ここでふれておきたいと思います。

1 奨学金関係 これには日本育英会、府県育英会、本学の学資貸与がありますが、もつとも重要なものは日本育英会で、現在二、五〇〇名、年間二億五、〇〇〇万円になっています。しかし、これはなお希望者の半数にすぎず、その民主化と大幅増の実現の努力がこの問題の基本方向です。

本学の学資貸与制度は、国や自治体の育英制度の不十分さを補うものとして、重要な役割をになっています。現在は予算七〇〇万円で、希望者のほとんど全員に対して希望に近い貸与が実現していますが、なお学生生活をまもる観点から検討を要する問題があると考えますので、学生・院生をふくめた貸与委員会での具体化をはかっています。

本学の大学院奨学金貸与制度も、日本育英会を補うものとして、昭和四五年から設けましたが、現在、日本育英会との差が大きくなっているため、そ

の額の改定が課題になっています。

2 アルバイト関係 アルバイトをしなければ学業を継続することが困難な学生が、勉学をつづけるための条件を確保することを援助する点に重点をおき、この業務をつづけています。とくに学業継続の困難な学生について、いっそうよくその実態をつかみ、実態にそくした適切な援助をすすめるよう考えてゆきます。

3 下宿関係 きわめて困難な実情になっていますが、本学も参加している京滋下宿・アルバイト対策協議会を通じて、下宿確保・下宿料金の協定など学生の住居問題に努力しています。

4 二部が、「勤労者のための大学教育」としての実をあげるため、二部学生の定職あつせん、勉学条件確保のため、それと関連しながら、雇傭者側の用意する寮の確保などの努力をいっそう強めたいと考えます。

しかし、アルバイト・下宿の問題は一大学の努力の枠をこえた問題なので、「厚生」の場であり、自主的研究・学習の場であり、自治の場である「学寮の統廃合、建設をふくめて、その充実のための努力をするとともに、学生生活をまもるための自治体に対する協力要請をさらに強めてゆきます。

その他、健康管理、二部を中心とする学生の通学条件確保の問題などについて、関係パートの共同化をさらに推進し、その具体的解決のための努力をすすめます。以上、それぞれの分野でとらえられる学生生活実態を総合的に把握し、適切な援助の充実をはかってゆきます。

五、財政民主化の一層の推進

私学危機、相対的低学費および公費助成の三点については、「ふたたび立命館大学の現状と課題（その一）——中間的まとめ」において一定の提案を行ないましたが、教学を支える財政としての財政問題そのものについて学園振興懇談会・全学公開交渉・各学部交渉・部課長交渉などにおいて明らかとなつたいくつかの点を项目的に要約し、今後の討議を深めるための提案としたいと思います。

まず財政民主化について確認された点はつぎの二点です。

1 財政民主化の現在までの到達点を明確にし、民主化をいっそう推進し、その内実化を追及する。

2 財政の具体的状況を全学にわかりやすく簡明に示し、教学と財政を統一的にとらえ、全学の力を結集する。

1の財政民主化の現在までの到達点は、

① 財政公開の原則

② 組織された各構成パートの要求にもとづく財政運用

③ 經常勘定と建設勘定の明確な区別

④ 財政の計画化

⑤ 教学と財政を統一する方向の推進

⑥ 財政運用に関する民主的手続の整備、例えば予算・決算およびその執行と民主的監視
であります。

これらの到達点は民主的体制とこれにともなう民主的運動によつて実現したものであり、今日の国・公・私立の全大学のなかで、きわめて高い到達点を示すものですが、この到達点をいっそう推進するためには、その課題を積極的に明らかにし内実化をはかつてゆかなければなりません。

そこでさきの2とかかわつて多くの問題が残されています。すなわち、

① 財政公開の原則が不十分にしか展開されていない。

② 財政公開の時期および方法について適切でない。

③ 教学と財政の統一的観点がなお不十分であり、教学の危機が正しく把握されていない。

といったことにあらわれています。したがつて、財政公開の原則については、今後予算編成過程・決算・中間決算および財政上重大な変化があつた場合には、学園振興懇談会の討議に付して全学にわかりやすく明示し、財政についての具体的認識を深める措置をとること。

また教学と財政との統一をさらにすすめるためには

① 右のような財政実態の全学的認識を深めるとともに、

② 教学政策の確立とその具体化の方針を明確にしその実現のための財政計画を樹立し、

③ 各学部・各事務室・各機関の分散化を克服し、日常的点検によつて形式化をさける努力をする、

ことを必要とします。

以上の課題を具体的に実現するためには、つぎの四点を追及しなければなりません。

1 全学の各機関が全学協議会・学園振興懇談会・業務協議会などでの確認事項と、そのうえにたつた学園の基本的方針をたえずふまえて、その業務とかかわつて学生・教職員の生活・教育・研究実態を具体的に把握すること。なお、今日の政治・経済状況のもとではそれらの課題解決はきわめて困難なものがあつた、したがつて長期的展望をもつて重点課題を設定する必要があるとす。

2 課題解決のための具体的な体制をつくり上げ、条件・手段の検討を徹底的に行ない、本学の財政力量を正しくつかみ、財政の有効な運用とその計画的な実現をはかること。

3 従来の課題のたて方や実践のあり方を本年10月20日以後の諸経過のうえにたつて総点検し、たんなる反省や繰返しではなく、新しい視点にたつこと。

4 相対的低学費の堅持、公費助成運動の推進にかかわつて、大学の各機関・各職場の全分野において、これらの課題に具体的に取り組むよう業務のなかに位置づけ、全体とそれぞれの責任単位とを結びつけること。

以上、四点にわたる具体的実践は各機関・各職場構成員の日常的自覚的運動として支えられなければ十分とはいえません。理事会(学内)は各機関・各職場の民主的自主的体制を保障し、諸活動の推進のために努力すべきであると考へていきます。

六七九 衣笠一拠点実現へむけての討議のために

一九七四(昭四九)・一・一一 立命館(学内) 理事会

はじめに

本学教学のいつその発展の条件を確保するため、さきに「衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画について」(一九七三年六月一三日)という緑表紙のパンフをだして全学の討議を要請してきました。その後、それにたいして、学園振興懇談会構成各パートからの意見・要求がだされ、さらに長期計画委員会からも第二次答申が一九七三年二月三日に行なわれました。

これらを用いた理事会(学内)の全面的な考え方の発表には、なお多少の間を必要としますので、さしあたり、後期試験までにさきのパンフの不十分な点をおぎない、第二次答申のなかで、現在必要と考える方向のある程度明らかにできるものをふくめて、もういちど「衣笠一拠点」問題のわかりやすい説明が必要であると考えましたので、このパンフを作製しました。

理事会(学内)は、一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合理事会からの要求を、可能なかぎり実現することによって、「衣笠一拠点」実現後の本学教学の発展を支える条件をつくりあげたいと考えております。

しかし、意見や要求の実現については、今後、さらに話し合っていかなければならないものがたくさんありますので、このパンフで述べる内容を固定的なものと考えないで、こうすることが望ましいという意見や要求を、クラスなどでの討議をふまえて積極的に提起していただきたいと考えています。

一、「衣笠一拠点」のめざすもの

教学上の意味

現在、本学は広小路と衣笠にキャンパスが分かれていますが、そのことは、総合大学として現代にふさわしい研究・教育を創造するうえで、研究・教育お

よび課外活動、事務・施設にいたるまでが分断され、その力量が発揮できないばかりでなく、さらに大学全体の管理・運営における困難、人員配置、施設設備の重複などによる財政上の負担の増大を強いています。「衣笠一拠点」実現は、これらの問題を解決するにとどまらず、その意味・目的はなによりも、本学教学の到達点をふまえて、さらにいつそう教学の内容・体制・条件にわたつての改善をはかり、真に総合大学としての内容を確立することにあります。

教学上の課題

「衣笠一拠点」実現については、すでに一九六三年の「学園振興基本要綱」においてその志向がうたげられ、経済・経営両学部、ついで産業社会学部の衣笠移転が行なわれ、一九七〇年「立命館大学の改革についての答申」において「衣笠一拠点」の早期実現の必要が提案され、一九七一年に全学協議会で、その早期民主的实现が確認されてきました。

「衣笠一拠点」の実現のなかで追求されるべき本学教学の重要な課題は、本年度の学園振興懇談会の討議をふまえて、つぎのように考えます。

- ★ 系統的な小集団教育の内容充実とそのための諸条件の整備・確立
- ★ 小集団教育を軸とする教学全体の内容的刷新と制度の改革およびそれを支える条件の整備
- ★ 小集団教育および学生の学習・研究活動をふくむ自治的・自主的活動を奨励させるための「学部基本施設」の確立と充実
- ★ 外国語教育、保健体育教育の改善と充実のための諸施策の推進
- ★ 教職員の研究・労働条件の改善のための計画的な定員増
- ★ 教員の共同研究体制の整備・充実のための取組み
- ★ なお、今後の教学内容の改善のうえで基本となる点は、
 - ★ 研究・教育の内容の現代化のいつそうの推進
 - ★ 基礎的学力の養成
 - ★ 集団主義教育の前進

の三点であります。

二、教学上の諸条件

学部学生定員

さきの「一拠点パンフ」は、教学課題解決の方向のひとつとして「学部学生定員のあり方を減員の可能性を含めて検討していく」と述べていますが、そのことは、①小集団教育の充実のための教学諸条件を改善する必要 ②小集団教育を軸とする学部教育の充実・改善にともない教職員の過重な負担を軽減する必要 から重要な課題となります。

また学生定員の問題は、「相対的低学費の堅持」をかかげる本学の財政に直接かかわる問題ですので、計画性をもって慎重に取り組むことが重要です。

教職員の定員増

教職員の負担軽減をはかり、その研究・労働条件を改善することは、当面の緊急課題のひとつです。今日、本学の教員は、国民の期待にこたえる大学教育をつくりだすべく、日々の講義やそれを裏づける研究に取り組んでおり、また制度的改善のための調査研究や討議をすすめています。しかし週十数時間の授業にくわえて、担当学生数の過重や研究設備の不足、研究費の不足などを考えにいと、現在以上の努力を教員に要求することはほとんど無理に近い実情です。このことは、各種の事務や現業職務を支えている職員について

関西4大学教職員一人当たり学生数 (1973年7月現在)

	年 度	大 学 教 員		教員外の職員		学生数	教職員1人 当り学生数
		人 数	1人当り	人 数	1人当り		
立 命 館	48	309名	71.6名	285名	77.7名	22,147名	37.3名
	47	300	73.6	285	77.8	22,170	37.9
	46	296	73.9	269	81.4	21,887	38.7
関 西 4大学 平 均	48	355	56.5	329	61.0	20,048	29.3

もおなじです。現在は年間教員六名、職員三名増を確保していますが、一九七五年以降について、「衣笠一拠点」および「学部規模の適正化」を考慮した改善の長期的見通しを確立したいと考えます。

研究体制の整備・充実

「衣笠一拠点」計画の重要な柱のひとつとして研究・教育の統一的發展を志向するため、その実現を機に総合大学の利点をいかした研究体制の整備・充実をはかっていますが、このことにかんして今後検討すべき中心的な問題として、

- 1 社会科学系学部・人文科学研究所を軸として、外国語科連絡協議会・一般教育センターをふくむ修学館内の研究体制の整備・充実の方向について
- 2 修学館・人文科学研究所を中心とする研究体制と文学部研究体制との関連について
- 3 理工学部の研究体制と理工学研究所の整備・充実について

などを考えています。

図書館

とくに学習図書館としての役割をどのように充実していくかについて重要な課題はつぎの諸点です。

- ★ 各学部の教学内容に適合した図書・文献の計画的収集
 - ★ 小集団教育にたいする図書館の施策の追求
 - ★ 利用面でのよりいっそうの改善
 - ★ 学生の自主的・集団的学習の高まりに対応しての施設面での改善・整備
- なお、「衣笠一拠点」計画の策定にあたって、書庫の増築、三階の施設利用のあり方、研究室棟との関連などについて具体的な計画を検討します。

三、教学と学部基本施設

学部基本施設

小集団教育を軸として、学生の集団的で自発的な学習を基礎とした教学を推進するための条件は現在きわめて不足しています。そのため「衣笠一拠点」の

なかでは、クラス・ゼミ固定教室、学生共同研究室、図書館をつなぐ施設のあり方と、大きく移動しないで授業のうけられる教室条件、学部行政と学部学生自治活動の施設の近接を考え、それらを「学部基本施設」として下表のように設けることを考えています。

学生共同研究室

学生共同研究室は、自主的学習の場の中心的なものとして、学習討議の室と自習用の室の二室で構成し、その収容人数・備品などについては今後さらに学友会代表と話し合っけてきめますが、この研究室と学部学会ボックス・ゼミ連ボックスは近接したところにおき、小集団教室とも近づけて利用の便をはかりたいと考えます。そうすれば小教室、ゼミ教室数の確保により、一・二回生の小集団クラスで一室が固定され、またゼミ教室が固定され、そこにクラス・ロッカーを置いて、あいた時間を自分たちの教室として利用できるようになります。

これは、従来、実現したくてもできなかったことで、私学ではまったくはじめての試みです。

外国語教育

外国語教育は、その内容、教授法の改善とともに、視聴覚教育の充実が要請されています。「衣笠一拠点」では図書館・修学館に近いところで、二部の利用の便も考えて、オーディオ・ルームをつくり、教室授業のためのテープレコーダーと教材の充実をはかります。オーディオ・ルームの内容については、外国語科連絡協議会で検討中です。

学部行政関係	学部長室、学部会議室、事務室、講師控室、倉庫など。
自治会関係	自治会ボックス・学生センター・談話室またはそれに準ずるもの。
自主学习関係	学会・ゼミ連ボックス、学生共同研究室（学習討議用・自習用）。
小教室関係	1・2回生小集団用 1学部12教室、ゼミ用2学部14教室。
中・大教室	2学部用として、以学館内のものを基準に。

なお、二部の学生共同研究室は社会科学系学部として2室を、文・理工学部は一部と共用。一部文・理工学部は学部の特徴から上記を基礎に、その具体化は別に考えたいと思います。そのあり方については、今後、学友会と話し合っけてきめていきます。

保健体育教育

保健体育教育の施設は、課外の体育活動ともかかわって、その充実が急務ですが、現在の校地のままでは十分ではありませんし、大学設置基準のうえからさらに二五〇〇坪以上を校地周辺で確保し、それを役立て、第二体育館、テニス・コート、一般グラウンドの確保を行ないます。現在はまだ校地の確保ができていませんので、その場所を指定することはできませんが、「衣笠一拠点」推進の過程で明確にしていきます。

四、二部教学と大学院

二部教学

二部教学のあり方の民主的改革的推進は、「衣笠一拠点」をまっまでもなく、日常的に推進しなければならない課題です。二部にたいする責任体制の確立、教学内容の改善、「二講時制」の検討、二部学生の生活条件確保のための取組みを今後とも強めていきますが、その抜本的改革は、施設・条件の改善ともかかわって「衣笠一拠点」実現を必要としています。

「衣笠一拠点」実現時の二部は、衣笠キャンパスの中心部におき、各学部が近接した場所にあつて、自治活動や自主的学習のまとまりをつくり、図書館、オーディオ・ルーム、中央グラウンドに近く、教員の研究室棟に近接しているところとして、現在の学面館を中心とします。それとともに生活協同組合、診療所なども二部学生に利用しやすい場所におきたいと考えています。

学舎が、広小路から衣笠に移る関係から、通学条件の変化にともない、その確保を自治体にも要請し、本学としても二部学友会が提起している「通学条件の確保にかなう要求」を基礎に、その実現に努力していきたいと考えています。

大学院

大学院は、研究科内・研究科間の共同研究と教員の研究体制との結びつきの強化を考えて、社会科学系研究科を修学館に、文・理工学研究科をそれぞれの

学舎におき、従来不十分であった諸施設の内容の改善を行なうとともに、個人研究・共同研究の条件を確保していきたいと考えています。そのため大学院生協議会の統一要求を基礎に、院生研究室、共同研究室、教室、談話室の確保を考え、その規模・数などは、修学館のあり方、新文学部棟・新理工学部棟の建設ともかわらせながら、さらに大学院生協議会と話し合っていきたいと考えています。その他、院生図書室のあり方については、学部共同研究室のあり方、書庫の整備、院生と教員との研究指導、共同研究のあり方などかわらせてさらにつめたいと考えますし、大学院生協議会ボックスは学生会館第二期工事の内容決定とかわわって考えたいと思います。

五、診療所・生活協同組合の施設と事務体制

診療所

診療所は学生・院生・教職員の健康管理のためのセンターとして、今後「衣笠一拠点」実現をすすめるなかで、組織・人員の強化をはかっていかねばなりません。とくに学生部厚生課との関連を強化するため、学生部施設と近接した場所に配置するよう検討をすすめています。

生活協同組合

すでに述べてきましたが、生活協同組合は厚生活動の主要な柱をなすものです。したがって、その施設は利用者にとってできるだけ便宜を中心として考えなければなりません。が、従業員の健康と労働条件にかかわって施設のあり方を検討する必要があります。同時に衣笠の立地条件は、屋上・地下をふくめて全面的に利用する必要がありますので、さきの二つの条件を考えつつ、既存のものとは今後新設する建物をふくめて、その施設の大きさ・場所を検討していきます。

なお、本部および校友会館などについては検討中です。

事務体制

ここでは管理運営の事務機構について、当面「衣笠一拠点」実現にあたって整備を要する緊急なものをおあげしておきます。

★ 学園の規模の拡大と教学の発展に応じた施設・設備の利用をできるだけ計画的に機敏に行なうために、日常的な清掃・保安の業務と営繕業務とを結合させた機構にします。

1 管理課と総務課、衣笠庶務課の学舎管理の業務を合わせて二課を考えます（なお、施設部を志向します）。

2 そのうち一課は建設・土地および用度業務を中心とし、他の一課は補修・清掃および保安業務を中心とします（実施時期を一九七四年度におきます）。

★ 総務課のあり方については、学内理事会（三部長）事務局、文書、調査、企画、監査、特別委員会事務局など多様なものが要望されていますが、当面その出発点として、全学の文書を集中化する文書業務を中心とした整備をすすめます。

★ 研究体制強化の課題にそくして、これを支える事務体制を強化するため、職員の職務の内容と範囲を明確にしなが、事務がより集团的に取り組まれる体制を追及します。

★ その他の部課について、一拠点実現へむけての体制強化の課題をあげますと、

1 二部の事務体制については、「衣笠一拠点」実現時を展望した体制の検討が必要で、また図書館は、自主的学習をすすめるための諸施策および研究体制強化とかわわった共同化の検討が求められます。

2 すでに本年度機構改革を行なった学生部、教学部、診療所は、その業務内容の整備・強化をはかり、また学部事務室は機械化による事務改善によって実態把握を強めて、教学・厚生業務を充実するための体制を強化します。

六、施設配置案図

- Aブロック 1. 以学館
- 2. 第2以学館 (仮称)
- Bブロック 4. 学而館 (2部を中心)
- 5. 法・産業社会学部棟
- Cブロック 7. 文学部棟
- 8. 2号館
- 9. 新1号館
- 11. 6号館
- 12. 理工学部新館
- 13. 4号館
- その他 3. 修学館 (研究室・大学院)
- 6. 5号館
- 14. 学生会館
- 15. 体育館



「衣笠」現有校地
約30,000坪
基準による中心校地としては約2,500坪不足(要買収)。なお、衣笠は風致等特別地域につき施設の高度制限などの規制をうける。
学生一人当りの土地、建物の坪数は、一拠点計画開始前(1962年)に比して約30%増となる。

- 道路計画
- 駐車場 一切の車の入構禁止とともに、周辺部に駐車場を整備する。

七、「衣笠一拠点」実現のための財政

財政計画―その大わくの試算

さきの「一拠点パンフ」(一九頁)で示しました「衣笠一拠点」実現のための財政計画の大わくの試算を示しますと、下の表のとおりです。

そこで、この数字にあらわれた維持
拡充費三三億円とか寄付金の七億円は
今後一〇年にわたる収入で、これを自
己資金として借入金によって建設を行
なおうとするものです。なお、その不
足する部分を財産売却でおぎない、「衣
笠一拠点」実現のために維持拡充費の
増額をしないたてまえを示したもので
す。五〇億円を本学の財政力量の「現
時点」における限界としたのは、財産
売却や寄付金は経済的・社会的諸条件
によって大きく左右されるからです。
今後、私学にたいする国の負担が大幅
に増額すれば不安定な財産売却などに
依存しなくてもよいことはいうまでも
ありません。しかし、今日の「石油危
機」に端を発した高度経済成長の破綻
は、長期計画実現のための財政計画に
重大な圧迫をくわえてきました。した
がって、悪条件を克服し積極的な要因をつくりだすためには、ひとつひとつの
施設についても全学の要求とその中味について民主的な討議を行ない、全学の
一致をつくりだす必要があります。財政について示した大わくも、その実現に
あたっては、長期的な試算とは別に、毎年度予算において右のような討議によ
って一致したところを計上して実施していくこととなります。

＜衣笠一拠点＞実現のための財政計画 (試算)

事業費の概算		事業費の財源	
建物	約30億円	維持拡充費	3.3億円 × 10年 = 33億円
土地	約20億円	寄付	0.7億円 × 10年 = 7億円
体育施設		財産売却 (統合整理にともなう土地売却)	30億円
厚生施設			
合計	約50億円	合計	約70億円
昭和48年度末借入金残高		約17億円	
事業財源		約53億円 (=70-17)	

このような点からいって、民主的な取組みとともに、私学助成の早期大幅な実現のいっそうの強化が、ここでも基本的な課題となります。

「衣笠一拠点」への建設順序

「衣笠一拠点」計画実現の順序はなお多くの検討を要しますが、長期計画委員会第二次答申では、

第一に、衣笠隣接地域において土地最低二五〇〇坪以上を買収する、

第二に、木造の数学物理学教室の改築をふくむ理工学部新館を建設し、Cブロック建設の条件を留意する、

第三に、Cブロックを建設する、

第四に、Bブロックを建設する、

という一応建設にかんする筋道を示していますが、これらの点については、早急に理事会（学内）で検討のうえ、あらためて全学に提示したいと考えています。

六八〇 一九七三年度 全学協議会確認事項

〔一九七四（昭四九）・一・一八 全学協議会〕

はじめに

I 本学は、一九七一年の中央教育審議会答申の路線とその具体化である筑波大学方式に抗しつつ、七〇年度全学協議会確認事項にもとづく教学の民主的発展に努力してきた。しかし、急速に進行するインフレーションと、貧困な文教政策により、国民的要求であり、本学も努力してきた公費助成が依然として不十分ななかで、教学をささえる財政が、重大な危機に直面させられている。理事会は公費助成運動による、その基本的解決の方向を強めることを確認しつつも、当面の措置をとる必要があるとして、一九七三年一〇月二〇日、七四年度新入生よりの学費値上げを提起し、ひきつづき一〇月二七日に入学検定料の値上げ提案を行なった。

II

これに対して学友会は、第一に大幅な学費値上げは教育の機会均等、学生生活のいっそうの破壊をもたらすこと。第二に今回の学費値上げ提起は「立命の財政実態を明らかにせよ」との要求にもかかわらず、教授会での討議も不十分なまま提起された。今日の私学危機が理事会だけの努力でなんとかなるかのような、現状に対する認識の弱さのもとでのきわめて非民主的な提起であること。第三に政府のインフレ政策を不動の前提として、その大学財政に対する影響のみを強調して、学生・父母に対する影響には一切ふれていないこと。第四にそのことが立命館大学における相対的低学費堅持の政策に対する過少評価をうみ、教育の機会均等、公教育公負担の原則を破壊し、私学危機の真の克服の展望を客観的には国政革新からそらす役割をはたすこと。第五に公費助成運動を全大学機構あげて取り組んできたとはいえないこと。第六に危機は財政のみでなく、より深刻には研究・教育の危機であるにもかかわらず、この点での実態把握と改善方向を示していないこと、を指摘し「学費値上げ断固反対」の立場を堅持した。

院生協議会は、以上の学友会の指摘に加えて、六割が独立生計者である院生にとって、学費値上げは研究条件そのものの劣悪さによって、その拍車をかけるものであり、奨学金を受けてもなお週一〇時間以上のアルバイトをしなければ最低の生活条件をも維持しえないという院生の生活実態を明らかにして、このような院生の生活条件をふまえない一方的な学費値上げに対して反対の意思を表明した。

また、教職員組合も、学友会の六点にわたる主張と同意旨の指摘をしつつ、原則的に反対の立場を明確にした。あわせて、私学危機を打開し公費助成闘争を切り開く主導的力は労働組合の産業別統一闘争にあること、および闘争の全国的発展への条件が学園のあらゆる分野の職場課題を学生の要求と結合させ、学生・教職員の民主的力量の発展をつくり上げることにあると主張した。

Ⅲ さらに、学友会・院生協議会・教職員組合は、今日の私立大学における学費問題について、それが自民党政府の反動的で貧困な文教政策と国民生活破壊の超高度成長政策に根拠をもつ「私学危機」の集中的表現であり、その全面的解決は、対政府闘争へと必然的に発展すべきものである、との見解を明らかにした。

すなわち、学費闘争の性格は、学生生活の経済的保障、教育費の父母負担の軽減をもとめる、いわゆる経済的要求にもとづくたまたかいかであるが、同時にそれは、国民の教育を受ける権利、教育の機会均等をはじめ、憲法と教育基本法の保障する民主的教育の原則と制度を守る民主主義擁護のたまたかいかである。このたまたかいは、国政革新を実現してゆく政治闘争として展開されねばならない。しかも、今日の立命館学園の民主化の到達点をふまえ、よりいっそうの民主化をめざす闘争と結合されなければならない性格を有していた。

従来、全国の私学でたまたかわれてきた学費闘争は国の文教政策に対してたまたかうとともに、個別の私学における不正常な財政運営についても追求するなかで、学費値上げそのものの白紙撤回をかちとったり、減額をかちとったりしてきた。しかし、今日、第一次・第二次学園民主化闘争、七〇年学費闘

争を經過するなかで、財政の民主化をはじめとして、一定の民主化を実現してきた立命館大学においては、学費問題を個別学園内部の問題として展開するのではなく、真に私学危機の全面的解決をめざす闘争として発展させなければならぬという点において、重要な意義と特徴をもったものであった。

Ⅳ その後三カ月間、理事会・学友会・院生協議会・教職員組合および生活協同組合（オブザーヴァ参加）の間で、公開全学協議会、のべ一回の学園振興懇談会、二回の全学公開交渉、三〇回をこえる五者会談を含む学部段階での公開交渉、および従来になく新しい形態として外国語科連絡協議会、保健体育教室、部課長会議、事務室などとの交渉がもたれ、真剣ではげしい討論が展開された。

この討論を通じて理事会は、現在の私学危機を理事会のみの努力によって解決することはできず、危機の克服の基本的な力は、学生・院生・教職員にあるという点についての理事会の認識の弱さがあつたことを承認した。

また、この間、私学危機の抜本的解決をめざし、教授会も含めて、全学一斉クラス討議の展開や、のべ八回の学習講演集会を開催し、それを基礎に、地域・街頭への宣伝行動、労働組合・民主団体への申入れ活動、他大学への働きかけなどを展開し、それらを集約し、約一〇〇〇名にのぼる学生・院生・教職員の代表が四回の中央請願行動、一回の対府要請行動を行ってきた。これらの運動のうえに立つて、再度、学園振興懇談会・全学協議会において「私学危機」の全面的把握と、それを克服する具体的取り組みについて、きびしい討議の積み重ねを行ない、今後、つぎの諸点の具体的改善をすすめることを、全学一致で確認した。

一、私学危機について

理事会によって、今回提起された学費値上げ提案は、今日、本学が直面している危機の深さを表現するものであり、それは政府文部省の反動的で貧困な文教政策と国民生活をも破壊する政府の超高度成長・インフレ政策に起因する「私

学危機」の集中的あらわれである。

この危機は、国民にとつては、学ぶ権利を保障する教育の機会均等の原則の破壊を意味し、教職員にとつては、真の研究・教育、そのための労働・生活条件の破壊を意味し、学生にとつては、内容豊かで、水準の高い教育を受け、学ぶ権利が破壊されることを意味している。

そしてこの危機は、学費値上げによつて根本的解決をはかることはできず、大幅な公費助成の獲得によらなければならぬ。

二、学費提起の民主化について

I 財政の民主化について

1. 七〇年度全学協議会確認にもとづく財政民主化の諸原則 (①予算編成過程の民主化 ②執行過程の民主化 ③財政計画の民主的で柔軟性のある運用 ④財政公開の原則にもとづく全学協議会での監査) の具体的運用を強めつつ、さらに全学が財政実態について、共通認識をもつことの重要性から、年四回(予算、決算、予算執行上の重要な問題が生じたときを中心にして、三回は文書でもって) 財政実態について、具体的に、わかりやすく全学生・院生・教職員に説明を行なう。

2. 学内の教授会、部課などの諸機関は、それぞれの機関として財政についても責任を有することを確認し、「財政問題は理事会まかせ」の消極的態度を克服して、その責任をはたしていく。

3. 建設勘定に関しては、従来、これを経常勘定と明確に分離し、二本立てを貫いてきたことの意義を確認しつつ、建設勘定の民主化を、当面の「衣笠一拠点」の民主的实现の過程のなかですすめる。

II 学費等の提起の期限と民主化について

1. 従来、学費提起の期限を一月二〇日とし、年内二カ月間の全学的討議を民主的に保障してきた。しかし、年間を通じて、学生・院生・教職員が財政実態についての正しい関心と理解をもち、学費問題の民主的解決をは

かっていく方向で、提起の期限については再検討する。

2. 今回、理事会は、全学的な討議の期限を保障せず入学検定料の値上げ提起を行なったが、これは本学の民主化の到達点をも突き崩す意味をもつものであり、今後、このような非民主的提起は行なわれない。

3. その他、学生から徴収する諸費についても相対的に低いものにする努力を行ない、その性格、運用について民主的討議により明確にする。

三、相対的低学費の堅持について

本学では、戦後一貫して、相対的低学費が維持されてきたが、今回の学費値上げ提起において、当初理事会、大学機関においては、相対的低学費を維持することが今日のきびしい状況のもとではその意味がうすれ、本学の危機をのりきることと現実的には矛盾するかのような認識も一部でみられたが、しかし、その誤りが明確にされ、つぎの点が確認された。

1. 全国的に私学の民主化が重要な課題である現状で、本学が相対的低学費を維持しつつ、すすんだ研究・教育を実現していくことは、私学の民主化の意味と、それを實現するみちすじを示すという積極的役割を果たすものである。

2. 相対的低学費の正しいとらえ方は、あくまでも財政民主化の徹底を含む学園民主化の課題に基礎をおいたものでなければならない。従来、本学においては、この原則を堅持する姿勢のもとで、学生の納付金を大学の研究・教育の目的にのみ使うことを学内の民主化を通じて徹底してきた。さらには、相対的に低所得の勤労者の子弟の本学への入学を保障することによつて教学および財政の民主化を促進する客観的な基礎をつくってきた。そして、その努力をいっそう強めるため、この間の討議を再度ここで集約し確認する。

I 相対的低学費の意義

本学が相対的低学費を堅持することは、つぎのような意義をもっている。

1. 教育の機会均等の原則をたえず追求し、本学に進学する学生とその父母の経済的負担を軽減するために必要である。
2. 私学の単純な経営主義的観点からの非民主的な学費値上げを制約する役割をもっている。
3. 教学のあり方と、それをささえる財政について、学内の学生・院生・教職員の関心と関与という視点が確立されるようになり、本学の民主的発展の力が蓄積される。

4. 研究・教育に対して財政を有効にいかす努力をすることは、必然的に学生・院生・教職員の要求にしたがった財政運用をすることになり、大学における財政民主化を推進する環になっている。

5. 民主的な財源確保の活動の強化、なかんずく公費助成運動への積極的な力も生まれ、それが相対的低学費堅持の努力を現実に行なっているものもの主張、要求として、社会的にも大きな影響をもつことができる。

II 相対的低学費を今後維持していくために

1. 総合大学のもつ長所を全面的に發揮する。

2. 財政構造の仕組みをいっそう明確にし、たえず財政実態を明らかにして、財政民主化をさらにすすめる。

3. 学生・院生・教職員の要求にもとづいて、客観的公正な財政支出を行なうと同時に、厳格な執行に努力する。

4. 最後に、相対的低学費を維持する最大の力は、理事会をはじめ全教職員・学生・院生がその意義を深く理解し、その立場に立って大学の問題を解決するようすすめることにある。

このような取り組みは、本学がきずきあげ、七〇年度全学協議会確認事項をふまえて、いっそう強化された民主的体制を堅持し、深化させることにある。相対的低学費の堅持は、根本的には真に私学危機を克服しうる民主的で大幅な公費助成の実現のための運動と結合する。

III 相対的低学費は、あくまで、相対的に、個別大学次元で行なえる努力であ

って、おのずから限界をもっており、教育の機会均等を完全に実現するには、民主的で大幅な公費助成獲得の運動との結合をはからなければならない。

四、公費助成について

この三カ月間の全大学をあげた取り組みのなかで大幅で民主的な公費助成を実現するための運動は大きな発展をしめた。

すなわち、学費問題にあらわれた私学危機の根源が政府自民党の反動的で貧困な文教政策とインフレ政策にあることが、全大学人の基本的認識となり、公費助成のための運動も大きく前進している。そしてこの運動のなかで、全国の私立大学理事会、総長・学長、教職員、学生・院生を含む共同の運動が生まれ、それに参加した大学数は一五校におよんだ。公費助成問題で、全学的な論議がすすめられ、学内の自主的運動体のみならず、大学機関としても、業務を通じてこの運動に参加しなければならないという認識が確立され、持続的運動の基礎がつけられつつあるなど特筆すべき大きな成果をあげることができた。

この運動の前進のため、つぎの目標の実現が重要である。

1. 私立大学の授業料値上げをおさえ、引きさげるための国庫助成。
2. 私立大学の国庫助成の配分をきめる日本私学振興財団を民主化し、国庫助成の民主的で公正な運用をはかる。
3. 授業料額などの決定ないし承認の過程を民主化する。
4. 私立大学に対する国の介入を許さず、自らの管理運営を民主化し、その財政を公開する。

右の点を明確にしつつ、運動をすすめるうえで学生・院生・教職員・理事会が、それぞれ社会的な運動をきずきあげるために、いままでの運動の成果のうえに立って、さらに幅をひろげる働きかけを強化することがきわめて重要である。とりわけ、学生・院生・教職員は、七四年の春闘が「国民春闘」として、国に対する制度的な要求をかかげて発展してきているもとで、それとの共同のたたかいを強化しなければならない。

この間、公費助成獲得の運動が、大学の民主的諸団体のおのの運動のみ

ならず、大学がその業務としてもこれに参加し、全大学人が日常的、系統的に運動を展開するようになり、それのみあつて全学連絡協議会は、これまでの取り組みを総括し、協議会の事務局体制の強化をはかつてきた。さらにこの運動をすすめるために、大学機関が日常的業務として恒常的に取り組む必要があることから、公費助成に責任をもつ部課を明確にすることを確認した。

五、学生実態について

学費提起が学生生活にきわめて深刻な影響を与えるものであるにもかかわらず、その提起に際して、今日の学生の勉学・生活条件など全面にわたる実態を把握して、その問題点とその克服、改善の方向を明確にしえなかつた理事会・教授会・各部課の業務体制の弱さは重大な問題である。学生実態の明確な把握によつて、はじめて、教育・研究・厚生施策上の課題が明確になり、着実な改善方向も見出しうることを考え、その把握の重要性を確認し、今後、その全面的で、系統的な把握の体制を確立し、活用をはかつていく。

六、事務および事務体制の民主化について

大学における研究・教育は、教員を中心に行なわれるものであるが、たんに教員の活動のみによつてなりたつていないものではない。さらに、職員が日常的な業務において、学生と接触することからえられる直接的な学生の要求の把握、あるいは勉学・生活条件の全面にわたる実態把握から教学改善の積極的な提案がなされるという重要な側面がある。

今日、立命館大学においては、職員が大学自治の構成員として、大学運営へ組織的に参加しており、しかも部課長制度の一定の民主化を実現しているという段階にある。しかし、①学生と日常的に接触しながら業務を遂行する条件をもたない部課では、学生とのコミュニケーションが充分でなく、直接学生に責任を負う事務体制となっていないこと、②職員は教員と仕事の分野が異なつていても、対等の協力関係をもつて大学業務を遂行しなければならぬがこの点

で大学業務の遂行についての提案と、その執行責任が直接問われる体制が確立していないことなど、現実には民主化の到達段階が十分に理解され、遂行されていないので、さらに前進した改革がなされなければならない。

したがつて、これらの到達段階をふまえて、以下の具体的改善が必要であることを確認した。

1. 現在の部課を、全大学の現状にそくしたものに改廃し、部課ごとに学生に直接責任を負う事務体制に改める。
2. 学生の実態は、一部の部課で部分的には把握されてはいるが、全学的に集約され、教学改善に充分反映されていないのが現状である。したがつて、これを系統的に把握し、全学的に集中できる体制を確立する。
3. 教務事務の機械化については、教学の民主化、事務体制の民主化、集団化を前進させるものであること。さらには、機械化にともない学生の要求実現をはかるための合理的で有効な人員配置の検討を行ない、部課の充実・改善をはかる。
4. 部課長会議および各部課と学友会・自治会・院生協議会との協議・交渉を制度的に保障する。

七、教学の改善に関する確認事項

I 教学内容にかかわるもの

1. 小集団教育

- (1) 二年制ゼミの完全実施について、当面、
 - ① 一・五年ゼミの充実。
 - ② 論文指導を制度化し、クラス全員に対する集団指導を行ない、四回生一〇月以降の小集団教育を保障する。
 - ③ ①②の強化をはかりつつ、二年制ゼミの完全実施に発展させる。
- (2) ゼミ・オリエンテーションの早期実施（一二月）と内容の充実をはかる。

- (3) 二回生小集団教育の総括と今後の基本方向について、一九七四年九月

までに提起する。

- (4) 回生別に担当教員と「ゼミ連」の協議の体制を強化する。
 (5) テキストの選定について共同化を強める。

2. 大教室講義

- (1) 「小集団教育を軸とする教学の発展」を基本にして、内容の改善・充実をはかる。
 (2) ノート講義については、レジメ・資料を配布するなどしてつねに年間全体の講義の体系的性を明確にする。
 (3) 学期末にまとめの講義を行なう。

3. 外国語教育

- (1) 外国語教育の目的と到達目標を、いっそう明確な、内容豊かなものにし、わかりやすいパンフレットなどにより学生に徹底する。
 (2) 外国語教育の目的と到達目標を、教材として具体的化するために、学生の意見・要求を反映したテキスト検討、選択の共同化を強化し、統一テキストの積極的な意義を確認して、その編集を志向する。
 (3) 隔年に外国語教育についての実態調査を行ない、実態にそくした改善をはかる。
 (4) 従来、外国語教育についての「外国語科連絡協議会まかせ」を克服し、外国語教育の大学教育に止める正しい位置を明らかにし、外国語教育に対する教授会の責任を明確にする。
 (5) 小集団教育としての実をあげるために、授業方法などの検討を行なうと同時に、その他の小集団教育担当教員との共同化をはかる。
 (6) 外国語科連絡協議会、学部外国語教員と学友会・自治会との協議・交渉を制度化する。

4. 学部学生定員

今後の、小集団教育を軸とする教学のいっそうの充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を、「衣笠一拠点」完了時を目途に検討する。

5. 二部教学

- (1) 「二部切捨て」の中教審路線に反対し、生活・労働・教学諸条件の全面にわたって、矛盾の集中している勤労学生の教育を受ける権利を全学の力で守り発展させる。

(2) 二講時制を二部学生の物理的条件からのみ消極的にとらえるのではなく、小集団教育を軸とする二部教学の内容・体制・条件の全面的発展をめざすものとして、その積極的意義を確認し、二講時制討議のための具体案を一九七四年六月末までに全学に提起し、検討をすすめる。

(3) 文学部人文学科・理工学部基礎工学科における当面の改善を行なうとともに、二講時制を契機とする二部教学の全面的刷新のなかで、その抜本的改革を推進する。

(4) 二部教学に対して責任をもつ体制を改善・強化する。具体的には、
 ① 二部協議会の強化。

② 二部各学部教務主任の学部教授会執行部への参加、二部協議員の学部調査委員会への参加により、学部教学の最終責任を負う教授会での二部教学討議を推進する。

③ 事務職場相互間の連絡強化と共同化を推進し、関連職場連絡会議の定期化を行なう。

II 教学条件の整備および諸要求にかかわるもの

1. 基本的な図書を備えた学生共同研究室の、一九七四年四月からの設置
2. 図書館運営への学生参加
3. 以学館一・二号室の改修
4. 女子寮建設と寮の統廃合
5. 衣笠周辺にセミナーハウスの早期建設
6. 学生会館の完成
7. 第二体育館の建設

八、大学院教学の改善について

一九七四年二月一八日

立命館大学における大学院の理念と位置づけは、学部教学を基礎とした、国民的立場に立った民主的研究者養成の機関であるが、このような理念と位置づけが、教学実態の把握と院生の要求にもとづいて具体化されねばならないことを確認した。

I 教学内容改善の要求

1. 共同化、共同研究の到達点を明確にし、克服さるべき問題点、その解決の方策を各研究科の実態にそくして明らかにする。
2. 研究指導、複数指導教授制を確立すること、その際、「マン・ツー・マン」方式という形態でのゼミのあり方についての検討が必要である。
3. 院生数の少なさが、共同研究、自治活動の障害要因のひとつとなっている現状と、歴史的に形成されてきた厳選主義との関連について検討する。
4. 現状において共同研究を発展させるうえで、人文科学研究所・理工学研究所の共同研究への院生の参加、研究科間の共同研究の具体化をはかる。
5. 大学院としての基本的条件を欠いている研究科・専攻の抜本的改善のための方策を明確にする。
6. 学部教学と大学院教学との有機的関連について、具体的に積極的な方策を確立する。

II 研究・生活諸条件改善の要求

1. 学内奨学金の増額
2. 研究室の改善
3. 図書費の増額と研究科間の格差是正

以上の大学院教学における基本的問題および院生の要求解決と実現のための方策を、大学院政策として早期に全学に提示する。

立 命 館 総 長
 学友会中央委員会常任委員長
 大学院生協議会執行委員長
 教職員組合執行委員長

立命館大学生協同組合理事長
 (オブザーヴァ参加)

六八一 衣笠一拠点実現のための当面する課題―理工

新館問題の提起にあたって ☆

一九七四(昭四九)・七・一 立命館(学内)理事会

一、昨年度における長期計画の取り組み

「衣笠一拠点」の早期民主的実現は、言うまでもなく七〇年代後半にむけての本学に課せられた重要な課題である。「衣笠一拠点」実現の目的は、なによりも、本学教学の今日における到達点をふまえて、さらにいっそう教学の内容・条件の全面にわたつての改善をはかり、もつて真に総合大学としての内容を確立することにある。

この課題の実現のためには、全学的な民主的討議にたつて正しい計画を立てることがなによりも重要であることは言うまでもない。そのため、昨年六月一日三日学内理事会は長期計画委員会(七三・六・九)の答申を受けて「衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画について」という文書を発表し、全学各機関・各パートの討議のための素材を提示した。この文書は、一九七〇年度全学協議会で確認された「衣笠一拠点」実現の考えの総論ともいうべき案である。その後、それに対して各学部教授会、学園振興懇談会構成各パートからさまざまな見解が出され、さらに学費改訂問題をめぐる全学的討議のさなかの一二月三日に、長期計画委員会から第二次答申が行なわれた。

この第二次答申は、前回の答申のいっそうの具体化をはかるという方向で討議が進められ、その時点での討議の到達点を客観的に集約するという趣旨でまとめられたものであり、「衣笠一拠点」を中心とする長期計画の最終的な具体案を全面的に提示したものではないが、第二次答申を中間的なものとしてまとめることが、本学園の長期計画を全学の民主的な討議の上になつて具体化するにあたり適切な措置であると、委員会が判断したからである。

学内理事会は、さきの六月答申を受けての文書の提示以来の各機関・各パートにおける見解および第二次答申を受けて、さしあたり、さきの文書の不十分

な点を補い、第二次答申のなかで現在必要と考え、実現の方向をある程度あきらかにできるものを含めて、再度一拠点問題についてのわかり易い説明が必要であると考え、七四年一月一日「衣笠一拠点実現へむけての討議のために」という小冊子を作製し、全学の討議に附した。

二、本年度長期計画委員会の課題

去る二月四日、昨年度長期計画委員会の最終総会において、次年度(七四年度)長期計画委員会の課題およびそのための体制について討議が行なわれ、つぎの諸点が確認された。

- (一) 長期計画委員会のあり方について
 - (イ) 基本的には総長の諮問機関である。
 - (ロ) 同時に、大学諸機関でのそれぞれの討議を直接反映しうる形で運営を進める。
 - (ハ) 七四年度は実行段階にはいるので、必要によつて実行小委員会的なものをもうける。
- (二) 長期計画委員会の重点的課題について
 - (イ) 理工新館問題
 - (ロ) 二部問題
 - (ハ) 研究体制問題
- (三) 小委員会および特別委員会の設置について

昨年度における長期計画委員会の小委員会としては、(イ)教学本論小委員会、(ロ)二部小委員会、(ハ)研究体制小委員会、(ニ)事務体制小委員会、(ホ)施設小委員会、(ヘ)財政小委員会の六小委員会がもうけられたが、一九七四年度においては、上記の重点的課題にたつて、つぎの小委員会および特別委員会の設置がきめられた。

 - (イ) 学部基本施設小委員会
 - (ロ) 研究体制小委員会
 - (ハ) 二部問題小委員会

- (二) 体育厚生小委員会
 - (三) 管理運営機構小委員会
 - (四) 財政施設小委員会
 - (五) 理工新館特別委員会
 - (六) 土地問題特別委員会
- なお、理工新館特別委員会は、七三年度内に出来るだけ早く発足させ、理工新館のあり方・基本問題などについて早期に方針を出すことに決定した。七四年度にはいり長期計画委員会の選出を行ない、委員長・副委員長および各小委員会委員長・特別委員会委員長を決定するとともに、全体の事務局および各小委員会・特別委員会の事務局責任者の体制を確立し、討議にはいった。

三、施設配置および施設内容をめぐる長期計画委員会の討議

昨年六月の理事会文書で示したように、長期計画委員会は「衣笠一拠点」実現のための必要施設について、いわゆる「ブロック構想」とともに、学部基本施設の基本的あり方を提示し、またつぎのような施設配置案を示した。

- (一) 経済学部・経営学部は、現以学館を主たる学舎とし、既存施設の有効な活用と改善をはかりつつ、なおこれに収容できない学部行政施設、小教室等の諸施設を以学館の近接地に建設します。

- (二) 文学部は学部書庫利用の問題、人文科学研究所・図書館との関連および理工学部との教室共用などを考え、場所として修学館延長部と近接する旧一号館の場所が適当であると考えます。

- (三) 二部は衣笠キャンパス全体を当然使用しますが、前述の理由から、理工学部、新しい文学部棟および研究施設、図書館にもつとも近接したところに基本施設をもつことが望ましく、その点から現学而館をそれにあてておくべきであると考えます。

- (四) 理工学部は、数学物理学棟の建てかえ、小教室施設の充実および学而館附近の整備ともかかわって衣笠キャンパスの西部にまとめることが望ま

しいと考えます。

- (五) 法学部・産業社会学部は、キャンパスの有効利用ともかかわって、二学部の基本施設をひとつの学舎に収容し、同時に現「研四」程度の大集会室を確保します。その場所はグラウンド西側の空地とし、経済・経営学部ブロックと同規模のものを新たに建設することになります。

上記に述べられているように、理工学部施設の配置案のなかで現在の木造建築物の数学物理学棟の建てかえ理工新館が提起されたが、これらの案をうけて、その後、長期計画委員会では学部基本棟・研究室棟について討議をかきね、昨年一二月の第二次答申のなかでつぎのような考えが提示された。

- (一) 既存の施設の撤去について

すでに撤去方針が決定していると考えられる旧一号館、三号館のほか、学生会館西側の五号館については、少なくとも内部施設は移転することとし、理工新館の計画のなかで収容を考えることが必要となる。土木特殊実験室も移転が必要である。

- (二) 法・産社棟について

中央グラウンド西に予定される法産社棟は、以学館・第二以学館（完成、志学館）と同規模として約五〇〇坪ということになり、グラウンド西側地域の整備・整地を必要とするが、法的・技術的には建設は十分可能である。

なお、この建物には生協大食堂（中央厨房施設を含む）の設置が予定されざるをえず、またその位置から、学生部と、さらに可能なら診療所をも収容することが検討されなければならない。

- (三) 文学部棟について

旧一号館跡に予定される文学部は、撤去される三号館周辺の空地をなるべく広くとることを考慮しながら、可能なかぎり二〇〇坪以上のものとして建設される必要がある。学而館教室施設の昼間利用を合せて文・理工ブロック（Cブロック）の総合的利用の体制（とくに小教室）をめざす。

なお、文学部棟の地下部分は、修学館増築部分と連結して、生協本部・購買・書籍部など生協厚生施設の中心となることが予定されねばならない。

四 学面館を中心とする二部基本施設について

二部の諸機関を中心に具体的な検討がすすめられており、若干の問題点を残しながら基本的な転用計画はつめられてきている。一拠点を契機とする二部教学の前進を抜本的にはかることを内容にしながら、基本諸施設の十分な保障と合せて、近接する文学部棟、法産社棟、あるいは場合によっては修学館増築部分の活用をも考慮する必要があることも考えられる。

なお、基礎工学科をふくむ二部全体の教学環境の改善の観点から、学面館西の空地はできるだけ広く残すことが望ましい。

さらに「理工新館」問題のもつ意義について、つぎのように述べている。

(五) 数学物理学科棟の建てかえの課題を契機とする「理工新館」の問題は、全学的な一拠点課題との関連、そのなかでの理工学部全体の教学改善にもなう施設の保障の課題の提起などの事情で、多方面から多くの検討を集約的に行なわねばならないものとして浮かび上がってきている。とくに年次計画とのかかわりで他の施設以上に緊急な取り組みが要請されてくることにもなりうるので、理工学部を中心にしながら検討をすすめるための適当な組織が考えられねばならない。

なお、年次計画（建設順序）の概略が試案的に出された。すなわち、

第一に、衣笠隣接地域において土地最低二五〇〇坪以上を買収する。

第二に、木造の数学物理学教室の建てかえを含む理工学部新館を建設し、

Cブロック建設の条件を用意する。

第三に、Cブロックを建設する。

第四に、Bブロックを建設する。

四、理工新館問題の提起

以上述べてきたように、昨年度の長期計画委員会は、その第二次答申のなかで、「衣笠一拠点」実現を進めるにあたって、今日の急速に悪化しつつある経済情勢のなかにあつて、本学の財政力量、建設にともなう大学キャンパス内外の公害的状況、また、他の諸施設の建設計画をすすめるための衣笠キャンパス

の整備を早急に行なう必要があるという観点から、年次計画にもとづく基本的な建設計画を立てる必要があることを指摘した。そして第一期の計画として、緊急を要する土地問題の担当と、さらには理工新館の着工と完成をめざすことが必要であるとの考え方を提示した。

本年度長期計画委員会の理工新館特別委員会は、この考えをうけて討議をすすめたが、そのさい考慮すべき基本的問題としてつぎの六つの項目が立てられた。すなわち、(1)数物学科に加えて、現五号館施設、旧一号館および三号館の残存施設の保障、(2)理工学部の使用する小教室の確保（Cブロック全体の問題として）、(3)理工系のとくに実験施設を必要とするサークルボックスの収容、(4)一・二・四・六号館等の既存施設を含めて理工学部全施設の総合的で有効な活用、(5)理工学部学生定員の適正規模とそれに対応する理工学部の教学体制の整備、(6)全学一拠点の完成を中心課題とする本学での財政力量に正しく見合つた建設の規模と内容の設定。

そして本年六月一九日、特別委員会の報告にもとづいて「理工新館問題に関する答申」が行なわれた。

学内理事会は、この答申の趣旨と考え方を尊重し、ここに理工新館問題を、今後の一拠点計画の民主的樹立と一拠点の早期民主的実現という課題の全学的討議のために提起するものである。

施設配置案図 〔資料六七九に収録〕

六八二 民主教育、同和教育の充実発展について ☆

〔一九七四（昭四九）・八・四 学園振興懇談会〕

(2) 民主教育、同和教育の充実発展について

今回の問題（経営学部テキスト問題）は、本学の同和教育、民主教育のおくられた一面を示したものであった。四月開講時、産業社会学部で類似したテキスト問題が発生し、その問題点と解決のあり方については少なくとも大学の各機関で論議されたにも拘わらず、再び同種の問題が生起したことから、おくれ一面として軽く評価してはならない問題であった。

従って批判も当然のことながら、同和教育が何故積極的に取組まれないのか、現在の部落問題及び部落解放運動の諸問題に何故教師は積極的に発言し、正しい方向を提示しえないのか、その原因について論議が展開された。

この論議を通じて明確にされた主要な点は、次の諸点であった。

(一) 民主主義的教育・研究の重要な要として基本的人権・権利を守るといふこと。そして、この基本的人権・権利を守るといふことは次の点の充実によって生かされる。

- ① 問題を主体的に理解すること。
- ② 自らの権利を主張することが仲間の権利を守りえるということ。
- ③ 自らの権利を守るといふ人間が、はじめて人権をはく奪されている部落差別の根源の科学的原因、認識の追求を行なうということ。
- ④ 一人で問題の解決も認識もできない。集团的、共同的に行なうてはじめて可能になること。

(二) 大学民主化、学園民主化の闘いが部落解放の闘いと連帯しうるし、又、していること。

相対的低学費、教育の機会均等、勤労者のための大学教育、小集団教育、厚生政策の充実、学園からの暴力の一掃、等、これらは全て、今日の反動文教政策（差別と選別）に対決する闘いであること。この闘いの前進、確信が

部落問題を正しく理解し共に闘う共通の基盤であること。

(三) 学問的教育・研究にたずさわる者は、何者にも恐れず真理を追求しなければならぬこと。

(四) 以上の基本的視点に立つて、部落問題の独自の研究・教育を遂行すること。

〔一九七四・八・四「学園振興懇談会まとめ」〕

六八三 「衣笠一拠点」実現へむけての討議資料——一九七三

年度長期計画委員会第二次答申 ☆

一九七四（昭四九）・八・三二 立命館（学内）理事会

まえがき

昨年の二月三日、一九七三年度長期計画委員会は「衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画についての第二次答申」を行なった。この第二次答申は、その前文に述べられているように、前回の答申（一九七三・六・九）のいつそのうの具体化をはかるという方向で討議が進められ、その時点での討議の到達点を客観的に集約するという趣旨でまとめられたものであり、衣笠を中心とする長期計画の最終的な具体案を全面的に提示したのではないが、第二次答申を中間的なものとしてまとめることが、本学園の「衣笠一拠点」長期計画を全学的民主的な討議の上になつて具体化するにあたり適切な措置であると、委員会が判断したからである。

このたび学内理事会は、この第二次答申の内容を、全学各機関・各パートにおける「衣笠一拠点」長期計画の討議の素材として提示することにした。それは本年七月三日の学園振興懇談会において、学内理事会からの「理工新館問題」の提起に対して、一・二部学友会、院生協議会、教職員組合など各パートから、その提起が唐突であり、第二次答申とのかかわりが明らかにされていないとの批判が出され、全学的論議の前提としての第二次答申の内容を早急に明らかにすることが要求され、各学部教授会においても、また長計委員会総会においても同様の要望が出されたためである。

学内理事会は以上の批判・要望を受けて、ここに第二次答申の内容を提示することを決めた。すでに第二次答申については、そのなかで、現在必要と考えられる方向をある程度明らかにできるものをふくめて、「衣笠一拠点」問題のわかりやすい説明が必要であると考え、本年一月一日小冊子を作製したが、やはり答申内容をできるだけ全面的に明らかにすることが重要であると考え、

ここに本冊子を作製した。ただし、二部問題については、「二部二講時制」の提起のさいの文書のなかにふれられている点があるため若干の省略をおこない、また財政問題については、今後の一拠点計画に直接かわる点にしばつた。なおお入付として本年六月一九日におこなわれた「理工新館問題に関する答申」を収録した。

一九七四年八月二日

立命館（学内）理事会

目次

まえがき

衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画についての第二次答申

第一 教学本論分科会

第二 二部分科会 「一拠点実現」と二部教学の諸課題について

第三 研究体制分科会 研究体制の整備・充実の方向について

第四 事務体制分科会 事務体制の整備について

第五 施設分科会

第六 財政分科会 本学財政のあゆみと今後の長期計画（建設勘定を中心として）

〈付〉理工新館問題に関する答申

一九七三年二月三日

長期計画委員会委員長 戸木田 嘉久

総長 細野 武男 殿

衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画についての第二次答申

本委員会は本年六月、総長の諮問にもとづき、衣笠を中心とする一拠点実現計画の総論ともいふべき第一次答申をおこないました。その後、第一次答申をさらに具体化する方向で、委員会総会および教学本論分科会、二部分科会、研究体制分科会、事務体制分科会、施設分科会、財政分科会で慎重に討論をかきねてきましたが、ここに第二次答申がまとまりましたので、提出いたします。

第二次答申は、第一次答申の一層の具体化をはかるという方向で討議をすすめ、本委員会として、現時点における討議の到達点を客観的に集約するという趣旨でまとめたものであり、一拠点を中心とする長期計画の最終的な具体案を全面的に提示したという性格のものではありません。したがって、本答申にかんしては、各部門の相互間において、また、各部門において提起されている課題相互間において、その討議の到達点に精疎の差があるだけでなく、重要課題について討議が未了の部分もふくまれています。にもかかわらず、本委員会としては、現在の段階で、第二次答申を中間的な性格のものとしてまとめることが、長期計画を全学の民主的な討議のうえにたつて具体化するにあたり適切な措置であると判断いたしました。学内理事会として、この趣旨を十分に生かし本答申を運用されることを期待いたします。

なお、さらに付言すれば、学内理事会として、本答申の全面的な検討のうえにたつて、とくに施設、財政に関する答申部分に関しては、長期計画の一環として七四年度実行に移すべき具体的課題について確定し、早急に大学機関としての討議手続きを明確にされる必要があると判断いたします。

第一 教学本論分科会

I はじめに

本学は戦後一貫して、日本国憲法・教育基本法にもとづき、国民の「学ぶ権利」に應えて相対的低学費を堅持するとともに、平和と民主主義を理念とした、大学における国民教育の創造と、「国民的課題にせまりうる研究」の創造と普及に努力することを基本的目標としてきた。この基本的目標は今後とも「衣笠一拠点」の実現のなかでも追求され、一拠点実現後もひきつづき追求されねばならない課題である。

このような教学（教育・研究）のあり方について、一九七一年三月、大学協議会文書「立命館大学教学の現状と課題」は、各学部・各研究科の教学目標を「専門領域にかんする基礎的な知識と技能を習得させて、広い総合的な視野から現代社会の諸課題に共同して立ち向かう、自主的・批判的かつ創造的な力量を備えた人材を育成する」ことにおき、小集団教育、一般教育、専門教育、外国語教育、保健体育教育、教職課程教育、二部教育、大学院教学などの本学教学全般にわたるあり方、およびそれらを支える諸施設・設備と教職員の研究・労働条件ならびに教学体制などの全般にわたつて、今後の方針と課題を提示した。

今日、「衣笠一拠点」の実現過程および実現後の本学教学の全般にわたる改革と発展を期するにあたつてふまえねばならない視点と方向は、基本的には上記大学協議会文書において提示されているが、さらに、急激に進行する私学危機を克服し、政府・文部省の貧困で反動的な文教政策・大学政策に対抗しうる力量を強めるために、本学は学生・院生・教職員の勉学・研究・労働にわたる実態を正しくとらえ、戦後二十数年の歴史のなかでつくりあげてきた民主的体制のよりいっそうの強化をはかるなかで、教学内容・条件の改善にむけての具体的課題を実現していく努力をつよめていかなければならない。

II 本学における教学理念および内容の歴史的展開

(1) 平和と民主主義を理念とする大学における国民教育、「国民的課題にせま

りうる研究」の創造という本学教学理念とその内実化のための取り組みのなかで、すでに一九五七年の「十二月原則」をうけて一九六〇年一月、学園の民主化と、国民的要請にこたえる大学をいつそう発展させるための長期的計画の策定をふくむ学園運営体制の強化、学園振興懇談会の設置、二部教学の改革などをはじめとする「新十二月原則」が全学的に確認された。この「新十二月原則」は、教学と経営の統一、全学的視点にたつての教学の推進をめざし、以後の教学内容自体の点検とその具体化への出発点となった。その後一九六一年には、教学の「現代化・総合化・共同化」という理念と方向がうたてられ、国民教育の目標として、憲法・教育基本法にそつた教育がかかげられ、また具体的につくりあげようとする人間像として、「現代の社会的現実の中にあつて、歴史的展望をもち、いかなる場合においても希望を失わず、創造的人間、力強く生き抜くための知力、実行力、体力をもつた人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようとする人間」をめざしたのである。

- (2) 一九六三年にはいり、従来までの「学園振興五カ年計画」のもつ問題点にたいするきびしい批判と反省のうえにたつて、あらたに「学園振興基本要綱」がうちだされ、今後の教学上の課題として、①国民的要請にこたえる教学の具体的追求、②「現代化・総合化・共同化」の課題の具体的検討、③一般教育の検討を軸にした教学体系の改革、④小集団教育の確立、⑤二部教学の改革、⑥教職員の充実、施設設備の整備・充実、などがかけられた。そして全学協議会におけるこの要綱の討議のなかで、今日の大学の危機は、中心的是には教育・研究の危機としてとらえねばならぬこと、そして、危機克服の方向として、国民教育の立場と「現代化・総合化・共同化」の方向によつてのカリキュラム、学部・学科・専攻、大学院制度の再検討、とくに、一般教育の検討を軸にした教学の体系的施策、小集団教育の確立、二部教学の推進が確認された。以上のなかで、具体的施策として的小集団教育とくに一回生プロゼミ（基礎演習・研究入門）を設置したことは、その後の教学改善の運動を定着させ発展させていく上で重要な契機となった。

- (3) 一九六〇年代後半から七〇年代にかけて政府・文部省の文教政策は憲法・

教育基本法を空洞化する形で、より反動的な性格をつよめ、また「学園紛争」の「正常化」をはかるといふ口実のもとでの「大学の運営に関する臨時措置法」、また教育と研究の分断、大学間の格差の拡大、産学共同などをめざす大学制度の再編（いわゆる筑波大学構想）がすすむなかで、本学は六八―六九年の「学園紛争」を教職員・学生をあげて克服し、民主化をおしすすめるなかで、全学の力に依拠して教学改革と大学改革にとりこんでいった。そして一九六九年度に「大学改革のための討議資料」（一、二）を発表し、総長選挙規程の改正と学部長公選制度を実現し、さらに一九七〇年度にはいり「立命館大学の改革についての答申」がおこなわれ、この年の学費改定をめぐる全学的論議をふまえて、一九七一年三月大協文書が出されるにいたつた。そして「ふたたび学園の現状と課題について」（一九七〇年一月）のなかで、教学上の基本課題と重点的任務※がうちだされた。

※ 教学上の三つの基本課題

- ① 本学教学の内容と条件にわたる実態の十分な把握と、実態をふまえた教学改善の計画的推進をはかる。
 ② 本学教学の充実改善を阻んでいる責任が根本的には国の政策にあることを明らかにして、①の努力とともに、国に正しい大学政策・私学政策をおこなわせる努力をつよめる。

③ 本学の戦後の伝統を正しく評価し、発展的に継承することにつとめる。
 この③に関しては、三つの教学方針の柱、すなわち、①国民教育の立場での現代化・総合化・共同化、②小集団教育の確立、③学生の勉学上の自主性を正しく伸ばすこと、について、これらを本学の長い教学経験がうみだした理念として積極的に評価・継承することが重要な課題となる。
 教学上の六つの重点的任務

- ① 実態にたつた小集団教育の改善をはかること
 ② 小集団万能におちいらないうで全教科・学部カリキュラム全体の改善をはかること
 ③ 教科打合せ会議や共同研究、その他教員ならびに職員との共同化の促進
 ④ 教学諸条件の重点的改善

① 現代化・総合化・共同化をより実りあらしめるものとしての一拠点の早期実現

② 教学施設・設備、学生の厚生施策における改善・充実

③ 教職員の過重負担の緩和・解消

④ 教学条件を規定するものとしての学部規模の検討

⑤ 既存の学内諸機関の民主的運用、五者会談の学部協議会への制度的強化

⑥ 大学自治擁護と公費助成大幅増額運動の推進

Ⅲ 教学の現状と基本課題

(1) 以上のべてきたような、一九六〇年代以後の本学教学改革の取り組みの過程のなかで、教学の基本理念としてかけられてきた「現代化・総合化・共同化」と「国民的要請にこたえる教育・研究」は、多くの問題点もちながらも、しだいに具体化され内実化されていった。この理念の具体化・内実化は、とくに六〇年代半ば以来顕著になっていった文教政策の反動化への全学あげての対決と、私学危機克服へのきびしい論議と実践をめざしての教職員・学生の教学への取り組みによってはじめて可能となったものである。本学がめざす教学上の三つの目標に即して、現在におけるその到達点と問題点は次のごときものである。

① 小集団教育を軸とする教学の充実・改善という課題に関しては、その系統的確立がおこなわれ、小集団教育の発展をささえる諸条件の改善がおこなわれた。しかし、二年制ゼミの問題、クラス定員の問題、低回生クラスにおける指導性と自発性のかかわり、横断クラス制としてのヨコの関連、学生のサブゼミ等の場の整備など、今後早急に論議をつめ、解決しなければならぬ問題がある。

② 学生の自立的・自発的・集団的学習の前進はとりわけ七〇年代にはいつていじむるしいものがある。そのことは小集団教育の発展を支えるものであるばかりでなく、ゼミナール大会、インターゼミ活動、学部学会活動の基礎ともなっている。しかし学習上の阻害要因のあることも無視すること

はできない。

③ 各学部を中心とした、また人文科学・理工学研究所を中心とした共同研究は着実に前進している。とくに人文科学研究所における課題別研究会は最近急速なもりあがりを見せている。しかし、まだ、これらの共同研究を支えるべき個人研究の研究条件には解決すべき多くの問題をかかえている。今後、本学教学の前進にとって追求すべき重点的課題としてあげるべき点は、次のごとき点である。

① 教育・研究の内容の現代化の推進。一九六一年七月の「新学部設置問題についてのまとめ」のなかで、「従来の教育・研究の一つの弊害は社会的現実からの遊離であったが、そこから教育研究の形式化が生まれた。この弊害を取り除くためには、教育・研究の現代化が必要になる。現代化をはかる方法には、将来に生きる学生の諸要求に答えること、また現代の問題は何かを意識することがあげられる」と述べられているように、現代化とは、まさに、近代をのりこえる歴史的展望にたち、現代社会を批判的に克服する実践的立場から、研究課題を設定し、その追求をはかることである。われわれは、とりわけ国際的・国内の状況を正しくふまえて現代とは何かを明らかにし、もって教育・研究の現代的課題についての認識をふかめ、現代化をさらにおし進めることが重要であると考える。

② 基礎的学力の養成。三・四回生ゼミにあらわれている学生の勉学実態から低回生時の基礎学力の育成の弱さが問題となっているが、各学部における教学目標とのかかわりで、必要とされる基礎学力の内容を明らかにするなかでカリキュラムの検討をすすめることが必要である。なお、科学的基礎概念づくりの段階を重視し、現代学生の多くがもっている問題意識の整理のなかで必須となる概念から、より基礎的な概念獲得への指導がおこなわれねばならないであろう。

③ 集団主義教育の前進。集団学習はあくまで自らの学習を基礎とし、自らの学力の向上をめざすものであるが、集団づくりは、教員の側の集団的研究・教育への取り組みと学生全体の民主的集団活動（自治活動・学会活動・サークル活動など）に直接・間接に支えられた体制的な支えが必要で

あり、そのなかで、全教育をつうじての集団のもつ社会的意義の理解と、その学生生活や学習での必要性の強調、および小集団教育をつうじての具体的訓練と経験の積みあげが必要である。

- (3) 一九七三年六月に発表された学内理事會文書「衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画について」は、その冒頭で、「衣笠一拠点」実現の目的として、本学が二拠点にわかれている現状から、教学・課外活動の全般にあらわれている分断と重複、学生・教職員の日常的交流の欠如からくる意志統一の困難性、大学全体の管理・運営における困難と財政上の無駄、ならびに、広小路キャンパスの老朽化と狭隘さから、当面する教学上、労働条件上の諸要求にこたえて、勉学・研究・労働条件を改善することの困難さを解決することをかかっているが、「衣笠一拠点」実現の目的は、何よりも、本学における教学の今日の到達点をふまえ、さらにいつそう教学の内容および体制・条件を改善し、それによって、真に総合大学としての内容・体制を確立することにある。一拠点実現の教学上から見た積極的意義は、一九七一年の大協文書が指摘するように、「教学の現代化・総合化・共同化の視点に立って、教学上の諸課題を具体化し、総合大学としての教学上の機能を十分に發揮させるための教学諸条件をととのえるものとして、衣笠一拠点の早期実現が必要である」ということにある。

IV 教学諸分野における課題

(1) 小集団教育

一九六三年度の全学協議会で一回生プロゼミの設置が確認され、六四年度より実施されて以来、これを土台として二回生講読、三・四回生ゼミを結びつけ、小集団教育の体系化が追求され、七〇年度には小集団教育体系が制度的に確立された。そして、この間、クラス補助金の支給、クラス連絡板、クラス・ロッカーの設置、学生センター、学会・サークルボックスの改善などがおこなわれ、また学部によってプロゼミ共通教材の作成がおこなわれた。その成果として①学生の自主的・集团的学習の前進がみられ、②学生・教員双方の側における経験の交流と討議の積みあげにより、学部における教学上

の課題が明確になり、小集団教育を軸とする学部教学の改善が進み、③また、学生の実態・要求の直接的な把握が可能となり、また教員と学生相互間の意思疎通がすすんだことは、一般教育・専門教育の内容の改善と系統化を追求する上で大きな助けとなった。

今後の改善の方向としてとりくむべき課題は

- ① 小教室の教室条件の整備・充実
 - ② クラス定員の縮小
 - ③ 二回生講読の検討
 - ④ 二年制ゼミの検討
 - ⑤ サブゼミなど集团的学習の場の保障などである。
- (2) 専門科目
- 専門教育にかんする全面的な再検討は一九六三年以来、「国民教育の立場にたつて教学の現代化・総合化・共同化」の方針にしたがって継続的におこなわれてきた。そして七一年三月の大協文書で、つぎのような教学改善の今後の課題が明示されたが、それは今日の時点においてもなお追求されねばならない課題である。
- ① 衣笠一拠点による総合大学の機能を生かすものとして、学部間の開かれたカリキュラムの追求、すなわち、現代化と総合化との関連、共同研究体制との関連、学生の自主的かつ進取的勉学との関連
 - ② カリキュラム改革の方向としての集約化の追求（講義内容の重複をなくす整理統合、回生別の系統履修、カリキュラムの系統化）
 - ③ 小集団教育にたいする大・中教室講義の意義づけの明確化
 - ④ 基礎学力養成の重視（基礎科目および基礎理論）
 - ⑤ 現代化・総合化・共同化の課題をさらに追求し、現代的課題を正しくとらえたカリキュラムの検討。なお、学部教学の改善をはかるために
 - ⑥ 学生の自主的な系統履修を援助するための条件および体制の保障（履修モデル・講義要項・学習基本図書リストの作成など）
 - ⑦ 学部教学と図書館の設備との関連の追求

- ⑦ 過大講義をなくすための努力の継続
- ⑧ 教員の共同化の促進
- ⑨ 外国語教育

③ 本学における外国語教育の理念と位置づけについては、およそ次のように考えている。

① 外国語教育は「広い視野をもつ全人格的な人間形成の場としての大学教育」において、その重要な一環である一般教養の教育（広義の一般教育）をになうものである。

② それはまた、本学の学部教学の軸としての小集団教育体系の重要な一環をになうものである。

③ しかしながら、上記①②は並列的にあるのではなくて、外国語教育の本質は言語教育であり、言語および言語教育のもつ意味が必然的にそれを一般教育・小集団教育の一環たらしめているのである。

④ 以上のような外国語教育の理念を具体化し生かすために、その内容・条件・体制面においてさまざまな改善を重ねてきた。すなわち、

① 教材、授業方法、評価方法などの工夫改善と経験の交流、共同研究の推進。

② 第二外国語の増単位（七二年度より六単位）。

③ 二部外国語教育については、勤労学生を対象とした大学教育としての二部教育のなかで、外国語は英語八単位のみ必修で、その他外国語については随意選択制をとっているが、外国語教育の理念を具体的に二部に適用し、その内実化をはかっていくに当っては、きわめて多くの障害をかかえているのが現状である。二部協和外連協を中心にして、外来講師もふくめた担当者会議などで経験の交流をはかっているが、さらにいつそうその努力をつよめる必要がある。

④ 再履修クラス問題。この問題は基本的には大学教育全体の問題、あるいは外国語教育の正常クラスの改善のなかでしか解決しない問題である。しかし、だからといって現状を放置するのではなく、学生の積極性・自主性を育て、ひとりも落伍者を出さない教育をめざして、さまざまな具体的な

方策をたてねばならない。

⑤ 視聴覚教室。外国語教育において視聴覚的方法が重要な要素をしめしている以上、一定規模の視聴覚教室をもつ必要がある。また学生の外国語学習への自主的態度にこたえ、それを施設面でも保障するものとして外国語の自習室を将来考える必要がある。

⑥ 教員の共同化と研究・教育条件の改善については、

① ここ数年間の若干の定員増、持時間減、時間割編成の改善、外連協体制の一定の前進などによって、共同研究の体制は着実に前進しているが、現状ではその必要性にこたえうるものにはなっていない。

② 共同研究をふくめて教員の研究・教育条件を改善することが外国語教育の改善のために当面緊急である。

③ 外連協体制の強化。

④ 保健体育教育

本学保健体育教育は、その基本的視点を、①学生の全面発達への寄与、②学生の科学的思考力の育成、③集団主義教育の育成、においている。本学保健体育教育はこの基本視点にもとづき、一九六四年の全学的な教学改善の提起以来、逐次その改善をはかってきた。保健体育講義は国民の健康問題や体育・スポーツの大衆化（民主化）にかんし、現代的課題にこたえる見地から、学生の科学的思考力を育成しようとするものである。その実現をはかるため、教室員の共同研究を基礎とした統一講義案を作成した。また講義方法についても部分的ではあるが視聴覚器材の利用、テストとレポートの併用等、一定の努力をこころみている。しかし、これらはいずれもまだ不十分であり、とりわけ講義内容についてはさらに検討をすすめなければならぬ。そのためには、個人および共同研究のいつそうの推進が必要である。

体育実技は、講義との有機的関連をはかりつつ、運動技術の獲得を追求するなかで、学生の心身の発達を促進し、将来、体育・スポーツの大衆化の先頭にたつて活躍できる実践力、組織力を学生にもたせることをねらいとしているが、教員の意図や努力にもかかわらず多くの不十分な点をのこしている。それらの問題点を列挙すれば、つぎの点である。

- (5) ① 定時コース ② 女子体育クラス ③ 養護体育クラス ④ 再履修クラス
 ⑤ 二部体育 ⑥ 選択コース ⑦ 正課体育と課外体育 ⑧ 研究体制
 二部教学

一九六三年「二部対策要綱」が確定され、以後一〇年のあいだ二部教学は「勤労者を対象とする大学教育」として明白に性格づけられ、二部協議会・同事務室を中心に全学の二部関連体制がととのえられてきた。この間、教職員・学生、その他の大学関係者のそれぞれの立場からする創意と努力によってなしとげられた成果はじつに数多い。しかし、同時にその間、予想をはるかにこえた社会経済条件の大きな変動と政府の私学政策によってもたらされた学園内条件の相対的劣悪化と力量不足のために、多くの課題がなお残されており、さらに新しい課題が提起されている。

二部教育がおかれている条件は、学内外において今日ひときわきびしいものとなっている。それは、いわゆる「中教審路線」に端的にしめされている文教政策、勤労学生の労働・生活と勉学条件の劣悪化、および教職員の研究・教育・労働・生活条件の逼迫などの要因によってひきおこされている。

このような二部教学の全般的な状況と、とくに本学二部教学改革の経過と現状をふまえて、二部教学上の課題の一つ一つを検討し、その改善・充実に方向および施策をたてるのが今日客観的にも要請され、その必要性がひろく認識されている。しかし、それらのどの一つをとあげても、相互に条件となりあい関連し合っており、その根底には、現在二部教学をとりまいていゝるさまざまな条件——勤労学生の勉学・生活条件の重さと困難さ——が大きくよこたわっており、他方では、教職員の研究、教育条件の不十分さ、労働・生活条件の悪化がうたがいもなく存在している。

したがって、二部教学を守り発展させるにあたっては、なによりもまず、それぞれの課題を学内外の全体の状況と条件とのかかわりの中で正しくとらえ、その性格をみきわめつつ、その根底にひそむ問題に基本的な視点をあて、抜本的な改革の軸を全学的討議のなかでつくりあげることによって、具体的な課題を整理し位置づけ、改善の方途を見出すことが二部教学全般をあたらしく構築するためのかなめである。その基本的視点は、

- ① 「中教審答申」「筑波大学」の路線にみられるような、「勤労者を対象とする大学教育」の軽視、さらには切り捨てにつながる文教政策に抗して、大学にたいする国民の期待と要請、とくに勤労者の大学教育にたいする期待と要請にこたえる立場を堅持する。

② 一九六三年「二部対策要綱」にしめされた理念と基本方針をうけつぎ堅持しながら、現代的課題と現代的視点にたつた教育・研究の内容と体系をいっそう豊かにまた明白にする。

③ 同時に、二部教学体制を抜本的に改革し、二部関連部課の体制をあたらしく改組して、二部教学の諸条件をととのえる。
 などにおかれるべきである。

(6) 大学院教学

本学における大学院の位置づけおよび教学目標については、一九六三年「大学院充実についての基本的考え方」、六五年「大学院問題対策に関するメモ」、六九年「大学院研究科の改善の方向」、七二年「大学院の将来計画にかかわる基本的視点」などの文書のなかで次第に明確にされてきた。すなわち、大学院は学部教学の充実の上にとち、学部・大学院相互の教育・研究の発展に寄与し合えることが期待され、その目的を修士・博士両課程をつうじて「民主的研究者の養成」におき、この趣旨にそつて入学者を厳選しつつ、修士・博士両課程のゆるやかな一貫性を保ち、院生相互間の研究の共同化をめざし、複教教員による共同指導体制をとつてきた。

本学がかかげている大学院制度の理念・目的・位置づけに対して、今日政府・文部省がすすめるようとしている「大学院制度の改善」は教育・研究の多様化に対応するという名の下に、学部と大学院を分断し、修士・博士両課程を切りはなし、産学共同という産業界の要請にストレートにこたえる社会人を養成しようとするものであり、このような中教審構想に対決することのできる力量を、学部・大学院・教職員組織をふくめて強化することがきわめて重要な課題である。そのための当面の課題は次のごときものである。

- ① 研究指導体制の強化と確立。
 ② 院生の共同研究、教員の共同研究、および院生・教員間の共同研究を軸

とする共同化の推進。

- ⑧ 隣接諸科学の分野との、専攻のわくを越えた緊密な共同・協力の体制の実現（各研究科における「開かれたカリキュラム」、各研究科の相互交流、共同の研究テーマの積極的な設定）。

- ⑨ 学部におけるゼミ・学会・ゼミナル大会、その他、自主的学習・研究への院生・教員の積極的な協力の推進。

- ⑩ 研究条件・生活勉強条件の改善。

- ⑪ 博士課程未設置の専攻における設置条件の追求。

- ⑫ 教員負担の軽減のための努力。

(7) 図書館

大学の教育と研究において、図書館はきわめて重要な一翼を担っていることとは言うまでもないが、本学における図書館には、なお改善しなければならない多くの問題点を残しており、本学の教学の改善がたゆみなく進められており、さらに教育・研究の諸条件もたえず変化し発展しているのに伴って、図書館としても、それを敏感に認識し、図書館のあり方、業務の自身を検討し、それに対応させていかなければならない。

図書館が大学のなかで果すべき機能としては、①文献資料の利用とその情報提供の効果的な方法を追求し開発すること、②付属図書館では、主として学生の学習活動を援助する学習図書館としての役割が重点となること、③同時に、教員の研究・教育活動にも積極的に協力すること、があげられるが、やはりとくに重要なことは、学習図書館としての役割をどう果たすかということであろう。

- ① 各学部の教学内容（カリキュラム、講義内容、ゼミの内容など）に適合した図書・文献のいっそう計画的な収集。

- ② 小集団教育に対する図書館の施策の追求。

- ③ 利用面での改善は、昨年以來、利用時間の延長・試験期における日曜開館などが実施されてきたが、さらに窓口指導を日常的に強化して、学生にとって図書館の内容を魅力あるものに充実させていくこと。

- ④ 学生の自主的・集団的学習の高まりに対しての施設面での改善・整備。

なお、衣笠一拠点実現の計画を策定するに当って、書庫の増築、図書館三階の施設、研究室棟との関連などについて具体的な計画を検討しなくてはならない。

(8) 教員の研究条件と共同研究体制

教員相互の共同研究はすでにふれたように、学部・外連協・体育・人文研・理工研などにおいて最近とくに進展をみせているが、さらに大学として共同研究さらには総合研究をすすめるための体制をどのように強めていくかが課題であるが、そのさい重要なことは、共同研究を保障するための諸条件をどうつくっていくかであり、また共同研究を支える基礎としての個人研究の発展のための研究・労働条件の改善がきわめて重要である。

第二 「二部分科会」「一拠点実現」と二部教学の諸課題について

I はじめに

一九七三・六・二三 立命館(学内) 理事会による「衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画」が全学に提示され、これをめぐってこの間、全学の論議が展開されてきている。

とりわけ、これらの論議のなかで、一拠点実現と二部教学にかかわる諸問題は、現在の二部教学をとりまく全般的な諸情勢のなかにあつて、その矛盾を克服し、そのなかから新たな二部教学の発展をめざそうとする教学課題のうえにおいて、また、二部学生の勉学・生活条件の諸問題とのかかわりのうえにおいて、きわめて重大な影響をもつものであり、したがって一拠点問題の民主的な解決の成否は、いわばこれら二部教学の諸課題をこのなかでどのように正しく位置づけ解決していくのかということによって、その真価が問われるものであるといつて過言ではない。

この意味で、一拠点問題をさらに全学の討議のなかで深め、推進するためには、全学が二部問題を正しく理解し、その発展の方向をみさだめ、そのための諸条件を実現する確固たる基盤を一拠点実現のなかにつくりだすことが重要であらう。

II 二部教学をとりまく全般的情勢と、そのなかで二部教学を守り発展させる基本的な視点

(1) わが国の大学教育としての二部教育は、わが国の高等教育機関の多くが歴史的に「国家須要の人材」の養成にその目的が注がれたのに対して、ひろく国民とくに勤労に従事する国民にたいして大学教育の門戸を開いたものであるという基本的な性格をもっている。本学が明治三年、夜学校「京都法政学校」を開学したのもこの精神にほかならない。

しかし、戦後の憲法と教育基本法にもとづく教育改革は、大学教育をひろく国民的教育の場として位置づけ、その門戸を解放したことから、大学進学

者が急増した。このような状況のもとで、これに因應すべきわが国の文教政策の貧困は、その矛盾を私学におおいかぶせ、私学はまたその矛盾を学生数の増大によって糊塗するという矛盾をくり返すなかで、大学における二部教育——とりわけ私学における二部教育は本来あるべき「勤労者を対象とする大学教育」としての場を放棄し、学生数急増対策の場としてすりかえるという現象を生みだし、このことによって逆に勤労学生に対する門戸をとざすという結果をもたらした。

(2) 現在、わが国の大学で二部教育がおこなわれているものは、四年制大学においては三八二大学のうち六〇大学、その学生数一三万三千名、これに短期大学におけるものを加えると、実に四〇万に及ぶ学生が二部教育をうけていとされているが、これらの実状は、その八〇%が私学においてなされているということともあいまって、さきにもべた戦後のわが国の大学教育の全般的な状況——とりわけ私学の矛盾のなかで、その多くが勤労者を対象とする大学教育の理念を変質させ、単なる「第二学部」として存続させられている。(3) このような状況のもとで、二部教育をとりまく情勢はさらにきびしさの度を加えている。その第一は、「中教審」路線を中心とする文教政策の圧迫である。

わが国の二部教育が、文教政策の貧困のもとにその矛盾を深め、困難な中におかれているにもかかわらず、「わが国第三次の抜本的な教育改革を構想する」といわれる今次「中教審答申」は、このような二部教学の現状に一切目をつむり、また、その意義と役割をそらしながら大学制度のわく外におこすとすらしめている。このことは、この「中教審路線」を實際にわくづけてくる私財法その他諸制度の運用において、二部を併設している私学が結果として不利をみるような現実としてすすめられている。

第二には、現に二部に学び、また、将来に進学を志望している勤労学生生活・労働条件を通してあらわれてくる勉強条件の圧迫である。

いわゆるわが国の「高度経済成長」は、広範な勤労者に対する低賃金と労働強化という合理化のもとですすめられ、そのひずみはとりわけ若年勤労者の条件のなかにきびしく反映している。二部協議会が毎年度実施している「二

部学生の勉学・生活条件に関するアンケート」調査においても、このことが明らかにしめされている。第Ⅰ講時や第Ⅲ講時における受講者数の減少、学習時間の不足、単位履修状況の低落、卒業率の低下、退学者、除籍者の漸増等がこれらを主要な原因としている。

第三には、このような困難な諸条件のもとで、かろうじて二部教学を支えている教職員の教育・研究・労働条件の劣悪化である。本学教員の一名当りの学生数負担は七四名に達し、また職員一名の学生数負担も七八名となっている。このことは他の私立大学の二・四倍、二・八倍に相当する。(一九七二年度「私学白書」) また、教員の授業担当時間も、その責任時間に対し一・五倍の一二時間が恒常化され、数クラスの小集団教育の担当をはじめとして多種類の講義を受持つという過重な負担となっている。また、同時に本学における二拠点の弊害は、さらにこれら教職員の研究・教育・労働条件をよりいっそう困難なものとしている。

(4) しかし、二部教育がこのような困難なそとてきびしい状況のもとにおかれているにもかかわらず、国民とりわけ勤労者の大学教育をうけようとする要求は増大している。本学二部の入学志願者のなかに勤労学生がしめる比率が年々増加していることはこのことをもつとも端的に示している。

(5) 以上のように現在の二部教学がもつ状況のもとで、われわれが今後さらに「勤労者を対象とする大学教育」としての二部教学を守り発展させる諸課題をすすめるためには、国民の、とりわけ勤労学生のおかれている社会的存在のなかからでてくる大学教育への要求を正しく受けとめ、この要求に依拠しながら「中教審路線」に対決し、真に憲法と教育基本法にかかげる国民的教育の方向のもとでの二部教学の発展を期することである。

二部教学のおかれている諸条件がきびしいものであるだけに、なおそのきびしさの根源と本質を正しくみきわめ、そのきびしさの中から求められてくる国民の二部教学に対する要求を全学の結集した力のものでしっかりと守らねばならない。このことはひとり二部教学の課題のみならず、ひいては一部教学をふくめて本学教学を守り発展させる大きな原動力となるものであろう。

Ⅲ 二部教学の到達点とその現状

(1) 本学二部は、本学が一九〇〇年(明治三十三年)京都法政学校として創設されて以来、勤労者を対象とする夜学校を軸として発展してきたというすぐれた伝統を受けつぎ、今日に至っている。

以来、七十余年の歩みのなかで、本学二部教学はつねに社会の要請に応えながら、その役割を果たしてきた。とりわけ戦後の平和と民主主義を基調とする教学理念のもとに培われた多くの二部卒業生が、現在わが国のあらゆる分野で、とりわけ地方自治体や教育界において、また労働運動や民主的な諸運動の分野において、つねにその平和と民主的な発展のための大きな推進力となっていることこそ本学二部の果してきた大きな社会的役割であり、かつ本学二部のみが果したものであろうと考えられる。

(2) しかし、このようなすぐれた歴史と伝統のもとで発展してきた本学二部も、戦後の急激な社会的変動のもとで本来二部教学の対象たる勤労学生の入学が減少し、文学部や理工学部においては数名の入学者をみる学科や専攻が出現するという事態にたいたった。また、他の学部においても、本来の勤労学生は減少し、かわって、一部に入学を志望するものが二部に廻って入学するという、いわば「二部廻り」の入学者が七〇%以上を占めるという状態が生じ、このことによつて、本学が開学以来守りつづけてきた勤労者のために開かれた大学教育としての二部教育は、その存続にも及ぶ危機に直面した。

(3) 一九六三年「二部対策要綱」は、今日における大学教育の危機が貧困で反動的なわが国の文教政策にその根源をもち、すぐれて教学の危機としてもたらされており、とりわけ私学においてはこれが経営上の矛盾とむすびついて進められているという現状の認識にたつて、本学の教学をこれら反動的な文教政策に対決し、真に国民が要求する大学教育の創造と発展の方向を見定める全学討議のなかで、「学園振興基本要綱」の一環として、国民的要請にこたえる大学教育—とりわけ二部においては「勤労学生を対象とする大学教育」としての二部教育を確立するというものであった。

(4) このような「二部対策要綱」にもとづいて、本学の二部改革は、まず、第一に、私学への矛盾—とりわけ二部教育への矛盾をたちきり、「勤労者を

対象とする大学教育」としての二部の確立。第二は、その教育対象たる二部学生に適合する教育の内容・体制を整備し、そのことを進めるなかで教育の現代化・総合化・共同化を前進させる。第三には、一部教学とは相対的に独自性をもつ二部教学に対する責任体制を整備・強化することであった。このことは、わが国の各大学における二部教学が前述のような現状にあるとき、あくまでも勤労者に対する大学教育の機会均等を保障し、現在の社会下における勤労学生の要求に対応した二部教学の創造をめざすという点では全国的にも重大な意義を有するものであった。

(5) 具体的なとりくみとその到達点

① 二部学生確保について

二部教学の主たる対象とする勤労学生の確保は、六三年二部改革の中心的な課題であり、このための実現のために努力が積み重ねられてきた。すなわち、これらの軌跡は、一・二部併願制度（一部出願に際して、自動的に二部併願ができる）の廃止、転部制度の廃止、定時制高校への働きかけと導入への努力、有職者に対する特別措置の実施等により、現在では二部全学部五、三〇〇名の学生のうち八三%をしめる勤労学生を確保するという前進がはかられてきた。

しかし、この反面、最近の志願者状況にみる入試成績状況の低下や、このことよって現象している理工学部入学者数の減少傾向は、現時点で改めて勤労学生確保の問題を再検討する課題を与えており、このためには再度「勤労学生を対象とする大学教育」とは何か、その内容はどうか、そして、それに適合する入試制度その他勤労学生確保の諸施策のあり方を考えなければならぬ。

② 二部カリキュラムの抜本的な改革と、小集団教育を中心とする教学体系の整備改善について（略）―昭和四八年度二部調査委員会報告参照―

③ 二部学生の勉学条件の保障と整備について

一九六三年「二部対策要綱」は、勤労者たる二部学生に適合した教育を確立するために教科の改編とともに、その勉学諸条件の保障と改善のための配慮が必要であるとしており、二部対策の重要な柱とされてきた。

今日の二部学生の勉学条件をとりまく最大の問題は、昼間は勤労し、夜間に勉学をするという極めてきびしい条件のもとでの、時間的な制約の大きさと、生活・健康管理の不安であろう。

第一の時間的な制約からくる勉学条件への圧迫は、二部協議会がこの間行なってきた毎年度のアンケート調査からみた実態がこのことをしめしている。すなわち、出席状況の不安定、第Ⅰ時限・第Ⅲ時限への出席率の低下、予習や復習時間の短縮、小クラスやゼミへの準備不足、課外活動の不活況等、二部教学全般の諸問題のなかにあらわれている。

さらに、この時間的な制約に加えて二部学生の勉学条件をおびやかすものに生活・健康への不安がある。同じくアンケートの「四カ年の大学生活を送るうえで何が不安か」という設問に対して、二部学生の多くは第一に勤務と学業の両立の問題を指摘し、また同時に健康が維持できであろうかという危惧をいだいている。

われわれは、このような二部学生の実態のうえにたつて、その勉学条件の保障・整備の重点として、第一に、二部学生の時間的な制約からくるさまざまな勉学条件の改善をはかり、第二に、二部学生の健康管理、医療対策をふくめた厚生施策の充実においてきた。すなわち、第一の課題では、二部学生の実態から、二部学生の自主的な学習・研究活動をふくめた勉学の場が主に大学内におかれており、そのことから、図書館の開館時間の延長、日曜日・祭日開館、をはじめとして学生センターや学生共同研究室・自習室の要求、さらにはサブゼミ等を保障する教室への要求等がだされてきている。また、第二の問題では、診療所の診療時間の延長、診療科目目の増加、二部学生の実態に応じた健康管理ならびに指導・啓蒙、スポーツ活動に対する施設、時間の保障、さらには通学条件に適した下宿、学寮への要求等がだされてきている。

大学はこの間、これらの要求に応じて現在の二拠点の現状のうえでも可能なかぎりの努力がはらわれ、

- ① 図書館の開館時間の延長および試験期間中における日曜日開館の実施。
② 学生センターの整備、自習室の増加、学生共同研究室の設置。

① 診療所の時間延長、健康相談日の設置。

② スポーツ活動に対する一定の施設・条件の確保。

③ 二部寮の設置。

④ などが実現した。

しかし、これらの改善の努力も、これに應えるべき教職員の人的確保や労働条件、さらには狭隘な施設・設備条件によって、必ずしも二部学生の要求に全面的に應えきれているということにはなっていない。

従って、われわれはこのような問題からも、一提点の実現によって、これらの問題を、さらに可能なかぎり改善することのできる条件をつくりだそうとするものである。

④ 二部教学を支え、発展させるための責任体制の整備強化について

六三年二部改革に伴って整備された二部教学を支える責任体制は、教学責任機関としての二部協議会と二部事務室の設置、さらに関連諸部課の二部体制である。

(イ) 二部協議会

二部協議会は、大学における教学の責任機関が基本的には各学部教授会におかれることを基礎として、しかし、一部とは相対的に独自性をもつ二部教学の運営を統一し、二部教学の執行と推進に責任を有する機関としておかれた。従って、二部協議会がこのような位置づけのもとで、その機能を十分に果たすためには、つねに各学部教授会および学内諸機関との緊密な連携が保たれてこそはじめて実効をもつものである。しかし、二部改革以来一〇年の歩みのなかでこの体制は運営のふなれや理解の不十分さもあって、例えば、二部協議会を単なる「連絡調整機関」とみたり、または逆に二部教学についてのすべての責任を二部協議会に請負わせるという「請負主義」の傾向があり、この点についての二部学生の批判がだされてきた。二部教学が真に全学の責任のもとにすすめられるためには、なによりもまず二部協議会の強化と、各学部教授会の日常的な二部教学に対する把握が重要である。このためには各学部教授会の運営のなかに二部問題が常に提起されるという体制が確保されること、また、

その基盤のうえにたつて毎年度の二部協議員が選出され、二部協議員の活動が支えられることが大切である。また、二部協議会独自の体制強化の問題については、二部協議員の構成・任期・員数、さらに専任教員制の補強など今後改善されるべき課題が多い。

また、各学部教授会が真に二部教学に責任をもつ実質的な努力として二部教学に対する専任教員の担当（すなわち専任率）がある。一部学生にくらべて複雑な勉強・生活条件と、そのなかから生起する多面的な問題意識を教学要求にもつ二部学生に應えた教育をすすめるためには、やはり、教授会に組織された専任教員がこれにあたるということが重要な条件となる。この点は毎年度の各学部の努力のなかでほぼ確保されてはきているが、まだ外国語教育における専任率や、そのなかでとくに再履修クラスの担当率の低さ、また、文学部人文学科、理工学部基礎工学科の専任率などはさらに改善されねばならない。

(ロ) 二部事務室と関連部課

a. 二部事務室は④二部教学の責任機関たる二部協議会と一体となつて新しい二部教学事務の方式を創造し、⑤二部学生の特色をなす勤労学生の勉強条件の改善向上に資する、⑥二部学生の勉強・生活について指導と援助を行なう、という性格と任務があたり今日に至っている。この間、全学の協力と支えのなかでようやくその任務を果してきてはいるが、その現状ではまだいくつかの問題点を残している。その主なものは④二部協議会を中心とする教学機関の執行や施策立案に対して十分な資料提出や、有効な問題提起が主体的かつ能動的におこなえているか、また、二部協議会の体制上の弱点を補充し、二部教学の継承性や一貫性を十分に補っているか、⑦複雑で多面的な生活・勉強条件をもつ二部学生の実態を深く把握し、その勉強条件改善への諸施策を積極的に各関連組織に提起しえているか、また事務室の窓口や、その他の教学組織を通して、二部学生に対する適切な援助や指導が十分であるか、などである。

これらの諸点は、年々増大する事務量と、二部学生のもつ複雑多岐

な諸問題に対応する事務処理の複雑さによる事務そのものの過重や、二部事務室の体制——とりわけ職員の任期制にもとづく毎年度の多くの配置転換からくる職場体制の弱さがその大きな要因となっているが、これらは今後の全学の事務組織の整備改善、力量の向上とあいまって克服されるべき課題であろう。

b. 二部教学に関わりをもつ事務組織、なかんずく二部学生の勉学生活条件に直接的に関与する事務部課としては、学生部、図書館、診療所、会計課、学舎管理関係があるが、これらの諸組織に対し、ここ数年來、二部学友会を中心として二部学生の勉学・生活条件に十分対応しうる二部体制の整備・強化が訴えられ、それぞれに時間延長の要求としてだされてきている。この要求の内容は、①これらの関連部課の執務体制の不備、②業務内容が二部学生のもつ実態に即応していない、などがこめられている。

大学は、この要求をうけて、現在の二拠点の体制のなかで可能なかぎりの改善を追求し、図書館の時間延長、試験期間中の日曜日開館、診療所の時間延長、学生課、厚生課、就職課などの業務改善など一定の努力を行ってきたが、これをさらに二部学生の要求にそって改善し、その体制を十分なものとするためには、それを保障する条件の抜本的な整備が必要であり、このためにも一拠点への課題がすすめられなければならぬと考える。

IV. 一拠点実現と二部教学改善の方向

以上のように、本学二部教学の歩み、とりわけ昭和三八年二部改革以降の経過とその到達点をみると、二部教学はまだ多くの課題を残しているといわねばならない。そして、これらの諸問題は冒頭に指摘したように、基本的には貧困で反動的な文教政策と、二部に学んでいるもの、とくに勤労学生の生活・労働を通じて加えられてきている社会的な圧迫によってもたらされてきているものではあるが、しかし、そのなかでなお、勤労学生の学ぶ権利と平和と民主主義の教育を守り発展させる全学の努力が果されなければならない。

これらの認識にたつとき、本学の二部教学の諸課題は、それが二拠点であれ一拠点であれ積極的にかつ日常不断に取り組まなければならないのは当然である。そのためには、本学のおかれている現状のもとで、よりいっそう全学の力量を高め、結集した総力のもとでこれに取り組んでこそ二部教学の諸課題を前進させる保障となりうるものである。このことこそ二部教学と「衣笠一拠点」実現の基本的な視点である。

われわれは、このような基本的視点にたつて、二部教学の諸課題とその改善の方向を次のとおり提起するものである。

その第一は、二部勤労学生の実態に適合し、二部学生の自主的な学問、研究活動及び文化・スポーツその他の諸活動を保障する二部教学体系の抜本的な改善である。

さきにも述べた二部学生の勉学・生活条件をとりまく状況は、貧困で反動的な文教政策とあいまって、真に勤労学生が大学教育に求めるものを大きく阻害し、その条件を通して二部教学を破壊してきている。このなかで、二部教学を守り、勤労学生の自主的な学問・研究活動や、文化・スポーツ活動、その他の諸活動を保障するためには、二部教学の内容をさらに整備・充実する教学努力とともに、これを体制的・条件的に保障する「二講時制」を中心とした抜本的な改革を実現しなければならない。

第二は、この教学改善の中心的な柱として、さらに小集団教育の充実と系統性の確立である。

とりわけ、二部学生の勉学条件がその時間的制約のもとで、主に大学内にそのほとんどが求められていることから、このような条件のもとでの二部学生の主体的な学問・研究をすすめる場としての小集団教育のなおいっそうの充実、その体系化の整備が重要である。この軸のもとで、さらに一般教育、外国語教育、保健体育教育、さらに各学部専門教育の整備、充実がはからなければならない。とりわけ文学部人文学科における文学・史学・文化論系の整備充実、理工学部基礎工学科における基礎理論・技術教育の体系化と充実がすすめられなければならない。

第三は、これらの教学改善とあいまって、二部学生の自主的・積極的な学習

活動、学術・学芸・スポーツ活動を保障する施設設備の充実である。

この点では、おもに図書館の整備・充実（開館体制の改善）、自習室、学生共同研究室、学生センター、学友会、自治会、女子学生会室等の集中的な設置、学生会館、体育施設の設備などがはかられる必要がある。

第四は、学生生活を援助する厚生施設とともに、その施策・体制の強化の課題である。

このためには、診療所の充実、生活協同組合施設の充実、寮・下宿の拡大確保等があるが、とくに衣笠一拠点移行に伴う二部学生の通学条件の保障の問題は重要である。衣笠一拠点移行に伴う二部学生の通学条件確保の問題については、さらに検討をおこない、あらためてその施策を提起するが、基本的には、

①通学に伴う交通条件の問題は、主に現在の都市交通行政にかかわる問題であり、そのための改善を地方自治体および各関係機関に要求する。②二部学生の通学条件をよりいっそう困難にしている勤労条件の改善と保障について各関係企業の理解と協力を求める。③それらの運動をすすめるなかで、大学として必要かつ可能なかぎりの独自の施策を実施する必要があると考えている。

第五には、二部教学を守り発展させる二部責任体制のなおいっそうの強化である。このためには二部協議会をはじめ、二部協議会と各学部教授会、二部事務室と各関連部課との連携・強化をいっそうすすめる。

第六には、二部教学の現代化・総合化をさらに発展させるための研究体制を整備・強化することである。

第三（研究体制分科会）研究体制の整備・充実の方向について

I 研究体制の整備充実をすすめるにあたっての基本的な考え方

「衣笠一拠点」計画の重要な柱の一つとして教育・研究の統一的发展を志向するため、研究活動を推進充実することがきわめて重要な課題となっている。

(1) 本学の中心課題は、社会進歩をめざす国民的要請にこたえ、教育と研究として一定の評価を得ている本学が、民主的教育をいっそう推進するとともに、個人研究・共同研究・総合研究をとわず、国民的課題にせまる清新で創造的な研究成果をあげることが、社会的に強く期待されていることはいうまでもない。

これらの点からして、第一に、小集団教育を軸とする本学の全教学の発展を基礎づけるためにも、また、社会的要請にこたえる研究活動をすすめることを社会にかえしていくためにも「衣笠一拠点」実現を画期として総合大学の利点を生かした研究体制の整備充実がはかれねばならないし、また、財政的にも当面の重点の一つとしての問題が位置づけられる必要がある。

(2) 研究体制の整備充実とは、「現代化・総合化・共同化」の理念にもとづき、個人研究・共同研究・総合研究をとわず、研究活動の全分野にわたり、教員と研究関係事務にしたがう職員のエネルギーおよび研究図書資料、研究施設をどのように効率的に組織するか、つまり、研究活動上の協業と分業の利益をどのように有効に組織するかという問題である。この場合、教員の研究活動のみならず、大学院生の研究活動の積極化、学部学生の自主的研究活動の発展をもあわせて配慮すべきはいくまでもない。

(3) 研究体制の整備充実を問題にするにあたり、とくに強調しておく必要があるのは、教員、院生および学生の研究活動を援助する研究関係事務体制を整備充実するとともに、研究関係事務にしたがう職員が研究事務の創造的なあり方を積極的に追求するとともに、そのなかでその力量をたかめる

必要がある。学内理事会は、研究関係に従事する職員にたいして、そのための条件を保障することを考慮すべきであろう。

(4) 以上の基本的な考え方にもとづき、全学的な研究体制の整備充実をはかるにあたり、検討すべき中心的な問題としてつぎのように設定してきた。

- ① 社会科学系四学部・人文科学研究所を軸として、外連協、一般教育センターをふくめた修学館棟内の研究体制の整備充実の方向について
 - ② 修学館を中心とする研究体制と文学部研究体制との関連について
 - ③ 理工学部の研究体制と理工学研究所の整備・充実について
- なお、以上の中心的な問題の検討と関連して、体育教員の共同研究体制が問題になることはいうまでもない。

Ⅱ 修学館を中心とする研究体制の整備・強化の方向

以上の基本的な考え方にもとづき、修学館棟内における研究体制の整備・充実については、まず長計第一次答申にもとづき、修学館棟内およびその周辺に社会科学系四学部および文学部の研究施設を配置すること自体、研究活動の「現代化・総合化・共同化」にとつて積極的意義をもつことを確認した。この確認のうえにたつて、修学館を中心とする研究体制の整備・拡充の方向として、長計委員会として現段階でほぼ基本的な一致をみているのは、つぎの諸点である。

- (1) 修学館棟に収容すべき主な研究施設
社会科学系四学部の共同研究室、個人研究室および同大学院、文学部教員の個人研究室および同懇談室、外連協共同研究室、一般教育センター、人文科学研究所
- (2) 社会科学系四学部共同研究室について

1. 修学館に収容すべき社会科学系四学部共同研究室は、各学部が独自の教学上のカリキュラムをもち、したがって、学部を単位とした独自の個人研究・共同研究の発展が期待される以上、その施設と機能は、いわゆる学部をこえた共同研究体制に機械的に解消されるべきではなく、相対的な独自性をもって充実ははからねばならない。

2. しかし、このことは社会科学系四学部共同研究室の機能の分断を合理化するものではない。四学部とも社会を研究対象としている点では基本的に一致しており、したがって社会科学系四学部間の連携について、さらに相対的に学問領域の接近する学部間の連携についても慎重に配慮すべきはいうまでもない。

3. 以上の二点をふまえて、社会科学系四学部の施設・機能の充実をすずめるにあたりとくに当面重点的に解決されるべき課題はつぎの点にある。

- ① 共同研究室の基本施設について
- ② 書庫の物理的な狭隘化を解決するために、書庫スペースを拡大すること。

- ③ 研究会室の充実、休憩談話室の設置（冷房施設を含む）。
- ④ 資料蒐集、情報提供の機能を強化するための施設上の保障。
- ⑤ コピー施設の強化による禁帯出体制の確立。
- ⑥ 共同研究室の機能について

- ① 研究室事務の範囲と内容を整理し、研究活動を推進する事務体制を確立すること。
- ② 学部購入図書、個人研究購入図書を迅速に利用できる体制を確立すること（これは図書館との関係を配慮せねばならぬ）。
- ③ 当該学部の研究活動に有効な図書目録・文献目録の蒐集、社会科学系他学部、人文科学研究所、図書館と連携しつつ、当該学部の研究活動に必要な特定研究誌の作成などの機能をつよめること。
- ④ 以上にもとづき研究関係事務職員を増員する方向で検討するとともに、研究室の包括的な運営体制を確立すること。

⑥ 共同研究室間の連携について

① 社会科学系四学部間の研究活動、図書資料利用の連携をつよめるため、共同研究室を相互に接近した位置に配置すること。なお、そのさい相対的に学問領域の接近する二つの学部の共同研究室を合同する案も提示されているが、その可否の決定は、二学部合同の共同研究室は、研究室を利用する教員数を過大化し、共同研究室の機能

はむしろ弱体化するとする意見もあり、今後の民主的討議に委ねられるべきであろう。

② 各学部書庫、人文科学研究所書庫を相互に小段階、エレベーターで連結することを考慮する。

(3) 個人研究室について

① 個人研究室の教員にたいする割当が、学部の教育および研究活動を全く考慮せずにおこなわれている現状をあらため、これらを考慮にいたれた個人研究室の割当を検討する。

② 修学館の増築を機に、増築部分の個人研究室について、その狭さを緩和し、学部内における専門領域の近い教員間の日常的な交流、同一専門領域での共同研究を保障する趣旨をもって、三―四名を単位とする共同個人研究室の設置の可否を検討すべきだとする意見がある。他方に、複数の個人研究室にあわせて共同部分を設置することは個人研究室と共用部分は分離して、組み合わせる方がよいとする意見もある。この個人研究室のあり方についても、今後の討議を継続すべきであり、慎重な討議のうえ、結論を出すべき問題である。

③ 現修学館個人研究室の防音施設の不備を改善する。

④ ソファア、扇風機など研究室備品の充実。

(4) 各学部大学院について

① 各学部大学院は、研究体制の一翼を構成するものとして位置づけ、院生の学部共同研究会への積極的な参加を求めるとともに、指導教官との間に授業をふくめて、共同研究の体制強化をはかる措置を具体的に検討する。

② 社会科学系四学部大学院の図書とその予算は、学部共同研究室の図書および図書予算にそれぞれ統合することが、図書および図書予算の有効な活用の面からしても望ましい。もちろん、そのさい院生による新たな図書利用の体制をつくることを検討する。

③ 院生相互の学部をこえた共同研究を奨励する趣旨から各学部大学院の院生研究室は、相互に連携しうる位置に配置すること、ならびに院生が

人文科学研究所の共同研究体制により積極的に参加しうる体制を具体化する必要がある。

(5) 外連協共同研究室、一般教育センター、体育共同研究室について

① 外連協については、一般教育センターとあわせて文学部共同研究室との連携を考慮しつつ共同研究室の体制を確立し、基本的な図書資料の購入収集について系統化をはかる。なお、外連協共同研究室の機能については教学上の事務、視聴覚教室の問題など複雑な要素をはらむ可能性があり、それらの交通整理とあわせて確定する必要がある。

② 体育の共同研究室は、体育館内に配置するが、体育についての社会科学・人文科学的側面からの研究の重要性にかんがみ、人文科学研究所の課題別共同研究になんらかのかたちでくみこむことを配慮する。

(6) 人文科学研究所について

① 文科系五学部（大学院を含む）を基礎とした全学的共同研究を推進する母体として位置づけられた人文科学研究所は、各学部共同研究室との連携を十分に考慮し、その施設配置を決定する。

② 人文科学研究所の諸機能については、「人文科学研究所の基本的在り方と当面する方針」に立脚して充実するとともに、全学的な共同研究体制の整備・充実のために、文科系五学部の教員の研究活動に協力する基礎文献資料センターを付設する。

③ 基礎文献資料センターは、当面は社会科学系の基礎文献資料センターとして発足することにし、つぎの基礎文献資料を収集整理するとともに、資料情報の提供活動を強化する。

- ① 政府刊行物 ② 年鑑 ③ 大学刊行物を中心とする逐刊物 ④ 地方資料（自治体・商工会議所等） ⑤ 統計
- ⑥ 二次文献 ⑦ 分野別文献（労働組合関係、公害関係ミニコミ、部落問題、その他共同研究に必要なもの） ⑧ その他重要な雑資料

上記の分野および分野ごとの収集範囲については、人文科学研究所委員会検討するとともに各学部との間で調整し具体的に確定する。なお、

センター設置のための準備作業を、早急に本格化する必要がある。

④ 以上の機能を果しうる施設保障、なお書庫の分散状況を解消すること。

⑤ 以上の機能を果しうる人的体制の保障（専任研究員二名の配置、研究関係の事務職員の増員、人文研委員会の強化などの検討を含む）

(7) 修学館の研究体制と図書館との関係についての問題点

図書館の全体構想についてはさらに別途に検討するとし、研究体制と関係する限りでの問題について提起しておく。

① 図書館の資料情報活動については、人文科学研究所基礎文献資料センターと調整しつつ、当面は学生の自主的研究に協力する資料情報活動の徹底的な強化をはかる。

② 修学館棟の研究図書の種類整理を効率化する趣旨から、修学館棟に図書分室または図書館員の出向をふくめて、その対策を、図書館の将来構想を念頭におきながら早急に検討する。

③ 修学館棟と図書館との連携を機動的にするため、両棟間に架橋することの可否。

(8) 研究関係の事務体制および研究体制についての全学的討議の場について
① 人文科学研究所の研究関係職員については、人文科学研究所の管轄下におく。

② 各学部共同研究室および外連協共同研究室の事務職員の管轄について、現状のままにするか、学部教授会の意向を考慮しつつ、教学関係で一括管轄するかについての検討の必要がある。なお、そのさい人文科学研究所の統轄下においたらという意見もあり、いずれにせよ、まだ最終的決定段階にはない。

③ 研究体制についての全学的な討議機関として、教学担当理事と図書館長との定期的な連絡会議をもつ必要がある、各学部の共同研究室体制と研究主事設置の可否について検討する必要がある。

Ⅲ 修学館棟の増築と棟内の諸施設配置について

(1) 修学館棟の増設について

以上の諸条件を考慮するとすれば、修学館棟の増築は、西側へ東側と均衡して延長するだけでは不十分だと考えられる。浄化槽の位置やその他の制約条件も考慮して最大限の増築の可能性を検討する必要がある。

(2) 修学館内の諸施設の配置について

棟内の配置および各施設の様式などについては、前出の諸条件と既存の建物の状況等を勘案し、具体的に確定する必要があるが、これは各学部、人文科学研究所、外連協などの意見を徴しながら、新たな長計委員会において、あるいはまた学内理事会の責任においてすすめられることになろう。

M 文学部の研究施設と研究体制について

(1) 文学部の研究施設のうち、教員の研究個室については、修学館を中心とする研究施設の整備のなかでこれを考えることとしているが、その他の研究施設については文学部のもつ特殊性とその歴史的経過からして学部学生をも含んだものとして考えていく必要がある、そのことから修学館の研究施設に隣接するかたちで、文学部基本棟を建設し、その中でこれを検討することとした。

(2) 文学部棟のなかで用意さるべき研究施設

① 専攻共同研究室

教員、院生、学生三者の共同使用を建前として各専攻ごとに一室を用意し、学生の自主的学習・共同学習に利用できるよう辞書・雑誌など若干の図書資料を配置することを考慮する。その管理・運営については各専攻の自主性を尊重しつつ自主的管理の方策を検討する。なお、心理学専攻、地理学専攻など実験実習をとまなう専攻については、これらに必要な施設を含んだものとして考える。

② 学部図書室

社会科学系各学部の共同研究室機能を果せるものとして位置づけ、書庫、閲覧室、事務室を設置する。学生、院生の利用を考慮して書庫を開架方式

とすることも考えられるが、スペースの関係からすれば開架方式とするこ
 とには問題があり、閲覧コーナー方式とすることが得策と考えられる。

⑥ 大学院研究施設

社会科学系大学院施設と同様の院生研究室を各専攻ごとに設ける。なお、
 院生相互の共同研究のための研究会室の設置についても考慮する必要がある。
 る。

(3) 研究体制について

専攻ごとのあるいは専攻学部をこえた教員の共同研究の体制、とくに外国語
 担当教員、一般教育担当教員との共同研究の体制について検討する必要がある
 り、そのためには、修学館における文学部教員の共同研究会室、談話室の設
 置や外国語教員共同研究室、一般教育センター研究室との共同化などについ
 ても検討の必要がある。

V 理工学部及び理工学研究所の研究体制

理工学系の研究・教育は、現代化・総合化・共同化という基本的理念を人文
 科学系・社会科学系と共通にもちつつもその施設設備条件について特別の配慮
 を必要とする。理工学系は研究・教育にあたって一部を除き、実験実習を必要
 とし、そのための設備・機械器具等を多く用意しなければならない。なお、理
 工学部にも小集団教育をおいているが、実験実習に関する科目は小集団教育の
 意図するところと密接な関係があり、その運用の仕方によって小集団教育科目
 とならぶ効果を期待しうる重要なものである。

総合大学である本学において、理工学部のこのような他学部に見られない特
 殊な条件は研究・教育の改善のうえで重視されねばならない。

(1) 理工学研究所について

理工学研究所は、理工学部全教員ならびに他学部の自然科学系教員を中心
 とする共同研究機関として位置づけられている。そして理工学系学問の有機的
 共同研究の推進の場として、活動がおこなわれているが、「衣笠一拠点」実
 現の機会に、施設の拡充整備によって共同研究のいっそうの発展が期待され
 ている。

(a) 研究活動——現在具体的な研究課題として「材料の基礎工学的研究」な
 ど六課題のテーマを中心として (i) 研究会 (ii) 研究紀要の定期発刊 (iii) 学
 術講演会の開催 (iv) 研究機関の見学会等がおこなわれている。

(b) 研究設備機器——理工学共同研究の必要物件として、研究装置がすでに
 二種（電子顕微鏡、イオン加速器）が設置されて、共同研究の主要な二柱
 の位置にあったが、研究課題の発展にともない、現在では共同利用の研究
 装置の一つとして位置づけられつつある。科学・技術の最近の急速な発展
 にともない、他の新しい大型研究装置も必要となり、全学的共同利用装置
 として、電子計算機の端末装置の設置の要望が高まっており、「研究計算
 センター」（仮称）の設置について検討がすすめられているが、その結論
 を急ぐ必要がある。

(c) 文献図書——図書は共同研究に必要なものとして、現在単行本類と数種
 の内外の雑誌類がおかれているが、共同研究図書室が暫定的であるため、
 各学科所属の図書との間に分類整理上の分断を生じ、利用上多くの不便を
 伴っている。「一拠点」実現を機会に一定の図書室の確保によって、利用
 をより便利にすると同時に、学部図書の一定の集中管理によって図書利用
 の合理化をはかることが内外より望まれており、早急に討議し結論をだす
 べきである。また理工学の急激な発展と相まって海外の各種雑誌の紙数増
 大を伴った値上り等により、図書の購入減の問題は深刻な問題として受け
 止めねばならなくなってきた。

(d) 体制強化——理工学研究所は現在発展の過程にあるとはいえ、きわめて
 不十分な面を多くもち、次の諸点をまず改善する必要がある。

(i) 現在研究所専任研究員はもちろん専任職員も配置されていない。研究
 事務として研究会の準備、資料の作成、図書文献の整理・管理、紀要発
 行関連事務、研究論文の整理等多くの仕事を遂行するための専任職員の
 配属が望まれる。

(ii) 専任研究員の配置は、共同研究の推進役として、また共同利用装置の
 運営強化のために人文科学研究所とともに考慮されるべきであろう。

(iii) 研究所の位置は今後全研究員の利用し易い学部基本施設の近くの場合

におき、研究室、事務室、図書室、実験室、会議室、倉庫等を備えたものとし、拡充する必要がある。

(iv) 研究用電算機設置をはじめ、共同利用設備、機械、図書等の現代化に伴った改善が必要であろう。

(2) 理工学部各学科について

理工学部教学には、前述の特殊な条件のため、建築物・敷地は文科系他学部 비해、かなり大きなものが必要となる。

数学物理学科棟をはじめとする理工学部の今後の建設には、教学上次の事項が要望されている。

(i) 建築物の位置、構造が共同研究に利用し易いようはかること。

(ii) 長期使用の目的に合うよう、十分な広さをもつこと。

(iii) 公害の発生を防ぐよう工夫すること。

(iv) 現在および未来の技術革新による急激な進歩に遅れないよう、研究室・実験室等の現代化がねはかられるよう努力されねばならないこと。

科学技術の急速な発展にともなう実験・実習のたえざる現代化という、私学としては財政上困難な課題も、本学の研究・教育の発展という立場から、学部内の深い討議を基礎に、全学的課題として、その実現のための着実計画的な推進が必要である。

VI 研究体制の整備と図書館

1. 大学の研究（教員・学生）と図書館の在り方

(1) 教員の研究体制と図書館

(2) 学生の学習と図書館

2. 研究体制の整備と図書館

(1) 学部共同研究室と図書館

① 基本的な考え方

② 社会科学系各学部共同研究室と図書館

③ 文学部と図書館（対外連絡）

④ 理工学部と図書館（含理工研）

(2) 人文科学研究所と図書館

(3) 以上に関連する諸条件

- ① 体制の問題
- ② 図書館職員と他の関連
- ③ その他

第四 (事務体制分科会) 事務体制の整備について

I 事務体制の強化にあたって

(1) 一九七三年六月の六月文書のなかの「衣笠一拠点実現をめざしての事務体制について」は、整備を急ぐ部課について、その後一定の改革をおこなったが、なお残されたいくつかの部署についての検討を順次行なう必要がある。この場合に本学は古くから「研究・教学と経営の統一」を標榜してきた歴史の上にたつてとくに今日では「研究・教育・管理の統一」を求める基本的立場を明確にしながら組織運営の検討をおこなうことである。

研究・教育を全般的に支える管理・運営については、単に事務の組織だけでなく、学内理事会制(慣行としての)、常務理事会制を中心として、大学協議会、教授会および各種委員会についても、その運営や制度にわたって検討を加えることが必要となるが、これらについては今後の研究、教育の発展、改善に応じた段階での体制強化をはかっていくこととする。

(2) 本学は戦後の再出発より学部長すなわち理事という「学部長理事制」の慣行を作り上げこれを中心に諸機構の民主的運営をおこなっているが、この制度を基礎にしていわゆる事務機構について研究・教育・学生生活の発展のために緊急なものからの改善をおこなう。

(3) 整備にあたっては現在の二拠点体制からくる分断の克服はもちろんであるが、より積極的に事務の集中化をはかりながら組織間の均衡や教学の発展に応じた一定の近代化を考慮する必要がある。また一拠点に際してはとくに人員配置を課題にそくして重点的におこない全体の事務体制を高める必要がある。すなわち、事務の面においても現代化・総合化・共同化を進める立場での体制内容の強化を検討することである。

(4) なお、職員は研究・教育を支える条件整備を中心に直接的にも教育・研究にかかわる業務を担当しているが、今日の大学の研究・教育の新しい発展にもなつてその役割も一層重要となつてきている。これは同時にその仕事の領域の拡大とともに仕事の質の高さが求められるようになってきている。この

ための職員の積極性、創造性を高めるための業務活動に応じた研究会を一步進める必要がある。

II 事務体制の整備について

(1) 施設・設備の維持管理業務を担当する部課は、現在営繕業務を担当する管理課(財務部)と清掃を中心とする学舎管理業務を担当する総務課、衣笠庶務課(総務部)との二本立となつている。この間の業務の協力については相当努力はしてきているが、体制的に一体の業務をとりえないし、また別に管理課では建設・用度業務を、総務課では理事会・庶務業務(衣笠では会計)を担当しており、これ自体の強化も求められている。

今日のように学園の規模が拡大したなかにあつて、教育・研究の新しい発展に応じた施設・設備の十全な利用を計画的に機敏におこなうために体制強化がより重要な意義をもつ。そしてこの学舎管理業務には日常的な清掃保安の業務と営繕の業務が結合されて効果をうむものである。従つて施設・設備の維持管理についての一体化した、つぎのような機構に改めていきたい。

① 現行の管理課業務と総務課の学舎管理業務を合わせて二課とする。
② 管財課(仮称)は建設、土地買収、物品購入業務を中心として一般的な管財業務をおこなう。

③ 営繕課(仮称)は補修、清掃、保安(変電所保全を含む)を中心として、日常的な施設、設備管理業務をおこなう。(従つて、総務課、衣笠課の学舎管理業務は全面的にこの課に移行する。)

④ 実施時期を昭和四九年度におき、一拠点実施の体制強化をつくり上げる。

⑤ 二課設置にともない施設部設置の方向をとる。(部制実施の時期は今後検討)

⑥ 変電所勤務形態は根本的に検討する。

⑦ これに関連して衣笠庶務課(会計、学舎管理、営繕の一部、総務の一部)の廃止も検討する。

(2) 本部事務体制のうちとくに総務課体制についてみると、総務課は理事会関

係業務と学舎管理業務と相当性格の違った業務を担当しており、後者の業務に比重がかかっている。ところが今日の学園の規模と役割から総務課本来のあり方と体制強化が強く要望されている。しかし総務課のあり方を求める考え方には学内理事会または三部長事務局、文書、調査、企画、監査、特別委員会事務局等と多様なものがあり、その焦点が定めにくく今日に至っている。

整備の方向も上記のように多様にわたるが、一本化の原則による統一事務局を求める声大きい。しかし、権限の集中化、機構の強大化やまた形式的事務局となる虞れもあるので、その出発点としては現在担当している理事会文書、庶務業務のうち、文書業務を中心とした強化をおこなっていききたい。

なお、総務課以外に、長計事務局、校友課については、いずれも少数人員課であるが、現在の業務は協力体制をとっているため両課の合併の考え方もあるが、課の性格上、長計事務局は財務部の課に合併すること、また、将来において校友会業務を総務課でおこなうことも検討する。

(3) 大学における研究・教育は一体となって進められることはいうまでもないが、従来、研究活動に対する職員の関心は比較的稀薄であった。しかし、現在進められている研究体制強化の課題にそってこれを支える事務体制の強化を積極的におこなう必要がある。

研究所、学部共同研究室等の研究関係の事務にたずさわる職員は、図書整備およびその他の資料収集、情報提供を職務とするが、その範囲と内容を明確にした上で、教員を中心とする研究活動を支えるものとする。なお、図書館職員との業務についての有機的な関係を確立することも重要である。

職員の所属の検討にあたっては、各研究所、各学部共同研究室の性格のちがいを考慮しつつも、共同化の観点にたつて事務がより集団的に取り組まれる体制を追求する必要がある。

(4) 一拠点時における二部、図書館体制については

① 二部教学を進める上での事務の責任体制について、従来とってきた勤務年限の一定の（三年以上四年以内）強化を加え、また、関連部課との共同体制をとることとした。ところが一拠点時における二部事務室体制を展望するとき、関連部課での時差体制は継続する必要があるが、なおその一

歩進んだ体制や総合された事務室体制について検討する必要がある。

② 図書館が学習用図書館として、また、研究用図書館としての機能を十全に果し得る体制の強化はいうまでもないが、研究用図書館としては前述の研究体制の強化とかわつた共同化・総合化の体制が求められる。学習用図書館としては、教育の改善に応じた諸施策の検討、開館日時を含めた二部体制の検討を進める必要がある。

(5) その他の部課については、今回、機構改革・事務改善をすすめた学生部、教学部、診療所、学部事務室等について新しい体制による具体的問題を処理しながら一拠点でのあり方を追求していく。

第五 施設分科会

I はじめに

(1) 一九七三年度長期計画委員会の六月答申において、施設構想の大わくについての提起がなされて以降、施設小委員会は、その具体化のために若干の個別の問題（法・産社棟、修学館、文学部棟、学而館の二部転用等）についての検討を進めるとともに、生協施設を中心とする厚生諸施設、体育教育施設、道路・通路・駐車場問題等についても予備的な問題点の整理をはじめている。また、財政小委員会との数回にわたる共同討議をもって、終野等を含む全体の土地問題、ならびに三カ年をめぐとする年次計画の大筋の見通しについても意見交換を重ねてきた。

結果として、現在の時点ではなお、六月答申以上に全体についての総合的なまとめを提起する段階には至っていないので、以下とりあげてきた個別の問題を中心に、現時点における若干の中間的なまとめをしておくにとどめた。

(2) 元来、施設そのものは、教学の方針やその内容・体制の物理的な外形にほかならない。従って、立地条件や法的規則など全く外的な諸条件について全学的に共通の認識と合意が得らるべきことは当然前提になるとしても（この点は六月答申でその大わくがほぼ示されている）、それ以上の個別の建物や施設の具体的なあり方については、教学の方針・内容等の具体的な検討の進み具合と緊密に結合して検討されるべきものと考えられる。

その点で今後の施設問題の具体的な検討においては、具体化の段階に応じた組織的にも一定の工夫が加えられねばならない。施設分科会的な組織の存続は必要でないとはいえないが、その役割は、以下の三点に重点がおかれることになろう。

第一に、個々の施設の具体的な検討に際して、外的な諸条件や技術的な諸側面について適切な材料の提供と助言をしていくこと。

第二に、施設相互の関係で必然的に生じてくる諸問題の調整を、全学的に

確立された方針にそって正しくおこなっていくこと。

第三に、体育教育施設、厚生諸施設、本部施設、キャンパス整備計画、道路・通路・駐車場施設、土地問題、その他、全学的な諸施設について、上記第一、第二点の進行と具体化に関連させながら、並行して検討を進めること。

II 主要な施設について（六月答申以後の討議のまとめ）

(1) 既存の施設の撤去について

すでに撤去方針が決定していると考えられる旧一号館・三号館のほか、学生会館西の五号館については、少なくとも内部施設は移転することとし、理工新館の計画のなかで収容を考えることが必要となる土木特殊実験室も移転が必要である。

(2) 法・産社棟について

中央グラウンド西に予定される法・産社棟は、以学館・第二以学館（合計五、二〇〇坪余——注、現在竣工の志学館）を同規模として、約五、〇〇〇坪ということになり、グラウンド西側の整備・整地を必要とするが、法的・技術的には十分に建設は可能である。なお、この建物には生協大食堂（中央厨房施設を含む）の設置が予定されざるをえず、また、その位置から学生部とさらに可能なら診療所をも収容することが検討されなければならぬ。なお、大ホール（最低研心館四号規模）の収容も課題となる。

(3) 文学部棟について

旧一号館跡に予定される文学部棟は、撤去される三号館周辺の空地をなるべく広くとることを考慮しながら、可能なかぎり二、〇〇〇坪以上のものとして建設される必要がある。学而館（教室施設）の昼間利用を合わせて、文・理工ブロックの総合的利用の体制（とくに小教室）をめざす。なお、文学部棟の地下部分は、修学館増築部分と連結して、生協本部・購買・書籍部など、生協・厚生施設の中心となることが予定されねばならない。墓参道路にかんして、等持院との調整が大きな課題となっており、諒解が得られれば、ばあいにより、この周辺の狭隘さを解決する一方策として修学館増築部分と連結した建物構造とし、墓参道路を下に通す形も検討されることとなろう。

(4) 学而館を中心とする二部基本施設について

二部の諸機関を中心に具体的な検討が進められており、若干の問題点を残しながら基本的な転用計画はつめられてきている。一拠点を契機とする二部教学の前進を抜本的に進めることを内容にしながら、基本諸施設の十分な保障とあわせて、近接する文学部棟、法・産社棟、あるいは、ばあいによって修学館増築の一階部分の活用をも考慮する必要があることも考えられる。

なお、基礎工学科を含む全二部の教学環境の改善の観点から、学而館西(三号館あとと池のあたり)の空地はできるだけ広く残すことが望ましい。

(5) 修学館について

研究体制小委員会での検討が大きく進んできているので、それと合わせて具体的な建物構造が考えられねばならない。現修学館をそのまま延長するのではなく、法的・技術的に可能なかぎり増築部分の規模を最大限の形で建築する方向が必要であり、そこで生みだされる余裕を適切に活用して、できれば東端部分一・三階のあたりで、本部施設の主要部分を収容することも検討されている。

(6) 「理工新館」について

数・物教室の建てかえの課題を契機とする理工新館の問題は、全学的な一拠点課題との連関、そのなかでの理工学部全体の教学改善に伴う施設の保障の課題の提起等々の事情で、多方面から多くの検討を集中的にしなければならぬものとして浮かび上がってきている。とくに後述Ⅲに述べる年次計画とのかかわりで他の施設以上に緊急のとりくみが要請されてくることにもなりうるので理工学部を中心にしながら検討を進めるための適当な全学的組織が工夫されなければならない。その際、少なくとも下記の諸点が総合的に考慮されなければならない。

- ① 数・物棟に加えて、現五号館施設、旧一号館及び三号館の残存施設の保障。
- ② 理工学部の使用する小教室の確保(文・理工ブロック全体の問題として)。
- ③ 理工系のとくに実験設備を必要とするサークル・ボックスの収容。
- ④ 一・二・四・六号館等の既存施設を含めて、理工学部全施設の総合的に

有効な活用。

- ⑤ 近い将来の理工学部学生定員の適正規模への縮小とそれに対応する理工学部の教学体制の整備。

- ⑥ 全学一拠点の完成を中心課題とする本学の現状下の財政力量に正しく見合った建設の規模と内容の設定。

なお、理工新館の場所については、六号館南などの可能性も検討したが、法的規制の上から規模が大きく縮小されざるをえないので、建てかえの際の経過措置に一定の困難をかかえることにはなるが、現在の数物棟あとを最大限に整地して拡張することが妥当であるというのが、分科会としての一応の結論である。

(7) 生協・厚生施設、その他

生活協同組合は厚生活動の主要な柱をなすものである。従って、その施設は利用者にとつてできるだけの便宜を中心として考えなければならないが、従業員の健康と労働条件にかかわって施設のあり方を検討する必要がある。

生協施設は、全体として、既存・新設の各建物の地下ないし準地下部分を中心に、これらを大きく改善された地下道によって連結して利用することを基本とする。その際、地下の空調設備、整備が必要にならう。

生協の比重が大きい物品の搬入・搬出の問題については、キャンパス内にはエンジン付車輛を一台も入れないという絶対原則を柱として、特別の体制を工夫する必要がある。このこともかかわって、体育館東側道路から以学館西駐車場に至る外廊道路を整備するとともに以学館西の道路わき、体育館の北裏、西部新キャンパスの周辺等を最大限に活用しながら当面最低二〇〇台を目標に駐車スペースを確保することをめざす。

診療所は学生・院生・教職員の健康管理のためのセンターとして、今後「衣笠一拠点」実現をすすめるなかで、組織・人員の強化をはかっていかねばならない。とくに学生部厚生課との関連を強化するため、学生部施設と近接した場所に配置するよう検討をする。

キャンパス内の道路・通路の整備を遊歩道、大規模な植林計画と合わせて検討する。

(8) 施設として大きな部分を占める体育教育施設の問題、外国語教育施設等の

問題は、関係諸機関の討議の進行をにらみながら、なお十分検討するに至っていない。学生会館・校友会館等の諸問題、さらに財政的に重要な部分となる土地問題（校野問題、衣笠隣接地問題、衣笠近辺の問題をふくむ）についてもなお討議をつめる必要がある。

最初にのべたように、以上各項目にあげた諸点は、現段階で個々の施設にかんして検討してきたことの中間的なまとめにすぎず、全体の総合的なプランは、学内各機関の内容討議をまちつつ各項目についての一定水準にそった検討をふまえた上でまとめられることを予定しているものである。

Ⅲ 年次計画具体化のための予備的検討について

年次計画は基本的な建設プランがある程度まとまっていたうえで、立てられるべきものであるが、急速に異常な展開を見せてきている経済情勢もあり、また、一定の予備的な検討は当然必要と考えられるが、三カ年をめどとする建設計画の順序として、ごく概略的に見て、試案的にはつぎのようなことになる。

第一期（一九七四年度） 緊急を要する土地問題の手当、ならびに、できれば

ば後半期には理工新館の着工と基本的完成をめざす。

第二期（一九七五年度） 文学部棟および修学館の完成。文学部、二部、で

きれば経済・経営両学部の一部は一九七六年度新学期から移る。

第三期（一九七六年度） 法・産社棟の完成と全体の整備、一九七七年度新

学期から全学移転。

第六 財政分科会（本学財政のあゆみと今後の長期計画 （建設勘定を中心として））

I はじめに（略）

II 三八年長計における建設勘定の実施概要（略）

III 三八年長計の総括（略）

IV 今後の長期建設計画の基本的視点

衣笠一拠点実現のために必要な施設・設備の建設は従来の財政原則の上において建設勘定で長期的かつ計画的に進められねばならない。そこで財政計画の具体的骨子はおよそ次の通りに要約し検討の素材とした。全学の民主的討議を経てできるだけ速やかに確立されねばならない学園のもつとも重要な課題である。

(1) 学園を構成する各パートの具体的要求の上に、全学的討議を経て一拠点実現にあたっての教学上課題を、とくに施設設備について明確にする。さらに、配置・手順についても具体化されねばならない。

(2) 建設勘定における本学の財政実態とその問題点は、△資料Ⅴに示すとおりであり、経常費に対する助成の拡大と共に施設に対する助成の新規獲得、融資条件の改善など公費助成の前進を正しく展望しつつも、当面の本学財政の力量を正しくふまえた計画でなければならぬ。

(3) 実現に必要な事業を、上記(1)、(2)とのかかわりにおいて、極力、緻密に計画化する。このばあい、事業規模が現状以上に拡大することを極力防ぐこと、建設方法について力量に見合うよう最大限の工夫をすること、そのなかで内容的改善を折り込む努力をおこなうこと、将来の改善への展望を開くものであること、以上の視点が必要である。

- (4) 計画の実現を保障する財源確保の方向と、そのための具体的努力の必要を明らかにする。インフレの影響は建設に際してもまことに深刻なものがあリ、早期実現の必要はますます強まっている。このためには、財源のすべてにわたって、その確保のための総力結集を必要とする。
- (5) 計画事業の具体的実施に際しては、その方法について民主的力量を最大限にたかめる努力をおこなう。

- (6) 計画推進の過程で、毎年、計画の進行状況と財政の実態を全学にわかり易く明らかにし、停滞を防ぐ日常的努力を継続する。

V 具体的計画の概容とその要件

- (1) 事業費——一拠点実現に必要な施設の内容については、別に述べるとおりであるが、土地についても、検討を深めるなかで、最低限のものは取得しなければならぬことも確認されている。本年にはいつてからの地価の上昇と建築単価の上昇はまことに著しいものがあり、この土地の買取り費と、必要施設の建設費を合した事業費は、昨年試算の約五〇数億を大中に上廻ることも考えられる。

一方、これの財源に充当すべき種々のものは、後述のごとく、すべて金額的制約と重要な問題点を含んでいる。このような事情から、事業計画はおよそ次のように考えられねばならない。

- ① 土地・建物等、施設規模の大わくは、今までの検討を超えることはできない。
- ② 具体的取得や建設に際して、本学の力量に見合うものでなければならぬ。
- ③ 五一年度末達成を目標とする計画策定とその実現に最大限の努力を払わねばならない。おくれればインフレが続く限り、それだけ困難は倍加する。
- (2) 負債償還——本学が今かかえている負債（後出〔入資料〕参照）の元利償還にあたって、一九七七年度まではほぼ毎年の維持拡充費、収入全額をふやす必要がある。（この分の償還は七八年度以降も続くが、金額的には

年々漸減する。）この状況の意味するものは、七七年度までの間に元金償還が発生するような新規借入はほとんどできない。また、据置期間があるため利払いのみで済むものであつても、大規模な利子負担を要するような借入は避けねばならないことである。実現までの事業費の財源としては、基本的に財産売却収入と寄付金しかないことは、このことから明らかである。

- (3) 財源その一 財産売却収入——この収入も、その後の地価上昇によって当然、先の試算約三〇億を大きく上廻ることも一応考えられる。しかし、この収入に関しては、『立命館大学の現状と課題』に記されている重要な問題点を含んでいるため、広小路学舎の土地（約五、五〇〇坪）・建物の全面売却という方針を確立し、その実現に努めることはいうまでもないが、売却見通し→事業実施→売却という手順を慎重にふまねばならない。

- (4) 財源その二 寄付金——財産売却を最大限に見込んで、事業費財源としては大きく不足する現状において、自主的な任意の寄付金募集の意義は重要である。従来中心となつてきた新入生父兄のみならず、在校生父兄、全国一〇万の校友に対する働きかけの強化が是非必要とならう。目標としては、従来の毎年五〇〇万円程度をさらに拡大する必要があり、実現後も、なお数カ年は続行しなければならない。
- (5) 財源その三 学 債——寄付金と並ぶ自主的・民主的財源として重要であるが、これも借入金的一种であり、利子負担と着実な元金償還を必要とする。今後一〇年間は、一拠点実現に関して、毎年二〜三億円の募集をおこなう。

- (6) 財源その四 私学振興財団借入——償還年限二〇年（うち、据置二年）という長期資金であり、利率も比較的低い。財団の毎年度貸付予算には一定の限界があり、巨額の事業をおこなう場合も、毎年三〜五億円程度の貸付しか期待できない。今後、これの最大限確保に努めることはいうまでもない。（答申当時よりはかなり条例が改正されたので次の貸付答申で計画とともに明らかにする。）

(7) 財源その五 銀行借入——本学がきざりてきた総合大学としての地歩と、

一定の財政信用からは、一〇数億の借入は可能と考えられようが、財団にくらべて利率が高いこと、据置期間がなく、直ちに元金償還もおこなわねばならないことから、当面実現にあたっての長期借入は見込み得ない。財産売却までのつなぎ資金として、短期の借入は実際上必要とならうが、このばあいも利子負担に注意しつつ進めねばならない。

(8) 要約——およそ右のように財政計画を立てるとしても、具体的にこれを實現していくことは容易ならざるものがある。

財政についても全学の十分な民主的討議を経て基本的一致が得られれば、今後、毎年の予算編成とその執行過程で、さらに具体的かつ詳細な検討をおこない、一步一步前進しつつ次の段階への展望を開くなかで問題を解決しつつ実現をはかる以外に方法はないと考えられる。

予想されるインフレ激化の下で、とくに財産売却に大きく依拠しつつ、事業を進めねばならない今後の長計は、従来と異なりいっそうこのような進め方を基本に据えねばならない。なお、実現にあたって、このように財政の総力を結集し、実現後数年間の維持拡充費収入、寄付・学債も先使用する必要が考えられるため、実現後もなお必要とする施設設備の整備財源は、別途検討しなければならぬ。実現に際してのみならず、将来の展望を開くためにも、施設面での公費助成の前進が是非必要である。

〈資料〉 建設勘定の諸問題

I 昭和四八年度(予算による)の概況に見られる問題点

① 負債償還に三・八億(学債借入金利息一・一億、学債借入金元金返済二・七億)を要するのに対し、この基本財源である維持拡充費収入は三・三億しかなく、なお不足している。このことは本学の長期資金借入れがほぼ借入能力の限界に達していることを意味する。

② したがって土地買収、第二以学館等の新築事業費は、その財源をすべて学債(借入金、財産売却収支)、寄付金の一部、前年度繰越金(この中味は前年度の学債、借入金)に求めていくこととなる。

③ しかも財源とした財産売却収入は本年度は土地買収の実現が困難なので必要ない見通しであるが、万一買収が進行したとしても、すぐに売却できない場合には銀行借入金に転化する。負債が限度に達しているなかで、この借入が発生すれば、現状では償還の見通しがないところから、財産の充急ぎ等、危険な状況を招くものである。

④ このように建設勘定は一九七三年度の状況からも、過去に推進してきた長期計画による施設設備の結果、約一七億円に達した負債の償還をおこなわなければならない上、教学上急を要する事業実施を進めなければならない。その財源調達に財政上ぎりぎりの努力を要することを示すものである。

II 建設勘定負債残高一覧(一九七三年度末見込)

項 目	金 額	設 明
① 学 債	六億六、〇五〇万円	借入から満四年後一括返済
② 私学振興財団建設資金借入金	九億八、〇〇〇万円	大部分は借入から満二年据置以後一八年均等返済
③ 銀行借入金	二、三〇〇万円	一九七三年度完済
④ 住宅金融公庫借入金	五、〇九〇万円	五〇年間元利均等返済
合計	一七億二、四〇〇万円	

Ⅲ 「衣笠一拠点」実現のための財政計画（試算）

事業費の概算		事業費の財源	
建物	約 三〇億円	維持拡充費	三三億円×二〇年＝三三億円
土地		寄付	〇・七億円×二〇年＝七億円
体育施設	約 二〇億円	財産売却	（統合整理にともなう土地売却） ＝三〇億円
厚生施設		合計	約七〇億円
合計	約 五〇億円	合計	約七〇億円
昭和四八年度末借入金残高 約一七億円		事業財源 約五三億円（七〇マイナス一七）	

- ① 維持拡充費、寄付金は今後一〇年にわたる収支で、これを自己資金として借入金によって事業をおこなおうとするものである。
- ② 財産売却は事業費の不足をおぎなうもので「一拠点実現のために維持拡充費」の増額をしない建前を示したものである。
- ③ 事業費概算の約五〇億円は本学の財政力量の「現時点」における限界を考慮していることである。

〈付〉

一九七四年六月一九日

長期計画委員会委員長 池田 誠

立命館大学総長 細野 武男 殿

理工新館問題に関する答申

昨年度長計委員会は、その討議及び第二次答申のなかで、衣笠一拠点実現を進めるに当って急速に異常な展開を見せている経済情勢のなかで本学の財政力量、建設に伴う大学内外における公害的状況、他の建設計画を進めるための衣笠キャンパスの整備を早急に行なう必要があるという観点から、年次計画にもとづく基本的な建設プランを建てる必要があることを指摘し、その第一期（一九七四年度）の計画として緊急を要する土地問題の手当と、後半期には理工新館の着工と完成を目指す必要があることが述べられている。昭和四九年度長計委員会としては当初の総会においてこの方針を討議し確認した。

昨年度長計委員会は考慮すべき基本的問題として第一項——五号館施設等の問題、第二項——理工学部の使用する小教室の確保、第三項——実験施設、設備を必要とする理工系サークルボックスの問題、第四項——既設建物を含めた総合的かつ有効な活用、第五項——理工学部学生定員の適正規模、第六項——本学の現状での財政力量に正しく見合った建設の規模と内容について特別委員会をもうけて検討をすすめる、

(1) 理工新館は、現木造の物理棟を鉄筋化し、数学とともに、数学物理学科を収容し、

(2) 同時に、衣笠一拠点時に各学部、各ブロックがそなえるものとしての「学部基本施設」を理工キャンパスならびにCブロックにもうける工夫をし、

(3) さらに、一拠点完成後、直ちに、つぎの建設にかかれぬ本学の現状にか

んがみ、この機会に学部として理工学部の施設条件の可能なかぎり積極的で有効な合理的利用を考え、

- (4) その場所として、現物理棟撤去あととする、
 「全学一拠点完成を中心課題とする本学の現状での財政力量に正しく見合った建設の規模と内容の設定」については未検討となり、議題にのぼったものでも、とくに四・五番の項については、論議が十分にかみあわず具体的答申は、新年度に持ち越された。

新年度にはいつて、新年度の長計委員会が組織されたところで、「理工新館」特別委員会がもうけられ、委員長貞広（理工）、委員永原（文）、林（財務部長）、常務理事一名、和田（教務課長、委員会事務を兼ねる）に、特別委員として松岡（法）、高橋（理工・化）、島岡（理工・物）、笠井（理工・機）、横井（理工事務長）のメンバーで昨年度の討議を引き継ぎ、さらに検討を加えた結果、理工新館特別委員会は別紙のような答申を行なった。

長計委員会総会は特別委員会の答申を六月一五日の総会において基本的に承認したが、特別委員会の答申中、別紙Ⅲの(2)の学部学生定員問題について、B項については、学生定員の問題は単に理工学部のみならず、全学部に関連するものであり、この問題を具体的に検討するためには、教学上の要求という観点のみならず各学部の教学内容の改善の取組み及び全学的な財政力量をも十分に考慮すべきであり、その中で具体的な方策を講ずべきであると考ええる。

一九七四年六月一五日

理工新館特別委員長 貞広 太郎

長期計画委員会委員長 池田 誠 殿

理工新館の建設に関する総会への答申

- I 昨年度からの討議の引き継ぎのなかで、理工新館の建設場所については、なお再三異った考え方がだされたので、それをめぐって討議を繰返し、でない現状で、恒久的施設の建設はいそぐべきでない。

- (2) 衣笠キャンパス及び周辺の地価はきわめて高く、高度の土地利用を考えるべきであるし、これまでの長計の施設に関する討議をふまえると、現物理棟の場所は、もつとも奥まったところにあるとともに、一定のまとまりのある土地なので、そこへの建設が容易な段階で、もつとも有効な利用を考えるべきであろう。

- (3) 文学部棟、修学館延長工事の場合の工事用ダンプ道路、資材搬入路の確保のためには、教会跡地はそのための余地として当分残し、暫定的利用にとどめるべきであろう。

- (4) 理工キャンパスの当面の整備をおわり、さらに一步すすんで一拠点実現後に必要となるであろう理工施設の増設のため、その余地として、教会跡地部分もふくめて西側に一定の余裕を残しておくべきである。

と考へ、理工新館建設場所としては、昨年度検討された現物理棟の場所を最優先的に追求すべきであるとした。なお、そのことによつて物理の実験装置、附属設備、研究室などの二度の移転を必要とするので、教学上の停滞が生じないよう十分な配慮と措置が必要となる。

II 「既設建物を含めた総合的かつ有効な活用」について

本特別委員会は、建設委員会ではないので、ここで具体的な活用法を指示、指

定すべきではなく、その基本的考え方を示すにとどめるべきであるが、現在までの討議のすすめ方からみて、全学における討議を促進するため、原則的考え方とともに、別表において委員会で討議された一例を参考としてあげることとした。

これはあくまで、ひとつの例にすぎないもので、参考として、その趣旨を理工学部で、さらに建設委員会の討議及び全学的討議のなかでいかしていたきたい。

(1) 理工学部の教育・研究推進の中心は二号館におき、小教室・ゼミ教室を除いた「学部基本施設」と理工学研究所（註1）をここに置く。

（註1）理工学研究所は本来全学的機関であるが、その特性から、理工学部との共同研究室的役割も兼ねるし、そのような性格をつよめることがのぞましい。

(2) 全回生の「固定教室」または施設を確保し、学習集団・自治集団の形成・発展をうながす。

(3) 院生の全学部結集の場を確保する。

(4) 各学科に教員を中心とする共同研究・会議のおこなえる場の整備をおこなう。

(5) 理工研は全学的研究機関であるが、同時に理工学部の共同研究室的役割を強める。

(6) 基礎工については、事務室は二部事務室に統合する。なお、基礎工の実験室問題がだされているが、それは本来、一部教学と共用すべきものと考えてきており、基本的には実験の内容に従って、それを担当する各科で保障すべきものと考ええる。現状において、それが可能でない場合、それができるまでの暫定的措置は別に考えるものとする。

(7) 新館の中心となる数学物理学科の諸施設について現状を視察し、理工学部の考え方をきいたが、その大きさは附帯設備をふくめると約一、二〇〇坪をこえ、現在の施設よりはるかに大きく、要求の趣旨は理解できても、実施段階までに十分な調整が必要である。

Ⅲ 以上のような施設条件の一定の改善をすすめたとしても、

(1) 科学・技術の急速な発展のなかで、教学上の新しい要請がつきつきに生まれ、とかく既存のカリキュラムのうえに新しいカリキュラムをつぎたす「過密カリキュラム」を生み客観的には十分な教学成果をあげえなくなり、施設条件上にも困難をつくりだすので、たえざる改革によって、ここで改善された施設条件のもとで十分な教学成果がえられるよう、理工学部においていっそう研究・工夫がすすめられるよう期待する。（註2）

（註2）この点は四項内に含まれている基本課題のひとつでもあるが、現在、直ちにそのことに着手し、この新館建設の過程に生かすという性急な問題のためでは、かえって誤りを生ずるので、現在は七〇〜七二年のカリキュラム改訂を基礎に考え、さらに今後、その検討を強められるよう本特別委員会として理工学部長に要請をした。

(2) また、現在学部定員七五〇名は工学系でひとつの実験を3クラスでおこなうことになり、実験に要する時間が三倍になって、いわゆる過密時間割と教員のきびしい労働強化がうまれている。

より前進した教育成果が要求される現在、このことが大きな桎梏となって、研究・教育の前進をはばんでいるので、七〇年以来、学部としてたえずその改善を訴えてきている。

以上二点の総合的改善の急務であることは本委員会として、一致して確認し、さらに(2)に関する課題は七三年度全学協確認の学部学生定員の検討の具体的一歩とすべきものと考ええるが、現在の悪化してきている経済情勢のなかで、これを具体的にすすめる方針まで、この委員会で考えることはできないので、基本課題第五項に関連して、つぎの点をあげて、理工学部、理事会、全学での討議が深められ、実施の展望がきりひらかれることを期待する。

A. 従来、理工学部としては教学上の要求として学生定員減をだしているが、昨年度全学協で問題になったように、教学はまた財政によつてささえられねばならないもので、すべての機関は、教学と財政とともに責任をもつ必要があり、一面的要求、一面的検討のみでなく、その実現の具体的な内容の可能な限り全面的再検討を学部としてもおこなう必要があると考ええる。

B. それ明らかになれるなかで、なお、一気に所期の減員ができない場合でも部分的減員をすすめる必要があると考えるが、そのとき、

1. 適当な順番で一、二学科ずつ逐次実施していく。

2. 二部教学の改善とかかわって、現行のままでも機械と電気の二学科に負担が大きくかかっており、今後、さらに負担が増える可能性もあるので、当面この二学科からはじめる。

という二つの方法が考えられるが、それぞれの場合につき具体的得失にかんする深い検討を必要とするのであろう。

IV 基本的問題 第六項「財政力量に正しく見合った建設の規模」については、長計総会での検討がふさわしいと考える。

〈別表〉

(1) 二号館の利用について

(A) 一階→学部長室、事務室（現行通り）

一、二部自治会、学部センター（現基礎工務室）、理工研

（現会議室・廊下・電話交換）（註1）

（註1）理工研に学部の図書を一定集中するためには、一階でないとは不可能。また理工研に少数の職員をおくより、理工務室と結合して事務をすすめる方が合理的と考えた。その上、廊下部分を利用すれば床面積も充分となる。計算センターは交換室を利用するのがもっとも便であろう。

(B) 二階→学部会議室（現生物実験室）、学生共同研究室（東側部分）、

その間に中教室及び院生会議室・談話室をもうける。

(C) 三階→大教室（現三七号教室にかわるもの）（現製図室、物理実験室）

中教室（現行通り）

(2) 一、二回生用固定教室は学而館に一四〇確保し、昼間利用する。

(3) 四回生は卒研用実験室・理論系卒研室の確保により、固定位置ができ、集団的学習の条件ができるが、このままでは、三回生の利用可能な固有の教室（ゼミ用がのぞましい）がないので、各科六〇名定員の小教室を確保し、移

動可能なゼミ机をいれることを考えるべきではないか。

(4) 五号館収容の

(A) 低回生用化学実験室については、六号館への収容の希望が強いが、排水等の技術上の問題もあり、費用が多くなる上に、完全を期しがたいので、新しく建設する理工新館一階に、低回生用物理実験室とともに収容し、

(B) 内燃機関・ボイラー実験室については、実験のあり方の検討がつづければ、内燃機関・ボイラー実験室については、騒音問題は残らざるをえないので、早稲田、同志社の例を参考として、十分な措置を講じた上で、実験を必要とするサークルのボックスとともに、理工新館の北側空地に、近接はしているが別個の建物として建設する。

(C) なお、土木教室の特別施設については、別に考える。

(5) 各学科所有の図書は可能な限り、理工研に集中して各教室の現図書室を、教員・院生の共同研究・会議・懇談会などに利用できるよう整備する。

(6) 二号館三階にある製図室は、主として機械工学科の利用するものなので、新一号館四階の数学研究室跡を利用し、二部もそれを利用する。

(7) 新一号館一階教室は、教室としては条件が悪いので、基礎工の実験室とすることではないが、（註2）基礎工用の実験装置で設置できていないものもあるので、一応ここに収容し、実験をおこなう。

（註2）基礎工専用の実験室をつくることは、一部・二部の質的差を固定・拡大する危険が多く、困難でも全学部で支える努力が必要である。さらに独立のものをつくるとそれを管理する体制など、経費の急速な拡大をも招く。

(8) 生物・地学の研究室と実験室（共用）を新館に設置する。

施設配置案図（資料六七九に収録）

六八四 『大学教育と部落問題』〔討議資料〕〔抜粋〕

一九七五(昭五〇)・(五・一) 立命館大学

はじめに

総長 細野 武男

わが立命館大学は戦後一貫して憲法・教育基本法の路線にたち、平和と民主主義を守ることを基本方針としてきました。それにもかかわらず、本学でも遺憾ながら、これまでに部落差別問題が起こりました。そのたびごとに、大学としては真剣にとりくみ、ふたたびそのようなことを繰り返さないために、いろいろの対策を講じてきました。それでも差別問題が発生したし、これからも絶対に生じないという保障はありません。私たちは学園としても、また教職員・学生一人ひとりとしても、差別問題をみずからの問題として、主体的に徹底的に追求しなければならぬ、と考えます。

部落差別は封建体制がその支配を維持する必要からつくり上げたものであると同時に、現在の支配体制もまたその収奪体制を守るために、部落差別を温存し利用しているところに問題の核心があります。

私たちは民主主義、その中心である基本的人権と平和をおびやかすものに反対します。私たちは民主主義を徹底させ、人権と平和を守る力を強めなければなりません。人権と平和が保障されるところのみ、学問の研究・教育の自由があり、この自由を守る大学の自治があります。このため、本学では学生・教職員が部落問題についての認識を深めていくために不十分ながいくつかの取り組みをおこなっていますが、この小冊子の配布もその一つです。

はじめこの小冊子は一九六七年(昭和四二)につくられ、七〇年に改訂がおこなわれましたが、かならずしも十分なものではありませんでしたので、今回、第二回目の改訂をおこない、新版として配布することにしました。すなわち、七二年六月に第二回改訂のための問題検討小委員会が大学協議会の小委員会と

して設置され、その答申にもとづいて七三年六月、研究小委員会が大学協議会の議をへて設置されました。研究小委員会は七四年三月第一次草稿を作成し、それ以降、各学部教授会を中心とした討議をふまえて第二次草稿、第三次草稿と改訂作業にとりくみ、またこの間、学生・職員の意見をふまえて、確定稿をまとめあげるにいたしました。

もともとこの小冊子は大学として出すものでありますが、部落問題について大学の公定の理論をまとめることは不可能であると同時に、学問の発展にとって特定の見解は、それが押しつけになるとすれば有益だとは言えません。この小冊子はまさに全学が部落問題を正しくつかむための教材たるところにその性格があります。大学構成員によって自主的に編さんされているところに、この小冊子の教材としての重みがあると言えます。

今回の改訂によってもまだまだ不十分な点が多いことは避けられません。今後機会を得てよりよいものにしていきたいと考えます。この小冊子が学内の皆さんの部落問題についての認識を深め、差別をなくすための武器になることをつよく望みます。

目次

はじめに

序章 基本的人権と部落問題

第一章 部落差別の現実

一 居住・結婚・就職における差別

二 部落における就業と生活

第二章 部落の歴史と解放運動

一 古代・中世の賤民制と近世の未解放部落

二 近代日本と部落

三 部落解放運動

第三章 同和教育

〔付録〕

全国水平社綱領および宣言（一九二二年三月）
部落解放同盟綱領（一九六〇年九月）

序章 基本的人権と部落問題

近代の歴史は、市民階級が封建的な政治権力およびその諸制度の抑圧と束縛から、みずからを解放する闘いとして始まった。そして、この闘いの成果は、「すべての人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の権利を有するものである」（一七七六年、ヴァージニア権利宣言）、「人は自由かつ権利において平等なものである」として出生し、かつ生存する」（一七八九年、フランス人権宣言）という基本的人権の觀念に結実している。この基本的人権は、人間性から必然的に生ずる自明のものとしてされているが、それは決して抽象的な思考の産物ではなく、封建的支配のもとで人民を苦しめてきた抑圧と差別に對抗する具体的現実的な要求とその闘いを表現するものであった。いうまでもなく、近代への社会の発展は経済的には資本主義への道である。したがって、近代市民階級の^{ブルジョア}基本的要求はなによりも、封建的な地域割拠主義、私有財産にたいする制限などからの解放であった。そして、これらの経済的自由と密接な関連をもちつつ、思想・信条の自由、集会・結社の自由、表現の自由などの精神的自由、および人身の自由などが要求されていく。これらのいわゆる市民的自由の保障によって、資本主義は急速に発展したのであった。

しかし、資本主義の発展は封建社会とは異なる新たな矛盾を生み出すこととなった。利潤追求のための自由競争経済のもので、一方では資本の集積・集中が進行するとともに、他方では自己の労働力を売る以外に生きる道のない労働者は、使用者との関係において、いかに形式的平等が法的に保障されようとも、実質的には決して平等の立場に立てず、低賃金と劣悪な労働条件のもとで働かざるをえず、その結果、経済上の貧困のみならず、疾病になやみ、教育の機会を奪われる等々の現実にあえぎ、被支配・従属の状態のもとにおかれる。この

ような現実の抑圧と差別に對抗して、新たに労働者の人間としての生存、教育・勤労の機会、団結についての現実的・具体的な要求と闘いが発展し、やがてそれらの基本的要求は、日本国憲法にも保障されているような生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、団結権、団体交渉権、団体行動権などの新しい基本的人権として、各国の憲法の上に表現されることとなったのである。このように、現実の矛盾のなから、それを解決するための正しい要求が出され、その実現のための努力がたゆみなく積み重ねられることによって、基本的人権は生成・発展するという教訓を、私たちは歴史のなから学ばなければならない。

わが国において、第二次世界大戦後、平和主義・国民主権・基本的人権の尊重を原則とする日本国憲法が制定され、また国際連合において、世界人権宣言が人権保障にかんする国際的準則として採択されたのも、まさにそのような世界史の動向に照応するものであった。

ところで、国民の基本的人権は憲法に規定されたからといって、そのまま自動的に実現されるものではない。すでに述べたように、自由・平等・生存をおびやかす現実があるからこそ、それとたたかかって人間の生存と尊厳を確保するために憲法の人権規定が生まれたのである。われわれは基本的人権や自由・平等の保障を憲法まかせにするのではなく、一人ひとり主体的にその実現に参加しなければならぬ。日本国憲法第十二条が、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とうたっているのも、そのためである。

今日のわが国においても、国民の基本的人権を侵害するさまざまな現実があるが、その重要なもの一つに、未解放部落にたいする差別がある。のちに詳しく述べるように、明治維新以降のわが国の「近代化」の道は、きわめて不徹底であった。一八七一年（明治四）のいわゆる「解放令」は、身分的差別の撤廃と職業の自由を表明しているかのようにみえるけれども、やがて制定された明治憲法は、神としての天皇を主権者とし、天皇に奉仕すべきであるとして「臣民」の権利はいちじるしく制限されていた。この憲法の下で、皇族・華族制度や勅任官・奏任官・判任官など官吏の身分秩序が導入された。また士族・平民、さらに未解放部落民を「新平民」とする戸籍の記載などのなにも、

天皇を頂点とする新たな身分秩序の編成をみることでできよう。そしてそれは、単なる封建遺制にとどまらず、支配者が労働者・農民を分裂させて支配するために利用された。

第二次世界大戦後、民主主義の復活・強化の契りどころとなった新しい憲法（日本国憲法）は、部落解放を進める上でも、明治憲法とは比較にならない重要な意味をもっている。たとえば、明治憲法が平等に関して「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」（第十九条）として、官吏になる場合の平等のみを宣言するにとどまっていたのに対し、新憲法は第十四条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。ここでは、生まれによる差別の一つとしての部落差別は明白に否定されているのである。実際、この憲法の下で、民主主義と人権を守るさまざまな運動とともに、部落解放運動もまた大きく前進した。にもかかわらず、ここに「全国六〇〇〇部落、三〇〇万人」といわれる未解放部落民の多くがいまなお貧困と差別に苦しめられているのはなぜであろうか。

現代の日本において、たとえば、市民的自由の一つである表現の自由について、大多数の国民は、もっぱらマスコミから流される情報の受け手となつて、みずから積極的に意見を表明する機会を制限されている。勤労の権利についてみれば、学歴のほかに、母子家庭とか学生の自主的な諸活動の経歴とかが、隠された実質的理由となつて就職できない場合もすくなくない。わが国の労働者の労働組合への組織率がいぜんとして三〇パーセント台にとどまっているのは、労働者側の意識もさることながら、団結にたいする使用者側からの公然・隠然たる妨害があるからであるといえよう。すべての公務員を一般労働者から一律に区別して、その争議権を否定していることは、単に公務員労働者のみならず、日本の労働者全体の労働・生活条件を引き上げるのに障害となつている。このようにみえてくると、ここに、市民的自由が制限され、社会的権利の実現が阻まれているのは、部落にかぎらず全社会的な現象であるといえよう。しかも、思想・信条を理由とする職業選択の自由や勤労権の侵害が生活を破壊して経済

的貧困をもたらし、それが子供にはねかえつてその教育条件を悪化させ、このようにして教育を受ける権利を奪われることが、ふたたび就職の機会をせまくするというふうには、近代的市民的自由の制限と現代的な生存権・社会権の侵害は一体となつて進行している。

未解放部落民の場合には、憲法第十四条で絶対に禁止されているはずの生まれによる差別が、右に述べたようないわば人権の全社会的・系統的侵害に結びつけられ、後者を助長することによつていっそう過酷な形であらわれるのである。このように封建的身分差別としての部落差別は、それ自体として残存しているというより、むしろ、今日の社会の矛盾からくるものもろもの差別・権利侵害と結びついて具体的・現実的な社会問題となつていっているのである。したがつて、われわれは、今日のわが国に存在する経済的・社会的・政治的のもろもの矛盾と差別を科学的にとらえつつ、人権を守り民主主義を進展させる努力の重要な一環として、部落差別の解消にとりくまなければならない。

大学における研究と教育は、既成の社会的権威や利害・偏見にとらわれることなく、つねに科学的精神をもつて事実を直視し、社会の進歩、人類の福祉に貢献することを使命としている。近代社会の発展のなかで、国民の力に支えられながら、学問の自由を守るためにたたかいつづけてきた大学の歴史は、このことをあきらかに示している。したがつて、われわれが、国民の基本的人権を侵害する部落差別の現実を直視するだけでなく、これをわが国における民主主義にとつてきわめて重要な問題として学問的に究明し、その歴史的・社会的な原因をあきらかにして、主体的に部落差別の解消の方途をさぐることは、われれ自身の基本的人権と自由・平等を確立し、これを保持する道でもある。

以下、部落問題についての基本的認識をつくりあげるために、まず、今日における部落差別の現実をあきらかにし、部落の歴史、解放運動の歴史と現状について述べ、さらに、基本的人権と民主主義の実現をめざす同和教育の問題にふれていきたい。

〔注・第一章、第三章、付録―省略〕

〔注・なお、右討議資料は一九六七年一〇月に初版が刊行され、一九七〇年三月、一九七五年五月に改訂、以後若干の部分的改訂（一九八〇年二月、一九八三年三月）が行われた。〕

六八五 衣笠一拠点実現のための討議資料 ☆

一九七五（昭五〇）・七・一六 立命館（学内）理事会

目次

- I 衣笠一拠点実現のめざすもの
- II 衣笠一拠点計画と教学上の諸課題
- III 二部教学の改善
- IV 大学院教学の充実
- V 研究体制の整備と強化
- VI 管理運営体制（事務体制）の整備
- VII 施設計画と財政

I 衣笠一拠点実現のめざすもの

一、衣笠一拠点実現の意義

衣笠一拠点実現の意義・目的はなによりも本学における教育・研究の民主主義的發展の到達点をふまえて、さらにいつそう教育・研究の内容・体制・条件にわたる改善をはかり、本学を学部・学科を基礎とし、一・二部を含んだ真の総合大学として確立することにある。

現在、本学は広小路と衣笠にキャンパスが分かれているが、このことによつて日常的教育・研究活動や、学生の自治・課外活動、さらには事務組織を中心とする管理・運営体制や施設にいたるまでが分断され、その力量が十分

に發揮できないばかりでなく、大学全体の管理運営における困難、さらに人員配置と施設設備の重複による財政上の負担増大を強いっている。このような分断状態を克服して、総合大学として現代にふさわしい教育・研究を創造するためには、学園の全機構がひとつに結集し、総合的な機能を果たすことがどうしても必要である。

以上のような意味で、本学の一拠点計画は、最近いくつかの大学でみられる学舎移転や、中教審路線の具体化としてつくられた筑波大学などとは全くちがったものである。筑波大学では、移転を契機にして、教育と研究が分離され、学部・学科が解体され、大学の管理運営にたいする国や外部からの統制を強化しようとしているが、これとは反対に、本学では教育と研究と管理を統一し、学部・学科を基礎とした総合大学を、学生・院生・教職員の要求にもとづき、全学の民主的討議を通じて実現しようとするものであるからである。

二、一拠点問題のとりくみの経過

衣笠一拠点の実現は、すでに昭和三八年の「学園振興基本要綱」においてその志向が打ち出され、昭和四〇年には経済・経営の両学部が、ついで昭和四五年には、産業社会学部が衣笠に移転してきた。

また、昭和四五年の全学協議会では、①国民教育の立場からする教学の現代化・総合化・共同化、②小集団教育を軸とする学部教学の改善、③学生の自主的かつ進取的な勉強意欲を正しく伸ばす、ことを柱として、衣笠一拠点の早期民主的な実現をはかることが確認された。

この全学協議会の確認をふまえて学内理事会は、昭和四八年に衣笠一拠点実現の総論とでもいうべき文書、「衣笠一拠点実現の長期計画について」を發表して全学の討議に付してきた。さらに、昭和四八年度の長期計画委員会による「衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画についての第二次答申」の討議にもとづいて、一拠点を進めるうえでの当面の重点施設である理工新館の建設が原則的に確認され、本年五月一〇日には昭和四九年度の長期計画委員会による「衣笠一拠点実現にかんする第三次中間答申」も総長に提出されている。そして昭和五〇年度は一拠点実現の具体的実施計画を策定すべき時

期になっている。

以上の経過のなかで、昭和四二年には中央図書館、昭和四四年には体育館、昭和四八年には学生会館、昭和四九年には志学館が建てられ、それぞれに一拠点計画のなかでの教学の改善や課外活動の充実に重要な役割を果たしてきた。

ところで、本年度は衣笠一拠点実現のうえでとくに重要な転機となるべき年である。一拠点計画を具体化するうえで最も重要なものは土地問題の解決であるが現在の衣笠校地（約三万坪）は、大学設置基準による中心校地としては約二、五〇〇坪不足している。

ところが、その用地を衣笠周辺で二、〇〇〇坪確保できたのである。これによって、長年の学生の要求であり昭和四八年度の全学協議会の確認事項にも明記されている、女子寮建設と寮の統廃合、学生会館の完成、第二体育館の建設のための場所や体育用グラウンドを確保することができる。

具体的な場所の決定は今後理事会で検討されるが、これによって、衣笠一拠点化は極めて具体的なイメージを描いて構想しうる段階に入ったといえることができる。

さらに、学生の自主的・集団的研究の場としてのセミナーハウス（土地七〇〇坪、建物三〇〇坪、二億円、二四〇名使用可能）を衣笠学舎に近い宇多野ユースホステル前の閑静な場所に確保することができた。また長期計画実現の当面の重点施設である理工新館（約一、一〇〇坪、予算約五億円）を、衣笠の数物棟跡に、本年の夏に着工することが全学で承認されたが、これらのことは、一拠点計画を進める上で重要な転機になりうるものといえよう。

II 衣笠一拠点計画と教学上の諸課題

本学教学の基本目標は、今日におけるわが国の大学教育が、中教審答申、筑波大学法を中心とする文教政策のもとで大きくゆりうごかされようとしているなかで、平和と民主主義の教学理念にもとづいて、憲法と教育基本法のしめす国民の「学ぶ権利」に應える教学を推進し、さらに発展せしめること

をめざしてきた。

この基本目標のもとで、本学教学がすすめてきた今日の到達点をふまえ、これを今後さらに充実・発展せしめようとする「衣笠一拠点」実現の諸課題は、基本的に次の三点である。

(1) 教育・研究内容の現代化のなおいっそうの推進。

(2) これをすすめる基礎学力(科学的基礎概念と科学的方法)の養成。

(3) 集団主義教育の前進。

また、このもとの当面する重要課題は、

(イ) 学部教学の軸としての系統的な小集団教育の内容、体制、条件にわたるいっそうの整備と確立。

(ロ) 小集団教育を軸として、本学教学全般の内容的刷新と、これらを中心とした諸制度の改革およびこれを支える条件の整備。

(ハ) 小集団教育および学生の学習・研究活動をふくむ自治的、自主的活動を發展させるための学部基本施設の整備・充実。

(ニ) 学部専門教育をはじめ、一般教育、外国語教育、保健体育教育、教職課程等の改善と充実のための諸施策の推進。

(ホ) 教職員の研究・労働条件の改善、計画的な体制整備と増員。

(ヘ) 教員の共同研究体制の整備・充実のための取組みである。

一、教学諸分野における課題と改善の方向

(1) 小集団教育の充実について

各学部における一回生小集団教育(プロゼミ、小クラス)、二回生講読(又は基礎演習)、三・四回生演習(又は講読)を軸とする小集団教育は全学的にほぼその体系化が確立し、今日の大学教育における積極的な施策として本学教学の特色をつくりあげてきている。

しかし、その現状においては、四八年度全学協議会や、学振懇、さらには各学部五者会談などで指摘されているように、とくに二回生小集団教育と、三・四回生演習の二年制をめぐって改善の要求がだされている。

(a) 二回生講読の改善について

さきにもべた本学の小集団教育の体系化がすすんできたなかで、一回生小集団教育と、さらに専門教育課程に入る段階での二回生小集団教育の位置は重要である。この点では、学部教学の学習に必要な基礎学力の養成に基本をおいた到達目標・内容の明確化をすすめるとともに、授業方法、テキスト、また学生との協議による運営などの体制や条件ともあわせて前進させる。

(b) 三・四回生演習について

社会科学系学部における演習問題は、各学部における小集団教育の完成点となるという意義とともに、各学部における専門教育の総括的位置づけをもつことから、重要な課題といえよう。したがって、大学としてもこの点を重視しており、当面、現行の一・五年制演習の内容充実と、四回生後期における論文指導を制度化してその実質的な充実を努力してきた。今後はこの積みあげのうえに、これに伴う施設、条件、体制をふくめて二年制実現の方向でとりくむ。

(2) 専門教育の充実について

各学部における専門教育は「国民教育の立場にたつ教学の現代化・総合化・共同化」の方針にしたがい、(イ)衣笠一拠点における総合大学の機能を生かした学部間における開かれたカリキュラムの追求。(ロ)カリキュラムの集約化。(ハ)小集団教育と各講義科目の位置づけや関連性の明確化。(ニ)基礎学力養成の重視。(ホ)現代化・総合化・共同化の課題をさらに追求し、現代的課題を正しくとらえたカリキュラムの検討。等が専門教育の内容改善の環となるものであり、また授業方法の改善(講義要項の充実、講義計画の明確化、レジュメなどの併用など)もひきつづき追求する。

(3) 外国語教育について

外国語教育の内容充実については、(イ)「広い視野をもつ全人格的な人間形成の場としての大学教育」における広義の一般教育として、(ロ)学部教学における小集団教育の一環として、(ハ)さらに、外国語教育本来の目的である言語教育、の充実をその基本課題としてきた。したがってこれをさらに各学部の教学実態のうえにたって具体化することが今後もおひきつづい

て追求されねばならないが、その重点としては、学生の実態や言語教育に対する要求などに基礎をおき、これにふさわしいテキストの検討、教授方法の改善、さらには再履修クラスの改善、第二外国語の問題など、の充実につとめる。

(4) 保健体育教育について

本学における保健体育教育の目的は、(イ)学生の全面的発達への寄与、(ロ)スポーツ活動を通じての科学的思考力の養成、(ハ)集団主義教育の育成、にある。この基本視点にもとづいて保健体育教室を中心とする共同研究を基礎とした保健体育講義の内容改善や、これと結び付いた体育実技の改善(従来の六種目ローテーション方式を三種目として充実すること)など一定の積極的などりくみが行われてきた。今後はさらに、この基本視点にもとづき、かつ学生のスポーツ活動に対する要求に正しく対応した内容改善を衣笠一拠点実現による施設・設備等の条件整備ともあわせてすすめる。

(5) 教職課程について

今日、わが国の教育が政府の文教政策のもとでますますその統制が強化されつつあるとき、真に学問・研究・教育の自由と国民的要請にもとづいた教育の発展のうえから、本学における教員養成課程の意義は重要であるとともに、なおいつその改善充実がはからなければならない。衣笠一拠点実現のもとでさらに教職に関する諸科目の充実、カリキュラムや開講方法の改善、研究指導体制などをふくめて検討する。

(6) 二部教学の改善・充実について

今日、勤労者の教育をめぐる問題は、後期中等教育および大学教育をふくめて重大な問題に直面している。それは、ひとつには中教審答申にみられる文教政策を中心とした勤労者の教育を受ける権利に対する軽視であり、もう一方では、現に働きながら学ぼうとする勤労者の労働・生活条件の悪化からする学習・研究活動への圧迫である。

本学は、勤労者を対象に学問の門戸を開いたという本学の歴史と伝統をうけつぎ、真に「勤労者を対象とする大学教育」の場として二部教学を維持・発展せしめてきた。しかし、その現状には、これらの二部教学をとり

まく全般的情勢と私学危機のなかにあつてさまざまな矛盾と困難に当面しており、早急な改善が要請されている。

衣笠一拠点実現は、このような二部教学の実態のうえにたつて、二部教学の内容・体制・条件の全面にわたってこれを改善しようとするものであるが、また、同時に、一部学生の勉学・生活条件の実際に大きくかわる問題を含むがゆえに、きわめて重大であるといわねばならない。

このような観点から、二部教学の改善については、昨年七月、学振懇に提起した「二部教学の改革への提起―二部『二講時制』をめぐる』」を主要な内容として提起し、また、併せて二部文学部人文学科の新編成、二部理工学部基礎工学科の改革を今年一〇月に全学に提起する。

二、教学体制およびその条件の整備・強化について

以上の教学諸分野における課題をすすめるにあつて、内容改善の諸課題とあわせて重要なものは、これをすすめる体制・条件の整備・強化である。

(1) 教学諸機関の体制強化について

体制強化の基本は、本学が戦後の体制改革以降つくりあげてきた、総長・学長一体制と、学部長理事制による学内理事会を中心として、さらには各学部教授会を基礎とする学内教学諸機関のなおいつその機能強化と充実にある。また、各学部においては、教授会を中心として各種委員会や担当者会議、さらには学生の意見や要求を反映するための各学部五者会談(学部懇)、回生別協議会などをふくめて学部機能のよりいつその強化と充実が重要である。このためには、これらの課題に応えるにふさわしい諸体制の再編・整理を行う必要がある。

またこれらの教学諸機関が、つねに本学教学の基本目標である教学の現代化・総合化・共同化にむけて機能するためにも、これを支える事務組織体制の整備・強化はまた同時に重要であり、このことはとりわけ衣笠一拠点実現の重要課題の一環に位置づけている。(なお、この部分については「Ⅵ 管理運営体制(事務体制)の整備」においてさらにふれる。)

(2) 教学諸条件の整備について

体制強化にあつては、このことにふさわしい諸条件の整備がともなっ

てはじめて前進するものであることはいうまでもない。それは第一には、教職員の充実および教育・労働条件の改善であり、第二には、これらの条件のもとで充実した教学を徹底しうる学部学生定員の適正化であり、第三は、教学設備・施設の確保である。

(a) 教職員の充実および教育・労働条件の改善について

教学内容の充実と、その体制強化のためには、現在の教職員の教育・労働条件の負担を軽減し、教育・研究活動を前進させる条件をつくりあげてゆくことが急務である。現在もつとも強い要求として提起されている教員の持時間の減や、事務職場における増員の要求、さらには超過勤務の減少などいずれもこのための重要課題であることはいうまでもない。理事会は、「立命館大学教学の現状と課題」（昭和四五年）の総括のうえにたつて、漸次、教職員の充実を行ってきたが、さらにこれらの諸問題を解決するためにも衣笠一拠点実現時において改めて整理を行い、改善のための施策を提起したい。なお、具体的には、教員の持時間の減少を目指し、また事務職場については、一拠点による分館分室の併合と、教務事務の機械化による学部事務室定員の再編成により、全体の労働条件の平準化と定員の適正配分を行う。

(b) 学部学生定員の適正化について

充実した教学をすすめるためには、これにふさわしい学部規模の適正が必要である。学部機能が十分に果しうる教職員の体制とともに、この対象たるべき学部学生数の適正化は、四八年度全学協議会においても論議され、「今後の小集団教育を軸とする教学のいっそうの充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を「衣笠一拠点」完了時を目的に検討する。」として確認している。したがって、今後の各学部における小集団教育を軸とする体制を中心として、学部学生定員の課題を検討しなければならぬが、この学生定員の問題は、私学である本学の財政とも直接にかかわる問題であり、財政の民主化と相対的低学費を堅持しようとする本学の基本政策のうえからも十分な検討と全学の討議のうえに実施にうつされるべき問題として設定している。

(c) 教学施設・設備の整備・充実について

教学の充実・発展にとつて、教学施設・設備の充実はまだ欠くことのできない条件である。衣笠一拠点計画の重要な一つの柱はこのことでもある。したがって、われわれは長期計画委員会の長年の検討と答申をうけ、さらには学生から要求されてくる教学施設・設備に関する諸問題をもふまえ、主として次のように実現することとした。

(i) 学部基本棟（基本施設）について

小集団教育を軸とした学部教学の発展と、学生の自主的、集团的学習・研究活動を基礎とした教育をすすめるためには、クラス固定小教室、受講者数に適合した大・中教室、学生共同研究室、学生センター、さらには学生の自治活動に必要な施設などと、学部長室、会議室、講師控室、事務室など学部行政施設を総合した「学部基本施設」を基準としておき、衣笠一拠点における各学部の基本施設については次の通り計画している。

① 文学部棟について

文学部基本施設については、第三次長計委員会において検討され答申されてきている。この内容は、さきへのべた「学部基本施設」の基準をふまえ、また、文学部教学の実態とその推進に必要な施設として、専攻共同研究室、書庫、心理学・地理学専攻の実験・実習室、教職・学芸員課程関係施設、大学院施設をふくめているが、今後は、文学部教授会及び全学の検討をえて具体的実現への提起を行いたい。

② 法・産社学部棟について

法学部、産業社会学部の基本施設については、今年度長期計画委員会の主要な検討課題として提起するが、学内理事会としては、「第二次答申」にある概括的な構想と、学部基本施設の基準を基礎として策定したいと考える。

③ 理工学部基本施設について

今年度実施にうつした理工学部新館の建設に伴う理工学部教学施

設の整理によって、その基本施設は、現二号館を中心に集中化する。
 (具体的には、「第二次答申」における「理工新館問題に関する答申」、理工学部教授会の「理工新館問題中間まとめ」における検討を具体化した。))

④ 経済・経営学部の基本施設について

経済、経営学部については、現志学館の建設に伴って一定の整備が行われた。しかしなお、学部基本施設の基準のなかで、学生の自治活動に関する施設、学生センター、学部学生共同研究室、さらには、「クラス固定小教室」など不十分の点を残しているが、これらは一拠点の全体計画とその実現の過程において現以学館を中心とする諸施設の再検討とあわせて改善したいと考えている。

⑤ 二部について

二部の教学施設については別稿「Ⅲ 二部教学の改善」においてふれる。

(ロ) 外国語教育施設について

外国語教育の充実については、その内容の改善・充実とともに、語学教育に必要な技術の習得もまた肝要である。外国語科連絡協議会は「一拠点時の外国語教育施設について」において、①外国語特別教室の設置、②オーディオ・ルーム等を備えた中央視聴覚教室等の設置、を長期計画委員会に答申している。理事会としても、さらに本学における外国語教育のあり方、視聴覚教育の位置づけ等とあわせて全学の検討をすすめる、また、文学部棟や、法・産社棟、その他の教学施設の具体化のなかで検討したいと考えている。

(イ) 図書館について

図書館は、本学における学生・教職員の基本的な研究施設であるとともに、学生を中心とする学習図書館としての性格をもっている。この意義から、一拠点計画における課題として、従来の図書館の機能をさらに充実させるとともに、とりわけ各学部小集団教育の実態に照応した図書・資料の整備と施設面の改善、さらに二部体制、日曜日開館

など運営面についても改善をはかりたい。

(二) 体育施設について

体育施設は、課外体育活動の発展ともあわせて、今日の大学教育においては重要な部分である。一拠点の課題においては、現在の衣笠キャンパスにおける体育諸施設に加えて、第二体育館、運動場、各種コート等の拡充を実現することとしたい。

(ホ) その他、教学充実とかかわって種々の施設・設備条件の改善の課題があるが、これらについてはさらに他の施設・設備全般の検討にふくめたい。

Ⅲ 二部教学の改善

二部切り捨ての中教審路線に反対し、勤労者のための大学教育をすすめるという二部教学の基本方針のもとに、教育・研究の現代化・総合化・共同化の上になつて、とりわけ学生の自主的・集団的学習を進展させるため、さらに小集団教育の充実・改善をはかるとともに文学部人文学科、理工学部基礎工学科のカリキュラム改革や、学生の勉学・生活条件の改善をすすめるためには、「一拠点」の早期実現と「二部二講時制」の実施が必要であるということについては、今日までの「第一次理事会文書」(昭和三八年六月)、「第二次理事会文書」(昭和四九年八月)や、「二部教学改革への提起」(昭和四九年七月)などによつてすでに明らかにしたところである。とくに「二講時制」は、小集団教育を軸とする二部教学の内容・体制・条件の全面的発展をめざして提起されたもので、それは現行の三講時制のもとでは、第一・三時限が二部学生のおかれてある悪条件のために、不完全受講になつていくという現実認識のうえに立つて、二講時を完全に受講しうるようにするとともに、二講時制によつて生ずる時間的余裕を学生の自主的・集団的学習にあてさせうる条件を確保しようとするところにある。そして二講時制の具体化の問題を含めて改革が必要であるとされた教学諸課題については、現在各学部の教授会や二部協議会をはじめ学内の関係諸機関においてその具体的な改革方策の検討がすすめられている。

昭和四九年度の長計委員会においては、上にのべた教学課題の改善に引き続いて「交通問題」、「施設問題」についての検討がなされたので、これらについての考え方の概要を明らかにする。

一、通学・交通問題

都心部に位置している広小路から、比較的周辺部に存在する衣笠への移転は、個人差はあるとしても、総体的には交通条件が悪化するであろうことは容易に想定できる。とくに二部学生の場合、四六%が自宅通学者であること、長期アルバイトを加えると八〇%以上が勤労学生であることから住居や勤務先の変更が容易には行ないえない実状にあり、とりわけ五時三〇分に登校可能な学生が全体の半数にも満たないという実態を考慮すると、「一拠点」実現にともなう二部学生の通学交通問題は極めて深刻かつ重大な問題といわざるをえない。第二次パンフにおいても「二部学生の通学条件保障の問題は重要であり」基本的には「現在の都市交通行政にかかわる問題で」「そのための改善を地方自治体および各関係機関に要求する」とともに、「通学条件をより一層困難にしている勤労条件の改善と協力を求める」、そしてこれらと併行して「大学として必要かつ可能なかぎり独自の施策を実施する」必要があるとしている。通学・交通問題については基本的にはこのように考えるべきだと思ふが、移転の具体的な時期について確認が得られた段階では、市電・市バスの路線の新設・変更、運転時刻の改正、増発、時間延長など、さらに具体的な項目を整理して強く市当局に要望することが必要であり、また国鉄バスや私営交通機関にも協力をもとめるべきだと考える。(そのための基礎資料を得るため、本年度においては学生の通学実態について調査を行なった。)そしてそれが実現するまでの過渡的な措置としては学生の通学実態に見合った通学用バスの運行について大学独自の対策を行なう必要があると考えており、また、これの具体的実施については、学生諸君との適当な協議機関を設け、学生の要求にもとづいて実施をはかってゆくべきだと考える。さらに、市内交通機関利用者以外の問題としては、自転車・バイク・自動車通学者に対する問題があり、駐車場整備については、全学的な施設整備計画のなかに位置づけて検討すべきだと考える。

二、施設問題

施設・設備は、小集団教育を軸とする二部教学の充実・発展を保障するものでなければならぬ。したがって、「一拠点」時における施設・設備については、現在かかえている諸矛盾を可能な限り克服し、教育内容をいっそう高める方向で整備をはかる必要のあることは当然で、かつそれは、学生や教職員の意見や要求を十分ふまえたものでなければならぬ。

このような基本的な考え方と、今日までの学内における一定の討議のつきかさねの上に立つて、二部教学の基本的な施設の主要なものを収容する「二部基本棟」は、「一拠点」時においても衣笠キャンパスの中央部に位置することとなる学而館をあてゐるのが最も適当である。そして学而館内に収容しきれない二部教学に関連の深い全学的諸施設は、学而館の周辺にできるだけ近接して配置してゆくことがぞましい。

もちろん、本学における全施設は若干の例外を除きすべて一・二部が共同で使用することを建前としており、またそのように運用されているから、学而館を二部専用と考えているわけではないが、二部学生の施設利用が主として夜間であるという条件や、学生のキャンパス内での移動をできるだけ小範囲にとどめること、実験・実習施設と切り離すことができないところからくる理工学部基礎工学科の位置や、さきに述べた文学部棟の建設場所との関係なども考慮した結果、以上のように考えるものである。

つぎに、二部教学に必要な施設としては、教室などの教育施設・設備、学生関係施設、行政施設及び体育館や学生会館などその他種々のものが必要であるが、それらの施設・設備についてどのように考えていくことが必要であるかについて明らかにしたいと思う。

(イ) 教室等の教育施設

教室施設は可能な限り基本棟となる学而館に確保すべきであるが、不足する分についてはできるだけ近接した学舎の利用をはかるべきである。しかし、文・理工学部のとくに専門科目については学部の特長性からも、それぞれの学部棟の利用が適当となるであろう。

小集団教育の中心となるべき小教室については、クラス固定制の実現を

はかるとともに、サブゼミ、雨天時の体育予備室、ホームルームとしても利用できるだけの室数を用意すべきである。その他、今後教室の新設・改修に際しては、各室の防音・音響効果について十分な配慮を必要とするとともに、とくに大・中教室においては、ワイヤレスマイクその他の新たな教育機器の導入を検討すべきである。

(ロ) 学生関係施設

学生諸君の課外活動の各部屋については、その設置の場所、面積などについて十分学生諸君と協議しなければならない。学生センター、学生共同研究室などについては、現状の総括の上になつて、その設置の形態、場所、管理・運営の方法などについて協議することが重要となるが、学生センターについては、休憩・談話用として「学生ホール」の性格を持たせるとか、社会科学系三学部学生共同研究室を基本棟内に設置する場合には、利用・管理などの都合から、三学部共用方式をとることなども検討の課題となるであろう。身体障害者控室、臨時的な各種実行委員会室となりうる予備室（学生会議室もかねる）、作業室（印刷、看板）などの新設についても検討課題となる。

(ハ) 行政施設

学生に責任をもちうるよう各室が機能的に基本棟内に配置される必要がある。また、二部協執行部室（二役室）、学生面談室、資料室、作業室、倉庫などについても十分なスペースを確保する必要がある。

(ニ) 全学的施設

二部学生の勉学、生活に直接関係する部課、図書館、診療所などについては、基本棟にできるだけ近く、利用の便を考慮する必要がある。このことは、生協の諸施設についても同様に考える必要がある。その他キャンパスの整備にあたっては、交通問題の項でのべた駐車場問題などとともに、学生のスポーツ要求や、屋内・外における休憩と談話の場の確保、夜間照明の問題などについても十分な配慮を必要とするものと考えられる。

施設に関しては、問題の整理のみに終つたが、今後各機関での討議を要請する。

なお、二部に関して残された問題として、各学部・二部協議会の責任体制（事務体制については後ののべる）の問題、勤労学生の確保、学部・学科の適正規模の問題などがあるが、これらについても今後順次検討の上全学の討議に付したい。

IV 大学院教学の充実

本学における大学院の理念と位置づけは、学部教学を基礎とした、国民的立場にたつた民主的研究者養成の機関であるというところにある。ここからつぎのような教学改善の課題が設定されている。

一、研究指導、複数指導教授制の確立

研究指導に当ってはまず研究科委員会が全体として指導にあたる共同指導体制がとられなければならないが、そのために、①教員の共同研究会への院生の参加、②修士論文作成にさいしての共同研究会での報告、③研究科委員会全体での修士論文審査、④博士課程院生の論文の学会誌への掲載等が課題となる。さらに、論文指導において指導教員のほか関係教員が複数で当たる複数指導制が追求されねばならない。

二、共同化・共同研究の推進

現代化・総合化の視念にたつた共同化・共同研究を進展させる課題は、大学院教学においても基本的なものである。

共同化・共同研究の課題としては、①学部共同研究会への院生の参加
②院生相互の共同研究
③人文・理工学研究所の共同研究会への院生の参加
④研究科・専攻間での共同研究
⑤学外研究グループ・研究会への院生の参加、などがある。

三、大学院教学と学部教学との関連

大学院は、学部教学の充実の上に位置づけられるべきであるという理念から、両者の関連は、教育と研究との不可分のかかわりにおいて、教員の個人研究・共同研究―大学院における教員と院生との共同研究・研究指導の前進―学部教学への寄与の面と、院生と学部学生との間の相互交流、指導・助言

といった面において追求さるべきであろう。

四、大学院施設の配置

以上のような教学課題を衣笠一拠点化のなかで実現していく場合、一方では大学院と学部教学との関連を考慮し、他方では大学院が学部研究体制の一翼を構成するものであるという位置づけから、大学院は学部基本施設、教員研究施設と関連させる必要がある。そこから社会科学系研究科は修学館に、文学研究科と理工学研究科はそれぞれの学舎におき、従来不十分であった諸施設の内容の改善を行うとともに、院生の共同研究の条件を確保するために、院生共同研究室、教室、共同研究会室、および談話室を確保する。部屋数やその規模については、修学館のありかた、新学部棟や理工新館の建設ともかかわって、さらに大学院生協議会と話し合っていく必要がある。

院生図書室のあり方については、大学院の図書費のもつ相対的独自性の意義を評価しつつも、衣笠一拠点時における学部共同研究室書庫のあり方ともかかわって、図書の選定・購入の学部図書委員との共同化や相互利用の方法、さらには学部・大学院の図書資料の一本化の方向について検討していく必要がある。

V 研究体制の整備と強化

一、研究体制整備充実の基本的な考え方

衣笠一拠点計画のなかで、教育と研究の統一的发展をめざし、研究活動の推進、充実をはかることはきわめて重要な課題である。

その基本視点は、「現代化・総合化・共同化」の理念にもとづき、国民的要請にこたえる清新で創造的な研究成果をあげ、小集団教育を軸とする本学の全教学の発展を基礎づけ、また、社会的要請にこたえその成果を社会にかえしていくために、財政的にも整備された研究活動を組織し発展させることにある。

したがって、研究体制確立の基本的課題は、

(1) 研究と教育の統一を堅持し、学部を単位とする個人研究・共同研究を展

開する。

(2) 研究における現代化・総合化・共同化を内実化し、各学部間の連携をはかる。

(3) 人文科学・理工学両研究所を中心とする全学的な共同研究を効果的に遂行する。

(4) 研究諸条件の整備・改善を推進することにある。

二、研究体制の整備強化の方向

(1) 学部を中心とする研究体制

(イ) 文科系教員の研究体制は、修学館を中心に集中化をはかり、学部内および学部間の総合化・共同化を推進する。

(ロ) 社会科学系四学部の学部共同研究室を中心とする研究活動の機能及び体制を整備する。

① 個人研究・共同研究の充実、共同研究会・調査活動等の推進

② 研究成果の発表

③ 図書・資料の収集、整理及び管理

④ 研究に必要な学術情報活動の強化（文献目録等二次情報資料の作成、情報調査、文献複写サービス等）

⑤ 学外諸研究機関との連携

⑥ 教員の日常的な交流の場の確保

⑦ 研究推進のための運営体制の整備、事務体制の充実、施設・設備の整備

(イ) 文学部の専攻共同研究室は、教員・院生・学生の共同学習の場、学生の自主的な共同研究の場として、専攻の基礎的な文献資料もおかれている現状から、文学部教員の研究体制については、これとは別に検討する必要がある。

① 文学部の研究のあり方として、専攻のわくをこえた共同研究、学部の学問体系の形成に即した研究の共同化をはかる。

② 専攻共同研究室とは別に教員共同研究室ないし談話室の設置を考慮

する。

③ 学部として収集した図書資料は、専攻共同研究室に配置する基本図書を含めて学部共同書庫に集中管理する。

④ その他、学部における研究活動の機能および体制は、上述(ロ)の社会科学系四学部に準じて整備する。

(二) 一般教育センター、外国語科連絡協議会、教職課程教室の研究体制については、それぞれの機能の明確化、体制の強化をはかるとともに、文学部各専攻との連携、図書資料の共同化、共同研究の推進などについて相互に検討し、実体化をはかる。

保健体育教室における研究については、研究を共同化する体制を推進し、体育館内に研究施設・設備を整備し、研究成果発表の場の確保をはかる。

(ホ) 理工学部における研究体制については、学科を中心とした研究活動を基礎に、理工学研究所を媒介として学科をこえた学際領域にわたる学部としての共同研究を推進する。理工学部の研究を推進する体制および条件の維持・改善については、後述するように、理工学研究所の果たすべき役割がきわめて大である。

(2) 人文科学・理工学両研究所を中心とする全学的な研究体制

(イ) 人文科学研究所は、文科系五学部および一般教育(広義の)関係を中心とする教員の総合的共同研究施設として、

① 人文・社会科学にまたがる全学的共同研究を推進する母体となり、文科系五学部を基礎とし、当面は社会科学系を中心とする、「基礎文献資料センター」を設置し、

③ 本学の研究成果を広く社会に問う窓口となる。

との三つの柱による研究機関としての役割を果たすべきものとして、一層の充実をはかる。

(ロ) 理工学研究所は、理工学部および他学部の自然科学系教員による全学的共同研究を推進する機関であり、同時に、理工学部教員の学科を中心とする研究の基礎のうえに、学科をこえた共同研究の組織化をはかる学

部共同研究室的な機能を持ち、後者の性格をつよめることが要請されている。

① 従来、各学科図書室に配置していた図書・資料を、研究の共同化、図書管理の集中化に資するため理工学研究所に集中・管理する。

② 研究会、セミナー等共同研究・討議の場を保障するために、現学科図書室の転用をはかるほか、研究所の施設を拡充し整備する必要がある。

③ その他、学部および全学的な研究に必要な設備等を整備し、適切な管理運用をはかる。

④ 研究所の活動を推進する運営体制および事務体制の整備をはかる。

三、研究体制整備と各施設の配置

(1) 修学館棟の増築と各施設

修学館棟の増築については、上述の諸条件からみて最大限の増築規模を検討し、また、図書館および文学部棟との関係で、それぞれ架構その他の方法で連結することが望ましい。修学館内部に収容する各施設の配置は、

① 社会科学系四学部共同研究室および同書庫は、増築部分中央部北側に置く。

② 人文科学研究所の施設は、各学部との関連に配慮しつつ、現位置を中心に拡充整備する。

③ 一般教育センター・外連協等の施設は、文学部関係の研究施設と近接して配置することがのぞましい。

④ 社会科学系大学院施設は、各研究科間の共同化または関係各学部の研究体制との間のいずれに重点をおくかによつてその配置を検討する。

⑤ 個人研究室の配置は、共同研究室と関連して検討する。

(2) 文学部棟と研究施設

専攻共同研究室、大学院施設、共同書庫等は文学部棟に配置され、共同書庫に近接して修学館棟内に教員の共同研究室あるいは談話室を配置し、個人研究室も修学館棟にもうける。

(3) 理工学部および理工学研究所の研究施設

理工学部の研究体制にかかわる施設配置については、教育と研究の統一が施設面でもっとも端的に要請され、かつ、学科を中心とする教育・研究の推進が基礎となる現状から、各学科棟の充実をはかるとともに、学部の教育・研究推進の中心を二号館におき、学部基本施設とあわせて理工学研究所の施設を拡充整備する。

VI 管理運営体制（事務体制）の整備

学生の実態を正確に把握し、かつその上にたつて施策を確立するために、今日とくに「教育研究・管理の統一」の基本的立場が重要である。この視点に立つて事務体制の整備を一拠点実現に向つてある程度おこなってきたし、今後おこなう必要がある。

すでに一拠点実現を目指して、厚生課の独立、診療所、教学部課の一定の整備をおこない、五〇年度に入り、施設設備の管理部課（管理課、施設課）および総務課の整備をおこなってきた。

一、二部事務体制

二講時制が具体的検討段階にあるが、これを前提として一拠点時における

二部事務室および関連部課体制の整備をおこなう。

(1) この体制整備は次の視点が貫徹されねばならない。

(イ) 二部教学の内容、体制、条件の一層の発展と学生の自主的集团的諸活動に対応し、それを援助する体制づくりであること。

(ロ) 現在学生側から提起されている諸問題を解決する方向のものであること。

(ハ) 二部協議会の責任体制強化に対応した二部事務室責任体制の強化であること。

(ニ) 全体部課体制の強化と相まって教職員の労働条件の改善がはかられること。

(2) 二部事務室および関連部課のあり方について二部総合事務室制の意見も

あるが、図書館、診療所等限界があり、その他の部課の集中化も新たな困難が予想されるので機構はほぼ現状として運営上の連携を一層図っていくこととする。この場合関連部課の時差制または担当者制は所要人員数、業務の性格を含めて実態に即した検討と調整をおこなう。

(3) 窓口時間については、二講時終了時間になお若干のゆとりをもった設定が必要である。

(4) 二部事務室職員の勤務年限については「三年以上四年」の基準を検討しつつ、女子職員についてはおかれている条件を考慮し「二年制」を検討する。

二、図書館事務体制

図書館の整備強化は、研究体制の強化と小集団教育を柱とする教育充実の全学的総合的検討とかわつての図書館政策でなければならぬ。現時点では、中央図書館制度を前提として運営上の問題点について体制整備をおこなう。

(1) 図書館職員の配置

従来の全学的配置原則をふまえつつ、図書館業務の実態、要請される課題を考慮し、職員の研修体制の強化も含み配置をおこなう。

(2) 部門体制の整備強化

今日、図書館業務において、収書、整理とともに、とくに企画、情報収集機能と閲覧機能の強化が要請されているが、現行二課（運営・整理）は、職場の集団化の困難性、施設配置条件とも関連して一定の限界に達している。要請に応えるとともに、全体の力量を高めるためにも現行の二課を三課（総務、整理、閲覧）にする方向をも検討する。

(3) 図書館運営への学生参加

従来、行なわれてきた学生実態把握のうえにたつて、学生の意見・要求を組織的に吸収し、それに応える体制を確立する。

三、研究事務体制

研究体制の整備充実が重要な課題となっているが、そのなかで研究活動を支え、研究関係事務体制の整備も強く求められている。当面、修学館棟の現

状から整備の検討方向を述べると、

- (1) 業務の内容は ①共研、大学院の図書関係 ②個研図書関係 ③研究活動にかかわる情報提供 ④研究活動の庶務、学会関係 ⑤教員への連絡、機器管理であるが、研究事務の特質、機構上の位置づけ、少数職場という位置づけから、③④の事務処理は困難な実状にある。

(2) ③④の機能強化を図るため要員の充実、機構上の総合化で全体の機能を高める方向の検討が必要である。この場合にも学部との連携問題、総合化發揮の施設・設備条件が同時に検討されるべきである。

総合機構として人文研、受付、四学部および外連協研究室を大枠として人文研に一体化して業務分担で学部、外連協との連携を保障する形態が検討の対象となる。

Ⅶ 施設計画と財政

昭和四九年度長期計画委員会の第三次中間答申は、四八年度第二次答申でべられている、①一拠点建設計画の現時点での財政上の見直し、②施設計画の残された課題すなわち学部基本施設以外の諸施設・設備についての検討であった。

一、一拠点建設計画の現時点での財政上の見直し

建設事業費が大幅に高騰しているも、第二次答申にもられている建設計画がそのまま財政上どのような影響をうけるかを試算し、その財源確保のみとおしはどうかについて検討する点にあった。これに関しては後の建設勘定で説明をする。

二、施設計画の残された課題

(イ)校地の確保、(ロ)厚生諸施設・環境整備 (ハ)本部棟 (ニ)体育施設 (ホ)二部諸施設などの検討を行った。

(イ) 校地の確保

一拠点を実現するためには、その基礎的、基本的条件として校地確保は重要である。昨年一二月衣笠キャンパスに近い場所で適当な物件をもとめ、

買収交渉をすすめた結果、本年三月売買契約を結ぶことができた。その面積は二〇〇〇坪あり、この校地確保は大学設置基準の条件を充たす上で、また寮、体育施設などを考える上で欠かすことのできない基礎的条件であり、この確保は一拠点実現の上では大きな意味をもつものである。

(ロ) 厚生施設

(i) セミナーハウス 厚生施設は勉学生活の重要な条件であるが、その一つとしてセミナーハウスの充実改善が、大きな前進をしたことである。

本年新しく買収した土地、施設は衣笠に近接し、収容人員も約二四〇名の鉄筋地上三階地下一階の建物で、セミナーハウスとしては実に環境好適な場所である(本年七月一三日、宇多野セミナーハウスとして開所)。

(イ)の校地確保とあわせて一拠点の重要な問題の一つが実現したことは今後の計画を実現していく上で大きな前進である。

(ii) 生活協同組合施設(図一) 生活協同組合の事業は、厚生活動の主要な柱をなすものであり、その施設はキャンパス内の中心的位置であることが望ましい。しかしキャンパスにゆとりのない現状では、すべての施設の効率よい利用が考えられねばならないこと、しかも従業員の健康と労働条件など考慮しつつ、以学館、学而館、法産社棟の地下を利用せざるを得ないと考える。その場合、空調設備を整えること、可能な限り地下道による建物間の連絡をはかるなど条件整備が必要と考える。

(a) 食堂は以学館、学而館、法産社棟の三ヶ所とし、かつ二部の利用との関連で、昼夜ひきつづく利用は学而館食堂とする。

(b) 生協本部・購買部門は、法産社棟の地下におくか、その規模、設備はひきつづく検討をしなければならない。

(c) 資材・廃棄物等の搬入搬出の経路も具体的に検討中である。

一つは観光道路からの進入路の可否、二つには法産社棟食堂を食堂センターとした場合、ここと学而館、以学館を結ぶ道路などである。

(iii) 女子寮統廃合 懸案の事項である。問題はその位置の問題であるが、

そのために新しく土地を購入することは非常にむづかしい。しかし二一(イ)でのべたように、今回衣笠周辺に二〇〇〇坪の校地買収ができたので、

具体的な検討を進める条件ができた。統廃合という趣旨から、条件が整えば全体の建設計画とは別に、その規模・内容を検討し建設にとりかかることができるといえる。

(iv) 環境整備(図2-1-1) この問題についても一定の検討を進めた。

(a) 駐車場、(b) 自転車置場、(c) 門と受付、(d) 憩いの場、(e) 植樹、(f) フェンス・堀、(g) その他屋外集会施設、および道路計画(図2-1-2)

(v) 本部施設(図2-2)の位置

本部施設は、対内、対外的関係から考えて図に示す位置が望ましいと考へる。なお学生部については、本部棟に収容する案と法産社棟に収容する案とがあり、ひきつづき検討を要する。

(vi) 体育諸施設

体育に関する要求は正課、課外ならびにリクリエーション・スポーツのすべてにわたって、かつ学生からだけでなく教職員からの要求も極めて強いものがある。しかしそれはまた莫大な財源を要するものが多い。それだけに、正課、課外、そしてリクリエーションの場合も、そのあり方を考えながら極めて合理的、効率的施設整備をはかっていく必要がある。その場合、今回の校地買収が、はじめてこの計画をたてていくことを可能にできたのである。

体育諸施設の検討としては、(a) 第二体育館の規模と位置 (b) グランド・コートの種類とその利用計画 (c) 正課・課外、リクリエーションそれぞれにおよぶ利用計画 (d) 衣笠体育館の改修(主として階下ピロティー)について、上記の視点での検討がある程度進んでいるが、ひきつづきつめた検討を要する。

(vii) 二部関連施設(図3)

二部基本施設については、理工学部基礎工学科、文学部人文学科の施設と他の学部との関連から、学而館におくことについてすでに明らかにされている。さらに体育、会計、学生部、診療所、生協など学生の合理的利用条件、教職員の体制などを考慮する必要があり、この点からの検討も進められている。

(viii) 理工新館

理工新館の内容、規模についてはすでに決定をみ、本年七月一日着工のはこびに至った。この新館建設により、理工学部全体として、Cプロックの一環としても、基本的整備をはかることができてきている。したがって、残る五号館の整理、三号館についても具体的な整理の検討へと進められねばならない。

(ix) その他

第二次答申において出された、学部基本施設、文学部棟、法産社学部棟、二部基本施設、については、基本的に変更する点がないので、ここでのべることは省略したい。ただし、修学館については、本部施設との関連で、第二次答申とは変わってくるが、その内容については、研究体制委員会の討議により具体化をはかっていかねばならない。

三、衣笠一拠点実現のための財政の基本的視点

昨年度まで学内理事會が提起した「衣笠一拠点」実現へむけての討議資料」であきらかにしているように、その基本的視点は、本学の総合大学としての力を最大限に發揮し民主的な研究教育を守り發展させることを目的とし、同時に財政力量をも総合強化するものでなければならぬ。そのため以下の具体的視点にたつて計画を実現していく必要がある。

- ① 学園を構成する各パートの要求の上にたつて、全学討議を経て実現をはかる。
- ② 経常費補助の拡大とともに施設に対する助成の新規獲得、融資の改善など、助成の前進を展望しつつ、当面本学財政の力量に見合う計画とする。
- ③ 実現に必要な事業を極力緻密に計画化する。この場合、事業規模が現状以上に拡大することを防ぐ。
- ④ 計画の実現を保障する財源確保。とくに物価高騰の影響は、極めて深刻であり、その確保のための総力結集が極めて重要である。
- ⑤ 計画事業の実施にあたっては、民主的力量を最大限にたかめる努力をする。

⑥ 計画推進の過程で、進行状況をあきらかにし、常に停滞を防ぐよう努力する。

四、計画の概要と財源

① 事業費

必要な校地・施設については先にのべられているとおりであるが、地価、建設費の上昇は著しく、その事業費は、一昨年試算の五〇億円を大幅に上廻り、八〇億円にのぼるものと思われる。現在までの到達点は、四九年度の計画として土地問題の手当、理工新館の着工を立案していたが、諸般の事情により約一年遅れて、計画に沿う実現をみている。すなわち、土地問題では、衣笠氷室町に二〇〇坪の校地を買収し、理工新館建設は着工するに至っている。さらに、学生の要求として強かつたセミナーハウスの充実については、宇多野に格好の土地・建物を買収することができ、従来とは格段に充実したセミナーハウスを開設することができた。

以上のように、昨年から今年にかけての一年間は、全学の期待する基本的研究教育条件の改善と、一拠点実現の基礎が固められたと考える。

② 財源問題

(1) 負債償還

これまでのところで、一拠点事業費の概要についてみてきたが、これを実現するための財政計画はとりわけ重要である。その場合、すでにこれまで実施してきた事業の負債をみておく必要がある。

五〇年度の土地・建物買収と理工新館建設は、その財源の多くを私学振興財団からの借入によってまかなう予定であるので、五〇年度の負債残高はかなり大きなものとなる。その償還は、維持拡充費三億三〇〇〇万円と寄付金約一億円のほどを当てなければならぬことになる。

そのため、五一年度以降の建設事業は、さらに財団及び銀行の借入れに大きく依存しなければならぬ。その償還は、資産売却収入によるとしても、これだけですべてまかない得ないので、さらに自主財源の確保に大きな努力を要するものである。これらの財源の内容は以下のとおりである。

(2) 財産売却収入

この収入も、当初の試算三〇億円より上昇しているとみられるが、土地売却は本年に入って一定の安定をみせている。とくにインフレと不況が同時に進行する複雑な経済情勢の中では、十分な慎重さを要すると思われる。

(3) 寄付金

自主的財源の中で、寄付金のもつ意義はとくに重要である。四九年度予算五〇〇〇万円、四八年度実績八七〇〇万円に対し、四九年度実績は一億円を越え、これまでの最高額となった。これは、教職員、学生諸君の父母、全国の校友その他一般の積極的な協力によるものであるが、これをさらに大きく拡大していくことが重要である。

(4) 学債

寄付金とならぶ自主的財源として重要である。もちろんこれは借入金であり、利子負担と確実な元金償還を必要とするとはいってもない。四九年度実績は一億三九〇〇万円であるが、今後さらに拡大し年間二億円の目標で募集する計画である。

(5) 私学振興財団借入金

償還年限二〇年という長期貸付制度であり、一拠点の実現にとって財団の協力を得ることは欠かすことのできない重要性をもっている。しかし、財団の毎年の貸付予算には一定の限度があり、一年度一人最高一〇億円程度とみられる。一拠点計画の総額として、五〇年度を含み三〇億円の貸付を期待している。

(6) 銀行借入金

本学がこれまで築いてきた財政信用により、一定の借入は可能であると考えている。しかし利率が高くかつ返済期間が短かいのでその運用は慎重でなければならない。

要約

以上のように概略の財源計画をたてているが、なお未確定要素が多く、順次さらに緻密に具体的な計画に仕上げねばならない。しかもそれは容易

な道でなく、毎年の予算編成、執行過程―具体化―において、全学的討議と一致した力をつくりあげることが、その実現の保障となるものである。

□ 年次計画案

一 拠点計画を実現するためには、すべての条件が完全に整ってから移転するという考えでは、実現が困難になると考え、まず第一に、校舎の建設を実施し、ひきつづき、必要な施設を逐次建設していくという考え方で立案している。したがって、その間、さまざまの不便、矛盾を生ずることが予想されるが、これは、可能な限り暫定措置を講じ、矛盾を少なくするよう努めるようにする。

また、この計画の最大の問題点の一つは、建設を最終的に保障する自己資金の不足である。したがって、維持拡充費、寄付金の確保が極めて重要である。

(1) 年次計画

昭和五一年度	文学部棟の着工。グラウンドの整備。
昭和五二年度	法産社棟の着工。(文学部棟の完成にひきつづき) 第二体育館。
昭和五三年度	文学部一・二部、できれば二部経済、経営両学部も移転。本部棟、修学館、学生会館二期、図書館三階仕上げなど。全学部移転完了。
昭和五四年度	理工整備、環境整備、女子寮(統廃合の趣旨から、条件が整い次第建設。従って年度が早まる場合もある)。

なおこの年次計画は毎年度予算編成の際、資金調達を含め、慎重に検討しながら進める。

(2) 年次計画集約

建設事業総額

七七億円(内訳、建物五四億、土地買収一六億、その他整備六・八億)

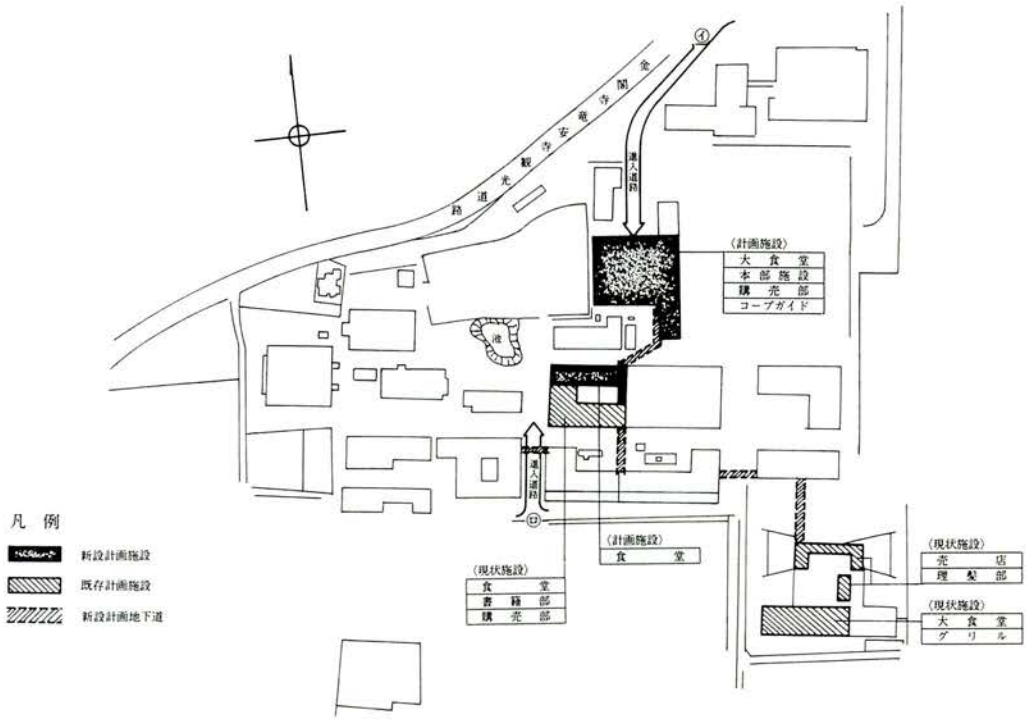
財源

納付金、寄付金、資産売却、財団借入、銀行借入、学債

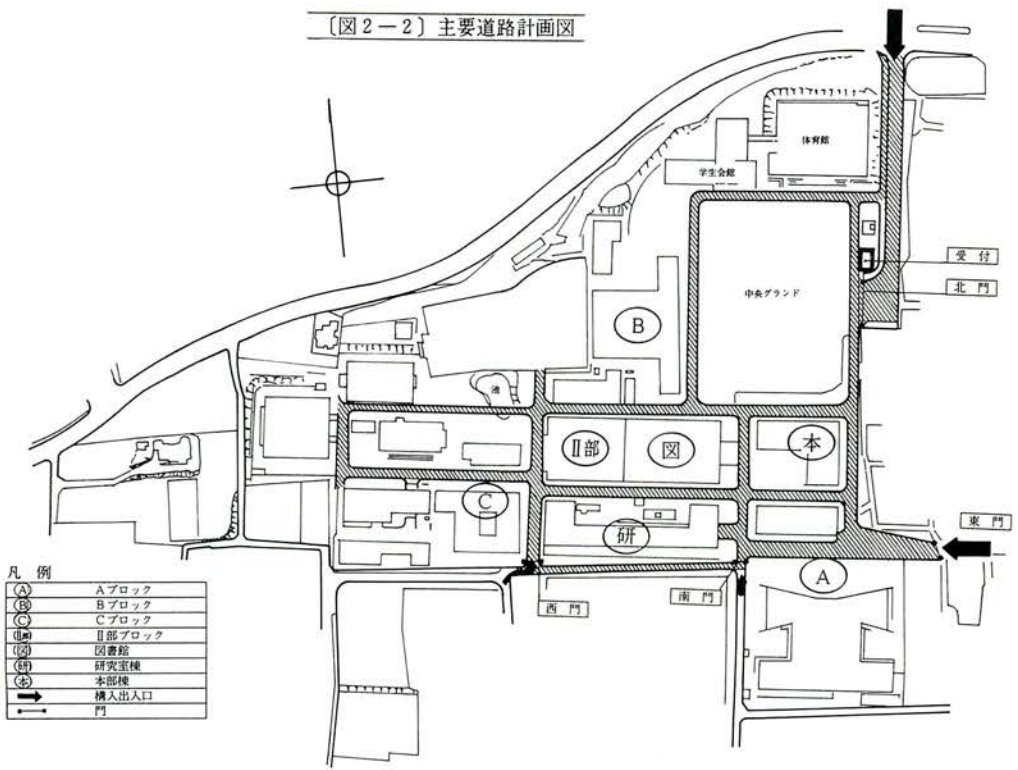
△付▽

- 図1 生活協同組合施設計画図
- 図2-1 環境整備計画図〔省略〕
- 図2-2 主要道路計画図
- 図3 二部関係施設計画図〔省略〕
- 図4 体育施設計画図〔省略〕

〔図1〕生活協同組合施設計画図



〔図2-2〕主要道路計画図



立命館史編纂委員会名簿

委員長 岩井 忠熊 教授

委員 後藤 靖 教授

衣笠 安喜 教授

(以上常任委員)

畑中 和夫 教授

寺島 平 教授

小林 幸男 教授

貞広 太郎 教授

橋本二三男 教諭

伊藤 昭 総務部長

栗山 崇 入学課長

(事務局) 総務部 総務課

(編纂室) 主任 金井 直彦

崩場 弘

巻頭	目次	序	第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	第六章	第七章	第八章	第九章	第十章	終巻
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

立命館八十五年史資料集・第三集

一九八八年一月三十日発行

編集 立命館史編纂委員会
発行

京都市北区等持院北町五六―一
学校法人立命館総務部総務課
電話(075)四六二―一三一代

印刷・はいづか印刷